デジタル時代の
国立国会図書館
1998-2018

国立国会図書館七十年記念館史

デジタル時代の国立国会図書館

1998-2018

国立国会図書館七十年記念館史

6 戸張正雄館長就任

国際子ども図書館部分開館

5

5 「国立国会図書館電子図書館構想」

国際子ども図書館全面開館

5

7 黒澤隆雄館長就任

10

関西館開館

4 長尾真館長就任

4 大滝則忠館長就任

国際子ども図書館
アーチ棟竣工

6

4 羽入佐和子館長就任

5 大規模デジタル化補正予算成立

法改正

4 国立国会図書館法改正
（パッケージ系 2000.10施行）

6 著作権法改正（保存のためのデジタル化 2010.1 施行）

6 著作権法改正（図書館送信 2013.1施行）

7 国立国会図書館法改正（インターネット資料 2010.4施行）

6 国立国会図書館法改正（オンライン資料 2013.7施行）

来館サービス

10 登録利用者制度

10 東京本館リニューアル

10 館内電子情報提供サービス（館電）

1 館内サービスシステム（KSS）、新登録利用者制度

1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30

インターネットサービス

4 国会会議録データベース

6 日本法令索引

10 近代デジタルライブラリー

9 館内限定公開資料の提供開始

5

4 児童書デジタルライブラリー

2

6 ディジタル貴重書展

4 国立国会図書館のデジタル化資料

1 国立国会図書館デジタルコレクションに改名

3 貴重書画像データベース

5 歴史的音源提供開始

1 図書館送信開始

5 インターネット資料
収集保存事業（WARP）（著作別）

5 国立国会図書館デジタル化資料に改名

11 インターネット資源選択的蓄積実験事業（WARP）

7 インターネット情報選択的蓄積事業（WARP）

4 インターネット資料収集保存事業（WARP）

11 Dnavi

3

国立国会図書館オンライン

3 Web-OPAC

10 NDL-OPAC

1 NDL-OPACの更新

1

10 アジア言語 OPAC

10 テーマ別調べ方案内

5 リサーチ・ナビ

10 国立国会図書館デジタルアーカイブポータル（PORTA）

1 国立国会図書館サーチ（NDL サーチ）

4 国立国会図書館総合目録ネットワーク事業

12 一般公開

12 児童書総合目録

2 全国新聞総合目録データベース

3 東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）

10 カレントアウェアネス -E

12 レファレンス協同データベース一般公開

※〇は月を表す

はじめに

国立国会図書館は戦後間もない昭和 23（1948）年、国会に属する唯一の国立図書館として設置され、平成 30（2018）年に 70 周年を迎えた。

図書をはじめとする図書館資料を収集し、その資料をもとに国会議員をサポートすること、また行政及び司法の各部門、そして日本国民に奉仕することで、民主主義と世界平和に寄与する、という使命を担っている。昭和 36（1961）年に永田町に建設した、現在の東京本館の図書カウンターには、国立国会図書館法前文の一節「真理がわれらを自由にする」が刻まれている。

これまで、昭和 54（1979）年に『国立国会図書館三十年史』、平成 11（1999）年に『国立国会図書館五十年史』を刊行してきた。今般、『国立国会図書館七十年記念館史』を刊行し、『国立国会図書館五十年史』に続く平成 10（1998）年から平成 30（2018）年までを概観する。くしくも平成 10（1998）年は「国立国会図書館電子図書館構想」を策定した年であった。

国立国会図書館の使命・役割は設立当初から不変である。しかし、この 20 年は、情報通信技術の急速な発展によって、図書館資料には電子的媒体が含まれ、利用の方法もインターネットを経由するなど、著しい変化があった。また、平成 12（2000）年には国際子ども図書館を、平成 14（2002）年には関西館を開館した。

『国立国会図書館五十年史』の終章は、「昭和 23 年の草創期に米国図書館使節覚書や勧告の形で具体的な見取り図を得て歩んできた 50 年、次の世紀は、自らの足で歩んでゆかなければならない」と締めくくられている。この 20 年は、国立国会図書館法でも米国図書館使節覚書や勧告でも想像されていなかった世界を、自らの足で歩んだ 20 年だったと言えるだろう。

この歩みの記録が、これから先の見通せない未来に立ち向かうための手がかりとなれば、幸いである。

凡例

・編さんは国立国会図書館七十年記念館史編さん委員会が行った。
・記述範囲は平成 10（1998）年度から平成 30（2018）年度末までである。ただし前提として必要な事柄は平成 10（1998）年度以前から書き起こした。
・この 20 年間の国立国会図書館のすべての業務を網羅したものではない。大きな変化、重要な出来事を中心に執筆し、担当部署等にこだわらずに構成した。
・参照した主要な文献については、章末に参考文献として記した。ただし、『国立国会図書館三十年史』（本編、資料編）、『国立国会図書館五十年史』（本編、資料編）、『国立国会図書館年報』は省略した。
・法人表示は省略した。
・年代表記は和暦に西暦を補記（ただし同一段落、グラフ中では西暦を省略）、海外のできごとは西暦のみとした。
・法律名のうち一部改正法等の長いものは省略形とし、法律番号を付した。
・数字は万以上は単位語を用いた。ただし表やグラフでは桁区切りを用いた。
・データベース名、会議名等には「」を付していないが、読みにくい場合のみ付した。

用語

本書で扱う用語の定義は以下のとおりである（五十音順）。
・「インターネット情報」インターネット上で公開・提供されている文字情報、画像等。
・「ウェブアーカイブ」インターネット上のウェブサイトを収集・保存すること。
・「オンライン出版物」インターネット上で公開・提供されている、図書、雑誌に相当する情報、いわゆる電子書籍、電子雑誌。そのうち国立国会図書館が収集するものを「オンライン資料」とする。
・「契約データベース」電子ジャーナル、オンラインデータベース等のうち、利用権契約が必要なもの。
・「デジタルアーカイブ」さまざまな電子情報を収集・保存すること。
・「デジタル化」紙資料、マイクロ資料、アナログ形式の録音・映像資料等を、スキャニング等の方法により電子的なデータに変換すること。「デジタル化資料」はその成果物。
・「ネットワーク系電子出版物」インターネットを含むネットワーク上で公開・提供されている文字情報、画像等。
・「パッケージ系電子出版物」CD-ROM や DVD 等、電子情報を有形の媒体に固定したもの。磁気テープ（音楽カセットテープ等）も含む。
・「プリントアウト」インターネット情報、デジタル化資料、契約データベース等の電子情報を紙に打ち出すこと。
・「ポータル」「ポータルサイト」インターネット上のさまざまな情報やサービスにアクセスするための入り口として機能するウェブサイト。
・「ホームページ」狭義ではウェブサイトの最初のページを指すが、本書では国立国会図書館のウェブサイト全体を「国立国会図書館ホームページ」、国際子ども図書館のウェブサイト全体を「国際子ども図書館ホームページ」とし、それ以外の普通名詞としてのウェブサイトを「ウェブサイト」とする。
・「メタデータ」電子情報の内容や所在等について記述したデータ。

目次

はじめに 5
凡例・用語 6

序章

第1節　国会サービス 15
1. 調査及び立法考査局の職務 15
2. 調査及び立法考査局の調査 15
(1) 依頼調査 16
(2) 国政課題に関する調査研究 17
(3) 調査方法 17
3. 国会会議録の索引・検索システム 18
4. 日本法令索引 18

第2節　資料の収集 20
1. 納本制度による収集 20
(1) 制度の創設と定着 20
(2) 納本制度創設前の出版物の収集 20
(3) レコードの納入 20
(4) 電子出版物の納入制度 21
2. 和古書と漢籍等の蔵書 21
3. 憲政資料の収集 22
4. 科学技術資料の収集 22
(1) PB リポート 22
(2) 原子力資料 23
(3) 外国雑誌 24

第3節　庁舎・書庫建設 25

第4節　利用者サービス 28
1. 赤坂・三宅坂・上野時代 28
2. 来館サービスの課題 29
3. 開館日・開館時間の拡大 31
4. 館内での資料検索の簡便化 32
5. 郵送複写サービスの普及 33

第5節　図書館協力と書誌情報共有 35
1. 書誌情報の提供 35
(1) 国内刊行物総目録の刊行 35
(2) 印刷カードの作成・頒布事業 35
(3) JAPAN/MARC の作成・頒布 36
(4) 書誌データのインターネットでの提供 37
2. 総合目録 37

第1章 国会活動を支える、発信する

第1節　国会サービスの20年 42
1. 依頼調査と国政課題に関する調査研究 42
2. 調査業務の20年間の変化 43
(1) 国会からの要求 43
(2) 情報通信技術の発展 43
コラム 国会改革 44
3. 依頼調査の推移と重点的な調査課題 44

第2節　立法府のブレーン
——専門的・分析的な調査の拡充 46
1. 議員要望調査 46
2. 総合調査 46
3. 科学技術に関する調査プロジェクト 46
4. 政策セミナー 48
5. 外部調査研究機関との連携の強化 49

第3節　議員のための情報センター
——情報基盤の環境整備 51
1. 刊行物の拡充 51
2. 調査の窓 51
3. 資料配送サービス 52

第4節　国会と国民とをつなぐ役割
——国会発生情報の発信 53
1. 国会会議録検索システム 53
2. 帝国議会会議録検索システム 55
3. 日本法令索引 56

第 2 章
収集対象の拡大

第 1 節　電子媒体の収集　60
1. 背景　60
2.「パッケージ系電子出版物」の収集　61
3.「インターネット資料」・「オンライン資料」の収集　62
(1)「インターネット資料」の収集　62
i) 平成 10 ～ 12 年頃における制度の模索　62
ii) 実験事業の開始と制度の検討　63
iii) 制度設計の推進から議論の中断まで　66
iv) WARP・Dnavi の本格事業化と中断期における検討　68
v) 議論の再開と法改正の成立　68
vi) 改正法の施行とその後の推移　69
(2)「オンライン資料」の収集　71
コラム　国立国会図書館データベース・ナビゲーション・サービス（Dnavi）　74
コラム　東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）　76

第 2 節　この 20 年間の蔵書構築　78
1. 納本制度に基づく収集
——紙資料、パッケージ系を中心に　79
(1) 国内出版の動向と収集状況　79
i) 官庁出版物　79
ii) 民間出版物　80
(2) 納入率の向上のための働きかけ　82
i) 官庁出版物　82
ii) 民間出版物　83
(3) 新たな課題への取組み　84
i) 教科書　84
ii) 独立行政法人等の納入義務　85
iii) 東日本大震災の関連資料　85
2. 蔵書の広がりと継承　85
(1) 収集範囲の拡大　85
(2) 新たに蔵書に加わった資料　86
i) 新たな施設の蔵書　86
ii) 歴史的音源（れきおん）　87
iii) 脚本、手稿譜　87
iv) デジタル形態の博士論文　87
v) 原装保存のための複本コレクション　88
(3) 保存のための取組み　88
i) 書庫環境の維持　88
ii) 酸性紙への対策　88
iii) さまざまな媒体及び電子情報の利用保証　89
iv) 国際協力　90

第 3 節　電子図書館の蔵書構築と媒体変換　91
1. デジタル化前史　91
(1) マイクロ資料への媒体変換　91
(2) 黎明期のデジタル化　92
2. 電子図書館の蔵書構築のためのデジタル化　94
3. 保存のためのデジタル化　95
(1) デジタル化による保存への動き　95
(2) 中間総括、第一次合意と法改正　95
4. 大規模デジタル化事業　96
(1) Google Books の衝撃　96
(2) 補正予算　97
(3) 大規模デジタル化事業の実施　97
(4) 原資料からのデジタル化の定着　98
(5) 災害対応力強化のためのデジタル化　99
5. デジタル化の現在と今後　99
コラム　著作権処理　101
コラム　電子書籍をめぐる論争　103
コラム　本館耐震工事　104
1. 耐震改修のきっかけ　104
2. 耐震改修工事の概要　104
3. 耐震改修工事による耐震安全性の確保　106

第3章
利用者サービスの変革

第1節　総論　112
1. はじめに　112
2. OPACの展開　113
(1) 初期の機械検索とWeb-OPAC　114
(2) NDL-OPACの公開　116
(3) NDL-OPACの展開　117
(4) NDL-OPACから国立国会図書館オンラインへ　117

第2節　遠隔サービス　120
1. 遠隔複写サービス　120
(1) 概要　120
(2) 遠隔複写サービスの課題　120
(3) 遠隔複写サービスの刷新　121
(4) その後のサービス改善　122
コラム 図書館間貸出し　123
i) 申込方法の一本化　123
ii) 借り受け館での複写　123
iii) 図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）　124
コラム 雑誌記事索引　125
2. デジタル化資料の提供とその拡充　126
(1) 黎明期　126
(2) 近代デジタルライブラリーの10年　128
i) デジタルアーカイブの大海原へ　128
ii) 大規模デジタル化事業と館内限定公開資料　131
(3) 国立国会図書館デジタルコレクションとその変遷　132
(4) デジタル化資料の利用　135
(5) 図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）　136
i) 資料デジタル化による図書館間貸出しへの影響と特例措置　136
ii) 図書館送信実現への取組み　137
3. 主題情報の発信　141
(1) 科学技術レファレンス情報システム（レファレンス情報システム）の構築　141
(2) ナレッジとリサーチ・ナビ　142
(3) その後の展開　146
4. 情報探索ポータル　148
(1) PORTA　148
(2) NDLサーチ　150
(3) その後のNDLサーチと情報探索サービスの展開　152
コラム メタデータ標準の検討とDC-NDL　154
5. 書誌データの提供　155
コラム 国立国会図書館ホームページの変遷　158

第3節　来館サービス　161
1. 紙による申込みから端末での多様な利用へ　161
(1) 20年前の来館サービス　161
(2) 関西館開館と東京本館新装開館に向けて　163
(3) 東京本館新装開館によるサービス改編　164
(4) 電子情報の提供　167
(5) デジタル情報社会の到来　168
コラム 機器の持ち込みと館内LAN環境　170
2. 登録利用者制度　171
(1) 登録利用者制度の考え方　171
(2) 登録利用者制度の導入　171
(3) 新しい登録利用者制度　171
3. 利用資格年齢　172
4. 複写サービス　173
(1) 概要　173
(2) 即日複写サービスの改善　173
(3) 電子情報のプリントアウト　173
5. 専門室の再編　174
コラム ガイダンス　178
コラム 東日本大震災当日と書庫復旧　179
コラム 利用の拡大　181

第４章　関西館

第１節　関西館の設立　188
1. 第二国立国会図書館から関西館へ　188
（1）第二国立国会図書館設立構想の背景　188
（2）関西の第二国立国会図書館誘致運動　189
（3）関西プロジェクト調査会の検討　189
（4）関西館の設立構想　190
2. 関西館の建設　191
（1）関西館建設の事業化　191
（2）国際建築設計競技の実施　192
（3）建設工事　193
3. サービスと資料配置の再編　195
（1）構想段階における関西館のサービスと資料配置　195
（2）実施計画の具体化へ　195
（3）関西館に配置する資料の検討　195
（4）関西館で実施するサービスの検討　196
（5）アジア太平洋文献情報センター構想からアジア情報室へ　197
（6）３施設による国立国会図書館機能の分担　197
4. 関西館開館　198
（1）開館の準備　198
（2）資料の移転　198
（3）開館　198
コラム　関西館の建築　200

第２節　関西館のあゆみ　202
1. 利用者サービスの模索と拡大　202
（1）来館サービス　202
（2）遠隔サービス　205
2. 蔵書の構築と資料移送　206
（1）国内刊行資料　206
（2）関西館ならではの所蔵資料　207
（3）東京本館からの資料移送　208
3. インターネットを活用したサービスの展開　209
（1）「インターネット事業主体」としての関西館　209
（2）「デジタルアーカイブの拠点」　211
4. 地域と向き合う関西館　211
（1）広報と対外コミュニケーションの強化　211
（2）地域との連携　213
コラム　関西との人事交流　214

第３節　関西館の機能強化　215
1. 基本機能の再確認　215
（1）問われる関西館の役割　215
（2）関西館の機能強化　215
2. 書庫の増設　216
（1）関西館第２期工事　216
（2）書庫棟竣工後の関西館の機能　216

第5章
国際子ども図書館

第1節　国際子ども図書館の誕生　220
1. 上野図書館の活用　220
（1）時代背景　220
（2）国立の児童書センターを　221
（3）従来の児童書の扱い　222
2. 児童書センター（仮称）から国際子ども図書館へ　223
（1）サービス対象と名称　223
（2）児童書の収集　225
（3）施設整備　225
3. 部分開館　226
4. 全面開館　229
コラム 建物の改修　233

第2節　国際子ども図書館のサービスのあゆみ　236
1.「児童書専門図書館」として　236
2.「子どもと本のふれあいの場」として　237
3. 展示会やイベントの開催　240
コラム 国際交流とアジアとの連携　242

第3節　電子図書館と国際子ども図書館　243
1. パイロット・プロジェクトの実施　243
2. デジタル・アーカイブ機能　244
3. デジタル・ミュージアム機能　246

第4節　国際子ども図書館のリニューアル　248
1. リニューアルの背景　248
2. 新しいサービスの検討と増築　248
（1）増築に向けて　248
コラム 東日本大震災と国際子ども図書館　249
（2）中高生を対象とするサービスの拡充　249
（3）新たな展示スペース　250
（4）増築と移転　250
3. リニューアル開館　251

第6章
図書館協力

第1節　国立国会図書館における図書館協力について　258
1.「図書館協力」の範囲と特徴　258
2. この20年の背景　258
3. 図書館へのサービスから連携協力へ　259

第2節　総合目録事業　261
1. 総合目録ネットワーク事業の誕生　261
2. 国立国会図書館サーチへの統合　262

第3節　レファレンス協同データベース事業　264
1. 成立　264
2. 普及へ　265

第4節　調査研究事業　267
1. 図書館研究所の調査研究事業　267
2. 関西館開館後の調査研究事業　267
3. カレントアウェアネスの一新と、図書館関係メディアとしての確立　269

第5節　図書館員向けの研修　271
1. 内部向け（職員研修・研鑽）から館外向けへ　271
2. 研修メニューの多角化　271
（1）遠隔研修　271
（2）講師派遣型研修　272
3. 海外向け研修事業の模索　272

第6節　障害者サービス　274
1. デジタルへの移行と著作権法改正に伴うサービス拡張　274
2. データ送信、サピエ図書館との連携　275
3. テキスト化と送信　275
4. 他の図書館が作成したデータの収集　276
5. 障害者差別解消法以後の展開　276
コラム NII、JST、国文研との連携協力　277
コラム 災害復興支援　278

第7節　国際協力　279

第７章
行政・司法の支部図書館

第１節　中央省庁等改革に伴う支部図書館の再編　282

第２節　情報基盤の整備と電子情報の進展　282

第３節　支部図書館制度の運営　285
1. 兼任司書の全館配置　285
2. サービス基本計画及び運営指針　285
3. 支部図書館の予算　285

第４節　『びぶろす』の電子的提供　286

補章　組織運営

第１節　活動評価制度の導入と使命・役割の再確認　288

第２節　外部委託の拡大　289

第３節　組織改編　289

第４節　システム構築　291

コラム　働く上での IT 化　292

索引　293

国立国会図書館七十年記念館史編さん委員会委員一覧　309

序章

昭和21（1946）年6月、帝国憲法改正案が政府から帝国議会に提出されるのに伴い、衆議院に議院法の改正を検討するために議院法規調査委員会が設置された。8月に同委員会が決定した要綱「新憲法ニ基キ国会法ニ規定スル事項」に、「国会ニ両院共同ノ国会図書館ヲ附置シ国会議員（出来得レハ一般民衆ヲモ加ヘテ）ノ調査研究ニ資スルコトトスルコト」という項目が掲げられた。その後の法律案の検討と議会審議を経て、翌昭和22（1947）年4月30日に国会図書館の設置を規定する国会法と国会図書館法が制定され、日本国憲法とともに5月3日に施行された。成立した国会法では、国会図書館は議員の調査研究に資するための図書館で一般にも公開可能とされ（同法第130条）、内閣及び各省には刊行物の国会図書館への送付義務があると規定された（同法第105条）。

同年6月に衆参両議院に常任委員会として図書館運営委員会が設置され、国会図書館の機能、蔵書等の具体的な検討が行われ、7月には両議院議長が、連合国最高司令官総司令部民政局立法課長ウィリアムズ（Justin Williams）の示唆を受け、マッカーサー総司令官に対し国会図書館設立準備のアドバイザーとして米国議会図書館等の図書館専門家の招へいを懇請した。12月14日、米国議会図書館副館長クラップ（Verner W. Clapp）氏と米国図書館協会東洋部委員長ブラウン（Charles H. Brown）氏の米国図書館使節が来日し、その覚書に基づき翌昭和23（1948）年2月9日に国立国会図書館法が制定された。

同年2月25日、金森徳次郎が国立国会図書館長に任命され、3月31日には設立の準備に当たっていた両議院事務局調査部職員を中心に69名を図書館職員に発令するなどして徐々に陣容を整え、6月5日に旧赤坂離宮羽衣の間で開館式を行い、7日から一般閲覧サービスを開始した。

国立国会図書館は、このときから数えて平成30（2018）年に創立70周年を迎えた。序章では、国立国会図書館が70年間継続して取り組んできた基本となる諸業務等を取り上げ、国内外の関連機関の動向の中に位置づけながら、統計数値も交えて、その展開を概観する。第1章以下の本文との重複を避けるため、開館50年までのことを比較的詳しく述べることにする。

金森徳次郎初代館長

第1節　国会サービス

1. 調査及び立法考査局の職務

国立国会図書館法（以下「館法」）により、米国議会図書館の立法レファレンス局（Legislative Reference Service）をモデルにして「調査及び立法考査局」が設置された。法案段階では reference の適当な訳語がないとして「調査及び立法リファレンス局」とされていたが、国会審議の最終段階で法案が直訳過ぎる、英語が相当随所に使われているので直すべきという意見が出て、「リファレンス」には「考査」の訳語が当てられた。調査及び立法考査局の名称が米国同様の「立法考査局」ではなく、「調査及び」が加えられた経緯は明らかでない。米国議会図書館の立法レファレンス局は、主に文献資料に掲載される事実や情報の提供を行っていたが、1970年に増強され、大統領制の下、議会が行政府から独立して情報を得るために、主に独自に調査・分析（統計学的方法による予測が中心）を行う議会調査局（Congressional Research Service）に改組された。米国ではこのように「調査（research）」が「レファレンス」と区別して使われているが、国立国会図書館では外部から依頼される「調査」を「レファレンス」と呼び両者を事実上同義として一貫して使っている。

調査及び立法考査局の職務は、①要求に応じて法律案等を分析・評価し、委員会に進言し補佐すること等（館法第15条第1号）、②要求に応じ、または要求を予測して自発的に立法資料またはその関連資料を収集し、分類し、分析し、翻訳・索引・摘録・報告等を準備し、両議院、委員会及び議員に役立ち得る資料を提供すること（同条第2号）、③両議院、委員会及び議員を補佐して法律案を起草すること（同条第3号）と規定された。法律案等の分析・評価とは、法的・政策上の問題点を明らかにすること、立法資料とは立法に際し直接参考となる情報、その関連資料とは広く国会の活動に役立つ情報を意味すると解釈される。

館法第15条第1号と第2号の規定は、米国議会図書館立法レファレンス局の職務について規定した米国連邦法の1946年立法府改革法第203条の条文をほぼそのまま採り入れたものである。第3号で定める法律案の起草は、米国議会では法案起草の最終的な仕上げこそ立法顧問局（the Office of Legislative Counsel）で行うが、それまでの起草作業への材料提供は図書館の立法レファレンス局で行っているという米国図書館使節の助言を受けた両議院の図書館運営委員会により加えられたものであった。しかし、当時、両議院の法制部の拡充強化を検討していた衆議院議院運営委員会は別の考えであった。先に館法が成立した結果、昭和23（1948）年6月の国会法改正案と議院法制局法案の審議の際に調査及び立法考査局と両議院法制局の職務の重複が問題となり、調整が行われたと見られる。

法案を起草するためには、その前提となる、法律による規律を必要とする社会的事実である立法事実を把握し、問題点を明らかにして、解決策の検討を行う必要があるが、国立国会図書館は、①資料の収集、②資料に検討を加える、③法文の形にする、④両議院間、政府との間の調整による最後の仕上げという4つの段階のうち、①から③までの段階を主として行うことになった（第2回国会　図書館運営委員会合同審査会　昭和23（1948）年6月7日、金森徳次郎館長の発言）。現実には当時、調査及び立法考査局の人員規模は全体で62人であったのに対し、改組された両議院の法制局は各50人であり、その後、③と④の法案起草作業は、両議院の法制局が担当することになっていった。

2. 調査及び立法考査局の調査

昭和23（1948）年5月には国会へのレファレンス・サービスを開始した。調査員には、終戦前まで東亜研究所や満鉄東亜経済調査局等の調査機関での調査業務の経験を有する者を多く採用していた。その調

査は、当時すでに現在と変わらず、政策課題について、政策・法制度の概要・歴史的経緯、政府・関係機関・有識者の意見や分析、諸外国の政策・法制度、統計データ等の事実・データ・情報を文献資料に基づき、館法第 15 条第 2 号で規定する不偏不党、公正中立の立場から整理して、提供するものであった。

(1) 依頼調査

調査には、館法第 15 条に基づき、依頼に基づくものと依頼を予測して自発的に行う調査がある。議員等からの依頼調査は、回答期限内に電話により口頭で、文献の貸出し・複写物の提供をもって、あるいは複写機やワープロのない時代（複写機（ゼロックス）を導入したのは昭和 38（1963）年 4 月、タイプ事務を廃止したのは昭和 61（1986）年）において、調査報告書本文と必要な添付資料をタイプでまたは手書きで清書し、それらの機器の導入後は調査報告書本文をワープロで作成し、必要な資料を複写して添付して回答した。

指定された文献資料の複写物の提供や文献の該当箇所の複写により回答する単なる事実の確認といった簡易な調査の依頼は、複写機の普及とともに急激に増加していき、調査員はこれらの依頼の対応に多くの時間を割かなければならなくなってきた。調査員が高度な専門知識を用いて国政課題や関連事項の問題点を明らかにする分析的調査、調査報告書の作成、面談・会議参加による説明を行う時間を確保するために、昭和 61（1986）年に調査連絡課（のち国会レファレンス課）を設置し、簡易な調査はもっぱら同課で対応するようにした。

依頼した議員事務所は、国立国会図書館まで調査回答（資料や調査報告書）を取りに来る必要があったが、平成 14（2002）年以降、議員会館内の議員事務所への調査回答等を配送する「資料配送サービス」を開始し、配送対象を漸次拡大した。サービス開始に伴って、それまでのように議員秘書に複写した文献の内容を対面で説明する機会が大幅に減ったため、調査の概要を説明した連絡票を添付するようにした。連絡票の添付に伴い提供した文献について電話で説明することも減少した。回答方法として議員に面談したり、議員主催の会議に参加して説明することは設立当初から現在まで変わらず行っている。

依頼調査の処理件数は、創立以来右肩上がりで増

依頼調査の処理件数

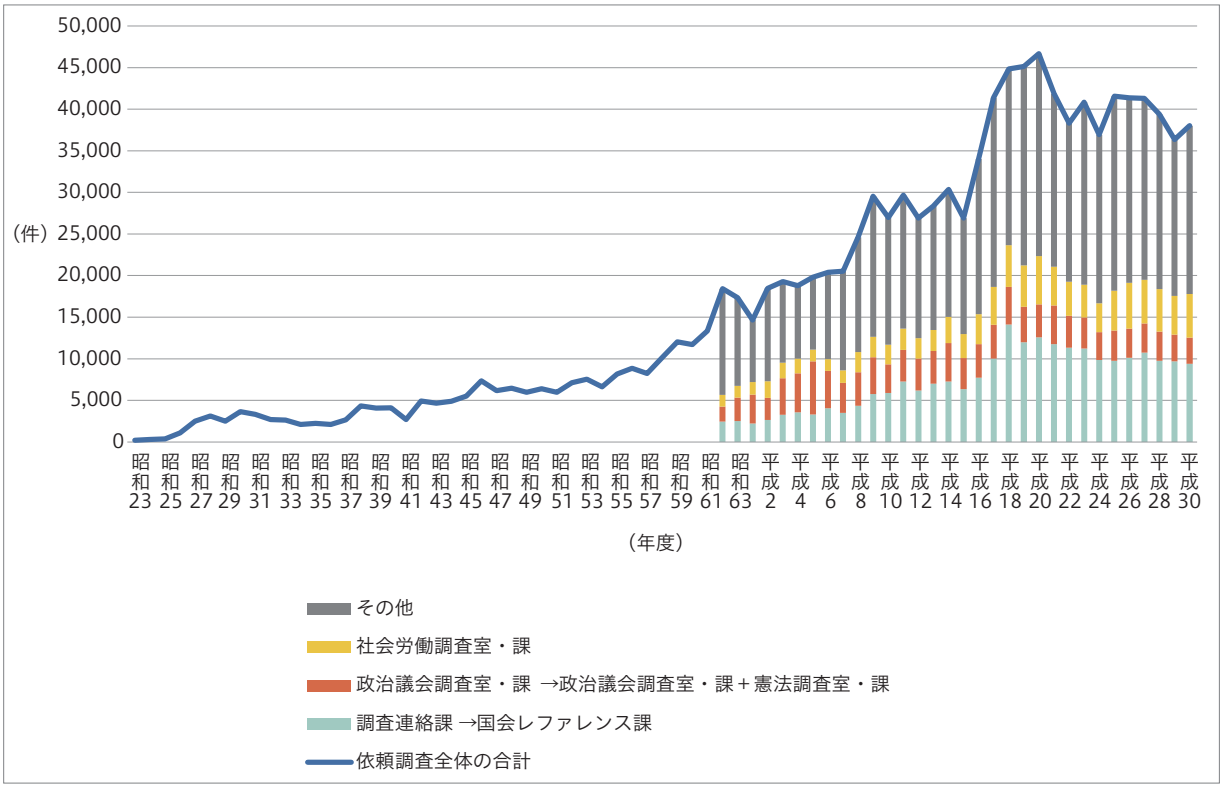

加し、昭和58（1983）年に初めて1万件を突破すると、平成6（1994）年に2万件、平成16（2004）年に3万件と約10年ごとに1万件増加し、平成16年以降は急激に増加し、ねじれ国会となっていた平成20(2008)年にピークの4万6000件に達している。依頼内容の案件としては、議会・選挙の調査を行っている類縁機関がないこともあり、調査及び立法考査局設立以来、全調査依頼中に議会・選挙に関する調査依頼が占める比率が高かった。特に1990年代前半には政治改革に関する調査依頼が集中し、平成5（1993）年には全処理件数の3分の1を議会、選挙制度等を担当する政治議会調査室・課が占めた。高齢化の急速な進展により、年金・医療・社会保障問題が2000年代半ば以降、世論調査において政治に最も期待する事項となったが、平成17（2005）年以降、医療・社会保障・労働を担当する社会労働調査室・課の処理件数が多くなっている。

(2) 国政課題に関する調査研究

依頼を予測して自発的に行う国政課題に関する調査研究（予測調査ともいう）の成果は､刊行物によって議員に提供してきた。設立直後の昭和23（1948）年8月に早くも「国調立資料」というシリーズ名のモノグラフの刊行を開始した（初号は「社会保障えの道程」)。当時、米国議会図書館の立法レファレンス局では、自発的に行った調査を含めて調査報告を定期･不定期で刊行することは行われておらず､「国調立資料」の刊行は、国立国会図書館独自のサービスであった。「国調立資料」は昭和35（1960）年以降「調査資料」にシリーズ名を変更した。その他、昭和26（1951）年5月に月刊で予測調査の成果を数編掲載する『リファレンス』（5号から『レファレンス』と改題)、昭和37（1962）年9月に外国の新規の立法を条文の翻訳を添えて紹介する『外国の立法』、昭和61（1986）年9月に米国議会調査局が議員に配付していたIssue Briefに倣って国政課題について問題の背景、経緯、解決策、有識者等の意見等を簡潔に読みやすくまとめた『調査と情報-ISSUE BRIEF-』をそれぞれ創刊し、いずれも現在まで継続している。なかでも『調査と情報-ISSUE BRIEF-』は国政課題を素早く理解できる資料として、議員に最もよく利用され、好評を得ている。

(3) 調査方法

調査方法としては、設立時から現在まで文献調査中心であるが、文献調査以外の調査方法としては、昭和26（1951）年度に関係者へのアンケート調査を実施した（初回の「労働組合法・労働関係調整法の改正意見に関する調査」では関係団体等に2261枚の調査票を配布)。アンケート調査は昭和27（1952）年度にも実施したが、その後は総合実態調査の一環で行っている。

昭和43（1968）年度に、文献のみによってはとらえにくい地域社会の実態等を実態調査によって補完する必要があるとして調査費を予算計上し、調査員延べ32名を現地に派遣して「過疎問題」の調査を行い、アンケート調査を含む総合実態調査を初めて実施した。この総合実態調査（平成元年度からは呼称を「総合的調査」に変更）は平成10（1998）年度まで毎年度行った。特に沖縄県については、復帰前の昭和45（1970）年度に開始し､昭和52（1977）年度以降は派遣人数を縮小し、昭和61（1986）年度まで継続して行った。総合実態調査は、平成8～10（1996～1998）年度に行った「環日本海における地域・経済交流の現状と展望」（とりまとめは平成11（1999）年度）を最後に実施せず､以後は､個々の調査員による現地調査という形で行っている。

平成13（2001）年4月に総合調査室を設置し、設定したテーマに関して、複数の調査室・課の調査員がそれぞれの担当分野の関心から調査を行い、ひとつの報告書にまとめる総合調査を開始した。

昭和25（1950）年度から昭和34（1959）年度まで「立法資料調査委託費」という費目で立法資料刊行のための委託調査の予算を計上し、諸外国の法制度等について外部の研究機関に調査を委託していた。平成22（2010）年度から科学技術分野の立法補佐機能の拡充のために、科学技術分野の重要な国政課題について、大学等の外部調査研究機関等と連携した調査を行っている。

3. 国会会議録の索引・検索システム

会議録の索引（発言者と件名）は、衆参両議院事務局でそれぞれ作成されていたが、両議院の会議録を合わせて検索できる索引はなく、国立国会図書館において作成することを検討してきた。昭和36（1961）年9月、永田町に竣工した本館（現在の東京本館の本館）に設置された法令議会資料課において、第39回国会以降の両議院の本会議・委員会の会議録の冊子体の索引『会議録総索引』の作成を開始した。その後、第58回国会（昭和42（1967）年12月召集）分からコンピュータを用いての機械編さんを行い、昭和47（1972）年に機械編さんシステムと検索システムから成る「国会会議録索引システム」が完成した。

この後、政府においても、行政管理庁が「国会会議録検索システム」を開発し、昭和54（1979）年1月から本格運用を開始した。このシステムは、特定の分野（当初は「防衛」と「物価」の2分野）について数年分（それぞれ10年分、5年分）の会議録を事項区分とキーワードと発言者の肩書・氏名によって検索し、検索された会議録のページが自動でマイクロフィッシュからプリントアウトされるというものであった。

これに対し、国立国会図書館では、昭和57（1982）年に国会会議録索引データベースが完成し、館内でのオンライン検索が可能になった。平成4（1992）年度からは会議録の画像の光ディスクへの入力を行い、平成6（1994）年9月から、索引データベースがすでに整備されている第58回国会以降の議事について、国会議員が電話回線を通じて事項で検索すると、ファクシミリで該当の会議録が自動送信されるサービスを開始した。平成8（1996）年度には第1回国会からのすべての会議録の光ディスクへの入力が完了している。

これと並行して、平成3（1991）年10月から衆参両議院事務局と共同で国会会議録フルテキストデータベースの検討を始め、平成8（1996）年度からシステムの開発に着手し、平成11（1999）年1月からインターネットで試行提供を開始した。平成13（2001）年4月から第1回国会からのすべての会議録の提供を行っている。

平成21（2009）年5月には、国立国会図書館単独で第1回から第92回までの帝国議会の本会議と委員会の会議録を収載した帝国議会会議録検索システムの提供も開始した。日本国憲法（帝国憲法改正案）等の審議が行われた戦後期分（第88～第92回帝国議会）の会議録については、フルテキスト化し、戦前期分はデジタル化画像を収載するのみで目次、索引、発言者名等の情報をテキスト化して検索できるようにした。

4. 日本法令索引

米国議会図書館立法レファレンス局ではカード方式により連邦と州の法令索引を編さんしていたが、米国図書館使節は、日本の法律の索引作成を勧告した。これに基づき、館法第8条に法令索引の作成が規定された。当時、米国ではすでに法律の各条項を事項により分類してひとつの法典に再編さんした合衆国法典（United States Code）の編さんが行われており、法令索引の目的はある事項に関する最新の法律条項を検索することであった。我が国でも戦前期に事項から法律の条項を検索する法令索引を編さんする試みが民間でなされていたが、国立国会図書館が最初に編さん、公刊した『法令索引』（昭和24（1949）年11月刊）は、明治以来の我が国の法令索引の方式にのっとって、終戦後の占領期に制定された法律・政令の年別索引（改廃情報付き）、五十音順索引、事項別索引であった。その後編さんした『日本法令索引』現行法令編と旧法令編のいずれもこの方式を踏襲した。とはいえ当時、調査及び立法考査局においては米国と日本の法令索引の違いについて認識があり、「U.S.C.（アメリカ合衆国法典）の如き、詳細な事項別索引の編さんについても鋭意準備中である。」（『日本法令索引』（昭和26（1951）年刊）「はしがき」）としていた。しかし、その後実現を見ることのないうちに、行政管理庁が、指定する文字列を含む条文の検索機能等を備えた現行法令の検索システムの運用を昭和55（1980）年1月から開始した。

平成 5（1993）年以降、この法令データが民間に提供され、有償の CD-ROM やデータベースの形で一般の利用に供され、平成 13（2001）年からは電子政府の一環でインターネットからの無償での提供が行われた。このような状況を踏まえて、現行法令編は平成 14（2002）年版をもって冊子体での刊行を中止し、平成 16（2004）年 6 月にデータベース「日本法令索引」の提供を開始した。このデータベースでは、法案の審議経過について国会会議録検索システムの中の該当会議録にリンクを張り、また、法令の現行及び制定時の本文も総務省の e-Gov 法令検索、国立公文書館デジタルアーカイブ等にリンクを張り容易に見ることができるようにしている。

廃止・失効法令については、①国の中央の法令、②地方の府県令規、③旧植民地の令規、④戦時占領地の令規、⑤明治 19（1886）年の公文式前の法令の索引の編さんを目指し、①の政令以上は昭和 58 ～ 60（1983 ～ 1985）年に『日本法令索引（旧法令編）』として刊行し、平成 16（2004）年にデータベース「日本法令索引」の「廃止法令」として公開、⑤は平成 19（2007）年 1 月にデータベース「日本法令索引〔明治前期編〕」として公開した。①の省令、②から④までは今後に残された課題である。

東京本館 本館出納カウンター
上：昭和 61（1986）年 新館開館以前
下：平成 29（2017）年 3 月

第２節　資料の収集

1. 納本制度による収集

(1) 制度の創設と定着

昭和 23（1948）年に制定された国立国会図書館法（以下「館法」）で、出版物の発行者に、国立国会図書館への出版物の納本を義務づける納本制度が創設された。しかし、制度創設当時、出版界には、戦前の検閲を想起させるとの理由で義務的な納本に不信感があり、また、用紙の割当を受けるためには新聞出版用紙割当事務庁にも納本する必要があった。このため有力な出版社でさえも国立国会図書館に 1 冊も納本をしていないなど、民間出版社からの納本がふるわなかった。そのため、国立国会図書館では、この時期、新聞出版用紙割当事務庁から図書の移管を受け、納本の不足を補っていた。昭和 24（1949）年には、館法の民間出版者の納本に関する規定を改正し、納本の目的として「文化財の蓄積及びその利用のため」と明記し、一部出版社からの財産権の侵害という反発の声に応えて納入出版物代償金を交付する制度を設けるとともに（第 25 条）、納入しなかった場合の過料の制度を新設した（第 25 条の 2）。改正法による代償金交付制度の実施に当たり、査定のために納入関係業界の代表から成る納入出版物代償金委員会を設置した。このとき日本新聞協会は、委員推薦を拒否したが、制度の趣旨を理解して、発行する新聞の寄贈をもって納入に代えることを選択した。昭和 26（1951）年 4 月に至り、代償金の支払事務が煩瑣なところから、取次会社で結成される出版取次懇和会（現在の日本出版取次協会）が各出版社の委託を受け、納入を代行し、代償金を請求するという一括納入方式が確立した。実際の納入事務は業界最大手の日本出版販売株式会社と東京出版販売株式会社（現在の株式会社トーハン）が半年交代で行った。これ以降、図書の納入が安定的になされるようになり、街の書店に並ぶような取次会社経由の出版物の納入もれはほとんどなくなった。

納本制度により網羅的な納入が行われるようになる前の、国立国会図書館の所蔵が手薄である昭和 20 ～ 24（1945 ～ 49）年の出版物については、検閲のために連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）に納入された資料の移管を受けた米国メリーランド大学図書館プランゲ文庫の雑誌、新聞、図書を平成 4（1992）年度以降、断続的にマイクロフィルムへの撮影等、その後デジタル化により収集している。

(2) 納本制度創設前の出版物の収集

納本制度以前の出版物については、昭和 24（1949）年に国立図書館（昭和 22（1947）年 12 月に帝国図書館から改称）を支部図書館とすることでその蔵書を引き継いだ。明治 8（1875）年以降、出版警察法規に基づき、書籍館以降の帝国図書館の前身となる図書館及び帝国図書館は、検閲のために内務省に 2 部納付された出版物のうち 1 部の交付を受けていた。しかし、新聞や雑誌の収集は不十分であり、網羅的な収集には程遠い状態であった。明治 44（1911）年には東京美術学校書庫に預けていた乙部図書（目下の利用価値が乏しいとして閲覧に供されていなかった通俗書等）2 万 9578 冊が火災に遭い廃棄したこともあった。

国立国会図書館では、昭和 49（1974）年度以降の毎年度の図書収集実施計画で、旧帝国図書館時代に収集もれとなった資料、旧植民地出版物で未収の資料、戦後の納本制度の空白期の出版物を雑誌・新聞の欠号を含めて収集する対象として掲げ、収集に努めてきた。

(3) レコードの納入

レコードについては、制度上、代償金額は定価の 4 ～ 5 割とされていた（昭和 31（1956）年改正以降、4 割未満とすることも可能とされていた）が、運用上、代償金の予算不足から昭和 20 ～ 30 年代には無償としたり、有償でも低廉な代償金としたり、頻繁に運用を変更した。昭和 36（1961）年に邦盤（国

内吹きこみ盤）は小売価格の5割となったが、洋盤（外国で吹きこんだ原盤を輸入し、国内でプレスしたもの）は依然として無償とし、昭和52（1977）年にようやく洋盤も有償とした。図書同様に制度上の小売価格の5割の代償金による有償納入の運用が確立するまで、制度開始から30年近くかかった。また、レコードには図書と異なり、物品税がかかり、税務当局への国立国会図書館と日本蓄音機レコード協会（現在の日本レコード協会）の陳情の結果、有償納入、次いで無償納入に免税が認められたが、その後、免税手続きが煩雑となり納入の障害となった。このような理由から、レコードの納入は遅滞し、納入率は芳しくなかった。

国立国会図書館では、平成19（2007）年に日本レコード協会、日本放送協会等6団体により設立された歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC）がデジタル化した、1900年代初頭から1950年頃までに国内で製造された初期レコード（SP盤）及び金属原盤に収録された音源約5万タイトルを購入により平成21～24（2009～2012）年度にかけて収集し、納本制度開始前の未所蔵分を埋めた。

(4) 電子出版物の納入制度

電子出版物の増大に対処するため、平成12（2000）年に館法が改正され、「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物」のCD-ROM、DVD、フロッピー・ディスク、磁気テープ（カセットテープ、ビデオテープも電子出版物に準じて含まれる）等のパッケージ系電子出版物が納入対象とされた。

なお、音楽CD、磁気テープ（音楽カセットテープ等）は改正前の規定の「録音盤その他音を機械的に複製する用に供する機器に写調した著作物」に該当するとして納入義務があるものと解釈されてきたが、この法改正によりパッケージ系電子出版物として納入義務が課されるようになった。

映画フィルムは昭和23（1948）年制定の館法では納入対象であったが、①製作本数が少ないこと、②代償金が高額になること、③当時のフィルムは可燃性であり保管が難しく、保管スペース及び上映施設等も未整備であったことを理由に昭和24（1949）年館法改正により当分の間、納入を免ぜられていた。映画のVHSテープ、DVD版等は、パッケージ系電子出版物として新たに納入対象となった。

平成21（2009）年には館法が改正され、国等の公的機関のウェブサイト（インターネット資料）を国立国会図書館が許諾なく収集することができるようになった。平成24（2012）年の館法改正ではインターネット等で電子書籍、電子雑誌等（オンライン資料）を出版した民間の発行者に提供義務を課した。ただし、当面は無償かつDRM（技術的制限手段）なしのもののみを対象とした。

2. 和古書と漢籍等の蔵書

明治維新後、徳川家康の蔵書にはじまる徳川幕府の旧蔵書（紅葉山文庫旧蔵本）と、林羅山の蔵書にはじまり、天保の改革により江戸幕府が整備した出版検閲制度である「学問所改」により納本された蔵書を含む昌平坂学問所の旧蔵書（昌平坂学問所本）は、明治24（1891）年に内閣文庫から宮内省図書寮文庫に移管された貴重書を除き、太政官文庫（内閣文庫）により引き継がれた。特に後者の昌平坂学問所本は、一度は帝国図書館の前身である書籍館が引き継いだが、その後の所管替により帝国図書館には引き継がれなくなった。帝国図書館は、その前身である東京書籍館・東京図書館時代に文部省から各藩の藩校の蔵書、東京開成学校等から蘭書を引き継いだにすぎなかった。ほかに文書資料として、東京府から江戸町奉行所等の記録類（「旧幕引継書」）、外務省から宗家文書のうちの釜山倭館記録類の一部を引き継いだ。その一方で帝国図書館は、東京図書館時代の明治10年代から購入と寄贈により古典籍資料の収集に務め、国立国会図書館になってからも継続した。特に本草学、古活字版、暦等の特色あるコレクションの充実を図ってきた。現在、28万点を数える。

憲政資料文書の受入点数　※時期は旧蔵者の活動期間の終期で分類した

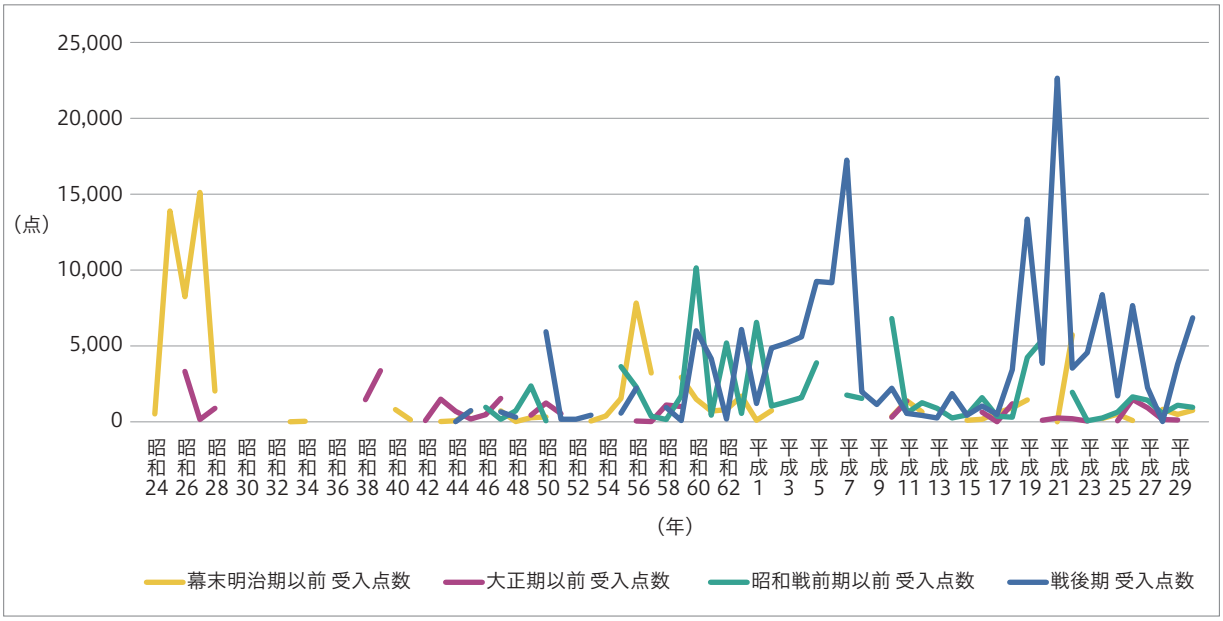

3. 憲政資料の収集

国立国会図書館の特筆すべきコレクションとしては、幕末以降の政治家、官僚等の個人文書を収集した憲政資料が挙げられる。国会で決議された、元侯爵議員で日本近代史の研究者である大久保利謙氏による「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」等がきっかけとなり、昭和 24（1949）年に憲政資料蒐集係を置き、憲政史料の収集を開始した。当時、「維新の功臣」や明治政府の高官の子孫である旧華族家の所蔵文書が、華族制度の廃止に伴う混乱の中で散逸するおそれがあったため、昭和 25 ～ 27（1950 ～ 1952）年度の 3 か年に購入経費として計 900 万円という破格の予算が計上された。同係の職員となっていた大久保氏がこの期間に各家と文書の一括買取交渉を行い、30 家 4 万 7000 点を収集した。

その後は収集を中断し、資料の整理に専念したが、昭和 37（1962）年度に対象範囲を大正・昭和期に活躍した政治家等まで拡大し文書の収集を再開し、以後、収集対象とする政治家等が活躍した時代も次第に下り、現在では戦後に活躍した政治家等の文書を収集している。こうして収集した憲政資料は、日本近現代史の第 1 級の史料として研究者に利用されている。

4. 科学技術資料の収集

(1) PB リポート

国立国会図書館の科学技術資料収集は、PB リポートから始まった。PB リポートとは、1945 年 7 月に米国商務省に設けられた出版委員会（Publication Board）が政府機関の資金で作成された科学技術情報を調査レポートの形式で刊行したもので、旧枢軸国から接収した技術文書がその中心であった。PB の頭文字と通し番号が付されていたので、日本の技術者の間では「PB リポート」と呼ばれた。昭和 27（1952）年 5 月 27 日に日本経済新聞に我が国の製造業の製品開発への PB リポートの有用性を紹介した吉村昌光氏（日本技術士会化学部長）「PB リポートとは」という記事がきっかけとなり、国立国会図書館では米国議会図書館を通じての収集に着手した。

昭和 27（1952）年 6 月に衆参両議院の議院運営委員会の決議と日本学術会議から総理大臣宛の要望書の提出があり、12 月の補正予算に国立国会図書館の PB リポートの購入に必要な経費として約 7000 万円が計上された。昭和 28（1953）年 7 月には第一便が到着し、8 月から一般公開した。

昭和 29（1954）年には全国各地方に PB リポートセンターを設置し、国立国会図書館から PB リポー

トのマイクロフィルムの引伸し印画、のちにはマイクロフィルムやマイクロフィッシュを貸し出し、全国の中小企業等がPBリポートを利用できるようにした。このセンターは、昭和36（1961）年に次に述べるAEC資料も貸付の対象としたのに伴い地区科学技術資料館と改称した。同資料館は、平成3（1991）年3月まで存続した。

(2) 原子力資料

PBリポートに次いで、原子力資料の収集に着手した。昭和27（1952）年に原子力研究の推進をめぐり日本学術会議で議論があり、国立国会図書館では、原子力資料関係経費1900万円余が昭和28（1953）年度予算に計上された。昭和28年9月以降、湯川秀樹氏（京都大学教授）、茅誠司氏（東京大学教授）、伏見康治氏（大阪大学教授）ら学識経験者から成る原子力資料収集選定のための懇談会を開催し、予算の使途を決定した。昭和29（1954）年政府提出予算案は、国会で科学振興費3億円（内訳は原子炉築造に関する経費等2億8000万円と国立国会図書館のPBリポート購入に必要な経費1000万円と原子力資料の追加購入に必要な経費1000万円）を増額する予算修正案が可決され成立した。昭和29年5月に茅氏が渡米し、米国原子力委員会（AEC）と交渉し、AECリポートの日本政府への寄託の話をまとめた。寄託先として工業技術院も候補となったが、調整が行われた結果、昭和30（1955）年2月、科学技術行政協議会が国立国会図書館を寄託図書館とすることを決定した。同年4月から資料が到着し、同年12月、旧赤坂離宮「狩の間」に原子力資料閲

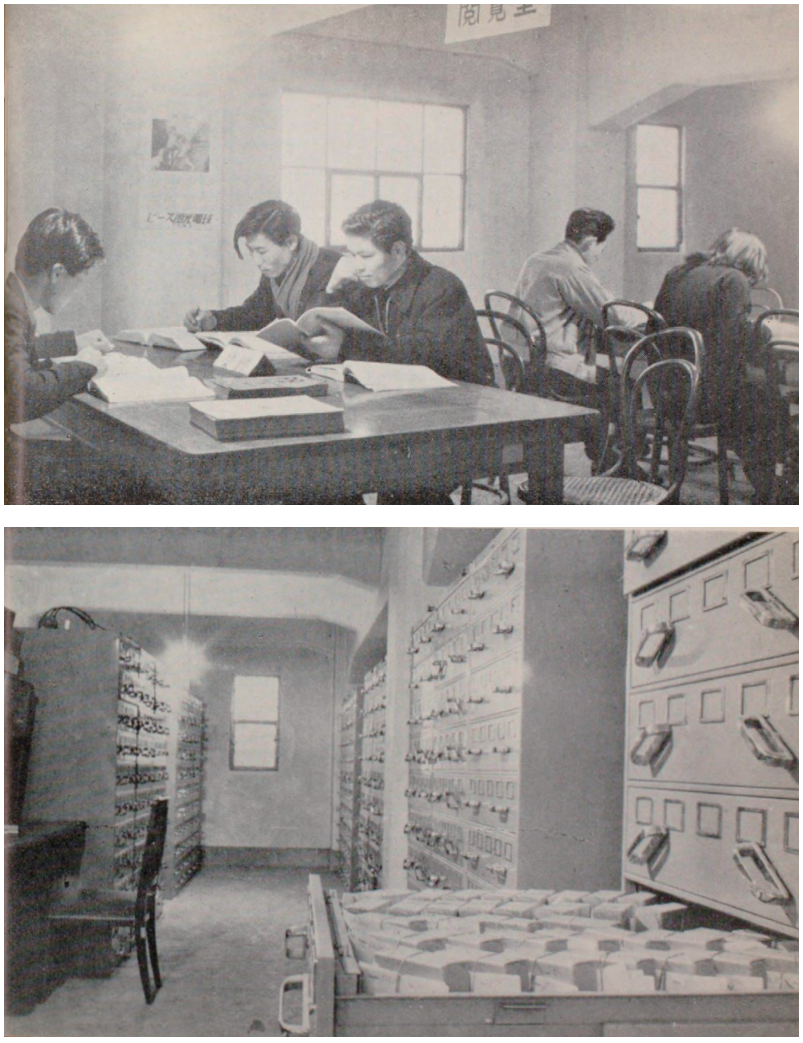

赤坂本館のPBリポート及び原子力資料閲覧室とそのマイクロフィルムキャビネット
（『国立国会図書館利用のてびき　主として一般利用者のために』（昭和29（1954）年）より）

覧室を開設した。

(3) 外国雑誌

外国雑誌の収集は、世界の原子力機関に依頼して収集した資料の中に入っていたものの受入に始まる。昭和 30 年代には、原子力以外の分野の外国雑誌にも収集範囲を拡大した。昭和 35（1960）年には 3000 タイトルとなり、昭和 36（1961）年度から 3 か年での整備を進め、昭和 38（1963）年には 1 万タイトル近くになった。

国立国会図書館よりも早く日本科学技術情報センター（JICST、現在の科学技術振興機構（JST））が外国雑誌の収集に着手し、文献複写サービスを開始していた。同センターの複写件数は、国立国会図書館のすべての資料の複写件数よりも 1 桁多いものであった。

オイルショック後、購入単価の高騰のため外国雑誌の購入タイトル数は 5000 件まで減少したが、上記の湯川氏らの懇談会の後継の原子力資料整備審議会を前身とし、昭和 36（1961）年に設置された国立国会図書館長の諮問機関である科学技術関係資料整備審議会が、昭和 53（1978）年度に英国図書館貸出局（BLLD）と同規模の 4 万 5000 タイトルを整備するよう館長に答申した。昭和 54（1979）年度科学技術関係資料費の当初予算は前年度比 67％増で 4 億円を、さらに昭和 56（1981）年度当初予算は 5 億円を突破した。タイトル数は昭和 58（1983）年に 1 万 3000 誌となった。

その後、円高も進んだが、それ以上に雑誌の単価が上昇し、タイトル数は昭和 58（1983）年の 1 万 3000 誌をピークに減少を続けた。学術雑誌の高騰問題は、円安となった 1990 年代後半以降、国内の大学図書館で大きな問題となった。国立国会図書館でも、国立図書館としてコア・ジャーナルの維持に努めているが、平成 30（2018）年には約 1300 誌まで減少している。

国立国会図書館では、これらの PB リポート、原子力資料、外国雑誌を核として、ほかに NASA リポート、博士論文、学協会ペーパー等を収集した。

外国科学技術雑誌の購入タイトル数

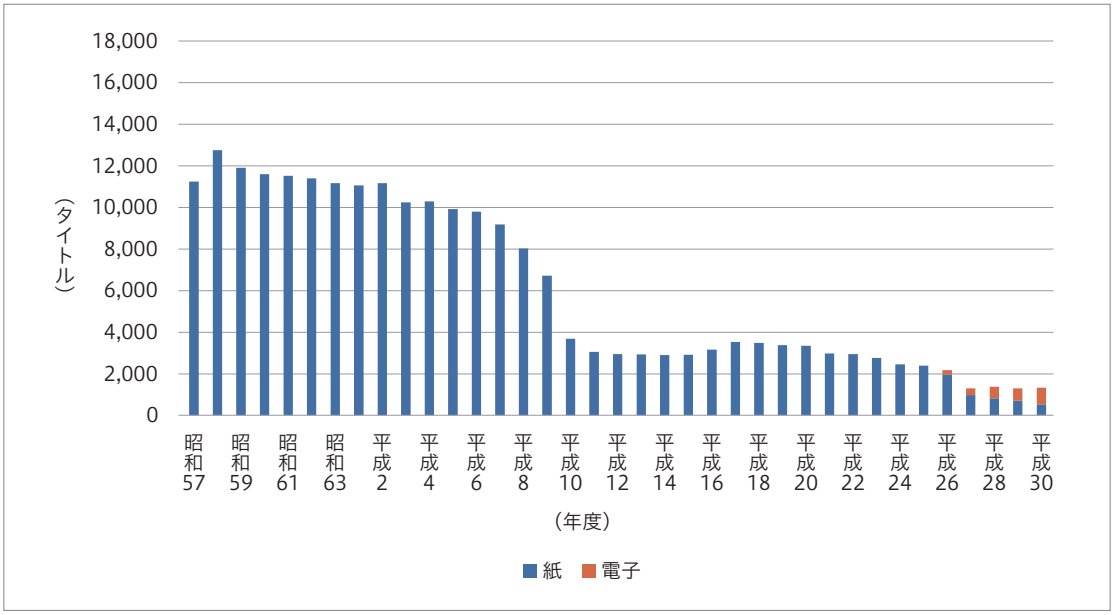

第３節　庁舎・書庫建設

昭和 22（1947）年の衆議院図書館運営委員会の検討段階では、新庁舎完成までの国会図書館の庁舎として特許局庁舎（現在の特許庁庁舎の場所に所在）を当てようとしたが実現しなかった。そのようなとき、旧赤坂離宮が国民のものになったことを示すため、国の三権により使用されるのが望ましいとする連合国最高司令官総司令部民政局（Government Section, GHQ/SCAP）の意向により、国立国会図書館が同離宮の東半分を使用することになった。ただし、調査及び立法考査局は、国会サービス上の便宜のため昭和 24（1949）年３月に議事堂内に移り、さらに、永田町の旧参謀本部陸地測量部の煉瓦造建物を書庫に改修するとともに庁舎を増築し、そこに移った（三宅坂分室）。これらの赤坂と三宅坂の庁舎はあくまで新庁舎が建設されるまでの仮庁舎であり、新庁舎の建設を予定していた。

この時期の国立国会図書館にとって書庫不足は深刻な問題であった。すでに昭和 26（1951）年度には旧赤坂離宮の赤坂本館の書庫と閲覧室の書架の収蔵能力が限界となり、資料を衆議院に返還したり、三宅坂分室へ移転したりしてしのいでいた。かつての帝国図書館である支部上野図書館も帝国図書館時代から慢性的に書庫不足の問題を抱えていた。

新庁舎は、永田町の旧ドイツ大使館跡地に昭和 30（1955）年度から建設に着手した。昭和 36（1961）年７月には本館（現在の東京本館の本館）の第１期工事が完了し、８月中に赤坂、三宅坂、上野図書館の庁舎から新庁舎に資料を移転し、11 月 21 日から

上から、三宅坂分室外観、国立国会図書館が使用していた頃の旧赤坂離宮入り口

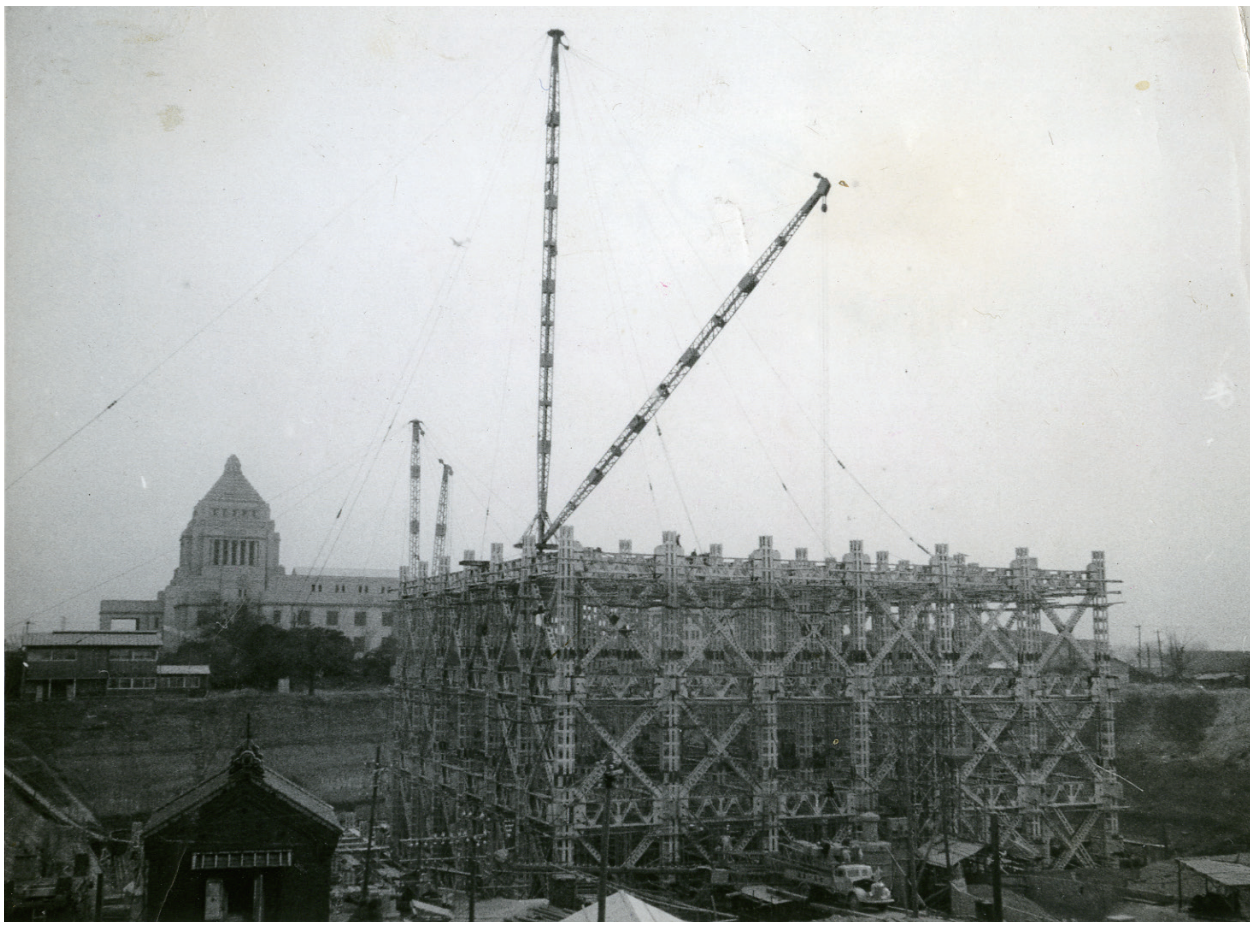

上から、建設中の本館（現在の東京本館の本館）、第 1 期工事完成時の本館

新庁舎での閲覧業務を開始した。昭和 36 年度中に第 1 期工事の増築工事として三宅坂に面した本館東側事務棟 4 ～ 6 階、屋上ペントハウスが完成した。さらに昭和 41 ～ 43（1966 ～ 1968）年の第 2 期工事では、書庫棟 12 ～ 17 層増築、北側事務棟新築、東西側事務棟増築を行い全館完成した。

その後、事務スペースも書庫も狭あいとなってきたため、昭和 49（1974）年から別館建設の検討を始め、昭和 56（1981）年に新館建設に着手し、昭和 61（1986）年に書庫 B5 ～ B8 部分の内装を除き、新館が完成した。B5 ～ B6 部分の内装は平成元（1989）年度に、B7 ～ B8 部分の内装は平成 5（1993）年度にそれぞれ完成した。

支部上野図書館は、国立国会図書館法（以下「館法」）第 22 条により東京都への移管が予定されていたが、東京都との間で移管しないことで合意が成立し、平成 6（1994）年 7 月には同条を削除する館法の改正が行われた。平成 7（1995）年 12 月に支部上野図書館を児童書の図書館の施設とすることを決定し、平成 9（1997）年度に支部上野図書館庁舎の改修による国際子ども図書館の建築に着手し、平成 12（2000）年に昭和期の建物部分の改修が終了し、部分開館し、平成 14（2002）年に明治期部分の改修も完成し、全面開館した。平成 24 ～ 27（2012 ～ 2015）年には、増築棟（アーチ棟）を建設した。

関西館は、関西文化学術研究都市内の京都府南部の精華･西木津地区に取得した用地に平成 10（1998）年 11 月に建設に着工し、平成 14（2002）年 3 月に概成した。平成 31（2019）年度末に東京本館と関西館の書庫の収蔵能力が限界となることが予想されたため、平成 28（2016）年 10 月には、総計収蔵能力 1400 万冊を収蔵できる書庫棟を建設する関西館第 2 期工事の第 1 段階として 500 万冊を収蔵する書庫棟の工事に着工した。竣工予定は令和 2（2020）年である。

既存の建物（本館）に中庭でつながる形で建設した新館

総書架数と排架済書架連数

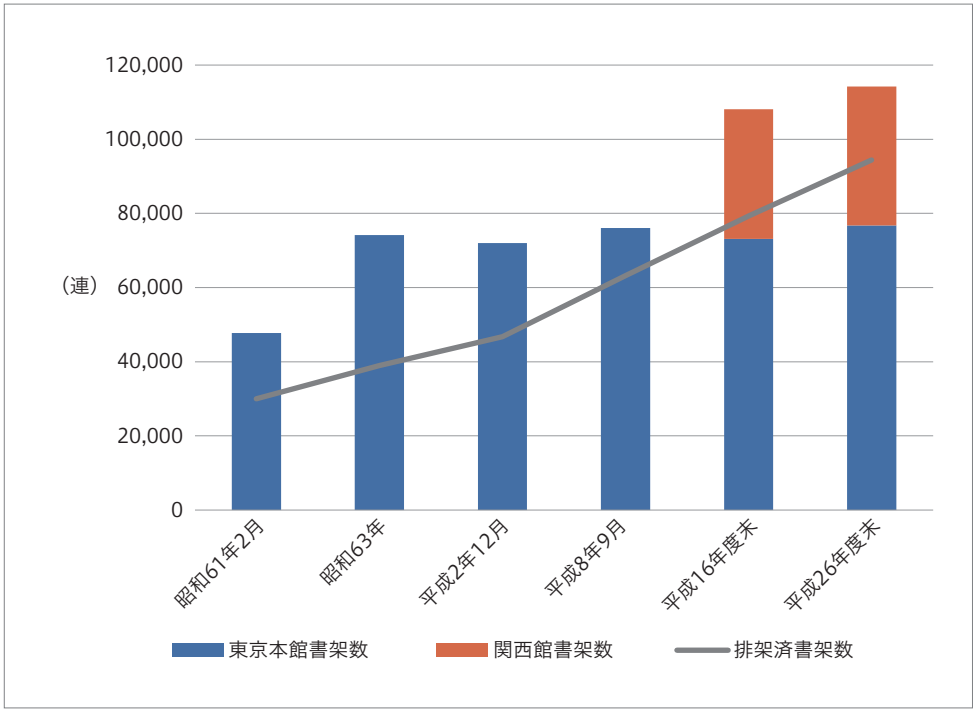

第４節　利用者サービス

1. 赤坂・三宅坂・上野時代

旧赤坂離宮の赤坂本館、旧参謀本部陸地測量部の戦焼建物を昭和 23(1948)年度以降改修・増築した三宅坂分室(以上、中央館)、かつての帝国図書館で昭和 24（1949）年に支部図書館となった上野図書館で来館利用者サービスを行った。昭和 29(1954)年までは蔵書数で上野図書館が中央館を上回り、利用者数も永田町の本館(現在の東京本館の本館)に移転するまでの間、上野図書館が約 3 倍近くを数えた（中央館 1 日 500 人程度、上野図書館が 1300 人前後（昭和 30 年代前半））。利用者層は学生と無職の人が多数を占めたのは両施設共通であり、学生が多かったのは、受験生が図書館資料を利用するためでなく、受験勉強のために閲覧席を使っていたという要因もあった。双方の施設でしばしば閲覧席が満席となり入館制限を行った。上野図書館は昭和 24 年の開館時から日曜日も開館していたが、中央館でも利用者が増加し、閲覧できずに帰る利用者が増えたため、昭和 27 (1952) 年 4 月 27 日から日曜日の開館を実施した。

上から、支部上野図書館公開書架室、
赤坂本館閲覧室

蔵書数、1 日あたりの利用者数（中央館、上野図書館）

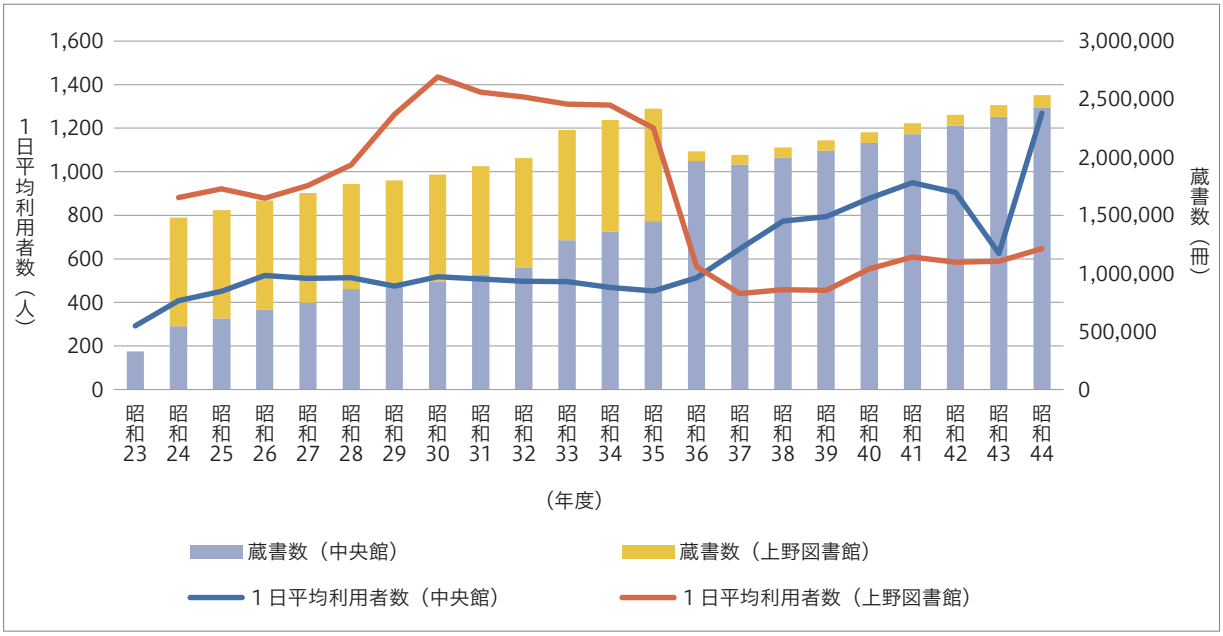

2. 来館サービスの課題

昭和 36（1961）年に永田町に本館が竣工し、それまで 3 施設で保管していた蔵書をこの新庁舎で集中して保管することにした。新庁舎では、参考図書類を除き、利用者が自由に資料を手に取ることができる公開書架を置かず、資料のほとんどすべてを書庫に収め、利用者の請求を受けて書庫から資料を出してくる方式を取った。

また、利用の年齢制限を 15 歳以上から 20 歳以上に引き上げ（大学生・短大生は 20 歳未満でも特例として利用可とした）、これにより大学受験の準備等のための座席のみの利用が減るという目論見であった。だが、新庁舎開館当初の調査では、3 分の 1 の利用者は書庫資料の請求を全くしておらず、そのうちの少なからざる人は資料を利用しない閲覧席のみの利用者と見られるという結果であった。

昭和 38（1963）年 4 月にゼロックスによる複写サービスを開始し、普通紙へのコピー（電子式複写）が可能になり、複写機の性能向上と普及とともに、利用者の目的が閲覧室で資料を閲読することから、資料の複写物を得ることに徐々に変わっていった。利用形態の変化により滞在時間が短くなったことで、

本館（現在の東京本館の本館）で入館を待つ利用者（昭和 61（1986）年以前）

閲覧席の利用回転率がよくなり、利用者数は急激に増加し、昭和 44（1969）年には 1 日平均の利用者が 1000 人を超えた。また、記事の複写を前提にした雑誌の利用が増加し、昭和 55（1980）年には雑誌の出納冊数が図書の出納冊数を上回った。

当時は閲覧室ごとに入室希望者が座席数を上回ると入館を制限した。図書・雑誌を閲覧する一般的な利用者の場合、第一・第二閲覧室の座席数 576 席（昭和 43（1968）年以降）が上限となった。入館が制限されると利用者は入り口前のベンチに到着順に着席させられ、入館の順番が来るのを待たされた。繁忙期には入館待ちの人数は 100 人程となった。

入館してからも請求可能な資料は図書・雑誌あわせて 5 点の制限があり、資料を請求してから手にするまで 20 分から 30 分、雑誌では 1 時間以上かかることもあった（昭和 55（1980）年）。昼休み時間には、カウンターでの資料の出納、資料請求票や複写の受付を停止していた。

利用者の目的が資料の複写を得ることに変わっていったことに伴い、多くの資料を短時間のうちに複写して帰ることが利用者の大きな関心事となった。そういった利用の障害となる入館制限、資料が書庫から出てくるまでの時間、昼休み時間中の受付休止、請求資料の点数制限に対しては、資料が書庫からカ

東京本館新館 複写カウンター

1 日あたり利用者数と 1 人あたり出納冊数・複写件数（東京本館）

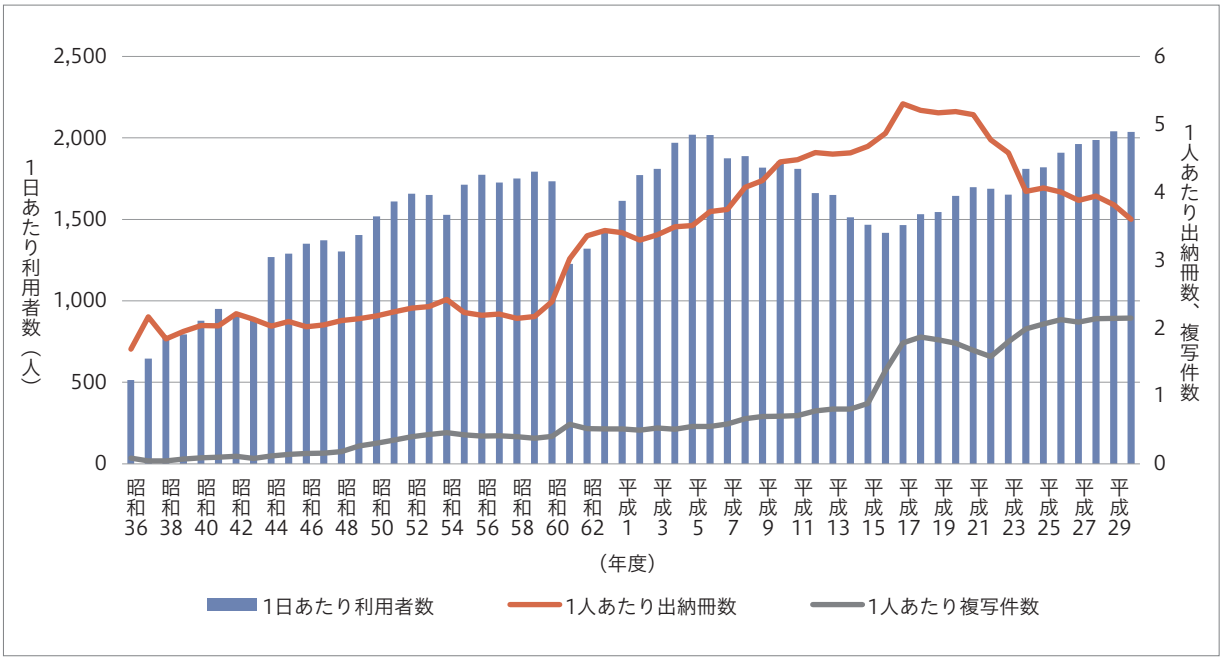

ウンターに到着した際のマイクでの利用者呼び出しによる騒音とともに、利用者から多くの苦情が寄せられ、利用者サービス上での解決すべき課題となった。

複写利用の増加を反映して、座席数で入館を制限しても席を利用しない利用者が多く、空席も目立ってきたところから、昭和61（1986）年の新館開館時に座席数による入館制限を撤廃した。また、同じく新館開館時に、資料到着のマイクでの呼出しを待つために出納カウンター付近で待機せずに、待ち時間の有効な活用を可能とするとともに、マイクでの呼び出しによる騒音を解消することを主たる目的として、入退館管理システムの一環で番号を表示する電光表示盤とモニターを導入し、閲覧スペースの主要箇所に設置した。この措置は資料が書庫から出てくるのを待つ時間の有効活用には一定の効果をもたらした。その一方でマイクでの呼び出し自体はその後も継続した。上記の課題については、その後も順次解決・緩和に取り組んだ。

また、新館開館を機に、公共図書館の館数の増加と蔵書の充実が進んだことを受けて、国立国会図書館は国内において文献を後世に伝え保存する使命を果たすとともに来館利用者の調査研究目的の利用を促進するために、身近な図書館で目的が達せられる利用者にはその図書館の利用を勧める措置を取った。その上で各種図書館において調査の上、国立国会図書館にしか所蔵がないと判明した資料の貸出し・複写や当該図書館において解決できなかったレファレンスの申込みに対し、迅速に対応するため、これらの申込窓口を一本化してファクシミリでの申込みも受け付けることにした。同時にこれまで受け付けていなかった東京近県と東京都内の図書館からの文書レファレンスと複写の申込みも受け付けることにした。

しかし、こうした措置により図書館からの郵送複写や文書レファレンスの申込みは増加したものの、各図書館の蔵書目録が自宅で確認できない当時の利用条件下において、とりあえず蔵書数の多い国立国会図書館に行っておけば間違いないと考える利用者の行動パターンを変えることはできず、その後も利用者数は増加を続けた。平成6（1994）年8月には図書・雑誌の利用者について入館制限を再開している。平成12(2000)年3月にWeb-OPACをインターネット公開してから入館者数が減少し始め、入館制限をすることがなくなった（平成12年以降の状況については3章コラム「利用の拡大」を参照)。

入館については、平成24(2012)年1月からICカードの登録利用者カードを貸与し、これまでのように来館の度ごとに手続きを取ることをなくし、カードをかざすだけで入館することができるようになっている。

3. 開館日・開館時間の拡大

国立国会図書館の中央館（赤坂本館及び三宅坂分室、永田町の本館（現在の東京本館の本館））では、昭和23（1948）年の開館当初は日曜日と国民の祝日のみを休館としていたが、前述のように昭和27（1952）年4月27日から日曜日を開館とするとともに、月1回館内整理のための休館日（以下「整理休館日」)を設けた。永田町の本館に移った直後は第1、第3日曜日のみを閉館としていたが、昭和37（1962）年6月18日から特別閲覧室利用者を対象に午後8時まで開館する一方で、毎日曜日閉館とした。

週休2日制をめぐる一般社会情勢の変化を受けて、昭和63（1988）年4月から国立国会図書館職員を含む国家公務員の4週6休制度が実施され、昭和64（1989）年1月1日から第2、第4土曜日を閉庁とする「国会に置かれる機関の休日に関する法律」が施行された。これに伴い第2、第4土曜日を休館日とし、次いで平成4（1992）年5月の上記法律の改正による完全週休2日制の実施の際に、第3土曜日を除く土曜日と第4月曜日を休館日とした。この措置により、昭和64年から月に2日、平成4年5月から月に4日、休館日が増加し、昭和62（1987）年度に284日あった年間開館日数が平成4年度には234日と50日も少なくなった。これに対し、利用者には休館日の多いことへの不満、特に地方在住の利用者には、土曜日や日曜日の開館を求める声があった。

中央館では午前9時から午後4時半まで、支部上野図書館では午前9時から午後9時（当初午後6時まで､その後段階的に延長した）だった開館時間を、永田町本館では開館時、一部の閲覧室を除き午前9時半から午後8時半まで、その後ほどなくして午後5時までとした。その日のうちに製品を受け取れる即日複写（昭和49（1974）年開始）の受付は午後3時30分までとしていた。午後に来館した場合に複写をする時間が限られており、利用者からは複写受付時間を延長するよう強い要望があった。これらの要望に応え、平成9（1997）年8月から即日複写の受付時間を午後4時まで30分延長した。

平成12（2000）年1月から第1土曜日を開館し（代わりに直後の月曜日を閉館)、毎月1回あった整理休館日を年4回とすることで年に4日開館日を増やす手直しを行った。しかし、抜本的な改善が依然として課題であった。平成16（2004）年10月に開館日・開館日数の拡大を行い、毎週土曜日と月曜日を開館とし、整理休館日を月1回とし、開館時間も午後7時まで、即日複写の受付時間を午後6時までとした。この措置により年間の開館日数が平成17（2005）年には280日に回復した。

4. 館内での資料検索の簡便化

誌紙名の冊子体目録を検索手段とする雑誌や新聞は別として、図書を利用するためには、目録ホール（現在の本館ホール）内に設置された年代ごとに編成された、人の背丈より高いカードボックスに収められたカード目録を検索して請求記号と書名を突き止めなければならなかった。しかし、入館して公開書架がほとんどないことを知り、戸惑っている初めての利用者の多くにとって、探している情報が掲載された図書の書名・著者名や雑誌の誌名と巻号を特定した上で、訓令式ローマ字のアルファベット順に書名と著者名が混在して配列された多数の目録カードの中から目当ての資料のカードを探し出すのは、かなりハードルの高い作業であった。その結果、目

昭和61（1986）年新館開館以前の本館（現在の東京本館の本館）目録ホール

当ての資料を手にすることができず、あきらめて帰った利用者は少なくなかったと思われる。

平成元（1989）年7月に目録ホールにCD-ROM版の和図書目録（J-BISC）、平成4（1992）年7月に洋図書オンライン閲覧目録（OPAC）、平成9（1997）年4月に和図書オンライン閲覧目録（OPAC）の提供を開始し、さらに平成11（1999）年7月にWeb-OPACを館内公開することで、利用者は煩わしいカード目録の検索の負担から解放されることになった。しかし、まだこの時期は目録のインターネット公開を行っておらず、電話等で問い合わせたりしない限り、来館しなければ国立国会図書館がどのような資料を所蔵しているかわからなかった。そのため国立国会図書館に行けば目的が達せられるという漠然とした期待から来館する人も多かったと見られ、前述のように来館利用者数は増加を続け、平成5（1993）年度から平成6（1994）年度に1日平均2000人を超えるピークに達した。その後も1日平均1800人以上を数え、混雑状態が続いた。

平成12（2000）年3月に至りWeb-OPAC、次いで平成14（2002）年10月に関西館開館に伴い国立国会図書館蔵書検索・申込システム（NDL-OPAC）をインターネット公開し、自宅からでも国立国会図書館における資料の所蔵の有無を調べることができるようになった。また、NDL-OPAC公開と同時に、著作権が消滅している明治期刊行図書約3万3000冊のデジタル化画像を「近代デジタルライブラリー」としてインターネット公開した。これらの公開により来館利用に代わる在宅での国立国会図書館利用の道が開かれた。来館利用者数は平成10（1998）年度から顕著に減少に転じた。

平成14（2002）年10月に関西館で、平成16（2004）年10月に東京本館で新システムのNDL-OPACによる図書・雑誌の閲覧申込みを開始した。利用者は、これまでのように資料請求票に請求記号と書名等を手書きで写して出納カウンターに持っていく必要はなくなり、NDL-OPAC上で検索した資料の請求ボタンをクリックするだけで資料の請求ができるようになった。また、これまで請求して係員が書庫で資料の現物があるかを確認するまでわからなかった使用中か否かが、多くの資料について検索した段階でわかるようになった。NDL-OPACの導入により資料の検索は格段に容易になり、1人あたりの資料の利用冊数も次第に増加していった。その一方で検索支援を中心とする口頭レファレンス件数は減少した。

平成21（2009）年度補正予算に計上されたデジタル化経費127億円により、昭和43（1968）年までに刊行された和図書と平成12（2000）年頃までにマイクロフィルム化されていなかった多くの和雑誌がデジタル化され、平成22（2010）年9月から館内の端末で大量の図書･雑誌が閲覧可能となった。これらの図書・雑誌については書庫から資料が出てくるのを待つ必要も資料請求の点数制限もなく、端末で何点でも閲覧することができ、また、デジタル化の際にテキスト入力された目次データの検索により利用者が必要とする資料を容易に探し当てることも可能となった。加えて、平成24（2012）年1月からは、これまで専門室の端末でしか利用できなかった契約データベースをすべての端末から利用できるようにした。これらの大規模デジタル化資料の公開と契約データベースの提供の拡大により来館による資料利用の利便性が飛躍的に高まり、以後、再び来館利用者数は増加に転じた。

一方、平成24（2012）年の著作権法改正により、国立国会図書館は絶版等で入手困難なデジタル化された著作物について全国の図書館に送信することが可能となり、平成26（2014）年1月からこれまで館内限定公開であったもののうち絶版等で入手困難な資料の送信を開始した。これにより全国の公共、大学図書館でこれらの資料を利用することができるようになった。

5. 郵送複写サービスの普及

国立国会図書館において利用者への複写サービスは、昭和28（1953）年4月にマイクロフィルムの撮影による複写を開始し、開始当初から館外からの複写申込みにも応じてきた。

郵送による複写申込みは東京都内と近県以外の地

方在住者（個人と機関）に限ってきたが、昭和 61（1986）年 9 月の新館開館を機に地域の制限をなくした。その後、郵送複写の申込件数が伸びない原因と考えられた処理時間の短縮を図り、申込件数の増加に努めた。しかし、1980 年代後半から 1990 年代にかけて、大学図書館、日本科学技術情報センター（JICST。現在の科学技術振興機構（JST））のそれぞれに比べて、国立国会図書館の郵送複写受付件数は 1 割にも満たなかった（平成 7（1995）年：国立国会図書館 7 万 8816 件、大学図書館 116 万 9994 件、JICST124 万 1970 件）。大学図書館と JICST は、書誌データベースと複写申込システムが連携している NACSIS-ILL システム（学術情報センター（現在の国立情報学研究所（NII））の相互貸借サービス）、JOIS（JICST Online Information System）をそれぞれ擁していたが、国立国会図書館はそのようなシステムを持っていないことが原因と考えられた。

特に個人からの複写申込みは、書誌情報が不正確で複写箇所の特定ができていないため、作業の手間が膨大にかかり、遅延の原因となっていた。そのため、個人が直接郵送で複写を申し込めることを広報せず、国立国会図書館に所蔵があるとわかっている資料についても、図書館経由の文書レファレンスで複写箇所を特定してから、同じく図書館経由で複写を申し込むよう広報していた。この結果、個人からの直接の複写申込件数は伸びなかった。

平成 14（2002）年 10 月から図書館に対し、さらに平成 15（2003）年 1 月から利用者登録をした個人に対し、書誌データベースと複写申込みが連携するシステムである NDL-OPAC の提供を開始した。これにより利用者は NDL-OPAC の画面から郵送複写を申し込むことができるようになった。同時に関西館開館後の文献提供サービスにおいては、それまでの図書館経由という方針を転換して、複写資料と複写箇所が正確に特定できていることを条件に、利用者に最初から国立国会図書館に郵送複写を申し込むことを推奨した。これ以後、個人利用者を中心に郵送複写申込件数は急増した。なお、現在、郵送複写サービスは「遠隔複写サービス」と呼んでいる。

郵送（遠隔）複写件数

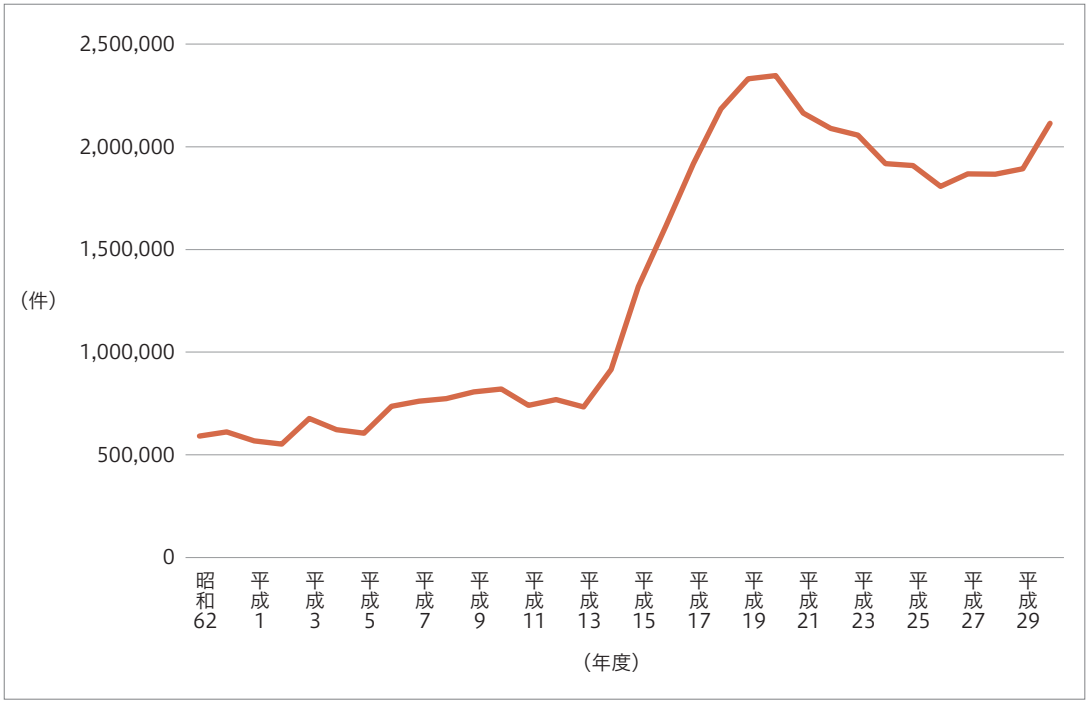

※マイクロ資料、電子情報のプリントアウトを含む。平成 14 年度以降は 3 施設の合計。

第５節　図書館協力と書誌情報共有

公共、大学、専門の各図書館（室）それぞれの館数は、1950 年代には約 700、約 500、約 1000 であったが、現在は約 3300、約 1600、約 1600 であり、その構成比が変化している。昭和 20 年代から 30 年代にかけて国立国会図書館における対図書館協力の主たる対象は行政・司法支部図書館、大学図書館、地方議会図書館、専門図書館であった。その後、公共図書館が 1970 年代から右肩上がりで増加し、図書館協力の重点も公共図書館に移っていった。

国立国会図書館の図書館協力としては、書誌情報の提供、総合目録の構築、図書館間貸出し、レファレンス・サービス、複写サービス、図書館員向け研修を行ってきた。

1. 書誌情報の提供

(1) 国内刊行物総目録の刊行

昭和 23（1948）年 2 月に制定された国立国会図書館法（以下「館法」）では、国立国会図書館は、国内で刊行された出版物の目録を 1 年以内の定期刊で刊行し（第 7 条）、同時に納本者に納入の代償として当該目録のうち納入した出版物を登載した号を遅滞なく送付するものとする（第 25 条）と規定された。そこで、設立後、とりあえずは納入された出版物を登載した目録の刊行を急ぎ、昭和 23 年 10 月に『納本月報』を創刊した。

昭和 24（1949）年の館法改正で代償金の交付制度が設けられ、目録の送付は納入の代償ではなくなり、目録送付の対象は寄贈者に限定されることになった。それとともに『納本月報』に代わり『国内出版物目録』（昭和 30（1955）年から『納本週報―国内出版物目録―』）を創刊し、月刊版では納入された出版物のみを掲載し、未収集の出版物については年刊版で補正する方針を取った。この方針に基づき、昭和 23（1948）年版から昭和 35（1960）年版まで、未収集の出版物（幻灯スライド、映画フィルム等も含む）の情報についても関係機関の協力を得て掲載した年刊版の『全日本出版物総目録』を編さんした。しかし、編さんに時間がかかり刊行までに 3 年の遅れが出ていたため、昭和 36（1961）年版からは未収集出版物の情報の調査・掲載を中止し、納入された出版物のみを掲載することとした。

この時期までの『納本週報』と『全日本出版物総目録』は、基本的な書誌事項のみを掲載していたが、昭和 53（1978）年 1 月から『納本週報』のコンピュータによる編さん開始を機に詳細な書誌情報を提供するものとなった。昭和 56（1981）年には『納本週報』、『全日本出版物総目録』をそれぞれ『日本全国書誌週刊版』、『日本全国書誌』（年刊版）に改題した（年刊版は昭和 52（1977）年版のみで終刊）。

(2) 印刷カードの作成・頒布事業

開館間もない昭和 23（1948）年 7 月に連合国最高司令官総司令部民間情報教育局（Civil Information and Education Section,GHQ/SCAP）の特別顧問として来日した米国イリノイ大学図書館長のダウンズ（Robert B. Downs）が総司令部に提出した報告書において、国内のすべての出版物の目録の編さんとともに、印刷カード作成頒布事業が勧告された。同報告書では、印刷カードを購入することにより、国内各図書館は目録作成の手間を省くことができるメリットがあると説明された。国立国会図書館では、翌昭和 24（1949）年 8 月から印刷カー

注文に応じて印刷カードを仕分ける作業

ドの頒布を開始し、昭和 27（1952）年には日本図書館協会も選定図書に印刷カードを添付しての頒布を開始した。国立国会図書館の印刷カードは、新刊書が出版されてからその印刷カードが利用館のもとに届くまで、昭和 28（1953）年で約 1 か月半程度、昭和 54（1979）年のコンピュータ導入前の時点で予約の一括購入の場合に 11 ～ 15 週かかっていた。そのため印刷カードの利用館が新刊書を提供する時に間に合わないという大きな問題があった。

印刷カードの利用は、昭和 40 年代から整理業務の負担を軽減する図書館業務合理化策として公共・大学図書館で進んだ。公共図書館の選書は、日本図書館協会の選定図書の中から行われていたため、公共図書館では同協会のカードの利用館が多く（ただし、公共図書館の印刷カード利用率は低く、日本図書館協会の印刷カードを利用する公共・学校図書館も約 100 館にすぎなかった）、国立国会図書館の印刷カードは 20 館ほどにとどまったが、大学図書館では 1980 年代のピーク時には約 200 館で利用された。印刷カードの作成・頒布事業は、各図書館で目録の機械化が進み、印刷カードの需要がなくなったことにより、平成 10（1998）年 3 月をもって終了した。

(3) JAPAN/MARC の作成・頒布

昭和 56（1981）年には『日本全国書誌』をコンピュータで読み取り可能な MARC フォーマットで JAPAN/MARC を作成し、磁気テープでの頒布を開始した。民間でも昭和 54（1979）年に日本出版販売株式会社、昭和 57（1982）年に日本図書館協会事業部を引き継いだ株式会社図書館流通センター（TRC）、昭和 58（1983）年に株式会社大阪屋といった書籍取次会社がそれぞれ MARC の頒布を開始した。

当時、国立国会図書館内部には、米国で議会図書館の LC　MARC が利用されているように、各地域の中心館のコンピュータに MARC テープを蓄積し、図書館ネットワークを通じて、JAPAN/MARC の情報が当該地域の大学、公共、専門、学校といったさまざまな館種の図書館で利用されるような体制となることを期待する意見があった。また、1980 年代前半には県立図書館等が共同処理センターとなって県内の市立図書館が JAPAN/MARC の目録デー

印刷カード購入館数

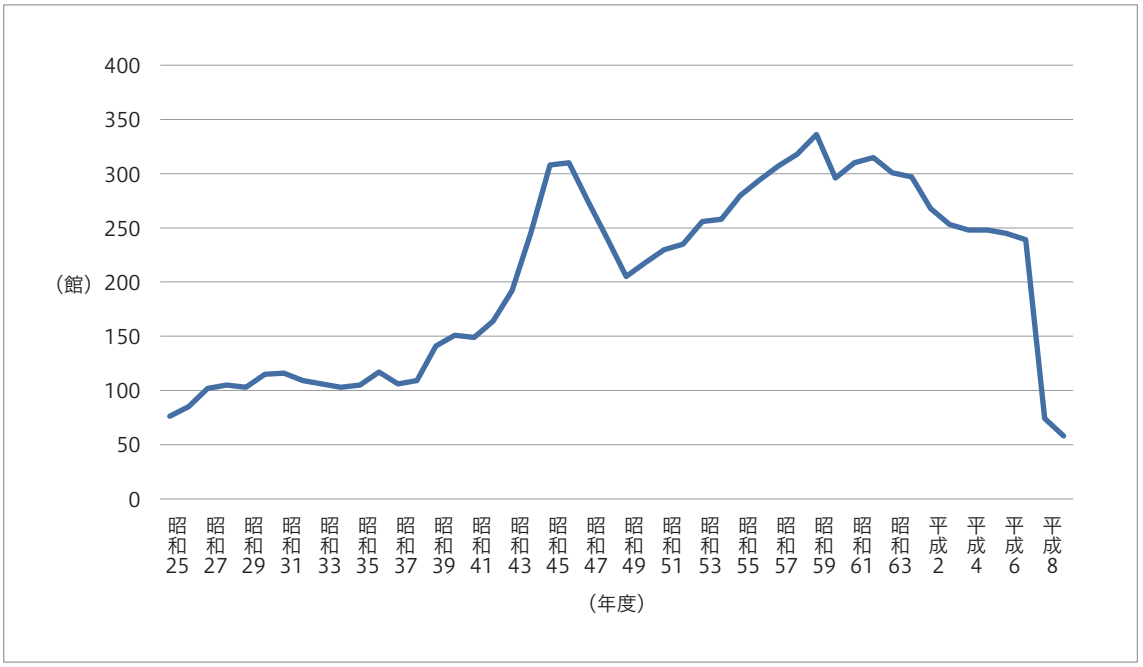

タを共同利用するとともに総合目録を構築するという構想が、コンピュータの導入が進んでいた市立図書館の職員により提示されることもあった。

しかし、公共図書館では、図書館への資料の納入時点で書誌データを利用することが可能な民間MARCが普及し、JAPAN/MARCを県域の公共図書館で共同利用する構想は実現しなかった。公共図書館でJAPAN/MARCが普及しなかった原因としては、印刷カード時代以来の新刊書のデータ搭載までのタイムラグがあることに加え、民間MARCに比べアクセスポイントが少ないなど実用的でないこと、民間MARCで行われている選書リストの提供、購入図書分の目録データの抽出等のサービスがないこと等が指摘された。

一方、東京大学文献情報センター（現在の国立情報学研究所（NII））では、昭和59（1984）年から大学図書館等の参加館が分担して共同で目録を作成するシステム（NACSIS-CAT）を稼働させた。このシステムにおいて、JAPAN/MARCは目録作成のための参照ファイルとして民間MARCとともにオンラインで提供された。JAPAN/MARCの購入館は1990年代には40館弱であったが、その後減少した。

国立国会図書館では、昭和63（1988）年4月からJAPAN/MARCのCD-ROM版のJ-BISCの頒布を開始した。J-BISCは、JAPAN/MARCに比べ導入が容易であり、経費が比較的安価であり、図書館間の相互貸借事業にも活用できる等の理由から普及した。頒布開始から4年目の平成4（1992）年には購入館が900館に達している。

(4) 書誌データのインターネットでの提供

平成8（1996）年に国立国会図書館のホームページを開設し、最新1年分の書誌データ10万件の公開を開始した。

平成12（2000）年3月にWeb-OPAC、平成14（2002）年4月から『日本全国書誌』のホームページ版、10月に関西館開館に合わせてNDL-OPACをそれぞれインターネットで公開した。平成19(2007)年からは国立国会図書館デジタルアーカイブポータル（PORTA）（平成24（2012）からはPORTAの後継である国立国会図書館サーチ（NDLサーチ））で、API（Application Programming Interface）の提供を行った。これに伴い、図書館で使用される市販のパッケージソフトの多くには、NDLサーチのAPIにより、NDLサーチが提供する国立国会図書館の書誌データを取り込める機能が装備されるようになった。これにより学校図書館や公共図書館等での国立国会図書館の書誌データの利用が広がった。

2. 総合目録

全国のどの図書館がどのような蔵書を持っているかが簡単にわかり、その蔵書を図書館間貸出しにより借り受け、あるいは複写の依頼をすることができれば、利用者の居住場所や所属にかかわらず、必要な資料を入手することができる。そのような図書館間貸出し制度の構築、総合目録の作成は館法第21条第1項第1号及び第4号で、行政・司法支部図書館の総合目録の作成は館法第17条第2号で規定された事業である。

国立国会図書館では、まずは行政・司法支部図書館総合目録の編さんから着手することにし、昭和24（1949）年1月から行政・司法支部図書館、昭和25（1950）年度からは全国の主要大学図書館の目録カードと冊子体目録の収集を開始した。こうして集められた目録カードと冊子体目録を切り貼りしたカードにより、官庁出版物に関する『官庁刊行物総合目録』（1952-1960）と官庁出版物以外の図書に関する『国立国会図書館行政司法支部図書館図書総合目録』（昭和27-33年度版）、新聞･雑誌に関する『国立国会図書館行政・司法各支部図書館定期刊行物総合目録 昭和25年4月末現在』を編さんし、刊行した。

しかし、昭和34（1959）年に支部図書館部の連絡部への改組に伴い、『官庁刊行物総合目録』は、昭和34年度に第8編を刊行したのを最後に編さんを停止し、『国立国会図書館行政司法支部図書館図書総合目録』も、洋書の部は次に述べる『新収洋書総合目録』に統合し、和漢書の部の編さん刊行を取

りやめた。

洋書については、昭和 27（1952）年 11 月 28 日の文部省と国立国会図書館との間の「学術文献総合目録作成に関する覚書」に基づき、覚書時点で編さんに着手していた文部省編『学術図書総合目録』（部門別に 8 冊）が昭和 30 ～ 36（1955 ～ 1961）年に編さん・刊行されたのをもって打ち切られ、国立国会図書館が新たに昭和 33（1958）年から『新収洋書総合目録』の刊行を始めた。この目録には昭和 35（1960）年には全国 50 館が参加した。1980 年代後半には、学術情報センターの NACSIS-CAT が進展し接続館が増加したことと、目録のデータベース化によって目録カードの作成を打切り、カードレスとなった図書館も増え、国立国会図書館へのカード送付を中止する参加館も増えつつあったことにより平成 2（1990）年 5 月刊行の「1984-1987 年版」をもって終刊した。

逐次刊行物については、戦前の学術研究会議編『外国学術雑誌目録』を引き継ぎ、上記の覚書に基づき、大学図書館等（当初は旧帝国大学の 6 大学、その後、国公私立大学、国立国会図書館、官公庁・民間の研究所等に拡大）での学術雑誌の所蔵について、文部省により『学術雑誌総合目録』が昭和 28（1953）年に編さん・刊行され、その後も継続して編さん・刊行された。一方、公共図書館での所蔵について日本図書館協会公共図書館部会が『全国公共図書館逐次刊行物総合目録』（昭和 38-43（1963-1968））を編さんし、国立国会図書館は館法第 21 条第 4 号に定める総合目録を作成するために講ずべきとされる「あらゆる方策」のひとつとして刊行のみを引き受けたが、その後の追補を刊行することはなかった。

1980 年代後半に学術情報センターのネットワークにおいて大学図書館等の参加館が共同で作成する前述の総合目録 NACSIS-CAT とともに、文献複写や相互貸借の依頼・受付システムとして NACSIS-ILL システムが構築された。一方、1980 年代後半から 1990 年代にかけては多くの公共図書館でコンピュータ導入が進み、それに伴い、都道府県域の図書館ネットワークが整備され、県域総合目録データベースも構築されていった。これらのシステム、データベースの整備等により大学図書館間、都道府県域内図書館における相互貸借が飛躍的に伸びていった。

国立国会図書館では、公共図書館においてオンライン目録の導入が進んだ状況において、平成 5 ～ 6（1993 ～ 1994）年度に総合目録ネットワーク・パイロット・プロジェクトの実験を行い、平成 6 ～ 9（1994 ～ 1997）年度に通商産業省（現在の経済産業省）の特別認可法人情報処理振興事業協会（IPA）と共同でパイロット電子図書館プロジェクトの一環として実験を進め、平成 10（1998）年 4 月から国立国会図書館単独で都道府県立図書館と政令指定都市立図書館が参加した総合目録ネットワーク事業の本格運用を開始した。この事業は都道府県域を越えた相互貸借を支援することを目的とした。目録は、参加各館が抽出したデータを FTP 等で国立国会図書館に送付し、機械的に書誌の同定がなされる仕組みを採用した。このデータベースは、平成 15（2003）年に「ゆにかねっと」という愛称を定め、平成 16（2004）年に一般公開した。平成 24（2012）年に国立国会図書館サーチ（NDL サーチ）に統合し、現在に至っている。

参考文献

衆議院 , 参議院 編『議会制度百年史　議会制度編』[衆議院] 1990

Justin Williams' letter to Charles B. Fahs dated 22 August 1947 in Justin Williams Papers: Gordon W. Prange Collection, the University of Maryland Libraries, microfilm, 2001

第 1 節

Ida A. Brudnick, *The Congressional Research Service and the American Legislative Process* (Congressional Research Service, Updated April 12, 2011)>https://crsreports.congress.gov/product/pdf/RL/RL33471（最終アクセス日 2020.12.22）

国立国会図書館総務部 編『国立国会図書館スタッフ・マニュアル＜Ｂ＞』国立国会図書館 1965

春山明哲「歴史のなかの調査局―ウィリアムズを手がかりとして―」『図書館研究シリーズ』(24) 1984.3

第 2 回国会　両院法規委員会会議録　第 1 号　昭和 23 年 1 月 27 日

第 2 回国会　衆議院　図書館運営員会議院運営委員会連合審査会議録　第 1 号　昭和 23 年 2 月 3 日

「創立七十周年記念講演会（平成三十（二〇一八）年七月三十日）高見勝利先生御講演「衆議院法制局初代局長・入江俊郎の識見とその今日的意義」」衆議院法制局 編『衆議院法制局七十年の歩み』衆議院法制局 2018

国立国会図書館調査立法考査局 編『米国議会図書館立法考査局の組織と活動』（国調立資料Ａ一）国立国会図書館調査立法考査局 1948

第 2 回国会　図書館運営委員会合同審査会会議録　第 1 号　昭和 23 年 6 月 7 日

『国会会議録検索システム利用の手引』行政管理庁行政管理局 1980

伊藤公紘「行政管理庁における法令検索システムの概要について」『地方自治コンピュータ』10(11) 1980.11

第 2 節

新聞出版用紙割当局文書「昭和 23 年度国会図書館移管図書領収書及明細書綴」「昭和 24 年度国会図書館移管図書領収書及明細書綴」国立公文書館所蔵

山下信庸『わが国の出版物の納本制度について――民間出版物の部――』[国立国会図書館] 1968

青木實「納入レコード小史」『国立国会図書館月報』(160) 1974.7

国立公文書館 編『内閣文庫百年史　増補版』汲古書院 1986

川瀬一馬「明治維新以来の和漢書集散について―（その 1）明治時代前半まで―」『書誌学』(35/36) 1985.5

国立国会図書館 監修 , NDL 入門編集委員会 編『国立国会図書館入門』三一書房 1998

二宮三郎「憲政資料室前史」(上), (中), (下)『参考書誌研究』43, 44, 45　1993.9, 1994.8, 1995.10

二宮三郎「政治史料調査事務局沿革」『参考書誌研究』(37) 1990.3

中島裕喜「PB レポートに関する一考察―第二次世界大戦後におけるドイツ技術情報の接収と日本におけるその活用―」『大阪大学経済学』64(2) 2014.9

寺村由比子「国立国会図書館における科学技術資料の収集をめぐって―平成 4 年度職員業務研修特別講義から―」『科学技術文献サービス』(99) 1992.11

寺村由比子「国立国会図書館における外国科学技術雑誌の収集」『科学技術文献サービス』(59) 1982.2

日本科学技術情報センター十年史編集委員会 編『日本科学技術情報センター十年史』日本科学技術情報センター 1967

第 3 節

第 2 回国会　衆議院　図書館運営委員会議録　第 4 号　昭和 23 年 2 月 16 日

『上野図書館八十年略史』国立国会図書館支部上野図書館 1953

『昭和 27 年度予算事項別説明書』国立国会図書館 1952

第 4 節

「国立国会図書館の一般閲覧者についての予備調査報告」『国立国会図書館月報』(31) 1963.10
『上野図書館八十年略史 別冊―アンケート集』国立国会図書館支部上野図書館［1953］
外垣豊重「当館はどのように利用されているか――各種閲覧統計の分析――」『国立国会図書館月報』(65) 1966.8
外垣豊重「あたらいしい閲覧の体制と閲覧室」『国立国会図書館月報』(92) 1968.11
宮雄司「閲覧出納の現状」『図研論集』(3) 1980.11
寺村由比子「新しい閲覧体制―新館をオープンして―」『国立国会図書館月報』(306) 1986.9
秋山勉「郵送複写業務、その環境と変化」(「非来館型サービス利用実態調査―関西館 DSS（ドキュメント・サプライ・サービス）の構築に向けて―」第 1 部 1)『図書館研究シリーズ』(35) 1998.6

第 5 節

鬼塚明治「印刷カードの諸問題」『びぶろす』4(5) 1953.5
今英章「国立国会図書館における印刷カード頒布業務の問題点と今後の課題」『図書館雑誌』73(6) 1979.6
椎葉敏子「MARC カードと印刷カード――利用の視点から――」『現代の図書館』15(4) 1977.12
石山洋「ジャパン・マークについて」『学校図書館』(342) 1979.4
薬袋秀樹「公共図書館ネットワーク論の現状と課題」日本図書館学会研究委員会 編『図書館ネットワークの現状と課題』（論集・図書館学研究の歩み 第 11 集）日外アソシエーツ 1991
遠矢勝昭「J-BISC について―３年間の動きと今後への期待」『月刊 IM』30(11) 1991.10
丸山泰通「日本における「全国総合目録」沿革ノート」『図書館研究シリーズ』(19) 1978.3

本館（現在の東京本館の本館）の第 1 期工事竣工当時の議事堂周辺。昭和 37（1962）年 2 ～ 3 月頃の撮影と思われる。本館の手前に元の三宅坂分室の建物が見える。

東京本館利用者入り口（平成 30（2018）年 6 月）。フェンスに 70 周年記念の看板が掲示されている。

第1章

国会活動を支える、発信する

国立国会図書館は、設立以来、調査及び立法考査局を中心として、衆参両議院、委員会及び国会議員等に対するサービス（国会サービス）を行ってきた。その内容は、議員等からの依頼に応じた調査回答、自発的な国政課題に関する調査研究成果の刊行を中心とする。第1章では、平成10（1998）年以降の20年間での、総合調査、科学技術調査プロジェクト、議員向けセミナーの開催、国会情報の国民への発信等の新しいサービスをはじめとする国会サービスの刷新、強化について、詳述する。

第1節　国会サービスの20年

平成10（1998）年以降、国会からの要求の変化や情報通信技術の発展等に伴って、国会サービスの内容や調査方法の刷新を図ってきた。

1. 依頼調査と国政課題に関する調査研究

国立国会図書館は、納本制度等によって収集した膨大な資料と、約180名（平成30（2018）年現在）の調査員を基盤にして、国会サービスを行っている。

国立国会図書館の設立以来、国会サービスの中核を成すのが、①国会議員等からの依頼に基づいて行う調査（依頼調査）と、②依頼を予測して自発的に行う国政課題に関する調査研究（予測調査ともいう）である。

①の依頼調査は、国会議員、衆参両議院に設置された委員会、政党等からの求めに応じて事実関係等についての調査を行うものである。依頼調査への回答は、資料の複写（複写機の普及以降）・提供、調査報告書の作成のほか、面談による説明や議員主催の会議への出席等によって行っている。

②の国政課題に関する調査研究は、国政上の喫緊の課題、または今後国政課題として浮上する可能性の高い問題について、国会議員等からの調査の依頼を予測して自発的に調査し、その背景・歴史、論点に対する有識者の見解、諸外国の立法例等を調査レポートに取りまとめ、刊行物として国会議員等に配付するものである。取りまとめた調査レポートの内容について、平成19（2007）年以降、国会議員向けの1時間程度の政策セミナー（2節4参照）も開催している。

依頼調査と国政課題に関する調査研究は密接な関係を有している。国政課題に関する調査研究のテーマは、中期的な政策課題となっている問題、次期国会に提出が予定される法案、あるいは国会議員が関心を持ち始め、すでに調査の依頼があり、今後調査依頼の増加が予想される問題等の中から、調査員が選択する。調査は、依頼調査を発展させる形で行う場合が多い。依頼調査では、依頼者である議員へのいわばオーダーメイドの回答を作成するが、国政課題に関する調査研究では、一般的な観点から論点についての賛否の議論を網羅するよう行う。こうしてまとめられた調査レポートは、依頼調査への回答にも活用される。

調査及び立法考査局の国会サービス

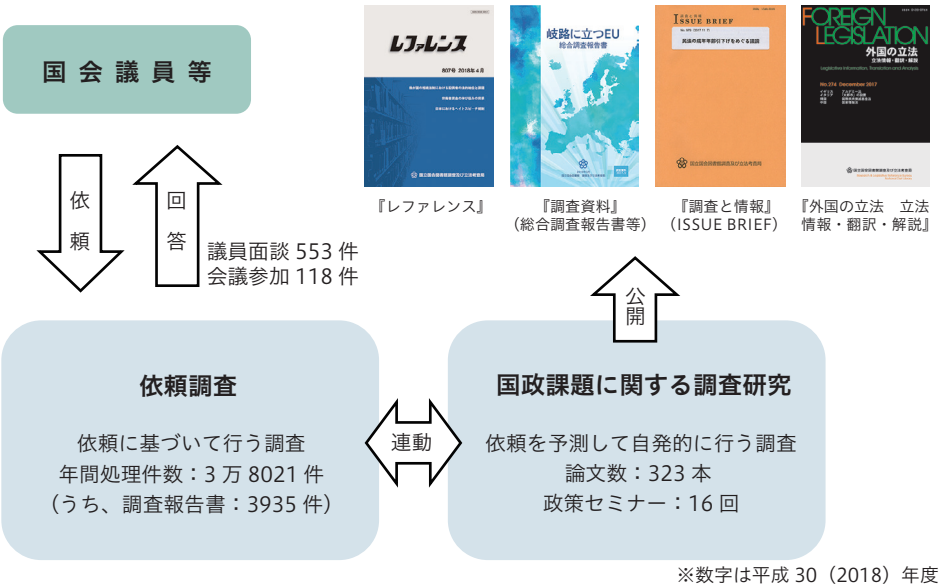

※数字は平成30（2018）年度

2. 調査業務の 20 年間の変化

調査及び立法考査局では、この 20 年間、大きく 2 つの要因に促され、国会サービスの内容や調査方法の刷新拡充を行ってきた。

(1) 国会からの要求

拡充を促した要因のひとつとして、国会改革（コラム参照）で国立国会図書館を含む各立法補佐機関の機能強化が求められたことが挙げられる。

議員から寄せられる、議員の立場に立った政策立案・政策提言・代案提示、面談等による専門家としての助言等の要望に応えて、平成 13（2001）年に策定した「国会サービス基本計画」及びその後継計画に基づき、①面談や調査報告書による依頼調査への回答の強化、②分野横断的な政策課題についてのプロジェクト型調査の実施（総合調査、科学技術に関する調査プロジェクト）、③国政課題について執筆した調査レポートの概要を調査員が説明する政策セミナーの開催、といった取組みを通じて、専門的・分析的な調査の拡充を目指した。

さらに、国会議員からの要求に的確に対応するため、平成 18（2006）年に、国会サービスの目標として「国会サービスの指針」を策定した。そこに掲げた実現に努める 2 つの目標が、「立法府のブレーン」と「議員のための情報センター」である。「立法府のブレーン」は、立法活動に資する専門的・分析的な調査を遂行すること、「議員のための情報センター」は、国会議員が必要とする資料・情報を迅速かつ的確に提供することを意味した。

平成 24（2012）年 1 月には、「国会サービスの指針」を改訂し、他の立法補佐機関との差別化を意識して、第 3 の目標として、「国会と国民とをつなぐ役割」の拡充強化を加えた。これは、情報化時代にふさわしい国会と国民との相互関係の構築に寄与するため、外部のシンクタンク、研究者等との連携を通じて得られる情報等を国会に提供するとともに、国会発生情報（国会会議録等）（4 節参照）への国民のアクセスを容易にすることを目指すものである。

電話による調査依頼の受付

(2) 情報通信技術の発展

もうひとつの拡充を促した要因は、1990 年代からのインターネットの普及等である。インターネットの普及以前は、調査員にとって、日々保存した担当分野の新聞記事の切抜きが調査回答のための不可欠な情報源であった。その他の雑誌記事、法令、統計等の情報源も紙媒体がほとんどであり、1980 年代後半に調査及び立法考査局では電話回線による外部のデータベースを導入したが、使用料金が高く、利用条件を限定したため、調査に日常的に使用することはできなかった。

ところが、1990 年代以降のインターネットの普及に代表される情報通信技術の発展は、入手可能な情報の量を劇的に増大させ、入手にかかる時間を大幅に短縮した。政府や議会の資料を始め、世界中で多くの資料がインターネットで公開されるようになった。それまでは海外から郵便で資料を入手していたために、タイムラグが生じていたが、調査員は諸外国の情報を即座に入手できるようになった。また、入手できる資料もそれまでは国際交換の対象である官庁出版物、市販の主要な法令集、新聞・雑誌に限られていたが、インターネットにより外国に居住する人と同じ条件で膨大な情報が入手可能となった。

同時に、情報通信技術の発展は、情報の提供方法にも変革をもたらした。平成 11（1999）年には国立

国会図書館が設けている国会議員及び国会関係者向けのホームページ「調査の窓」(3節2参照)を通じて、調査及び立法考査局の刊行物を電子的に提供するほか、平成20（2008）年には主要紙の新聞記事データベース等を議員事務所から利用可能とした。

調査及び立法考査局には、単なる事実の確認といった簡易な調査依頼が多く寄せられる一方で、インターネットやデータベースを用いて独自に調査をする国会議員や政策秘書が増えたことにより、インターネットでは分からないような事柄を短い回答期限で求められるようにもなった。

依頼調査の統計によっても、インターネットの普及を確認することができる。どのような方法で依頼調査に回答したのかを表す統計を遡ると、平成17（2005）年度は、図書や雑誌の複写物を提供した件数（1万8974件）が、インターネット情報等のプリントアウトを提供した件数（8797件（調査及び立法考査局刊行物を含む））の倍以上あった。しかし、平成30（2018）年度には、複写1万3792件に対して、プリントアウト（調査及び立法考査局刊行物を含む）1万4767件と逆転している。

3. 依頼調査の推移と重点的な調査課題

調査及び立法考査局の依頼調査の処理件数は、平成10（1998）年度は2万6996件であったが、平成16（2004）年度から増加が続き、平成20（2008）年度には4万6664件に達した。背景には、平成19（2007）年から平成21（2009）年までの自公政権下の「ねじれ国会」がある。内閣提出法案が国会審議

コラム

国会改革

昭和63（1988）年のリクルート事件の発覚を契機として、平成元（1989）年以降、政治倫理の確立等を目的とする政治改革の一環として、国会、各政党等で、国会改革の議論が本格化した。国会改革の議論の中で、国会の立法機能等の強化のために、立法補佐機関の充実・強化は、主要な項目のひとつであった。例えば、平成2（1990）年6月の衆議院議会制度協議会で主に野党各党から提案されたほか、平成8（1996）年6月の土井たか子衆議院議長らによる提言（「議員立法の活性化に関する一つの提言」）にも盛り込まれた。

その後の政府の構造改革の流れを受けて、平成12（2000）年頃からは、国会改革の論点として、国会組織のスリム化が前面に出されるようになった。例えば、平成13(2001)年11月の綿貫民輔衆議院議長の私的諮問機関「衆議院改革に関する調査会」は、衆参両議院及び国立国会図書館の調査部門について、スケールメリットの観点から何らかの統合をすべきとした。

国立国会図書館関係では、館長の待遇を国務大臣と同等とすると規定する国立国会図書館法第4条について、平成17（2005）年4月、館長の給与が高額であるという理由から該当部分が削除され、国会職員の給与等に関する規程が改正され、衆参法制局長と同額とされた（その後、衆参事務総長、法制局長、国立国会図書館長が同額と改正）。

また、平成18(2006)年2月に、自由民主党行政改革推進本部がまとめた提言の中で、公務員の総人件費削減の一環として、国立国会図書館を独立法人化することが提案されたが、独立法人化することはなかった。

中に修正されるケースが増加する中、法案の調査研究のために多く利用された。民主党を中心とする連立政権への交代後、件数は下降傾向をたどるが、東日本大震災が発生した平成23（2011）年度には再び約4万859件と増加した。その後は4万件前後で推移しているが、一時期に比べて件数が減少した一因としては、平成20（2008）年から主要紙の新聞記事データベース等を議員会館の議員事務所から直接利用できるように整備したこともあると考えられる。

平成30（2018）年度の処理件数は3万8021件であり、回答方法の内訳は、資料の貸出し・複写・プリントアウトが3万2213件、調査報告書の提供が3935件、議員面談または会議参加が671件であった。

20年の間の大きな出来事として、平成23（2011）年3月の東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故がある。国会では震災関連の立法が急務となった。調査及び立法考査局では、震災直後の3月17日に東日本大震災特別調査班を発足させ、分野横断的な依頼調査を機動的かつ適切に実施するように努めた。震災翌月の4月には、震災の概況や当面の政策課題等をまとめた「東日本大震災の概況と政策課題」（『調査と情報-ISSUE BRIEF-』708号）を刊行し、その後も、震災関連の調査を継続して実施した。また、国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の事務局に、国立国会図書館から職員3名（調査員2名、司書1名）を派遣するとともに、その文献調査に協力した。

また、この20年間に調査体制を強化した分野として、憲法分野が挙げられる。平成12（2000）年1月、衆参両議院に憲法調査会が設置されたことを受け、調査及び立法考査局内に臨時に憲法調査特別室を設け、平成13（2001）年4月に政治議会課の課内室として正式に憲法室を発足させた（その後、平成24（2012）年に憲法課に格上げ、平成30（2018）年に憲法調査室を設置）。『諸外国の憲法事情』、『シリーズ憲法の論点』をはじめとする憲法関係の調査研究の成果を多数刊行した。また、大学から、優れた研究業績を有している憲法学者を専門調査員・客員調査員として迎え、専門スタッフも強化した。

依頼調査の処理件数

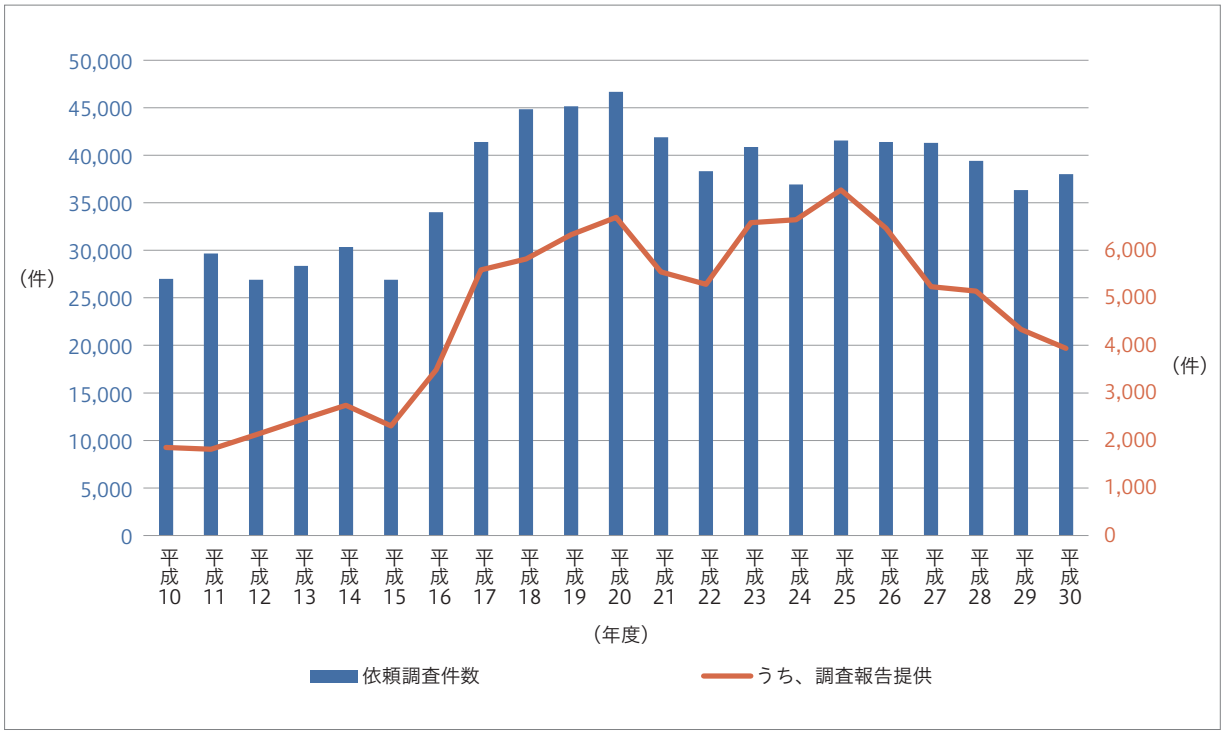

第２節　立法府のブレーン
――専門的・分析的な調査の拡充

調査及び立法考査局は、国会議員の立法活動に資するより広範で専門的な情報等を提供するため、総合調査、科学技術に関する調査プロジェクト、政策セミナー、外部との連携の強化等の取組みを開始した。

1. 議員要望調査

初回の議員要望調査は、国会議員100名を抽出し、平成17（2005）年７月から８月にかけて、面談により行った。議員の日程の都合等により、実際に面談できたのは47名であった。議員からは、日頃の国会サービスに対して一定の評価が示された一方で、議員の立場に立った政策立案・政策提言・代案提示を行ってほしいとの要望、調査員の専門家としての「顔」（経歴や業績等）が見えないことへの不満等も寄せられた。国会サービスの広報誌『れじすめいと』で専門調査員の紹介を行うこととした。

その後、平成30（2018）年までに計６回の議員要望調査を実施し、国会サービスに関する計画を定めるときにそれらの結果を参考にするとともに、具体的なサービスの改善を図った。例えば、依頼調査の回答には文献の複写に加えてこれまで以上に調査報告書を添えて回答するようにしたこと、国政課題について刊行物として公表した調査レポートの要点を紹介する説明会（政策セミナー。４参照）を適宜開催するようにしたこと等が挙げられる。議員の国会サービスに対する満足度は高まっており、平成30年の議員要望調査では、面談説明や調査報告書の提供といったサービスに高い評価が示された。

2. 総合調査

調査及び立法考査局は、あらゆる分野の国政課題に対応するため、分野別に当該分野を専門とする調査員を配置しているが、複数の調査室・課の調査員から成るプロジェクトチームを結成し、分野横断的なテーマに関して多様な切り口から調査を行うのが、総合調査である。

平成13（2001）年、国会の立法、行政監視機能等の強化に対応するため、立法補佐機関として、国家の基本政策、省庁横断的な政策課題等に関して、総合調査を開始した。総合調査を統括する役割は、平成13年４月に設置された総合調査室（専門調査員等で構成。総合調整室を改組して設置）が担った。

最初の総合調査は、平成12（2000）年６月に発生した三宅島噴火災害に焦点を当て、「自然災害のもとでの危機管理」というテーマで実施した。この総合調査には、担当分野を異にする11名の調査員が参加した。平成14（2002）年から平成20（2008）年までは、原則として１テーマについて調査期間２年で実施したが、２年経過するとテーマが時宜に適わなくなることもあるため、平成21（2009）年以降は１年で報告書をまとめている。

総合調査においては、テーマをめぐる各分野の問題を網羅的に論じるとともに、テーマについて分野横断的・俯瞰的な視点から分析を行い、各分野の問題の間にある連関性を提示することも重要視している。そのために、多くの総合調査では、調査テーマに造詣の深い外部有識者に客員調査員を委嘱し、その指導を仰いでいる。

3. 科学技術に関する調査プロジェクト

科学技術が社会に及ぼす大きな影響について、国会議員が的確な情報に基づいてそれに係る課題を理解し検討するのに資するため、科学技術に関する立法補佐機能の拡充が求められるようになった。

平成７（1995）年に、議員立法により科学技術基本法が制定され、それ以後、１つの省庁では対応で

総合調査のテーマ	
平成 13(2001)年度	自然災害のもとでの危機管理
平成 14(2002)年度	国家的緊急事態への対処
平成 14(2002)-15(2003)年度	米国 80 年代以降の諸改革
平成 15(2003)-16(2004)年度	わが国及び主要国における少子化・高齢化現象とその対策
平成 16(2004)-17(2005)年度	地方再生
平成 17(2005)-18(2006)年度	拡大 EU の現状と今後の課題
平成 18(2006)年	平和の定着
平成 18(2006)-19(2007)年	人口減少社会の外国人問題
平成 19(2007)-20(2008)年	青少年をめぐる諸問題
平成 19(2007)年	シビリアンコントロールにおける議会の役割
平成 20(2008)年	オーストラリア・ラッド政権の 1 年
平成 20(2008)-21(2009)年	国際比較にみる日本の政策課題
平成 21(2009)年	持続可能な社会の構築
平成 22(2010)年	世界の中の中国
平成 23(2011)-24(2012)年	技術と文化による日本の再生―インフラ、コンテンツ等の海外展開―
平成 24(2012)年	日米関係をめぐる動向と展望
平成 25(2013)年	21 世紀の地方分権―道州制論議に向けて―
平成 26(2014)年	東日本大震災からの復興への取組の現状と課題
平成 27(2015)年	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた諸課題
平成 28(2016)年	ダイバーシティ（多様性）社会の構築
平成 29(2017)年	岐路に立つ EU
平成 30(2018)年	21 世紀のアメリカと日本

科学技術に関する調査プロジェクトのテーマ	
平成 22(2010)年度	科学技術政策の国際的な動向
平成 23(2011)年度	国による研究開発の推進―大学・公的研究機関を中心に―
平成 24(2012)年度	海洋開発をめぐる科学技術政策
平成 25(2013)年度	再生可能エネルギーをめぐる動向と将来展望
平成 26(2014)年度	情報通信技術の進展に伴う諸問題
平成 27(2015)年度	ライフサイエンスのフロンティア―研究開発の動向と生命倫理―
平成 28(2016)年度	冷戦後の科学技術政策の変容、宇宙政策の動向
平成 29(2017)年度	自動運転技術の動向と課題、人工知能・ロボットと労働・雇用をめぐる視点、データ活用社会を支えるインフラ、政策決定と科学的リテラシー
平成 30(2018)年度	極端気象の予測と防災、インフラ老朽化対策と維持管理技術、生体認証技術の動向と活用

きないような、最先端の科学技術に関する課題について、俯瞰的な立場から議員立法を行う動きが続いた（臓器移植法、宇宙基本法等）。政府も、平成８(1996）年の「科学技術基本計画」策定以降、「科学技術創造立国」の実現を目指して、科学技術の振興に一層力を入れて取り組むようになった。

欧米の多くの国では、1970 年代から、議会での政策決定に役立てるため、議会の中に科学技術がもたらす社会的影響等の調査・評価を行う機関（議会テクノロジーアセスメント機関）を設けている。調査及び立法考査局では、従来から理工系のバックグラウンドを持つ調査員を中心として、科学技術に関する調査を行ってきたが、そうした欧米諸国の事例も参考にして、科学技術に関する調査基盤を強化し、調査をより積極的に行うため、平成 22（2010）年４月に文教科学技術課内に科学技術室を新設した。

室の新設とともに、毎年度、科学技術政策の重要なテーマを選び、外部の有識者・専門機関と連携して調査を実施し、報告書にまとめる科学技術に関する調査プロジェクトを開始した。調査プロジェクトは、調査員と外部の有識者が共同で行う方式と、外部の研究機関に委託する方式を取っている。平成22(2010)年度に、最初の調査プロジェクトとして「科学技術政策の国際的な動向」をテーマにして、諸外国の科学技術政策等について調査を行い、以後、海洋開発、再生可能エネルギー、宇宙政策等について、調査を実施した。

4. 政策セミナー

政策セミナーとは、喫緊の国政課題に関して、国会議員、議員秘書等に向けて、刊行物にまとめた調査の成果を紹介する説明会で、平成 19（2007）年９月に開始した。

政策セミナーは、このために東京本館に新たに整備したセミナールームまたは国会分館（国会議事堂内図書館）を会場として、所要１時間で、調査員がプレゼンテーション資料を用いて説明した後、参加

（右上）政策セミナー「青少年をめぐる諸問題」、（左下）政策セミナー「経済分野における規制改革の影響と対策」（いずれも平成 21（2009）年３月開催）
（右下）国際政策セミナー（平成 30（2018）年２月開催「EUにおける外国人労働者をめぐる現状と課題―ドイツを中心に―」）

国際政策セミナーのテーマ	
平成 17(2005)年度	EU の現状と今後の課題－経済問題を中心として
平成 18(2006)年度	人口減少社会における外国人問題について－ドイツの実例に学ぶ－
平成 19(2007)年度	英国の青少年をめぐる諸問題
平成 20(2008)年度	オーストラリア・ラッド政権の 1 年
平成 21(2009)年度	持続可能な社会の構築―スウェーデンからのメッセージ―
平成 22(2010)年度	中国の対外戦略と日中関係
平成 23(2011)年度	世界経済の動向と日本の成長戦略―東日本大震災後の課題―
平成 24(2012)年度	2012 年アメリカ大統領選後の日米関係の展望―アジア太平洋地域における戦略環境の変化―
平成 25(2013)年度	欧州におけるリージョナリズム―道州制論議への示唆―
平成 26(2014)年度	国会による行政統制―ドイツの「議会留保」をめぐる憲法理論と実務
平成 27(2015)年度	グローバル化の中の議会の役割―欧州の経験から日本への示唆
平成 28(2016)年度	家族のダイバーシティ―ヨーロッパの経験から考える―
平成 29(2017)年度	EU における外国人労働者をめぐる現状と課題―ドイツを中心に―
平成 30(2018)年度	アメリカの外交政策と日本

者からの質問を受けるという方式で実施している。

第 1 回の政策セミナーのテーマは「テロ特措法」で、以降、会期中に年間 10～20 回程度開催している。

また、平成 17（2005）年から、主に総合調査のテーマに関連して海外から有識者を招へいし、国際政策セミナーとして、国会議員等に向けた講演会を行うほか、一般の人を対象にしたシンポジウム等も行っている。

5. 外部調査研究機関との連携の強化

より高度で特色ある調査サービスを国会に提供するためのひとつの方策として、従来のように納本資料やインターネット情報をもとに調査するだけでなく、国内外のシンクタンクや研究機関、個々の研究者との連携を強化し、より広範な資料・情報を収集し、提供することを進めた。

具体的には、平成 23(2011)年 4 月に連携協力課(翌年度に調査企画課連携協力室に再編）を設置し、論文執筆における外部専門家の活用、外部専門家と共同での政策セミナーの開催、外部専門家の講演記録の国会向けホームページ「調査の窓」での公表などを実施した。

海外の関係機関との連携も強化している。米国議会図書館議会調査局（CRS）からは、平成 11（1999）年 1 月に議会レファレンス部副部長ドナ・W・シーダー（Donna W. Scheeder）氏、平成 13（2001）年 8 月に CRS 局長ダニエル･P･マルホラン（Daniel P. Mulhollan）氏を招へいして国会向けの講演会を開催した。韓国国会図書館とは平成 12（2000）年から、韓国国会立法調査処とは平成 21（2009）年から、相互に職員が訪問し共通の業務上の課題について報告会を行う業務交流を行っている。平成 28（2016）年に欧州諸国の議会技術評価機関の連携組織である欧州議会テクノロジーアセスメント（EPTA）に準会員加盟し、平成 29（2017）年に欧州議会調査局（EPRS）との連携協力を開始した。

また、アジア太平洋地域の議会図書館の議会サービス拡充のための連携協力組織であるアジア太平洋議会図書館長協会（APLAP）の第 6 回大会（平成 12（2000）年）と第 12 回大会（平成 30（2018）年）を東京で開催し、この地域の議会図書館の発展のために一定の役割を果たした。平成 26（2014）年には、国際協力機構（JICA）からの依頼に基づい

て、衆議院法制局及び衆議院事務局とともに、「ベトナム国会事務局能力向上プロジェクト」に参画した。平成26年1月から平成29（2017）年9月までの「フェーズ1」では、ベトナム国会図書館職員の訪日研修（計6回）などを実施した。平成29年10月からの「フェーズ2」においても、支援・協力活動を継続している。

（上左）ベトナム国会図書館閲覧室開所式（平成27（2015）年）、（上右）ベトナム国会事務局能力向上プロジェクトにおけるOJTの様子（平成28（2016）年）、（下）アジア太平洋議会図書館長協会（APLAP）第12回大会（平成30（2018）年11月）

第３節　議員のための情報センター
――情報基盤の環境整備

調査及び立法考査局では、議員の要求する資料・情報を迅速かつ的確に提供する「議員のための情報センター」としての機能を、より一層充実・強化してきた。

1. 刊行物の拡充

調査及び立法考査局では、設立以来、議員からの依頼が予測される国政課題について、自発的に調査研究を行い、その成果を『調査資料』、『レファレンス』、『調査と情報 -ISSUE BRIEF-』、『外国の立法 立法情報・翻訳・解説』等の刊行物として国会議員・国会関係者に配付している。

調査及び立法考査局の調査の特色として、国立国会図書館の所蔵する膨大な資料・情報群を背景としていること、諸外国の制度に詳しい、分野横断的であること、不偏不党・中立的であること等が挙げられる。これらの調査は国会議員からも一定の評価を得ている一方で、刊行物の記事については、内容が総論的・概括的で踏み込み不足である、文章が生硬で読みにくい、といった指摘があった。また、刊行物については、各刊行物間の役割分担の明確化や、開かれた国会の一環としてのインターネットを通じた情報発信の強化等の必要性も認識されていた。

これらの課題を実現するため、平成 13（2001）年４月には総合調整室を総合調査室に改組し、刊行物の審査体制を強化した。また、平成 15（2003）年５月に編集企画連絡会、平成 18（2006）年４月に編集企画会議を設置し、刊行物の編集機能の強化や進捗管理の徹底を図った。

平成 16（2004）年からは、刊行物を国立国会図書館ホームページにおいて一般向けに公開した。掲載される記事数は、近年は年間で 300 点以上にのぼり、平成 10（1998）年度の約３倍となっている。

このほか、平成 12（2000）年には国会審議の論点や当面の国政課題等を簡潔にまとめた『国政の論点』を国会向けページ「調査の窓」で公開開始し、平成 20（2008）年には『調査資料』の中で諸外国の憲法の翻訳や税制、選挙制度等の紹介を行う「基本情報シリーズ」を創刊する等、刊行物の種類の充実を図った。

外国の法令の翻訳、制定経緯に関する記事、その他外国の法令情報を掲載する『外国の立法 立法情報・翻訳・解説』については、できるだけ迅速に情報を提供するため、平成 13（2001）年６月から不定期刊を季刊に変更し、さらに、平成 20（2008）年４月には最新の外国の立法動向、議会における日本関係の審議を簡潔に紹介した月刊版の刊行を開始、季刊版には外国法令の翻訳、制定経緯の解説等を掲載することとした。

また、特定のテーマに関する調査結果の成果をまとめた報告書としては、国会のみならず社会的にも大きな関心を集めた『新編 靖国神社問題資料集』を平成 19（2007）年に刊行したのをはじめ、総合調査の報告書や科学技術調査プロジェクトの報告書等を刊行した。

2. 調査の窓

「調査の窓」は、国会内のネットワーク（国会 WAN（Wide Area Network））を用い、国会議員及び国会関係者向けのホームページとして、平成 11（1999）年４月に本格的な提供を開始した。開始当初の提供コンテンツは調査及び立法考査局の刊行物や、国立国会図書館のオンライン蔵書目録（Web-OPAC）であったが、平成 15（2003）年には国会議員が直接調査の依頼を行うことを可能とし、平成 16（2004）年には、国会分館が所蔵する資料の検索ができる国会分館 OPAC の提供を開始した。平成 20（2008）年には、国内外の主要紙・論文や法令・

判例、オンライン辞書・事典等、国立国会図書館が契約した外部のオンラインデータベースを随時利用できるようにした。

「調査の窓」が国会サービスの「電子的なサービス窓口」として機能することで、調査依頼の内容にも変化が見られた。例えば、依頼者が国立国会図書館のオンライン蔵書目録（OPAC）で自ら検索することにより、書名や著者名等を指定した資料の貸出し・複写の依頼が増加した。また、国会会議録検索システム（4節1参照）で会議録の検索と閲覧が可能となったことで、単純な会議録の複写といった依頼の件数は減少した。このほか、主要紙の新聞記事データベース等が「調査の窓」経由で議員事務所から利用可能となったことにより新聞記事の複写依頼の件数が減少したと見られる。

3. 資料配送サービス

国立国会図書館では、国会議員からの依頼により作成した調査報告書や貸出しする書籍、文献の複写物等を、衆参両議院の議員会館内の議員事務所等に直接届ける「資料配送サービス」を平成14（2002）年2月から実施している。

資料配送サービスが導入されるまでは、調査を担当した職員が議員会館に赴くか、議員秘書に来館してもらい、資料を手渡していた。配送サービス開始によって顔を合わせての意思疎通が減るのではないかという懸念もあったが、利用者の反応はおおむね好評であった。配送の利用率は、サービス開始直後こそ20%台であったが、1年で約50%に達した。当初は資料の複写物や調査及び立法考査局刊行物、依頼回答として作成した報告書等のみ、議員会館内の議員事務所のみ配送するサービスであったが、サービス拡大の要望を受け、書籍･雑誌等の貸出し･返却や議事堂・議員会館内の各会派事務所への配送も開始した。

資料配送サービスでは、国会議員から依頼された資料を、1日3回の定期便で、衆参両議院の議員会館内の議員事務所等に、配送担当のスタッフが配達している。依頼者にとっては、電話等で依頼をすれば議員事務所まで資料が届き、資料が手元に届く時間もあらかじめ指定できるため、便利なサービスとして議員要望調査での認知度・満足度も高い。

調査の窓 トップページ

第4節　国会と国民とをつなぐ役割 ——国会発生情報の発信

国立国会図書館は、国会発生情報（国会会議録や法令の制定経過等）を体系的に整備して公開してきた。現在はインターネット上のデータベースとして提供しており、主要なものとして、「国会会議録検索システム」、「帝国議会会議録検索システム」と「日本法令索引」がある。

1. 国会会議録検索システム

国政の最重要記録のひとつである国会会議録（衆参両議院の本会議と委員会の会議録）は、平成11（1999）年以降、衆参両議院と国立国会図書館の共同事業である国会会議録検索システム上で提供している。直近の回次を含め過去の国会会議録をインターネット上で検索し読むことが可能で、速報性と検索性が担保されている。

このようなシステムが完成する以前は、本会議録は官報号外として一般に頒布されていたが、委員会の会議録は一般頒布されず、国立国会図書館の法令議会資料室で公開しているにすぎなかった。委員会の会議録は、国立国会図書館を介して都道府県議会図書室や政令市議会図書室へも送付されていたが、これらの図書室では必ずしも一般の閲覧に供していたわけでなかった。地方在住者にとっては、国立国会図書館に該当の議事の会議録掲載箇所を特定するためのレファレンスを依頼した上で複写を申し込むしか、委員会の会議録を閲読する方法がなかった。

会議録は年間約2万ページと膨大な量が発行されるため（1ページは約3400字）、その中から、特定の発言を探し出すのは大変な作業であった。昭和36（1961）年の第39回国会分以降、国立国会図書館は、案件名と議員名の索引である『会議録総索引』（第101回以降『国会会議録総索引』）の刊行を開始した。この索引の刊行によって検索作業は比較的容易となったが、索引作成は手作業であったため索引刊行までのタイムラグが非常に大きいことが長らく課題であった（国会終了後、索引の刊行までに通常3～4年を要していた）。平成以降の情報通信技術の急速な発達により、国会会議録本文のデータベース化への機運が高まっていった。

他方、国会議員の側でもデータベース化への要望は高く、たとえば、平成2（1990）年から平成4（1992）年にかけて、衆議院予算委員会第一分科会において、会議録のデータベース化についての質疑が行われ、全文データベースについて潜在的なニーズが高いこと、具体的な作成工程や衆参事務局と国立国会図書館との作業分担に関して調整が必要であること等の指摘がなされた。また、平成3（1991）年に発足した超党派の議員から成る「国会会議録研究会」では、国会会議録の改善点として、作成の迅速化とデータベース化を望む旨の意見が多く出された。フルテキスト化への需要の高まりや技術的な実現可能性を考慮した結果、会議録データのフルテキスト・データベース・システム（会議録全文検索システム）を衆参両議院と国立国会図書館の三者で共同して構築することが望ましいとの結論に至り、平成4（1992）年9月、フルテキストでのデータベース構築に向けて舵を切った。データベース構築までの間には、会議録の本文画像を光ディスクに入力し、平成6（1994）年からは、国会議員が電話回線を通じて索引データベースを検索すると本文画像を自動送信するサービスを実施した。

フルテキスト・データベース・システムは、平成

初期の国会会議録検索システム トップページ

8（1996）年度から4か年計画で構築した。平成10（1998）年秋には衆参両議院向けに試行提供を開始し、平成11（1999）年1月には一般向けにインターネット上で「国会会議録検索システム」として国会会議録フルテキスト・データベースの試行提供を開始した。試行段階では、第142回国会（平成10年1月12日開会）以降の本会議と予算委員会のみを提供した。

その後、順次過去140回余りの回次の会議録についても遡及して投入を進めた。光ディスクの画像と、紙の会議録を画像データとしてスキャニングしたものを、OCR（光学文字認識）にかけてテキスト化を行ったが、結果が芳しくなく、網羅的に目視による確認を行い多くの時間を要した。「国会会議録検索システム」の一般公開から約2年半後の平成13（2001）年4月にようやく、第1回国会以降のすべての本会議・委員会の会議録本文を収載した、全回次を網羅するデータベースが完成した。

その後、データベースの提供開始から20年近く経過し、検索機能やレスポンスの向上、外部連携の

国会会議録検索システム　トップページ、検索画面

拡大、システム構成やインタフェースを刷新する必要性が増したことから、平成 29（2017）年度以降、帝国議会会議録、日本法令索引、日本法令索引〔明治前期編〕（いずれも後述）とともにリニューアル作業を進めている。リニューアル後のシステムの公開は平成 31（2019）年度内の予定である。

2. 帝国議会会議録検索システム

国会会議録検索システムの完成後、帝国議会（明治 23（1890）年 11 月～昭和 22（1947）年 3 月）の会議録についても、データベース化を検討した。予算等の都合により、国会会議録検索システムと異なりテキストデータの作成を見送り、画像データのみを収載することとした。ただし、戦後分の第 88 回～第 92 回（昭和 20（1945）年 9 月～昭和 22（1947）年 3 月）の会議録については、日本国憲法やその施行に伴う法律の改正の審議等、とりわけ多くの検索の利用が見込まれたことから、例外的にフルテキストデータを作成し、全文検索を可能とした。フルテキストデータが存在しない部分の会議録については、目次、索引、発言者名等部分のみをテキスト化

帝国議会会議録検索システム トップページ、上から初期のもの、平成 19（2007）年）のもの

し、検索を行うことができるようにした。

帝国議会会議録検索システムは、平成16（2004）年度に開発を開始し、平成17（2005）年7月に公開した。この時点では第91回～第92回帝国議会分（昭和21（1946）年11月～22（1947）年3月）の速記録の画像データとフルテキストデータのみの収載であったが、その後、平成17年7月から平成21（2009）年4月までの間に順次データを追加し、第1回～第92回の帝国議会すべての本会議・委員会の議事速記録の画像データを網羅するに至った。

3. 日本法令索引

日本法令索引は、国立国会図書館が作成・提供する、日本の法令の制定・改廃履歴を収録した索引である。平成16（2004）年にインターネット上でデータベースとして提供を開始した。

国立国会図書館は、国立国会図書館法第8条「館長は、出版に適する様式で日本の法律の索引を作るものとする」に基づき、昭和24（1949）年以来、日本の現行法令（法律、条約、府省令等）の改廃や沿革の索引である『日本法令索引〔現行法令編〕』を冊子の形でおおむね毎年刊行していた。

また、昭和44（1969）年度からは、過去に遡り、廃止失効法令の索引編さん事業にも着手した。この事業は、明治時代にまで遡ってすべての法令を網羅し、ある法令が有効か失効しているかの判断を行うという壮大な目的の下に始まったものである。

事業推進のため、昭和46（1971）年度には館外学識経験者からなる日本法令沿革索引審議会を設置し、以後毎年度1回の頻度で会議を開催した。索引事業の対象期間について、第1回（1972年3月14日）から第6回（1977年3月16日）までの審議会での議論の結果、明治19（1886）年の公文式（明治19年2月26日勅令第1号）以前と、公文式以降の2期に分けて行うこととした。これは、公文式以降は現在の法体系に近い形で法令が整備されてきたのに対し、公文式以前は法令番号や法令の形式等が定まっておらず、明治18（1885）年までは官報で公布するという仕組みも無く、明確な典拠を把握することが困難である場合が多いことに起因している（公文式は法制度を整備するために制定された勅令である。明治のはじめには法令の形式、相互の効力関係、周知方法等が必ずしも明確ではなかったが、公文式によって法律、勅令、閣令、省令等の法形式や公布方法が定まり、今日のような法体系が確立していった）。

第1期事業は「旧法令編」として、明治19（1886）年以降の廃止失効法令（法律、勅令、政令。ただし地方の府県令、外地法令等を除く）を対象とした編さん作業を行った。当初、7か年で行う計画であったが、法令の改廃経過の調査が困難を極めたことから、倍の14年という歳月を要し、最終的に、昭和58（1983）年から昭和60（1985）年にかけて、『日本法令索引〔旧法令編〕』第1巻から第3巻を刊行した。

第1期事業の終了した昭和60（1985）年以降は、第2期事業として、慶応3（1867）年から明治19（1886）年までの旧法令（太政官布告等）の沿革索引を編さんする作業を行った。

1990年代に情報通信技術が進展し、検索・閲覧用の法令データベースシステムが当時の総務庁や第一法規株式会社等によって構築されつつある中で、日本法令索引についても、刊行や提供の方法に関して今後の在り方を検討した。その結果、法令索引は、関連情報を付与してデータベース化することとし、平成14（2002）年度からデータベースシステムの開発を行った。関連情報の中では特に、国会会議録検索システムとの連携を重視し、索引の検索結果からただちに法令制定時の国会会議録を閲覧可能とする仕組みを構築することを目指した。平成16（2004）年6月、『日本法令索引〔現行法令編〕』『日本法令索引〔旧法令編〕』を統合したデータベース「日本法令索引」の提供を開始した。一方、毎年刊行してきた冊子体の『日本法令索引〔現行法令編〕』については、平成14（2002）年12月の第32回審議会において、平成14年版をもって休刊とすることを決定した。それに代わり現行法令の索引情報は、1年に4回の頻度で外部から法令データを購入し、投入した。

昭和60（1985）年から進めていた第2期事業は、公文式以前の法体系が混沌としたものであったことから、第1期事業「旧法令編」のときに比べてさらに調査が難航し、オリジナルデータの整備を平成17（2005）年度まで行った。なお、明治前期編は旧法令編とは異なり、法令の廃止等について典拠資料から確認することが困難である場合が多く、典拠資料に記載のない場合は失効に関する判断作業は行わなかった。

第2期事業は、明治前期編の法体系が公文式以降のものと根本的に異なるため、先行の「日本法令索引」とは一体化せず、独自のデータベースとして提供することにした。平成19（2007）年1月に「日本法令索引〔明治前期編〕」として、インターネット提供を開始した。

なお、刊行形態については当初、日本法令沿革索引審議会の委員の中から冊子体の刊行を強く望む意見が出された（平成14（2002）年2月の第31回審議会）。冊子体の方が通覧性が高く、海外の日本研究者にも便利であること（当時は、フォント等の関係上、海外から日本のウェブサイトにアクセスする環境が整っていないと考えられていた）等をその理由とした。これに対し、冊子体とした場合、6冊組となる想定で大部であり、刊行部数が少ないため頒布価格が高くなる、利用者が限定される等のデメリットが想定された。翻って、インターネット提供の場合、いつでもどこでも利用できるという利便性に加えて、当時既に近代デジタルライブラリー（3章2節2（2）参照）で提供されていた『法令全書』中の法令本文の画像に紐付けることができるという大きなメリットがあると考えられた。その結果、冊子体での刊行は行わず、インターネットでのみ提供することを選択した。

平成19（2007）年以降、「日本法令索引」データベースと「日本法令索引〔明治前期編〕」データベースの2つによって、明治維新から現在までの日本の法令情報を検索することができるようになった。各々のデータベースは、法令制定改廃情報のみを収載し

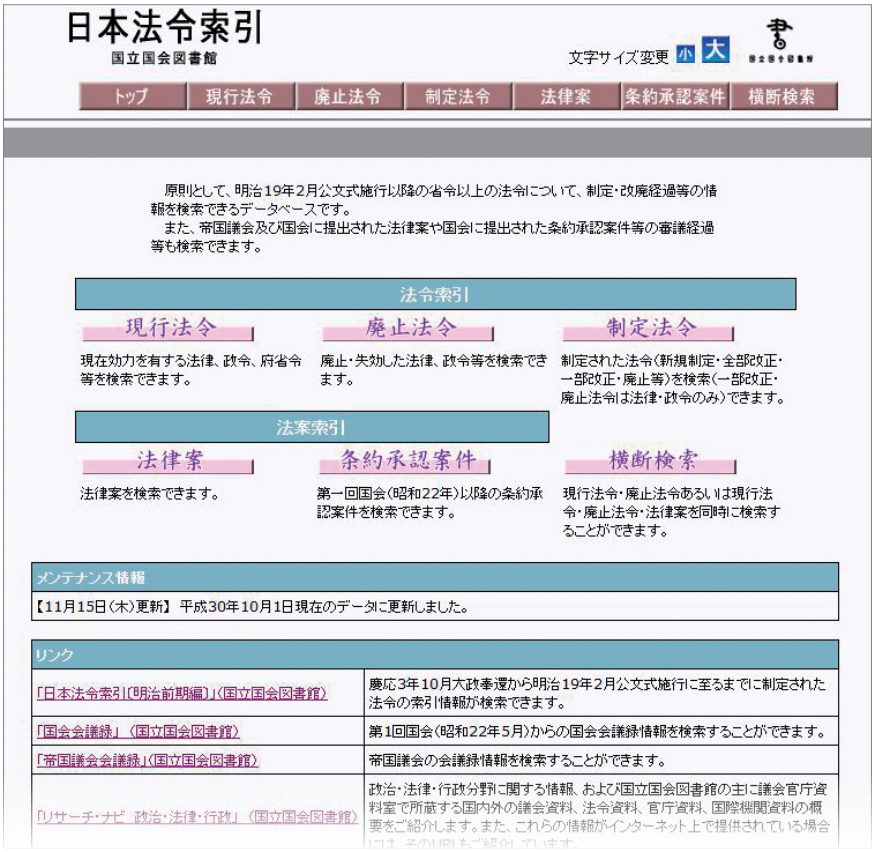

日本法令索引 トップページ

ているが、法令本文についても、衆参両議院、総務省及び外務省の各ウェブサイト並びに国立国会図書館デジタルコレクション（近代デジタルライブラリーの後継）へのリンクによって、該当法令全文をワンストップで閲覧することが可能である。 また、「日本法令索引」では国会に提出された法律案・条約承認案件については、国会会議録検索データベースへのリンクにより審議経過の国会会議録を閲覧することも可能とし、国会会議録検索データベースの機能を拡充するものとなっている。

日本法令索引〔明治前期編〕トップページ

参考文献

第 1 節

澤田大祐「国立国会図書館の国会サービス　立法活動を支える情報の提供」『情報管理』59(8) 2016.11

武田美智代「国会改革の軌跡―平成元年以降―」『レファレンス』56(7) (666) 2006.7

武田美智代 , 山本真生子「主な国会改革提言とその論点」『レファレンス』56(11) (670) 2006.11

桐原康栄 , 帖佐廉史「国会改革の経緯と論点」『レファレンス』65(7) (774) 2015.7

衆議院 , 参議院 編『議会制度百年史　議会制度編』[衆議院] 1990

茅野千江子「議員立法はどのように行われてきたか」『レファレンス』66(1) (780) 2016.1

第 2 節

国立国会図書館調査及び立法考査局調査企画課 [編]『れじすめいと』(380) 2019.2.27

小林信一「なぜ国立国会図書館で「科学技術プロジェクト」なのか？―専門調査員に聞く」『国立国会図書館月報』(642) 2014.9

第 4 節

「「国会会議録フルテキスト・データベース・システム（会議録閲覧システム）」公開について」『国立国会図書館月報』(454) 1999.1

「国会議事録のインデックス―「会議録総索引」の編さん様式の改善―」『国立国会図書館月報』(71) 1967.2

中川文壽「国会会議録光ファイル・システムの構築について」『国立国会図書館月報』(386) 1993.5

第2章

収集対象の拡大

平成10（1998）年以降の20年間、情報通信技術は飛躍的に発展し、出版界の状況や図書館が扱う資料や情報は大きく変化した。第2章では、このような変化に対応した国立国会図書館の蔵書構築の20年間の変遷について、特に納本制度、電子情報への対応、媒体変換に着目して、詳述する。

第１節　電子媒体の収集

1. 背景

納本制度とは、その国で発行された図書をはじめとする出版物を、国の責任ある機関に納入するよう発行者等に義務付ける制度である。我が国においては、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）の規定に基づき、国内で発行されたすべての出版物を国立国会図書館に納入する義務が発行者等に課されている。第 1 節では、納本制度上で電子媒体をどのように扱うかの検討、その結果として数次にわたる国立国会図書館法の改正を行い、収集対象を拡大した経緯を概観する。

1980 年代以降、主に情報通信分野で「ニューメディア」や「マルチメディア」等の新たな概念が提唱された。それと時を同じくして、CD-ROM や DVD 等の多様なメディアが開発され、情報がこれらのメディアに記録され、流通するようになった。昭和 60（1985）年 10 月、三修社が我が国で初めて『最新科学技術用語辞典』の CD-ROM 版を商品化した。国立国会図書館が初めて CD-ROM を図書館資料として、すなわち、蔵書として利用に供する目的で受け入れたのは、平成 2（1990）年の青山学院大学図書館が発行した『AURORA on CD-ROM』であった。以後、紙媒体が中心であった国立国会図書館の扱う資料に、CD-ROM、DVD 等の電磁的記録媒体が加わるようになった。官庁出版物についても、白書、統計等を CD-ROM 版等で出版することが広く行われるようになった。平成 5（1993）年 1 月分から、特許庁が従来紙媒体で発行していた特許及び実用新案に係る公報情報を、全文テキスト化して CD-ROM 版の『公開特許・実用新案公報』として刊行して以後、民間出版社も相次いで電子出版事業に乗り出した。

これに続く 1990 年代以降のインターネット等の普及により、従来紙媒体で出版されていた図書、雑誌、新聞等のデジタル版が、紙媒体と並行して、または紙媒体に代えてインターネット上で提供される例も現れるなど、インターネット上で公開・提供される情報量が飛躍的に増大した。以上のような社会情勢の変化により、紙媒体のみの収集では、国民の文化的資産を収集･保存し、収集･保存した資産に基づき、国会議員の職務遂行に資し、国民に対してサービス提供を行うといった国立国会図書館の責務を従来の水準で果たすことが困難になることから、国立国会図書館は収集対象の拡大を行うことにした。

一方でインターネットの発展により、人々のさまざまな活動がインターネット上のウェブサイト等で発信されるようになり、これらの活動を記録・保存し後世に伝えてゆくために、既存の出版物の枠組みに収まらない、インターネット上のウェブサイト等を収集する動きが世界各地で起こった。米国のブリュースター・ケール（Brewster Kahle）氏が 1996 年に世界中のウェブサイト等の収集・保存を行う非営利団体インターネット・アーカイブを設立し、2001 年 10 月末からは「ウェイバック・マシン」（Wayback Machine）という名称の、アーカイブした過去のウェブサイトを閲覧できるサービスをインターネット上に公開したほか、海外の国立図書館においても 1990 年代半ば以降、米国議会図書館の MINERVA プロジェクト、スウェーデン王立図書館の Kulturarw3 プロジェクト、オーストラリア国立図書館の PANDORA プロジェクト等、インター

AURORA on CD-ROM

ネット上の情報を収集するプロジェクトが各国で立ち上げられた。

さらに、平成15（2003）年7月に米国議会図書館、フランス国立図書館等の欧米の国立図書館及びインターネット・アーカイブの12機関により、インターネット上の情報の収集、保存等の技術開発、支援、規格化等を推進する「国際インターネット保存コンソーシアム」（International Internet Preservation Consortium: IIPC）が設立され、同年10月15日には、第32回ユネスコ総会において「デジタル遺産の保存に関する憲章」（Charter on the Preservation of Digital Heritage）が採択された。この憲章では、各国政府においてインターネット上の情報を含む電子情報の保存に取り組む必要があること、各国政府は国立図書館等と民間セクターとの電子情報の保存に関する協定の締結を促す必要があること等が宣言された。このように、インターネット上の情報をとりわけ国立図書館において収集・保存することについて、世界的に関心が高まっていった。

以上のような背景から、国立国会図書館においても、情報通信技術の急激な進展は、CD-ROM、DVD等の電磁的記録媒体やコンピュータ・ネットワーク等を介した電子情報の流通を飛躍的に拡大させており、これらに記録されている貴重な情報の保存のため、国としての取組みが必要となっていること、そのため、国立国会図書館に対して、従来の出版物に対して果たしてきた役割と同様に、電磁的記録媒体やコンピュータ・ネットワーク等を介した電子情報を広く収集し、長期的な観点から蓄積・保存を図り、利用を可能とすることが求められていることを認識した。そして、このような時代の変化による新たな課題に対応するため、調査会・審議会等の検討体制を整備し、その検討結果に基づいて、国立国会図書館法をはじめとする関係法規の改正を進め、漸次収集対象を拡大していくこととなった。

2.「パッケージ系電子出版物」の収集

平成9（1997）年1月、国立国会図書館は、館長の諮問機関として、出版関係団体の代表者、法律学・図書館情報学等の研究者、弁護士等の外部有識者から成る納本制度調査会（会長：衞藤瀋吉東京大学名誉教授）を設置した。同年3月3日の第1回調査会において、国立国会図書館長は同調査会に対して、電子的な媒体の出版物の納入に関する制度及び運用の在り方について諮問した。同調査会は、平成10（1998）年5月28日に中間答申「電子的な媒体の出版物の納入に関する制度及び運用の在り方について」を、次いで平成11（1999）年2月22日に答申「21世紀を展望した我が国の納本制度の在り方―電子出版物を中心に―」（以下「平成11年答申」）を提出した。

平成11年答申では、情報を電子的媒体等を使用して公表することを「電子出版」、電子出版によって公表されたものを「電子出版物」とそれぞれ定義し、さらに電子出版物のうちCD-ROM等の電子情報を有形の媒体に固定したものを「パッケージ系電子出版物」、放送、電話回線等を含む通信等により情報を送受信するものを「ネットワーク系電子出版物」に大別し、「パッケージ系電子出版物」を納本制度の対象とすることが提言された。「パッケージ系電子出版物」の収集については、内容による選別等は行わないこと、一般にはリース契約により提供されているものについても納入義務を課すこと等も提言された。また、「パッケージ系電子出版物」を納本制度の対象とするためには、国立国会図書館法に所要の規定を整備する必要があることもあわせて提言された。

一方で、「ネットワーク系電子出版物」については、①媒体に固定することに係る困難、②網羅的収集の困難、③納入義務者の特定の困難、という3つの理由から、当分の間納本制度の対象外とし、必要性や有用性のあるものについては契約等に基づき選択的に収集することが適当とされた。すなわち、①については、第一に永続的に保存し広く利用に供することまでは想定していないものを、国の機関が発行者等の意思に反して複製・収集することにより、人格権の侵害や言論活動への萎縮効果を生じる可能性がある、第二に「ネットワーク系電子出版物」は随時その内容の追加、変更、削除、更新等が行われ

るため、どの時点で複製・収集すべきかの判断が困難である（第一の点と同様、発行者等の意思に反した複製・収集により、人格権の侵害や言論活動への萎縮効果を生じる可能性もある）、第三に紙媒体の出版物やレコードはその内容を何らかの媒体に固定した上で発行する必要があるのに対して、「ネットワーク系電子出版物」は国立国会図書館に納入するためだけに媒体に固定するという新たな義務が生じるが、それを正当化することは困難である、②については、「ネットワーク系電子出版物」は際限なく発信されるため、網羅的に納入させるのは非現実的である、③については、納入義務者をプロバイダーとする場合には当該「ネットワーク系電子出版物」を著作者等の意に反して納入する可能性があり、人格権の侵害等の問題が生じる可能性があるのに対して、著作者等を納入義務者とする場合には、著作権者の特定が困難であるケースや当該著作権者が日本国外在住のため日本法が適用できないケースが想定されるなど納入義務者を誰にするのかということにも困難が伴う、と論じられた。

平成12（2000）年4月7日、国立国会図書館法改正法（平成12年法律第37号）が公布され、納本対象となる出版物の形式として新たに「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物」すなわち「パッケージ系電子出版物」が追加された。その際、映画等のビデオテープやDVD、従来レコード類の延長で納本の対象とされてきた音楽用カセットテープや音楽用CDについても、この改正により「パッケージ系電子出版物」に含まれるものと整理された。同改正法は、同年10月1日に施行された。

法改正作業と並行して、平成11年答申を受けて、「パッケージ系電子出版物」の納入ルートの整備や国立国会図書館内における利用サービス等の在り方について関係団体と協議・調整を行うため、平成11（1999）年6月22日以降、納本制度に関する懇談会を数回にわたり開催した。同懇談会で協議・調整を進めた結果、平成12（2000）年10月2日、国立国会図書館と懇談会に参加した26団体は「パッケージ系電子出版物の納入及び利用に関する合意書」を締結し、ゲーム等の利用は限定的な利用にとどめること、複製は紙へのプリントアウトのみ可能として電子的な複製は行わないこと等について合意した。

また、改正法の施行に合わせて「パッケージ系電子出版物」の利用サービス体制も整備した。平成12(2000)年12月までは、「パッケージ系電子出版物」のうち音楽CD等とごく一部のレーザーディスクは音楽・映像資料室で、その他の「パッケージ系電子出版物」は第三閲覧室（電子メディア室）や各専門室でそれぞれ利用サービスを行っていた。平成13（2001）年1月からVHSテープ、レーザーディスク、DVD等もすべて音楽・映像資料室で提供することとした。次いで、同年7月5日に特別資料室内に電子資料室を開室し、納本により受け入れた「パッケージ系電子出版物」のうち音楽・映像資料以外のものの利用サービスを開始し、紙へのプリントアウト・サービスも行うこととした（3章3節1（4）参照）。

以上のように、納本制度調査会における議論を経て、「パッケージ系電子出版物」を納本制度の対象としたが、「ネットワーク系電子出版物」は当面の間その対象外とした。とはいえ、平成11年答申は、状況が変化した場合は「ネットワーク系電子出版物」の納入について改めて検討が必要であることにも言及するなど、将来の議論に含みを持たせていた。

3.「インターネット資料」・「オンライン資料」の収集

(1)「インターネット資料」の収集

i) 平成10～12年頃における制度の模索

ネットワーク系情報（以下、各種答申、報告書等で用いられている用語をかぎ括弧付きで引用する場合を除き、インターネットを含むネットワーク上で公開・提供されている文字情報、画像等を「ネットワーク系情報」と表記する）の収集については、前述のとおり納本制度調査会において紙媒体を中心とした納本制度との関連で議論が進められてきた一方で、国立国会図書館では業務の機械化や所蔵資料の

デジタル化等を含む電子図書館事業の一環としても議論を行ってきた。

平成10（1998）年5月に発表した「国立国会図書館電子図書館構想」では、ネットワーク系情報の収集に関して、特に学術的価値の高いものを収集・保存することとし、収集対象について一定の限定または優先順位を設けてネットワーク系情報を収集する考え方を示した。ただし、具体的な収集対象、範囲、方法等についての言及はしなかった。

次いで、平成12(2000)年2月から3月にかけては、国立国会図書館内部の検討班の「電子行政情報の収集・保存・提供のあり方について」（平成11（1999）年3月23日）と題する報告書に基づき、図書館協力部支部図書館課において、総務庁行政管理局の協力を得て、政府機関のネットワーク系情報の収集に係る実証実験を行った。この実験は、ネットワーク系情報の収集・保存の法的・技術的諸課題を整理するという目的で、クローラ（自動収集プログラム）により収集した官公庁のネットワーク系情報を利用して実施した。実験の結果、クローラによる収集では下位階層の復元が困難であること、URL情報の管理が必要であること、メタデータの付与が必要であること、作成者である官公庁が削除したネットワーク系情報を保存することに対して当該官公庁が疑問を持っていること等の具体的な問題点を把握することができた。

この実験には、上記の目的のほかに、官庁出版物の納本と同様、支部図書館を経由して各府省の電子情報を収集する仕組みを構築する可能性を探る目的もあった。しかしながら、この仕組みは採用せず、ネットワーク系情報の収集は、次項以降で見るように、国立国会図書館法の改正等を伴う、納本制度とは別の収集制度として検討することとなった。また、ネットワーク系情報の収集の実務を担当する部署を、関西館の電子図書館事業を所管する部門の中に置くことになった。

ii) 実験事業の開始と制度の検討

平成11年答申において、「ネットワーク系電子出版物」は当面の間納本制度による収集対象とせず、必要・有用なものについて選択的に個別の契約に基づいて収集するという制度の大枠が示されたことを受けて、発行者等の許諾に基づく選択的収集事業を推進していったが、一方でネットワーク系情報の飛躍的な増大等に鑑み、制度収集（発行者等に法律上の義務を課すことに基づく収集の仕組みをいう。以下同じ）を模索する動きも同時並行で進むこととなった。

「国立国会図書館電子図書館構想」に掲げていた電子図書館サービスについて、関西館の開館を予定していた平成14（2002）年度までに実施する事業について定めた「電子図書館サービス実施基本計画」（以下「基本計画」）を平成12（2000）年3月27日に策定し、ネットワーク系情報の主な収集及び保存対象を、①国の機関が作成する白書、各種報告書、統計、審議会の答申等、②大学の紀要、学術論文等の国内の学術情報と定めた。また、同年9月に「資料収集の指針」を改正し、「ネットワーク系電子出版物」は、納入以外の方法により選択的に収集することを規定した。

平成13（2001）年2月には、ネットワーク系情報の状況を把握し、収集・保存等に係る課題を明確化し、将来的な収集・保存・提供に備えるため、行政機関、学術機関及び図書館の約3700機関に対し「インターネット上の電子情報資源に関するアンケート調査」を実施した。この調査では、各機関のホームページ（ウェブサイト）開設状況、メタデータ付与の有無、ネットワーク系情報の保存等のほか、個別の許諾に基づいて当該機関ホームページを国立国会図書館が収集すること等の可否についても尋ねており、これについてはおおむね好意的な回答が得られた。

平成14（2002）年6月20日、平成16（2004）年までの3年間におけるネットワーク系情報の収集・提供の方針、業務の基本的枠組み等を定めた「ネットワーク系電子情報の収集・組織化・保存・提供等に係る実施計画」（以下「実施計画」）を策定した。同計画に基づき、図書館奉仕に必要かつ有用な情報を、選択的に、発行者等の許諾に基づいて収集する「インターネット資源選択的蓄積実験事業」（Web

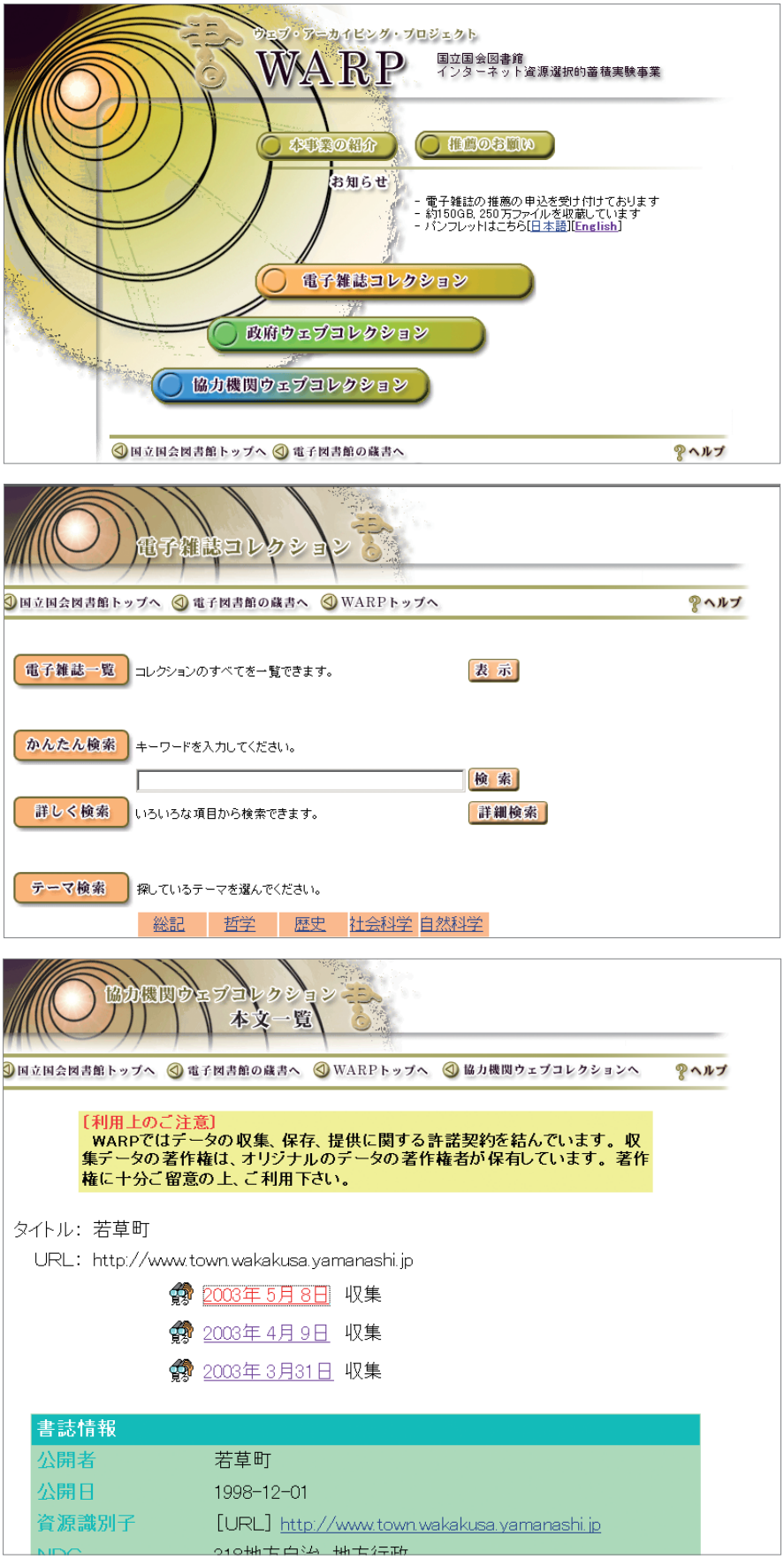

上から、インターネット資源選択的蓄積実験事業（WARP）トップページ、
電子雑誌コレクション検索画面、協力機関ウェブコレクション詳細画面

ARchiving Project.：WARP）と、データベース等の検索や表層ウェブのリンクから収集することが困難なネットワーク系情報（いわゆる深層ウェブ）のリンクを収載し、検索システムを提供する「国立国会図書館データベース・ナビゲーション・サービス」（Dnavi。コラム参照 ）を開始し、関西館の開館直後の同年 11 月 1 日、両事業の成果の一部を国立国会図書館ホームページで公開した。WARP では、職員が選定したウェブサイト等について、その収集・保存・提供に係る許諾を当該ウェブサイトの管理人等に依頼し、許諾が得られたものを原則としてクローラによる自動収集で収集した（記録媒体による送付も受け付けた）。

これら 2 つの実験事業は、後述の納本制度審議会におけるネットワーク系情報の納入に係る議論に資すること、及び事業モデル構築のための運用面・技術面での課題抽出と評価を目的としていた。

一方、制度収集に関しては、平成 14（2002）年 3 月 1 日、国立国会図書館長は、納本制度審議会（平成 11（1999）年 4 月に納本制度調査会を改組）に、ネットワーク系情報を納本制度に組み入れることについて諮問し、あわせて納本制度に組み入れられない場合の収集の範囲・方法について調査審議するよう求めた。

平成 11 年答申で一旦結論が得られたネットワーク系情報の収集について再度諮問することとなった理由として、上記諮問やその後に提出された報告書等には、①ネットワーク系情報が当初の予想を超えて増加しており、また、それらが日々消失していくため、保存策を講じる必要があること、②ネットワーク系情報を収集保存しようとする取組みが世界の国立図書館で強化されていること、③ネットワーク系情報を十全に収集するためには制度的枠組みが必要であること、を挙げている。

同日、同審議会にネットワーク系電子出版物小委員会（小委員長：公文俊平委員。以下「第一次小委員会」）が設置され、あわせて平成 16（2004）年末の答申提出の予定が示された。平成 15（2003）年 3 月 13 日、第一次小委員会は、ネットワーク系情報の収集には納本制度とは別に新たな制度を設ける必要があること、国・地方公共団体の発する情報及び学術的情報を優先的に収集することを審議会で報告した。引き続き、新たな制度の枠組みや収集範囲等について議論するため、同年 6 月 25 日にネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会（小委員長：公文俊平委員。以下「第二次小委員会」）

インターネット資源選択的蓄積実験事業（WARP）
電子雑誌コレクション検索結果一覧画面

が設置された。

この間、政府及び自由民主党においてもネットワーク系情報のアーカイブに関する議論が進められ、国立国会図書館も数度にわたって報告等を行い、政府の諸計画に国立国会図書館の事業が掲載されるなど、国立国会図書館外の動向とも連動する形で議論・検討を進めた。

平成13（2001）年1月6日、政府は高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）を設置し、同月22日に同本部は「e-Japan戦略」を策定した。以後、平成15（2003）、16（2004）両年度にIT戦略本部が順次策定・公表した各種計画において、国立国会図書館との連携協力による政府刊行物アーカイブとウェブアーカイブの構築、協力体制の確立等を提言した。

また、これらの政府の動きに呼応する形で、平成13（2001）年度から平成14（2002）年度にかけて、自由民主党の政務調査会にe-Japan重点計画特命委員会及びデジタル・アーカイブ小委員会が設置され、同党内においてウェブアーカイブ構築に向けた議論が進められた。国立国会図書館も要請により報告を行った。

平成16（2004）年9月2日には、これまでの政府の提言等を受けて、政府のデジタルアーカイブの推進に関する関係省庁連絡会議が発足し、同日に開催された同会議の第1回会合で国立国会図書館のデジタルアーカイブ事業への協力が確認された。その結果、協力を留保した一部の府省を除く多数の府省のウェブサイトを収集対象に追加することができ、WARPに収載される政府のネットワーク系情報のデータ量は大幅に増加した。

iii) 制度設計の推進から議論の中断まで

平成16（2004）年2月17日、「国立国会図書館電子図書館中期計画2004」（以下「電中2004」）を策定した。「電中2004」は、平成16年度から5年程度に達成すべき電子情報サービスの具体的内容として、図書等のデジタル化のほか、ネットワーク系情報を制度的または選択的に収集することを掲げ、さらにネットワーク系情報を、①サイト単位、時系列で収集・保存・提供する「NDLウェブ・アーカイブ（仮称）」と、②機械的収集が困難なデータベース中の個々の著作等の深層ウェブや、いわゆる電子雑誌、電子書籍等を個別に収集・保存・提供する「オンライン・デポジット（仮称）」に分け、①の「NDLウェブ・アーカイブ（仮称）」では、国・地方公共団体の発行する情報及び学術的なインターネット上の情報並びに失われるおそれの大きい文化的に価値のある情報を優先的に収集するなど、より具体的な方針を提示した。

平成16（2004）年12月9日、納本制度審議会は答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」（以下「平成16年答申」）を提出し、ネットワーク系情報を広く収集すべきとする提言を行った。ネットワーク系情報の量が飛躍的に増大していることから、WARPのような契約に基づく収集では国立国会図書館の任務を遂行するために必要な資料の収集もできなくなるとして、制度収集が必要であると指摘した。ただし、前述の第一次小委員会においてネットワーク系情報は納本制度に組み入れるべきではないとの結論を出したことから、納本制度とは別の新たな収集制度を導入することとし、収集方法として①国立国会図書館が収集対象のウェブサイトにアクセスしファイル等を複製・ダウンロードする、②発信者が国立国会図書館にファイル等を送信する、③発信者がファイル等を記録媒体に保存し、当該記録媒体を国立国会図書館に送付する、といった方法を提示して、当該制度の骨格等を列挙した。

あわせて、平成16年答申では、固定されることなく公表されているネットワーク系情報を国民に義務を課して収集する場合には、言論の萎縮等の法的問題が生じるため、その解決に格別の留意が必要であるとして、その収集方法、収集時期、頻度等を公告し、発信者の意思に反した固定をしないよう、事前の固定（収集）拒否及び固定後の消去を受け付けること（オプトアウト）等も提言した。

これまで、平成12（2000）年の基本計画や平成15（2003）年の第一次小委員会の納本制度審議会への報告、平成16（2004）年の「電中2004」等では

発信主体や情報の内容によって収集対象を限定して、収集の優先順位を明示的に設けることとしていたが、第二次小委員会での議論の中で、国立国会図書館の任務・目的から合理的に説明することが困難である等の理由から、特に制限を設けないこととした。一方で、技術的に収集･保存ができない場合や、例えばデータベース等適正な補償が困難等の理由で社会通念上収集しないことがやむを得ないものについては収集対象外とした。また、予算、人員、設備等の資源の制約上、段階的な実施を考慮すべきことにも言及した。

平成16年答申を受けて、国立国会図書館はネットワーク系情報の制度収集の法制化に向けて検討を行い、平成17（2005）年3月に「インターネット情報の収集･利用に関する制度化基本方針」(以下「基本方針」）を取りまとめた。

平成16年答申からの主な変更点・追加項目は、①「ネットワーク系電子出版物」という名称が国民にとって分かりにくいことや、インターネットメール、インターネット電話等の通信機能に基づくサービスや放送・有線放送を対象外とし、インターネット上の情報に収集対象を限定したことから、収集対象の名称を「インターネット情報」に改めたこと、②収集方法をクローラによる自動収集と発信者からの送信の2つとしたこと、③収集した「インターネット情報」は国立国会図書館の施設内で閲覧及び紙へのプリントアウトのサービスを行うほか、原則としてインターネットを通じて利用に供するものの、著作者、著作権者または発信者からの申し出により、インターネットを通じた提供を制限できるようにしたこと、④人権侵害情報や児童ポルノ、著作権等を侵害したコンテンツ等については利用制限措置を採ることができるようにしたこと等である。

基本方針の策定後に、関係諸機関、団体等へのヒアリング等を行い、同年4月14日から27日にかけて国立国会図書館ホームページ上で意見募集（パブリックコメント）を行った。これらをもとに基本方針を改訂し、6月24日にはより詳細な「インターネット情報の収集・利用に関する制度案」を取りまとめた。

これら関係団体へのヒアリングやパブリックコメントで示された意見等を受けての主な変更点は、クローラによる自動収集の対象を国、地方公共団体、独立行政法人、大学、公益法人等の公共性の高い機関のサイトに掲載された情報に限定した上、それ以外の「インターネット情報」については選択的に収集するとしたことである（なお、のちに平成21（2009）年の国立国会図書館法改正により成立した「インターネット資料」の収集制度（v)、iv) 参照）との違いは、民間の「インターネット情報」も一般的・抽象的には収集対象としていた点、とりわけ民間・私立の教育機関、学術研究機関等を自動収集の対象としていた点や、収集した「インターネット情報」を、発信者等の個別の許諾によらなくても、法令等に基づく著作権等の権利を制限することによりインターネットを通じて利用に供することができるとしていた点等にある）。

しかし、このように関係機関、団体へのヒアリングや国民へのパブリックコメント等も実施した上で法案の立案準備を進めたものの、関係者の合意を得るには至らなかった。改正案の準備を終えることもできないまま、平成18（2006）年6月末をもって法制化に向けた作業を一旦休止することとした。とはいっても、ネットワーク系情報の制度収集自体を断念したわけではなく、制度の在り方に関する検討は続けることとした。

この時点において法制化の議論及び作業が停滞した理由としては、①収集範囲の限定、違法・有害サイトの除外、利用サービスの方法、著作権の制限、権利者等との調整等、解決すべき課題が多岐にわたりかつ複雑であったため、法制化に向けて慎重な検討と多大な時間を要したこと、②インターネットに関する技術的な進展が早く、またネットワーク系情報の種類・形態とそれを支える技術が当初の想定以上に多種多様であったため、制度設計が困難であり、①と相まって、法的な論点の整理・調整が完了せず、法案の形式に整える段階に至らなかったこと、③パブリックコメントに寄せられた意見等の中には国立国会図書館がネットワーク系情報を収集・保存することに対する期待がある一方で、すべてのネッ

トワーク系情報を収集することが国立国会図書館法第2条に定める国立国会図書館の目的に合致するのか、インターネット上にある著作権法違反のコンテンツや違法サイト等を国立国会図書館が収集･保存･提供することは国の機関が違法行為に加担することになるのではないか等のネットワーク系情報の制度収集に対する疑問・反対意見が関係者の間や国立国会図書館内部にさえも根強く存在し、関係者の合意を得るに至らなかったこと等が挙げられる。

iv) WARP・Dnaviの本格事業化と中断期における検討

法制化に向けた議論が中断している間の平成18(2006)年7月､法制化を目指す方針を堅持しながら、当面はWARP及びDnaviを着実に実施し、国民一般にネットワーク系情報の保存の意義が浸透するよう図ることを国立国会図書館の方針とし、WARP及びDnaviは実験事業から本格事業に移行した。本格事業化に際して、WARPの日本語名称を「インターネット情報選択的蓄積事業」に改めるとともに、収集対象に政令指定都市を追加し、政府関係機関、国立大学等については、従来は独立行政法人化や機構改革等に伴い消滅するウェブサイトを優先的に収集していたが、収集対象をすべての政府関係機関、国立大学等に拡大した。

一方、この中断期においても、ネットワーク系情報の制度収集について国立国会図書館内部における検討を続けた。制度化の方向性として、①収集対象を政府機関に限定する案、②電子書籍や電子雑誌等の従来の図書館資料に相当するもののみを収集する案、③いわゆる「ダークアーカイブ化」し、収集した情報を利用に供さないかまたは館内提供のみとし、インターネットでの提供は行わない案等の複数の案も挙がっていたが、収集対象を限定しない案を維持することとした。

また、平成16（2004）年の「電中2004」策定時は未定だった公的機関のネットワーク系情報の制度収集・提供方法とWARPの関係については、両者を統合して運用する方向に意見がまとまった。

v) 議論の再開と法改正の成立

平成19（2007）年になると、同年4月1日に就任した長尾真館長が電子図書館事業に積極的に取り組んだこと、自由民主党のデジタル・アーカイブ小委員会が活動を再開したこと等を契機として、ネットワーク系情報の制度収集に向けた議論が再び活発化することとなった。

平成19（2007）年11月21日に自由民主党政務調査会u-Japan特命委員会デジタル・アーカイブ小委員会で、長尾館長が「図書等のディジタル・アーカイブ化」について報告を行い、ウェブアーカイブについても、法制化の必要性について言及した。同小委員会は、菊池光興国立公文書館長や有識者からの意見聴取を行い、翌平成20（2008）年3月12日に「デジタル・アーカイブの推進に向けた申入れ―「デジタル文明立国」に向けて―」を公表した。

その中では、国立国会図書館によるネットワーク系情報の網羅的収集・保存の方針を堅持しつつ、政府情報、学術情報に限定した収集・保存の早期本格化と平成21（2009）年度の早期に国立国会図書館法の改正案を提出することが提言された。また、国立公文書館と国立国会図書館は、ウェブアーカイブの構築・運営にあたり、相互の役割の違いを尊重するとともに、国民の利便性の向上を図る観点から、連携・協力に努めることも付言された。その後、国立国会図書館と政府の知的財産戦略推進事務局との間でも複数回にわたって協議の場が設けられ、平成20（2008）年6月18日に公表された政府の知的財産戦略本部の「知的財産推進計画2008」では、ネットワーク系情報の収集等を含む国立国会図書館のデジタルアーカイブ推進に関する提言が盛り込まれた。

一方、国立国会図書館内部では、平成19（2007）年8月28日、検討班を設置し、ネットワーク系情報の収集制度化の検討再開に向けた準備を開始し、次いで、平成20（2008）年4月から制度化に向けた議論・検討、内部調整、関係機関との協議等を本格的に進めた。

その過程で、収集範囲を国等の公的機関及び学術研究機関が発信したものに限定（無理な場合は次善

の策として国等の公的機関が発信したもののみに限定）し、部分的であっても制度収集を開始し、ネットワーク系情報の収集・保存の必要性に対する国民の認識を深めるという方針を採用した。

収集対象の発信者を限定する方針に転換したのは、その方針の方が関係者からの十分な理解と合意が得られ、実現可能性が高いことを重視したことによるものであった。また、その方針と平成16年答申との整合性も検討し、同答申に「制約のある資源の下で、収集の緊急性の程度その他の要素を勘案して収集の実施を段階的に進めることが考慮されるべき」とあることから、収集対象を限定しても同答申との整合性を取ることは可能と判断した。

平成20（2008）年6月、「政府系ネットワーク情報収集制度化骨子案」を作成した。国等の公的機関が発信したネットワーク系情報に収集範囲を限定し、国立大学や国の試験研究機関等を除く学術研究機関が発信したものを対象外とした。同時に、収集対象の名称を「インターネット資料」に改め、「資料」という文言を用いることで「インターネット資料」が国立国会図書館法における収集及び利用サービスの対象である「図書館資料」及び「収集資料」に含まれることを明確にした。あわせて、国等の公的機関がイントラネットや霞が関WAN（Wide Area Network）等を通じてその内部のみで利用に供するものや放送番組を収集対象外とした。

この骨子案に基づくウェブアーカイブの実施と国立公文書館の業務との調整に関しては、公文書管理法の制定に向けた機運が高まっていたこともあり、内閣官房及び国立公文書館と協議を行い、その過程で国立国会図書館による国等の公的機関の「インターネット資料」の収集に対して反対等の意見は示されなかった。

平成21（2009）年7月10日、国立国会図書館法改正法（平成21年法律第73号）が公布され、関連する下位法規の整備も順次行った。これにより、国政審議への補佐等の公用に供するため、国等の「インターネット資料」が制度収集の対象となった。ただし、①ひな型や申請・届出フォームのようなウェブページ、②例えば国立情報学研究所（NII）が運営するCiNii等、長期間にわたり継続的にサービス提供されることが見込まれる公的機関のデータベースは収集対象外となった。

収集方法には原則としてクローラによる自動収集を用いることとし、自動収集では収集できなかったもののうち年鑑や各種報告書等の国立国会図書館が特に必要とするものについては、国等の機関は国立国会図書館の求めに応じて、当該「インターネット資料」を国立国会図書館に送信または媒体に記録して送付しなければならないと規定された。また、国等の公的機関は、ウェブサイトに国立国会図書館のクローラが機能するように設定を追加し、またはクローラを排除する設定を除外することが義務付けられた。同改正法及び関連する下位法規は、平成22（2010）年4月1日に施行された。

こうして、平成14（2002）年の納本制度審議会への諮問から約7年、同審議会における審議、国立国会図書館内部における長期にわたる検討、パブリックコメントや各府省、関係機関等との調整などを経た結果、ようやく上記の改正法の成立に至った。

vi) 改正法の施行とその後の推移

国立国会図書館は、この改正に基づく制度収集を実施するに際して、国の機関は毎月、地方公共団体、独立行政法人、国立大学等は年4回、特別地方公共団体は年1回と、収集の頻度を設定した。制度収集により納入された国等の「インターネット資料」は、WARP（平成22（2010）年4月1日に「インターネット資料収集保存事業」に日本語名称を変更）を通じて提供することとし、「WARP（ウェブサイト別）」では収集した「インターネット資料」をウェブページの形式でそのまま提供し、「WARP（著作別）」（平成22年5月、サービス開始）では収集した「インターネット資料」のうち、図書、雑誌等の刊行物に相当するものの一部を抽出し提供した。

「インターネット資料」の利用は、原則として国立国会図書館の施設内（東京本館、関西館及び国際子ども図書館）での閲覧に限り、許諾が得られたものについては紙へのプリントアウト及びインターネットを通じた提供ができることとした。なお、

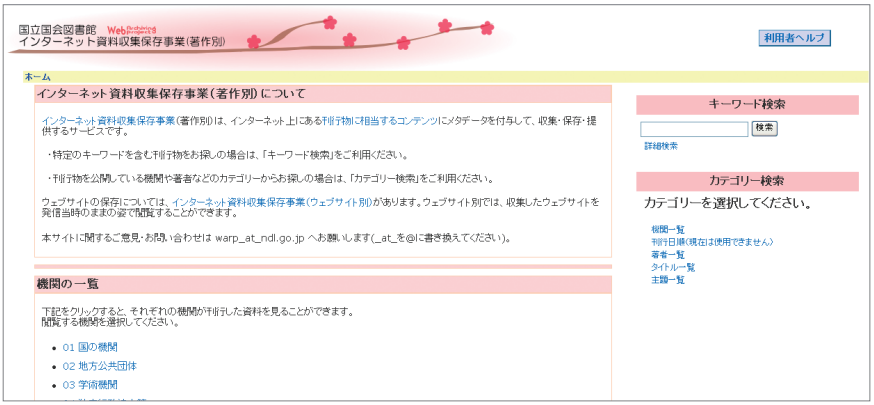

上から、WARP（ウェブサイト別）、WARP（著作別）

WARP トップページ（平成 31（2019）年 3 月現在）

「WARP（著作別）」で提供していた「インターネット資料」を、平成23（2011）年4月から「国立国会図書館のデジタル化資料（インターネット資料）」という国立国会図書館ホームページ上のサービスを通じて国立国会図書館の所蔵資料をデジタル化したものとあわせて提供した（3章2節2参照）。

平成22（2010）年度末時点で、WARPで収集したウェブサイトは、6181タイトル、個体数（1タイトル1回分の収集が1個体となる）2万7317件、容量51.7TBであった。これは、平成21（2009）年度末時点の数値（4599タイトル、個体数2万2002件、容量約14.7TB）と比較するとすべての数量が増加しており、とりわけ容量が大幅に増加している。なお平成30（2018）年度末の時点では、1万2135タイトル、個体数15万8050件、容量約1403 TBである。

また、収集したインターネット資料の中から、図書、雑誌等の刊行物に相当するものを抽出する作業はその後も継続して行い、平成30（2018）年度末時点では、「国立国会図書館デジタルコレクション」において約50万点を公開している。

こうして国等の「インターネット資料」の制度収集を進めていく一方で、国立国会図書館法に基づく制度収集の対象外となる公益法人、私立大学、政党、国際的・文化的イベント等を主な対象として、発行者等の許諾に基づく「インターネット資料」の収集も、引き続き実施した。

(2)「オンライン資料」の収集

国等の「インターネット資料」の制度収集について定めた国立国会図書館法の改正が成立して間もない平成21（2009）年10月13日、国立国会図書館長は、納本制度審議会に対して、私人（国等の公的機関以外の者）がインターネット等を通じて利用可能とした情報のうち、図書、雑誌等に相当する情報の収集について諮問を行った。私人が、図書、逐次刊行物等として紙媒体で発行していた資料を、紙での発行を止めてインターネット等を通じてのみ、出版する例が急増しており、これらのインターネット等上での出版物を網羅的に収集することができない状態が続くと、出版物の収集を通じた「文化財の蓄積及びその利用」という納本制度の目的を達せられないおそれが出てきたためである。平成16年答申にある、収集の緊急性の程度、その他の要素を勘案して実施を段階的に進めるという方針に沿って、インターネット資料の制度収集実現後に取り組むべき課題として、この諮問を行った。

平成22（2010）年6月7日、納本制度審議会は答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」（以下「平成22年答申」）を提出した。この平成22年答申では、いわゆる電子書籍である「ネットワーク系電子出版物のうち、インターネット等により利用可能となっている情報で、図書、逐次刊行物に相当する情報」を「オンライン出版物」と定義し、そのうち国立国会図書館が収集し図書館資料として取り扱うものを「オンライン資料」と定

WARPの容量の推移

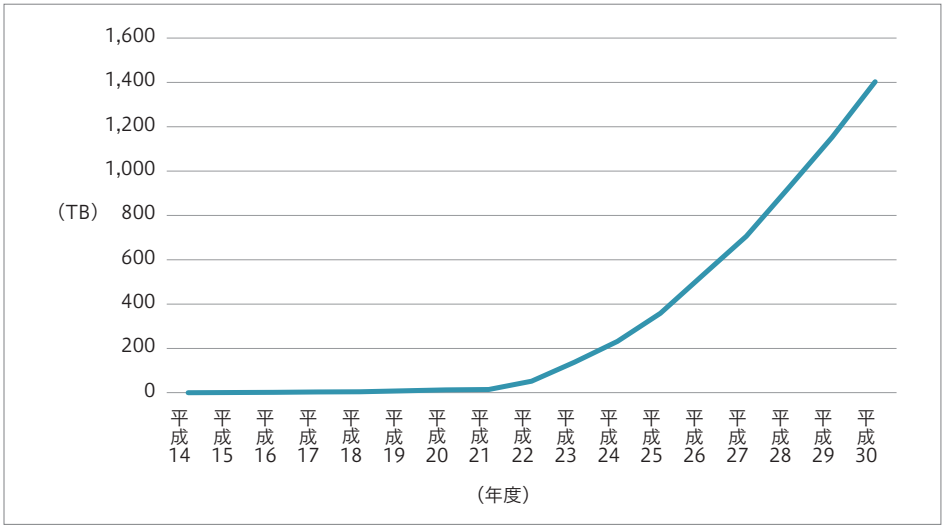

義した。

オンライン出版物とは、主にテキスト、図等であって、かつ従来の出版物と同様の編集過程を経つつインターネット等を通じて出版されるものを指すものとし、編集過程を経ていないとの理由でブログ等が、テキスト、図ではないという理由で放送番組、動画・音楽配信等が除かれるとした。発信主体は私人とし、当該オンライン出版物が有償で提供されているか、または無償で提供されているかは問わず、内容による制限は設けないこと等が提言された。

平成 22 年答申を受けて、平成 22（2010）年 6 月から法制化案の立案作業に着手し、同年 10 月からは立案作業と並行して関係諸団体との協議を開始した。国立国会図書館が「オンライン資料」の制度収集を行うこと自体については、一部の反対意見を除きおおむね理解が得られたものの、細部についてはさまざまな意見が出され、合意を得るには至らなかった。

私人の「オンライン資料」の制度収集において補償の問題が大きなウェイトを占めることから、国立国会図書館長は、平成 23（2011）年 9 月 20 日、「オンライン資料」の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について、納本制度審議会に諮問した。

納本制度審議会は平成 24（2012）年 3 月 6 日に中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（以下「平成 24 年中間答申」）を提出した。この平成 24 年中間答申では、「オンライン資料」を、有償・無償の別、DRM（Digital Rights Management: 技術的制限手段）の有無に基づき、無償かつ DRM なしの A 群資料、有償かつ DRM なしの B 群資料、有償かつ DRM ありの C 群資料及び無償かつ DRM ありの D 群資料の 4 類型に分類・整理した（下図参照）。

そのうち、無償かつ DRM なしの A 群資料については、制度収集に係るほぼすべての論点について検討が進められ、従来の図書館資料と同様に、その利用が館内での閲覧、紙へのプリントアウトに留まる場合は、国立国会図書館による複製や利用に係る補償は不要であり、「オンライン資料」を媒体に複製して国立国会図書館に送付する場合の媒体費用及び送料のみを補償するものとされた。残りの B 群資料、C 群資料及び D 群資料については引き続き検討を進めるものとされ、ここでも、可能なものから段階的に実施することが提言された。

平成 22 年答申及び平成 24 年中間答申の内容を受けて、平成 24（2012）年 6 月 22 日、国立国会図書館法改正法（平成 24 年法律第 32 号）が公布され、あわせて関連する下位法規の整備も行った。この改正により、ISBN 等の特定のコードが付与されたもの、または、PDF 等の特定のフォーマットで作成されたものであって、無償かつ DRM なし（上記 A

パッケージ系電子出版物、インターネット資料、オンライン資料の概念整理

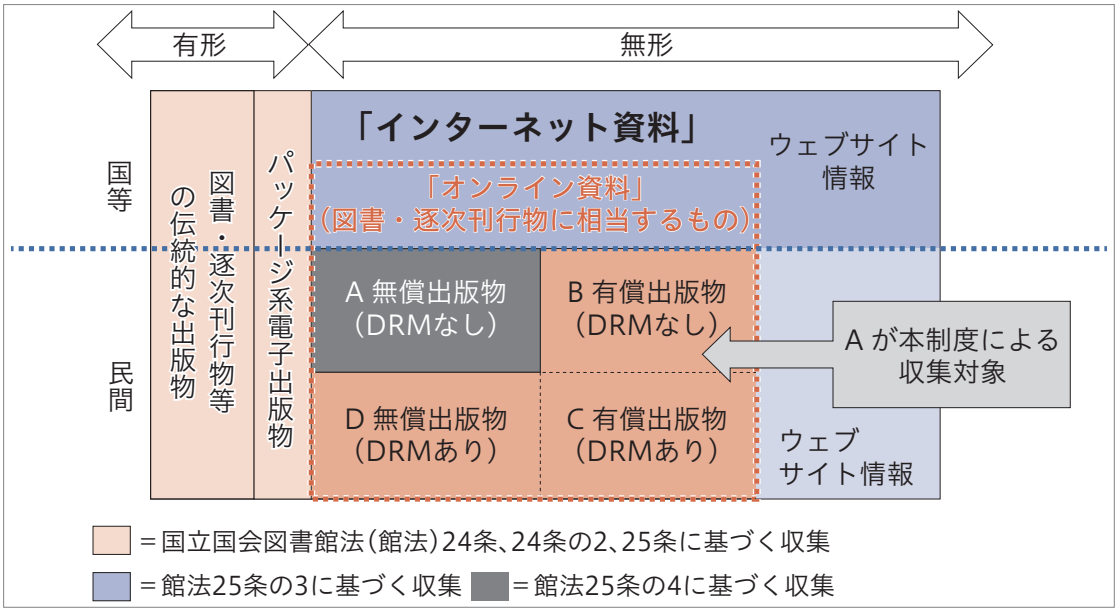

群資料）の私人の「オンライン資料」が制度収集の対象となったが、有償またはDRM付き（上記B、C、D群資料）の私人の「オンライン資料」の収集については、当分の間納入義務を課さないこととされた。

また、①ブログ、ツイッター等の簡易なもの、②以前に収集されたものから内容に増減・変更のないもの、③電子商取引のような申込み・承諾等の事務が目的であるもの、④紙媒体の図書、雑誌等と同一の版面であるとの申し出があり、その旨確認されたもの、⑤大学の機関リポジトリ等の長期利用目的でかつ消去されないもの、⑥技術的に収集が困難なものは、収集対象外とされた。収集方法は、クローラによる自動収集、発行者等からの送信または送付とされた。同改正法及び関連する下位法規は、平成25（2013）年7月1日に施行された。この改正法及び関連する下位法規の施行に合わせて、国立国会図書館では「オンライン資料収集制度」（愛称「eデポ」）に基づき、無償かつDRMのないオンライン資料の網羅的な収集を開始した。

こうして収集した「オンライン資料」の利用は、国立国会図書館の施設内（東京本館、関西館及び国際子ども図書館）における「国立国会図書館デジタル化資料（インターネット資料）」を用いた閲覧に限ることとした。なお、許諾に基づきWARPで収集・保存している私人のウェブサイト中の「オンライン資料」については、改めて納入する必要はないものとした。

上記の国立国会図書館法の改正で当分の間収集の対象から除外された有償またはDRM付きの電子書籍・電子雑誌については、引き続き、納本制度審議会及びオンライン資料の補償に関する小委員会において議論が続けられる中で、国立国会図書館は同小委員会に対して、関係団体等から示された課題等を検証するため実証実験を行い、当該実証実験で得られた知見に基づき制度化を進めることを提案し、多数の委員から賛同を得た。

これを受けて、平成27（2015）年12月1日、国立国会図書館は電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業を開始した。この実験は、有償またはDRM付きの電子書籍・電子雑誌を国立国会図書館に送信し、国立国会図書館の館内において利用者の閲覧の用に供することで、①電子書籍・電子雑誌の収集及び長期的な保管・利用の技術的検証を行うこと、②国立国会図書館内で電子書籍・電子雑誌を閲覧に供することによる電子書籍・電子雑誌ビジネスへの影響の検証や納入時の費用の調査分析を行うこと、を目的とした。

当初実証実験のために充てたのは端末20台であったが、平成28（2016）年9月23日から新たに約660台の端末をこの実証実験に充てた。平成30（2018）年8月時点で、37の出版社から提供を受けた約3800点の電子書籍を、約730台の端末で利用する環境で実験を行っている。国立国会図書館は、有償またはDRM付きの電子書籍・電子雑誌の収集、提供等の在り方について、引き続き検討を続けている。

コラム

国立国会図書館データベース・ナビゲーション・サービス（Dnavi）

国立国会図書館がネットワーク系情報の収集・保存に係る実験事業を開始した平成14（2002）年当時、ウェブサイトの情報のうちデータベースについては、収集技術が確立していなかった。そこで収集の代替手段として、国立国会図書館では、表層ウェブのリンクからは到達できないインターネット上のデータベース等のコンテンツ（いわゆる深層ウェブ）のURLを含む二次情報（メタデータ）を収載したデータベースを提供し、当該データベースを検索することでコンテンツのサイトのトップページにたどり着けるようにするサービス「国立国会図書館データベース・ナビゲーション・サービス」（Dnavi）を提供した。

ネットワーク系情報へのナビゲーションやリンクについては、平成10（1998）年5月の「国立国会図書館電子図書館構想」、平成11（1999）年の納本制度調査会の答申、平成12（2000）年の基本計画等においても既に言及されていたところ、平成14（2002）年の実施計画に基づいて、DnaviをWARPとともに実験事業として実施することとなり、同年11月1日、国立国会図書館ホームページで公開した。同事業は、3（1）ii)にもあるとおり、①納本制度審議会におけるネットワーク系情報の納入に係る議論に資すること及び②事業モデル構築のための運用面・技術面での課題の抽出と評価、を目的としており、DnaviにはWARPで収集できない情報についてアクセスを容易にするという狙いがあった。収載対象は日本国内に置かれるウェブサイト上で公開されている全分野のデータベース等のコンテンツであるが、公的機関が公開するもの、大学・学術研究機関が公開するもの、貴重書・特別コレクションの一次情報・二次情報を提供するものを優先的に収載することとしていた。収集対象コンテンツの選定や当該コンテンツ管理者への連絡、リンク切れ等のチェックといった作業のほぼすべてを手作業で行っていた。平成18（2006）年7月、WARPとともに本格事業に移行し、その時点で9236件のデータを収載していた。

しかし、収載対象コンテンツの発見・選定に労力と時間を要すること、明確な収載方針等がないこと、内外の同種のサービスとの切り分けが不明確であること等の課題があった。

その後、サービス開始から10年以上を経て、検索エンジンの性能向上等によりデータベース上のコンテンツへのアクセスが向上するなど同サービスを取り巻く環境が変化したこと等に鑑み、平成26（2014）年3月31日をもって同サービスを終了した。なお、サービス終了時点で2万2196件のデータを収載しており、また、同事業で収載したデータのリストは、csvファイル形式で平成31（2019）年3月31日現在、国立国会図書館デジタルコレクションで公開している。

上から、Dnavi トップページ（平成 16（2004）～17（2005）年頃）、Dnavi トップページ（平成 18（2006）年）、検索結果画面

1	書誌	1923年(大正12年)関東大地震写真 / 国立科学博物館理工学第一研究室 / 国立科学博物館 / 1998-06-08 http://research.kahaku.go.jp/rikou/namazu/03kanto/03kanto.html 科博が所蔵する1923年関東地震の東京・神奈川・千葉方面の被災状況の写真約370枚。ガラス乾板ネガ、フィルムネガ、および印画。
2	書誌	Harvard CMT 地震カタログ / 東京大学地震研究所地震予知情報センター / 東京大学 / http://wwweic.eri.u-tokyo.ac.jp/db/harvard/index-j.html
3	書誌	ISC Catalogue 1964-1998 / 東京大学地震研究所地震予知情報センター / 東京大学 / http://wwweic.eri.u-tokyo.ac.jp/db/isc/index-j.html
4	書誌	Plot variation diagram / 東京大学地震研究所VRC / 東京大学 / http://vrsserv.eri.u-tokyo.ac.jp/REALVOLC/makegraph.html
5	書誌	観測点情報 / 防災科学技術研究所 / 防災科学技術研究所 / 1995 http://www.fnet.bosai.go.jp/cgi-bin/station_detail-j.cgi 基盤的調査観測の 推進のための地震観測網の一つである広帯域地震観測網の観測点情報。
6	書誌	気象、地震、火山、海洋などの知識 / 気象庁 / 気象庁 / 1999-03 http://www.kishou.go.jp/know/index.html 天気予報や警報・注意報等に使われる用語の定義、使用例、解説を記述したものである。
7	書誌	気象庁一元化地震カタログ / 東京大学地震研究所地震予知情報センター / 東京大学 / http://wwweic.eri.u-tokyo.ac.jp/db/jma1/index-j.html
8	書誌	気象庁地震カタログ / 東京大学地震研究所地震予知情報センター / 東京大学 / http://wwweic.eri.u-tokyo.ac.jp/db/jma/index-j.html
9	書誌	国立大学観測網地震カタログ / 東京大学地震研究所地震予知情報センター / 東京大学 / http://wwweic.eri.u-tokyo.ac.jp/db/junec/index-j.html
10	書誌	災害廃棄物処理・復興支援体制データベース / 静岡県産業廃棄物協会 / 静岡県産業廃棄物協会 / 2000-07 http://www.shizuoka-sanpai.or.jp/select3.html 社団法人静岡県産業廃棄物協会が協会内で整備した「東海地震等発災時における災害廃棄物処理・復興支援体制」をとりまとめたもの。
11	書誌	阪神淡路大震災(前兆証言1519！) / 地震危険予知プロジェクト / 岡山理科大学 / 2002-01-25 http://www.e-pisco.jp/koukan/ex/hansin/1519kennsaku.html 「阪神淡路大震災　前兆証言1519！（弘原海,1995）」に掲載された宏観異常情報の実例

コラム

東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は各地に甚大な被害をもたらした。国立国会図書館において、復興支援に加えて、震災に関する記録を収集すべきとの議論が起こった。政府においても記録保存の重要性は早い段階から認識され、同年5月10日、政府の東日本大震災復興構想会議が発表した「復興構想7原則」に「大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。」という一文が盛り込まれた。次いで、同年7月29日、政府の東日本大震災復興対策本部が策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」（8月11日改定）において、地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓の収集・保存・公開体制の整備を図り、国内外を問わず、誰もがアクセス可能でこれらの記録等を活用できる仕組みを構築することが掲げられた。

このような議論に応えて、国立国会図書館では翌平成24（2012）年5月1日に「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ構築プロジェクトの基本的な方針」を策定した。方針としては、東日本大震災の記録等を国立国会図書館単独ではなく国全体として収集・保存・提供し、関係する官民の機関によって分散収集・分散保存すること、図書、雑誌等の出版物、インターネット資料、オンライン資料等に加えて、動画、画像、音声等も収集対象とすること等を掲げ、各府省、関係機関等に協力の働きかけを行った。折しも、東日本大震災の発災直前の平成23（2011）年2月から国立国会図書館が参加していた、総務省が主催する「知のデジタルアーカイブに関する研究会」が東日本大震災アーカイブの構築について提言したこともあり、国立国会図書館は総務省と連携して、東日本大震災アーカイブを開発することとした。

開発するアーカイブは、被災地の復旧・復興事業、今後の防災・減災対策や学術研究・教育等に活用されることを目的に、国立国会図書館が収集・蓄積した東日本大震災に関する記録のほか、他の機関が作成・構築したデータベースともシステム連携を行い、被災地の被災前の風景や人々の生活の様子を写した写真、被災時のニュース映像、復興過程に係る新聞記事、報道写真等も含む、東日本大震災に関する情報を横断的に検索し、利用することができるポータルサイトとした。平成24（2012）年11月5日からの試験公開を経て、平成25（2013）年3月7日に総務省と共同で「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」（愛称「ひなぎく」）として公開した。愛称「ひなぎく」には、花言葉「未来」「希望」「あなたと同じ気持ちです」にちなみ、復興支援という事業の趣旨が込められている。

ひなぎくは、「東日本大震災に関するあらゆる記録・教訓を次の世代へ」をコンセプトに掲げ、復興事業や今後の防災・減災対策等において過去の知見や東日本大震災を踏まえて得られた知見を活用するため、阪神・淡路大震災や中越地震、熊本地震といった東日本大震災以外の地震災害に関する記録等も収集対象としている。ひなぎくの運営は公開当初から国立国会図書館が担っており、総務省が開発した分のシステムについても平成25（2013）年3月29日に国立国会図書館に移管された。

膨大で多岐にわたる記録の収集やアーカイブの普及には、関係機関との分担や連

携協力が欠かせない。特に、平成23（2011）年にはハーバード大学ライシャワー日本研究所と、平成25（2013）年には東北大学災害科学国際研究所と、平成30（2018）年には防災科学技術研究所とそれぞれ協定を結ぶなど、図書館の枠を越えて協力体制を構築してきた。平成24（2012）年3月の「東日本大震災の記録の収集と保存―震災アーカイブの構築に向けて」を皮切りに、毎年イベントを通じた情報共有の場を設けている。

ひなぎく トップページ（平成27（2015）年1月）

ひなぎくの連携、提供、利用の概念図

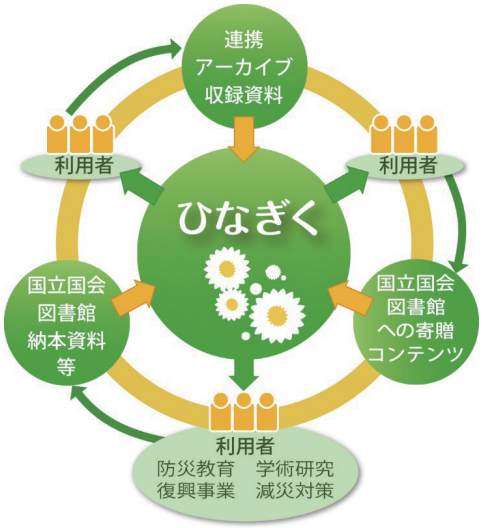

第2節　この20年間の蔵書構築

国立国会図書館の蔵書構築におけるこの20年間での大きな変化は、収集範囲の拡大（1節参照）、電子情報を含めた情報資源の構築、関西館及び国際子ども図書館の蔵書構築と言えよう。制度に基づく収集の範囲を拡大し、その対象がインターネット等で公開される電子情報にまで大きく広がったことに加え、オンラインデータベースや電子ジャーナルを契約によって利用者に提供するようになり、従来のように印刷物等の有体物を集めて管理していくこととは異なる、新たな業務が始まった。また、国際子ども図書館の設立に伴い、外国で刊行された児童書及びその関連資料の積極的な収集を開始した。東京本館、関西館と国際子ども図書館の3施設に書庫が分かれ、資料をその内容や種類によって分散して配置し、蔵書（所蔵資料）と利用可能な外部情報を総合して「情報資源」の構築を進めていくこととなった。

平成10（1998）年度と平成30（2018）年度の統計（下表）から、このような変化の一端を読み取ることができる。受け入れた資料の内訳を見ると、映像資料と機械可読資料は、平成12（2000）年度にパッケージ系電子出版物が納本制度の対象に加わったことにより増加している（1節2参照）。一方、マイクロ資料は、第3節で述べるとおり、媒体変換の手段がマイクロ化からデジタル化に移行したことの表れで大幅に減少している。博士論文の印刷物での受入数も、後述のとおり公表方法が紙からインターネットへ変わったことにより減少している（平成30年度末現在、博士論文のデジタルデータは5万2763点を提供しており、下表では「デジタルコレクション等」に含まれている）。

デジタルコレクション等の統計は、平成10（1998）年度は、所蔵資料のデジタル化には着手していたもののデータ量の蓄積がまだなく、算出していなかったが、平成30（2018）年度には、約1550TBに上っている。この中には、インターネット資料収集保存事業（WARP）及びオンライン資料収集制度（1節3参照）により収集した資料、これらの制度外で博士論文や「歴史的音源」のようにデジタルデータとして収集したもの、所蔵資料をデジタル化したもの（デジタル化資料）が含まれている。

下表に含まれていないオンラインデータベースや電子ジャーナルは、平成14（2002）年度に利用者への提供を開始し、平成30（2018）年度には国内資料17件、外国資料47件の利用契約を締結している。

平成10(1998)年度と平成30(2018)年度の資料受入数及びデジタルコレクション等データ量の比較

	平成10年度	平成30年度
受入点数合計	1,141,184	777,196
主な資料の受入点数		
図書	259,028	201,118
逐次刊行物	640,397	502,024
マイクロ資料	185,027	13,780
映像資料	2,387	11,589
録音資料	13,173	16,053
機械可読資料	1,989	6,654
博士論文（印刷物）	14,836	1,344
デジタルコレクション等データ量	—	1,552.1TB

* 当該年度の図書館資料受入統計及び電子図書館サービス統計から抜粋。
* 平成10年度の博士論文の単位は「人分」。
* デジタルコレクション等は、電子図書館サービス統計における国立国会図書館デジタルコレクション、インターネット資料収集保存事業（WARP）、国会会議録、帝国議会会議録の提供データ量の合計。

1. 納本制度に基づく収集 ――紙資料、パッケージ系を中心に

(1) 国内出版の動向と収集状況

納本制度に基づく収集について、その対象である国内の出版物の動向とあわせて概観する。

i) 官庁出版物

国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学等の出版物（これら官公庁の出版物をここでは「官庁出版物」と呼ぶ）については出版状況の統計がないため、参考値として国立国会図書館の所蔵資料における図書（書籍）、逐次刊行物（雑誌・新聞）、地図のこの20年間の新刊数の増減を見ると、書籍は平成22（2010）年、雑誌・新聞は平成12（2000）年がそれぞれピークで、以後減少に転じている。官公庁情報の発信手段はインターネットへ切り替わってきており、紙の官庁出版物は減少傾向にあると見られる。

国立国会図書館は、諸外国の国立図書館とそれぞれの国の官庁出版物等を交換する国際交換事業を行っており、官庁出版物については、外国への送付用として複数部数の納入を受けている。官公庁情報の発信手段がインターネットへ移行したことは、この国際交換事業にも影響を及ぼしており、紙の出版物に対する需要が年々減少してきた。このため、平成12（2000）年に制定した「国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和24年国立国会図書館規程第3号）第1条に規定する国の諸機関が納入すべき出版物の部数について」を平成17（2005）年、平成23（2011）年及び平成28（2016）年に改正し、国の諸機関の納入部数を段階的に削減した。納入部数は出版物の種類と機関の区分に応じて定めている。一例として、国の行政機関及び最高裁判所については、平成12年時点で、年鑑、要覧、

国立国会図書館所蔵資料における官庁出版物の新刊数（平成31（2019）年3月末現在）

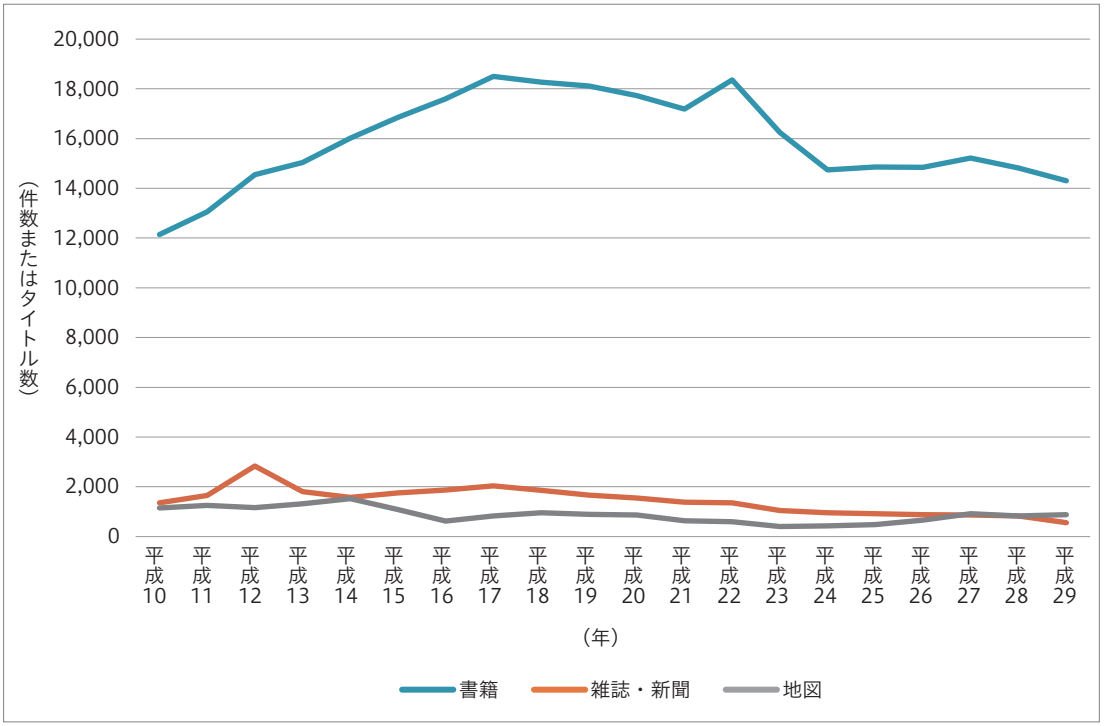

* 国立国会図書館の所蔵する官庁出版物の新刊数を刊行年ごとに調べたもの。書籍及び地図は当該年に刊行された図書または地図の書誌データの件数（ほぼ物理的な冊数または点数）。雑誌・新聞は当該年に刊行を開始したタイトル数。

職員録、業務報告、予算書及び決算書、統計書、官報、法令集、規則集、判例集、法律解説書並びに目録・書誌類について30部、それ以外の資料について15部と定めていたが、平成31（2019）年3月時点では、前者の資料（目録・書誌類を除く）及びそれ以外の資料を10部（小冊子、音楽・映像資料、地図・海図、外国刊行資料の和訳・外国事情の紹介、追録類、日刊・週刊の資料、委託による調査研究報告書類については5部）としている。

ii) 民間出版物

民間出版物のうち、紙の商業出版物については、この20年間で書籍の新刊点数は増大しているものの、電子書籍の登場、スマートフォンの普及とそれに伴う紙の読書離れ（特に若年層を中心とした紙の雑誌や漫画離れ）等さまざまな理由から、その市場規模は縮小しつつある。平成10（1998）年の書籍の新刊点数は約6万3000点で、平成25（2013）年には約8万3000点に増加したが、その後減少に転じ平成29（2017）年は約7万5000点であった。増加の要因としては、流通を担う出版取次会社の金融機能（出版取次会社に新刊書を納品すれば出版社に入金がある仕組み）を出版社が最大限に活かすためということも指摘されている。これに対し、雑誌は書籍よりも早く減少に転じており、継続刊行中のタイトル数は平成17（2005）年の約4600タイトルがピークで、平成29年は約3500タイトルであった。このように、紙で刊行される商業出版物は2010年代前半までにはピークを過ぎている。一方、電子書籍及び電子雑誌についてはタイトル数の統計がないが、漫画を中心にその市場規模が拡大していることから、新刊点数及び継続刊行中のタイトル数も増加していると見られる。紙で刊行されるものの多くが電子書籍、電子雑誌としても刊行されるようになってきている。

録音、映像、ゲームソフト等では、流通・利用の

商業出版物（書籍・雑誌）の刊行数

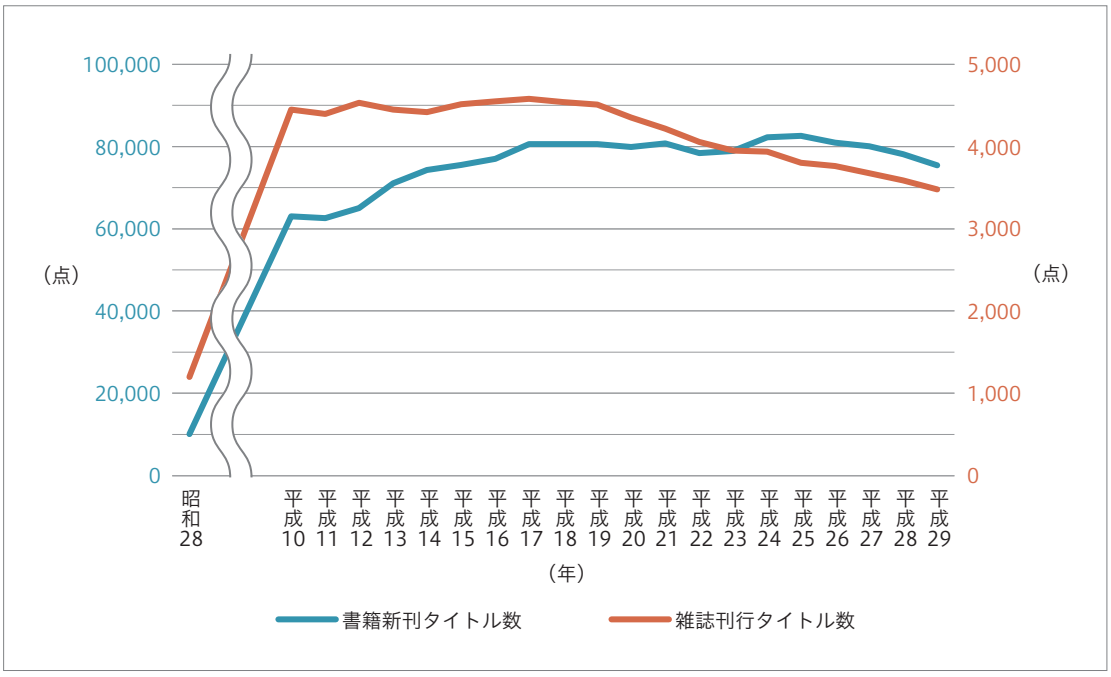

*『出版年鑑』（出版ニュース社）1954、1999-2018年版による。書籍は各年の「新刊点数」（ほぼ物理的な冊数。複数巻セット販売の場合はまとめて1点となる）、雑誌は各年の雑誌の「点数」（継続刊行中のタイトル数）。

形態がパッケージからダウンロード、配信へと移行しつつあり、パッケージ系電子出版物の市場規模も紙と同様に縮小している。日本レコード協会の統計におけるCD新譜数は、平成20（2008）年以降減少している。

商業出版から自費出版に目を転じると、刊行タイトル数は2000年代初めまで増大している。最近の状況に関する統計はないが、コミックマーケット（漫画を中心とした同人誌の交換会）等の隆盛から、平成30（2018）年現在でも相当規模のタイトルが刊行されていると言ってよいだろう。無料で配布される雑誌「フリーペーパー」の普及も近年の現象である。商業出版においても「一人出版社」といった言葉に代表される、ユニークな新規小出版社が注目を集めている。

納本制度は、商業出版物のほか、このような自費出版、学協会等の非営利団体や出版業以外の企業による広報用資料等の非営利出版等、一般に流通しない出版物も対象としている。また、受入点数には、新刊ではないものや発行者以外からの寄贈、外国で発行された日本語出版物が含まれる。このため、国立国会図書館の資料受入数は、商業出版界の動向とは必ずしも連動していない。

平成10（1998）年以降の納本制度に基づく収集は、第1節に述べた電子情報への対応のほか、発行者の多様化や受入数の増大への対応が必要となった20年でもあり、受入れ・整理作業の効率化や、東京本館から関西館への資料移送による排架率調整等を進めた（4章2節2（3）、補章3節参照）。

民間書籍の受入点数と商業出版書籍の新刊点数

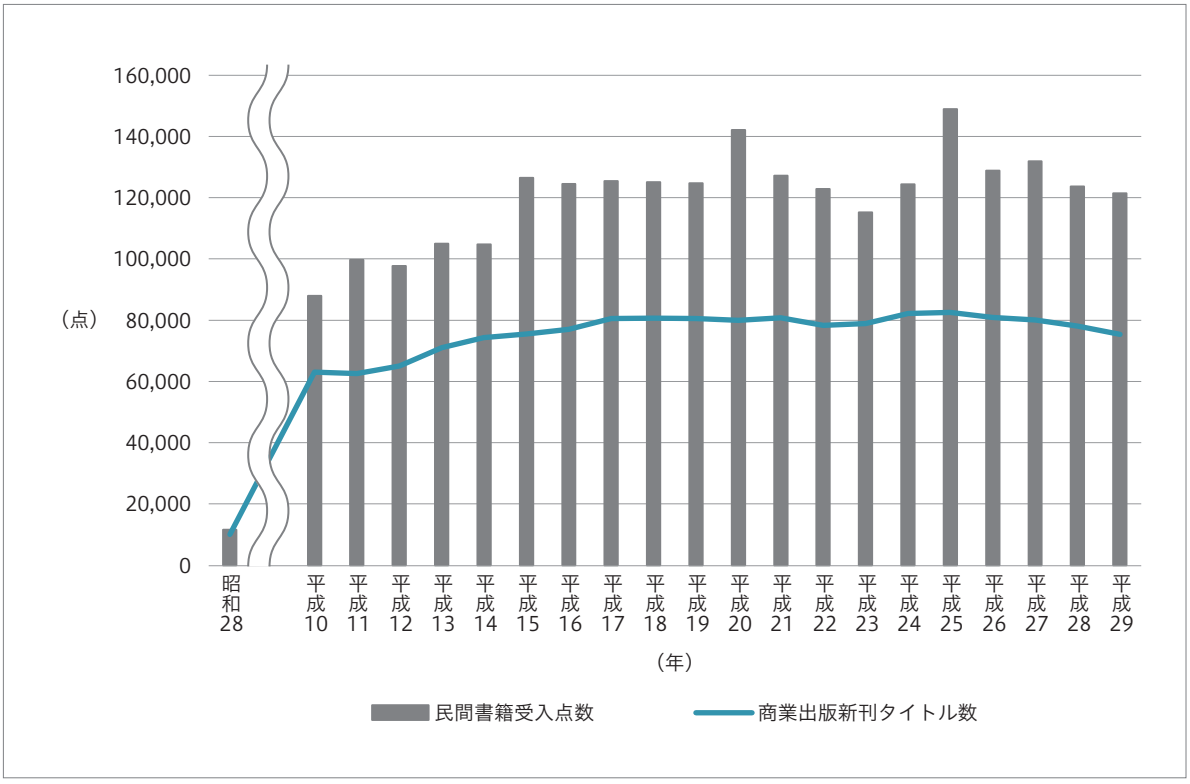

＊民間書籍の受入点数は物理的な冊数。
＊商業出版書籍の新刊点数は『出版年鑑』（出版ニュース社）1954、1999-2018年版の「新刊点数」（ほぼ物理的な冊数。複数巻セット販売の場合はまとめて1点となる）。

(2) 納入率の向上のための働きかけ

納入もれをなくすための対策として、出版物の刊行状況を調査して、個別タイトルごとに発行者に納入を督促することは、国立国会図書館設立以来、継続して行ってきた。また、そもそも納本制度の存在を知らないことによる納入もれも起きているため、発行者に対する納本制度の周知・広報にも努めてきた。平成 20（2008）年に、納本制度 60 周年を記念し、設立直後に納本受付を開始した日である 5 月 25 日を「納本制度の日」と定めた。同年、全国の発行者約 9000 機関に対してアンケート調査を行ったところ（回答数 3881 件）、納本制度について「ほぼ知っていた」と「半分くらい知っていた」の回答は、全回答中約 7 割であった。機関別に見ると、国の機関、出版取次会社の認知度が高い一方、地方公共団体、レコード会社、映像資料の発行元、企業・シンクタンク等の認知度が低かった。利用者アンケート（来館利用者と遠隔利用者をそれぞれ隔年で対象にして実施）においても、平成 18（2006）年度以降、納本制度を知っているかどうかについて尋ねている。毎回の調査結果に大きな変化はなく、遠隔利用者で 80％台、東京本館利用者では 60％後半から 80％、関西館利用者では 50％前後であった。

平成 19（2007）年度に、国内出版物の納入率を推定し納入促進の対応策を検討することを目的として、初めて納入率を大規模に調査し、その結果を公表した。その後、後述のように民間出版物については平成 21（2009）年度から、官庁出版物については平成 27（2015）年度から、毎年調査を行っている。国内の出版物全体の納入率を算出するには分母となる出版物の総数が必要だが、一般に流通しない出版物の情報は入手しにくく、出版物の総数を正確に把握することは困難である。とはいえ、この 20 年の間にインターネットを通じた発行者や各種図書館等の目録データベースの提供が進み、出版情報を入手することが比較的容易になったことも手伝って、出版物全体ではないが、一定の条件を付した上で納入率を算出することは可能となった。

i) 官庁出版物

平成 7（1995）年の調査によると、昭和 63（1988）年から平成 4（1992）年までの 5 年間の官庁出版物（政府資料等普及調査会の『政府資料アブストラクト』『官庁資料要覧』に収録されたタイトル）の納入率は 50％程度で、内部部局や審議会の刊行物の納入率が特に低かった。官庁出版物については、国の機関の出版物の納入窓口を担っている行政・司法各部門の支部図書館に対しては設立以来、都道府県

官庁出版物の納入率

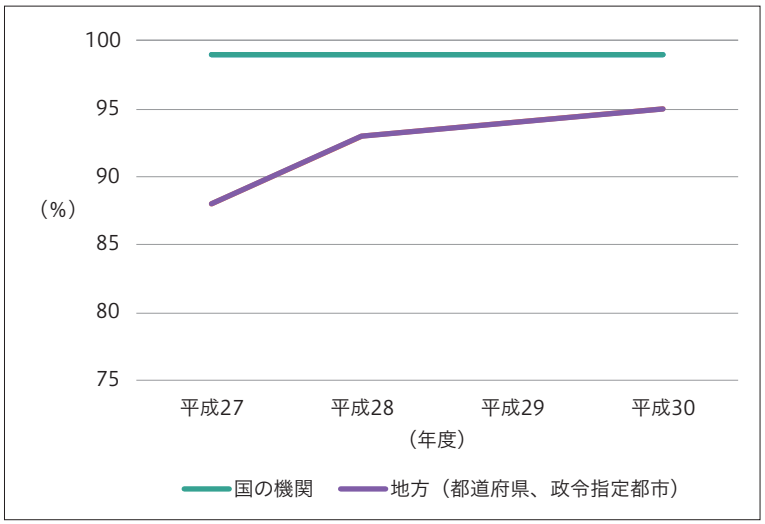

* 活動実績評価による。調査年度の前年に発行されたものを対象とし、各府省庁（一部除く）、各都道府県、各政令指定都市（一部除く）の図書館の所蔵データをもとに算出。

に対しては昭和51（1976）年に行政資料納入に関する懇談会を行うなどして納入を呼びかけてきたが、納入率が芳しくないことは、上述の調査以外でも、1980年代の調査報告等で判明していた。

平成19（2007）年度に、平成17（2005）年に刊行された出版物（『政府資料アブストラクト』に収録されたタイトル。販売されていない資料も含まれる）を対象としてサンプル調査を行い、納入率を算出したところ、国の機関は46％、地方公共団体は42％と極めて低いことが明らかになった。平成27（2015）年度からは毎年度、体系的な調査を行った上で、具体的なタイトルを示して納入の督促を行うようにした。平成19年度の調査で参照した『政府資料アブストラクト』が同誌の廃刊により使用できなくなったため、平成27年度以降の調査では、行政・司法各部門の支部図書館や都道府県立図書館等の所蔵タイトル数を分母として納入率を算出している。

あくまでこの調査方法によって算出した納入率であるが、国の機関については平成27（2015）年度以降99％を維持、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市については88％（平成27年度）から95％（平成30（2018）年度）と改善傾向にある。

ii) 民間出版物

一般に流通している書籍のほとんどは、出版社から出版取次会社を経由して書店に納められる。出版取次会社の扱う出版物の納入は昭和26（1951）年度から出版取次懇和会（現在の日本出版取次協会）に委託しており、同協会は複数の発行者に代わって納入事務を一括して担ってきた。平成4（1992）年度に日本出版取次協会経由の納入事務を機械化したことにより、それまでは困難であった、出版取次会社の扱う書籍のデータと納入された書籍のデータを突合し、未納入のタイトルをチェックすることが可能となった。平成21（2009）年度からは、出版取次会社の扱う書籍について納入率調査を毎年行い、その結果をもとに未納入書籍の督促に努め、納入率は改善していった。

平成23（2011）年7月29日の第9回納本制度審議会代償金部会において、納入の一括代行事務に要する金額の見直しについての国立国会図書館長の諮問に対する答申「国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和50年国立国会図書館告示第1号）第2項第2号に規定する納入の一括代行事務に要する金額の見直しについて」が提出され、代行手数料の見直しと連動して、一括代行機関が組織的・系統的な納入もれ

民間出版物の納入率

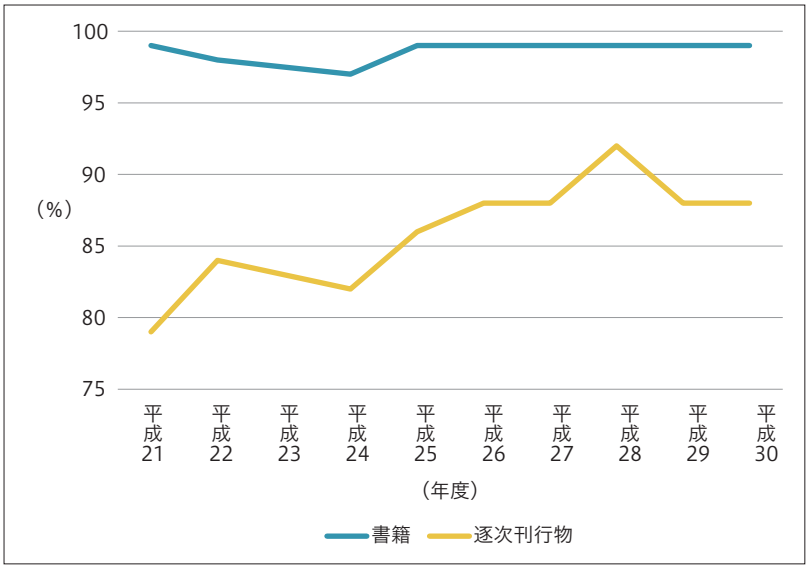

* 書籍：活動実績評価による。出版取次会社等が作成した流通のための情報から、調査年度の前年に発行されたものを対象として算出。
* 逐次刊行物：活動実績評価による。当該年版の『雑誌新聞総かたろぐ』（メディア・リサーチ・センター）をもとに、前年度に継続刊行中のタイトルの一部を抽出して納入率を算出。

防止措置を講じる必要性が指摘された。当時、出版取次会社の扱う書籍のうち80％程度は督促する前に納入されていたが、一括代行機関である日本出版取次協会の協力を得て同協会から出版社へ納本対象の周知と納入の徹底を呼びかけたこと等により、督促前の納入率が向上した。平成25（2013）年度以降の納入率調査において、出版取次会社の扱う書籍の督促後の納入率は99％を維持している。

雑誌・新聞については、書籍と同じく平成21（2009）年度に納入率調査を開始した。調査方法はメディア・リサーチ・センター刊『雑誌新聞総かたろぐ』に掲載されたタイトル（一部官庁出版物も含まれている）のサンプル調査で、平成21年度の調査結果は79％、平成30（2018）年度は88％であった。

書籍以外の商業出版物、また、出版取次会社が扱わない出版物や個人・団体の出版物、特に学協会の刊行物や業界紙については、以前から納入もれが多いという指摘があった。

平成24（2012）年8月から9月にかけて、科学技術関係の学協会を対象とするアンケート調査を行ったところ、学会誌･論文誌を「すべて納本した」と回答した団体の割合は77.1％、会議資料を「すべて納本した」と回答した団体の割合は41.3％であった。

楽譜、地図、録音資料、平成12（2000）年度に新たに納入対象となったパッケージ系電子出版物も、書籍や逐次刊行物とは流通経路が異なることから納入もれが多くあると推測されるが、これらの個々の出版を網羅した情報を入手できないため、納入率を把握できていない。パッケージ系電子出版物の一部である録音資料と映像資料については、平成19（2007）年度に株式会社音楽出版社の流通情報を用いたサンプル調査により納入率を調査したところ、39％と著しく低い結果であった。前述の平成20（2008）年度アンケート調査結果で、レコード会社や映像資料の発行元における納本制度または納入手続きについての認知度が低かったことは、この結果を裏付けている。

これら納入もれが多いと見られる出版物では個別のタイトルについての情報を入手しにくいため、発行者や関連団体に対する納本制度の周知を継続している。

また、民間出版物の納入に関しては、平成27（2015）年に解読不能な文字列を掲載した本が納入の対象となる出版物に該当するか否かが問題となったことがきっかけとなり、平成29（2017）年3月に納入出版物代償金支払いの対象となる出版物の基準（発行部数）を新たに国立国会図書館ホームページに掲載した。

(3) 新たな課題への取組み

i) 教科書

平成14（2002）年度に学校教科書及び教師用指導書の本格的な収集を開始した。必要な保管スペースを確保できなかったため、長期にわたり積極的に収集してこなかったものであるが、1980年代後半から歴史教科書の記述が政治問題化し、国会審議のための資料としても収集の必要性が高まり、国際子ども図書館の全面開館によって保管スペースの問題も解消される見通しがついた。本格的な収集の開始にあたり、平成13（2001）年度から文部科学省、教科書協会及び教科書出版社との協議を行い、教科書協会を一括納入代行機関に指定した。教師用指導書は関係者以外の入手が制限されていることから、現在使用されている教科書の教師用指導書については、複写を当該指導書の適用対象となる小中高等学校の教員に限定して利用に供することとした。

教科書受入れの様子

なお、平成 14（2002）年以前に刊行された学校教科書については、前身の帝国図書館から引き継いだ明治初年から終戦時までの教科書約 5 万冊を国立教育研究所附属教育図書館（現在の国立教育政策研究所教育図書館）へ、国立国会図書館設立から昭和 25（1950）年頃までに納本制度等により収集した教科書約 1000 冊を神奈川県へ移管しているため、平成 31 年（2019）年 3 月現在の所蔵状況は、昭和前期までに刊行され教育図書館に移管されなかった複本等約 2000 冊のみとなっている（このほかに最近刊行された復刻版がある）。

ii) 独立行政法人等の納入義務

平成 13（2001）年 1 月、行政改革の一環として独立行政法人が設置され、さらに、平成 15（2003）年 7 月には国立大学の法人化と地方独立法人が法制化された。これら法人には以前は特殊法人であった機関が含まれており、納本制度上これらの特殊法人であった機関を含めてすべて国の機関や地方公共団体と同等に扱うのは難しいのではないかという議論があった。

国立国会図書館長の諮問を受けた納本制度審議会で調査審議された結果、平成 16（2004）年 2 月、答申「独立行政法人等の出版物の納入義務の在り方について」が提出され、独立行政法人、国立大学法人、地方独立法人及び一定の要件を備える特殊法人、認可法人、地方公社等に対して、国、地方公共団体と同等の納入義務を課すことが妥当とされた。国と同等の納本義務を課されるべき法人の要件としては、政府の直接的な関与を示すものと考えられる、法人の長の大臣等による任命と法人の資本に対する国の出資の 2 点が挙げられている。同年 12 月 1 日、国立国会図書館法改正法（平成 16 年法律第 145 号）が公布され、国と同等と扱う特殊法人については国立国会図書館法の別表第一（第 24 条関係）に、地方公共団体と同等に扱う特殊法人については別表第二（第 24 条の 2 関係）に掲載された。同改正法は、平成 17（2005）年 1 月 1 日に施行された。

公的機関を対象としたインターネット資料収集保存事業（WARP、1 節 3 参照）においてもこの考え方を引き継ぎ、独立行政法人等のウェブサイトも国、地方公共団体等と同等の扱いとし、収集対象とした。

iii) 東日本大震災の関連資料

平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災後、未曽有の災害記録を網羅的に収集するため、平成 24（2012）年 7 月に「東日本大震災アーカイブ収集等実施計画」を策定した。この計画においては、デジタルコンテンツに限らず、関連の出版物を納本制度によって網羅的に収集するとともに、出版物に該当しない記録等についても関連機関と協力して収集することとした。納本制度に基づく収集業務においては、平成 25（2013）年度に、青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、千葉の各県立図書館の協力を得て重点的に納本制度の広報に取り組み、震災に関する出版物を収集するよう努めた。また、岩手、宮城、福島の県立図書館が所蔵する震災関連資料の書誌データの提供を受け、所蔵状況を調査して、未所蔵のものについては発行者に納入を督促した。この結果、上述の 7 県で発行された震災関連資料の 8 割以上を収集することができた。

2. 蔵書の広がりと継承

(1) 収集範囲の拡大

1990 年代に入り、記憶媒体の進化と通信コストの低下によって、紙で刊行されていた雑誌や書誌・索引等が、まず CD-ROM、次いで電子ジャーナルやオンラインデータベース（契約データベース）と媒体を変えて刊行されることが多くなった。国立国会図書館においても、国内のインターネット等で公開される電子情報を収集し保存するための検討とともに（1 節 3 参照）、CD-ROM の閲覧と、収集保存の対象外である外部データベースの契約による利用について検討を行った。その後、平成 8（1996）年 5 月に洋雑誌の CD-ROM の提供を開始し、平成 5（1993）年度から平成 9（1997）年度にかけて、日本科学技術情報センター（JICST、現在の科学技術振興機構（JST））との協力により、科学技術資料室において同センターの作成した無料データベース

の試行提供を行った。

平成10（1998）年5月に策定した「国立国会図書館電子図書館構想」では、外部機関の提供するデータベースへのアクセスを「電子図書館の「蔵書」」の一種と定義しているが、国立国会図書館法及び物品管理の関連規定上、物理的媒体を持たず、外部のサーバへアクセスして利用する契約データベースを従来の図書館資料と同様に扱うことは困難であった。このため、平成14（2002）年3月に国立国会図書館法第21条の改正を行い、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報」を国立国会図書館の図書館奉仕（サービス）の手段と位置づけて、同年5月に電子ジャーナルの提供に至った（3章3節1（4）参照）。

情報流通における紙から電子情報への移行はその後も進んでおり、平成28（2016）年度に館内で紙資料と電子情報に対する考え方を整理した結果、平成29（2017）年3月には、「資料収集の指針」及び「資料収集方針書」を改正し、外国の雑誌及び新聞については、電子情報を優先することを明確にした。

外国資料の大部分は購入により、その他、国際交換、寄贈等によっても収集している。学術出版、とりわけ電子ジャーナルを含む学術雑誌の価格は、学術出版の商業化と寡占化、編集コストの増大等によって上昇し続けており、図書館等では継続的な購読が困難となって（シリアルズ・クライシスと呼ばれる）、国内外で学術情報の安定的な提供のためさまざまな取組みがなされている。日本では為替レートが円安となった1990年代後半にこの問題が顕在化し、以降国立国会図書館の資料収集にも影響を及ぼしている。特に科学技術分野の価格上昇は著しく、平成16（2004）年12月、第45回科学技術関係資料整備審議会の「電子情報環境下における国立国会図書館の科学技術情報整備の在り方に関する提言」では、国立国会図書館の科学技術関係外国雑誌の購入タイトル数が、ピーク時である昭和58（1983）年の約1万3000誌から平成16年には3000誌までに落ち込んだことが指摘された。現在も価格上昇は続いており、「第四期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画」（平成28（2016）年3月）では利用の多いコアジャーナルを維持することとし、必要なタイトルを確保するよう努めている。平成21（2009）年度から平成30（2018）年度まで、JSTと外国雑誌の収集について連携協力し、JSTから外国雑誌の寄贈を受けるとともに、JSTに所蔵がない外国雑誌を書誌データ（記事単位）作成のためJSTに貸し出した。平成28年度から平成30年度までは、両機関の購読雑誌で重複タイトルを整理した分担収集事業を実施したが、JSTが平成30年度以降に外国雑誌の購入を停止したことに伴って事業は終了した。

(2) 新たに蔵書に加わった資料

i) 新たな施設の蔵書

平成9（1997）年度に策定した「21世紀に向けた蔵書の緊急整備計画」では、開館を控えた関西館と国際子ども図書館の蔵書を整備するため、それまでに収集対象としていなかったものも含め、各施設の役割を果たすために必要な資料群をリストアップした。

国際子ども図書館では、それまで収集対象としていなかった諸外国の代表的な児童図書・児童書関連資料を3万冊程度収集し、開館を迎えた。国内の児童書についても、開館当時、納本制度開始以前に刊行されたものには「発掘と調査と追加収集」（松居直「21世紀の子どもたちへの贈りもの」（『国立国会図書館月報』471号 平成12（2000）年6月）の課題があるとされ、現在に至るまで収集の努力を続けている（5章1節2（2）参照）。

関西館の開館に伴って新規に収集した資料としては、ドキュメント・サプライ・サービス用の雑誌、開架用の参考図書、アジア関係資料が挙げられる。新規に収集した資料のほかに、当時所蔵していた複本（支部上野図書館、国会分館の資料等）、昭和62（1987）年度から収集を開始した国内刊行保存資料等も活用した（4章1節3（3）、4章2節2参照）。

このほか関西館には、洋雑誌、科学技術関係資料、アジア資料室（現在のアジア情報室の前身）の資料等を配置することとしたが（4章1節3（3）、4章2節2参照）、一方で東京と関西に所蔵資料を分散さ

せることによる影響を抑えなければならなかった。契約データベースの導入を進めた背景には、東京本館でのサービス低下を最小限度にとどめ、分散配置の影響を緩和する意図もあった。

ii) 歴史的音源（れきおん）

平成19（2007）年4月、初期のレコード（SP盤）及び原盤の劣化、散逸等による音源の喪失を防ぐため、日本放送協会（NHK）、日本音楽著作権協会（JASRAC）、日本芸能実演家団体協議会（芸団協）、日本伝統文化振興財団、映像産業振興機構（VIPO）及び日本レコード協会（RIAJ）の6団体が参加して、歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC：Historical Records Archive Promotion Conference）が設立された。その事業目的は、1900年初頭から1950年頃までに国内で製造されたSP盤、金属原盤等に収録された音楽、演説等をデジタル化して保存する歴史的音盤アーカイブ事業を推進することであった。国立国会図書館はHiRACと協議を重ね、同事業により作成された音源を広く国民に公開することを目的として、平成21（2009）年度から平成24（2012）年度にかけて、約5万点の音源（歴史的音源）をHiRACから購入し、平成23（2011）年5月から順次、利用者に提供した。国立国会図書館の所蔵する録音資料は設立以降に納本制度により収集したものが中心であり、歴史的音源は、これを補うものとなった（提供については3章2節2(3)参照）。

iii) 脚本、手稿譜

平成23（2011）年5月、文化庁と「我が国の貴重な資料の次世代への確実な継承に関する協定」を締結した。この協定は、歴史的・文化的価値が高いにもかかわらず、これまで必ずしも体系的な収集・保存がなされてこなかった作品や資料等の所在情報の把握、目録の作成、収集･保存、活用等について、国立国会図書館と文化庁が一層緊密な連携・協力を行っていくことを取り決めたもので､当面の対象を、テレビ・ラジオ番組の脚本・台本、音楽関係資料、漫画、アニメーション、ゲーム等のメディア芸術とした。

テレビ・ラジオ番組の脚本・台本については、平成25（2013）年度に日本脚本アーカイブズ推進コンソーシアムから、昭和55（1980）年以前に制作された脚本約2万7000点の寄贈を受けた。そもそも出版物ではない脚本・台本は国立国会図書館にはほとんど所蔵がなく、日本国内でも関係者の手元に残るのみで、散逸が危ぶまれる状況にあった。平成23（2011）年7月、日本放送作家協会、日本脚本家連盟等の関連団体により脚本アーカイブズ推進コンソーシアム（現在の日本脚本アーカイブズ推進コンソーシアム）が設立され、国立国会図書館もこれに協力して、脚本の保存にかかわることとなった。脚本家市川森一氏の尽力により日本放送作家協会日本脚本アーカイブズ特別委員会が収集した約5万点の脚本類は、同コンソーシアムに引き継がれた後、制作年代や内容に応じて、国立国会図書館のほか川崎市市民ミュージアム、早稲田大学坪内博士記念演劇博物館、東京国立近代美術館フィルムセンター（現在の国立映画アーカイブ）等に分散して収蔵された。

音楽関係資料については、平成24（2012）年度に国立国会図書館内部で手稿等のオリジナル資料の収集に関する調査及び検討を行った結果、特に散逸等の危険性が高い手稿譜を収集し保存することとした。手稿譜とは、作曲家本人による自筆譜等の手書きの楽譜で、作曲家の創作意図や楽曲の創作過程を伝えるものである。平成27（2015）年度から新たなコレクションとして、日本人作曲家の手稿譜の収集を開始し、平成31（2019）年3月現在、林光旧蔵資料の一部（手稿譜538点、関連資料88点）を所蔵している。

iv) デジタル形態の博士論文

平成25（2013）年3月11日に学位規則（昭和28年文部省令第9号）が改正され、同年4月1日から施行されたことに伴い、博士論文の公表方法が、印刷からインターネットの利用へ変更された。博士論文は従来、学位授与大学等から送付を受けて収集しており、大学図書館及び国立情報学研究所（NII）と対応について検討を行い、平成26（2014）年2月にデジタル形態の博士論文の収集を開始した。

v) 原装保存のための複本コレクション

上述のほかに新規に収集を開始した資料として、原装保存のための複本コレクションがある。国立国会図書館では資料管理の便宜のためやむを得ず、一部を除き、外函、カバー、帯といった原装を廃棄してきた。平成 25（2013）年度から、日本書籍出版協会及び日本印刷産業連合会が主催する造本装幀コンクールの出品作品を同コンクール事務局からの寄贈または購入により収集し、原装のままで保存することにした。このコレクションは関西館で所蔵している。

(3) 保存のための取組み

平成 15（2003）年 2 月、資料の保存をめぐる状況の変化に対応した新たな枠組みとして「国立国会図書館における資料保存のあり方」を策定した。平成 25（2013）年 2 月にこの方針の改訂を行い、保存対象に電子情報を追加した。また､平成 21（2009）年 3 月に「平成 21 年度以降の当館所蔵資料の媒体変換基本計画」を策定し、保存対策としての媒体変換の手法を原則デジタル化と定めた。

所蔵資料を保存するための取組みには、補修、劣化や破損の予防といった紙資料を中心とする対策に加え、さまざまな媒体の利用を長期的に保証するための措置が含まれるようになった。火事、地震、水害等の災害から資料を守るための「資料防災指針」及びマニュアル等も整備した。また、劣化の予防対策として、資料デジタル化の占める比重が非常に大きくなっている（3 節 3 参照）。

書庫に設置した温湿度計測器

i) 書庫環境の維持

資料の劣化や損傷を抑制するためには、保管場所の温湿度調整、換気等のほか、虫やカビを持ち込まず、清潔な環境を維持することが必要である。所蔵資料が増加の一途をたどる国立国会図書館にとっては、適切な環境を備えた保管場所の確保が大きな課題である。

平成 19（2007）年 12 月に、東京本館の書庫内で図書数千冊に及ぶ大規模なカビ被害が発見されたことを受け、書庫環境の維持をより厳格に行うようになった。具体的には、平成 20（2008）年度から書庫内の温湿度のより詳細な計測を、平成 28（2016）年度から浮遊菌（カビ胞子等）の定期的な調査を開始している。また、平成 26（2014）年度に寄贈資料にカビが見つかったことから、新刊書以外の資料については、受け入れる際の状態確認に留意するとともに、必要に応じて、従来行っていた殺虫処理に加え殺菌のための燻蒸処理を開始した。

ii) 酸性紙への対策

19 世紀半ば以降、印刷技術の普及により紙の需要が増大し、大量生産のため安価なにじみ止め薬剤が使われた酸性度の高い紙（酸性紙）がつくられるようになった。原材料に低品質な木材パルプが多く使われたこともあって、酸性紙は時間の経過とともに急激に劣化が進み、変色して印刷が読み取りにくくなったり、柔軟性を失って冊子が開きにくくなったりし、最終的には紙が砕けてしまう。この酸性紙の劣化問題は 1950 年代に米国で発覚し、日本では 1980 年代に報告されて、図書館関係者が危機意識を持つこととなった。国立国会図書館は、中性紙の普及を目的として、製紙メーカーや出版社に対して保存性の高い中性紙の製造・使用を呼びかけるとともに、国内で刊行された新刊書の中性紙使用率調査を昭和 61（1986）年度に開始した。この調査は隔年で官庁出版物と民間出版物を対象とし、調査の前年に発行された書籍及び雑誌・新聞を無作為抽出して行った（雑誌・新聞の調査は平成 8（1996）年度から実施）。19 回にわたる調査の結果、当初の書籍の調査では官庁出版物で 32％、民間出版物で 51％

だった中性紙使用率は、書籍、雑誌・新聞とも、官庁出版物（平成17（2005）年度調査）、民間出版物（平成19（2007）年度調査）の双方で90％以上となった。所期の目的である、図書及び逐次刊行物における中性紙の普及がほぼ達成されたとして、平成19年度をもってこの方式の調査を終了した。

酸性紙の劣化予防対策として、紙に含まれる酸性成分を中和する脱酸性化処理がある。劣化が進む前に処理を行えば劣化を抑制する効果があるとされる。平成19（2007）年度には、一枚ものの地図の劣化防止対策としてポリエステルフィルムによる保護（エンキャプシュレーション）を行う際、酸性度の高い紙をそのままフィルムで覆うと劣化が早まるというデータがあるため、他の資料に先駆けて脱酸性化処理を行った。また、平成17（2005）年度から平成18（2006）年度には、所蔵する日本語の書籍のうち、昭和25（1950）年から平成11（1999）年までに発行されたものの本文紙及び製本状態のサンプル調査を行った。この結果、調査対象約191万冊のうち約105万冊が、本文紙が酸性紙であり物理的強度が保たれていて脱酸性化処理の対象となりうるものであると推定された。平成21（2009）年度に、当時国内において実施されていた2種類の処理方法の試行を行い、それぞれの有効性、安全性等を検証して、平成25（2013）年度に冊子資料の脱酸性化処理の本格実施に至った。平成31（2019）年3月現在、脱酸性化処理はデジタル化の進捗等、他の保存対策との兼ね合いを見ながら実施している。

iii) さまざまな媒体及び電子情報の利用保証

レコードやパッケージ系電子出版物（1節2参照。カセットテープ、ビデオテープ等のアナログ形式の録音・映像資料を含む）は媒体の寿命が紙よりも短いと考えられ、長期的な利用を保証することが大きな課題となっている。再生機器を必要とし、技術の革新により機器が製造中止となって再生できなくなるという問題もある。また、インターネット資料（ウェブサイト）やオンライン資料（1節3参照）も、システムの陳腐化等によって閲覧できなくなる可能性がある。

このような媒体や電子情報の長期的な保存と利用保証については、平成14（2002）年度から調査研究を開始した。平成14年度から平成17（2005）年度には、旧式化した電子情報のマイグレーション（媒体移行・形式変換）及びエミュレーション（再生環境の再現）技術をはじめとする国内外の技術動向や所蔵資料の調査を行い、その成果をもとに電子情報の長期的な保存と提供のためのNDLデジタルアーカイブシステムの開発を行った。平成15（2003）年度に行った、所蔵するパッケージ系電子出版物約30万点のうち音楽CD50点及び主にPCで再生する機械可読資料200点のサンプル調査では、機械可読資料の約7割にOS不適合等の利用上の問題があることが判明した。平成18（2006）年度から平成20（2008）年度に行ったマイグレーション方法等に関する調査では、特に利用上の問題が多いフロッピー・ディスクのマイグレーションを試行したが、複製防止の保護手段が講じられている等、原資料の作成時の記録方法に起因する問題のためデータの抽出ができない事例が見られた。また、平成18年度及び平成22（2010）年度にはアナログ形式の録音・映像資料のデジタル化や再生機器の入手可能性について調査を行い、この時点ですでに入手困難な機器が少なからずあることが判明した。

これらの調査結果を受け、平成28（2016）年3月に、パッケージ系電子出版物、オンライン資料及びデジタル化資料を対象として「国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画」を策定し、まずパッケージ系電子出版物の対策について検討を開始した。その後、平成28年度には長期にわたりアクセスを保証する電子情報の保存基盤の構築に向けた技術的調査研究を行い、平成29（2017）年度には、所蔵するパッケージ系電子出版物からさまざまな種類と刊行年代のものを対象として、マイグレーションの手順を確認するとともに将来の利用に向けたフォーマット変換とメタデータ付与を行い、課題を洗い出した。

アナログ形式の資料については、平成27（2015）年3月に「録音資料デジタル化実施計画」を策定し、平成27年度からカセットテープとソノシートのデジタル化を開始した。平成30（2018）年3月には、

映像資料も含めた「録音・映像資料デジタル化実施計画 2018-2020」を策定し、再生機器の入手困難度の観点で優先順位の高いレーザーディスクと VHS テープを対象に追加して、平成 30 年度にレーザーディスクのデジタル化の試行を行った。

マイクロフィルムは、1950 年代以降、媒体変換の手段として活用されてきたが、1980 年代後半から劣化事例が報告され始め（3 節 1（1）参照）、長期的な保存のためには定期的に劣化を抑制するための対策を必要とする媒体である。国立国会図書館では平成 2（1990）年度から対策を進めており、平成 14（2002）年度には関西館に新たにマイクロ保存庫を設置した。平成 16（2004）年度から平成 20（2008）年度にかけては約 185 万点を対象とした大規模な劣化対策を実施し、その後も継続的に対策を行っている（マイクロフィルムのデジタル化については 3 節 2 参照）。

iv) 国際協力

国立国会図書館は国際図書館連盟（IFLA）の会員であるとともに、IFLA の戦略プログラムのひとつである資料保存（PAC）のアジア地域センターの指定を受けている。平成 17（2005）年 12 月には、アジア IFLA/PAC センター長等会議及び公開セミナーを、平成 18（2006）年 8 月には、韓国・ソウルで開催された IFLA 年次大会のサテライト・ミーティング「アジアにおける資料保存」を国立国会図書館で開催した。

右上から時計回りに、VHS テープ、ソノシート、レーザーディスク

第3節　電子図書館の蔵書構築と媒体変換

納本制度をその柱とし、収集した資料を後世まで保存する役割を担う国立国会図書館において、保存と利用の両立を図ることは常に求められてきた課題であった。資料の修復、書庫環境の改善等と並んでその手段に位置づけられているのが資料の媒体変換である。この20年間、デジタル技術の発展に伴って媒体変換の様相は大きく変わった。ここでは媒体変換がマイクロ化からデジタル化に移行したこと、著作権法改正や大規模デジタル化事業について取り上げる（デジタル化資料の提供については3章2節2を参照）。

1. デジタル化前史

(1) マイクロ資料への媒体変換

マイクロ資料は、紙の原資料と比較した場合に、保管のために広い空間を必要としないこと、一定の条件を保てば劣化しないとされていたことから、資料の保存を目的とした媒体変換に適した媒体であると考えられていた。

資料を利用サービスに供するという面から見れば、材質や形状が保存に適さず出納作業にも支障のある新聞資料、資料の損傷の原因となるおそれがあるため利用を極力制限する必要のある貴重書等を、マイクロフィルムに媒体変換（マイクロ化）することによって、資料を傷めず簡便に利用に供することができる。マイクロフィルムは、軽量であるため輸送にも適している。また、複写の際には、複写機による複製に比べて資料を破損することが少なく、必要に応じて原本と同じ大きさに拡大して複写することができ、汚れにくく同一性を保持しやすいという特長がある。

このため、国立国会図書館に限らず図書館界全体で、原本に代わる利用や資料の頒布用の媒体として、35mmや16mmのロールフィルムやマイクロフィッシュ等のマイクロ資料が利用されてきた。国立国会図書館では昭和27（1952）年以降、米国政府が発行している科学技術情報であるマイクロフィルム形態のPBリポートを購入したのをはじめ、購入や交換によって科学技術資料、政府刊行物等、数多くのマイクロ資料を収集し、所蔵している。

マイクロ化事業としては、国立国会図書館では、平成元（1989）年に、明治期刊行図書の原本保存とマイクロ資料による利用の促進を目的として、明治期刊行図書マイクロ化プロジェクトを実施した。このプロジェクトは丸善株式会社が百周年記念事業として立ち上げた明治期刊行図書マイクロ化プロジェクトに国立国会図書館が協力したものである。マイクロ化作業は、丸善の雇用した120人の作業員が国立国会図書館の本館書庫の中で行い、平成3（1991）年度末までに、劣化、損傷が進んでいた明治期刊行の図書約16万冊の撮影を完了した。プロジェクトの成果は平成2（1990）年から平成4（1992）年にかけて丸善から『国立国会図書館所蔵明治期刊行図

上から、箱に収められ書庫に収蔵されたマイクロフィルム、マイクロフィッシュ

書マイクロ版集成』として刊行された。このプロジェクトに続き、平成4（1992）年からは、閲覧や複写の便を考慮して、和雑誌や劣化した和図書のマイクロフィッシュ化も進め、平成8（1996）年までに完了している。これらの媒体変換によって、それまで原本の利用を制限していた資料について、マイクロ資料により閲覧サービスや複写サービスに提供することが可能になった。

また、マイクロ化は、海外の日本関係資料の収集の手段としても利用されてきた。昭和53（1978）年から米国国立公文書館に保管されている連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）文書をマイクロフィルムに撮影して収集する事業を開始した。平成4（1992）年から断続的にメリーランド大学図書館所蔵のプランゲ文庫の雑誌・図書を同図書館の協力の下にマイクロフィルムに撮影し、収集した（なお、平成22（2010）年以降、変換先の媒体はデジタルデータ）。

これ以外にも、国際交換事業においては、輸送の容易さからマイクロ化された資料が重宝された。昭和52（1977）年から特に海外で需要の多かった英文の官公庁資料をマイクロ化し、海外のマイクロ化された官庁資料等との交換用資料として活用していた。官公庁の英文刊行資料のマイクロ化事業は、刊行物の官公庁のウェブサイトでの公開が一般化する平成20（2008）年度まで継続した。このようにさまざまな目的でマイクロ化を実施した結果、平成10（1998）年度末時点で国立国会図書館が所蔵するマイクロ資料は約650万点にも達していた。

しかし、安定していると考えられていたセルロースエステルを素材とするTACベースのマイクロフィルムは、湿度の高い環境で保管していると急速に劣化し利用に耐えられなくなることが、1980年代後半から徐々に知られるようになった。湿度または温度が短時間のうちに変動を繰り返さず、相対湿度を15%から40%、温度を21℃以下に一日中維持するといった、劣化を抑えるための日本工業規格に定められた基準は、資料が閲覧室と書庫の間を行き来する実際の図書館の環境の中では満たすことが現実的には困難であり、国立国会図書館所蔵のマイクロフィルムの中にも劣化しているものが多数発見されている。TACベースのフィルムから安定性の高いポリエステルを素材とするPETベースのフィルムへの切り替えは進んだが、カラーフィルムについては、TACベースが一般的なままであり、酸化により褪色斑が発生する問題もあるため、長期間の保存に耐えうる方法を確立できていない。それに加えて、デジタルカメラの急速な普及によるフィルム市場の縮小によって、技術の進展が乏しくなり、フィルムや機器類の入手も難しくなる等、マイクロ化のコストが割高になる問題も生じている。このような結果、媒体変換手段としてのマイクロ化への盤石の信頼が揺らいだ。

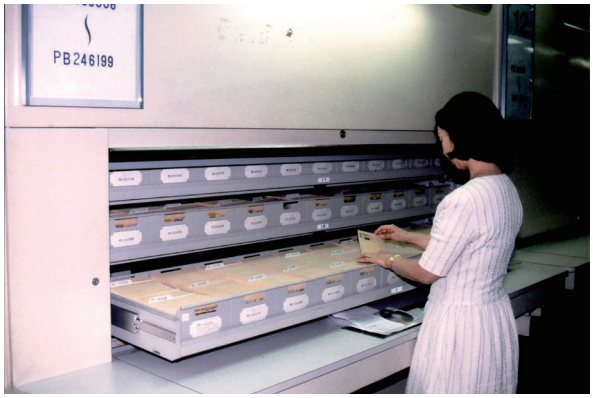

上から、マイクロフィルムを効率的に収蔵するスカイファイル、劣化したTACベースのマイクロフィルム

(2) 黎明期のデジタル化

情報通信技術の発展に伴って、資料の電子的な提供が模索されるようになった。平成10（1998）年に発表した「国立国会図書館電子図書館構想」には、電子図書館によって、「「どこでも、いつでも、だれでも」情報にアクセスすることができるようになる」

と明るい未来が示されている。

平成6（1994）年には、通商産業省（現在の経済産業省）の高度情報化プロジェクト事業の一環で、情報処理振興事業協会（IPA）と協力して、パイロット電子図書館プロジェクトを開始し、平成11（1999）年まで2つの実証実験を行った。そのひとつの総合目録ネットワーク・パイロット・プロジェクトでは、都道府県立図書館や政令指定都市立の図書館と国立国会図書館をネットワークにより接続し、書誌情報と所蔵情報を統合することに取り組み、相互貸借を促進するためネットワークを介して資料の所在を検索するシステムを検証した（6章2節参照）。もうひとつの電子図書館実証実験プロジェクトでは、印刷物やマイクロ化された資料のデジタル化を行った。貴重書、明治期刊行資料（『明治期刊行図書マイクロ版集成』のうち社会科学分野）、国立国会図書館刊行の『調査と情報-ISSUE BRIEF-』、出版社から提供された図書、雑誌等をデジタル化し、その規模は画像資料だけで約1000万ページに及んだ。色彩の再現が重要な貴重書は写真撮影したフィルムをスキャンした高解像度カラーイメージで、量の多い明治期刊行図書はマイクロフィルムをスキャンしたモノクロイメージ、『調査と情報-ISSUE BRIEF-』はモノクロイメージとテキストでの入力と、資料の特性に応じてデジタル化の方法を変えて実験を行った。

これらの実証実験において、国立国会図書館はもっぱらユーザインタフェースの適正さの検証を担当した。この実験当時は、デジタル化はもっぱら利用促進の手段として考えられていた。

次いで平成7（1995）年から平成14（2002）年にかけて、新世代通信網実験協議会（BBCC。平成4（1992）年12月設立、平成14年9月事業完了）と電子図書館に関する実験的な協力事業を実施した。この実験は大きく検索系と入力系に分けて行い、検索系の実験ではデータベースの検索や電子展示会のナビゲーションといった、検索や表示方法を検証し、入力系の実験では出版社提供の印刷組版からHTMLファイルを作成する検証と絵巻物や地図の画像のデジタル化に関する検証を行った。

HTMLファイルを作成する検証は、文字コードの変換、外字や数字の変換、画像の処理といった作業に多くの工数を要するため、印刷組版からHTMLファイルを直接作成することは容易ではないという評価がなされた。一方で、テキスト化自体は、それにより検索が容易になり、データ量を小さくすることができる点で潜在的な利用価値が高いと結論付けられた。

後者の画像に係る検証では、出力時の色再現性や、素材に合わせたデジタル化、書誌情報のXML化、PDFからの自動インデックス生成、電子透かしとファイルの圧縮等、その後電子図書館を進展させていく中で解決しなければならない課題の検証を行った。その成果は、平成10（1998）年の開館50周年記念事業である電子展示会「ディジタル貴重書展」に結実した（3章2節2（1）参照）。

なお、この時期のデジタル化は、マイクロフィルムに一度撮影し、それをスキャンしてデジタル画像を作成する方式が主流であった。マイクロ撮影が一般的であったこと、フィルムスキャナの方がオーバーヘッドスキャナよりも処理速度が速く、コストも安かったことに加え、デジタル画像の長期保存への懸念が現在よりも強かったため、長期保存に適合すると考えられていたマイクロフィルムを同時に作成できることが“一石二鳥”と考えられた。

国立国会図書館では、これら黎明期の外部機関と協力した実験や、国立国会図書館独自の取組みによって、デジタル化に関する知見を蓄積し、平成11（1999）年には、国立国会図書館内部の検討班が蓄積した知見をまとめて「電子情報の保存に向けて」

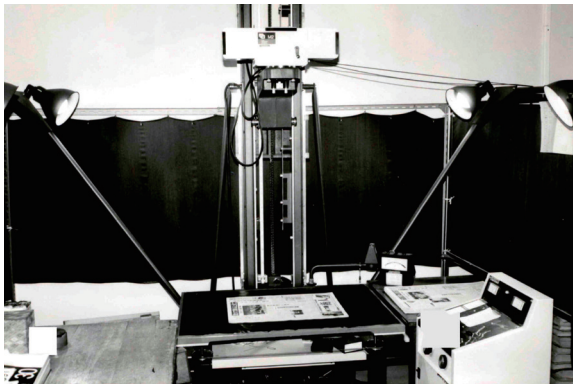

平成10（1998）年頃のマイクロ撮影機材

「画像データに関する調査報告書」「出版データの活用に関する調査報告書」の3件の報告書を発表した。特に「画像データに関する調査報告書」では資料をデジタル化する際のデータフォーマットや解像度、データの保存方法等の検討結果を明らかにした。

2. 電子図書館の蔵書構築のためのデジタル化

平成3（1991）年に策定した「国立国会図書館関西館（仮称）設立に関する第二次基本構想」では、関西館の機能のひとつとして国内電子文献の提供と資料の媒体変換を掲げており（4章1節1(4)参照）、利用頻度の高い国内刊行雑誌の本文を画像情報としてデジタル化し、全文データベースを構築のうえ、オンラインによる電子文献提供サービスを行うこととしていた。平成10（1998）年の「国立国会図書館電子図書館構想」では「電子図書館の「蔵書」の構築」として、従来の印刷物に加え電子出版物を収集し、その保存と提供を図る必要があるとした。蔵書の種類としては、「印刷物を電子化した資料」「電子出版物」「外部機関の提供する電子情報へのナビゲーション」の3つを挙げた。

平成9（1997）年から平成10（1998）年にかけて、貴重書のうち本草資料、絵本絵巻等と錦絵を、前述したIPAやBBCCとの実験事業とは別に国立国会図書館が独自にデジタル化し、平成12（2000）年3月に貴重書画像データベースとして公開した（3章2節2（1）参照）。このデータベースは歴史的文化財を広く一般に紹介するとともに、一連の資料（たとえば3枚続きの錦絵）を電子的に接合するなど、デジタル化ならではの閲覧方法を可能とすることを目的としたものであった。

次いで平成12（2000）年に「電子図書館サービス実施基本計画」を策定し、平成13（2001）年度までに明治期刊行図書のマイクロフィルムのデジタル化を行うことを定めた。最初に対象とした資料は明治期に刊行された図書のうち、『国立国会図書館所蔵明治期刊行図書マイクロ版集成』に収録されている図書であった。そのうち社会科学分野については、すでにIPAとの実験でデジタル画像を作成済であった。マイクロフィルムからデジタル化することにより、原資料から直接デジタル化する場合に必要な資料ごとに撮影に耐え得る保存状態であるかを確認する手間を省略し、資料の判型に合わせて撮影の設定を逐一変更する工数を削減し、フィルムスキャナでスキャンすることにより機械的に安価にデジタルデータを作成することができた。また、明治期刊行図書は、そのほとんどが著作権の保護期間を満了しているまとまった数量を持つ資料群で、権利処理に時間がかからないことから、平成14（2002）年10月の関西館開館に合わせて公開するには絶好のコンテンツであった。平成14年10月に著作権の保護期間満了が確認できた哲学、歴史、社会科学（法律を除く）、芸術、文学分野の約2万400タイトル、3万3000冊を、平成15（2003）年8月に総記、法律、自然科学、技術工学、産業分野の約1万2000タイトル、1万7000冊を「近代デジタルライブラリー」としてそれぞれ一般に公開した。

以降、対象となる資料を大正期にも広げ公開タイトルを追加していき、平成20（2008）年には10万タイトルを超えた。平成12（2000）年の「電子図書館サービス実施基本計画」では、年間約2万冊をデジタル化できる体制を備えるとしていたが、計画どおりの体制を整備し、平成14（2002）年から平成20（2008）年の7年間で約10万タイトル（約14万8000冊）を公開した。平成21（2009）年以降は昭和前期まで範囲を拡大した。

近代デジタルライブラリーで公開した明治期刊行図書等の資料群は、デジタル化前から原資料の利用を停止しマイクロ資料のみの利用としていたため、この時点でのデジタル化は資料保存ではなく、むしろ、インターネットで大量の図書館資料を公開することに中心的な意義があった。利用の面では、明治期刊行図書のマイクロフィルムを全冊一律にモノクロ二値で変換した初期のデジタル化画像は、特に挿絵や写真等の図版の再現性が著しく低いことから、平成30（2018）年現在でも利用者からの指摘が絶えない。しかし当時のデジタル化技術と、ネットワーク通信速度、コンピュータの処理能力の制約等

を考慮に入れれば、そのような限界のあるデジタル化方式であっても、限られた予算の中で数多くの資料を電子図書館の蔵書とし、インターネットで公開することができたことは、大きな意義があったといえる。近代デジタルライブラリーが多くの人に利用され、画期的なサービスと評価され、とりわけ人文分野を中心として数多くの研究成果が生み出されたことは、そのことを裏付けるひとつの証左といえよう。

3. 保存のためのデジタル化

(1) デジタル化による保存への動き

著作権法は従来、電子的な情報資源の利活用に対応していなかったため、対応する原案作成の作業が、文化庁文化審議会で行われた。

平成21（2009）年の改正前の著作権法では、第31条2号で図書館資料の保存を目的として必要がある場合には資料を複製することが許容されていたが、その複製手段として電子的手法が許容されるのか不明であった。国立国会図書館では当時の法解釈を踏まえ抑制的に運用しており、複製が認められるのは劣化の兆候がある場合もしくは複製の許諾を著作権者から得た場合で、複製手段も紙への複製とマイクロ化に限定されるとしていた。したがって、原資料を保護するために納入直後にデジタル化により複製する運用はしていなかった。

平成19（2007）年に文化庁文化審議会著作権分科会に「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」（以下「過去小委」）が設置され、過去の著作物の利用円滑化について本格的な検討が始まった。この検討会には、日本文藝家協会等の権利者団体、知的財産権関係の有識者、日本図書館協会等の利害関係者が参加した。国立国会図書館はヒアリングにおいて「出版物を後世に残す責務を負っている当館としては、資料保存を目的とする権利制限の範囲の中で、従来のマイクロ化と同等に、デジタル化による複製及び図書館施設内での利用が保障されるような措置」を求める意見を述べた。当時は、マイクロフィルムに複製して館内利用サービスに提供する際には、著作権法の権利制限規定を根拠に著作権者の許諾を得ていなかったのに対し、そのマイクロフィルムをスキャンしてデジタル画像を作成する場合は、権利処理を行っていた。今後は、マイクロフィルムを経由せずデジタル画像を許諾を得ずに作成し、館内利用サービスに提供できるようにする措置を求めるという趣旨であった。過去小委の下に、インターネット等を通じて各種コンテンツに国民が容易にアクセスできる環境を整備するにあたって解決すべき著作権法上の課題について、コンテンツ提供者自身や図書館関係者等の第三者が集中的に議論する「アーカイブワーキングチーム」が設置された際には、国立国会図書館もこのワーキングチームのメンバーとして参加した。ワーキングチームの報告書では、国立国会図書館での保存のためにはデジタル化することが妥当であること、デジタル化の方式としてのテキスト化は有益であるが市場に影響があるため国立国会図書館で検証を行うこと、国立国会図書館内部では原資料と同様の閲覧が妥当であること、他の図書館への送信には協議が必要であることという検討結果が示された。

(2) 中間総括、第一次合意と法改正

過去小委は、1年にわたる議論の後、平成20（2008）年5月22日に「過去の著作物等の利用の円滑化のための方策について（中間総括）」を報告した（同年10月1日に著作権分科会に「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理」として報告された）。ワーキングチームが平成20（2008）年4月28日に作成した報告書の内容も盛り込まれた。この中間総括には、著作権者不明等の場合の裁定制度（「文化庁長官裁定制度」。コラム「著作権処理」参照）をより利用しやすいものに改めることや、著作権者を見つけるためのデータベースの整備等、従来よりも利用の許諾を得やすくする方向で改正が必要であるとする文化審議会著作権分科会に対する提言が掲げられた。同時に、対象を国立国会図書館に限定した上で、保存を目的として納本後すぐに著作物のデジタル化を認めるという方針も打ち出された。ただし、この点についてはデジタル化された資

料の利用方法によっては経済的な損失が発生することも危惧されたため、具体的なデジタル化と利用に供する方法について、引き続き、別途関係者による合意を模索するという留保条件が付された。

国立国会図書館では、著作権法の改正を想定して、国立国会図書館で実施するデジタル化に議題を限定した「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」を設置し協議を行った。過去小委委員のうち、権利者を代表するメンバーのほとんどが協議会に参加した。

協議会では、国立国会図書館における所蔵資料のデジタル化の方法や対象、デジタル化された資料の館内閲覧や複写、図書館間貸出し等の利用方法について話し合った。その中でも特にデジタル化の対象とする資料の範囲については、出版市場への悪影響を懸念する関係者の了解を得るために繰り返し議論が行われたが、平成21（2009）年3月23日に「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会第一次合意事項」（以下「第一次合意」）をとりまとめた。

第一次合意では、以下のことが合意された。

・デジタル化を画像データにとどめ、テキスト化についてはあらためて関係者と協議すること。
・デジタル化した資料は、原則として原本を利用に供さないこと。
・引き続き関係者の理解と協力を得るよう努め、民間の経済活動を阻害することのないものであるよう留意すること。
・雑誌のデジタル化にあたっては、対象資料をあらかじめ公表し、出版社団体、著作権者団体等と調整を図ること。
・デジタル化は、資料の劣化状況や予算規模に鑑みて国内刊行雑誌を優先して行うが、刊行後5年経過しないものはその対象に含めないこと（ただし、その後大規模デジタル化に係る補正予算（後述）が措置されたことから、国内刊行雑誌だけでなく他の資料群もデジタル化の対象とすることとなった）。
・複写サービスの提供は紙媒体へのプリントアウトのみとし、電子的なファイルの提供は行わないこと。
・プリントアウトにはフットプリントを入れること。

また、視覚的作品（漫画等）と楽譜については、複写サービスの提供そのものを協議継続とした。

平成21（2009）年6月12日に著作権法改正法（平成21年法律第53号）が成立し、第31条に第2項が新設された（平成22（2010）年1月1日施行）。これにより国立国会図書館は保存のためであれば劣化を待たずに著作権者の許諾なく複製（＝デジタル化）することができることが明確化された。

4. 大規模デジタル化事業

(1) Google Books の衝撃

2004年、Google社が欧米の公共図書館や大学図書館の蔵書をデジタル化し、Web上で全文検索・閲覧を可能にしたGoogle Books（名称の変遷はあるが、本稿ではこの名称で統一する）サービスを開始した。このサービスに対して、翌2005年に米国作家協会が著作権の侵害であるという訴えを提起した。2008年10月に、著作権料を支払う和解案が提示されたが、米国の訴訟が、利害の関係する著作権者一般を代表する形で行われたため、ベルヌ条約やTRIPS協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）等に規定された「内国民待遇の原則」（外国人の権利を保護する際に、自国民に与えている保護と同様の保護を与える原則）により、日本等これらの条約の加盟国の出版物も自動的にこの和解案の対象となり、著作権者が通知を行わなければ自動的に和解に参加したものとみなされることになった。日本文藝家協会、日本ペンクラブといった日本の著作権者団体は声明を出して、和解案に対する抗議を表明した。その後、2009年11月に和解案の対象範囲は修正され、我が国の作家や出版関係者は原則としてこの和解案に拘束されないこととなったが、Google Booksの問題は、一民間企業が出版コンテンツを独占してしまうという危機感や、国内の文化的な資源は自国内でアーカイブするべきであるという主張を喚起し、我が国におけるデジタ

ル化事業の推進に大きな影響を及ぼした。

(2) 補正予算

2008年に米国金融機関の経営破綻に端を発するリーマンショックは、世界金融恐慌に伴う経済危機を引き起こした。平成21（2009）年5月29日、経済危機対策として麻生政権によって総額14.7兆円の大型の補正予算が編成され、国立国会図書館が資料デジタル化事業を推進する経費として、127億円の予算が計上された。

(3) 大規模デジタル化事業の実施

こうして、前述の著作権法の改正とGoogle Booksへの不安、経済危機対策の補正予算といった国内外のさまざまな事情が偶然に重なり合い、大規模デジタル化事業という国立国会図書館史上前例のない規模の事業がはじまった。

大規模デジタル化事業は、平成21（2009）年から、東日本大震災の影響もあり最終的に平成23（2011）年までの3年間をかけて実施した。平成21年度補正予算（第1号）に127億円が計上され、別途平成22（2010）年度補正予算（第1号）にも約10億円が計上された。平成21年度の予算額127億円は、平成20年度、21年度の当初のデジタル化予算の約100倍であった。

大規模デジタル化事業により総計109万冊、1億8500万コマをデジタル化した。デジタル化の対象とした資料は、和図書に加え、和雑誌、古典籍資料、博士論文、児童雑誌、児童図書、官報と多岐にわたった。和図書は昭和43（1968）年以前受入、和雑誌は平成12（2000）年以前刊行のものを対象とした。冊数では、それまでにデジタル化したものと合わせて、当時の所蔵資料のうち和図書の約1/5、和雑誌の約1/4にあたった。予算の中には著作権処理経費も含まれており、著作物ごとの全著作者の洗い出し、著作権保護期間満了の有無、著作権者またはその承継者の存在、その連絡先の調査を外部業者に委託して実施した。これにより、著作権保護期間の満了が確認されたもの、著作権者またはその承継者の許諾が得られたものや著作権者等の存在・連絡先が不明で文化庁長官裁定（コラム「著作権処理」参照）を受けたものについてインターネット上で公開した。

大規模デジタル化事業は、これまで国立国会図書館が実施した事業の中で突出して予算規模が大きく、かつ、かなり突発的に発生したものであるため、プロジェクトを運営する上で多くの苦労があった。

経済危機対策大規模デジタル化実施本部を設置し、副館長を本部長とした。本部には全体の進捗管理、渉外・広報、仕様調整、調達等を担当する総括班と、資料群ごとのデジタル化に係る企画、調整、監督及びその進捗管理を行う実施班を置いた。事務局には専任の職員を置き、全館体制で臨んだ。

実施に際しては、技術水準、機器の水準、受託者側の状況等から、経済的にも妥当な範囲を設定する必要があり、また、大規模であることに付随する各種のマネジメントの履行、品質管理、成果物の点検、そのための作業ツールの整備等の必要性から、プロジェクトマネジメントを支援する事業者を導入した。それでも大規模デジタル化に係るノウハウを委託事業者等のすべての関係者の間で十分に共有するには至らず、作業の遅延等も見られたが、関係者の努力が実り当初の予定どおり事業を完遂した。

大規模デジタル化事業の経験を踏まえて、平成23（2011）年8月に「国立国会図書館資料デジタル化の手引き」を改訂した（改訂後は「国立国会図書館デジタル化の手引」）。この手引きは国立国会図書館が所蔵資料を画像としてデジタル化する場合に仕様の共通化や技術の共有化を図り、標準化によるデータ品質の確保とデジタル化作業の効率化を目的として平成17（2005）年に公表したものであ

大規模デジタル化の様子

る。改訂版では、プロジェクトマネジメントについての項目を追加し、解像度等の仕様を実態にあわせてより高精細な数値にしたほか、これまでのマイクロフィルム撮影を経たデジタルスキャンに加えて、直接スキャニングする方式を追加した。この更新によって手引きは国立国会図書館だけでなく、他の図書館等におけるデジタル化の際にも参照しやすいものとなった。

大規模デジタル化事業は膨大なデジタル化資料やそれを実行するためのノウハウ等多くの財産を国立国会図書館に残した一方、著作権処理が完了しないためにインターネット提供できないデジタル化資料が発生した。しかも、保存のためのデジタル化であるために、原本の図書館間貸出し（3章2節2コラム参照）ができなくなり、遠隔地での利用が不可能になるという問題を生じさせた。関係者協議の結果、図書館間貸出し用の複製物（デジタル画像からのプリントアウト）を図書館間貸出しの請求がある度に作成することで合意した。その後、文化庁の下に設置された検討会議で協議が行われ、平成24年著作権法改正により、国立国会図書館から公共図書館等へのデジタル化した画像データの送信制度が創設され、関係者協議会での合意を経て、全国の公共図書館等への送信サービスがスタートすることで、この問題は解決を見ることとなった（3章2節2参照）。

大規模デジタル化事業の中では、平成22（2010）年10月から翌年3月まで、デジタル化した画像からのテキスト抽出の実験（テキスト化実証実験）も実施した。前述の平成20（2008）年の過去小委アーカイブワーキングチームの報告で、画像からのテキストデータの作成については実験を経てあらためて関係者で協議することが望ましいとされていたことを受けたものである。OCRによる文字の自動認識では戦後に出版された図書で平均96.6%、明治期では87.7%の精度を記録し、判定に利用する辞書を更新した後は明治期の図書で90.8%の認識率を記録した。このようにテキスト抽出自体にはある程度の成果を見せたものの、テキスト化された書籍のデータが出版社の意図しない形で利用されることへの不安から、国立国会図書館がサービスとしてテキストデータを作成することへの関係者の合意は得られなかった。実験から明らかになったのは文字認識の精度だけでなくコスト面でも課題があることであり、また抽出したテキストを検索のために利用できるか著作権法の解釈も議論があった（その後、平成30年著作権法改正により、情報の検索やデータの解析に利用するためのテキスト化とその一部の表示（スニペット表示）が認められることとなった）。

(4) 原資料からのデジタル化の定着

平成14（2002）年以前は、資料を保存するための媒体変換であるマイクロ化と、近代デジタルライブラリーや電子展示会といった国立国会図書館ホームページ上で画像を閲覧に供するためのデジタル化が別個に併存しており、マイクロ化とデジタル化を含めた媒体変換についての統一的な視点は存在しなかった。平成15（2003）年3月の「平成15年度から17年度における所蔵資料のメディア変換に関する実施計画」において両者の統一を図った。ただし、この段階ではデジタル化の前段としてマイクロフィルムをスキャンするためマイクロ化が必ず行われており、マイクロ化が主であった。

平成18（2006）年に平成20（2008）年までの期間を対象として「第2期マイクロ化計画」を策定した。同じ期間を対象として、「資料デジタル化基本計画」を策定し、その中でデジタル化を、マイクロ化による保存を補完または代替する保存対策のひとつとして位置づけた。背景には、国内ではデータを格納する光ディスクの保存についてJISの規格整備が進み、欧米では米国議会図書館やオランダ国立図書館等においてデジタルデータ長期保存についての調査研究が進展しデジタルデータの安定性への懸念が和らいでいたこと、国立国会図書館においてもデジタル資料に付与するメタデータ標準の策定（3章2節4コラム参照）が進んでいたことがあった。

大規模デジタル化事業の予算が計上された補正予算が成立する2か月前、平成21（2009）年3月に策定された「平成21年度以降の当館所蔵資料の媒体変換基本計画」において、媒体変換の方法については、提供における利便性等の観点から、主にスキャ

ナを用いた原資料からのデジタル化を原則とする方針を決定した。大規模デジタル化事業でも、新規に媒体変換する資料については従来のようなマイクロフィルムを作成してからのスキャンを行わず、原資料から直接スキャンを行った。以降、マイクロ化による媒体変換は、新聞等一部の資料群を除いてほとんど実施することはなくなった。

(5) 災害対応力強化のためのデジタル化

平成 27（2015）年 2 月、平成 26 年度補正予算で災害対応力強化のため、再び約 10 億円が計上され、資料のデジタル化とテキスト化機能・全文検索機能の開発を行った（テキスト化は許諾が得られた資料のみ実施）。

大規模デジタル化事業が対象資料群を一律にデジタル化するものであったのに対し、このデジタル化は災害に関係する資料を選択してデジタル化する事業であった。平成 28（2016）年 3 月までの期間に、災害に関する学術雑誌論文や、各省庁の白書、地方自治体の防災計画等、約 8 万 8000 冊、約 1100 万コマをデジタル化し、「東日本大震災アーカイブ」（ひなぎく。1 節コラム参照）の検索対象となる資料の充実を図った。また、テキスト化機能の開発の結果、全文検索でヒットした検索結果から、該当するデジタル化画像へ遷移できる機能をひなぎくに追加した。

5. デジタル化の現在と今後

国立国会図書館デジタルコレクション（近代デジタルライブラリーの後継）には、この節で見てきたデジタル化された国立国会図書館所蔵資料に加え、歴史的音源（れきおん）、国立国会図書館で所蔵していない資料をその所蔵機関がデジタル化したもの（東京大学附属図書館所蔵資料、科学映像等）、電子版博士論文、インターネット資料収集保存事業（WARP）由来の電子書籍・電子雑誌等、さまざまなものを収載している。このデジタルコレションがさまざまな出自の、元々はさまざまな媒体で作成された資料を一元的に電子的に提供するためのプラットフォームとなったことをよく示している（デジタル化資料提供については 3 章 2 節 2 参照）。

これまでもプランゲ文庫（前述）や、満鉄資料（米国議会図書館所蔵。ただし一部は返還されたものをマイクロ化したもの）のように、所蔵機関の協力を得て媒体変換による収集を行ってきた。

平成 29（2017）年に文化審議会著作権分科会において、美術の著作物の原本のような代替性のない貴重な所蔵資料や、絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な所蔵資料については、国立国会図書館以外の図書館や美術館・博物館、公共図書館等でも、保存を目的として損傷が始まる前に資料を複製することが可能との解釈が打ち出された。

「国立国会図書館デジタル化の手引」等による標準化を通して、各図書館や関係機関が所蔵資料をデジタル化し、国レベルでの蔵書構築として大きな流れになっていくことが期待される。平成 31（2019）年 2 月に試験版が公開されたジャパンサーチでは、図書館以外の博物館等、書籍以外の文化財等も含めてコンテンツの所在等のメタデータやデジタル画像が検索可能になった。

国立国会図書館では、平成 14（2002）年度以降「電子情報の長期利用保証に係る調査研究」等を実施し、録音・映像資料やパッケージ系電子出版物のマイグレーションやエミュレーション等について調査を進めてきた。近年では紙以外の媒体の資料を利用し続けるために、その媒体での利用の継続を図るよりも、媒体変換することの方が現実的な手段と考えられるようになってきている（アナログ録音・映像資料のデジタル化について、2 節 2 (3) iii) 参照）。同時に、媒体変換に伴う元媒体と変換後のコンテンツとの関係をどう扱うか、メタデータ付与の標準策定等も課題である。デジタル・アーカイブに収載する資料の種類が多くなるほど、こうした課題の重要性は増していく。

また、大規模デジタル化事業以降はデジタル化のための予算は多くはない。そのため、少しでも多くの資料のデジタル化を行うことができるよう、検品や内容アクセスのための目次データ作成に係るコストの削減が解決すべき課題となっている。

著作権法改正と、保存のためのデジタル化、大規模デジタル化事業、図書館送信の時系列

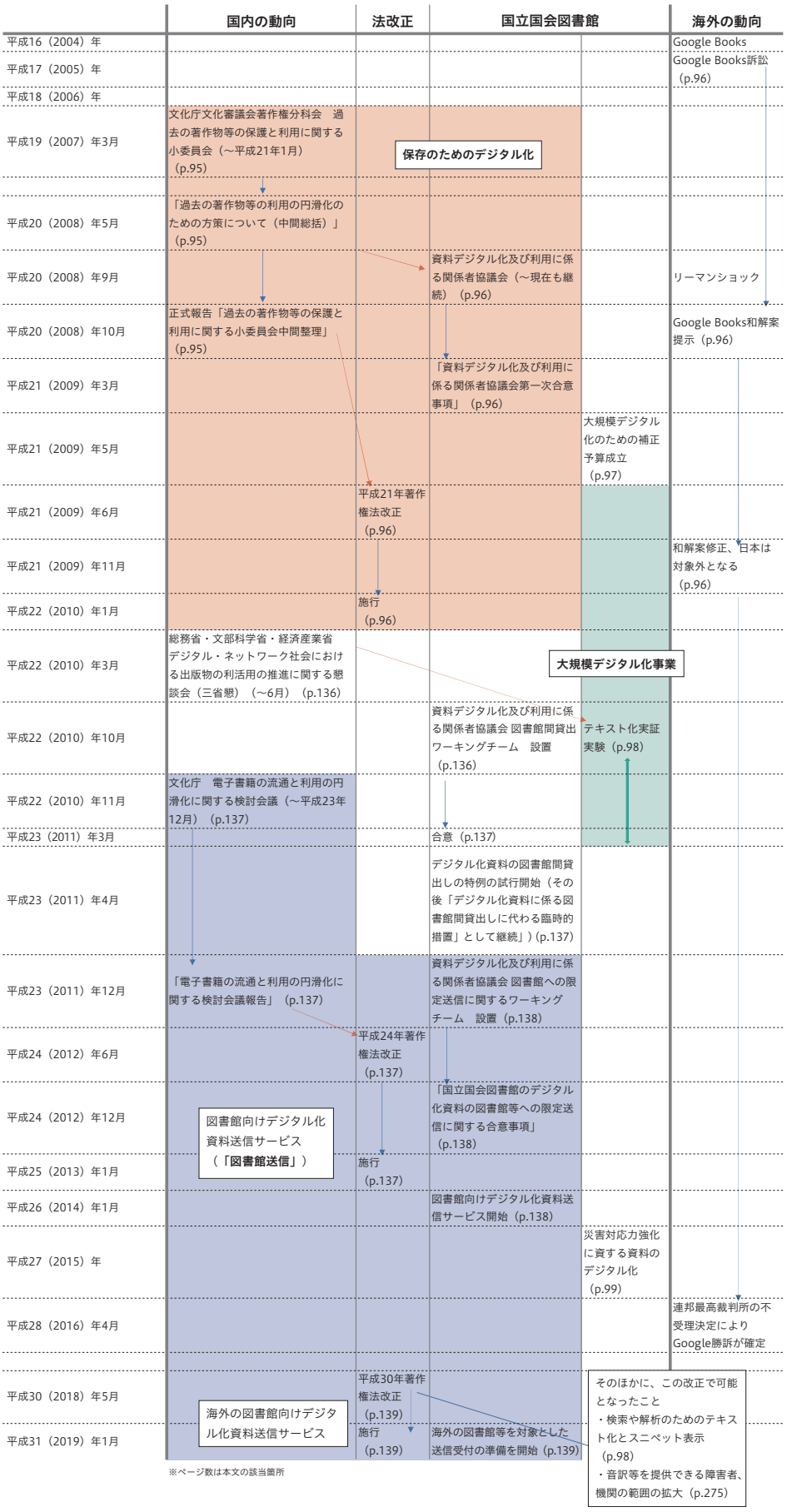

※ページ数は本文の該当箇所

コラム

著作権処理

資料の媒体変換とインターネット公開を行う際、著作権処理は避けて通れない。著作権法上、著作権の保護期間が満了した著作物は、許諾なしに自由に利用できるようになる。一方、我が国では、著作権の保護期間内における権利制限規定に該当しない利用については、デジタル化（＝複製）の許諾、公衆送信の許諾といった個別の許諾が必要となる。著作権者の所在が不明な場合や著作権者が誰だか分からない場合には、許諾に代わり文化庁長官裁定を受け、補償金を供託することで適法に利用する制度がある。

国立国会図書館として著作権処理をはじめて大規模に行ったのは、平成7（1995）年の国際子ども図書館の「児童書の電子図書館パイロット・プロジェクト」である（5章3節参照）。昭和30（1955）年以前に刊行された児童書の本文画像をインターネットで提供する実験のために、著作権処理が必要となった。まず対象となる著作物の奥付や目次を丹念に調査し、著作物と、装丁、解題・解説者等も含めて著作者を洗い出した。続いて、すべての著作者について著作権台帳や人名事典を調査し、判明した連絡先に対して許諾の申請を行った。

著作権者6363人のうち、回答を得られた人の大半から利用許諾を得られたが、利用許諾を得られた人と保護期間を満了している人の合計が2161人であったのに対し、連絡先不明な場合と郵便不到達の合計は3945人に上った。これにより9526冊中、2282冊が利用可能となった。

最初に文化庁長官裁定を利用したのは平成11（1999）年、国際子ども図書館で作成した電子展示会「絵本ギャラリー」を公開する際であった。『コドモノクニ』と『幼年画報』に掲載された著作物約1万6400件のうち、著作権者の連絡先が不明の約4900件について申請を行った。『コドモノクニ』には投稿欄があり、多くの職業的な創作者によるものではない著作物が掲載されていた。このため権利者の大半の許諾を得ることが事実上不可能であり、裁定制度を利用することが不可避になった。裁定を受ける前には著作権者調査のための「相当な努力」が必要とされ、その中には新聞広告等を出すことが含まれていたが、ホームページに「さがしています」コーナーを開設し、また、このコーナーがNHKのニュース等で取り上げられたことにより多数の著作権者の情報が寄せられ、新聞広告等の代替とすることが認められた。裁定時に供託する必要のある補償金の算定についても前例がなかったため、電子書籍等の価格を参考に算出した。

平成12（2000）年に、近代デジタルライブラリーでのデジタル化画像の公開のために明治期刊行図書等を対象とした際にも、大規模な著作権処理を行っている。対象となる資料群を調査し、保護期間が満了していると判明した資料からデジタル化を実施することとしたものの、明治期刊行図書では、対象となる著作者7万2730人のうち保護期間満了と判明したのは28%、2万141人と少なかった。保護期間内と判明したのは1%、777人にすぎず、残りの71%、5万1712人は没年が不明であった。著名でない著作者は没年が分からず、著作物が保護期間内にあるかどうかが分からなかっ

た。没年不明の著作者について多くの労力を費やして調査しても没年が判明するのはごく一部であり、没年が判明し保護期間内にあると分かった場合には著作権を承継している遺族の許諾が必要となるが、遺族の存在やその現在の連絡先が判明しない場合が多かった。著作権保護期間の満了が確認できなかった5万2489人中、許諾が得られたのはわずかに0.5%の264人であった。

この調査結果を受けて、国立国会図書館では平成17（2005）年2月から明治期刊行図書等の著作者約4万人について、文化庁長官裁定手続きを開始した。申請まで時間がかかったのは、単なる文献調査以外の調査が必要とされたからである。当時の文化庁長官裁定は、著作権者が不明な場合には情報提供の協力要請として新聞広告等を必要とするだけでなく、著作者の住んでいた自治体や参加していた団体（学会等）への問合せも求めるなど、基準が厳格であり申請の前に多くの作業を必要とした。これらの説明資料が段ボール100箱分になったことさえある。これ以降も、国立国会図書館は、平成21（2009）年度から平成23（2011）年度、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度にこの手続きを利用した。国立国会図書館は、復刻出版を行っている丸善株式会社等の出版社や大学入試の過去問等を出版するZ会等の教育系の会社を大きく引き離し、この手続きを最も利用している機関である。

平成21（2009）年から実施した大規模デジタル化でも大規模な著作権処理を行った。大正期と昭和前期に出版された図書と博士論文の約46万冊を処理の対象とした。資料のデジタル化と同様に著作権処理も事業者に委託した。博士論文についての著作権処理では各大学図書館とも協力して実施した。

過去小委では過去の著作物の利用円滑化に向けて、著作権者の権利を守りつつ文化庁長官裁定をより使いやすいものにするための検討がなされ、平成26（2014）年と平成28（2016）年に基準が緩和された。新聞や雑誌への広告掲載、居住地自治体への問合せや、複数の典拠の照会等が不要とされた。また、過去に裁定を受けた著作物の情報（裁定年月日、著作者名、題号、利用方法）を検索閲覧できる裁定実績データベースがインターネット上で公開された。このデータベースによって、「権利者情報を掲載する資料の閲覧」を簡便に行うことができるようになり、重複して調査をする必要がなくなった。さらに平成30（2018）年の著作権法改正では、国立国会図書館を含め国や地方公共団体については補償金の事前供託が免除されるなど、国立国会図書館にとって制度がより利用しやすいものになった。

現在も国立国会図書館は著作者処理に継続して取り組んでおり、国立国会図書館デジタルコレクション上で著作権者等の情報を募集している。

コラム

電子書籍をめぐる論争

Google Books の訴訟が話題となっていた平成 20（2008）年 4 月、長尾真館長は私的なアイデアとしていわゆる「長尾構想」を発表した。この構想は、利用者が自宅にいながらにして、国立国会図書館に集められた電子的な資料を閲覧できる、というものであった。

より具体的には、電子的な資料は国立国会図書館のデータベースに保存され、各地の公共図書館の館内で閲覧できるようにするだけでなく、一般家庭に対しても有料で配信し、事業による利益を出版者、著作権者に還元するという内容であった。構想の中には、従来のスキャンによるデジタル化や電子書籍だけでなく、電子的に作成された組版データを集めること、国立国会図書館に蓄積されたデータをもとに出版社は自社の出版物を販売できるようにすること、こうした料金のやりとりは非営利の第三者機関が行うことが含まれていた。

この構想が報じられると大きな反響を呼び、特に使用料を自宅から地域の図書館への交通費程度とするなどの発言が注目されたことで、出版社等利害関係者から正当な利益を損なうとの声が上がり、多くの議論が起こった。

その後、電子書籍市場は、個別コンテンツの買い切りだけでなく、定額制で多数のコンテンツを閲覧可能とする等、様々な形態のサービスが生まれ、拡大した。公共図書館でも、電子書籍貸出用のクラウドサービスを利用して、利用者に電子書籍を提供する館が増え始めている。

コラム

本館耐震工事

1. 耐震改修のきっかけ

2000年代半ば、平成16（2004）年10月の新潟県中越地震、平成17（2005）年3月の福岡県西方沖地震等の大規模地震が頻発し、東海地震、南海地震、首都直下地震等の発生の切迫性が指摘されていた。そのため平成18（2006）年1月25日の国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」では、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行うことと定められた。

国立国会図書館東京本館の本館は、昭和36（1961）年に第一期が竣工、昭和43（1968）年に第二期が完成しており、耐震設計の現行基準（昭和56（1981）年建築基準法施行令に基づく耐震基準、いわゆる「新耐震基準」）適用前の建築物である。昭和61（1986）年度から平成2（1990）年度にかけて耐震壁を一部増設する改修を行っていたが、前述の告示を受け平成18（2006）年度に耐震診断を行ったところ、震度6強から震度7程度の大地震に対しては「倒壊し、又は崩壊する危険性がある。」という結果であった。

早急な耐震改修の必要性が確認されたため、平成20（2008）年2～3月に外部有識者による検討委員会において改修の方法等の検討を行った。引き続き平成20年度にかけて、安全性、建物の意匠性、図書館サービスへの影響等を考慮して設計を行い、平成22（2010）年1月から平成25（2013）年7月にかけて耐震改修工事を行った。総工事費は約11億円であった。

2. 耐震改修工事の概要

大きな改修項目のひとつが鉄筋コンクリート耐震壁や鉄骨耐震壁の増設である。本館2階ホールの既存コンクリート格子壁は、デザインを生かし、格子状の鉄骨で耐震補強した。格子壁のステンドグラスは一度取り外し、格子鉄骨を設置した後に再取り付けした。

また、書庫棟と事務棟の間に鉄骨水平ブレースを設置した。補強前の状態では必要耐力が不足している事務棟を、比較的耐力のある書庫棟（ただし、補強前の書庫棟も単体で必要耐力を満たしていなかった）と結合し、一体として必要耐力を確保した。

その他、鉄筋コンクリート柱を鋼板巻で補強する処置等を行った。

なお、耐震改修工事中の平成23（2011）年3月に東日本大震災が発生したが、建物に大きな被害は発生しなかった。

施工前の本館回廊

格子鉄骨運び込みの様子

上から、施工前（コンクリート格子壁）、施工後（格子鉄骨）

3. 耐震改修工事による耐震安全性の確保

官公庁施設の耐震性能は、「建築基準法」のほかに「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づく「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成 25 年 3 月 29 日国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）にも定められている。この基準では、構造体の耐震安全性の目標を、建物の用途別に 3 つに分類しており、多くの人が使用する「社会教育施設」は、Ⅱ類に位置づけられている。Ⅱ類の建築物は、大地震（震度 6 強から震度 7 程度）時における構造体に対する耐震安全性の目標を一般建築物（建築基準法）の 1.25 倍としており、耐震安全性の目標をより高くすることが求められている。耐震改修工事の結果、この目標を満たす耐震安全性が確保された。

上左から時計周りに、水平ブレース設置前、設置後、設置後（横から）

参考文献

第1節

国立国会図書館関西館図書館協力課 編『電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究』（図書館調査研究リポート No.11）2009

柴田昌樹「IIPC を中心としたウェブアーカイブに関する動向」『カレントアウェアネス』(296) 2008.6.20 CA1664

「文化資産としてのウェブ情報―ウェブ・アーカイビングに関する国際シンポジウム―開催報告」『国立国会図書館月報』(494) 2002.5

柊和佑，阪口哲男，杉本重雄「世界の Web アーカイブ-IIPC (International Internet Preservation Consortium) を中心にして」『情報の科学と技術』58(8) 2008.8

大塚奈奈絵「行政省庁のネットワーク系電子情報の保存実験」『図書館研究シリーズ』(37) 2002.1

富田美樹子「行政情報アクセスの課題―出版物と文書をつなぐ視点で―」『レファレンス』56(1) (660) 2006.1

「インターネット情報の収集・保存に関する実験事業の終了と今後の取組みについて」『国立国会図書館月報』(546) 2006.9

「長尾真 国立国会図書館長インタビュー」『図書館雑誌』101(7) (1004) 2007.7

長尾真「創立 60 周年を迎え目標を新たに」『国立国会図書館月報』(562) 2008.1

「走れ！　収集ロボット　インターネット資料収集のしくみ」『国立国会図書館月報』(597) 2010.12

藤原誠「国立国会図書館におけるオンライン資料収集制度について」『現代の図書館』51(4) 2013. 12

青木留美子「被災した紙資料に対する国立国会図書館の保存協力活動」『文化財の虫菌害』(75) 2018.6

第2節

出版教育研究所 編『出版界はどうなるのか　ここ 10 年の構造変化を検証する (Publishing now)』日本エディタースクール出版部 2002

永江朗『本の現場　本はどう生まれ、だれに読まれているか』ポット出版 2009

インプレス総合研究所 著・編『電子書籍ビジネス調査報告書 2018』インプレス 2018

全国出版協会・出版科学研究所「NEWS RELEASE 2018 年の出版市場規模発表」（2019 年 1 月 25 日）公益社団法人全国出版協会ウェブサイト ＞ https://www.ajpea.or.jp/information/20190125/index.html（最終アクセス日 2020.12.22）

安形輝，上田修一「日本における電子書籍化の現状：国立国会図書館所蔵資料の電子化率調査」『日本図書館情報学会誌』65(2) 2019.6

植村八潮「“電子書籍” の市場拡大と概念拡張」『情報の科学と技術』67(1) 2017

デジタルコンテンツ協会編，経済産業省商務情報政策局監修『デジタルコンテンツ白書　2018』デジタルコンテンツ協会 2018.1

日本レコード協会「オーディオレコード 種類別新譜数の推移」一般社団法人日本レコード協会ウェブサイト ＞ https://www.riaj.or.jp/g/data/others/sp_a.html（最終アクセス日 2020.12.22）

「納本制度が抱える課題 ―納本制度 60 周年記念アンケート調査の結果から」『国立国会図書館月報』(575) 2009.2

「国内出版物をどのくらい所蔵しているの？―納入率調査結果から」『国立国会図書館月報』(566) 2008.5

大塚奈奈絵ほか「官庁出版物の納本状況調査―「官庁資料要覧」収録資料の NDL における所蔵調査―」『科学技術文献サービス』(106) 1995.4

根本彰「書誌コントロール論よりみた国立国会図書館」図書館フォーラム編『機能としての国立図書館――その分担と調整』（新しい国立図書館像を求めて 3）図書館フォーラム 1985.10

会田伸生「我が国における行政資料流通の実態―二次資料比較調査―」『情報の科学と技術 』39(10) 1989.10

大西勝行「物集索引賞を受賞して――資料収集活動と

官庁資料要覧の刊行――」『びぶろす』40(2) 1989.2
藤本由香里「納本制度の役割と「欠本はなぜ生じるか」」『国立国会図書館月報』(590) 2010.5
中島幸子「科学技術分野における国内学協会出版物の刊行・納本状況―国立国会図書館 科学技術論文誌・会議録データベースに係るアンケートから―」『情報の科学と技術』63(11) 2013
「記憶をつなぐ―東日本大震災関連資料の収集への取り組み」『国立国会図書館月報』(636) 2014.3
小陳左和子「講演要旨　第69回（2015年度）東海地区大学図書館協議会研究集会 電子ジャーナル契約を取り巻く現状と課題」『東海地区大学図書館協議会誌』(60) 2015.12
逸村裕「動向レビュー　日本における機関リポジトリの展開：学術情報流通と蓄積の変容」『カレントアウェアネス』(291) 2007.3 CA1626
藤本草「SP盤のデジタル化　利用と保存の両立をめざして」『国立国会図書館月報』(606) 2011.9
「アーカイブ立国宣言」編集委員会 編 福井健策，吉見俊哉 監修『アーカイブ立国宣言』ポット出版 2014
大塚奈奈絵「脚本・台本の収集について」『国立国会図書館月報』(644) 2014.11
大塚奈奈絵「図書資料の原装保存について」『国立国会図書館月報』(639) 2014.6
中島尚子「国立国会図書館におけるIPM対策―東京本館におけるカビ対策を中心に―」『専門図書館』(241) 2010.5
「受入れ新刊図書のpH値調査結果について」『国立国会図書館月報』(307) 1986.10
「民間出版物の中性紙使用率95％に―第19回新刊資料中性紙使用率調査結果報告―」『国立国会図書館月報』(568) 2008.7
国立国会図書館関西館図書館協力課 編『国立国会図書館所蔵和図書（1950-1999年刊）の劣化に関する調査研究（平成17・18年度調査研究）』（図書館調査研究リポート　No.8）2008.3
「国立国会図書館における平成21年度の大量脱酸性化処理試行に関する結果報告」2010.12　国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 > https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10126293/www.ndl.go.jp/jp/aboutus/preservation/collectioncare/survey_deacid.html（最終アクセス日 2020.12.22）
国立国会図書館関西館図書館協力課 編『パッケージ系電子出版物の長期的な再生可能性について』（図書館調査研究リポート　No.6）2006.3
『電子情報の長期利用保証に係る調査研究（平成18年度～平成22年度）総括報告書』2011 国立国会図書館デジタルコレクション >https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8977833（最終アクセス日 2020.12.22）

第3節

国立国会図書館編『マイクロ写真の手引』春秋会 1953
和田敦彦『越境する書物　変容する読書環境のなかで』新曜社 2011
野中治「新しい需要を拓いた「大規模マイクロ化変換作業」の実態報告―国立国会図書館プロジェクトにおける実施例―」『月刊IM』30(3) 1991.2
藤本守「アメリカにおける日本占領関係資料収集の現在―2010～2015年―」『参考書誌研究』(77) 2016.3
『マイクロフィルム保存の手引』日本画像情報マネジメント協会 2005
「貴重書画像データベースについて」『国立国会図書館月報』(469) 2000.4
田中久徳「過去の著作物の保護と利用に関する検討課題について - 国立国会図書館のデジタル・アーカイブ事業への取り組みと課題 -」文部科学省ウェブサイト >http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07050102/009.htm（最終アクセス日 2020.12.22）
田中久徳「国立国会図書館所蔵資料のデジタル化」『大学図書館研究』(92) 2011.8
「国立国会図書館所蔵児童図書の著作権処理について」『国立国会図書館月報』(452) 1998.11
「『コドモノクニ』と『幼年画報』の著作権者探しの結果について―お礼とご報告―」『国立国会図書館月報』(459) 1999.6
長尾真『電子図書館　新装版』岩波書店 2010

第3章

利用者サービスの変革

国立国会図書館では、設立以来、一般公衆へのサービスとして、来館した利用者へのサービスと、来館しないで利用できるサービス（近年では「遠隔サービス」と呼んでいる）を提供してきた。両サービスとも、この20年間で情報通信技術の発展の影響により、その内容が大きく変わった。第3章では利用者が情報を得るための電子情報サービスも含めて、利用者サービスの変化について詳述する。

1998 利用方法の

来館

1
入館申込書に
名前や住所を記入、
利用カードを受け取って
入館

2
カード目録、
冊子体目録、
CD-ROM 目録等で検索

3
資料請求票作成器で作成した
資料請求票に記入し
カウンターに提出

4

資料請求票を気送管で書庫へ

5
出納
書庫

モニターに番号が表示されるまで待機

6
閲覧・複写

遠隔

国立国会図書館ホームページでは
最近１年間に受け入れた
和図書を検索可能

自宅

1
郵送で複写を
申し込む

2
郵送で届く

国立国会図書館

身近な図書館

1
公共図書館などに行く

2
複写や図書館間貸出しを
申し込む

3
しばらくしたら
複写物や資料が届くので
身近な図書館に再度行く

変化

ピンクの文字は情報通信技術により行うこと

2018

来館

2
国立国会図書館
オンラインで検索

電子の資料

紙の資料

3
国立国会図書館
オンラインで
閲覧を申し込む

3
国立国会図書館
デジタルコレクションを
閲覧

複写、
プリントアウト

6
閲覧

1
登録利用者カードを
持参し、
ゲートにかざして入館

4

書庫に情報が送られる

5
出納

書庫 出納されたことは端末で確認

利用者登録
※郵送でも
インターネットでも可

自宅

国立国会図書館ホームページから、
国立国会図書館オンラインや
国立国会図書館デジタルコレクションへ

1
国立国会図書館
オンライン経由で
複写を申し込む

2
郵送で届く

国立国会図書館デジタルコレクションのうちインターネット公開のものを閲覧

遠隔

国立国会図書館

身近な図書館

2
複写や図書館間貸出しを
申し込む

3
しばらくしたら
複写物や資料が届くので
身近な図書館に再度行く

1
公共図書館などに行く

国立国会図書館デジタルコレクションのうち、
図書館送信のものを閲覧

※いずれも代表的な例であって、
すべての資料がこの通りに利用できる（できた）わけではありません

第1節　総論

1. はじめに

国立国会図書館では、一般公衆へのサービスとして、来館しないで利用できる「遠隔サービス」と、来館して利用できる「来館サービス」を提供している。昭和61（1986）年まで後者に重点を置いていたとはいえ、この二本立ての構成は設立当初から現在に至るまで長らく継続してきたものである。しかし、おおむねこの20年の間に国立国会図書館では、この両者についてその間の関連性・一体化を強めながら、それ以前にはなかった大きな変革を行ってきた。この章を始めるにあたって、まずはこの変革の中心となった遠隔サービスの拡張について略述する。

およそ20年前の時点での遠隔サービスの考え方は、国立の図書館として、居住場所の理由等により来館して資料を利用することが難しい利用者に対して、来館しないでも受けられるサービスを提供することであった。来館しないとできないこと、すなわち、図書館員による利用案内や検索支援を受け、国立国会図書館の所蔵資料を館内備え付けの目録により検索し、資料を閲覧・複写することを遠隔サービスで代替できるようにすることを目指した。具体的には、身近な公共・大学図書館等を介してのレファレンスの依頼、身近な図書館に備え付けられた国立国会図書館の蔵書目録の検索、図書館間貸出しによる資料の閲覧、遠隔複写サービスによる資料の複写である。そしてこうした枠内でサービスの改善を進めてきた。

その後、国立国会図書館は、平成10（1998）年5月の「国立国会図書館電子図書館構想」、また関西館構想の実現の過程において、PCやインターネット等の情報通信技術の驚異的な進展と個人のレベルにまで至るその普及を背景に、来館しなくても受けられる遠隔サービスを劇的に拡大させた。特に平成14（2002）年10月に稼働を開始したNDL-OPACは、インターネット上で国立国会図書館の書誌や雑誌記事索引を検索し、さらに利用者登録を行った個人及び団体についてはその検索結果から遠隔複写を申し込むことを可能にする機能を備えていた。これらの遠隔サービスの拡大は、電子図書館構想における「「どこでも、いつでも、だれでも」、人々が必要な知識や情報を入手できる」という目標に大きく近づくものであった。この時点においては、あくまで来館利用者に対し資料そのものを提供する来館サービスが主であり、遠隔サービスは来館して資料を手に取ることができない利用者のための代替サービスという性格がまだ強く残っていたと言える。

次の段階として、誰もが遠隔からさらに自由に国立国会図書館が所蔵する情報にアクセスできるようにするには、資料そのものの提供が必要とされた。それは電子図書館構想に掲げられた資料のデジタル化とその公開を進めていくことにより実現可能となるものであった。国立国会図書館では、その嚆矢として平成12（2000）年3月に貴重書画像データベースを公開し、平成14（2002）年10月には近代デジタルライブラリーの提供を開始した（2節2（2））。さらに、平成21（2009）年から平成23（2011）年の3年間をかけて実施した大規模デジタル化事業（2章3節4）の成果により、大量のデジタル化資料をインターネットで公開した（2節2（2））。著作権の制約により現在も館内限定公開の資料の方が多いが、デジタル化した資料を遠隔から画像で閲覧できる個人利用者向けのサービスとして、この事業が完成したことは、遠隔サービスが来館の代替から位置づけを変えていく萌芽であったといえる。

国立国会図書館が「新・利用者サービス2009」（平成21（2009）年3月）において認識し目指したものとして、社会のあらゆる局面において情報を求める際に最初にアクセスするのがインターネットとなっている現在、利用者はまず、いきなり来館することなくインターネット上で展開している国立国会図書館のサービスを最大限利用し、必要が生じたら来館する、という利用の流れがある。これは来館サー

ビスと遠隔サービスの逆転とも言える状況に向かっていると言えるのではなかろうか。

さらに、国立国会図書館が作成した書誌・典拠データの提供（2節5）や国立国会図書館がデジタル化した資料への国際標準の識別番号DOI（Digital Object Identifier）の付与等、国立国会図書館が作成するデータの他機関等による二次的な利用やオープンデータとしての活用に対応するための各種の取組みは、一種の遠隔向けサービスと考えることもできる。この20年の間に、直接に国立国会図書館のサービスを利用しているとは意識しないような利用を想定して、サービスを拡張し、制度を組み立てていくことが必要とされる時代となっている。その結果、国立国会図書館を利用する経路やその利用者は、国内外に無限に広がっていると言えよう。

以上、遠隔サービスの拡張について略述したが、利用者サービス面の変革としては、そのほかに、情報リテラシーの面での利用者の多様化と、情報リテラシーに釣り合わないほど過多となった情報への対応が挙げられる。どのような利用者であれ目的とする情報に迅速に到達でき、膨大な情報が存在する中でその利用者が的確なものを入手できるようにするためには、ナビゲーションや調べ方案内、主題情報の提供が従来に増して必要な時代となり、こういった情報リテラシーに関わらず的確に必要な情報に到達する手段を提供することが図書館の役割あるいは責任と考えられた。国立国会図書館ではこのようなサービスを順次拡大し、最大限インターネットで公開してきた。

この20年の利用者サービスの変革を振り返ると、国立国会図書館は、このような遠隔利用サービス、的確な情報への到達手段の提供を中心として、情報通信技術やデジタル技術を活用し、「国立国会図書館電子図書館構想」等で目標とした図書館利用の変革を現在までにかなり実現してきた。本章の以下の節では、OPAC、遠隔複写サービス、デジタル化資料の提供、主題情報の提供、情報探索サービス、書誌データの提供、そして来館サービスといった個別テーマごとに、それぞれの変革を追う。

2. OPACの展開

OPAC（Online Public Access Catalog）とは、PC等からオンラインで図書館の蔵書目録を検索するシステムのことを言う。図書館における蔵書の検索手段の変遷をごく簡単に跡付けると、まず冊子体目録とカード目録による長い時代があり、1980年代にこれらの目録情報をコンピュータに入力してデータベース化し、館内ネットワークにより専用端末から検索する、あるいはCD-ROM等の電子媒体にデータを記録してスタンドアロンで検索するという機械検索に姿を変える。その後、1990年代のPCやインターネットの普及とともに、誰もが遠隔から、来館することなく目録を検索し、複写を申し込み、検

本館目録ホールのカード目録（平成16（2004）撮影）

索結果からのリンクにより一次情報へアクセスすることも可能な時代となった。

国立国会図書館は、国民の誰もが利用しやすい図書館とするためわかりやすいユーザインタフェースと簡易な検索・申込手段を備えたOPACを提供するよう努めてきた。一方、国立図書館として、より多くの資料・情報を求める利用者がそれらに的確にアクセスできるOPACを提供することにも注意を払ってきた。この20年間のOPACの開発、改善、刷新は、常にこうした要請に的確に応えることを意識して検討してきた。

本節では、最初に初期の機械検索とWeb-OPACについて触れた上で、来館サービスと遠隔サービスの垣根を大幅に取り払う画期となったNDL-OPACについて概観する。

(1) 初期の機械検索とWeb-OPAC

国立国会図書館では、図書・雑誌等の大半の所蔵資料を書庫内に配置しているため、来館した利用者が資料を利用するには目録で当該資料の書誌事項と請求記号を特定して資料を請求することが必要になる。かつての東京本館を例に取ると、本館2階の目録ホール（現在の本館ホール）に林立する人の背丈より高いカードボックスの中から、利用者は当該資料のカードが収まっている年代の目録を探すことから始めなければならなかった。

国立国会図書館の閲覧用目録の機械検索は、平成元（1989）年に試験的に本館目録ホールに和図書のCD-ROM目録の検索用PCを4台設置したときから始まる。この前年、日本全国書誌のCD-ROM（J-BISC。2節5参照）による作成・頒布を開始しており、これを閲覧用目録として利用した。機械検索の利便性は、書名や著者名が明確でない場合に、キーワード等カード目録では検索できない項目で検索するときに発揮された。ただし、当時のこうしたスタンドアロンのCD-ROM目録は、CD-ROMの容量・枚数と検索速度の点から設置台数が限られるという問題があった。

これに対し、コンピュータ・ネットワークを利用するオンライン目録は、端末から中央のホストコンピュータにあるデータを参照するシステムであるため、各端末にCD-ROM収納機器を接続する必要がなく、どの端末からでも最新のデータを利用できる長所があった。とはいえ、導入には館内ネットワークや同時アクセス可能な高い処理能力を持ったホストコンピュータを設置するなど、大規模で高速なシステムを構築する必要があった。実際、平成9（1997）年4月、目録ホールに検索用端末を10台設置して

J-BISC検索画面（再現）

サービスを開始した最初の和図書オンライン閲覧目録（OPAC）で提供できるデータ数は、当初、ホストコンピュータの性能の制約のため、過去2年間に受け入れた和図書のデータ約10万件にとどまっていた。翌平成10（1998）年1月には、システムの改善により5年間の和図書データ約40万件に拡張した。

なお、和図書オンライン閲覧目録（OPAC）の提供開始と入れ替わる形で、カード目録（書名目録・著者目録）の編成作業（新たなカードの繰り込み）は平成9（1997）年3月をもって打ち切った。

一方で、この時期には和図書以外のデータも包含する新しいOPAC「Web-OPAC」の開発を進めていた。その名のとおり、国立国会図書館内外からWebブラウザで検索できることを目的として開発したものである。Web-OPACは、平成11（1999）年7月、まず閲覧用目録として東京本館内で提供を始めた。端末数は、本館・新館合わせて計17台であった。当時国立国会図書館のメインフレームに格納され、コマンドを入力して検索を行っていた国立国会図書館作成の書誌データベース（NOREN。補章4節参照）のうち、和図書目録（データ数約230万件）、和逐次刊行物目録（同約10万件）、洋逐次刊行物目録（同約5万件）、雑誌記事索引（同約200万件（昭和59（1984）年以降））、洋図書目録（同約18万件（昭和61（1986）年以降））のデータを一元的に提供するものであった。特に和図書の書誌データの明治期刊行分までの遡及入力が完了したことにより、検索対象資料の範囲という点で飛躍的な拡大があった。Web-OPACが平成15（2003）年3月に終了した時点で（半年間はNDL-OPACと併存）東京本館に設置していた専用の端末台数は、本館・新館合わせて32台であった。

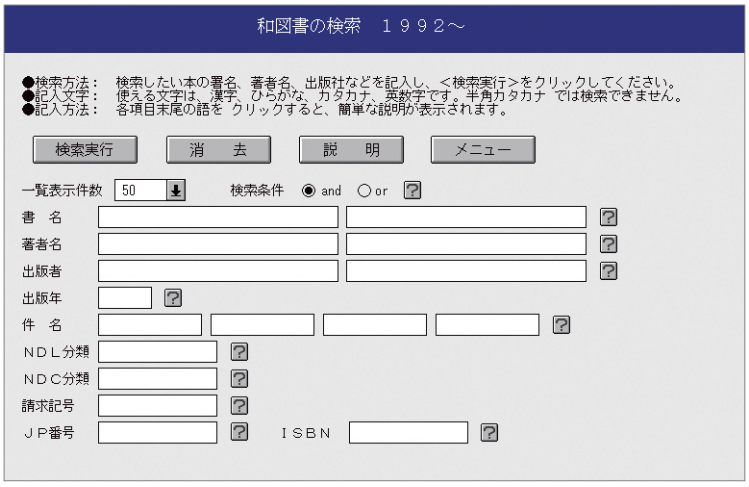

上から、和図書オンライン閲覧目録（OPAC）検索の様子、
和図書オンライン閲覧目録（OPAC）検索画面

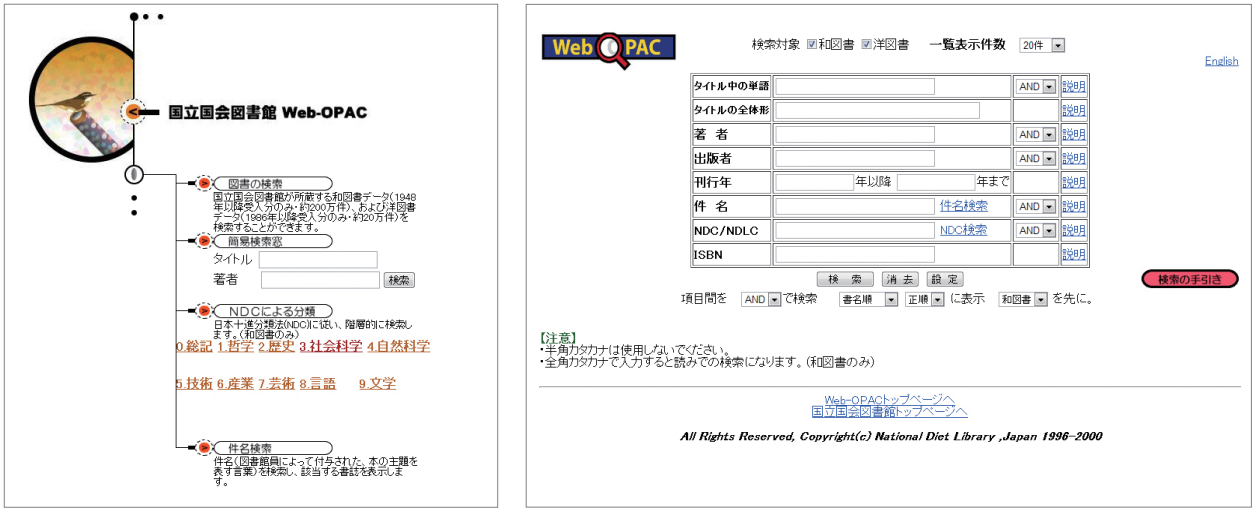

左から、国立国会図書館ホームページ上の Web-OPAC への入り口（簡易検索窓がある）、
Web-OPAC 検索画面

国立国会図書館の利用者サービスの向上という観点から特筆すべきことは、平成 12（2000）年 3 月、国立国会図書館ホームページの刷新に合わせ、それまで館内の閲覧用目録としてのみ提供していた Web-OPAC をインターネット上で公開したことである。それ以前にもホームページ上で直近 1 年間に受け入れた和図書のデータを公開し、検索できるようにしていた（その後和雑誌も追加）が、Web-OPAC により国立国会図書館の膨大な書誌情報を一挙に公開したことは画期的であった。この公開に際しては、書誌データベースという当館の著作物を無償で国以外の者に使用させることが、国の財産の譲渡または貸付け等に際して原則的に適正な対価の徴収を求める財政法等との関係で議論があった。しかし、書誌データベースの一般への公開は国立国会図書館法に基づく当館の本来的な任務に当たることから、他の法令に抵触しない範囲内でこれを無償で提供することは、同法の趣旨に沿うものであると整理し、インターネットを通じて書誌データベースを原則無償で提供するという方針を定め、公開に至った。Web-OPAC の提供開始は、複写サービス等の申込機能の装備は次の NDL-OPAC を待つことになったものの、前述のように遠隔サービスの拡大へのステップであり、同時に利用者の来館目的にも影響する出来事であった。

(2) NDL-OPAC の公開

国立国会図書館は、平成 14（2002）年 5 月に国際子ども図書館の全面開館、10 月に関西館開館を迎えるにあたり、東京本館とこれらの施設で一体的に業務・サービスを行うための新たな図書館システム「電子図書館基盤システム」を開発した（補章 4 節参照）。その一部として構想・開発した「NDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）」を、同年 10 月 1 日にインターネットで公開した。

物理的に離れた施設と一体化してサービスを行うため、それまで資料の所蔵施設を表示していなかった書誌データベースに資料の所蔵施設を表示しなければならなくなった。これを実現するために、書誌レコードから資料を切り離して 1 冊ごとに物理的に個別に管理し、それぞれの冊子ごとに「個体情報」を付与して、必要に応じて利用者にも提供することとした。提供する個体情報は、所蔵施設の情報に加え、利用中、製本中等の利用可能な状態にあるかの資料のステータス、排架場所（書庫内、開架閲覧室のどこにあるか）等である。

また、NDL-OPAC は、「国立国会図書館蔵書検索・申込システム」という正式名称が示すとおり、館内利用における閲覧、遠隔サービスにおける図書館間貸出し・複写の申込機能を備えていた。特に後者については、国立国会図書館が関西館開館を機に

遠隔サービスの拡大を図る上で重要な機能であったことは、第2節1に後述するとおりである。また、10月時点では10万件、1か月の遅延を経て11月1日からNDL-OPACのデータ収録範囲に雑誌記事索引の全件（540万件）を含めたこと、さらに平成15年（2003）年1月にこの雑誌記事索引から個人の登録利用者が遠隔複写を申し込む機能を加えたことは、遠隔複写サービスの利用を容易にし、申込件数急増につながった（2節1参照）。

こうしてNDL-OPACは、国立国会図書館の来館サービス、遠隔サービスの両面において、検索から複写に至るサービス基盤としての役割を担い、両サービスの発展に大きく寄与した。

(3) NDL-OPACの展開

NDL-OPACの収録範囲は、その後、地図資料、電子資料、博士論文等を順次追加し、また雑誌の巻号に対応した個体情報を徐々に整備するなど、NDL-OPACのデータの充実を継続して進め、平成15（2003）年11月にはデータ件数が1千万件を突破した（雑誌記事索引を含む）。また、検索可能な資料群の網羅性が高まったことで、必ずしも資料の利用を目的としなくても、例えばある作家の作品を一覧する、ある分野における出版の動向を調べるなど、調査ツールとしての利便性も高まったと言える。

さらに平成19（2007）年10月には、NDL-OPACの検索結果から「近代デジタルライブラリー」の画像へのリンクを、平成21（2009）年9月には電子ジャーナルへのリンクを実装し、国立国会図書館が所蔵する電子的な一次情報へ直接アクセスする機能の先駆となった。

システムの公開から約10年が経過した平成24（2012）年1月、国立国会図書館はNDL-OPACをはじめとする閲覧用システムの全面更新を行った（3節1（5）参照）。NDL-OPACのそれまでのコンセプトと機能を引き継ぎつつ、パッケージソフトを活用した新システムに刷新した。同時に、それまで別システムであったアジア言語OPAC（4章2節3（1）参照）を統合した。また、この全面更新の機会に、それまでサービス停止時間の縮小に順次改善を進めてきてはいたが長く懸案であった24時間稼働を実現した。特に、これまで早朝の時間帯にシステムが停止し時差のある海外からの利用に不便があったが、解消することができた。

(4) NDL-OPACから国立国会図書館オンラインへ

こうした機能の拡張や収録範囲の拡大を行っても、資料の検索からサービス申込みまでの機能を備えたNDL-OPACの根幹は変化するものではなかったが、情報通信技術の進展や電子情報の普及等、図書館を取り巻く大きな状況の変化に合わせて電子図書館サービスが拡大するとともに、OPACは他の検索サービスと並立し、さらには総合的な検索システムの中に統合されることになった。

平成30（2018）年1月、「国立国会図書館検索・申込オンラインサービス」（略称「国立国会図書館オンライン」）の提供を開始し、「NDL-OPAC」としてのサービスは終了した。国立国会図書館オンラインでは、国立国会図書館の蔵書の検索というNDL-OPACの基本機能を引き続き備えつつ、国立国会図書館で利用可能な契約データベース、雑誌記事索引、デジタル化した資料（「国立国会図書館デジタルコレクション」）の目次データ、「国立国会図書館デジタルコレクション」収載のオンライン資料（電子書籍・電子雑誌。2章1節3（2）参照）の記事本文及びリサーチ・ナビ（2節3参照）の目次データベースに収録された目次データ等を合わせて検索することができるようにした。また、東西間での取り寄せ閲覧及び記事掲載箇所調査（2節1（4）参照）の申込みは、国立国会図書館ホームページ及び他の専用システムに分散していたが、サービス申込窓口を統合し、閲覧・複写・記事掲載箇所調査を一括して申し込めるようにしている。

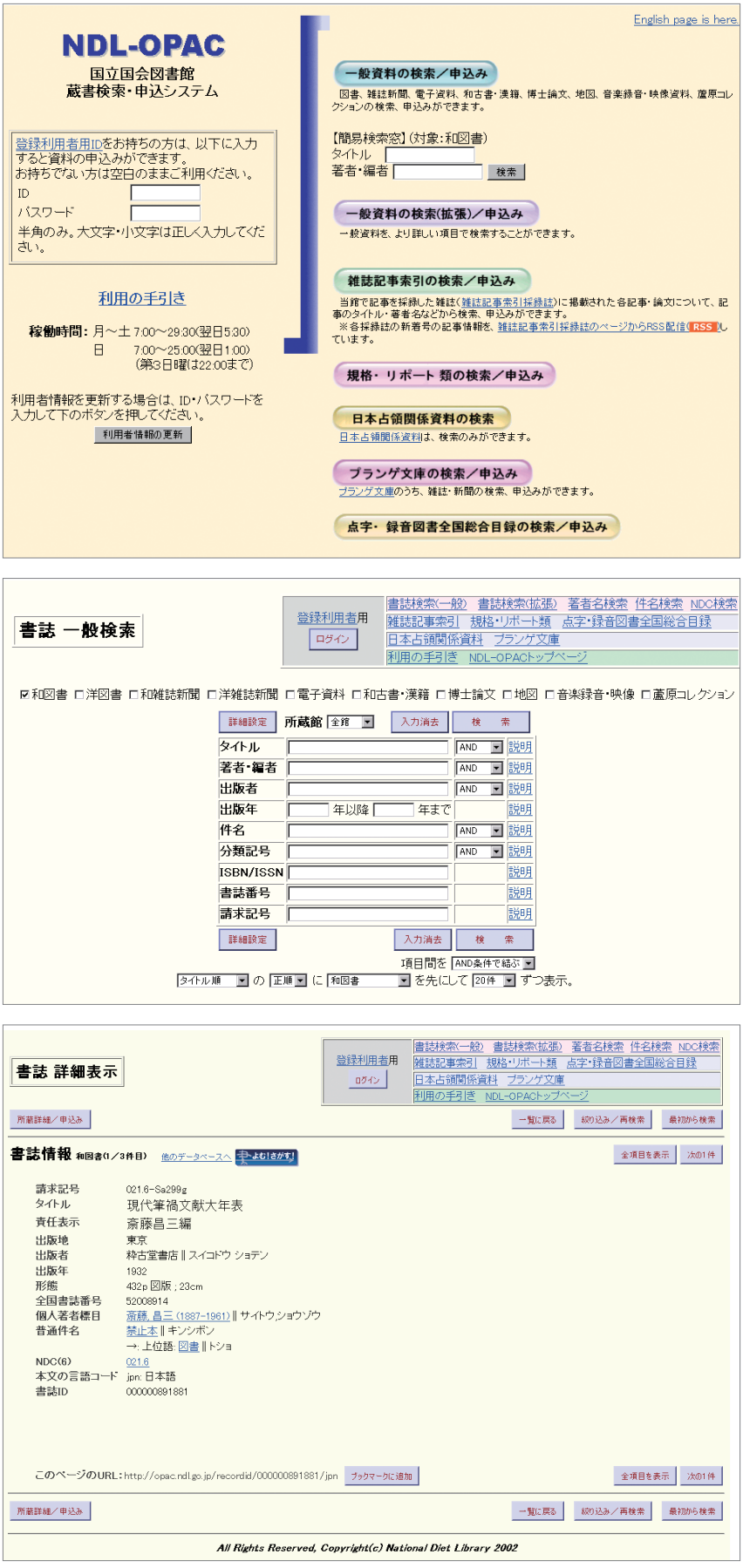

上から、NDL-OPAC トップページ、書誌一般検索画面、書誌詳細表示

左から、平成24（2012）年1月以降のNDL-OPACトップページ、NDL-OPACから電子ジャーナル等へのリンク画面

上から、国立国会図書館オンライン トップページ、検索結果画面

第2節　遠隔サービス

1. 遠隔複写サービス

(1) 概要

遠隔複写サービスとは、国立国会図書館に来館せずに国立国会図書館の蔵書の複写を申し込み、郵送で製品を受け取ることができるサービスであり、図書館間貸出し（コラム参照）と並ぶ国立国会図書館の文献提供サービスのひとつである。サービスの申込みは原則として国内外を問わず、図書館経由で、または個人から受け付けている。複写対象資料は国立国会図書館の蔵書全般（住宅地図、電子資料、録音・映像資料を除く）で、資料保存上の問題がない限り、原則著作権法で認められる範囲内での複写物の提供を行っている。

求める文献の複写物を郵送により遠隔から入手できるようにすることは、地理的な理由で来館することができない人々にもあまねく国立国会図書館が所蔵する文献を提供する手段のひとつとして重要な位置を占めている。ただし、この意味では来館サービスを補う位置づけに過ぎない。第1節に述べたように、国立国会図書館の遠隔サービスを、「来館できない人を対象とするサービス」に留めず「来館を要しないサービス」のひとつとしてサービスの最前面に位置づけ、広く社会に浸透した情報通信技術も最大限活用し、抜本的に刷新し、飛躍的に拡大させることを実現して国民や海外からのニーズに応えようとしてきた過程が、この20年である。その大きな契機は、後述するように、平成14（2002）年の関西館開館であった。

(2) 遠隔複写サービスの課題

第4章第1節3（4）でも述べるように、複写サービスへのニーズが年々高まっていたことを背景に、関西館の基本的機能のひとつとしてドキュメント・サプライ・サービス（複写・貸出による文献提供）機能を掲げ、関西館を我が国の一大文献提供センターとすることを構想した。関西館開館に向けてドキュメント・サプライ・サービス機能の充実を図るため、既存の郵送複写サービスを検討し、真っ先に改善すべき課題として挙げられたのが、複写申込みに至るまでに要する手続きや申込方法の合理化・迅速化であった。

利用者の申込みの受理から製品の発送までに長い日数を要していた原因として、人的リソースの不足、東京本館における作業スペースの狭あい等、作業環境に関わる全般的な問題に加え、複写対象資料や複写箇所が特定されていない申込みが相当数存在したことも大きな遅延要因であった。複写を申し込むためには国立国会図書館の所蔵資料の書誌事項や請求記号が必須の記載事項であったが、とりわけ個人からの直接の申込みにはこれらの必須事項に不備がある場合が多く、不備な記載を補正するための調査や申込者への確認、該当記事が見つからなかった場合等の謝絶事務等に多くの時間を要していた。平成8（1996）年の調査では、個人からの複写申込みの約50%において複写対象の図書・雑誌の特定がなされていない、という結果であった。そのため、国立国会図書館では、個人からの遠隔複写申込みが可能なことは積極的に広報せず、これらの必須事項を調査するツールを備える各種図書館を経由して遠隔複写を申し込むことを推奨していた。迅速化への手段として、正確な書誌事項や請求記号をより簡便に調査するツールを図書館に、さらには個人にも提供し、記載の不備を減少させること、不備な場合の国立国会図書館内部における合理的な処理体制を整備することが求められていた。

一方、図書館に対する遠隔複写サービスについては、すでに昭和61（1986）年の機構改革に際して、公共図書館や大学図書館等（各種図書館）を訪れる利用者が求める文献を当該各種図書館や地域の各種図書館が所蔵していない場合、国立国会図書館が所蔵資料の複写物提供によってそれらの各種図書館を支援するという、図書館協力の一環として強化策を打ち出し、図書館に対するサービスの窓口の一

本化やファクシミリによる複写申込受付の開始等の措置を講じていた（6章1節参照）。さらに当時普及が進んできた電子メールを活用する申込方法も導入し、平成8（1996）年4月には、学術情報センターのNACSIS-ILL（序章5節2参照）と連動したNACSIS/NDL-ILLシステム（平成10（1998）年度からは「NDL-ILLシステム」）の稼働を開始し、主に大学図書館を中心としたNACSIS参加館がデータベースを検索して電子メールにより複写を申し込むことを可能にした。平成10年7月からは『雑誌記事索引』CD-ROM版に、購入館から電子メールによる複写申込を可能とする機能を搭載した。このほかに申込用紙の改善等、平成14（2002）年10月のNDL-OPACの登場までさまざまな改善策を行った。

このほか、遠隔複写サービスを拡張する上での著作権法上の課題も存在した。著作権法第31条によって、図書館は、利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために図書館資料を用いて、著作権者の許諾なしに著作物の一部分の複写物を紙で提供することが可能である。遠隔複写サービスにおいて、著作権の範囲内で複写物を郵送で提供するだけでなく、全ページの複写を、より迅速にファクシミリや電子ファイルによって送信できるようにするために、国立国会図書館があらかじめ著作権者と契約を結び利用者が許諾の対価を支払う仕組みを創設し運用できないか、海外の図書館や文献提供機関では一定の条件の下でこうした仕組みが運用されている例も多く、国立国会図書館においても関西館を我が国の一大文献提供センターとする構想の一環として検討を行った。しかしこの課題は現在に至るまで未解決であり、遠隔複写サービスにおける著作権処理込みの全ページ複写や電子的な送信は実現していない。

(3) 遠隔複写サービスの刷新

ドキュメント・サプライ・サービスの拠点としての関西館設立（4章1節3（1））は、遠隔複写サービスの多くの課題を解決する大きな契機となった。平成11年（1999）年12月の「関西館開館後のドキュメント・サプライ・サービス」において、遠隔複写サービスを「個人対象のファーストリゾートとしてのサービスへと発展させる」という大きなステップを謳っている。「ファーストリゾート（最初に頼りにすべきところ）」とは、前述のように、各種図書館が自館では利用者に提供できない文献について「ラストリゾート（最後のよりどころ）」として国立国会図書館に貸出し・複写サービスを依頼することに対し、個人の利用者が最初から直接に国立国会図書館の当該サービスを利用することを表している。平成12（2000）年11月の「関西館開館後実施する利用者サービスについて」においては、より具体的に、新しいサービスシステムを開発・活用することにより、個人からの申込みと図書館経由の申込みを一本化する方針を明確にした。こうした方針が現実的に考えられるようになったのは、情報通信技術の進展が広く社会に及び、個人でもPCを所有しインターネットを駆使して求める文献を検索・特定することが技術的に可能な時代が到来したことが裏付けとなっていた。

この新しいシステムの一環として開発したのが、NDL-OPAC（1節2（2）参照）であった。書誌データベースと連携した複写申込システムであるNDL-OPACをインターネット上に公開したことにより、誰もが国立国会図書館の図書・雑誌・新聞等の蔵書目録を検索して、検索した結果から遠隔複写サービスを申し込むこともできるようになった。また、同時期に新たに登録利用者制度（3節2（2）参照）を導入し、NDL-OPACからの遠隔複写申込資格を登録利用者に限定した（ただし郵送は登録不要）。それを受けて利用者登録を行う個人が急増したが、この事実は、遠隔複写申込みの利便性が個人の利用者から広く受け入れられたことを示しているといえる。 NDL-OPACを申込窓口としたこの新しい遠隔複写サービスは、図書館経由の申込みを平成14（2002）年10月から、個人からの申込みを平成15（2003）年1月から開始した。以降、図書館経由の申込数が減少していく一方で個人からの申込数がその後4年間で10倍になったことに示されているように、国立国会図書館の遠隔複写サービスにおける

ファーストリゾートとしての位置づけがより確固たるものとして利用者に定着したといえる（4章2節1（2）も参照）。

(4) その後のサービス改善

遠隔サービスの拠点としての関西館開館、遠隔複写申込システムとしてのNDL-OPACの公開、遠隔サービス申込みの利用資格としての登録利用者制度の導入により実現した国立国会図書館の遠隔複写サービスの大枠は、現在まで変わっていない。ここではその後実現したいくつかの改善について取り上げる。

NDL-OPACの稼働により、それまで用いていた複写申込方法は役割を終え順次廃止していった。NDL-ILLシステムを経由する遠隔複写申込サービスはNDL-OPAC稼働後も継続して行っていたが、平成18（2006）年度末をもって終了した。また、各種図書館からのファクシミリによる申込みについても、平成22（2010）年6月に、書誌情報がシステムに搭載されていない資料等、例外的な場合を除いてNDL-OPACからの申込みに一本化した。

複写物の作成方法については、従来の紙媒体資料の複写物提供に加えて電子情報のプリントアウトによる提供が登場した。平成23（2011）年4月、契約データベースの掲載記事をプリントアウトして郵送するサービスを開始した。また同年2月に近代デジタルライブラリーに収載されている明治・大正期、昭和前期の図書、昭和30年代までの児童書の遠隔複写サービスにおいて、従来のマイクロ資料からの複写に代えデジタル画像プリントアウトによる提供を始め、次いで7月に「国立国会図書館のデジタル化資料」に追加された、戦後に刊行された和図書や雑誌等についてもデジタル画像からのプリントアウトの提供を開始した（2節2参照）。

平成24（2012）年1月、国立国会図書館はサービスシステムの全面的な入替えを行い、新たな登録利用者制度を導入した（3節2（3））。これに伴い、遠隔複写サービスの利用資格を利用者登録を行った個人及び図書館等の機関のみに限ることにした（利用者登録をしていない個人は図書館等の機関からサービスを利用できる）。平成30（2018）年1月には、登録利用者のカテゴリーとして新たに「インターネット限定登録利用者」を設けた。登録利用者が受けることができる各種のサービスのうち、遠隔複写等の一部のサービスのみを利用する場合に、本人確認書類の送付または持参という手続きを経ずに電子メールを利用してインターネット上で利用者登録ができることとし、国立国会図書館の遠隔サービスを利用する際のハードルを一段低くした。

同じ平成30（2018）年1月、「国立国会図書館検索・申込オンラインサービス」（略称「国立国会図書館オンライン」）の提供を開始した。国立国会図書館オンラインでは、別途提供していたデジタル化資料等の目次データを統合し、蔵書や雑誌記事等と合わ

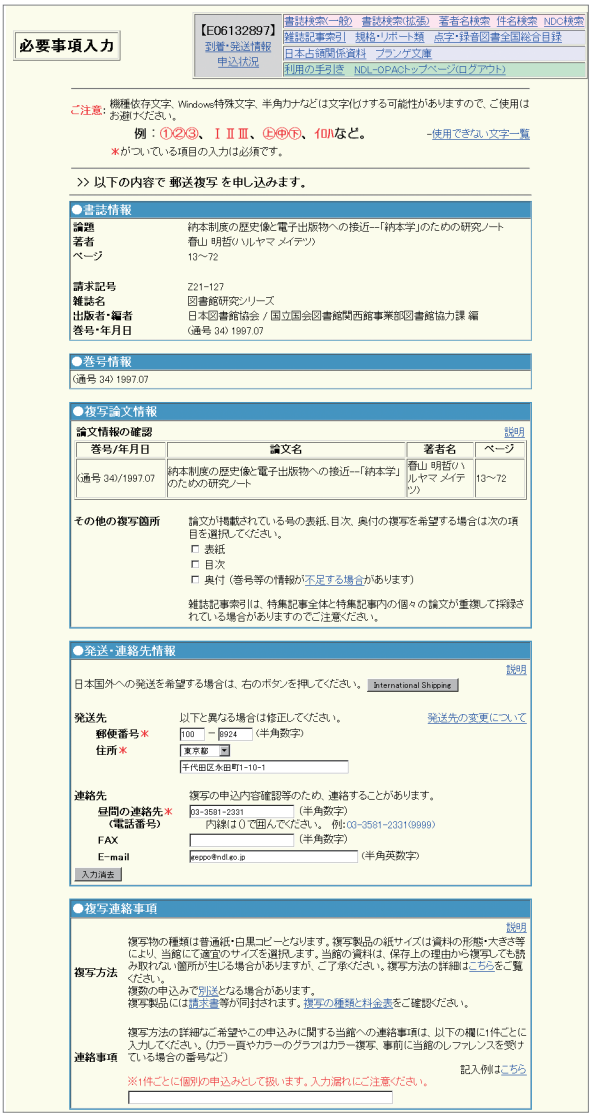

NDL-OPAC遠隔複写申込ページ

せて検索できるようにした。これにより、利用者が資料の内容をより詳細に調査し求める論文等を特定することができるようになり、遠隔複写サービスを申し込む上で利便性と正確さが向上した。

なお、従来は複写する記事の掲載箇所が特定できない場合は事前にレファレンスで問い合わせてから遠隔複写を申し込むという手順が必要だったが、平成27（2015）年度から国立国会図書館ホームページで複写のための記事掲載箇所調査の申込みとその回答を得られるサービスの試行を行った。これも平成30（2018）年1月に国立国会図書館オンラインに統合し、複写申込みを連続して行えるようになった。

コラム

図書館間貸出し

国立国会図書館は、一部の所蔵資料の図書館への貸出しを行っている。公共図書館、大学図書館、専門図書館（各種図書館）等の機関に対し、自館及びネットワークを組む地域等の図書館が提供できない資料について所蔵資料を貸し出すサービスである。図書館等の機関がこの図書館間貸出しを受けるには、国立国会図書館に制度への加入申請をして承認を受ける必要があり、また、借り受けた資料はその図書館内においてのみ利用することができる。図書館間貸出サービスは、対象となる機関の範囲、制度に加入するための条件、貸出制限資料の範囲等についてさまざまな変遷を経ているが、ここではこの20年の間に実現した大きな改善を3点紹介する。

i) 申込方法の一本化

NDL-OPACの稼働以前、図書館間貸出しの申込みは、郵送・ファクシミリに加え、NDL-ILLシステム（2節1（2）参照）による受付も行っていた。NDL-ILLシステムは、主に大学図書館を中心とするNACSIS-ILL参加館からの貸出申込みと、国立国会図書館総合目録ネットワークシステム（6章2節参照）の参加館のうち貸出申込みの登録を行った都道府県立図書館及び政令指定都市立図書館からの貸出申込みとを、電子メールで受理していた。NDL-OPACの稼働に伴い、大学図書館等との協議によりNDL-ILLシステムの運用を平成18（2006）年度末をもって終了した。

ii) 借り受け館での複写

著作権法第31条第1項で複写可能とされる図書館資料に他館から借り受けた資料は含まれないと一般的に解釈されていたこと、また納本図書館として責務を負う資料保存の観点から、国立国会図書館は従来、図書館間貸出制度により国立国会図書館の所蔵資料を貸し出した図書館等において当該資料を複写することを禁止していた。し

かし図書館団体と権利者団体による「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」が、図書館における著作権問題の解決に向けて検討を重ね、「図書館協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」をまとめたことを受け、国立国会図書館の貸出サービスにおいても、平成 18（2006）年 10 月から、貸出しに加え複写についても、別途国立国会図書館の承認を受けた図書館等の機関において資料を複写することを可能とした。

iii) 図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）

国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、著作権処理を終了しインターネットで公開しているもの以外の資料の利用は、国立国会図書館施設内での閲覧及び複写に限定された。また保存のためにデジタル化した原資料については、図書館間貸出しも含め著作権法上利用は不可となる。このため、デジタル化する前には図書館間貸出しにより提供できていた資料の提供手段がなくなり、代替手段が求められていたところ、平成 24（2012）年の著作権法改正により、国立国会図書館は絶版等により入手困難な資料について全国の図書館等に自動公衆送信することができるようになった。この法改正を受け、その運用方針に関する関係者間の合意を踏まえ、平成 26（2014）年 1 月から「図書館向けデジタル化資料送信サービス」を開始した（2 節 2 参照）。

梱包され発送を待つ図書館間貸出しの資料

コラム

雑誌記事索引

雑誌記事索引とは、国立国会図書館が収集・整理した和雑誌の記事の索引で、昭和24（1949）年から平成8（1996）年まで冊子体で刊行し、平成6（1994）年からはCD-ROMでも刊行していたものである。雑誌文献を求める人が、記事の論題名、論題中の単語、著者を検索語として、効率的に文献の掲載誌・掲載ページを特定することができる。もちろん、あらゆる雑誌の記事を対象とすることは不可能であり、国立国会図書館としてどのような雑誌を採録誌とするかの基準「雑誌記事索引採録誌選定基準」と採録誌中の記事の選定基準「雑誌記事索引記事採録基準」を定めて作成している。平成8（1996）年時点で約3100誌だった採録誌は、利用の多い一般週刊誌や大学等の紀要類を加えて平成12（2000）年には約9000誌に拡充し、さらに現在では約1万1000誌となっている。平成24（2012）年1月からは、一部のパッケージ系電子出版物と児童誌の採録も開始している。

遠隔複写サービスにおいては、複写を求める文献の掲載図書・雑誌や掲載ページを特定することが困難なため、利用者が不正確な情報を記載して複写を申し込み、その結果、複写物の作成・送付までに時間を要するケースが多いことが常に課題となってきた。こうした点から、文献が正確に特定できる雑誌記事索引は遠隔複写サービスにおいて利便性が高いツールとして活用されてきたことは、本文中にも述べたとおりである。平成10（1998）年に刊行した『雑誌記事索引』CD-ROM版は、これを購入した図書館から電子メールによる複写申込みを可能とする機能を搭載していた。平成14（2002）年10月に公開したNDL-OPACは蔵書検索に加え複写の申込機能を備え、データ収録範囲に雑誌記事索引のまずは10万件、11月1日からは全件（540万件）を加えた。さらに平成15年（2003）年1月にこの雑誌記事索引の検索結果から個人利用者が遠隔複写を申し込む機能を加えた。

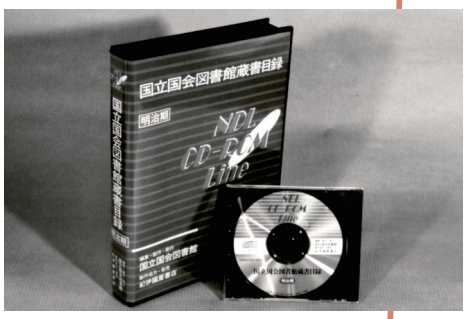

『雑誌記事索引』CD-ROM版

雑誌記事索引は館内利用サービスにおいても活用された。平成16（2004）年10月から平成23（2011）年末まで、館内設置端末上でNDL-OPAC雑誌記事索引の検索結果から資料の出納を伴わず直接複写を申し込むことができる「オンライン複写」というサービスを行った。

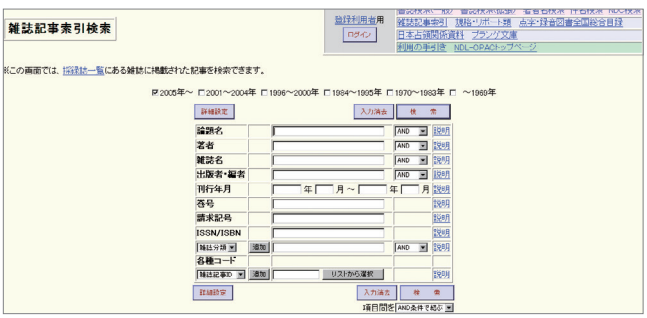

NDL-OPAC雑誌記事索引

2. デジタル化資料の提供とその拡充

国立国会図書館の所蔵資料のデジタル化の取組みについては既に論じたが（2章3節）、本項では、これらのデジタル化した資料を一体どのように提供し、サービスを拡充してきたか、国立国会図書館の所蔵資料デジタル化の源流である電子展示会から貴重書画像データベース、近代デジタルライブラリー等を経て今日の国立国会図書館デジタルコレクションに至るまでの、デジタル化資料提供に関する一連の取組みの歩みをたどる。

デジタル化資料の提供拡充の一連の流れが目指していたものは、平成10（1998）年5月に発表した「国立国会図書館電子図書館構想」（以下「電子図書館構想」）の、「「どこでも、いつでも、だれでも」情報にアクセスすることができる」という言葉に集約される。無論、この理想ともいうべき言葉を実現していくには、単に資料をデジタル化することによって無条件で達成できるものではなく、さまざまな取組みを経る必要があった。20年間の取組みの中で、この言葉はどこまで、そしてどのような形で実現されたのか、見ていきたい。

(1) 黎明期

平成10（1998）年6月、東京本館で「国立国会図書館開館50周年記念貴重書展」を開催した。それに合わせて、展示した古典籍資料のうちの一部をデジタル化し、電子展示会「ディジタル貴重書展」として同年6月9日に国立国会図書館ホームページ上で公開した。電子展示会は、実物の展示会に似せ

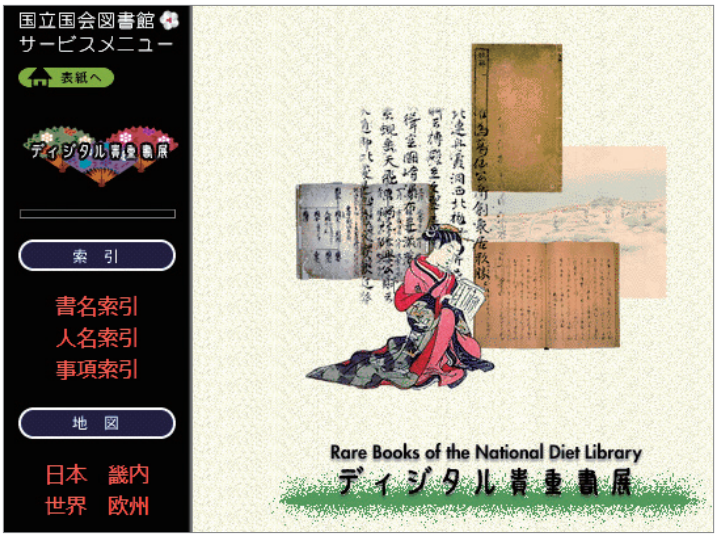

上から、電子展示会「ディジタル貴重書展」トップページ、
電子展示会「世界の中のニッポン」トップページ

て、あるテーマ、構成の下に選んだ複数の実物資料のデジタル化画像とその解題を、美しくデザインされたウェブページ上で閲覧できるようにしたところから名付けたものである。「電子図書館構想」においては、利用者が興味をもつ分野について、資料と情報を編集し魅力のあるコレクションを形成する手段のひとつとして位置づけていた。

第2章第3節で述べたとおり、平成7（1995）年から、国立国会図書館は新世代通信網実験協議会（BBCC）とデジタル化・組織化作業の効率化、画像データやテキストデータの入力、コンテンツの組織化・検索可能化等を目的とした協力実験事業を行った。「ディジタル貴重書展」はこのBBCCとの実験事業の成果物のひとつであり、大きな絵巻や地図を、マルチメディアを再生するプラグインソフトウェアで見せたり、地名や人名、事項でナビゲートしたりするなど、デジタル化した資料をどのように見せるかという点についても注力していた。またこの「ディジタル貴重書展」では、平成6（1994）年から行っていた情報処理振興事業協会（IPA）との共同プロジェクト「パイロット電子図書館プロジェクト」で撮影された古典籍資料の画像の一部も使用した。

これに続くBBCCとの協力実験事業の成果物として、平成12（2000）年8月には、「日本の風景記憶」「ウイーン万国博覧会」及び「憲政資料（日本近現代政治史料）」の3つのテーマからなる電子展示会「世界の中のニッポン」を公開した。1990年代以降、海外ではユネスコの「世界の記憶」プロジェクト、米国議会図書館のAmerican Memory等が立ち上がっており、「日本の風景記憶」というタイトルにはこれらの影響がある。電子展示会は、平成13(2001)年からは国立国会図書館独自の計画にのっとり実施したが、国立国会図書館内で開催する実物の展示会と同一のテーマ、構成、資料、解題で行う企画と、全く新たな電子独自の企画の2つのパターンがある。電子展示会は、現在も随時新規の企画によるコンテンツの公開を続け、認知度向上、資料の利用促進の役割を果たしている。

「ディジタル貴重書展」公開から4か月後の平成10（1998）年10月1日に、IPAとの実験事業で撮影した古典籍資料の画像と平成9（1997）年から平成10年にかけて国立国会図書館が独自に撮影した古典籍資料の画像をフォトCDに収め、古典籍資料室で閲覧サービスへの提供を開始した。フォトCDは、指定したフィルムをスキャンしてデジタル化しCDに書き込むサービスとセットで提供されていたイーストマン・コダック社独自の規格であり、専用ビューアの使用等で複数の解像度による画像が閲覧できるものであった。フォトCDは国際子ども図書館の電子図書館プロジェクトでも使用した。古典籍画像を収載したフォトCDは古典籍資料室内のスタンドアロンのPCでのみ提供を行っており、あくまでも古典籍資料室に来室しないと閲覧できなかったが、平成12（2000）年3月にはこのフォトCD内の画像をベースに作成した貴重書画像データベース

古典籍資料室における貴重書画像の提供

上から、貴重書画像データベース トップページ、詳細ページ

を国立国会図書館ホームページ上で公開し、和漢書103件、錦絵357件の合計460件、画像数にして約2万3000枚の画像のインターネットでの提供を開始した。このうち錦絵は、国立国会図書館所蔵の江戸期の作品をほぼ網羅するものであった。国立国会図書館が所蔵している錦絵は本の中に貼り込まれているものが多いが、本の書誌情報には貼り込まれている錦絵のデータが記されていないため、求める錦絵にアクセスすることが困難であった。デジタル化した錦絵のメタデータを作成する際は、当該錦絵が貼り込まれている資料の書誌情報も掲載するようにした。これら古典籍資料のデジタル化は、著作権保護期間が満了しているというハードルの低さのほかに、資料保存の観点から利用に注意を要する歴史的な文化財を広く一般に紹介すること、資料をデジタル化することによって、画像の拡大や画像の結合等により紙では実現できなかった利用方法を可能にすること、といった狙いもあった。

「ディジタル貴重書展」では、デジタル化された画像は資料全体のごく一部に限られており、あくまでもそれらの画像を眺めたり解題を読んだりして楽しむものであった。これに対し、貴重書画像データベースは、資料の一部分ではなく一冊または複数冊全体をデジタル化し公開し、タイトルや著者名、錦絵の場合は画題や登場人物等をデータとして持ち、それらの項目を検索できる検索機能を搭載し、調査研究に活用してもらうことを目的としていた。

(2) 近代デジタルライブラリーの10年

i) デジタルアーカイブの大海原へ

関西館開館直前の平成14（2002）年10月1日、近代デジタルライブラリーの提供を開始し、哲学・歴史・社会科学・芸術・文学等の分野の明治期刊行図書約2万400タイトル、約3万3000冊をインター

ネット上で公開した（デジタル化の作業については2章3節参照）。関西館設置後、資料デジタル化に関する多くの業務は関西館に移管し、以後電子情報部が発足（補章3節参照）するまでは、関西館が電子図書館事業の中枢的機能を担った。

貴重書画像データベースは古典籍資料を中心としたコンテンツを収載していたため、崩し字や古文の知識がなければ読むことができないコンテンツも多かったが、明治期以降の和図書を提供した近代デジタルライブラリーの公開によって、デジタル化資料の利用者層は大幅に拡大した。収載資料の点数も「ディジタル貴重書展」や貴重書画像データベースに比べて格段に増加し、ページ閲覧数はサービス開始から平成14（2002）年度末までの半年間だけで約108万件を数えた。また、新聞各紙で報じられるなど、社会的反響も大きかった。

システム面においては、目次をテキスト化し検索対象とした点、目次データから該当ページへ遷移できるリンク機能を導入した点、画像表示を高速化した点、画像を任意に拡大縮小する機能や「しおり」機能を導入した点等、これまでの電子展示会やデータベースになかった機能の追加や性能面の向上があった。他方で、サービス開始当初、近代デジタルライブラリーと蔵書検索システムのNDL-OPACの双方の仕様上データ連携ができなかったため、利用者はNDL-OPACで検索してデジタル化済みであると判明した資料を閲覧するために、近代デジタルライブラリー上で再度タイトル等で検索する必要があった。両者が連携しNDL-OPACの書誌画面上に近代デジタルライブラリーへのリンクボタンが表示されるようになったのは、公開から5年後の平成19（2007）年10月17日であった。

平成15（2003）年8月1日、それまで限定していた対象分野を全分野に広げ、約1万2000タイトル、約1万7000冊の資料を追加公開したのを皮切りに、平成16（2004）年10月15日に著作権者からの許諾を得た資料、平成17（2005）年8月2日に著作権者不明等の場合の裁定制度（文化庁長官裁定。2章3節コラム「著作権処理」参照）を受けた資料を順次追加公開し、収載規模を拡大していった。

初期の近代デジタルライブラリー トップページ（平成16（2004）年7月頃）

上から、近代デジタルライブラリー トップページ（平成 21（2009）年 9 月頃）、（平成 22（2010）年 9 月頃）、詳細ページ

ii) 大規模デジタル化事業と館内限定公開資料

平成 22（2010）年 1 月 1 日、著作権法改正法（平成 21 年法律第 53 号）が施行され、国立国会図書館が資料の保存を目的としたデジタル化を著作権者の許諾を得ず行えることになった（保存のためのデジタル化。2 章 3 節 3（2）参照）。従来は、劣化の兆候がある場合もしくは複製の許諾を著作権者から得た場合のみ複製が行え、複製手段も紙への複製とマイクロ化に限定されるとしていたが、著作権法の改正により、原資料を保護するためにデジタル化も行うことができるようになった。

この法改正前は著作権許諾を得ずにデジタル化資料を館内で閲覧に供することが検討課題であり、平成 20（2008）年に発足した、権利者団体や有識者等による「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」（2 章 3 節 3（2）参照）で著作権許諾を得ていない資料のデジタル化及びその提供方法等が協議された。同協議会は、上記の著作権法改正法の成立を前提として、平成 21（2009）年 3 月 23 日に①デジタル化資料の館内での閲覧・複写の方法やその制限、②テキスト化はあらためて協議すること、③デジタル化した原本は利用に供さないこと等について合意し、「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会第一次合意事項」をとりまとめた（以下「第一次合意」。2 章 3 節参照）。折しも成立した経済緊急対策の平成 21 年度補正予算にデジタル化経費として 127 億円が計上され、平成 21 年度から平成 23（2011）年度まで計 109 万冊のデジタル化事業（以下「大規模デジタル化事業」）を実施した（2 章 3 節 4 参照）。

平成 22（2010）年 9 月 1 日、大規模デジタル化事業でデジタル化した資料のうち、著作権の保護期間内、または著作権者の確認や著作権の保護期間の確認等の作業（以下「著作権処理」）が未実施の、戦前の和図書約 22 万点を近代デジタルライブラリーに収載し、国立国会図書館内限定での提供を開始した。これまでは近代デジタルライブラリー内のコンテンツはすべてインターネット上で公開していたが、これにより国立国会図書館に来館しないと閲覧することができない、「館内限定」のデジタル化資料が発生することとなった。この時点で既に館内限定公開の資料の方がインターネット公開の資料よりも点数が多く、インターネット上で公開されるデジタル化資料のデータベースであった近代デジタルライブラリーは、遠隔地からデジタル化資料を閲覧できるという性質を変更することになった。

保存のためのデジタル化を行った著作権処理が済んでいない図書及び雑誌については、「第一次合意」に基づき、以下の内容の利用サービスを提供した。

閲覧については、館内電子情報提供サービス（館電。3 節 1（4）参照）の一部の端末のみでの利用とし（提供資料の増加に伴い、平成 23（2011）年 7 月 28 日に東京本館でデジタル化資料閲覧専用端末（KSS（3 節 1（5）参照）先行端末）を 40 台追加導入）、加えてデジタル化済みの原本は利用不可とした。また、同一資料の同時アクセス数は 1 アクセスに制限した。

複写については、電子ファイルの複製サービスは不正な二次利用を完全に防止することが難しいとの理由で認めず、紙へのプリントアウトサービスのみとした。また、著作物の適正な利用についての注意喚起のため、複写物にその出所を表す「国立国会図書館」等の文言を含むフットプリントを印字した。孫コピー等の著作権法の範囲を越えた複写物の二次的な利用をいかにして防ぐか、という点を「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」のワーキングチームである「複写提供ワーキングチーム」で議論する中では、複写物をさらに複写した際に文字が浮かび上がるような特殊印刷の導入等も検討したが、正当な権利のある元の複写物の利用に影響が出ないように濃淡を設定すると孫コピーした際に浮き出る文字が薄くなって文字通り抑止効果が薄まるといった問題もあり、導入に至らなかった。

平成 23（2011）年 2 月 1 日、児童書デジタルライブラリー（5 章 3 節参照）の画像約 2000 点を近代デジタルライブラリーに統合した。

平成 24（2012）年 5 月 7 日、近代デジタルライブラリー内のすべての資料を、後述する前年 4 月から公開していたデータベース「国立国会図書館のデジタル化資料」から改称した「国立国会図書館デジ

タル化資料」内で提供することにし、近代デジタルライブラリーは再びインターネットで閲覧可能な図書及び雑誌のみを収載し提供するデータベースとした。この結果、デジタル化資料のうち館内限定公開の資料は「国立国会図書館デジタル化資料」でのみ提供することとなった（インターネットで閲覧可能な図書及び雑誌は近代デジタルライブラリーだけでなく「国立国会図書館デジタル化資料」でも提供）。

近代デジタルライブラリーは国立国会図書館のデジタル化資料提供サービスとして国内外で定着していたこともあり、その後も数年間提供を続けたが、平成 28（2016）年 5 月 31 日にサービスを終了し、その役目を終えた。

(3) 国立国会図書館デジタルコレクションとその変遷

平成 23（2011）年 4 月 4 日に公開していた「インターネット資料収集保存事業（著作別）」（WARP）（2 章 1 節 3（1）参照）と貴重書画像データベースを統合して「国立国会図書館のデジタル化資料」として公開した。その後、名称を「国立国会図書館デジタル化資料」、次いで「国立国会図書館デジタルコレクション」と変更して今日に至っている。

サービス開始当初の収載コンテンツは、貴重書画像データベースのデータを移行した「古典籍資料（貴重書等）」と「インターネット資料収集保存事業（著作別）」（WARP）のデータを移行した「インターネット資料」（電子書籍・電子雑誌）の 2 点であった。

続いて同年 5 月 31 日には、新規コンテンツとして歴史的音源（愛称「れきおん」）の提供を開始した。歴史的音源とは、歴史的・文化的資産である初期のレコード（SP 盤）及び原盤の劣化、散逸等による音源の喪失を防ぐために設立された歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC）が、1900 年初頭から 1950 年頃までに国内で製造された SP 盤及び金属原盤等に収録された音楽・演説等をデジタル化した音源データを、国立国会図書館が平成 21（2009）年度から 4 か年計画で購入したものである（2 章 2 節 2（2）ⅱ）参照）。著作権等保護期間が満了した音源についてはインターネット上で公開した。保護期間が満了していない音源は国立国会図書館の館内限定での公開としたが、そのうち一部は複製を必要としない方式（ストリーミング方式）での公共図書館への配信提供を可能とする使用許諾契約を日本音楽著作権協会（JASRAC）と結び、試験公開を経て平成 24（2012）年 7 月 2 日に公共図書館への本格配信を開始した。平成 25（2013）年 3 月 15 日には、歴史的音源資料の専用ページ「歴史的音源」を開設した。平成 31（2019）年 2 月 22 日現在で約 5 万点の音源を提供し、288 の図書館等の機関に配信サービスを行っている。

平成 23（2011）年 7 月 4 日には、大規模デジタル化事業でデジタル化を行った戦後期刊行の図書約 11 万冊と雑誌約 32 万冊のデータを追加し、提供を開始した。この時点では近代デジタルライブラリーも並存しており、近代デジタルライブラリーの収載資料は終戦直後頃までの「近代」の和図書、「国立国会図書館のデジタル化資料」はそれ以外という区分けを行っていた。

館内限定公開の資料は、前述のとおり、一資料に一度にアクセスできる件数を 1 アクセスに制限するシステム的な同時閲覧制御、複写物を作成する際のフットプリントの印字（（2）ⅱ）参照）等、「第一次合意」に基づいた形で提供した。

なお、視覚的作品（漫画、写真、グラフィック等）と楽譜は、デジタルデータから高画質の複写が可能になることで原資料の権利者の利益が損なわれるのではとの懸念から、複写提供の実施方法について協議を継続するとして、平成 23（2011）年の時点では視覚的作品のデジタル化資料の提供は行わないことにした。その後「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」で了承を得て、漫画を除く視覚的作品のデジタル化資料は平成 25（2013）年 8 月 30 日から、漫画のデジタル化資料は平成 29（2017）年 1 月 5 日から館内提供を開始した。了承にあたり、協議会では、デジタル化資料の不正な二次利用防止対策として、複写物にフットプリントを印字することや、複写申込画面の案内、掲示物・配布物等での著作権等に関する注意喚起を徹底することが、再確認されている。

上から、国立国会図書館のデジタル化資料 古典籍資料（貴重書等）トップページ、
歴史的音源トップページ、歴史的音源の視聴

国立国会図書館デジタル化資料

収載コンテンツはその後も拡大し、大規模デジタル化やそれ以降にデジタル化した図書、雑誌及び古典籍資料の追加公開資料だけでなく、さまざまな資料群を順次追加していった（下表参照）。平成24（2012）年5月7日には前述のとおり、近代デジタルライブラリーで提供していたすべての資料約57万冊を収載し、あわせてデータベース名を「国立国会図書館のデジタル化資料」から「国立国会図書館デジタル化資料」に改称した。さらに平成26（2014）年1月21日には、国立国会図書館がデジタル化した資料だけでなく、初めからデジタルデータで作成された、ボーンデジタルの資料も収集し、あわせて収載するデータベースであるということに即し、「国立国会図書館デジタル化資料」から「国立国会図書館デジタルコレクション」に名称を変更した。平成31（2019）年3月31日現在で図書約97万点、雑誌約132万点、電子書籍・電子雑誌約116万点、博士論文約19万点（紙資料からのデジタル化資料約14万点、電子形態による収集資料約5万点）、古典籍資料約10万点をはじめその他さまざまな資料を提供する、一大規模のデータベースとなっている。

機能面では、サービス向上のため利用者アンケート等を参考に継続的に改修を行った。平成24（2012）年5月14日の改修時に館内限定で導入し、平成25（2013）年12月10日に館外からのアクセス時でも利用できるようになった印刷調整機能もそのうちのひとつである。大規模デジタル化以降のデジタル化

国立国会図書館デジタルコレクションのコンテンツ

追加日	追加コンテンツ
平成23（2011）年 4 月 4 日	古典籍、インターネット資料（インターネット資料収集保存事業（WARP）由来の電子書籍・電子雑誌）
同年 5 月 31 日	歴史的音源
同年 7 月 4 日	図書、雑誌
同年 10 月 18 日	新聞（東日本大震災時の『石巻日日新聞』の号外）
平成24（2012）年 4 月 9 日	官報
同年 5 月 15 日	博士論文
同年 11 月 22 日	憲政資料
平成25（2013）年 3 月 7 日	日本占領関係資料
同年 3 月 21 日	プランゲ文庫
同年 10 月 15 日	オンライン資料（オンライン資料収集制度に基づく電子書籍・電子雑誌）
平成26（2014）年 1 月 21 日	科学映像
平成27（2015）年 3 月 17 日	脚本
平成28（2016）年 3 月 1 日	手稿譜

資料は資料の周りにある程度のスペースを確保した上で画像の撮影を行ったため、印刷時に無駄な余白が生じるという意見が利用者から寄せられていた。また資料によっては紙質や資料の劣化が原因で複写物の品質が良くないこともあった。この印刷調整機能の導入により余白の削除（トリミング）や濃淡の調整が可能となり、複写物の品質が改善した。

国立国会図書館デジタルコレクションでは「書誌情報」に各種識別番号を登録しているが、原資料の書誌に付与している ISBN（国際標準図書番号）や ISSN（国際標準逐次刊行物番号）等の各種識別番号のほか、「永続的識別子」を付与し、システム内の資料を一意に識別できるようにした。また、電子情報資源の長期アクセスに有用な国際標準の識別番号である DOI（Digital Object Identifier）も、平成 26（2014）年 3 月 18 日にデジタル化した博士論文へ付与を開始したのを皮切りに、各デジタル化資料への付与を進めている。

(4) デジタル化資料の利用

近代デジタルライブラリーの著作権未処理の資料の追加や国立国会図書館デジタル化資料のサービス開始以降、多くの館内限定公開のデジタル化資料が発生したが、館内利用という側面で見てみると、多くの点で利便性が向上した。真っ先に挙げることができるのは、それまで書庫からの出納が必要であった紙資料やマイクロフィルム資料を瞬時に閲覧し、プリントアウトを申し込めるようになった点である。その反面、閲覧からプリントアウト申込みまで端末でさまざまな操作を行う必要があったため、PC 等の機器類を日頃利用していない利用者には負担となった。また、平成 24（2012）年 1 月のシステムリニューアルで、書庫資料の申込みとデジタル化資料の閲覧等を同一の端末で行えるようにしたが、デジタル化資料の閲覧のために端末が一人の利用者に長時間専有されることが多くなり、時間帯によっては端末席が満席に近い状態になった。これに

国立国会図書館デジタルコレクション トップページ（平成 31（2019）年 3 月現在）

対しては、資料の検索・閲覧申込みを優先する端末を設ける、利用者の持ち込み端末からの閲覧申込みの仕組みを導入する、といった対策を取った。

資料のデジタル化の際に作成した目次データは本文画像の公開範囲に関わらずすべてインターネット上で公開し、館内外で大いに活用された。目次データの検索により、これまでの書名、著者名、分類、件名の書誌データの検索では発見できず、陽の目を見ることがなかった図書や、雑誌記事索引の索引採録対象外の雑誌の記事、採録誌の記事でありながらページ数が少なく採録対象外となっていた雑誌記事が掘り起こされることになった（コラム「利用の拡大」参照）。

(5) 図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）

図書館向けデジタル化資料送信サービス（以下「図書館送信」）は、国立国会図書館のデジタル化資料のうち絶版等の理由で入手が困難な資料を、国立国会図書館の承認を受けた公共図書館、大学図書館等の館内の端末で利用できるようにするサービスである。

保存のためのデジタル化を可能にするための著作権法改正の方向性について検討を行った文化審議会著作権分科会の「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」の平成 20（2008）年 10 月 1 日付の中間報告においても、デジタル化した画像を他の図書館等において閲覧できるようにすることは、引き続きの協議事項となっていた。この機能を果たす図書館送信のサービスが実現するまでにはさまざまな議論や調整があったが、その第一歩としては、大規模デジタル化事業後の図書館間貸出し（ILL、国立国会図書館の資料を公共図書館等へ貸し出すサービス。2 節 1 コラム参照）への対応があった。

i) 資料デジタル化による図書館間貸出しへの影響と特例措置

保存のためのデジタル化を行った資料の原本は利用停止となり、従来図書館間貸出しで公共図書館等が国立国会図書館から借り受けることができた資料は、図書館間貸出サービスの対象外となる。その上、デジタル化画像は著作権の処理が行われない限りインターネット上で公開しない。そのため、これまでもっぱら図書館間貸出サービスによって国立国会図書館の資料を利用していた地方や海外の利用者は事実上、資料を利用することができなくなる。そこで、図書館間貸出しに代わる資料へのアクセス確保のための対応策として、大規模デジタル化事業以前の国立国会図書館内部での検討では、代替措置として、都道府県立図書館等の特定の図書館への送信サービスのほか、デジタル化資料のデータを移した CD-R 等の貸出やアクセス制限をかけた PDF ファイルのメール送信等の案があった。大規模デジタル化事業の開始後、対応策の検討を本格化した。

平成 22（2010）年 3 月 17 日には、総務省、文部科学省、経済産業省の副大臣・大臣政務官及び関係者・有識者等で構成された「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」（いわゆる「三省懇」）が発足し、ワーキングチームのひとつである「出版物の利活用の在り方に関するワーキングチーム」において、国立国会図書館は、「国民が図書館を通じて市場で入手できない本を見ることができるという仕組みを、デジタルデータの場合にどう実現するかが課題」である、「知る権利を保障するという観点では、従来から公共図書館等が中心になってその役割を果たしてきた」ため、図書館間貸出しに相当する配信モデルの検討が必要であると説明を行っている。

次いで平成 22（2010）年 10 月 29 日、前述の「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の中に「図書館間貸出ワーキングチーム」が立ち上げられた。文化庁に照会した結果、デジタル化資料を用いた図書館間貸出し（貸出しを目的とした配信または媒体への複製・送付を行うこと）は現行法上行うことができないこと、図書館間貸出しに代わる措置としては著作権法第 31 条第 1 項第 3 号の「他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合」であれば複製物の提供が可能であることの 2 点が確認されたため、「図書館間貸出ワーキングチーム」ではこの照会事項の 2 点目の方

向性で検討が進められた。ワーキングチームは平成23（2011）年3月に、デジタル化して原本が利用停止になった資料について図書館間貸出しの対象館が申し出を行い、デジタル画像全ページ分を紙に複写して郵送する方式に関する報告書をまとめた。この方式の利用要件として、申込前に資料が容易に入手できないことをインターネット上の書籍検索サイト等により確認すること、受け取った図書館は利用者に館内で利用させ、利用後は図書館資料にするなど適宜の措置を取ること、が挙げられた。同年4月15日から、この方式による「デジタル化資料の図書館間貸出しの特例の試行」を開始した。サービス開始当初の平成23（2011）年度の利用件数は39件であった。試行終了後は「デジタル化資料に係る図書館間貸出しに代わる臨時的措置」としてサービスを継続し、平成30（2018）年10月1日現在も、図書館送信サービス（後述）に未参加の図書館に対しサービスを行っている。図書館送信サービスに参加している図書館等も、図書館送信の対象外の資料で条件を満たす資料であれば、この臨時的措置のサービスを受けることができる。

ii) 図書館送信実現への取組み

上述の図書館間貸出しの特例措置の調整と並行する形で、図書館送信についても徐々に検討が進んだ。国立国会図書館は、「三省懇」の検討を継続する趣旨で平成22（2010）年11月に設置された、文化庁の「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において、国として多額の経費を投入した大規模デジタル化の成果を高めるために、テキスト化を実施して本文検索ができるようにすることや、遠隔地での活用のため図書館までの送信を可能とすることを要望した。平成23（2011）年12月21日付けの検討会議の報告書では、国立国会図書館デジタル化資料の図書館等への送信について、国民の利便性の向上を図るため各家庭等までの送信を目標としつつも、第一段階として国立国会図書館のデジタル化資料を一定の条件のもと公立図書館等で利用可能となるよう著作権法の改正を行うことが適当であること、実施にあたっては対象出版物を市場における入手が困難な出版物に限定すべきこと、といった方向性が示された。

なお同報告書では、デジタル化資料の画像ファイル形式のデータのOCR等の処理によるテキスト化及び本文検索サービスの提供等、デジタル化資料のテキスト化についても言及があった。国立国会図書館は平成22（2010）年10月から平成23（2011）年3月にかけて全文テキスト化実証実験を行っていたが（2章3節4（3）参照）、この時点では本格実施には至らなかった。その後も平成27（2015）年に点字図書館と視覚障害者向けのテキスト化の共同実験を行うなど、テキスト化に向けた諸検討・実験等を行ってきた（6章6節3参照）。法的には、平成30（2018）年5月25日に公布された著作権法改正法（平成30年法律第30号）により、検索や解析のためのテキスト化とその一部の表示（スニペット表示）が著作権者の許諾なしで可能となっている。法改正に先立って、文化審議会著作権分科会の法制・基本問題小委員会で平成27（2015）年10月7日「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」が立ち上げられ、書籍の内容検索をはじめとした、探索している情報の所在を確認する「所在検索サービス」の有用性や権利制限等について議論が行われた。平成29（2017）年4月にそれらの議論や各種団体へのアンケート調査等を踏まえて作成された「文化審議会著作権分科会報告書」が公表されている。

「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」の検討結果を受けて、平成24（2012）年6月20日に著作権法改正法（平成24年法律第43号）が成立し、権利制限によって、国立国会図書館が絶版等の入手困難な資料を図書館等へインターネット送信し、送信先の図書館の利用者が閲覧できるようにすること（自動公衆送信）、図書館送信の受信先である図書館が送信資料の一部分を利用者に提供するために複写することが、著作権者の許諾がなくてもできることになった（平成25（2013）年1月1日施行）。また並行して、平成23（2011）年12月21日に「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の中に「図書館への限定送信に関するワーキ

ングチーム」が立ち上げられた。同ワーキングチーム及び同協議会で検討を行い、平成24年12月10日「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」が定められ、国立国会図書館はこの合意事項に基づき図書館送信の提供準備を進めた。

具体的には送信先の図書館を著作権法第31条第1項が適用される図書館等に限定し、これらの図書館について図書館間貸出制度に準じた承認制度を設けた。承認は、送信されたデジタル化資料の閲覧サービスのみを行うものと、閲覧及び複写サービスを行うものの2種類を設け、それぞれ、認証情報の適切な管理、機器やネットワーク等の準備及び管理、閲覧及び複写の運用方法を遵守すること等の承認要件を定めた。

送信対象となる資料については、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、流通在庫がなく、電子配信されていない等で図書館が購入することが難しい、「入手困難」な資料とした。選定にあたっては、まず入手可能性調査として、国立国会図書館が日本書籍出版協会の目録、オンデマンド出版に係る目録及び電子書籍に係る目録を調査し、「入手困難」の要件に当てはまらない資料を除外した。次いで送信対象候補資料のリストをインターネット上で公開し、市場において流通している資料または具体的な出版計画がある資料等を申請により除外する制度（オプトアウト）を設けた。この制度は図書館送信サービス開始後も継続している。

個別の資料群を見ていくと、図書については、戦後に刊行されたものは入手可能性調査を実施し、戦前に刊行されたものは調査を省略することとした。雑誌については、官庁出版物は送信対象候補とし、その他も著作権等管理事業者が著作権管理しているものを除き送信対象候補としたが、商業出版社に係るものはこの時点での取扱いを留保することとし、送信対象としないことで合意した。博士論文は出版されているものを除き、送信対象候補とした。これら資料群の条件に加え、漫画等の視覚的作品については電子書籍市場への影響に鑑みて、取扱いを留保することとした（漫画以外の視覚的作品及び楽譜は、絵本を除き、その後の調整で送信対象候補となった）。

図書館送信の対象資料として、雑誌が含まれている点は注目すべきポイントである。従来の図書館間貸出しの枠組みにおいては、破損・散逸の危険性があり、再入手が困難であり、利用頻度が高いという点に鑑み、雑誌は一律図書館間貸出サービスの対象外としてきたが、図書館送信では商業出版でない雑誌について公共図書館等での閲覧が可能となった。雑誌は資料の性質上、公共図書館で保存されることが少なく、また、図書館間の相互貸借制度において対象外になることも多いため、送信対象は商業出版でない雑誌に限定しているものの、雑誌の図書館送信が全国の利用者の調査研究に与える影響は大きい。

平成26（2014）年1月21日、図書館送信のサービスを開始し、図書約50万点、雑誌約67万点、古典籍資料約2万点、博士論文約12万点の合計約131万点を公共図書館等への送信対象資料とした。なお、この時点でのインターネット公開資料は約47万点、国立国会図書館内限定資料は約50万点であった。

平成26（2014）年1月のサービス開始当初は19都道府県29館であった図書館送信参加館は、平成31（2019）年3月1日現在で47都道府県1023館にまで増加した。アクセス数も平成26年度の1年間で約27万件、平成30（2018）年度の1年間では約66万件と着実に件数を伸ばしている。

送信先の図書館内での利用は、利用者が送信先の図書館等の登録利用者であること、複写は送信先の図書館等の職員がすべて行うこと等を要件としている。利用者は、国立国会図書館内では、利用者登録の有無に関わらず館内のどの利用者端末からでもアクセス可能であり著作権法の範囲でプリントアウト申込みも可能であるのに対し、送信先の図書館等では、同時閲覧制限がかけられていないというメリットはあるものの、利用にあたってさまざまな面で当該館等の職員の手を煩わせなければならない。

図書館送信のサービス開始当初、海外の図書館等はサービスの対象外であった。デジタル化した資料

の原本は図書館間貸出しの対象外となり、前述の特例措置も海外の図書館等は対象外であったため、デジタル化後に海外の図書館等では原本の借受も代替する特例措置によるサービスのいずれも受けられない事態となっていた。そのような事態に対し、海外の日本研究司書等から、日本資料専門家欧州協会（EAJRS）年次大会等の国際会議の場等において、海外でデジタルで読むことのできる国立国会図書館の資料がインターネットで公開されている資料に限られ、海外から容易にアクセスできる日本関係の資料の少ないことが海外での日本研究の障壁になっているという指摘や、図書館送信を海外の図書館等まで拡大してほしいという要望がなされていた。

国立国会図書館が文化庁著作権課に働きかけた結果、平成29（2017）年2月の文化審議会著作権分科会法制･基本問題小委員会の中間まとめにおいて、海外への図書館送信の実現のための法整備の必要性が記載され、調整が進められた。その結果、平成31(2019)年1月1日に施行された著作権法改正法(平成30年法律第30号）によって、一定の要件を満たした海外の図書館等への図書館送信及び送信資料の送信対象図書館内での複写が可能となった。今後送信に向けた準備を進める予定である。海外の図書館等への図書館送信の開始は、海外における日本研究に大いに資することが期待されている。

平成26(2014)年1月の図書館送信開始時点でのデジタル化資料の提供数

資料種別	デジタル化資料提供数（概数）			合計	年代・内容
	インターネット公開	図書館送信	国立国会図書館内限定		
図書	34万点	50万点	6万点	90万点	昭和43年までに受け入れた図書
古典籍	7万点	2万点	－	9万点	貴重書、江戸期・清代以前の和漢書等
雑誌	0.5万点	67万点	39万点	106万点	平成12年までに発行された雑誌
博士論文	1.5万点	12万点	1万点	14万点	平成3～12年度に送付を受けた論文
その他	4万点	－	5万点	9万点	官報、憲政資料、日本占領関係資料等
合計	47万点	131万点	50万点	228万点	

※概数のため、合計が合わない場合があります。

主なコンテンツと近代デジタルライブラリー、国立国会図書館デジタルコレクションの関係

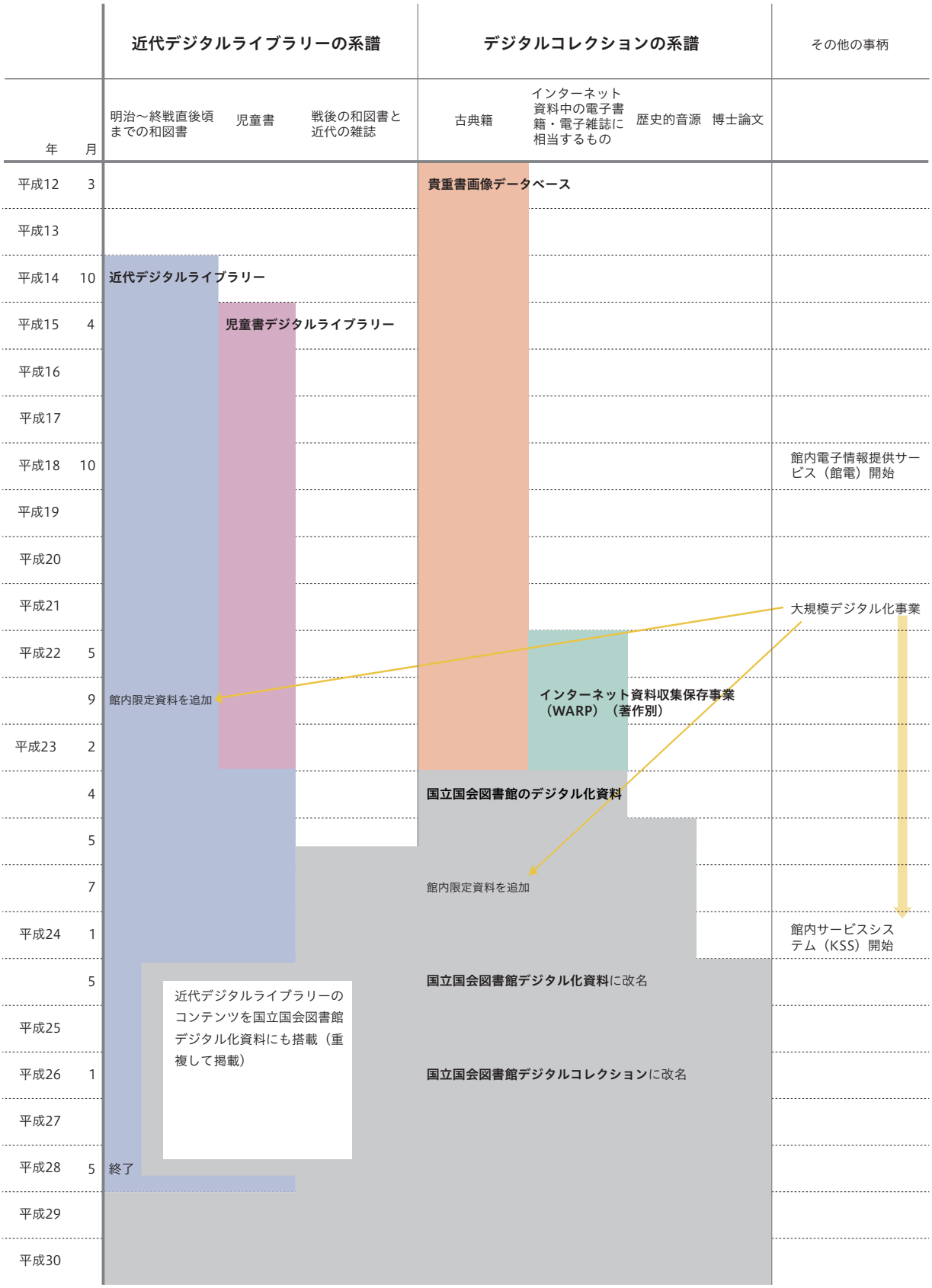

3. 主題情報の発信

オンラインデータベースやインターネットが発達する以前、図書館の職員が編み出してきた調べ方のノウハウは基本的に外部には公開されず、その図書館の職員の中でのみ共有、伝承されていた。場合によっては、そうしたノウハウは、職員の間でさえ共有されずにいた。

1990年代半ば以降、情報化社会が急速に発展する中で国立国会図書館は、新たな情報技術を活用し、少数の職員のみにより共有されていた情報探索に有用な専門的知識や主題情報をもっと広い範囲の職員が共有し、または外部発信することについて、検討を進めた。平成11（1999）年1月の「一般利用者サービスの今後のあり方について」では、「情報及び情報ニーズの高度化、専門化、多様化に伴い、特に主題に関するレファレンスサービスは一層重要となる」「紙媒体資料を基盤として従来から実施してきたものに加え、インターネット資源を含む電子情報資源利用のための検索ツールの作成」等を行う、としている。

これらの検討は平成10（1998）年度第1次補正予算による科学技術レファレンス情報システムのシステム開発の開始により具体化した。翌11（1999）年度からはシステム開発費やデータ作成費を本予算に計上し、以降、調べ方や主題情報の電子化及び外部公開を進めていった。

(1) 科学技術レファレンス情報システム（レファレンス情報システム）の構築

平成8（1996）年9月より、来るべきOPAC稼動（1節2参照）や、関西館、国際子ども図書館の開館に備えてレファレンス業務の電子図書館化を図るため、レファレンスの回答事例や主題書誌を蓄積し、あわせてOPAC等も検索できるシステムとして「専門総合情報システム」の検討を行った。

平成9（1997）年3月5日の第38回科学技術関係資料整備審議会や平成10（1998）年6月17日に公表した「国立国会図書館科学技術情報整備基本計画」における、レファレンス情報や科学技術情報の電子化に関する言及を経て、平成10年からは「専門総合情報システム」の構想を引き継ぎつつ、科学技術関係のレファレンス業務支援のために「科学技術レファレンス情報システム」を段階的に開発した。当初「科学技術」という名のとおり、国立国会図書館の科学技術情報流通に果たすべき役割のさらなる拡大を目標としてシステムの開発を進めたが、開発が進むにつれ、科学技術情報の枠にとらわれない総合的なレファレンス支援のためのシステムという方向性にシフトした。

平成10（1998）年度は、科学技術資料室に開架されている参考図書を中心とした約3000冊の資料の目次等のデータの入力及びそれらを検索する目次検索システムの開発を行い、平成11（1999）年3月に職員用の検索システムとして稼働した。平成11年度以降は、各主題に関するデータベース（以下「主題データベース」）と、さまざまな事柄の調べ方や情報源を紹介するウェブページ「調べ方案内」の原型であるインフォメーションカードシステムの開発を行った。

主題データベースには、「日本科学技術関係逐次刊行物総覧」や「日本政治関係人物文献目録」（平成15（2003）年12月の国立国会図書館ホームページ上での公開以降は「近現代日本政治関係人物文献目録」）のように、もともと紙で刊行したものをデータベース化し「国立国会図書館オンライン情報検索システム」（NOREN。補章4節参照）で提供を行っていたもののほかに、「企業・団体リスト情報」のように各専門室でテーマごとに作成していた閲覧用カード目録から新規に入力して開発したものもあった。NORENで提供を行っていた書誌のデータベースは「国立国会図書館蔵書検索･申込システム」（NDL-OPAC）に直接データを移行したが、NDL-OPACの性質にそぐわない主題情報のデータベースは科学技術レファレンス情報システムが受け皿となった。科学技術レファレンス情報システムにデータを投入した主題データベースは、順次国立国会図書館ホームページ上で公開した（p.145の図参照）。

インフォメーションカードシステムの元となったインフォメーションカードとは、問合せの多い事例

を項目ごとにB6判のカード（京大式カード）に記入し、ボックスに入れて閲覧カウンター等で職員が参照していたレファレンス用ツールである。

元々は一人の図書館員のノウハウに過ぎなかったような知識を、文字に起こすことによって形式知化し職員間で共有していたわけだが、インフォメーションカードシステムでは一部の専門室においてカードをデータ化し、職員用データベースとしてレファレンス業務等で活用した。そしてこの中から、インターネットに公開することで役に立つと思われる事例や調べ方をピックアップし、外部用に加工した上で、「テーマ別調べ方案内」という名称で平成14(2002)年10月1日より国立国会図書館ホームページ上の1コンテンツとしてhtmlで公開した。

「テーマ別調べ方案内」（現在は「調べ方案内」）では、「過去の通達を調べたい」「自動車産業の業界動向を調べたい」「県史や市町村史を調べたい」といった図書館利用者からよく寄せられる質問を取り上げて、レファレンスに熟達した図書館員がそれについて調べる上で有用な資料、データベース、インターネット情報等を厳選して紹介した。

「科学技術レファレンス情報システム」は平成16(2004)年3月31日に国立国会図書館の館内利用者に提供を開始し、同年4月1日付で「レファレンス情報システム」と改称した。館内利用者向けに、「目次検索」を軸として、「参考図書紹介」「日本科学技術関係逐次刊行物総覧」「近現代日本政治関係人物文献目録」といった主題データベースを提供した。館内利用者へのサービス提供をもって、科学技術レファレンス情報システム（レファレンス情報システム）の一連の開発を終了した。

レファレンス情報システム内のコンテンツのうち、主題データベースのデータは国立国会図書館ホームページでも公開していたが、目次検索システムのデータはレファレンス情報システムの後継のシステムであるリサーチ・ナビを提供するまでインターネット上では公開せず、支部図書館、都道府県立図書館、政令指定都市立図書館、モニター調査のモニター機関等に対して限定的に公開した。

レファレンス情報システムは国立国会図書館の内外のレファレンス業務や諸調査に資する一方、同時期に開発されたNDL-OPACとの連携がない点、目次検索システムが限定的な公開であった点等、課題もあった。これらの諸課題は、後継のリサーチ・ナビによって解決した。

(2) ナレッジとリサーチ・ナビ

レファレンス情報システムの後継であるリサーチ・ナビは、ナレッジマネジメントの思想をメインコンセプトとして前面に押し出した「ナレッジデータベース」構想をもとに、システムの検討・開発を進めた。1980年代から1990年代にかけてアメリカの企業で取り入れられ始めた組織経営管理のひとつ「ナレッジマネジメント」が日本でも1990年代後半以降注目を浴びたが、このナレッジマネジメントという言葉を前面に押し出し、主題情報の発信に係る

インフォメーションカード

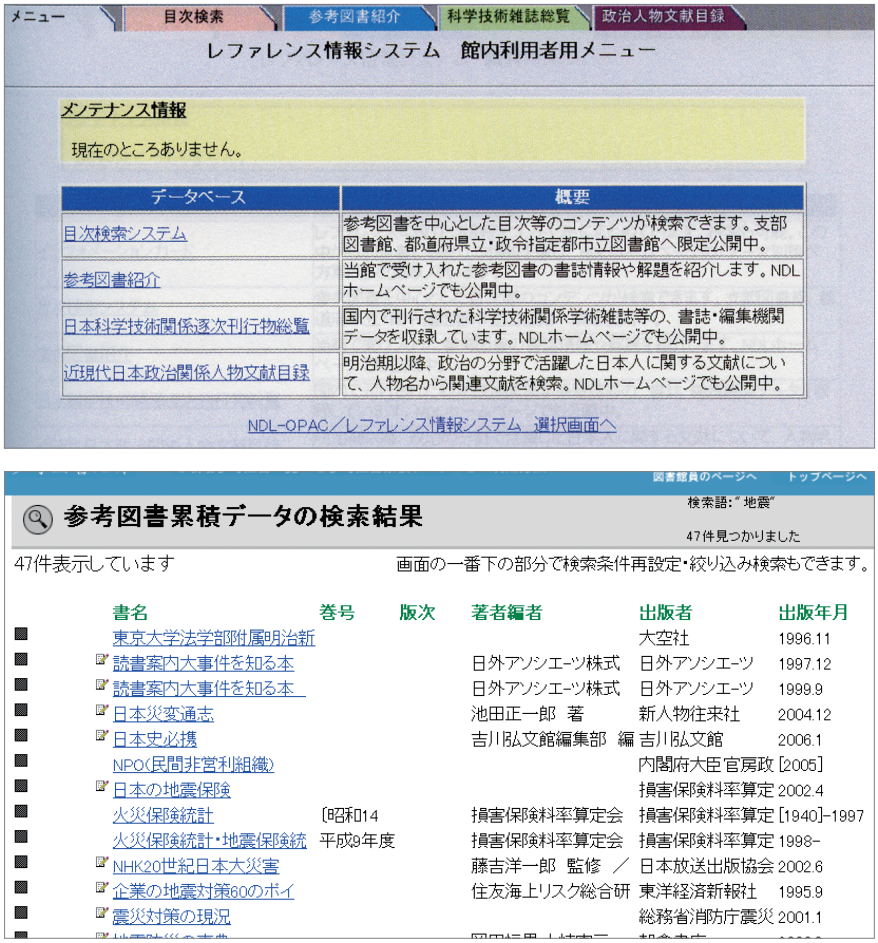

上から、レファレンス情報システム 館内利用者用メニュー、参考図書紹介

諸検討を行った。なお、初期段階においては、この構想とは別に、情報ネットワークを介して利用者の情報探索活動を支援し、利用者が場所と時間の制約を受けずにより広範な情報資源へアクセスできるようにすることを目的とした、「仮想参考図書室（仮称）」というシステムを開発する構想をほぼ並行する形で検討していた。平成17(2005)年には、「ナレッジデータベース」構想がこの仮想参考図書室の構想を吸収した。

平成18（2006）年にプロジェクト名を「ナレッジ提供サービス」に変更し、諸検討を進めた結果、課題として、①一般利用者への主題情報の提供の推進、②文書レファレンスの受理処理の改善、③現行システムの連携・機能不足の解消、等を抽出し、情報発信型のレファレンス・サービスを提供するシステムの構築やレファレンスに関する業務体制の整備を行うこととした。その後外部委託調査を経てシステム開発を進め、平成21(2009)年5月11日にリサーチ・ナビという名称で公開した。

リサーチ・ナビには「調べ方案内」の前身である「テーマ別調べ方案内」のコンテンツ、主題データベースの各データを投入した。また「テーマ別調べ方案内」とは別に、平成11（1999）年に開設された法令資料や議会資料の解説・リンク集である「国立国会図書館法令議会資料室」、平成14（2002）年10月1日に国立国会図書館ホームページをリニューアルする前後に設けた法律政治・官庁資料室、アジア情報室（4章2節3(1)参照）等の各専門室のページや、その後ホームページ上で公開した「統計資料レファレンス・ガイド」等も投入した。また、リサーチ・ナビ公開にあわせて、これまで国立国会図書館内と特定の図書館でのみ提供していた目次検索システムも「目次データベース」としてはじめてインターネット上で公開した。

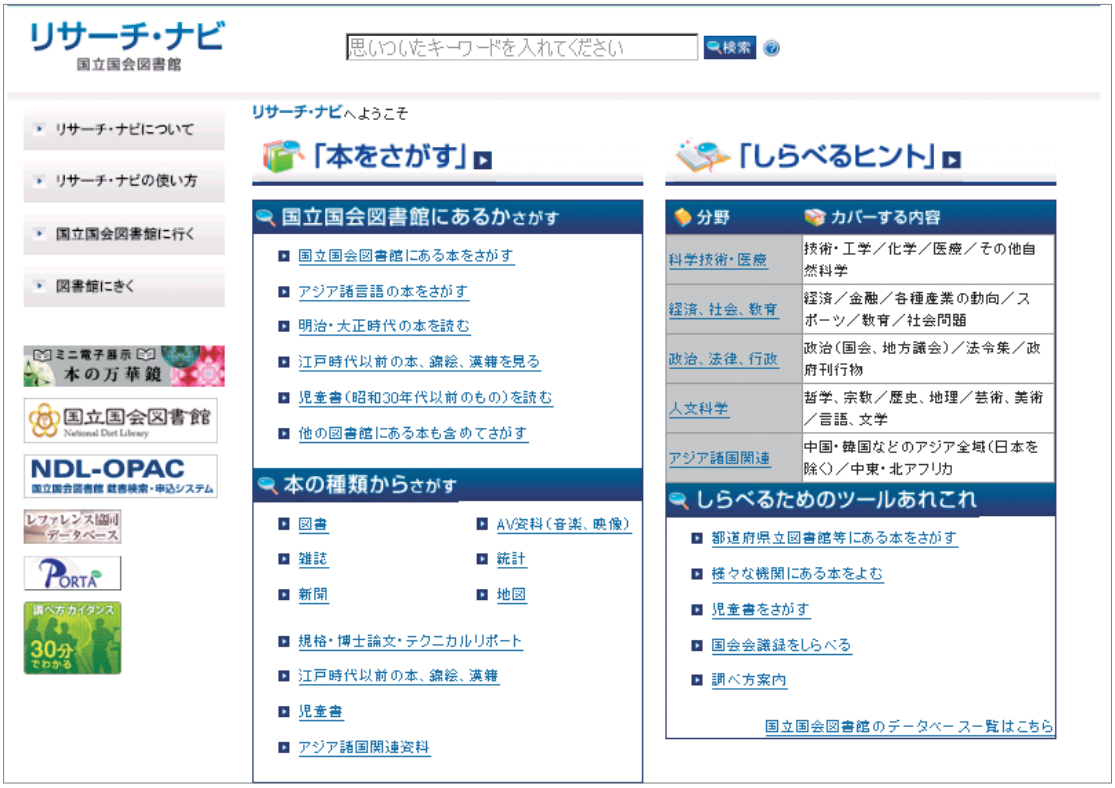

上から、初期のリサーチ・ナビ トップページ、検索結果画面

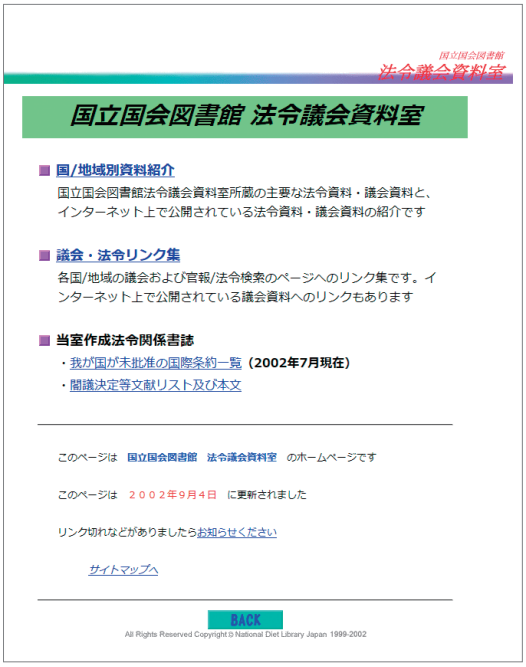

国立国会図書館法令議会資料室ホームページ

リサーチ・ナビ上のミニ電子展示「本の万華鏡」第 12 回「紙の上の旅・人・風俗―江戸の双六（すごろく）―」トップページ

科学技術レファレンス情報システムからリサーチ・ナビまでのコンテンツごとの公開状況

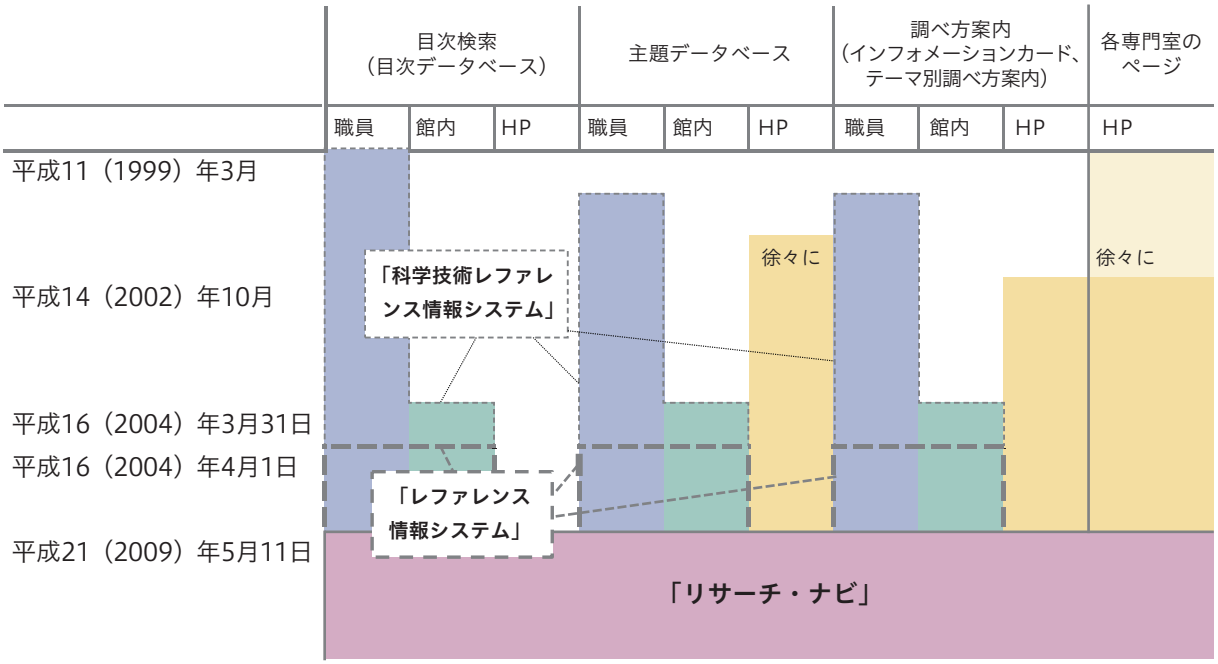

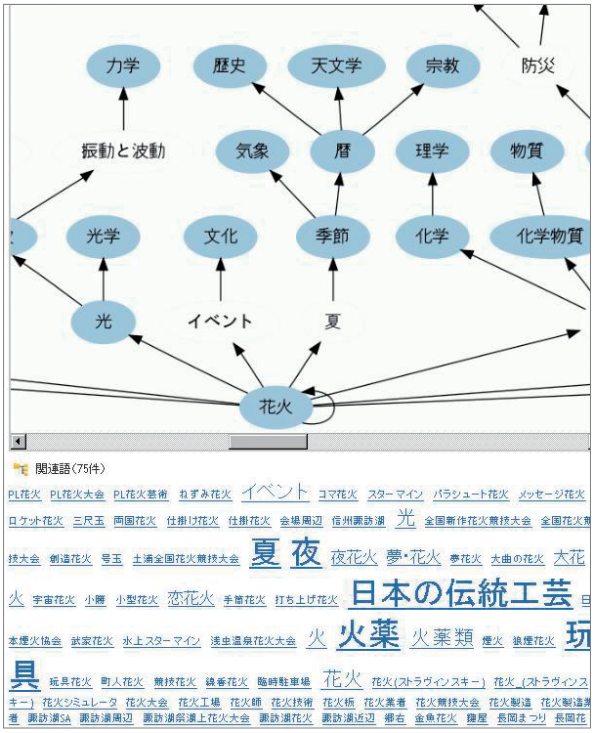

タグクラウド

「テーマ別調べ方案内」の時代はシステムの制約等もありページの更新を月1回に限定していたが、リサーチ・ナビに移行してからは「調べ方案内」等のページの随時更新が可能となり、より早く、より柔軟に情報発信を行えるようになった。リサーチ・ナビ公開以降、コンテンツ作成に注力し、平成21（2009）年度は約1800件だったコンテンツは平成22（2010）年度には約4100件と倍増した。一方、多数のコンテンツの維持管理もひとつの課題となり、取り扱っているテーマが古くなったページの公開停止や、新規情報の追記や修正を行わないページをアーカイブページとすること等も行った。

また、電子展示会も一部リサーチ・ナビに収載した。従来国立国会図書館ホームページ上に館内の常設展示のリストを掲載していたが、リサーチ・ナビ開始に合わせて常設展示自体を廃止し、ミニ電子展示「本の万華鏡」をリサーチ・ナビ内で提供した（過去の常設展示のリストもリサーチ・ナビに投入した）。展示の成果も一種の主題情報であるという観点によるものであり、さまざまなコンテンツを統合検索しようという思想がここにも表れている。しかしリサーチ・ナビの仕様では展示としての見栄えが劣ること等により、「本の万華鏡」は平成25（2013）年8月以降リサーチ・ナビから離脱し、国立国会図書館ホームページ内のコンテンツとなった。

リサーチ・ナビの統合検索ではこれらのコンテンツの検索結果を表示するだけでなく、国立国会図書館件名標目表や日本十進分類法を応用して関連語を抽出し、関連語をツリー構造でグラフ化したテーマグラフや関連語を一覧化し関連度合いによって文字の強弱をつけたタグクラウドを表示するほか、参考情報としてWikipediaの検索結果も表示するなど、利用者の情報探索の一助となる関連情報も提供した。

このほかに、リサーチ・ナビには職員用機能としてデータベースのコンテンツ編集機能、コミュニティ機能（REX）、文書レファレンス受理処理機能を持たせ、システムの維持管理の効率化やコスト削減を図った（このうち文書レファレンス受理処理機能は平成30（2018）年1月の国立国会図書館オンライン稼働とともに、国立国会図書館オンラインに機能を移行した）。

REXはレファレンスに有用な情報源の蓄積や職員間の専門的なレファレンス知識の共有等を行う職員用コミュニティサイトであり、国立国会図書館のレファレンス部門におけるナレッジマネジメントの核ともいうべき存在となった。従来、メモや口頭で共有されていたレファレンス事例や情報源をREX内に日々蓄積し、口頭レファレンスや文書レファレンスの一助とするとともに、「調べ方案内」やレファレンス協同データベース（6章3節参照）のレファレンス事例の元データとして活用した。

(3) その後の展開

リサーチ・ナビは平成28（2016）年に、「調べ方案内」の階層構造の深さ等を解消するためにトップページの再編及び「調べ方案内」の階層構造の再編を行い、平成31（2019）年3月現在では上部の統合検索窓、「調べ方案内」「専門室のページ」、参考図書紹介や目次データベース等11のデータベースから成る「テーマ別データベース」「国立国会図書館のデータベース等」という5項目で構成されてい

る。

また、特定主題に関するデータや解題情報の有用性や需要の変化にあわせ、データベースの統廃合や更新停止もあった。例えば企業・団体等のリスト情報が掲載された冊子体資料のデータを蓄積した「企業・団体リスト情報」は、情報化の進展で業界団体のウェブサイトに載った名簿情報が検索エンジンで容易に検索できるようになったほか、過去の名簿類のデジタル化が進んだこともあり、平成29（2017）年3月31日で新規データの採録を停止した。

他方で、参考図書等の目次データを収録した「目次データベース」は安定的に需要があった。「目次データベース」のデータは、平成30（2018）年1月にNDL-OPACを引き継ぎ稼働した「国立国会図書館オンライン」に投入したことにより、さらなる活用が期待されている。国立国会図書館の蔵書検索システムに直接「目次データベース」の目次データを投入したのは初めてのことであり、雑誌記事索引のデータ、国立国会図書館デジタルコレクションの目次データとあわせて、利用者の情報探索や遠隔複写等の遠隔サービスの利用に資するだろう。

「調べ方案内」はその後も時代の変化にあわせてページの新規作成や統廃合等を行い、平成31（2019）年3月31日現在のページ数は1306、平成30（2018）年度1年間のページビューは約716万件を数えた。前身である「テーマ別調べ方案内」が公開されてから15年もの年月が経過する中で、情報化社会は急速なスピードで発展し、何かわからないことがあった場合に、まずはインターネットの検索エンジンで検索することが一般的となった。一方で、検索エンジンで検索した際に検索結果の上位に出てくるページであっても誤った情報や情報源がはっきりとしない情報が混ざっていたり、そういった情報だと気づかずにSNS等で拡散したりしてしまうケースが後を絶たず、インターネット情報の信頼性や情報リテラシー、SEO（検索エンジン最適化）等に関する問題点も数多く指摘されている。情報化が進展した時代であるからこそ、「調べ方案内」は「正確な情報源」へ利用者を効率的にナビゲートするコンテンツとして、より一層の活用が期待される。

平成31（2019）年3月時点のリサーチ・ナビ トップページ

4. 情報探索ポータル

本節では国立国会図書館の情報探索ポータルとして、国立国会図書館デジタルアーカイブポータル（PORTA）とその後継の国立国会図書館サーチ（NDL サーチ）の 2 つを取り上げる。

(1) PORTA

国立国会図書館における情報探索ポータルは、平成 16（2004）年 2 月 17 日に策定した「国立国会図書館電子図書館中期計画 2004」（以下「電中 2004」）で電子図書館サービスの目標のひとつとして、「デジタル・アーカイブのポータル機能」を掲げたことに始まる。このポータルは、国立国会図書館の「デジタル・アーカイブにとどまらず、国等の公的機関を中心とした電子的情報資源や情報提供サービスに利用者を適切に案内するものである」とし、公的機関のデジタルアーカイブ全体の「表玄関」となるよう、その統合検索を目指すことが当初からのコンセプトであった。

この構想は当時の国立国会図書館に対する社会的要請に応える形でまとめられ、特に政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）等での検討の動向をも踏まえたものであった。 IT 戦略本部は平成 13（2001）年 1 月に「e-Japan 戦略」を決定し、それに基づき、3 月に具体的な取組事項を定めた「e-Japan 重点計画」を策定した。この計画では美術館･博物館等の所蔵品のデジタル化､アーカイブ化の推進が掲げられた。

「e-Japan 重点計画」に対応して自由民主党政務調査会内に組織された「e-Japan 重点計画特命委員会デジタル・アーカイブ小委員会」で関係省庁がデジタルアーカイブ関連の取組みに関する報告を行った際には、小委員会の要請を受けて、国立国会図書館もデジタルアーカイブ、ウェブアーカイブの取組みについて報告を行った。平成 15(2003)年 7 月 29 日、同小委員会が政府に提出した「デジタル・アーカイブの推進に向けた申入れ－世界最先端のデジタル・アーカイブを目指して－」では､「e-Japan 重点計画」に掲げられた美術館・博物館等のデジタル化、アーカイブ化の推進策を具体化し、諸機関のデジタル・アーカイブ及びそれらを統合するポータルサイトからなる「国立デジタル・アーカイブ」構想を提示するとともに、特に統合ポータルサイトについて、そ

デジタルアーカイブポータルのプロトタイプ（DAP）トップページ

の運営を国立国会図書館が担うことを求めた。

こうした政府及び自由民主党の検討の動向を視野に入れつつ、国立国会図書館は「電中2004」を策定し、デジタルアーカイブポータルの開発を決定した。

デジタルアーカイブポータルのプロトタイプは、平成16（2004）年度に開発に着手し、平成17（2005）年7月に実験システム（DAP）を公開した。平成19（2007）年3月15日には、「国立国会図書館デジタルアーカイブポータルのサービス実施方針」を策定し、名称をPORTA（ポルタ。ラテン語で「門、入り口」の意）と決定した。PORTAのサービス目的は、「利用者が必要とする情報資源へ到達することを支援するためのサービスとして、当館のデジタルアーカイブや蔵書目録等のコンテンツを含め、国、公共機関、民間、個人が保有するデジタルアーカイブのコンテンツそのものへ、所在機関、コンテンツの形態を問わず、ワンストップで案内可能とすることを目的とする」とした。平成19年10月15日、本格システムの提供を開始した。

PORTAの主眼は、多様なデジタルアーカイブを統合検索できる点にあった。デジタルコンテンツだけでなく蔵書目録も検索対象とした。公開当初は20種のデジタルコンテンツと蔵書目録を検索対象とし、そのうち国立国会図書館のデジタルコンテン

上から、PORTAトップページ、検索結果画面

ツと蔵書目録は、近代デジタルライブラリー、貴重書画像データベース、国立国会図書館蔵書目録（和図書･和雑誌）、国立国会図書館雑誌記事索引であり、連携する外部機関のアーカイブのコンテンツと蔵書目録は、青空文庫、秋田県立図書館（デジタルライブラリー）、秋田県立図書館（記事・索引）、アジア歴史資料データベース（アジア歴史資料センター）、国立公文書館デジタルアーカイブ（国立公文書館）、新書マップ（連想出版）、デジタル岡山大百科（岡山県立図書館）、府省等デジタルアーカイブ（内閣官房）であった。当初のメタデータ件数の合計は約800万件であった。

Google、Yahoo! 等の検索エンジンでは到達できない「深層ウェブ」のコンテンツを検索できることをひとつのアピールポイントとしていた。トップページには簡易検索の検索窓を設置し、ユーザが入力したキーワードでメタデータの全文検索を行う。検索機能は、キーワード検索（簡易検索、詳細検索）以外に、連想検索（フレーズや自然文から連想される語を利用するもの）や分類検索（NDC（日本十進分類法）、NDLC（国立国会図書館分類表）の体系をたどるブラウズ検索）といった多様な検索の機能を実装していた。検索を試みると、検索結果一覧の右側には関連するキーワードが表示され、再検索が可能であった。また、ユーザ登録機能を備えており、ログインすると検索条件設定の調整･保存やブックマーク等のパーソナライズ機能を使うことができた。

とりわけPORTAが画期的だったのは、当時まだ図書館界ではあまり知られていなかった、外部のシステムから利用するためのインタフェース（API: Application Programming Interface）を提供したことである。APIは連携すれば自動でデータを呼び出すことができる。実装されたAPIは、デジタルアーカイブの検索結果を提供する検索用APIと、メタデータを提供するハーベスト用APIの2種であった。これにより、PORTAで提供する国立国会図書館及び連携諸機関のコンテンツの多様な活用可能性を開いた。これは国立国会図書館におけるAPI提供のさきがけとなった（当時はNDL-OPACから書誌のAPI提供ができなかったため、PORTAのみがAPI提供を行った）。

とはいえ、PORTAの展開は順風満帆とはいえなかった。平成21（2009）年の時点での改善点として「検索対象が少ない」「検索速度が遅い」「デジタルコンテンツが埋もれてしまう」「どんなコンテンツなのか一目でわからない」「ブックマーク機能があまり使われておらず、分類用タグの数も少ない」という5点が挙げられている（『国立国会図書館月報』574号 平成21（2009）年1月）。特に検索対象の少なさについては、デジタルアーカイブ自体がまだそこまで多くなかった当時の状況を反映していた。大量のメタデータを収集してはいたが、主たる目的であるデジタルコンテンツの割合が少なかったため、期待外れと受け止められるのもやむを得なかった。

また、外部有識者から「統合検索といいつつ何も得た気がしない。統合検索に向いているコンテンツと、向いていないコンテンツがある。」「利用者がNDLに求めるものをもっと捉えないと、焦点の合わないシステムができてしまう。」（平成21（2009）年7月15日「情報探索サービス検討 有識者意見交換会」における宇陀則彦氏発言）という指摘を受けた。PORTAは、「電中2004」に掲げたデジタルアーカイブポータルであったが、デジタルコンテンツが乏しかった状況下ではデジタルコンテンツのみに検索の対象を絞ることも難しく、結果としてコンセプトがあいまいなものとなってしまった。

その後、前述の5点を踏まえて検索速度や一覧表示を改善し、平成21（2009）年7月7日にリニューアル公開した。この時点での検索対象データベースは41種であった。

(2) NDLサーチ

NDLサーチは、NDL-OPACと総合目録（国立国会図書館総合目録ネットワーク（ゆにかねっと）。6章2節参照）を統合した総合的なサービスとして開発され、PORTAの後継となった情報探索ポータルである。

2000年代前半、電子図書館基盤システム（補章

4節参照）構築により、これまで個別に開発してきた書誌入力、OPAC（1節2参照）、利用者の入退館管理といった、図書館利用のためのシステムを統合した。しかし、近代デジタルライブラリー（2節2参照）や総合目録（6章2節参照）は別途開発し、またその後もレファレンス情報システム（2節3参照）、インターネット資料収集保存事業（WARP。2章1節参照）等、個別のニーズに合わせてシステムを作っていた。平成20（2008）年、行政府においてシステムの最適化が求められたこともあり、それらシステムの統合・最適化の検討を行った。その中で、国立国会図書館のインターネット上でのサービスの玄関口をひとつとする「図書館ポータル」を構想した。窓口をリサーチ・ナビ（2節3参照）とする案もあったが、検討の結果、新しいシステムとして開発することとなった。

具体的には、国立国会図書館が提供するさまざまなデータベースを統合して検索でき、さらには紙と電子を区別せず、しかも他機関所蔵資料やレファレンス情報も含めて一元的に検索できるようにすること、館内・館外の別を意識することなく利用できるインタフェースとし、PORTAに引き続き外部提供インタフェース（API）を提供すること等が新しいシステム開発の主眼であった。

なお、従来の蔵書検索に加え、電子資料やレファレンス情報等のあらゆる図書館のコンテンツを一度に検索できるようにするという発想には、2000年代後半から図書館界で注目されるようになった、ディスカバリーサービス（「次世代OPAC」とも）の影響があった。シンプルな検索窓や、あらかじめ絞り込み条件を用意しておくファセット機能（あらかじめ検索条件を用意しておき、ユーザに選択させて絞り込む機能）等も、ディスカバリーサービスを意識していた。

情報探索サービスの名称は「国立国会図書館サーチ（NDLサーチ）」とし、平成22（2010）年8月

公開当初のNDLサーチ トップページ、検索結果画面

に開発版を公開した。名称は、運営する主体と検索行為を意味する語をつなげたものとした。平成24（2012）年1月、NDLサーチを正式サービス化し、それに伴い、ゆにかねっと（6章2節参照）、全国新聞総合目録データベース、児童書総合目録（5章3節参照）、PORTAのシステムをNDLサーチに統合した。また、インターネット資料収集保存事業（WARP。2章1節参照）、カレントアウェアネス（6章4節参照）、リサーチ・ナビ（2節3参照）、レファレンス協同データベース（6章3節参照）等、国立国会図書館の主なデータベースはほぼすべてNDLサーチで横断検索できるようにした。平成24年（2012）1月当時の検索対象データベースは、国立国会図書館のものが20種、学術情報機関のものが5種、公共図書館のものが34種、大学図書館のものが8種、専門図書館のものが6種、公文書館、博物館のものが5種、その他が7種であった。

NDLサーチは「国立国会図書館をはじめ、全国の公共図書館、公文書館、美術館や学術研究機関等が提供する資料、デジタルコンテンツを統合的に検索できる「『知』のアクセスポイント」」とトップページで謳っていた。最終的な目標とするのは、日本国内の各機関がもつ情報資源を集約し、新たな知識の創造をうながす「知識インフラ」の構築であった。

NDLサーチは来館者・非来館者両方に対する共通の入り口として位置づけられた。そのため、平成24（2012）年2月の国立国会図書館ホームページリニューアル後に、トップページ左上にNDLサーチの検索窓を設けた。館内サービスシステム（KSS。3節1（5）参照）のトップページにも、各メニューの上にNDLサーチの検索窓を置いた。

NDLサーチの基本は、PORTAと同じく統合検索である。前述のとおりファセット機能を備えていた。総合目録に相当する部分では、検索結果画面において、複数の機関で所蔵している同一の資料をまとめて表示するようにした。また、形態を異にする同一著作等を、関連資料として隣接した位置に表示する機能も設けた。たとえば、夏目漱石の著作『吾輩は猫である』であれば、出版社を異にするハードカバー、文庫本、選集の1冊、大活字本、国立国会図書館デジタルコレクション等の書誌がまとめて表示される、という考え方である。これは書誌の機能を概念モデル化したFRBR（Functional Requirements for Bibliographic Records：書誌レコードの機能要件。本の中身である「著作」とその表現形（言語や形態等）を概念的に整理したもの）に影響を受けたものである。

特にPORTAに引き続きAPIでのメタデータ提供を重視し、これを利用してさまざまなサービスやアプリケーションの開発を可能にした。他機関のデータベースとの連携にもAPIを用いている。

(3) その後のNDLサーチと情報探索サービスの展開

その後も、JPO近刊情報センターの近刊図書情報、韓国国立中央図書館（NLK）のDibrary（平成26（2014）年2月）、ジャパンナレッジ（同年4月）、文化遺産オンライン、デジタルアーカイブシステムADEAC（平成29（2017）年3月）、国立博物館所蔵品統合検索システム「ColBase」（平成30（2018）年3月）等を検索対象に加えた。

一方で、当初の構想ではNDLサーチを国立国会図書館の来館・遠隔サービスともに入り口と考えていたが、実際の利用者の行動と齟齬があることが明らかになった。来館利用者の情報探索行動の目的は、国立国会図書館が所蔵している資料を検索することであり、さまざまな情報源を一元的に検索することではなかった。しかしNDLサーチは国立国会図書館所蔵と他機関所蔵のどちらの資料も横断的に結果が表示されるため、利用者にとってノイズが多く、わかりにくいという苦情が寄せられた。その結果、平成25（2013）年3月の改修の際、KSSのトップページからNDLサーチの検索窓を除くこととした。

NDLサーチは、国立国会図書館所蔵資料と他機関所蔵資料の区分だけでなく、来館者、非来館者の区分をも一挙に乗り越えようとする試みであった。しかし、ユーザによって求める検索サービスや範囲が異なるという点において、使い勝手等の配慮を欠いていた。また、既述のように複数の事業やサービスを起源に持っているため機能が総花的で画面構成

がやや複雑であり、また、何が検索できるのか明示的でなく、NDL-OPAC とどう違うのかわかりにくかった。

NDL サーチの検索・ページビュー数といった統計的数値の変遷をグラフに示すと以下のとおりである。平成 25（2013）年度をピークとして、検索件数とページビュー数は下がっているが、平成 30 年（2018）年度は盛り返した。

検索件数に占める API 経由の割合は伸びている。NDL サーチは、検索ページ上での統合検索だけでなく、API を通じてメタデータを外部に提供し続けた。各図書館システムへの API 連携による書誌データの提供は NDL サーチが担い、現在では、図書館パッケージソフトに NDL サーチとの API 連携が装備されている例も多い。また NDL サーチは、API を通じて図書館をはじめとする各機関のメタデータを集約する機能も果たしてきた。

平成 29（2017）年 5 月には、知的財産戦略本部が毎年策定している「知的財産推進計画 2017」において、国の分野横断統合ポータル「ジャパンサーチ」を構築する動きがあり、国立国会図書館もこれに協力することとなった。NDL サーチは多くの図書館と連携し、文化遺産オンライン等とも連携してきたが、ジャパンサーチはさらに多くの博物館・美術館等の機関と連携する。また、ジャパンサーチの中では NDL サーチは書籍等分野の「つなぎ役」として、書籍等のメタデータを提供するサービスと位置づけられた。国立国会図書館はデジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会の方針のもと、システム開発と運用を担当している。PORTA、NDL サーチで得られた知見を活用し、平成 31（2019）年 2 月に試験版を公開した。

NDL サーチ検索件数に占める API 経由

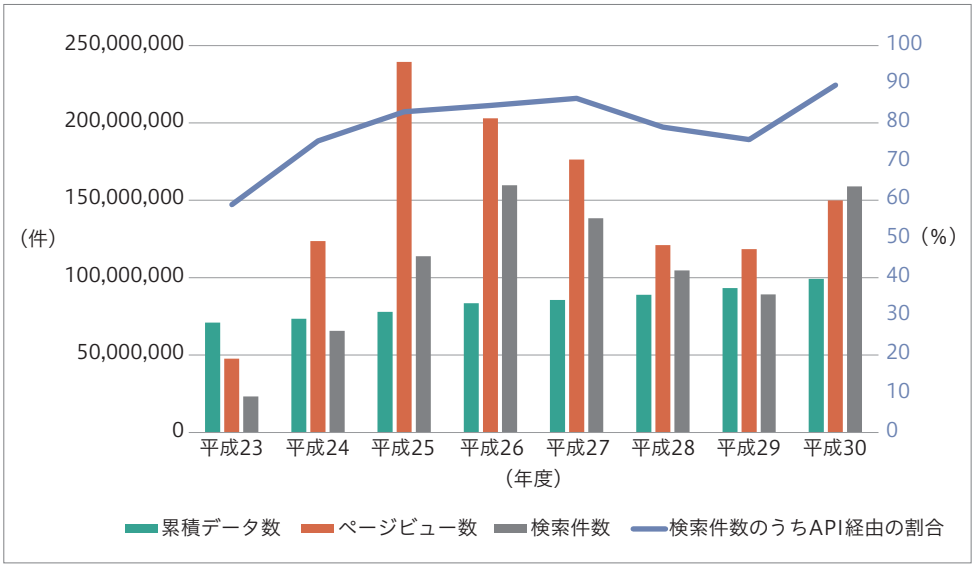

コラム

メタデータ標準の検討と DC-NDL

平成 12（2000）年度に策定した「電子図書館サービス実施基本計画」に基づき、収集するネットワーク系電子出版物を組織化するメタデータの標準を検討し始めた。平成 13（2001）年 3 月には「国立国会図書館メタデータ記述要素」（以下「NDL メタデータ」）を策定、公開した。これは国際的に認知度の高いダブリンコアに準拠したもので、インターネット資源選択的蓄積実験事業（WARP）（2 章 1 節 3（1）ii) 参照）及び Dnavi（2 章 1 節コラム参照）で使用された。

平成 16（2004）年に策定した「電中 2004」ではメタデータや長期保存・提供に関する国内及び国際的な技術標準の重要性が認識され、平成 18（2006）年度から 19（2007）年度にかけて、NDL デジタルアーカイブシステム（4 章 2 節 3（2）参照）に用いる長期保存のためのメタデータ標準の検討を行った。NDL デジタルアーカイブシステムは、電子情報資源の長期保存のための参照モデルである OAIS（Reference Model for an Open Archival Information System: ISO 14721）に準拠することとし、メタデータ標準の検討にあたっては、相互運用性の観点から既存の標準に留意し、長期保存に必要な各種目的に応じて、MODS（Metadata Object Description Schema）、METS（Metadata Encoding and Transmission Standard）、PREMIS（PREservation Metadata: Implementation Strategies）等を対象とした。最終的には、長期保存用のメタデータ標準は実装コスト等の課題から完成には至らなかったが、国立国会図書館デジタルコレクション（2 節 2（3）参照）では、OAIS 参照モデルを参考に、永続的識別子を付与し、PREMIS 相当の保存用メタデータを記録するなど、その検討の成果が随所に活かされている。

また、情報探索サービス（2 節 4 参照）の構築におけるデータ交換を目的とするメタデータ標準として、平成 19（2007）年度に NDL メタデータを改訂し「国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述要素」（DC-NDL）を公開した。DC-NDL はその後、メタデータをめぐる国内外の動向及び国立国会図書館の情報探索サービスの開発方針を反映し、二度改訂された。平成 30（2018）年現在、最新版の「国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述（2011 年 12 月版）」は、国立国会図書館サーチ（NDL サーチ、2 節 4（2）参照）、国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（2 章 1 節コラム参照）、国立国会図書館デジタルコレクション、インターネット資料収集保存事業（WARP）（2 章 1 節 3（1）iv) 参照）、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス（Web NDL Authorities）（2 節 5 参照）で用いられている。

5. 書誌データの提供

図書館において所蔵資料を管理し、利用者が資料を検索して利用するためには、書誌情報を整備する必要がある。国立国会図書館も、自館での利用のために書誌情報を作成してきたが、同時に、作成した書誌情報を外部にも提供してきた。

昭和23（1948）年の制定時の国立国会図書館法第7条では、「館長は、一年を越えない定期間ごとに、前期間中に、日本国内で刊行された出版物の目録又は索引の出版を行うものとする」と規定されていた。この規定に基づき、国立国会図書館は、日本の出版物の書誌情報を網羅的、包括的に収録した一覧である「全国書誌」の作成・提供を担ってきた。同じく国立国会図書館法24条、25条で国内で出版物を発行した者は、当該出版物を国立国会図書館に納本することを義務付けられ、この法定納本制度が日本の全国書誌の網羅性を制度上担保する組み立てとなっている。

開館と同じ昭和23（1948）年に、納本資料の記録として、『納本月報』が創刊されたが、収録範囲を無償納本された出版物に限定しており、全国書誌の要件である網羅性を欠いていた。その後、『国内出版物目録』、『納本週報―国内出版物目録―』、『全日本出版物総目録』、『日本全国書誌　週刊版』、『日本全国書誌』と、収録範囲の変更、刊行単位の分離・統合、誌名の変遷等を経つつ、全国書誌を意図した出版物の刊行を続けてきた。

他方、国立国会図書館が作成した書誌情報は、昭和25（1950）年から目録カード（印刷カード）の形でも一般に頒布し、大学図書館等で利用されていた（序章参照）。しかし、図書館業務の機械化が進み、蔵書検索もコンピュータで行われるようになると、印刷カードの需要は減少し、平成10（1998）年に頒布事業を終了した。

図書館の目録の機械化に対応して、昭和56（1981）年4月、MARC（機械可読目録）フォーマットの全国書誌レコードを磁気テープに格納し

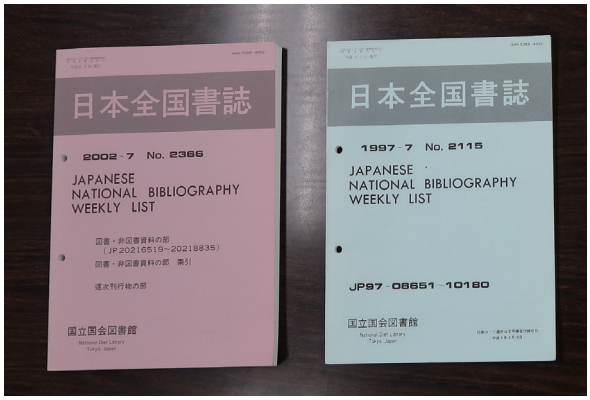

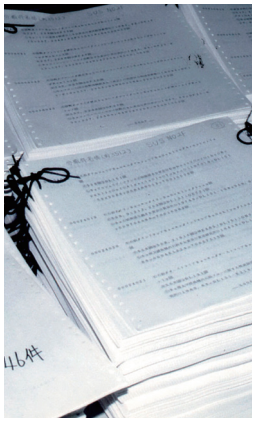

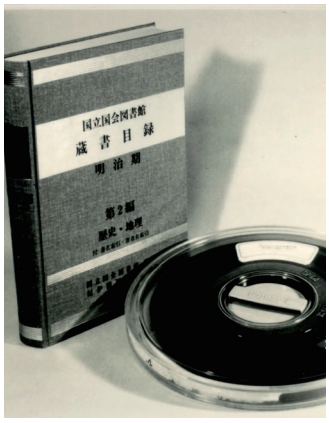

左上から時計回りに、『納本月報』、『日本全国書誌　週刊版』、国立国会図書館蔵書目録明治期の冊子体とそのデータをおさめたJAPAN／MARC、入力した書誌データを打ち出したもの（平成10（1998）年頃）

たJAPAN/MARCの頒布・提供を始めた。MARCフォーマットとすることにより、収録された個々の書誌をデータとして活用することが可能となった。昭和63（1988）年4月からは、PCでの利用に対応するため、CD-ROM版（J-BISC）の頒布も開始した。こうして、全国書誌をデータとしてコンピュータで活用するための対応を進めたが、磁気テープ等媒体には製作頻度に制約があり、データの速報性には課題が残った。これを解決したのがインターネットの発達である。

平成12（2000）年のWeb-OPACの公開、次いで平成14（2002）年のNDL-OPACの公開により、新規作成した書誌データをタイムラグなくインターネットで検索できるようにした（1節2参照）。JAPAN/MARCとして提供してきた国内刊行出版物のデータも、これらのOPACにより提供するデータの中に含めた。同時に平成14年からは、日本全国書誌ホームページ版の提供を開始した。これは、1週間単位の全国書誌（内容は冊子体『日本全国書誌』の紙面と同じ）のHTMLファイルを毎週、国立国会図書館ホームページに掲載するものであった。

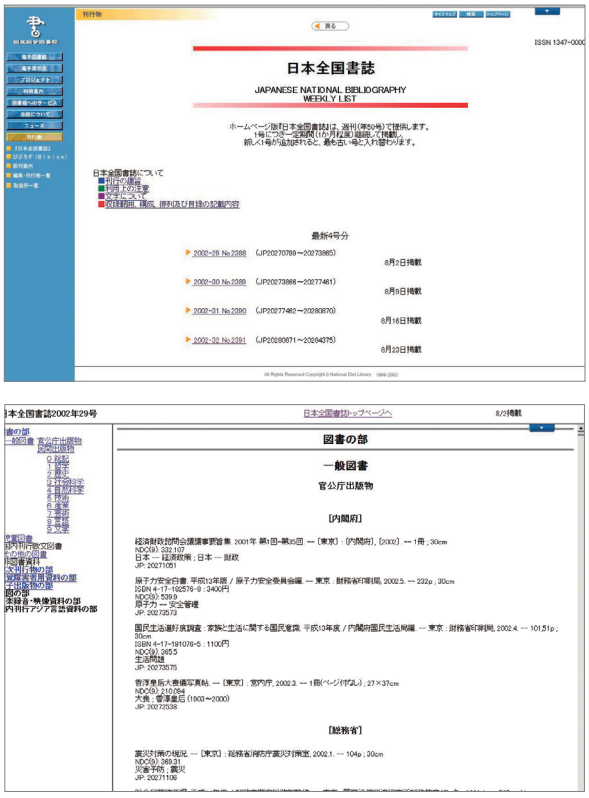

上から、日本全国書誌ホームページ版 トップページ、本文ページ

平成19（2007）年3月には国立国会図書館法第7条の文言が、「日本国内で刊行された出版物の目録又は索引の出版を行うものとする」から「日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする」と改正され（平成19年法律第10号）、これを受けて同年6月、冊子体の『日本全国書誌』刊行を終了し、ホームページ版の掲載に一本化した。

平成24（2012）年1月に新しいNDL-OPAC上で、「書誌情報提供サービス」（同年12月には「全国書誌提供サービス」と改称））を開始し、日本全国書誌ホームページ版の掲載を終了した。これまでの冊子体とホームページ版の全国書誌は、新規に作成された書誌を分類別に排列したもので、一覧性には富んでいたものの、個々の書誌をデータとして活用してもらうという発想に乏しかった。これに対し、新しい全国書誌提供サービスでは、MARC形式（MARC21フォーマット）、記号区切り形式等のデータ形式を選んでダウンロードすることが可能となり、データ活用の利便性を向上させた。

一方、「電中2004」の中に掲げた「統合的な検索機能」として開発した、国立国会図書館デジタルアーカイブポータル（PORTA、平成19（2007）年公開。2節4参照）及びその後身の国立国会図書館サーチ（NDLサーチ。平成24（2012）年公開）では、システム間の連携により容易に書誌データを検索・取得できる仕組み（API：Application Programming Interface）を提供した。

このようなデータとしての書誌情報の活用は、典拠情報についても進展した。図書館目録における典拠とは、著者名や件名等の名称の形や別名・関連語を管理し、書誌の検索性能を向上させる参照情報のことをいう。国立国会図書館では業務の機械化に伴い、カードや冊子で維持していた典拠情報をコンピュータに入力し、データベースとして維持してきた。平成8（1996）年には、JAPAN/MARCを補完する目的で、MARC形式の著者名典拠の頒布を開始した。

普通件名典拠については、平成3（1991）年までは冊子体の『国立国会図書館件名標目表』として刊行していたが、平成17（2005）年からはPDF形式で国立国会図書館ホームページに掲載した。平成16（2004）から平成18（2006）年にかけての件名標目表改訂作業で、件名の典拠データをシソーラス化し、平成22（2010）年にはWeb版国立国会図書館件名標目表（Web NDLSH）として国立国会図書館ホームページで提供を開始した。

さらに平成24（2012）年には、提供する典拠の種類に名称典拠（人名や団体名、地名、統一タイトル等の名称の典拠）を加え、Web NDL Authoritiesとして提供する本格サービスを開始した。このサービスで提供される典拠データは、データ同士で結びつけやすいオープンデータ（Linked Open Data）の形式を取った。これにより、インターネット上のサイトやアプリケーションでの活用も可能になり、図書館界を越えた広い分野での活用可能性を開いた。典拠データは、図書館資料を根拠とした信頼性の高いデータ集合として、書誌の補完的データにとどまらない価値を持つようになり、独立して利用されるようになった。

なお、利用には従来、申請が必要かつ営利目的では有償だったが、平成31（2019）年4月からは、書誌データ、典拠データともに、営利・非営利の目的を問わず、申請不要かつ無償で利用できることとする予定である。

全国書誌データと典拠データは、国際的な機関にも提供することにより、世界各国で利活用されるようになっている。平成22（2010）年には世界各国の機関が加盟するOCLC（Online Computer Library Center, Inc.、2017年にOCLC Inc.に名称変更）と協定を結び、世界最大の図書館目録データベースであるWorldCatを通じたJAPAN/MARCデータの提供を開始した。平成25（2013）年にはその範囲を拡大し、雑誌記事索引データも提供した。また、平成24（2012）年には、OCLCが運営するバーチャル国際典拠ファイル（VIAF）への名称典拠データの提供を開始する等、提供するデータの規模と範囲を漸次拡大している。これにより、世界各国・各機関の典拠データと国立国会図書館の典拠データがリンクするようになっている。

書誌データを作成するための基準類もグローバル化が進み、平成30（2018）年12月に日本図書館協会目録委員会により、『日本目録規則2018年版』が刊行された。これは、英米目録規則の後継として海外で普及するRDA（Resource Description and Access）との相互運用性に配慮した新しい目録規則であり、国際図書館連盟（IFLA）によって提唱された「書誌レコードの機能要件」（FRBR）に則したものである。国立国会図書館も目録委員会に対し、さまざまな事例、実運用を前提とした意見等を提供し、編集に協力した。

上から、国立国会図書館件名標目表、Web NDL Authorities詳細画面

コラム

国立国会図書館ホームページの変遷

初代

平成８（1996）年６月５日、公開。広報メディアの一環として作成した。すべて職員の手作りで、トップ画像は絵巻「竹取物語」と東京本館の画像を組み合わせたもの。

新聞で紹介されたためか、初日に１万6000件のページビューがあった。

コンテンツは、８月８日に「ギャラリー」（古典籍等の画像）、９月19日に和図書の検索、と段階的に追加した。メールアドレスも９月18日に公開した。書誌の検索は、当時の「当館作成データベースの提供方針」により無料で広く公開することができなかったため、広報としてサンプル的に、最近１年間に受け入れた和図書のみ、書名、著者名、出版者からのみ検索可能とした。それ以外の書誌についてはJ-BISC等を案内している。なお、データの更新は月１回であった。

その後、図書館員のためのページ、電子図書館プロジェクトのページも追加した。

キャプチャ年月不明

２代目

開館50周年記念の日である平成10（1998）年６月５日公開。広報ではなく、「インターネット上のサービス窓口」と位置づけた。

トップページの鳥は春夏秋冬で変化するデザインである。

平成10（1998）年６月に開催した「国立国会図書館開館50周年記念貴重書展」をもとにした電子展示会「ディジタル貴重書展」を掲載、その後、国会会議録検索システムのリンク等を追加した。

書誌の検索は、引き続き最近１年間に受け入れた和図書のみであった。

平成12（2000）年２月８日時点

3代目

平成12(2000)年3月22日公開。「電子図書館」のページに、プロジェクトの説明、各種サービスへのリンクを集約しているのが特徴である。

Web-OPACを掲載し、昭和23(1948)年以降に受け入れた和図書約200万件、昭和61(1986)年以降に受け入れた洋図書約20万件を検索できた。公開時点では国内のインターネット上のOPACで最大級であった。貴重書画像データベースも掲載した。また、「プロジェクト」のページには関西館(仮称)や納本制度の改正についての解説を掲載した。

初日に約60万件のアクセス、約100件の電話問合せがあった。貴重書画像データベースは予測を超えるアクセス数のため不具合が発生し、プログラムを修正した。

平成14(2002)年8月29日時点

平成16(2004)年10月20日時点

4代目

関西館開館の一週間前である平成14(2002)年10月1日に公開。

「誰でも、どこからでも、時間を意識せずに、的確迅速なサービスを受けられる」「見せるページから使えるページへ」を意図し、各遠隔サービスへの入り口を整理した。トップページのデザインに栞があしらわれているのは、「使える」ことの象徴である。上部には「資料の検索」としてNDL-OPACへのリンクを置いた。

「電子図書館の蔵書」には、貴重書画像データベースのほか、近代デジタルライブラリー、インターネット資源選択的蓄積実験事業(WARP)を掲載。テーマ別調べ方案内も登場した。

平成 19（2007）年 9 月 3 日時点

5 代目

平成 19（2007）年 4 月 2 日公開。ナビゲーションバーを設置し、プルダウンメニューから選ぶ形とした。

全ページの上部に「利用案内」という項目を設け、遠隔サービスの窓口としての役割に加え、来館サービスの案内としての役割も重視した。特に知らせたいことを掲載する「スポットライト」コーナーを設けた。RSS 配信も開始。

6 代目

平成 24（2012）年 2 月 23 日公開。

NDL サーチを上部に配置し、どのページからでも NDL サーチの検索を可能にした。

開館日カレンダーをトップページに配置したのははじめてのことであった。

平成 24（2012）年 2 月 23 日時点

7 代目

平成 30（2018）年 2 月 12 日公開。

国立国会図書館オンラインを上部に配置した。スポットライトはスライドショーとした。SNS 等へのリンクをトップページに配置した。

平成 30（2018）年 9 月 14 日時点

※ 3 代目以降は WARP で閲覧可能

第3節　来館サービス

来館サービスとは、利用者が国立国会図書館に直接来館することによって受けられるサービスの総称であり、具体的には資料の閲覧、複写、レファレンス・サービスがその中心である。

この20年、国立国会図書館のほぼすべてのサービス領域に情報通信技術が導入され、電子資料や他機関所蔵資料等、検索・閲覧できる資料の範囲が拡大し、それに伴い、従来の紙媒体中心の来館サービスとは手続きも利用環境も大きく変化、多様化した。第1節に述べたように、そもそも「来館」の意味するところが変化したのである。

一方、来館サービスの改善のために時代に関わらず持つべき視点として、施設・設備の配置や動線の改善、制度・手続きに関わる規制等の緩和・撤廃があり、これらの面についても、さまざまな制約がある中で検討と実現を進めてきた20年であったと言える。

以下、来館サービスの大きな改編を節目として、この20年の東京本館来館サービスを概観する。

1. 紙による申込みから端末での多様な利用へ

(1) 20年前の来館サービス

20年ほど前の来館サービスは、昭和61（1986）年の新館完成時に組み立てられたサービスに基づいていた。すなわち、まず、国立国会図書館の資料を利用しようとする人にとって、来館する前に国立国会図書館にどんな資料が存在するか、求める資料が実際に所蔵され利用できるのかということを知る手段が非常に限られていた。国立国会図書館の蔵書目録がインターネット上に公開される、という時代にはまだなっておらず、来館前に可能な検索手段と言えば、主な公共図書館や大学図書館が所蔵する国立国会図書館の冊子体の蔵書目録、J-BISCや雑誌記事索引等のCD-ROM目録は存在していたものの、個人がそこまで出向き的確に検索することは容易でなかった。そのため、とにかく来館してしまい、来館してからは館内に設置されたカード目録等により目的とする資料の所蔵と書誌事項を確認することから始め、書庫資料の場合は資料を請求して資料が書庫から出てくるのを待ち、さらには複写を申し込み複写物の出来上がりを待つ、という一連の作業に、利用者は多くの時間を割かなければならなかった。このような利用形態が利用者数の多さや在館時間の長さに跳ね返っていた。

後年との比較のため、ここで東京本館における平成10（1998）年時点の来館サービスについて概観しておく。

当時の開館時間は午前9時30分から午後5時まで、ただし一般研究室（後述）の利用登録を行った利用者は午後8時（土曜日を除く）まで利用することができた。資料の利用資格年齢は、国立国会図書館資料利用規則により「満20歳以上の者」と定め

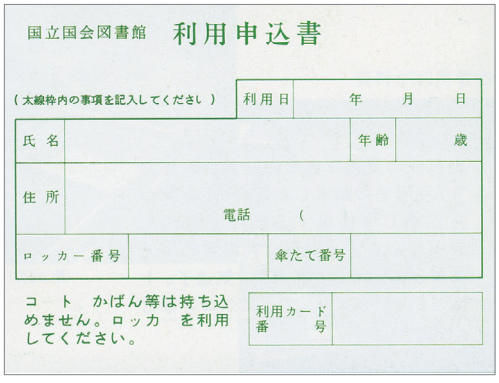
国立国会図書館　利用申込書

（太線枠内の事項を記入してください）　利用日　年　月　日

氏名　年齢　歳

住所　電話　（

ロッカー番号　傘たて番号

コート　かばん等は持ち込めません。ロッカーを利用してください。　利用カード番号

利用申込書

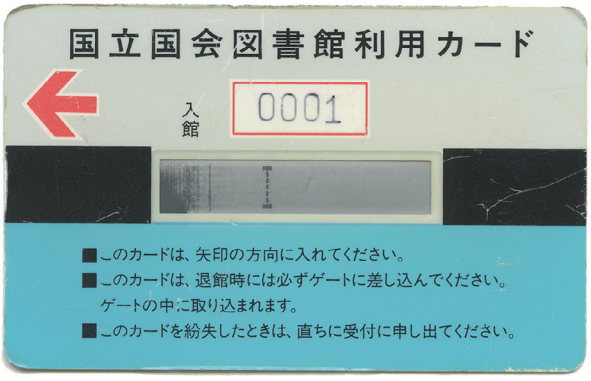

利用カード（磁気カード）

本館目録ホールのカードボックスと冊子体目録

（左上）資料請求票作成器、（左下）気送子（専用の筒形の容器）に資料請求票を入れ、気送管で書庫に送る、
（右上）本館目録ホールの J-BISC 検索端末、（右下）到着表示のモニター

られていた。

入館に際しては、紙の利用申込書に氏名等を記入して、受付で来館者管理システムの「利用カード」（磁気カード）を受け取る。このカードとシステムにより、利用者の入退館と資料の利用件数が管理される。また利用者はこのカードを資料請求票作成器に差し込んで紙の資料請求票を印刷し、カードまたは冊子の目録やデータベースで求める資料の資料名や請求記号を調べ、その請求資料名・請求記号と氏名を手書きで記入し、所定のカウンターに申し込む。資料請求票は、当時はまだ気送管（筒状の容器を送る管）により書庫の各層（東京本館の本館は2階分の高さを3層に分割している）に送られていた。

資料の利用の大半を占めるのは、図書及び雑誌カウンターで受け取る書庫資料の利用である。平成10（1998）年度、図書カウンターでは1日平均1798点、マイクロ資料が1日平均343点で、マイクロ資料の出納が前年度比で10%以上大幅に増加しており、図書資料の保存対策がマイクロフィッシュ化により進められていた状況が見て取れる（2章3節参照）。一方、雑誌の出納数は1日平均4154点（マイクロ資料を含む）で、対前年度比2.7%であり増加傾向にあった。

利用者が資料を請求するために調べる閲覧用目録は、カード目録、冊子体目録及び機械可読目録が併用されていたが、和図書を例に取ると、書名目録、著者目録は平成9（1997）年3月末にすでに編成作業を打ち切り、CD-ROM目録（J-BISC）及び和図書オンライン閲覧目録（OPAC）による提供に代えている。和図書のCD-ROM目録（J-BISC）の検索用端末は平成10（1998）年度末時点で38台設置していた。また、平成9（1997）年4月から、国立国会図書館で受け入れた和図書の最新のデータをカード目録に代えてオンライン目録、和図書オンライン閲覧目録（OPAC）で提供することとした。提供当初においては、検索用端末は本館目録ホールに数台しか設置していなかったが、提供するデータは、当初の過去2年分から、同年度内には過去5年分まで拡張し、来館サービスにおいてカード目録がオンライン目録に遷移していく足がかりとなった。

開館日については、従来は土曜日を開館していたが、国会に置かれる機関の休日に関する法律の施行により土曜日が国会の機関の休日となり、平成元（1989）年から土曜日の閉館日が段階的に増え、利用者から開館日・開館時間の拡大を求める改善要望が強まった。平成12（2000）年1月から土曜日の開館を月1回から月2回とするとともに、年12回の定例休館日に代えて年4回の「資料整理休館日」を設けた。これにより、年間8日間の開館日増となった（開館日の次の月曜が代替休館日、日曜日、祝日は引き続き休館）。なお、この時に一般研究室の利用時間を午後7時までとした（土曜日を除く）。

平成12（2000）年10月にパッケージ系電子出版物が納本対象になった（2章1節2参照）ことを契機とし、パッケージ系電子出版物、電子ジャーナル等の電子情報の館内提供拡大に向けた第一歩として、平成13（2001）年7月に電子資料室を開室した。電子情報の館内提供は、その後、各専門室での提供拡大、平成18（2006）年の館内電子情報提供サービス（館電）への統合へと発展した（(4)参照）。

このほか、来館サービスへの影響が大きかった出来事として、平成12（2000）年3月のWeb-OPACのインターネット公開が挙げられる。これにより、来館前に国立国会図書館の所蔵資料のかなりの部分についてデータベースを検索し請求記号を確認することが可能となった。さらに平成14（2002）年のNDL-OPACのインターネット公開によりさらに書誌データ利用にあたっての利便性が向上した。（Web-OPAC、NDL-OPACについては1節2を参照）

(2) 関西館開館と東京本館新装開館に向けて

一方、2000年前後においては、関西館開館と東京本館新装開館に向けた検討が本格化していた。平成9（1997）年度から翌10（1998）年度にかけて、全館横断的な委員会において国立国会図書館の将来計画の検討を行い、一般利用者サービスに関しては、同委員会の利用者サービス部会における検討を踏まえ、平成11（1999）年1月に報告書「一般利用者サービスの今後のあり方について」を館長に提出した。

同報告書において、まず一般利用者サービスの基本理念として、今後の図書館サービスを、「リモー

トサービス」と「来館者サービス」を２つの基軸として実施することを謳っている。このうち来館サービスの制度上の改善に関しては、入館時や資料請求時の煩雑さをなくすため登録利用者制度を導入すること、開館日の目標として日曜日・祝日及び年末年始の休暇を除く日とする、すなわち土曜日を開館日とすることを大原則として掲げた。この実現にあたっては、要員の確保、外部委託の拡大、土曜日の弾力的な運用（一部専門室の閉室、予約出納制の導入等）、サービスの省力化等を不可欠とした。また、昼休み時間帯の出納の実施、開館時間の見直しの方針も示した。

システム面では、新たな来館者サービスシステムを導入し、入退館・資料貸付・複写サービスの統合システムを構築してOPACと連動させること、OPACから資料請求・複写申込み等を可能とするシステムとすることを掲げた。

同報告書で示されたこうした方向性を踏まえ、平成12（2000）年11月に「関西館開館後に実施する利用者サービスについて」、平成13（2001）年10月1日には「東京本館利用者サービス実施計画（案）」、平成15（2003）年4月18日には「東京本館内利用サービス実施詳細計画（案）」を策定し、計画の具体化を進めた。

(3) 東京本館新装開館によるサービス改編

計画の実現は、東京本館においては、平成14（2002）年10月の関西館開館時、及び平成16（2004）年10月の東京本館新装開館時と、大きく2度に分けて行った（関西館における来館サービスについては4章2節1（1）を参照）。

平成14（2002）年10月には、以下のとおりサー

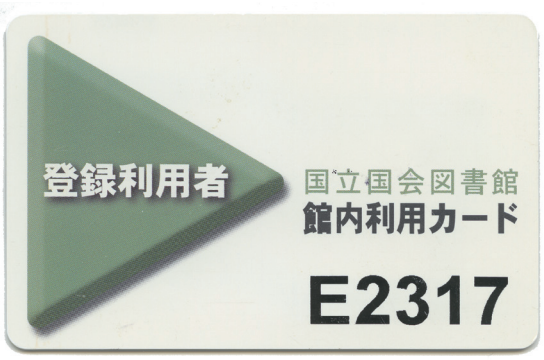

上から、登録利用者カード（PETカード）、館内利用カード

上から、NDL-OPACによる検索（館内利用カードをカードリーダーに差し込んでいる）、書庫に打ち出される申込票

ビスを改編した。

第1に、東京本館・関西館で同時に、氏名・住所・生年月日を確認できる本人確認書類の提出を要する「登録利用者制度」を導入したことである。登録利用者は、遠隔複写サービスを利用することができ、また、登録利用者カード（PETカード）の交付を受け、入館時に館内利用カードを発行する際に氏名・住所等を入力する必要なく、簡略した手続きで入館することができるようにした。ただし、この時点で入館手続きについて適用したのは関西館のみであり、東京本館では新装開館時まで開始を持ち越した（下記の取寄せサービス等一部の新規サービスについても、登録利用者のみが利用することができた）。

第2に、洋雑誌、アジア資料、科学技術資料、博士論文等を東京本館から関西館へ移送したことに伴うサービスの改編である。閲覧用目録としてNDL-OPAC（1節2参照）への切り替えを進め、利用者がほとんどの資料の所蔵館や利用の可否を確認できるようにした。また、東京本館での関西館所蔵資料の利用機会を確保するため、東西連携サービスとして、東西間での資料の取寄せサービス、東西間での「来館遠隔複写サービス」、東京から関西館の資料の複写を申し込み即日で伝送する「即日伝送サービス」を開始した。

平成16（2004）年10月には、以下のとおり改編した。

第1に、開館日・開館時間を拡大し、利用者の利用機会増を実現したことである。開館日は週6日（月曜日から土曜日まで）に拡大し、土曜日の次の月曜日を代替休館日としていた制度は廃止した。開館時間は午前9時30分から午後7時まで延長した（土曜日と一部の専門室は午後5時まで）。その結果、年間の開館時間数は48%も増加することとなり、平均的な年間開館日数は239日から280日となった。なお、利用承認を得て午後7時まで（土曜日を除く）利用することができた一般研究室は、すべての利用者が午後7時まで利用できるよう開館時間を変更したことに伴い、平成16（2004）年9月末をもって廃止した。

第2に、平成14（2002）年10月に遠隔複写サービスと関西館の来館サービスに導入していた「登録利用者制度」を東京本館の来館サービスにも導入したことである。

第3に、新システムにより、紙の資料請求票を経ることなくNDL-OPACからオンラインにより資料請求が可能となり、利便性の面で大きな向上があったことである。また、電子図書館基盤システムの一環として資料の個体管理を行うようになったことにより、新しいNDL-OPACでは、個体管理された資料については書誌情報とともに資料のステータス（資料の所在、利用の可否等）を表示し、東京本館の所蔵ではない資料、あるいは利用中等の理由により請求できない資料は、OPAC上でその旨を表示するようにした（電子図書館基盤システムについては補章4節参照）。これにより従来、資料を申し込んだ後に利用中等の理由で利用不可と判明するという事態が未然に防止され、利用者の利便性が向上した。

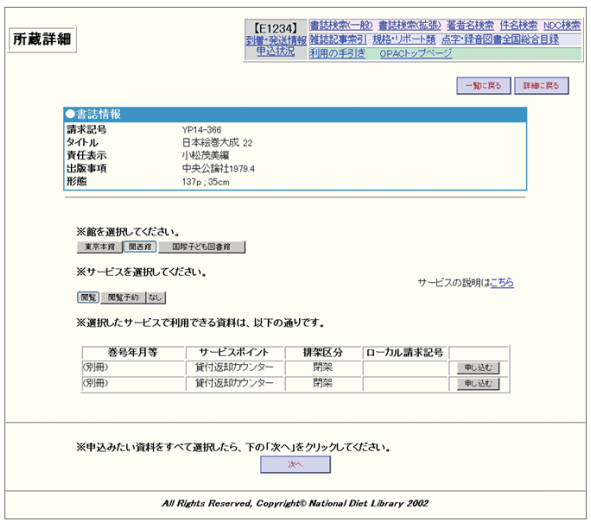

上から、個体化作業、NDL-OPACの申込画面（各「個体」が行ごとに並んでいる）

端末が並ぶ本館目録ホール（平成 19（2007）年 2 月）

第 4 に、複写サービスについても大幅な改善を実現したことである。①複写申込票の作成について、館内利用カードをセットすると利用者情報とともに利用中の資料の一覧が表示され、複写を申し込みたい資料を選択すると資料名が印字された申込票が出力される。利用者はここに複写箇所等の必要事項を記載し資料とともにカウンターへ申し込めばよいようにした。これにより書誌事項の正確さが向上した。②外部委託の大幅導入により複写作業体制を増強し、その日のうちに複写物を受け取る即日複写においては申込回数制限を撤廃した。なお、平成 18（2006）年 4 月には、1 回の申込みのページ数上限についても 100 ページまで引き上げた。③新たに「オンライン複写」サービスを開始した。これは、OPAC 上で雑誌記事索引から記事を指定することにより、資料の貸付を経ず即日の複写を申し込めるサービスで、これにより利用者が複写物を手にするまでの時間を大幅に短縮した。

第 5 に、こうした請求システムや複写システムが滞らないよう、新装開館時には本館目録ホール（現在の本館ホール）の OPAC 端末を 100 台に増設し、新館目録ホール（現在の新館ホール）に 70 台、専門室にも合計 35 台の OPAC 端末を設置した。また、入り口の館内利用カード発行機付近と目録ホールに機器操作支援担当者を配置し、新しいシステムにとまどう利用者に対する人的支援体制を整備した。

これらの改編は、平成 16（2004）年の東京本館新装開館時のシステムの導入定着の着実な実施のために設置した「東京本館リニューアル本部」が総括し、同本部が来館利用システム導入のための各種テスト、研修等の進捗管理や館内周知を行った。同年 9 月 19 日から 30 日まで臨時休館してシステム移行、稼働テスト、大規模リハーサル等を実施し、10 月 1 日から新しいサービス体制及び新システムでの利用者サービスを開始した。

国立国会図書館では、平成 16 年（2004）年度から、館の活動・事業の適正な運営及び国民に対する活動･事業内容の説明を目的として､「活動評価制度」を導入した（補章 1 節参照）。そのための目標設定や評価のためのデータ採取を兼ねて、利用者サービスについても､平成 15（2003）年に､平成元（1989）年度以来の大規模なアンケート調査を実施することとし､利用実態のほか､利用満足度や改善希望点等､サービス全般について調査を行った。この時点では

東京本館の閲覧・複写待ち時間や資料請求の冊数制限について改善要望度が高かったが、新装開館後の平成17（2005）年に実施したアンケートでは、これらの事項についてかなりの改善が見られた。新装開館とそれに伴う開館日・開館時間の拡大、新システム導入、複写の各種制限緩和（4（2）参照）の効果が出たものと考えられる。なお、平成19（2007）年度に実施したアンケート調査では、東京本館利用者の87%の来館者が、全般的な利用満足度について「満足」「やや満足」と評価しており、平成15年度の82%、平成17年度の84%よりも満足度が着実に増加している。

(4) 電子情報の提供

電子出版物、特にCD-ROM資料の急増に伴い、それらの利用サービス体制の整備は国立国会図書館の重要な課題のひとつであった。平成8（1996）年5月、第三閲覧室（電子メディア室）に端末16台を設置し、索引・抄録を含む洋雑誌CD-ROMデータベースの提供を開始した。その後順次提供データベースの種類を増やすとともに、平成9（1997）年12月から、同室内においてこれらのCD-ROMデータベースからのプリントアウトサービスを開始した。

平成12（2000）年10月に国立国会図書館法改正法（平成12年法律第37号）が施行され、パッケージ系電子出版物が納本制度の対象として位置づけられたことを受け（2章1節2参照）、それらの資料の利用サービス方法について具体化するための検討を進めた。平成13（2001）年7月、特別資料室内に電子資料室を新設し、プリントアウトを含む本格的なサービスを開始した。プリントアウト可能なCD-ROM資料は、各専門室等の端末から出されたプリントアウトの指示が、館内ネットワークを通じて電子メディア室複写センターに送信され、同室で出力される方式を採った。電子ジャーナル等の契約データベースも平成8（1996）年4月から平成9（1997）年3月に試行し、平成14（2002）年5月から本格的なサービスを開始した。なお、主題に関す

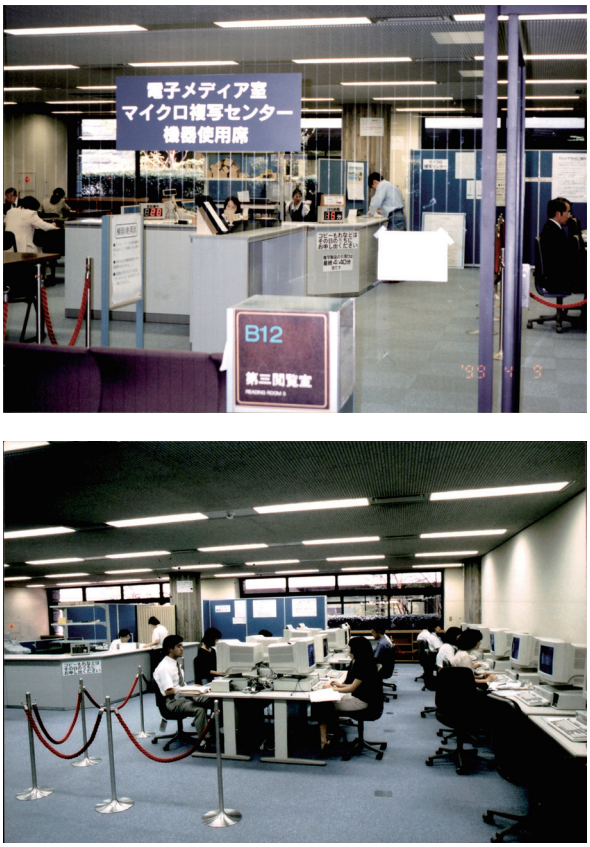

第三閲覧室内に設置された電子メディア室（平成9（1997）年）

る内容の CD-ROM や電子ジャーナルは、その主題に応じた各専門室での提供を行った。

電子情報はその後さらに増加し、パッケージ系電子出版物、電子ジャーナル、オンラインデータベース等の契約データベース、さらには情報源としてのインターネットを来館利用者に提供するための環境整備を図るため、平成 18（2006）年 10 月に「館内電子情報提供サービス」（館電）を導入した。これにより、これまでその主題の専門室でしか利用できなかった電子ジャーナルや一部のパッケージ系電子出版物の閲覧・複写申込みが、東京本館の 10 の専門室等から可能となるとともに、インターネット情報へのアクセスも可能となった。この背景には、インターネットや電子ジャーナル等の電子メディアがこの時期急速に発展し、国立国会図書館として来館利用者の情報ニーズに応える必要が生じたこと、またこうしたサービスを実施するために必要な台数の端末を調達できる条件が整ったこと等がある。これにより、平成 14（2002）年 10 月に公開した近代デジタルライブラリー（2 節 2（2）参照）も、館内で閲覧することができるようになった。

(5) デジタル情報社会の到来

関西館開館と東京本館新装開館を機に大きな改善を行った来館サービスではあったが、デジタル情報社会はその後も急速に進展して図書館サービスにも多大な影響を及ぼし、改めて国立国会図書館の任務と役割、サービスに関して達成すべき目標、サービスイメージ等について、根本的な変更を伴う次のステップを検討する必要に迫られた。社会全般のいわゆる IT 化により、図書館利用者の情報リテラシーが大幅に向上し、図書館のサービス基盤である出版物も電子形態が急激に増加した。これまで情報を収集・保存・提供してきた図書館等の既存の機関は、インターネット上の膨大な情報やオープン化の加速の中でどこにその存在意義や独自性を定めるのか、限られたリソースをどのようなシステムやサービスに投入するか､困難な選択を迫られる時代となった。

この課題に対する検討は、具体的には平成 20（2008）年度から開始し､「新・利用者サービス 2009」（平成 21（2009）年 3 月）として取りまとめた。次いで、平成 23（2011）年に「平成 24 年 1 月以降の館内利用者サービス（東京本館・関西館）に関する基本計画」を策定した。同計画において館内利用者サービスの方向性として第一に掲げられているのが､「電子情報の拡大への対応」である。そこではまず、著作権法改正による保存のためのデジタル化の進展（2 章 3 節）、大規模デジタル化事業等により館内で提供されるデジタル化資料が相当な規模になり（2 節 2）、また館内提供が可能なインターネット資料も急激に増大していることを踏まえ、これらを的確に館内利用者に提供できるシステム、環境の整備を目指すとしている。また、外部データベース等国立国会図書館所蔵資料以外の電子情報とのシー

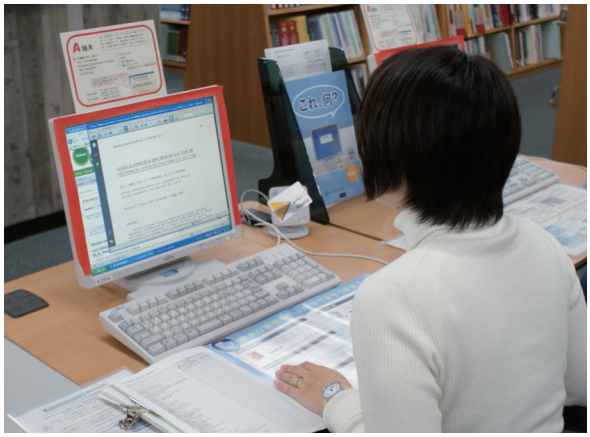

科学技術・経済情報室における館内電子情報提供サービス利用の様子。「A 端末」という表示が見える。サービスの内容によって端末が分かれていた

ムレスな検索、館内利用限定資料のプリントアウト、ナビゲーションと利用案内の強化を掲げている。

こうした計画に基づき、平成 24（2012）年 1 月、NDL-OPAC をはじめとする閲覧用システムの全面更新、館内利用サービスの大幅な変更を行った。

特に大きな変更点として、納本資料の適切な利用と保存を図るため後述のように「登録利用者制度」を新たにし、書庫内資料の利用を登録利用者に限定したことである。利用者登録を行わないでその度ごとに入館手続きを取って入館する利用者（当日利用者）は、書庫内資料の閲覧はできず、専門室の開架資料の閲覧・複写や、館内に設置された端末機器で資料の検索や電子情報の閲覧・プリントアウトのみを行うことができるとした。この制度変更を実施するため、来館者管理システムも更新し新しい登録利用者制度に対応したシステムを稼働させた。この制度変更の結果、国立国会図書館の来館利用は基本的に利用者登録が前提とされることとなり、平成 24（2012）年 4 月時点における来館利用者に占める登録利用者の割合は、東京本館において約 93.9% に達した。

また、館内の閲覧用端末を大幅に増加し、これまで別々の端末から行う必要があった蔵書検索・資料請求、複写申込み、デジタル化資料や電子ジャーナルを含む電子情報の利用（プリントアウト申込みを含む）を、館内閲覧用システム（「館内サービスシステム」（KSS））により一台の端末でできるようになったことも大きな改善点である。このシステムでは、利用者が初期画面で国立国会図書館資料の検索・請求（NDL-OPAC）、他機関所蔵資料も含む検索（国立国会図書館サーチ（NDL サーチ））、請求した書庫資料の到着通知、電子資料の検索・閲覧、利用案内等を選択しワンストップで各種サービスに入ることができるよう設計した。

端末の機能や利便性が向上しデジタル化資料の閲覧そのものも端末上で可能となったことにより、個々の利用者の端末専有時間は当然長くなり、館内にはそれに見合う端末が必要となった。端末台数は、東京本館全体で平成 24（2012）年 3 月時点で 370 台、平成 31（2019）年 3 月現在、418 台であるが、混雑時には空き端末が不足する事態も生じている。また、こうした多機能な端末の操作に不慣れな利用者に対する検索支援の必要性が増したため、本館ホール及び新館ホールに支援エリアを設け、機器操作支援担当者を配置し、機器の操作方法の説明のほか、簡易な利用案内もあわせて行うこととした。同時に本館・新館の総合案内はインフォメーションと名称を変え、総合的な利用案内と検索援助を行っている。

このような平成 24（2012）年 1 月の来館サービスの刷新は、新たな利用者増をもたらした。近年の来館者数は増加傾向にあり、平成 24 年には年間 50 万人を突破した。

館内サービスシステム（KSS）のトップページ

コラム

機器の持ち込みと館内LAN環境

PCの普及とともに利用者が館内に自分のPCを持ち込むケースが増えたため、国立国会図書館ではそうした持込機器の使用エリアの設置や電源の提供等、順次便宜を図ってきた。当初は閲覧室や専門室の一角で専用席を提供していたが、機器の持ち込みがさらに一般的になるにつれ使用エリアを拡張していった。東京本館では、平成24（2012）年1月、館内利用サービスの大幅な刷新に合わせ、本館第一閲覧室及び新館閲覧室は電源も配備し全席で持込機器類を使用可とする一方で、本館第二閲覧室は静ひつな環境を保証するため全席で使用不可とした。

平成25（2013）年2月からは、利用者が持ち込んだ端末機器等のためにインターネット利用環境を提供する公衆無線LANサービスの試行を行い、同年10月には本格実施した。提供区画は、本館第一閲覧室、本館ホール（一部）、新館閲覧室、新館ホールとした。

利用者持込端末機器については、館内設置端末の混雑緩和や利用者の利便性向上のため、当該端末機器から平成28（2016）年10月には資料請求、平成30（2018）年1月には複写申込書作成を可能とする試行を開始した。前者は平成29（2017）年4月、後者は平成31（2019）年2月に本格実施に切り替えた。

本館ホール（平成29（2017）年12月時点（平成30（2018）年1月に国立国会図書館オンラインを導入するためのリハーサル風景））

2. 登録利用者制度

国立国会図書館の登録利用者制度には、個人としての登録と、機関としての登録がある。ここでは、来館サービスに関わる個人の登録利用者制度の導入と変遷を概観する。

(1) 登録利用者制度の考え方

昭和61（1986）年の新館開館を機に改編した来館サービス体制においては、公用あるいは学術上の調査研究の目的で登録すると平日は午後8時まで利用することができた一般研究室制度があったが、午後8時までの利用を必要としない利用者については、登録利用者制度は存在していなかった。利用資格年齢に達している人は誰でも、エントランスにおいて氏名、住所、年齢を紙の利用申込書に記入して受付で提出すれば即座に「利用カード」(磁気カード)の交付を受けることができた。その後来館者が増加し、入館待ちが発生し、90年代後半には専門室だけ使う人を優先的に入館させる「バイパス入館」を実施せざるを得ない状況となり、混雑緩和の観点から何らかの形での入館管理の方策を取ることが求められていた。また、利用者増に伴う資料の出納、閲覧、とりわけ複写の増加は資料の破損の増加をもたらし、この課題に対応するため、「東京本館における利用者サービスのあり方について（報告)」(平成10（1998）年11月）においては、「当館が保存図書館としての役割を果たすとともに、当館にしかない資料の円滑な利用を保障するためには、登録制の採用も含めて何らかの利用制御の方式を検討する時期に来ている」と提案していた。

(2) 登録利用者制度の導入

平成13（2001）年10月の「東京本館利用者サービス実施計画（案)」において、「利用者の利便性を高めるため、及び遠隔サービスの円滑化を図るため、利用者登録制度を導入する」ことを掲げた。これに基づき、平成14（2002）年10月、関西館開館と遠隔サービスの刷新に合わせ、個人利用者の登録制度を導入した。この制度では、入館手続きの簡素化を含む新しい来館者サービスシステムが提供する便利な機能を十全に利用するために、またインターネットを通じた遠隔複写サービスを申し込むために、利用者登録を必要とすることとした。登録希望者は氏名、住所及び満18歳以上であることを証明する書類を添えて来館または郵送により登録を申請し、承認されると登録利用者カード（PETカード）と利用者IDとパスワードの交付を受けることができた。利用者IDは、上記サービスのシステム上での認証のために用いられるものである。ただし、来館利用の面についてのみ見れば、登録利用者と未登録利用者（当日利用者）との間で、利用出来るサービスに大きな差異はなかった。また、入館手続きの簡略化についても、登録利用者であっても、氏名・住所等の入力の必要はないとはいえ、来館の都度館内カード発行機で登録利用者カードを用いて、館内利用カードの発行をする必要があった。

とはいえ、来館頻度の高い利用者にとってこうした利便性向上がもたらすメリットは大きいと受け止められたようで、この制度の最終段階である平成23（2011）年12月には、登録利用者は来館者の42.7%を占めていた。

(3) 新しい登録利用者制度

これに比し、平成24（2012）年1月に行った「登録利用者制度」の変更は考え方が大きく異なっていた。「平成24年1月以降の館内利用者サービス（東京本館・関西館）に関する基本計画」(平成23（2011）年1月）において示された方針は、登録利用者を「来館利用における基本利用者」と位置づけ、館内サービス全般を利用できるのはこの登録利用者であるとしている。特に、納本資料の適正な利用と保存を図ることを目的として、書庫内資料の閲覧にも利用者登録、すなわち本人確認及び身元情報の登録を要するとしたことは、それまでの「登録利用者制度」と大きく異なる点である。

この方針に基づく新しい制度は、平成24（2012）年1月に導入した。登録利用者は、交付された登録利用者カード（ICカード）を登録期間中所持でき、来館の都度館内利用カードの発行を受ける必要

がなく、入館ゲートにカードをかざすだけで入館できるようにした。同時期にリニューアルしたNDL-OPACの利用においても利用者登録の利点を活かせるような機能を設定した。登録利用者は、検索履歴をシステム上に保存し、また、来館前に検索してリストアップした文献を来館後に館内の端末で呼び出し、円滑に資料請求を行うこともできるようにした。一方で、書庫内資料を利用しなくても、専門室等に開架された資料や飛躍的に充実した館内電子情報提供サービスだけで目的を達することができる利用者も相当数想定されたことから、氏名・年齢のみの申告で入館できる当日利用者というカテゴリーも残した。

東京本館では、来館当日の利用者登録申請が多数に上ることを想定し、新館エントランスに利用者登録カウンターを移設した。

この新しい登録利用者制度導入後、登録利用者は急激に増加し、平成30（2018）年度末において登録利用者は48万3000人、来館利用者に占める登録率は東京本館で98%となっている。

上から、登録利用者カード（ICカード）、利用者登録カウンター

3. 利用資格年齢

国立国会図書館は、国立図書館として、本質的に年齢を問わずにすべての人が利用できるよう努めなければならない。しかし一方で、サービスのための施設や人員には限界があり、また納本資料の適正な利用と保存を図るため、年齢による利用者数や資料利用の制限を行なってきた。

昭和36（1961）年、永田町の本館（現在の東京本館の本館）の開館に際して国立国会図書館の利用資格年齢を原則20歳以上と定めた。ただし当時、多くの大学・短期大学図書館の蔵書は十分でなかったため大学生については特例措置として20歳未満でも利用を認めた。大学図書館等の蔵書が整備されてきたことを受けてこの特例措置は昭和61（1986）年に廃止し、20歳未満の大学生は、所属する大学図書館や公共図書館等で調査研究の目的を達せられず国立国会図書館の所蔵資料を利用する必要がある場合に限り、利用を認められる運用を行った。その後、平成14（2002）年1月、来館利用者が従前よりも減少傾向にあったため、利用資格年齢を満18歳以上に引き下げ、調査研究図書館として大学生相当の利用者に利用機会を広げることとした。

さらに、平成16（2004）年、東京本館新装開館に伴う来館サービスの大きな改編に合わせて、満18歳未満の人に対しても、国立国会図書館資料利用規則に「満十八歳未満の者であっても、館長が特に認めた場合は、資料を利用することができる」（第3条但し書き）と規定した。これを受け、翌年、学校のレポート作成等の調査研究のため国立国会図書館にしかない資料を利用する必要があると認められる場合には、事前に資料利用申請書を提出し承認を受けることで国立国会図書館を利用することができるとする事務処理要領を定めた。次いで、平成25（2013）年、16歳・17歳の者については当日の資料利用申請による利用も認めるとともに（16歳未満の者については従来通り事前の申請による承認を必要とした）、書庫資料を使わず開架資料を閲覧する場合や、館内設置端末でデータベース検索・電子情報の閲覧等をする場合については、利用申請なしに利用できることとした。

4. 複写サービス

(1) 概要

国立国会図書館が行う複写サービスのうち、利用者が来館当日に複写物を受け取ることができる「即日複写サービス」の利用が多数を占める。即日複写サービスでは、当日という限られた時間の中で多数の来館利用者の複写申込みに対して公平に応えるため、また保存を使命とする国立国会図書館の特質から資料の破損に最大限留意し丁寧な作業を行う必要があるため、対象資料、申込回数、申込時のページ数に一定の制限を設けてサービスを行ってきた。これで応じきれない需要に対しては、これらの制限のない、複写物を後日郵送で受け取る「後日郵送複写サービス」もあわせて行って対応した。1に述べたように、入館から資料の出納までの利便性が時代とともに向上するにつれ、即日複写サービスについても製品受取りまでの時間の短縮、受付時間の拡大、各種制限の緩和等、かねて利用者から要望があったが改善がなされていなかった事柄について、利用者からの要望が一層高まっていた。

一方、電子情報の館内提供、特に大量のデジタル化資料の提供が実現し、これらの資料をプリントアウトして持ち帰りたいという利用者の要望に応えるため、電子資料のプリントアウトサービスを徐々に拡大していった。プリントアウトサービスは次第に国立国会図書館の複写サービスの中でも重要な位置を占めるようになり、そのため電子情報の閲覧から複写申込みまで円滑に行えるサービスシステムの構築が求められた。

この20年の複写サービスは、上記の2つの課題を中心に変遷してきた。

(2) 即日複写サービスの改善

平成16（2004）年10月の東京本館新装開館を機に東京本館の開館時間を午前9時30分から午後7時までに拡張し（土曜日は除く）、即日複写の受付終了時間もそれまでの午後4時までから午後6時までに延長した。また同時に複写サービスの作業体制を増強し、即日複写サービスの回数制限の撤廃を実現した。これにより、利用者にとって十分とは言えなかった短い受付時間内に受付が集中していた状況を緩和・平準化した。複写の申込方法については、1に述べたように、従来の紙の複写申込書への手書きでの記入からNDL-OPACによる自動記入に進化し、利便性、迅速性、記載情報の正確さが格段に向上した。また、これらのほかに、新規サービスとして、館内に設置したNDL-OPAC端末の雑誌記事索引から、資料の出納を伴わず直接複写を申し込むことができる「オンライン複写」を開始した。さらに、平成18（2006）年4月には、1回あたりのページ数の上限についても、紙資料については80ページから100ページに緩和した。

その後、平成24（2012）年1月に予定した閲覧用システムの全面更新に向け策定した「平成24年1月以降の館内利用者サービス（東京本館・関西館）に関する基本計画」（平成23（2011）年1月）の中で、「即日複写は利用者の満足度が高いことから、サービスや作業・要員の調整により、館内複写は即日複写を基本とするサービスへシフトする」とし、即日複写の拡充・充実をさらに加速する方針を打ち出した。この方針に従って、即日複写の作業効率向上を図るために本館複写作業場やカウンターを拡張するとともに、デジタルマイクロリーダーを導入し、利用者自身がリーダー上でマイクロ資料の中から複写箇所を特定してプリントアウトの指示ができるサービスを開始した。

なお、システムの更新に合わせて複写サービスの見直しと合理化を行った結果、「オンライン複写」を廃止した。また、後日来館複写（後日来館で受け取る複写）、東西間での来館遠隔複写についてもサービスを終了した。

(3) 電子情報のプリントアウト

前述のとおり、平成9（1997）年12月から、第三閲覧室（電子メディア室）において同室内で提供しているCD-ROMデータベースからのプリントアウトサービスを開始し、平成13（2001）年7月からは特別資料室内に電子資料室を新設し、プリントアウトを含む本格的な利用サービスを開始した。

平成18（2006）年10月から開始した館内電子情報提供サービス（館電）は、それまで特定の専門室でしか利用できなかった電子ジャーナルや電子出版物の閲覧とプリントアウトの申込みを、どの専門室からも可能となるようにした。なお、プリントアウトの枚数には、資料の性質に応じて上限を設けた。プリントアウトした製品の引渡しは、電子資料室で行うことにした。

平成24（2012）年1月の館内サービスシステム（KSS）の導入により、専門室内での利用に限られていた電子ジャーナルやデジタル化資料等の電子情報を、館内のどの端末でも閲覧し、プリントアウトを申し込めるようにした。また、デジタル化資料の大量公開によるプリントアウトの需要増加を見越し、本館複写カウンターを改修して本館プリントアウトカウンターを新設した。さらに、新館複写カウンターも拡張し、それまで電子資料室内にあった新館プリントアウトカウンターをここに移すなど、本館・新館ともにプリントアウトサービスの増大に対応する施設・体制を整備した。

電子情報のプリントアウトの件数はその後も増加の一途をたどり、現在に至っている。

5. 専門室の再編

国立国会図書館では、図書は本館図書カウンター、雑誌は新館雑誌カウンターにおいて、書庫に収められている資料を出納して閲覧サービスを行っているが、特定の主題等に関する資料や特殊な形態の資料は各専門室において提供している。

東京本館の専門室では、それぞれの専門分野に関する参考図書を開架するとともに、所管資料を書庫から出納して提供している。約20年前の平成10（1998）年、専門室は、社会科学及び人文科学系の参考図書を開架して提供している参考図書室をはじめとして、新聞閲覧室、科学技術資料室、官庁・国際機関資料室、法令議会資料室、古典籍資料室、特別資料室（特別コレクション、移民関係資料、非図書資料を所管）、地図室、憲政資料室、図書館学資料室、アジア資料室、音楽・映像資料室の、計12室を数えた。

関西館設置に伴い、アジア資料、科学技術資料（規格等）、洋雑誌等の資料及び業務の一部を関西館へ移転するとともに（4章1節3参照）、東京本館の専門室も再編することとした。これに先立ち、平成9（1997）年の検討においては、従来の専門室のあり方の問題点として、まず、資料室の区分が、発行主体に拠っているもの（官庁・国際機関資料室）、資料形態別になっているもの（新聞資料室、古典籍資料室、地図室、音楽・映像資料室）、地域別になっているもの（アジア資料室）、主題別になっているもの（その他の専門室）に分かれていること、また、参考図書室について専門性が浅くなっていること、特に官庁・国際機関資料では紙から電子媒体での刊行に移行しつつあり当初の設置の趣旨が薄れつつあること等が指摘された。次いで平成10（1998）年3月の報告「東京本館専門室再編成の考え方と基本方針（報告）」では、「各専門室の主題性を明確にし関連分野を統合する」という考えに基づく再編成が提案された。

こうした検討を経て、平成14（2002）年度、担当する主題分野を明確化し、今まで以上に専門性を高め、利用者の多様化した、また高度化した要求に応えていくことを目指して、東京本館専門室の再編を順次行った。

具体的には、まず参考図書室を、法律・政治、経済・社会及び人文科学の主題により3分割した。法律・政治分野は法律政治・官庁資料室の担当に、経済・産業、社会・労働、教育分野は科学技術・経済情報室の担当に、人文科学分野は人文総合情報室の担当とした。旧・特別資料室に設置されていた電子資料室を独立させ、特別資料室と図書館学資料室を廃止し、アジア資料室を関西館へ移した。さらに、翌平成15（2003）年には、法律政治・官庁資料室を法令議会資料室と統合し、議会官庁資料室として開室した。その他の専門室（新聞資料室、地図室、憲政資料室、古典籍資料室、音楽・映像資料室）については従来と大きな変更はしなかった。

平成29（2017）年1月、電子資料室が音楽・映像資料室に統合された。こうした専門室の構成は、現在まで変わっていない。

東京本館　平成 14 年 3 月までの閲覧室の配置図

（このほかに本館 5 階に法令議会資料室があり）

1 階

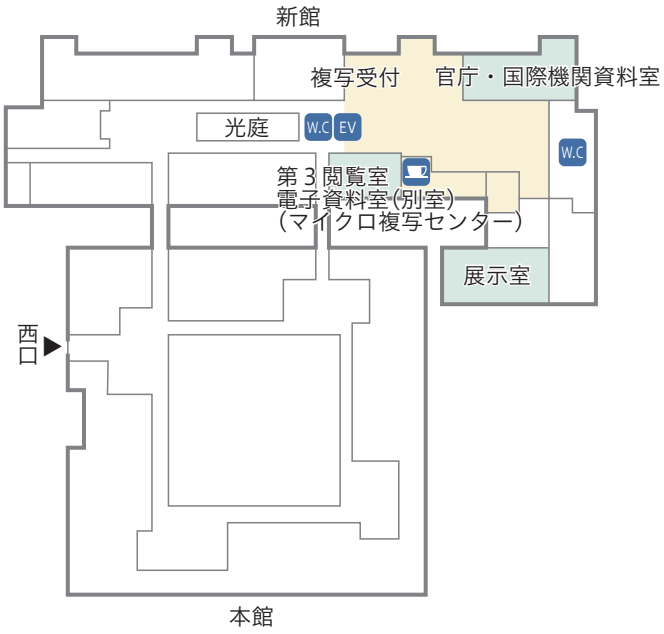

2 階

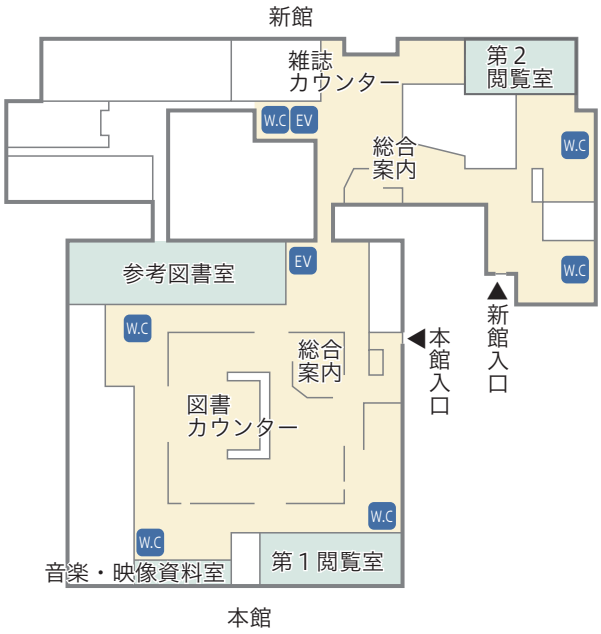

3 階

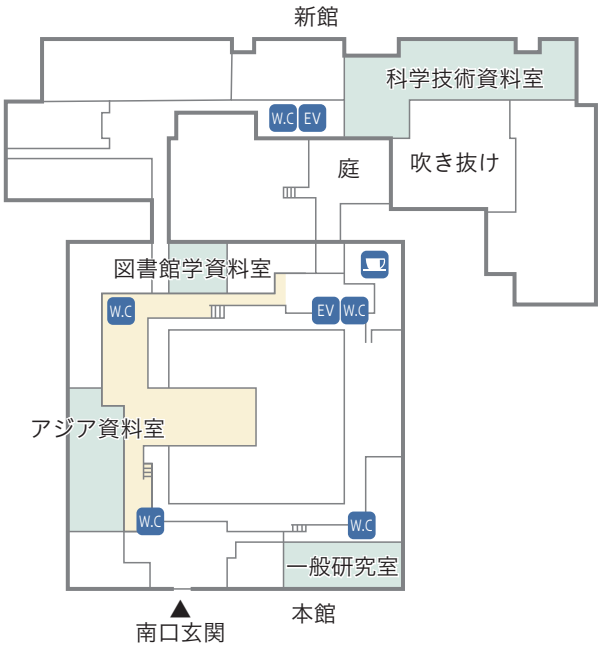

4 階

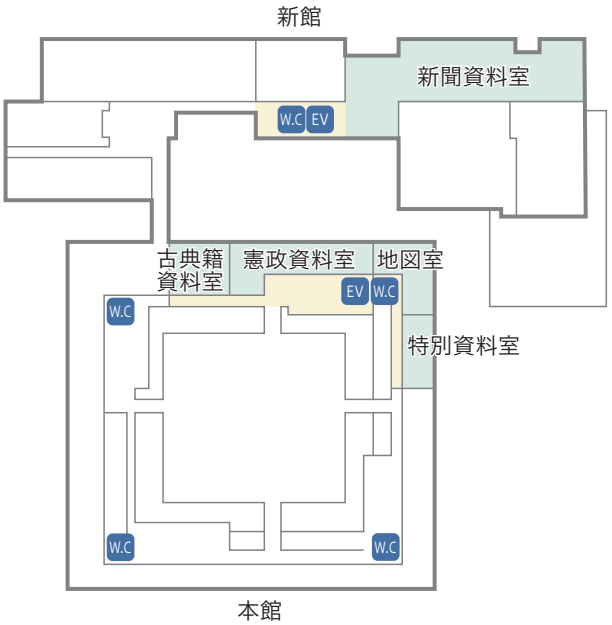

東京本館　平成 14 年 8 月時点での閲覧室の配置図

（このほかに本館 5 階に法令議会資料室があり）

1 階

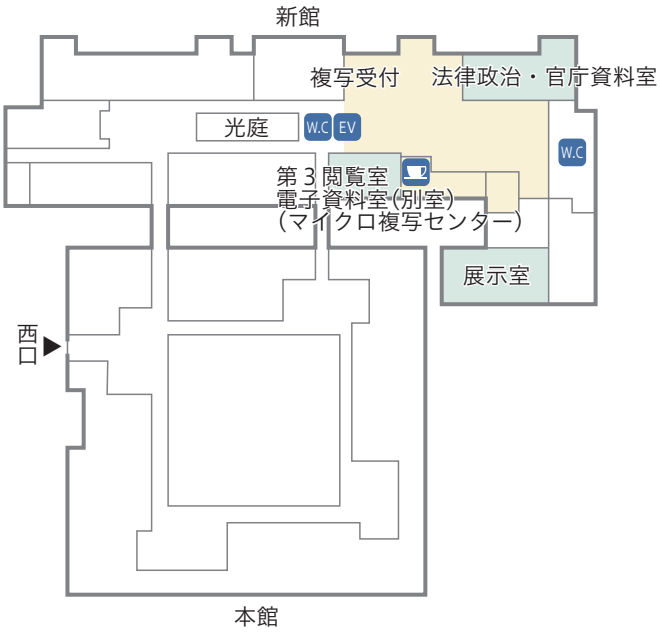

2 階

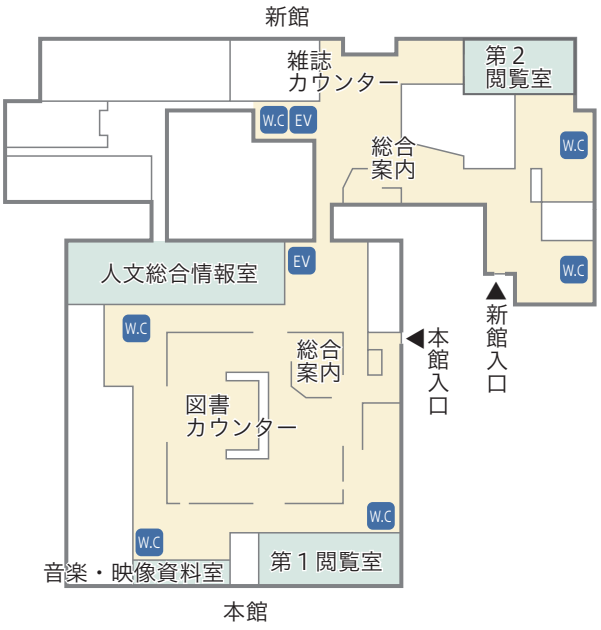

3 階

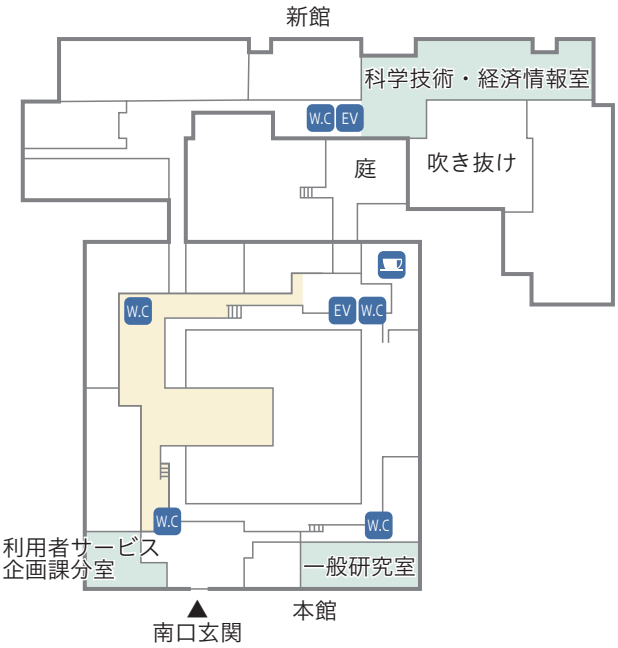

4 階

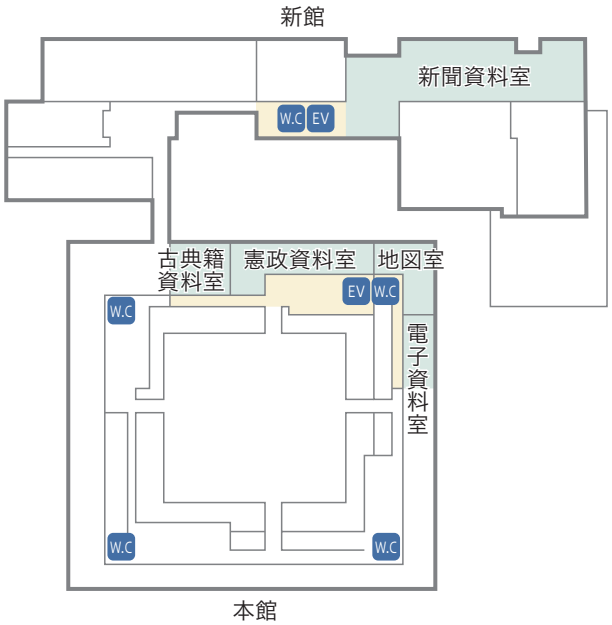

東京本館　平成 16 年 10 月の閲覧室の配置図

1 階

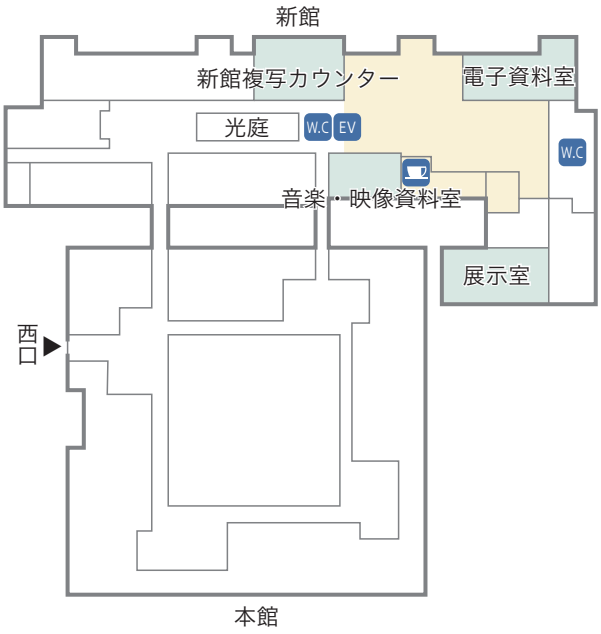

2 階

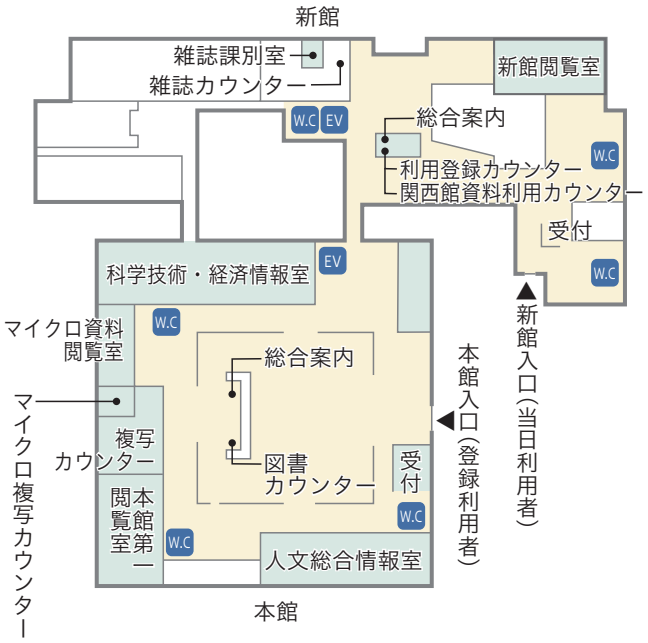

3 階

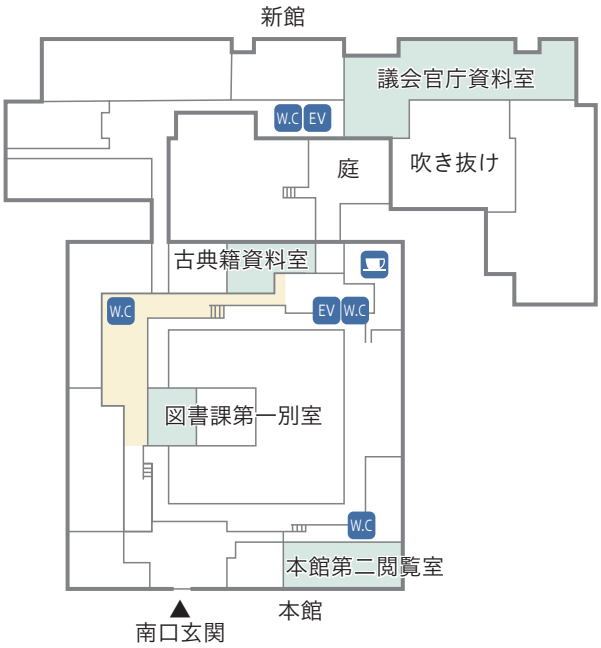

4 階

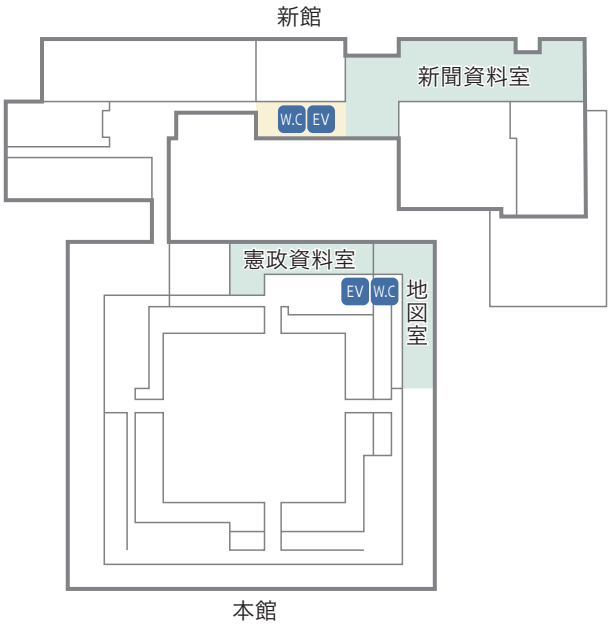

コラム

ガイダンス

国立国会図書館は利用方法や施設の構造が複雑であり、また多種多様な資料を所蔵していることから、来館利用者が適切に、効率的に国立国会図書館を利用できるようガイダンスを実施する必要性についての認識は、早くからあった。例えば、平成11（1999）年1月の報告「一般利用者サービスの今後のあり方について（報告）」において、来館利用者に対する利用ガイダンスの実施を目標に掲げていた。

ただし、実際に東京本館においてガイダンスと称するサービスが実現したのは平成20(2008)年1月が最初である。平成18(2006)年10月から新たに館内電子情報提供サービス（館電）を導入したことを契機として、利用者にとって有用な電子情報の積極的な利用を促進するため、その利用方法を説明するガイダンスの実施を検討した。こうしてまず平成20（2008）年1月に3日間、「データベースを使ってみよう！（入門編・初級編）」を開催した。次いで、さまざまなテーマを設定し継続的に実施するガイダンスとして、専門室において、「30分でわかる調べ方ガイダンス」を開始した。同年度は「新聞」「市場・企業動向」「医療文献」等のテーマを選定し、同じ方法により平成23（2011）年まで実施した。

それらに加え、平成22（2010）年度から初回利用者を主な対象とする利用ガイダンスを開始した。30分から45分程度で、国立国会図書館の概要、資料の閲覧・複写の申込方法、東京本館施設を案内するものであった。

利用ガイダンスは、サービスシステムの更新のため平成23（2011）年10月に一旦休止したが、平成24（2012）年9月に再開した。再開後は、上記の「調べ方ガイダンス」「利用ガイダンス」を統合し、国立国会図書館の基本的な使い方から特定テーマの調べ方まで一貫したガイダンスとして実施することとし、また、デジタル化資料の利用手順の説明も加えた。

新聞資料室における調べ方ガイダンスリハーサルの様子

コラム

東日本大震災当日と書庫復旧

平成23（2011）年3月11日14時46分、東日本大震災が発生した。東京本館が位置する東京都千代田区においても震度は5強に達し、また平日の開館時間のまっただ中ということもあったため、来館サービスや業務が大きな影響を受けた（国際子ども図書館については5章4節参照）。

在館中の利用者には慌てて館外に飛び出した人も多数いたが、職員がより安全な国立国会図書館の建物内へ誘導し、余震に備えた。幸い、とっさの行動や施設・備品等の落下等により負傷を負った利用者・職員はいなかった。その後館内では、交通機関の状況や地震速報等の情報提供を行った。エレベーターの停止により書庫内資料の出納は中止することとしたが、専門室での開架資料の閲覧、OPAC検索・電子資料の閲覧等、可能な範囲でサービスを継続した。

東京本館では、約80名の利用者をはじめとする帰宅困難者等の保護のため、来館サービス終了時刻後も翌朝まで庁舎を開放することを決定した。東京本館には当時災害備蓄品として2000人分の非常食と1000人分の毛布等を配備しており、館内で翌朝まで過ごす人々に新館喫茶において午後9時過ぎからこれらの配布を行った。また、夜間の保安のため利用者滞在のための区画を新館1階・2階とし、区画内の閲覧席・ソファ等を休息・睡眠のため提供するとともに、新館2階にテレビ放送設備を臨時に設置した。一方､外部から館施設への避難者10数名についても､同様の保護を行った。翌朝9時までには全員が無事退館することができた。

一方、前年から開始していた本館耐震工事（2章コラム参照）により、建物に大きな被害はなかったが、書庫内では地震の揺れにより前代未聞の事態が生じていた。新館書庫はほとんど問題を生じなかったものの、本館書庫では高層階

被災状況

を中心に約 180 万冊の資料が書架から落下し、通路を埋め尽くす事態となった。

翌 12 日は土曜日であり、通常通り 9 時半に開館したが、和洋の図書は利用不可、それ以外はシステムを用いず、紙の資料請求票での請求とした。14 日は計画停電による交通機関の乱れにより臨時休館、15 日以降は時間短縮で再開し、被害の大きかった 12 ～ 17 層の図書は利用不可とした。落下した資料は、国会サービスや一般サービスでの利用が多い和図書・洋図書が多くを占めていたため、速やかに復旧し利用を再開できるよう、東京本館の全部局の職員と出納委託業者を最大限動員してただちに復旧作業を開始した。特に落下が多かった最上層（16 層及び 17 層）の和図書については、延べ 833 名の職員が交替で作業にあたり、12 層、13 層も含めて和図書は計画通り約 1 か月後の 4 月 11 日には利用再開にこぎつけた。その下（14 層及び 15 層）の洋図書についても、出納委託業者による復旧作業により 4 月 25 日に利用を再開した。同時に開館時間も元通りとした。

迅速な出納の便を考慮して資料を書架最前面に揃えて排架していること等が、結果的には大量の資料が落下するに至った原因と言える。

書庫 17 層での復旧作業

コラム

利用の拡大

情報通信技術が発達し、インターネットがあれば何でも検索できるので、わざわざ図書館に出かけていって調べなければならないことはもうない、と思われている方もおられるかもしれない。しかし、実際にはこの 20 年間のうち、東京本館に足を運ぶ来館利用者は一度は減少に転じたが、平成 16（2004）年以降おおむね増加している。これは一体何故だろうか。

来館者数

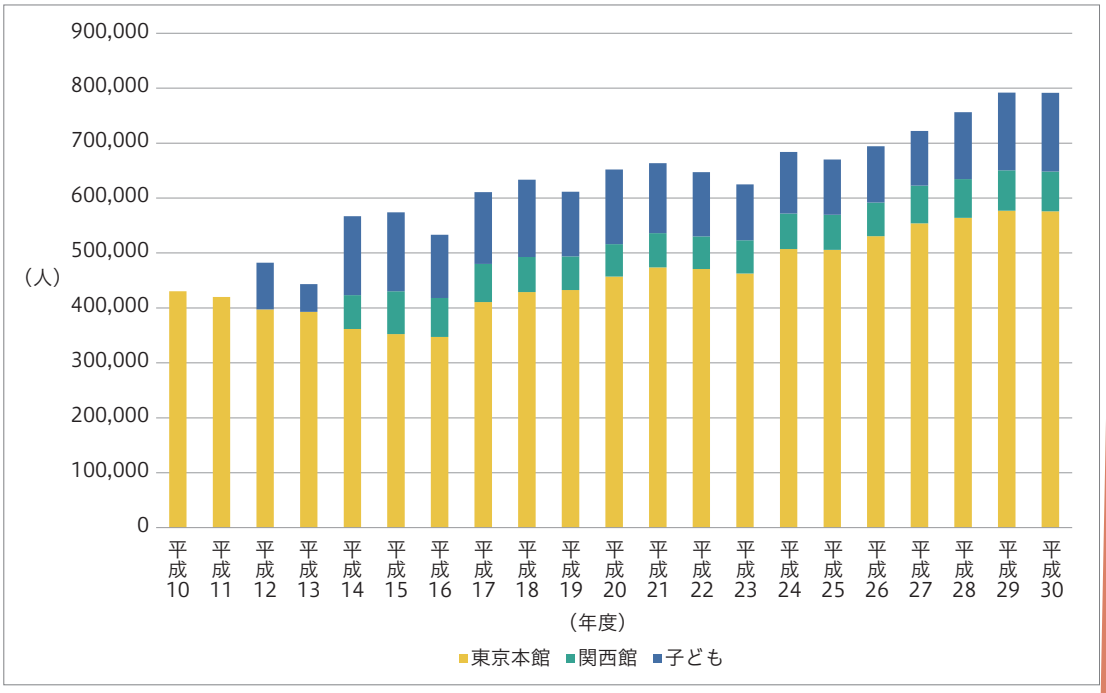

1 日あたりの利用者数（東京本館）

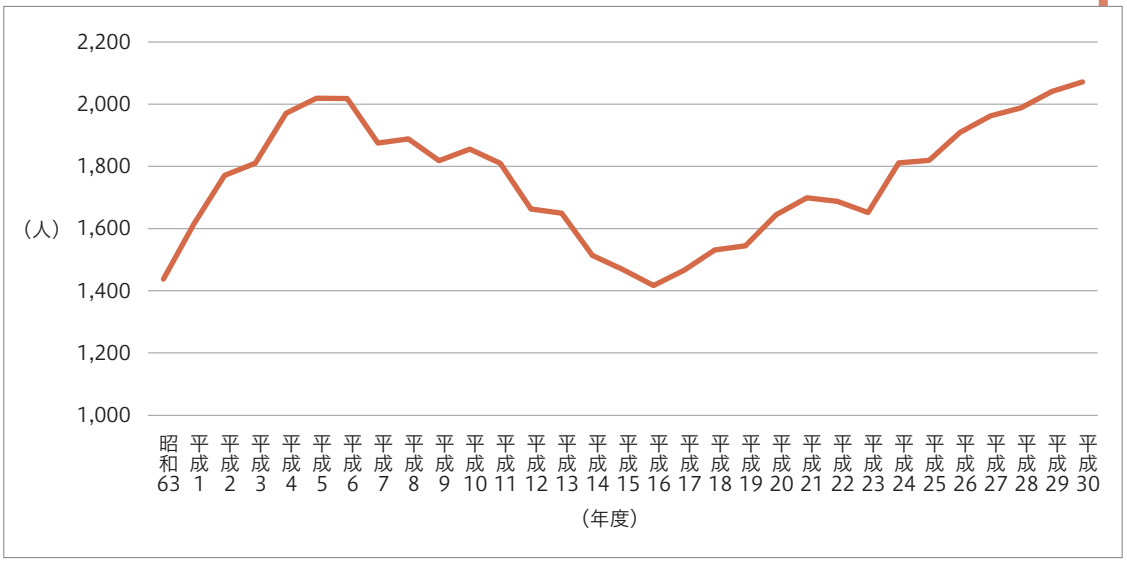

年間の開館日数に変更があるため、東京本館の年ごとの１日の平均来館者数で見ると、開館以来右肩上がりで増加してきたが、平成５（1993）年の 2019 人、平成６（1994）年の 2017 人がピークで、その後、若干減少した。さらに平成 12（2000）年以降大きく減少に転じ、平成 16（2004）年に 1417 人で底をうち、その後、平成 24（2012）年以降、増加し、平成 30（2018）年には 2072 人となっている。

平成７（1995）年以降、来館利用者が減少した原因は、次に述べる資料の利用数が減少していないこととあわせて考えると、平成８（1996）年には館内混雑緩和のため入館制限を実施したこともあり、国立国会図書館の利用に慣れていない、明確な目的を持たずに来館していた利用者が、入館待ちや館内での混雑を避けて、来館しなくなったためではないかと推測される。平成 12（2000）年以降の減少は、Web-OPAC、次いで NDL-OPAC の公開により、来館しなくても自宅からでも目録を調べることができるようになったこと、平成 16（2004）年から増加したのは、開館日の拡大及び開館時間の延長により使いやすくなったこと、平成 24（2012）年以降の増加は、同年１月のリニューアルで館内の端末（KSS）でデジタル化資料や新聞データベース等の電子情報がさらに簡便に利用できるようになったことが影響しているのではないかと推測できる。

東京本館の出納冊数

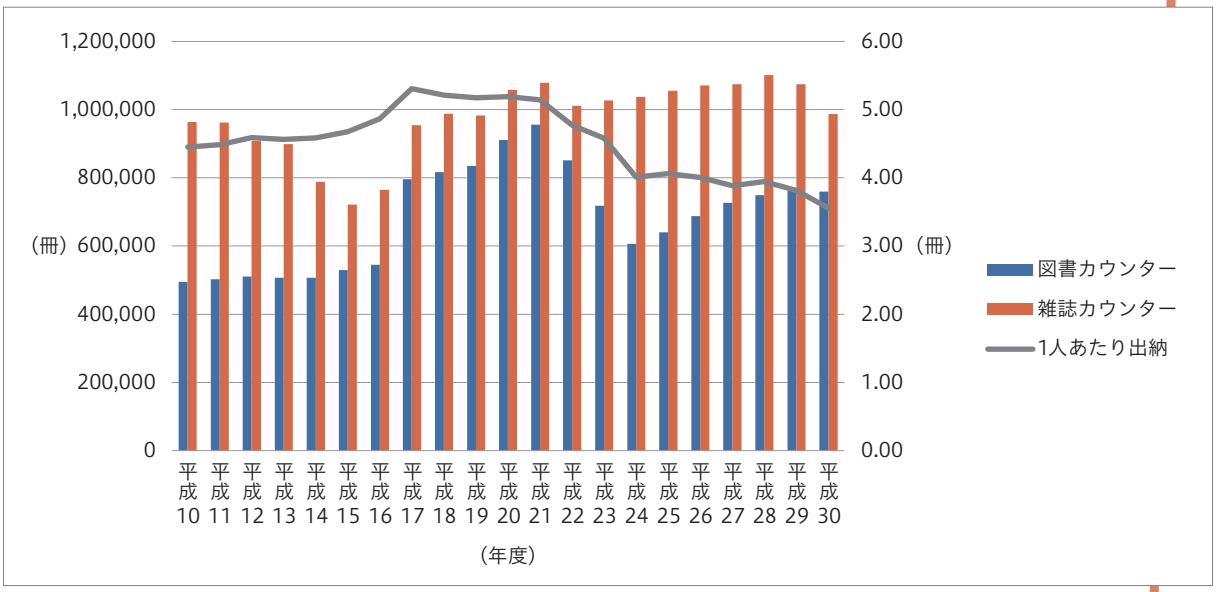

資料の利用数で見ると、東京本館図書カウンターの利用冊数は、開館以来減少することなく、平成 21（2009）年まで増加し続けた。雑誌カウンターでの利用冊数は、平成 11（1999）年まで増加し続けて平成 12（2000）年から平成 16（2004）年まで大きく減少したが、再び増加に転じ、図書と同じく平成 21（2009）年まで増加し続けた。雑誌の利用が平成 12（2000）年から平成 16（2004）年に一時的に減少したのは、それまで大量に利用されていた科学技術関係の洋雑誌が関西館への移管のため利用できなくなったことが原因ではないかと推測される。平成 22（2010）年以降の減少は、平成 22（2010）年から 23（2011）年については大規模デジタル化事業のため資料を利用できなくなったこと、それ以降それほど伸びていないのは、デジタル化資料とし

て館内の端末から利用できるようになり、増加した来館利用者の目的が書庫内資料でなく、デジタル資料にあったためと考えられ、1人当たりの出納冊数の著しい減少からもそれは類推できる。

複写件数は、電子式複写サービスを開始した昭和38（1963）年から右肩上がりで増加してきたが、特に平成16（2004）年、平成17（2005）年に急増している。これは平成16年10月にそれまで1日5回まで1回あたり80ページの即日複写の制限のうち、1日あたりの回数制限を撤廃したことが原因と考えられる。このときの新装開館で開館時間が延長されたことの影響もあるだろう。なお、1回あたりの枚数は平成18（2006）年4月に100ページに引き上げた。以後、図書・雑誌の利用冊数に見合う形で紙の複写件数は横這いの状態が続いているのに対し、館内端末で利用することができるデジタル化資料や電子情報のプリントアウトは急増しており、来館利用者の増加の原因が、館内で利用できるこれらの電子資料にあると推測することができる。

来館の紙媒体の複写件数とプリントアウト件数

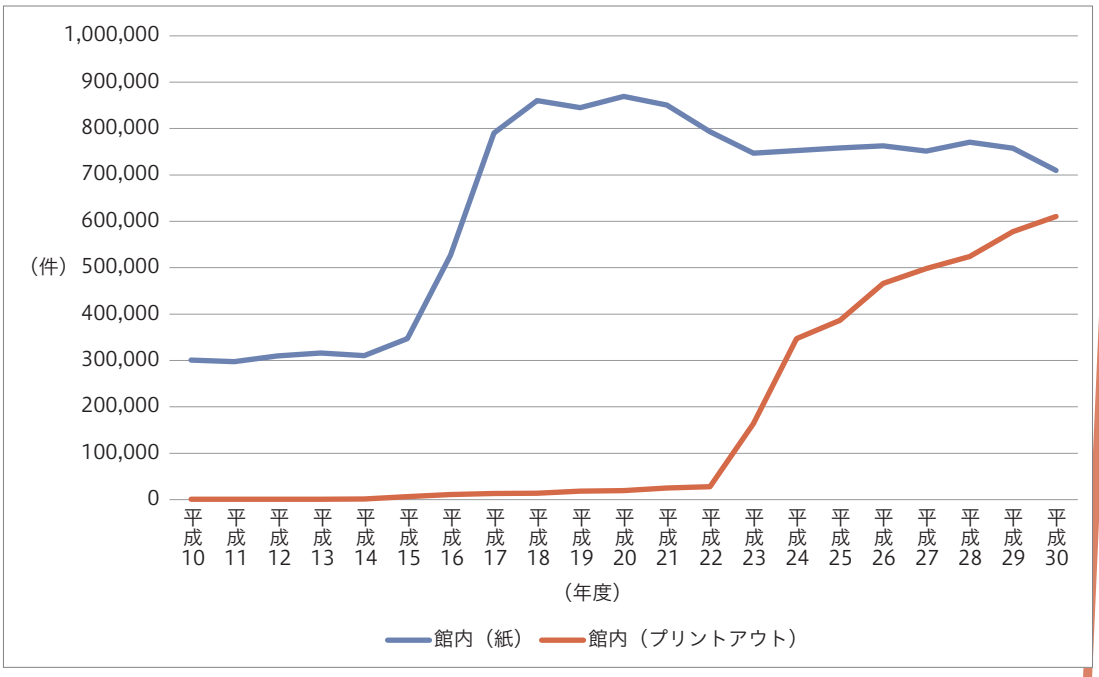

館内での電子情報へのアクセス数は、平成27（2015）年度には紙資料の閲覧数を上回り、平成30（2018）年度には閲覧数の倍以上、655万件に達している。紙の閲覧数と電子情報の館内アクセス数は質的に異なるため、単純に足し算するべきものではないが、おおむね3倍になっているとも言える（館内アクセス数は、国立国会図書館デジタルコレクションのアクセス数であるため、国立国会図書館デジタルコレクションに含まれるオンライン資料等、紙資料からデジタル化した資料以外へのアクセスも含む。また国立国会図書館職員によるアクセスも含む。電子情報のプリントアウトは国立国会図書館デジタルコレクションだけでなく、契約データベースやマイクロ資料のデジタルリーダーからのプリントアウトも含む）。

デジタル化資料の増加で館内利用が活発になるのはふたつの理由が考えられる。ひとつは目次データの拡充である。大規模デジタル化によって新たに入力された目次

データがキーとなって、今まで検索できなかった資料が見つかるようになったことである。もうひとつは、出納時間がかからなくなったことによる。一度に3冊しか選べないのではなく、まるで開架資料をブラウジングするように、多数のデジタル化資料を少しずつ見ることができ、その結果、より多くの情報にアクセスできる。デジタル化資料はただ現物の「代替」として利用されているわけではない。これはプリントアウト数の増大からも裏付けられるだろう。

デジタル化による影響として、国立国会図書館の書庫で事実上死蔵されていたような資料が陽の目を見る可能性が増したことも挙げておきたい。どの図書館にでも言えることだが、とりわけ極めて多量な資料がある国立国会図書館では、所蔵はしていても、長く閲覧されることのない資料が多数存在する。

しかし、図書であれば明治初年から昭和43（1968）年に受け入れた資料まで、網羅的にデジタル化を進めたことにより、書庫で「長い眠り」についていた資料もたたき起こされ、分野や内容を問わず、著作権保護期間満了が確認できた資料はインターネットで公開された。

デジタル化されていない資料は、1冊あたり年平均0.05人にしか閲覧されていないのに対し、デジタル化されてインターネットに公開された資料は1冊あたり年平均32回アクセスされている。何十年も利用されていなかったがデジタル化されてから頻繁に利用されるようになった資料は、多数存在することだろう。

国立国会図書館は20年前、「国立国会図書館電子図書館構想」にどこでも、いつでも、だれでも、という「夢」を掲げ、その後、NDL-OPACの公開、デジタル化といった事業を進めてきた。その一方で国立国会図書館の来館利用が活況を呈しているのは、既存の図書館資料にもまだ大きな可能性があるということを示す反面、それらがまだ誰でもが容易にアクセスできるような状態になっていないという現実もまた示している。

平成17（2005）年

所蔵資料 **3249万**

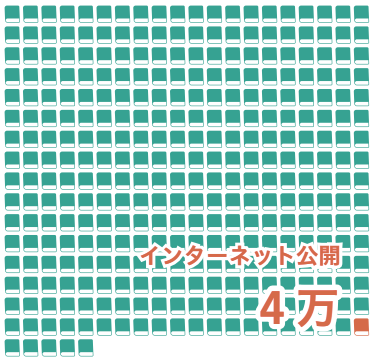

書庫資料の閲覧

146万

インターネットアクセス数

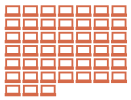

454万

近代デジタルライブラリーと貴重書画像
データベースのアクセス件数

平成29（2017）年

所蔵資料 **4266万**

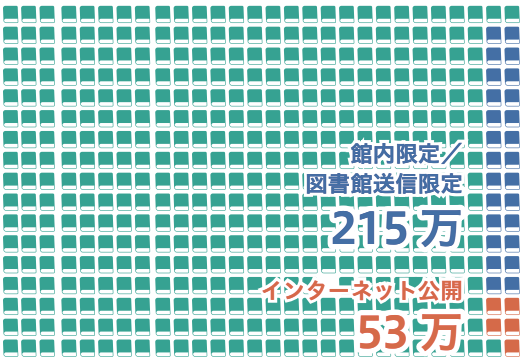

書庫資料の閲覧

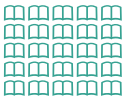

230万

館内アクセス数

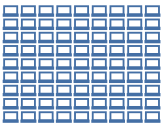

592万

インターネットアクセス数

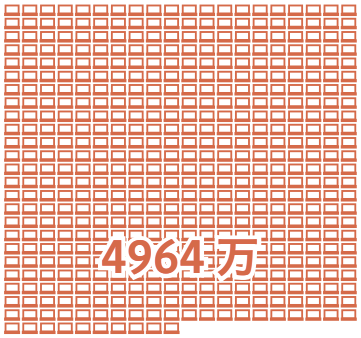

国立国会図書館デジタルコレクションの
インターネットからのアクセス件数
（デジタル化資料以外にオンライン資料なども含む）

ある特定の資料が1年間に利用される回数（平成29（2017）年度平均値）

0.05
所蔵資料1点あたり
閲覧される回数

3
デジタルコレクションの資料1点あたり
館内からアクセスされる回数

32
デジタルコレクションの
資料1点あたりのアクセス件数

参考文献

第1節

「主題情報の組織化とユーザー・インターフェイス」研究班「日本における既存 OPAC の比較調査」『図書館研究シリーズ』(31) 1994.3

鶴田真也「和図書 CD-ROM 閲覧利用実験を終了して」『国立国会図書館月報』(349) 1990.4

第2節

「遠隔複写サービスの現在とこれから」『国立国会図書館月報』(611) 2012.2

「非来館型サービス利用実態調査―関西館 DSS（ドキュメント・サプライ・サービス）の構築に向けて―」『図書館研究シリーズ』(35) 1998.6

「雑誌記事索引の業務改革　一九九四年～二〇〇〇年」『国立国会図書館月報』(464) 1999.11

「貴重書画像データベースについて」『国立国会図書館月報』(469) 2000.4

福林靖博「国立国会図書館「レファレンス情報システム」について」『オンライン検索』25(3/4) 2004.9

兼松芳之「リサーチ・ナビの概要―機能、構成、歴史―」『参考書誌研究』(71) 2009.11

森本佳恵, 兼松芳之「数字で見るリサーチ・ナビ―アクセス状況とサービス改善に関する考察―」『参考書誌研究』(73) 2010.11

中嶋晋平「図書館による API の公開―PORTA の事例から―」『カレントアウェアネス』(298) 2008.12 CA1677

上保佳穂「日本全国書誌のあゆみ」『全国書誌通信』(118) 2004.6

横山幸雄「全国書誌の 70 年　「もの」から「サービス」へ」『国立国会図書館月報』(691) 2018.11

「書誌データからみた 70 年史（1）―年表」『NDL 書誌情報ニュースレター』(46) 2018.9.26 国立国会図書館デジタルコレクション >https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11152571（最終アクセス日 2020.12.22）

「What's 書誌調整ふたたび　最終回　日本から世界へ～　データの相互運用性」『国立国会図書館月報』(696) 2019.4

第3節

国立国会図書館 監修, NDL 入門編集委員会 編『国立国会図書館入門』三一書房 1998

第4章

関西館

国立国会図書館関西館は、京都・大阪・奈良の3府県にまたがる関西文化学術研究都市（けいはんな学研都市）の中核である精華・西木津地区（京都府相楽郡精華町）に、平成14（2002）年10月7日に開館した。第4章では、設立から20年余り前までに遡る前史から説き起こし、関西館の設立の経緯から、設立準備、開館、開館後の現在までの展開について詳述する。

関西館外観

第１節　関西館の設立

1. 第二国立国会図書館から関西館へ

(1) 第二国立国会図書館設立構想の背景

第二の国立国会図書館を東京以外の場所に建設し、東京本館だけでは実施できないサービスを実現しようとする構想の淵源は、昭和 50 年代前半（1970 年代後半）まで遡ることができる。

第二次世界大戦後、国土の開発は東京を中心として目覚ましく進展したが、高度経済成長が終了すると、一部の地域に偏在化している国土の利用を地方へと波及させる機運が生じた。昭和 49（1974）年に発足した国土庁（現在の国土交通省）は地方開発を重視し、昭和 52（1977）年に閣議決定された第三次全国総合開発計画（三全総）において、全国に定住圏を整備していく方針を打ち出した。

三全総においては住環境整備の一環として文化施設の充実もうたわれ、地方都市に図書館、博物館等の教育・文化施設を整備することとした。当時は、公共図書館の設置が各地で急速に進んでおり、我が国唯一の国立図書館である国立国会図書館に対しても、国立図書館の役割としてその所蔵資料とサービスによって全国の図書館を支援することへの期待が高まっていた（6 章 1 節参照）。

しかしながら、当時の国立国会図書館は、増え続ける来館利用者への日々のサービスで手いっぱいであり、我が国唯一の国立図書館としての期待に十分に応えられてはいなかった。国立図書館として全国均等にあまねくサービスを提供することは、国立国会図書館にとって今後取り組まなければならない課題であった。

国立国会図書館は、累積的に増加する資料を収蔵する書庫を確保するため、昭和53（1978）年に本館の北側に新館を建設する計画を固めた。同年に発足した新館開館後の業務のあり方の内部検討組織である将来計画調査会第二分科会は、全国に対するサービスの課題に応えるための施策として、地方へのブロックセンターの設置、研究機関の支援、地域の図書館を仲介とするサービス、複写・貸出サービスの拡充強化、といった具体案を打ち出した。昭和61（1986）年、新館開館に合わせて図書館協力部を設置し、国内の図書館からの問合せ窓口を一本化し、サービスの迅速化を実現したが、検討されていた将来計画のすべてを実現するには至らなかった。

(2) 関西の第二国立国会図書館誘致運動

以上のような国立国会図書館への期待や国立国会図書館内部での新しい業務への検討が関西（近畿）地方における国立国会図書館の新施設の建設構想に結びついた契機は、関西地方の開発計画であった。昭和53（1978）年、国土庁は三全総を踏まえて第三次近畿圏基本整備計画を策定し、首都圏と並ぶ全国的・国際的な場であると同時に西日本のセンターとしての機能を担うのにふさわしい整備を図る方針を打ち出した。

こうした国の動きに呼応して、関西地方に東京の国立国会図書館に匹敵する機能を有する第二の国立国会図書館を建設し、西日本における学術・文化振興の拠点とする構想が、地元からの要望として持ち上がった。

昭和52（1977）年、京都大学元総長の奥田東氏ら関西の学識者と財界人がつくる関西研究学園（仮称）懇談会準備会が、「（仮称）関西研究学園建設基本構想案概要」を発表した。この構想案に、関西研究学園都市の中核施設となる総合学術図書館として、第二国立国会図書館の建設が盛り込まれた。

準備会は翌53（1978）年に関西学術研究都市調査懇談会（奥田懇談会）に改組し、構想を具体化させた。京都府は、民間が主導する奥田懇談会の構想に賛同し、関西学術研究都市を府南部の木津川左岸丘陵（現在の京田辺市、精華町、木津川市）に建設する意欲を示した。昭和55（1980）年、京都府は、国に対して学術研究都市に立地すべき施設として第二国立国会図書館を建設することを要望した。

一方、大阪市は、昭和40年代（1970年代前半）から東京に偏重して所在する国立劇場、国立博物館等の国立文化施設を西日本にも設置する誘致活動を行っており、昭和54（1979）年、第二国立国会図書館の誘致構想を発表した（『朝日新聞（大阪版）』昭和54年8月1日）。大阪市の第二国立国会図書館構想は、国の中枢機能のひとつとしての国立図書館を東京から分散させて大阪に置くことにより西日本の核とすることを目的に掲げ、建設候補地としては、大阪城周辺から大川、中之島地区にかけての市内中心部を想定していた。

(3) 関西プロジェクト調査会の検討

第二国立国会図書館設置を求める京都府、大阪市等の関西地方の官民各団体からの要望、加えて昭和53（1978）年に発足した読書を愛好し図書館等の活動の奨励援助を目的とする超党派の議員連盟である図書議員連盟の強い支援も受け、国立国会図書館は昭和56（1981）年に内部に関西プロジェクト調査班を設置し、昭和57（1982）年度予算に「将来計画調査会関係経費（関西プロジェクト）」として初めて調査費300万円の計上が認められた。

昭和57（1982）年6月、館外の有識者を委員とする国立国会図書館関西プロジェクト調査会を設置した。調査会は、昭和62（1987）年4月2日、答申「国立国会図書館法に規定する図書館の組織および図書館奉仕の改善を目的として、関西地域に設置すべき施設およびその機能について」を国立国会図書館長に提出した。

答申は、国立国会図書館を機能強化するために、オンラインシステムの基盤、東京本館への利用の一極集中を緩和するサービスポイント、資料の光ディスク等への媒体変換の拠点、そして自然災害に備えて資料を分散保存し、増加し続ける資料を保管する大規模な保存書庫が必要であり、そのために、「ニューテクノロジー」を最大限に活用した先端的な図書館サービスを行う諸施設と資料の保存のため

関西文化学術研究都市の位置

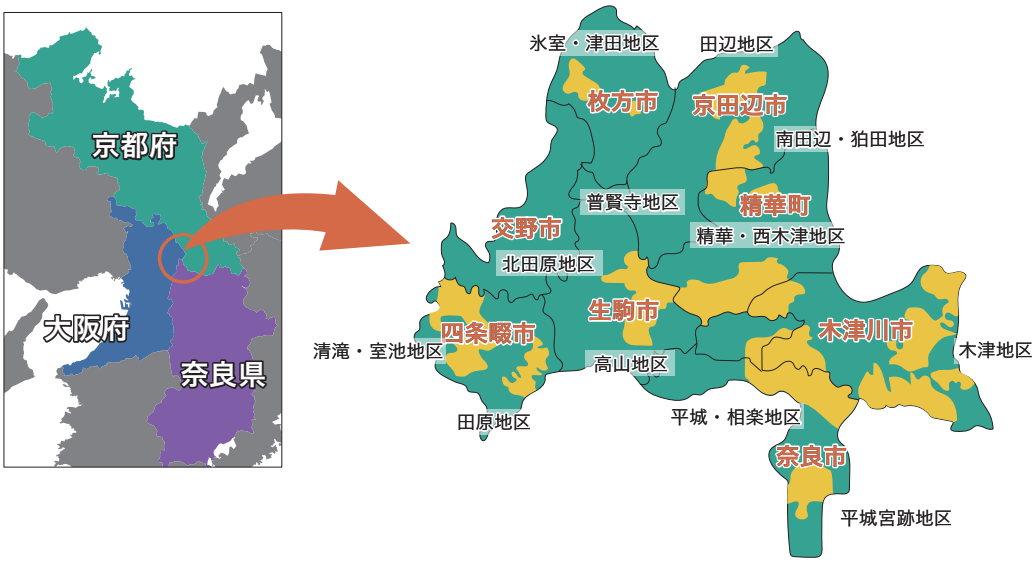

の2000万冊規模の書庫とを備えた第二国立国会図書館を設置することが適切である、と提言した。

立地については、関西地方が首都圏と並ぶ情報ニーズを有するために第二国立国会図書館の設置にふさわしいとし、関西の中でも十分な面積の敷地を確保することができ、ナショナル・レベルでの事業の整合性を図ることが可能である関西文化学術研究都市（以下「学研都市」）を候補地とすることを明記した。学研都市の建設予定地は、当初の京都府内から3府県にまたがるものに拡大された上で、すでに昭和60（1985）年に起工されており、関西地方の官民各団体の第二国立国会図書館誘致の要望も学研都市案に一本化していた。

調査会の答申が提出された昭和62（1987）年には、国会で関西文化学術研究都市建設促進法が議員立法により制定され、学研都市の中核施設となる第二国立国会図書館に対する地元関西の期待は一層高まっていた。答申の内容は、地元の期待に応えるのに十分なものであった。

後の関西館の基本的機能と立地は、この時点で大枠が定まった。

(4) 関西館の設立構想

国立国会図書館は、調査会の答申を受けて、昭和62（1987）年5月18日、第二国立国会図書館（仮称）設立計画本部を内部に設置した。

設立計画本部は、第二国立国会図書館の実現に向けて、より具体的な設立構想の策定に取り組んだが、昭和60年代（1980年代後半）当時は、昭和61（1986）年に竣工した新館のうち、当面使用しない地下書庫5階以下の内装及び書架が未完成であり、その整備を優先する必要があった。第二国立国会図書館の実現は、新館書庫整備完了の先を見据えた将来課題であり、その検討は当面漸次的に進めざるを得ず、設立構想は、将来実現される新施設の理想的なあり方を示すことを目指して、各方面からの意見を取り入れながら徐々に具体化された。

昭和63（1988）年7月21日、設立計画本部は、まず内部における検討をとりまとめて「国立国会図書館関西館（仮称）設立に関する第一次基本構想」を国立国会図書館長に提出した。

「第一次基本構想」は、これまで「第二国立国会図書館」と呼ばれていた新施設に「国立国会図書館関西館」という仮称を初めて用い、東京本館と関西館はそれぞれが特徴ある機能を分担して、両者が一体となって国立国会図書館の活動を行うとした。関西館は、その主な機能として、書誌情報と電子化された資料をオンライン提供する情報処理センター機能、一次資料の複写と図書館間貸出しを一元的に処理する複写・貸出センター機能、資料の保存機能等を持ち、国立国会図書館の対図書館協力センターになるとした。

続いて、昭和63（1988）年11月、研究者、報道関係者、財界関係者、図書館関係者等13名の有識者を特別顧問に委嘱し、広く各界からの意見を集めた。それに加えて国立国会図書館内部で調査研究を

実施したほか、図書館等の関係者からの意見聴取も行った。設立計画本部は、このように館内外の意見を構想に反映させた、「国立国会図書館関西館（仮称）設立に関する第二次基本構想」を平成2（1990）年前半に起草し、同年6月20日に記者発表した。

「第二次基本構想」は、関西館の基本的な機能と役割として、「文献情報の発信」「世界に広がるサービス」「新しい図書館協力」を3つの柱として掲げ、電子化された資料の提供、資料の複写と貸出し、オンラインネットワークを通じた書誌情報の提供、国際的な日本情報の提供、アジア太平洋地域の情報流通を仲介する文献情報センター、他の図書館が所蔵する、あまり利用されなくなった資料を受け入れて保存する共同保存書庫、図書館情報学の研究開発支援、図書館員に対する研修等、多種多様な機能を盛り込んだ。

関西に「世界最大級の情報図書館」（『朝日新聞』平成2（1990）年6月21日）を建設しようとする「第二次基本構想」は、特別顧問から評価を受け、新聞各紙でも好意的に取り上げられた。「第二次基本構想」は、昭和56（1981）年以来練り上げられてきた関西館構想の到達点であり、平成3（1991）年8月に将来に向けた計画の指針として正式に決定した。

2. 関西館の建設

(1) 関西館建設の事業化

平成5（1993）年、新館地下8階までの書庫全体が竣工したが、約1200万冊を収蔵可能となった国立国会図書館の書庫も平成15（2003）年頃までに収蔵能力が限界に達すると予測され、次の施設整備計画として、関西館建設が実現に向けて動き始めた。平成6（1994）年度予算では、関西館建設の事業化に向けて施設基本計画プロトタイプ作成経費の計上が認められた。

同年、作成されたプロトタイプをもとに、国立国会図書館は「第二次基本構想」から建設当初に実現することが可能な要素を抜き出し、必要な施設規模を示した「国立国会図書館関西館（仮称）建設基本計画概要」を作成した。

「建設基本計画概要」では、資料の保存書庫、資料の複写と貸出しを行う文献情報提供センター、アジア文献情報センター、図書館協力、図書館情報学関係分野の研究開発と研修の5つを、開館時に実現する基本機能とした。建設は将来の拡張を念頭に置いて段階的に進めることとし、まず第1期工事として延床面積約6万㎡の施設を平成14年～平成15年頃（2000年代初頭）までに完成させるとした。

「建設基本計画概要」は国立国会図書館長を委員長とし、衆参両議院の議院運営委員長、建設大臣と建築専門家を委員とする国立国会図書館建築委員会において平成6（1994）年12月19日に審議・承認され、建築委員会は関西館の建設を国会に勧告した。

「国立国会図書館関西館（仮称）の建設について（勧告）」は、国立国会図書館は毎年増加する資料を収蔵する書庫を増設するとともに、増大する電子出版及びメディア変換（媒体変換）等による電子的情

関西館予定地

報を蓄積して提供するための体制整備を早急に進める必要があると指摘し、高度情報社会に適応した図書館サービスを可能とする新しい施設として関西館を整備するよう国会に求めた。

この勧告は、同年12月20日に参議院議院運営委員会及び議院運営委員会図書館運営小委員会で、翌平成7（1995）年1月18日に衆議院議院運営委員会及び議院運営委員会図書館運営小委員会でそれぞれ協議、了承され、勧告に沿って平成7年度予算に関西館の建設準備に関する経費及び用地取得費の計上が認められた。これにより、関西館は構想から建設に向けて事業化の段階に至った。

(2) 国際建築設計競技の実施

関西館建設は、国立国会図書館から建設省（現在の国土交通省）に委任して行われた。

用地は、地元との調整により、平成6（1994）年に街びらきした学研都市の中心地区である精華・西木津地区の中央に位置し、地区を東西に貫く精華大通り（京都府道72号生駒精華線）沿いに民間企業と住宅・都市整備公団が所有する複数筆の土地、合計8万2500㎡に決まり、平成7（1995）年度から、国立国会図書館から委任を受けた建設省近畿地方建設局（現在の国土交通省近畿地方整備局）が、すでに京都府土地開発公社が先行取得していた民間企業所有分から土地の取得に着手した。

関西館の設計にあたっては、公開の建築設計競技（コンペティション）を行った。

国際コンペの実施は、学研都市の中核施設である関西館の建設に寄せられた期待に応えるものであった。また、事業化以前の平成3（1991）年に行われた日米両政府間の建設協議において、公共工事に外国企業が参入しやすくする特例措置適用プロジェクトに関西館を加えることが合意されており、国際的な事業参加の公平性が求められていたことも背景にあった。

建設省主催の官庁営繕としてのコンペは昭和61（1986）年の新国立劇場（東京都渋谷区）以来10年ぶり5回目で、20世紀最後の国際公開コンペとして、関西館の建築を21世紀の幕開けにふさわしいものにしたいという公共建築関係者の強い意気込みをもって行われた。

平成7（1995）年11月15日、建設省は、官報でコンペの募集要項を公告した。

募集要項では、建築面積3万7500㎡の敷地に延床面積5万9500㎡規模の建物を設計することを求め、また、2900㎡の総合参考閲覧室をはじめとする諸室の必要面積を指定した。

コンペには国内外から参加を希望する2375名の建築家の登録があり、平成8（1996）年6月17日から7月5日までの作品受付期間に493作品（国内274作品、国外42か国219作品）が提出された。

応募作品の審査は国立国会図書館関西館（仮称）建築設計競技審査会（会長：芦原義信）が8月9日から16日までかけて行い、陶器二三雄氏の作品を最優秀作品に選んだ（8月22日審査発表、9月24

応募作品の審査

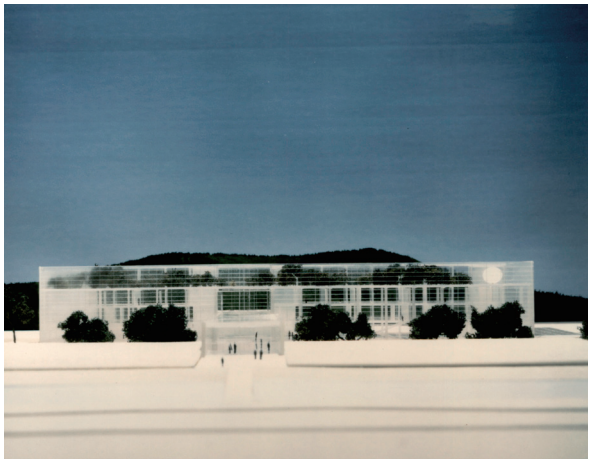

当選作の模型

日表彰式)。

陶器二三雄氏の作品は、「モニュメンタルな大げさな表現」を避け、「景観上の調和を最優先に見据えること」を設計の基本思想とするものであった(陶器二三雄氏の受賞に際してのメッセージ)。その洗練されたデザイン手法によるさわやかな空間の演出は、審査員の高い評価を集めた。

(3) 建設工事

関西館の建築は、建築設計競技で最優秀作品に選ばれた陶器二三雄氏作品をもとに、同氏が代表を務める陶器二三雄建築研究所が基本設計と実施設計を行った。

建設省、国立国会図書館と陶器二三雄建築研究所が協議を重ねて進められた基本設計は、平成9(1997)年12月に完了した。次いで翌平成10(1998)年1月から実施設計に取りかかり、11月に完了した。同年11月30日、学研都市精華・西木津地区(精華町)の建設地で、起工式が行われた。

建設工事は、近畿地方建設局が施工管理を実施した。

地下4階までの掘削工事は平成12(2000)年1月まで1年以上を要し、引き続き基礎工事と鉄骨工事が行われて、同年11月に上棟式が行われた。

平成12(2000)年12月には建設工事の最大の山場である事務棟北側カーテンウォールのウェイクアップ工事が行われた。これは、幅67.5m、高さ28.2m、重量267tのカーテンウォールの鉄骨を地上で組み上げ、油圧ジャッキで一気に引き起こして本体鉄骨に取り付けるという国内初の新工法で、東西の2面が2日に分けて立ち上げられた。ウェイクアップ工事は各8時間を要し、これに合わせてセレモニーや地域住民と一般応募者を招いた現場見学会も行われた。

建設工事は平成14(2002)年3月に概成した。残る外構等の工事は同年8月末に完了し、関西館は10月の開館を迎えた。総工事費は約430億円であった。

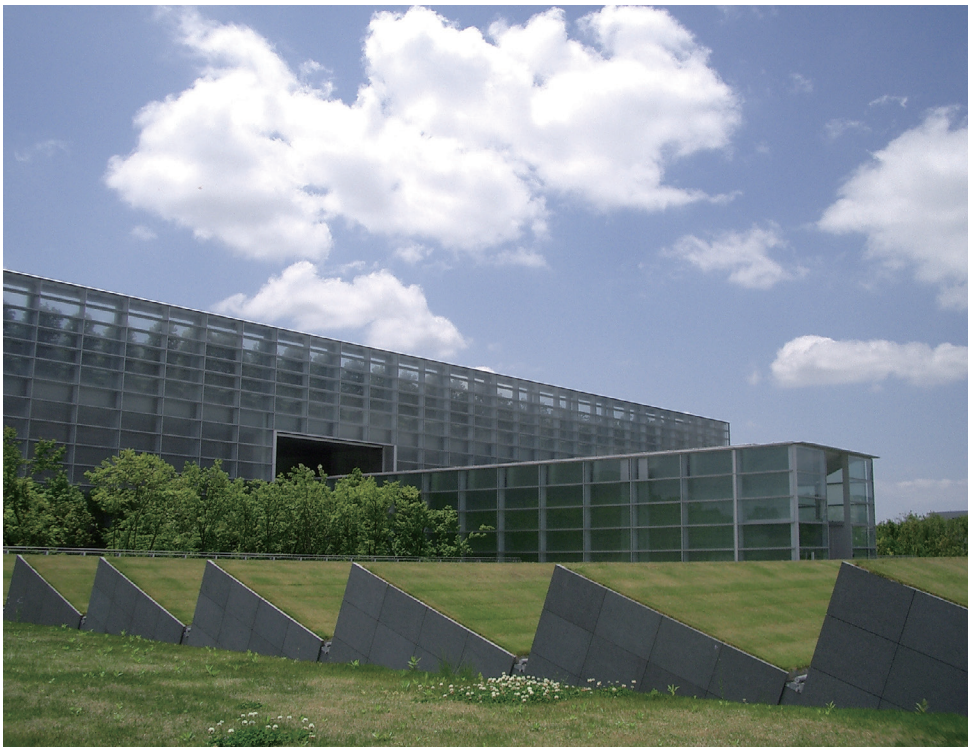

ガラスカーテンウォールと、緑化された閲覧室の屋根

建設の様子。
上から、更地の建設予定地、
定点観測（平成 11（1999）年 1 月 13 日、
平成 12（2000）年 3 月 1 日、平成 12（2000）年 5 月 8 日、
平成 12（2000）年 12 月 4 日、平成 13（2001）年 2 月 2 日）

3. サービスと資料配置の再編

(1) 構想段階における関西館のサービスと資料配置

関西館を、単なる国立国会図書館の西日本の窓口、あるいは東京本館と同等の機能を持つ代替施設として構築するのではなく、全国に向けたドキュメント・サプライ・サービス（資料の複写・貸出）、電子媒体の資料（電子出版物やデジタル化資料）の情報通信技術を活用した提供、図書館協力の拠点機能を有する新施設とする構想は、先に見たように、昭和50年代（1970年代後半）に国立国会図書館が温めていた将来計画に淵源を有し、昭和62（1987）年の関西プロジェクト調査会答申以降の、各段階の構想においてもその基本として貫かれてきたものである。

各構想は、関西館に配置する資料を、それぞれの構想で実現するとしたサービスに基づいて導き出した。調査会の答申は、保存書庫機能のために必要な資料を関西館に配置するとし、「第一次基本構想」は国内刊行資料は制度を改正し納本される部数を2部に増やしたうちの1部、外国刊行資料は逐次刊行物を収蔵すると具体化した。「第二次基本構想」はさらに、資料をオンライン提供する構想に合わせて、電子媒体（2章1節参照）等の非図書資料も配置すべき資料に追加した。

(2) 実施計画の具体化へ

平成6（1994）年に関西館は建設に向けて動き出すが、新しい施設を設立するためには、施設を建設するだけではなく、施設に配置する資料、そして施設と資料を用いて実施するサービスについて、経費や人員等さまざまな制約の中で実現することが可能な実施計画をまとめあげる必要があった。

同年5月に施設設計のたたき台として資料配置とサービスの実施計画をとりまとめた「国立国会図書館関西館（仮称）建設基本計画原案」では、関西館が東京本館と分担して収蔵する資料は各館の機能に応じたものとし、科学技術資料、アジア関係資料、図書館学関係資料、国内刊行保存資料、AV・ニューメディア資料等を具体的に挙げた。懸案の2部納本制は、この時点では予算上の問題等から法制化が困難と判断し、関西館が所蔵する国内刊行資料は、購入・寄贈等により収集した2部目をあてるとした。

平成6（1994）年5月24日、国立国会図書館長を委員長とする国立国会図書館関西館（仮称）建設準備委員会を内部に設置し、関西館の具体的な実施計画の策定に向けて全館を挙げた検討を開始した。

(3) 関西館に配置する資料の検討

建設準備委員会の検討の記録では、関西館は「長い廊下で結ばれた別館」である、という表現が見られる。関西館の建設が事業化された平成初期（1990年代）には、図書館を取り巻く情報通信環境に急速な発展が期待されていた。情報通信技術が遠隔地に分かれた施設でサービスを行う困難さをやがて解消していくであろうという認識の下で、建設準備委員会は、関西館の書庫を東京本館と一体の書庫とみなし、東西で資料を分散収蔵する方針を立てていった。

特に、関西館をドキュメント・サプライ・サービスの拠点として構想していたことから、関西館には全国の研究者からの複写のニーズが高く、また検索手段が整備されているため資料を特定しやすく遠隔からの複写申込みに支障が少ない科学技術資料の配置を分担させることを重要視した。

資料配置計画は、平成7（1995）年12月に原案を作成し、建設準備委員会における4か月にわたる検討を経て、平成8（1996）年4月に決定をみた（「関西館開館に伴う図書館資料の分散配置体制について」。以下「分散配置体制」）。「分散配置体制」は、後述するサービスの検討の深化を反映して2度にわたり見直し、関西館開館に向けた最終的な体制を平成12（2000）年2月に定めた。

「分散配置体制」では、和図書は、納本制度により網羅的に収集した1部目（正本）は東京本館に配置し、購入、寄贈等さまざまな手段で収集した2部目（複本）を関西館に配置することとした。関西館に配置する和図書の複本は、関西館のドキュメント・サプライ・センターとしての機能にふさわしい貸出用コレクションを構築する意義もあわせ持って

おり、相当程度の質と量の確保を目指した。

和雑誌は、当初は科学技術分野を関西館、それ以外を東京本館に配置することを計画していたが、国会サービスや東京本館における来館サービスへの影響を考慮して、科学技術分野も含め正本を東京本館に配置する方針に変更した。関西館はドキュメント・サプライ・センター機能に対応するために、雑誌記事索引（3章2節コラム参照）採録誌を中心として、複本によりドキュメント・サプライ用和雑誌のコレクションを構築することとした。

これらの和図書と和雑誌は、複数部数ある資料を東西で分散して保存することにより、大規模災害等の不測の事態に備える目的も有する。

外国資料については、東西で1部のみ収集することを原則と定め、洋図書は今後収集する資料を東西それぞれの機能に応じて分散して配置し、例えば、アジア情報センター機能に対応して収集するアジア諸国関連の洋図書は関西館に配置することとした。

資料の分散配置体制（平成14（2002）年度当時）

洋雑誌は過去に収集した資料まで遡ってすべてのバックナンバーを関西館配置としたが、国会サービス等、東京本館の機能上必要となる一部の洋雑誌や年鑑類は東京本館に配置することとした。

また、アジア言語資料、外国刊行科学技術資料、国内博士論文、文部省科学研究費研究成果報告書等、アジア地域と科学技術分野の専門資料は関西館に配置することとした。

関西館に配置するドキュメント・サプライ用和雑誌、和図書の複本、開架用の参考図書やアジア文献情報センター用のアジア関係資料等の収集、書誌データ作成、所蔵登録等の準備は平成9（1997）年度に着手し、平成12（2000）年度からは関西館配置資料整備費の予算計上が認められた。

(4) 関西館で実施するサービスの検討

平成8（1996）年5月、建設準備委員会の事務局として暫定的に設置されていた関西館準備室を、部に準ずる組織として正式に発足させた。建設準備委員会は、平成9（1997）年3月に解散し、以後の検討は関西館が実施する業務ごとに、全館的な計画や業務改善を検討する会議体が引き継いだ。

続いて、関西館準備室は、関西館のあり方に関するこれまでの検討状況を整理し、今後の検討の指針とするために、「関西館運営実施計画」の策定に着手した。

平成10（1998）年5月に作成した「運営実施計画（第一次案）」では、関西館の基本機能として、電子図書館機能を駆使した文献情報提供、アジア文献情報提供、図書館協力、図書館・情報分野の研究開発・研修拠点、図書館資料の大規模収蔵の5つを挙げた。

文献情報提供機能では、遠隔複写サービスの拡張を目玉とした。関西館では、英国図書館等の海外の国立図書館の先進的なドキュメント・サプライ・サービスを参考に、著作権法第31条（図書館等が、著作権が保護されている図書館資料を利用者の調査研究の用に供するために著作権者の許諾なしで一部分複写することができるとする規定）に基づいて行う複写サービスと、国立国会図書館があらかじめ著作権者の許諾を得て行う全ページ複写等の著作権法第

31条によらない高付加価値の複写サービスの二本立てを目指した（3章2節1（2）参照）。

図書館協力機能では、他の図書館が所蔵する、あまり利用されなくなった資料を受け入れて保存し、関西館の複写・貸出しに活用する共同保存利用を、新たな図書館向けのサービスとして実施することを計画した。研究開発は学研都市に立地する研究機関と連携して行い、研修・交流は国内外の図書館関係者等を対象とした。また、アジア諸国を中心とする図書館員、日本研究図書館に勤務する図書館員や研究者の招へいを行うとした。

関西館に配置する職員は100名規模とし、サービスの実施には外部委託を活用することとした。地元の地方公共団体や民間企業が設立する非営利団体が業務を受託し、研究開発や研修・交流も関西館がこの団体と共同して行うことを想定していた。

(5) アジア太平洋文献情報センター構想からアジア情報室へ

平成10（1998）年2月、専門資料部にアジア文献情報センター（仮称）開設準備検討班を設置し、アジア文献情報センター機能の細部検討を行った。

アジア文献情報センターのアイデアは、昭和62（1987）年に発足した設立計画本部で検討されたアジア地域におけるドキュメント･サプライ･センター構想に端を発する。その後､基本構想の検討過程で、日米欧の資料・情報をアジア・太平洋地域に提供するだけではなく、アジア・太平洋地域の資料・情報を関西館に集積することによりこれらの地域の情報流通を仲介する構想に変わり、それを「第二次基本構想」に「アジア太平洋文献情報センター」として盛り込んだ。

次の実施計画では、館内外から大きな期待を寄せられていたアジア太平洋文献情報センターの機能を大幅に見直し、情報通信技術を駆使して日本国内のみならず世界にアジア情報を発信する拠点としてのアジア文献情報センターとなった。同センターはアジア・太平洋地域の資料を新規に収集するこれまでの想定を改め、東京本館でアジア言語資料の保管・提供を行っていたアジア資料室を関西館に移し、発展させることとした。

平成10（1998）年8月にアジア文献情報センター（仮称）開設準備検討班が館長に提出した「アジア文献情報センター（仮称）開設準備検討報告」では、センターは国内へのアジア情報の提供、国内外のアジア研究支援、アジア情報の国際的な流通及び文化交流への寄与を目的とし、アジア情報資源の整備、アジア情報の発信、国内外の関係機関との協力を行うとした。

センターは最終的にアジア情報課として発足し、ワンフロアに展開される広大な閲覧室を二分して総合閲覧室とともにアジア情報室を開設した。

(6) 3施設による国立国会図書館機能の分担

平成11（1999）年以降、3年後に迫った関西館の開館に向けて業務運営体制に関する検討を各部局で進め、資料の収集管理計画、資料組織化計画、利用者サービス計画、図書館協力業務計画、電子図書館サービス実施計画等を策定した。積み重ねてきた検討の成果は関西館準備室でとりまとめ、平成13（2001）年に「関西館運営実施計画（案）」（「運営実施計画案」）を見直した。

「運営実施計画案」では、関西館の機能を、文献提供サービス、図書館協力業務、図書館資料の大規模収蔵の3つに集約整理した。文献提供サービスは、来館せずに利用することができる遠隔サービス（遠隔複写と図書館間貸出し）、電子図書館サービス、アジア情報提供サービス、来館者に対する館内サービスからなる。遠隔サービスは東西で分担して実施し、関西館には遠隔サービスの窓口としての機能を与えた。検討課題であった遠隔複写サービスは、著作権法第31条に基づく複写物の提供として整理した（3章2節1（2）参照）。

図書館協力は従来、図書館協力部を窓口として各種の図書館に対して行ってきた協力事業を関西館の事業として再構築したが、資料の共同保存利用の開館時点での実施は見送った。また､研究開発機能は、大規模な研究開発センターを設立する構想が実現に至らず（6章4節参照）、図書館情報学に関する調査研究と電子図書館に関する研究開発として別個に

実施することとした。

懸案であった外部委託は、国立国会図書館が地元による設立に期待を寄せていた非営利団体による業務受託が実現に至らず、出納、書誌データ整備等業務に分割してそれぞれ民間事業者に委託することとした。

ここまで振り返ってきた検討を経て、東京本館に、平成14（2002）年に開館する関西館、そして平成12（2000）年に部分開館した国際子ども図書館を加えた3つの施設が、国立国会図書館の資料とサービスを分担する体制を構築した。

4. 関西館開館

(1) 開館の準備

平成14（2002）年3月23日、建築が概成した関西館で引渡式が行われた。3月31日に国立国会図書館法に関西館の設置を規定する第16条の2を新設する改正法が成立し、4月1日、関西館の組織が発足した。

改正された国立国会図書館法では、国立国会図書館は中央の図書館と支部図書館で構成されるとされ、関西館は東京本館とともに中央の図書館と位置づけられた。関西館長の下には総務課と資料部、事業部の1課2部を設置し、資料部は文献提供課、アジア情報課、そして収集整理課の3課、事業部は図書館協力課と電子図書館課の2課で構成した。

東京本館と一体となった業務体制を構築するために、関西館の開庁とあわせて東西両施設の構内ネットワークシステムを構築し、東京本館と関西館の間に専用通信回線を確保した。この回線を通じて、両施設一体の内線電話や、会議、研修等で使用するテレビ会議設備を整備した。

関西館職員の開庁当初の定員は119人であり、その大多数はそれまで東京本館で勤務していた職員が赴任した。国立国会図書館の職員にとって、居住地の変更が必要となる転勤は50年余りの歴史で初めての経験であった。赴任予定者のうち早い者は1年以上前から内示を受け、関西館準備室に配属・兼務発令されて関西館の準備業務に当たった。赴任する職員用の住居としては、関西館近隣地に全50戸の国立国会図書館京都宿舎を建設した。

開庁から開館までの半年間、赴任した職員は後述する資料の移転作業のほか、サービスの準備、地元との調整、広報や見学への対応等多岐にわたる開館準備に当たった。

なお、開庁時点では東京本館で一部の事務を処理する必要があったため、東京本館内に関西館東京分室を置き、関西館勤務を命ぜられた職員の一部が東京に残留し勤務した（12月廃止）。

(2) 資料の移転

資料の移転は、約320万冊を東京本館から関西館に移送し、書庫に収蔵して利用可能とする大事業となった。

関西館開庁から1年前の平成13（2001）年4月に、関西館資料等移転準備班を設置して準備を開始した。準備班は「関西館資料等移転実施計画」を策定し、あらかじめ移転のスケジュールや書庫の割付を準備した。

平成14（2002）年4月、関西館が開庁すると、関西館資料等移転実施本部を東西両施設に設置し、資料の移転を開始した。東京本館の集配センターの半分を仕切って移転作業専用のヤードとし、資料は作業員が書庫で折りたたみ式のケースに梱包してヤードに運び込んで、ここからコンテナ車により搬出された。コンテナは毎晩、東京貨物ターミナル駅から貨物列車に積載されて京都市の梅小路駅（現在の京都貨物駅）に送られ、コンテナから降ろされたケースは10tトラックに積載されて関西館に搬入された。搬送されたケースの数は14万6507個であり、東京からの移動距離は約500kmであった。

資料の移転は9月まで5か月を要し、図書館資料の移送としては世界でも例のない規模となった。その様子はマスメディアの注目を集め、開館目前の関西館の認知度向上に一役買った。

(3) 開館

平成14（2002）年10月5日、衆参両議院の正副議長をはじめとする178名の招待者の出席を得て、

開館記念式典を挙行した。

10月7日、関西館は開館した。開館直後には見学を目的とした多くの利用者が来館し、開館日の10月7日には1984人、開館後最初の土曜日である12日は2563人の来館者数を記録している。11月16日と12月14日には、関西館開館を記念して、「図書館新世紀」を全体テーマとしたシンポジウム「図書館の再設計」と「国際交流と図書館」を関西館で開催した。

関西館は、地元である関西の各界から、学研都市の文化の要素を代表し、研究活動を発展させる中核施設として迎え入れられた。

例えば、関西館の開館に際して立地自治体の広報誌に掲載された案内には、「知の拠点」(京都府『きょうと府民だより』平成14(2002)年4月)、「本のまち誕生」(精華町広報誌『華創』平成14年7月)、開館を報じる地元紙には「知の殿堂がやって来る」(『産経新聞』大阪版 平成14年9月9日夕刊)、「ゲートを抜けると“本の海”」(『毎日新聞』大阪版 平成14年9月17日)、「新文化の創造期待」(『読売新聞』大阪版 平成14年10月4日)、「開かれた「知の拠点」に」(『京都新聞』平成14年10月6日)といった見出しが躍っている。

9月11日には京都府主催の関西館開館歓迎シンポジウム、23日には読売新聞大阪本社等主催の関西館開館記念シンポジウムが開かれ、関西館長がパネリストとして参加した。

資料移送の様子

開館記念式典

コラム

関西館の建築

関西館は、エントランスのある北から南に向かって高くなる敷地の地形を生かし、地上4階地下4階建てとして、建物のボリュームの半分を地中に埋設させている。屋内は、地下に書庫、半地下に総合閲覧室とアジア情報室を一体化した約4500㎡の大閲覧室、地上に事務室を配した3ブロック構成とした。

設計者の陶器二三雄氏は、学研都市造成前の雑木林と丘陵地の原風景を設計に取り入れて、敷地と建物を北の精華大通りから繋がる人工の丘陵地に見立てた。敷地のみならず、閲覧室の屋上までも芝生で緑化し、地下1階の人工地盤上に設けられた3300㎡の中庭には、コナラ、アラカシ等100本以上の樹木が植えられ、ありし日の雑木林を復元した。

地上部分は、学研都市の中核施設としての佇まいと周辺環境との調和を両立させ、幾何学的に配置されたガラスカーテンウォールで外壁を覆った。地下1階に設けられた閲覧室は、緑化された屋上に設けた天窓から自然光を取り入れ、風や光を感じられる空間とした。

書庫は地下2階から地下4階に配置され、地下3階と地下4階の北側を吹き抜けにして、約140万冊を収蔵できる国内最大級の規模の自動書庫を設けた。

関西館の建築は、「2004年日本建築学会賞(作品)」「2004年度グッドデザイン賞建築・環境デザイン部門」「第20回日本図書館協会建築賞」等、数々の賞を受賞した。

関西館断面図

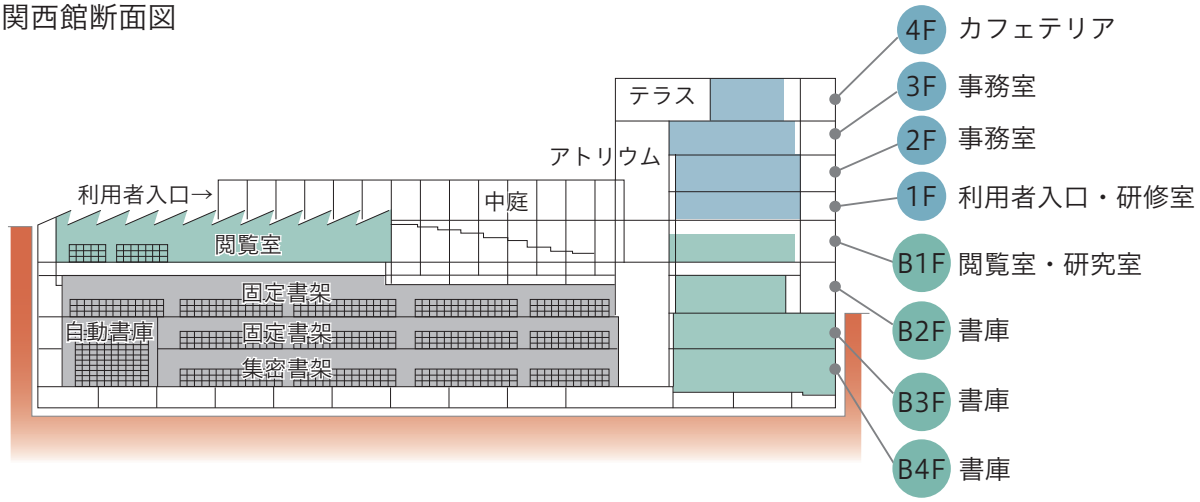

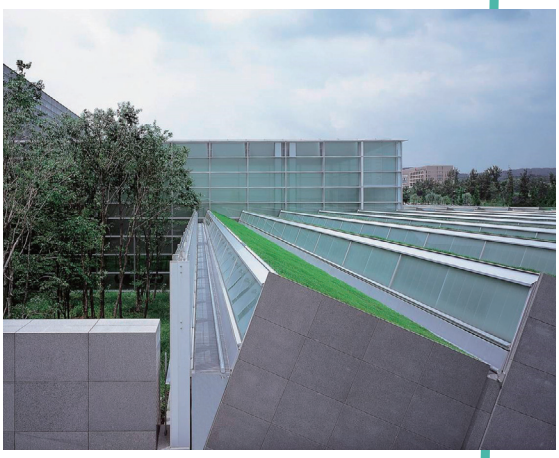

左上から、閲覧室から見える中庭の紅葉、中庭の雑木林、エントランス、のこぎり状の屋根、自動書庫

第2節　関西館のあゆみ

1. 利用者サービスの模索と拡大

(1) 来館サービス

関西館の来館利用のあり方を計画するにあたっては、開館と同時に来館者に新しいサービスを提供し、国立国会図書館のこれまでのイメージを払拭して、使い勝手がよく、親しみやすくなるようにという意図を込めた。

平成14（2002）年の関西館開館時における来館利用の方法は、次のようなものであった。

来館した利用者は、まず入退館カウンターの横に設置されたカード発行機で当日使用する館内利用カードを受け取り、閲覧ゲートにかざして入館する。閲覧室には約8万冊の参考図書が手にとって利用できるよう開架されている。書庫にある資料を利用する場合には、館内利用カードを使って、閲覧席の蔵書検索用端末でNDL-OPAC（3章1節2参照）を操作して資料を検索し、その画面から書庫資料閲覧を申し込み、資料を借り受ける。開架資料と書庫資料の利用が済むと、閲覧ゲートに館内利用カードを差し込んで退館する。

このような来館者管理システムは関西館の建設と並行して開発されたもので、東京本館の同等のシステムよりも2年早く、当時としては先進的なものであった（3章3節1（3）参照）。また、関西館の開館に合わせて登録利用者制度を導入し、登録利用者に対して、館外からNDL-OPACで検索した関西館書庫資料の来館前の閲覧予約、東京本館及び国際子ども図書館からの図書の取り寄せ、個人やグループで利用できる個室の研究室等のサービスを開始した。

関西館が開館すると、施設見学を目的として多くの利用者が来館し、開館から半年間の来館利用者数は、のべ6万1480人（開館日1日あたり477人）に達した。ところが、開館から1年ほどを経て施設見学目的の来館が一巡すると、関西館の来館者数は減少していった。開館2年目の平成15（2003）年度には1日あたりの来館者数が300人に満たず、平成17（2005）年度には250人を下回った。

開館当時の新聞報道からその原因を探ると、開館が歓迎される一方で、小説のように読んで楽しむための本が見当たらず、18歳未満の入館も一般向けの館外貸出しも行っていないことに戸惑う利用者の声が目につく。

また、京都府相楽郡精華町に立地する関西館に来館するには、京都市、大阪市両市をはじめとする関西地方の人口稠密地域のいずれからも電車とバスを乗り継いで片道1時間程度、往復1500円程度の交通費がかかり、開館前からその立地が懸念要因として指摘されていたが、関西地方の人口稠密地域からの利用の伸び悩みは想定以上であった。

関西館の利用者の想定は、東京本館の利用状況に照らして、関東に次いで人口が多く研究機関が集積した関西地方の全域から広く利用者が来館するもの

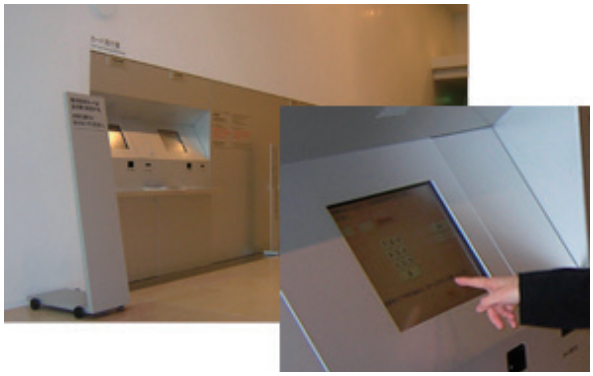

カード発行機

ゲート

と見込み、関東と関西の研究者と学生の数の比率から算出した､1日当たり600人程度というものであった。しかし、平成15（2003）年に実施した来館利用者アンケートによれば、精華町が属する京都府よりも、同町に隣接する奈良市や生駒市のある奈良県から来たと答えた利用者の方が多く、大阪府からは全体の2割に満たなかった。アンケートからは、研究者や学生が集中するが関西館から距離の離れている京都市や大阪市からの利用者は少なかったことがうかがわれる。都市圏が首都圏に比べて小さい関西地方では、東京本館の利用者のように国立国会図書館を利用するために遠方から長時間を費やして来館する傾向がみられなかったともいえる。

アンケート等を通じて、関西館が広く利用者を集めるには、関西館の所蔵資料とサービスが、想定ほど認知されておらず、遠方の利用者のニーズに訴求していないという課題が判明した。関西館は、この課題に対して、研究者と学生が関西地方の全域から来館するとしていた想定を改めて、関西館の立地する関西文化学術研究都市（以下「学研都市」）で活動する専門的な研究者と、関西の広域に居住する一般市民・学生のうち、関西館ならではの資料とサービスを活用して調査研究を行うニーズを持つ人々とを「主たる利用者」として明確なターゲットに設定し、地域における大規模な調査研究図書館としての役割を果たすことを目指す方針を立てた（平成18（2006）年12月策定の「関西館中期基本計画」）。この方針に沿って、専門的研究にも一般の生活や仕事上の課題解決にも役立つ図書館として魅力を向上させるとともに、学研都市及び関西地方全域におけるサービスの認知度を高める努力を行った。

こうした取組みの端緒は、開館翌年の平成15（2003）年に始めた学研都市の各種施設・機関を積極的に訪問しての、利用案内とニーズ調査である。翌平成16（2004）年には、近隣研究機関の研究者が国立国会図書館を利用する際の窓口となる資料・情報担当者等との懇談会、研究者に対するガイダンスを開催した。ガイダンス開催の経験を重ねるうちに、各機関の事情に応じたきめ細かい対応が行えるようになり、ガイダンスの満足度は年々高まった。

来館者に対するサービスの改善にも取り組み、平成17（2005）年から団体見学で来館する大学生向け利用ガイダンスを開始し、関西館で調査研究を行おうとする一般市民や学生に、関西館での調べものの方法を案内するリーフレット「関西館で調べよう！」の配布を始めた。平成20（2008）年からは初めて来館した利用者に利用方法を案内するミニガイダンスや、テーマ別に調査方法を案内するミニガ

関西館　地下1階配置図（平成31（2019）年3月現在）

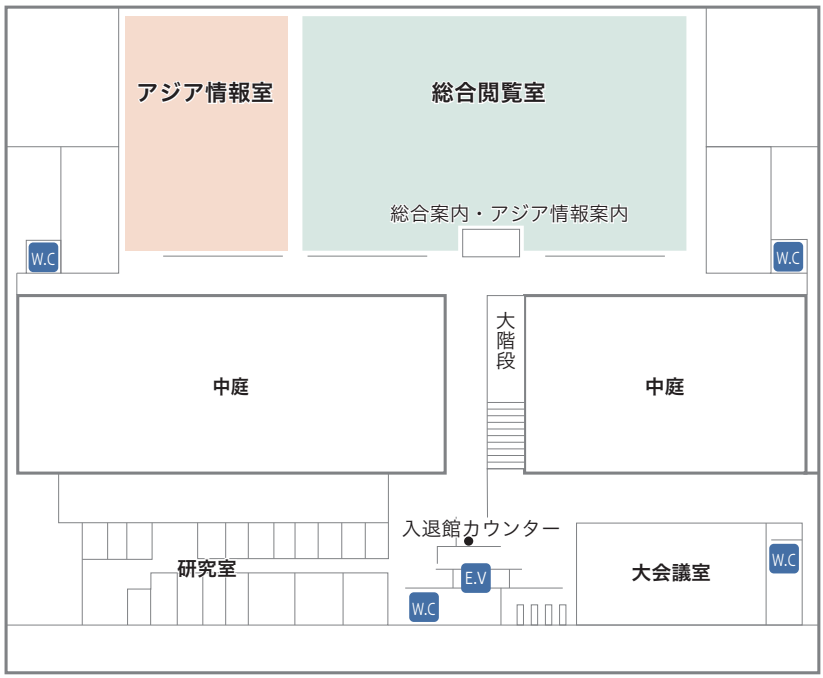

総合閲覧室

アジア情報室の書架

関西館小展示

イダンスを実施した。

資料の配置についても、来館者に関西館所蔵資料を十分に活用してもらうため、平成19（2007）年、一般になじみが薄い国立国会図書館分類表（NDLC）の順に配列していた開架資料9万冊の配置を、来館利用者アンケート、館内統計等から分析した利用者のニーズを踏まえて見直した。資料の配置は、従来の分類記号のアルファベット順から利用の多い主題の分野ごとの配置に改め、医療、環境、マーケティング等の課題解決に役立つコーナーを設けた。その後も資料配置の見直しは随時行っており、参考図書以外にも概説書等の一般の読み物の開架を増やし、最近刊行された新書のコーナーを設けた。また、テーマ別コーナーもさらに新設・拡充し、平成30（2018）年度現在ではビジネス情報、健康医療情報、展覧会図録等のコーナーを設けている。

さらに、開架資料だけではなく、閉架書庫に多様な資料を所蔵していることを知ってもらうため、平成20（2008）年に資料紹介として「ノーベル賞をうみだした原典」と「アートカタログコレクション」の展示を閲覧室内で実施し、平成21（2009）年からは「関西館小展示」の定期的な開催を始めた。

以上のような努力が奏功し、来館者数の減少は平成20（2008）年度の5万8977人（開館日1日あたり212人）をもって止まり、以降、若干であるが増加に転じた。

続く平成20年代（2010年代）においても、近隣機関を訪問した際に関西館に対する要望を聞き取るなどの取組みを通じて、サービスをさらに改善し利用者の満足度を高めるよう努めた。

平成26（2014）年、アジア情報室の貸出し・レファレンスを行っていたアジアカウンターを廃止して総合閲覧室とアジア情報室の貸出窓口を一か所に集約するとともに、総合案内に隣接してアジア情報案内を設置した。

平成29（2017）年、開館時間を午前10時から9時30分に30分繰り上げた。

(2) 遠隔サービス

関西館が提供する遠隔サービスは、遠隔複写サービス（3章2節1参照）と図書館間貸出サービス（3章2節コラム参照）から成る。国立国会図書館の所蔵資料を来館せずに利用できるようにすることは、構想の段階から関西館の基本機能の柱のひとつとして挙げられていた。

平成14（2002）年、関西館の開館に合わせて、関西館を遠隔サービスの3施設共通の窓口に位置づけた。開館を4か月後に控えた6月、遠隔複写と図書館間貸出しの受付事務を東京本館から関西館（資料部文献提供課）に移管し、10月から図書館経由の遠隔複写と図書館間貸出しの申込受付を開始した。そして、平成15（2003）年1月、個人がNDL-OPACを経由して遠隔複写を申し込むことができる機能の運用を開始した（3章2節1（3）参照）。関西館を窓口としてNDL-OPACや郵送等で寄せられた依頼は、資料の所蔵施設別に振り分けられ、各施設で複写と貸出しを処理した。

NDL-OPACには、設計上、利用者が遠隔複写や図書館間貸出しを申し込んだ場合に、東西両施設で同じ資料を所蔵しているときは、当該申込みは自動的に関西館に振り分けられる機能を持たせていた。この仕組みを実装した理由は、関西館が単なる窓口にとどまらず、遠隔サービスの拠点として、全国の図書館や個人から国立国会図書館に寄せられる申込みの多くを処理することを構想していたからである。また、遠隔複写や図書館間貸出しの申込みを東京本館よりも施設に余裕のある関西館でまず処理することで、手続きと処理の合理化・迅速化を図るという狙いもあった。特に、遠隔複写は科学技術分野を中心とする和洋の雑誌記事に申込みが集中すると見込み、その大部分を関西館所蔵資料で処理することを想定していた。ほかに国内刊行の資料については、関西館が所蔵する複本を優先して遠隔サービスに供することで、東京本館所蔵の正本を保護し、永く保存するという目的もあった。

NDL-OPACの稼働により、関西館の遠隔サービス件数は伸び続け、4年目の平成17（2005）年度には遠隔複写の処理件数が10万件を突破した。とはいえ、関西館における遠隔サービスを発展させる上では、関西館の蔵書不足がネックとなった。

図書館間貸出しでは、関西館で複本を所蔵していない図書（刊行から年数が経ったものや、入手困難なもの）に対しても多くの申込みが寄せられた。このため、貸出しの多くは東京本館で処理され、関西館で処理できる件数は平成15（2003）年度時点では全体の10%程度に過ぎなかった。その後、関西館所蔵資料の充実により処理件数が増加し平成17（2005）年度には3000件を超えたが、全体に占める割合は平成30（2018）年度でも30%程度である。

遠隔複写については、先に述べたように雑誌記事の複写が中心になると見込んでいたが、資料の分散配置の検討の末、主力となる和雑誌の正本は、国会サービスや東京本館における来館サービスへの影響を考慮して、科学技術分野を含めて東京本館に配置し、関西館には限られたタイトル数の和雑誌の複本と、洋雑誌を配置することを決定した（1節3（3）参照）。NDL-OPAC稼働以前の傾向では、雑誌記事索引に採録された学術雑誌の最近刊行分の記事が多く複写されていたため、関西館の開館前からドキュメント・サプライ用和雑誌として収集してきた雑誌記事索引採録誌（後述）で複写のニーズを満たすことができると想定していた。ところが、NDL-OPACで昭和23（1948）年以来の雑誌記事索引が検索可能となったことにより、古い資料の複写の需要も掘り起こされる結果となった。関西館の遠隔複写処理件数は平成17（2005）年度に10万件を超えたが、関西館で所蔵していない資料の遠隔複写処理件数の伸びも同様に大きく、東京本館との比率では全体の40%程度にとどまった。

関西館の構想段階では、関西館が所蔵する紙媒体の資料を用いた遠隔複写は開館後10年目の平成24（2012）年に枚数換算にして700万枚以上にのぼることを見込み、関西館のサービスの柱になると想定していたが、平成24年度の提供枚数は約47万枚であった。

平成23（2011）年、遠隔複写サービスを拡充し、国立国会図書館がデジタル化した所蔵資料や、契約に基づいて提供している電子ジャーナルをプリント

遠隔複写作業の様子

アウトして郵送するサービスを関西館で始めた（3章2節1（4）参照）。

関西館の遠隔サービスは、蔵書不足に加えて、学術情報流通が次第に電子媒体に主軸が移ったことにより、紙媒体の資料の遠隔複写処理件数と図書館間貸出件数においては想定を下回ったことになる。しかし、遠隔複写においては、資料デジタル化の進展を反映して、関西館で処理を引き受けているプリントアウト件数が年々増加している。プリントアウトを含めた関西館の遠隔複写処理件数は平成30(2018)年度には過去最高の15万件(110万枚)を突破し､現在では東京本館の処理件数を上回っている。

2. 蔵書の構築と資料移送

(1) 国内刊行資料

関西館が所蔵する国内刊行資料は、我が国の法定納本制度（2章1節1参照）により複数部数の納入が義務付けられた国の機関・独立行政法人・地方公共団体等の出版物の2部目、及び購入・寄贈等により収集された民間出版物の2部目等、東京本館資料の複本である。これらの資料は、関西館の来館サービス及び遠隔サービスに供するとともに、大規模災害等の不測の事態への備えとしても収集してきた。

関西館が開館時に所蔵していた和図書の元となった部分は、財政上の理由で見送った2部納本制の代替措置として、昭和62（1987）年度から購入により収集してきた「国内刊行保存資料」を転用したものである。これらの資料は、平成11（1999）年度までに約11万冊に達していた（1節3（3）参照）。これに加えて、平成8（1996）年に一般閲覧を停止した支部上野図書館（5章1節1参照）の所蔵和図書約16万冊、国会分館（国会議事堂内にある東京本館の分館）の所蔵和図書の中から刊行年数が経過したことにより本館に返納された約1.4万冊、その他寄贈等で受け入れた複本を関西館配置とした。平成12（2000）年度からは関西館配置資料整備費の予算計上が認められ、開館までに準備した和図書は約31万冊であった。また、総合閲覧室に開架する参考図書約5万冊を収集した。このように関西館の和図書は開館までに相当の冊数を揃えることができたが、以下のような理由から関西館の所蔵資料だけでサービスをまかなうことはできなかった。

まず、上記の収集の経緯から、昭和62（1987）年より前に刊行された和図書が不足し、資料の刊行年代に偏りが見られた。閲覧室に据え付けられた10万冊排架可能な書架に対して、開館当時納められた資料は、参考図書に雑誌を合わせても8万冊ほどにすぎず、書架には空きスペースが目立った。

平成15（2003）年度に実施した来館利用者アンケートの改善要望項目では「蔵書の充実」が圧倒的に多い58%強に上り、蔵書が利用者のニーズに十分に応えきれていない実情を示していた。このことは、関西館の利用者数が伸び悩む一因でもあったと考えられる。

和雑誌については、関西館開館前から、遠隔複写サービスに用いるため、ドキュメント・サプライ用和雑誌として、遠隔複写で多くの依頼が予測される雑誌記事索引の索引採録誌を中心に複本を収集した。過去の遠隔複写の傾向から、刊行年度が新しい学術誌の複写件数が特に多くなると想定していたため、関西館開館から遡って約10年分の複本整備を目標とし、購入・寄贈等の手段により約1.4万タイトルを開館までに準備した。

しかし和雑誌についても、NDL-OPACで検索可能な昭和23（1948）年以降の雑誌記事索引に採録された雑誌タイトル数に対して、関西館所蔵雑誌はタイトル数が限られ、かつ、バックナンバーも不足

していた。遠隔複写の依頼は刊行年度の新しい学術誌に極端に集中することはなく、前述のとおり、ドキュメント・サプライ用和雑誌のみでは遠隔複写サービスに十分に対応することができなかった。

開館後の関西館では、国内刊行資料を充実させるために毎年度およそ1億円を支出し、和図書と和雑誌の購入を続けている。また、東京本館に複数部数が納入された資料や、国会分館で不要となった資料等を、東京本館から関西館に毎週定期便で移送した。

この結果、関西館の和図書と和雑誌は最近刊行のものを中心に順調に増加を続けており、近年では毎年、和図書は3万数千冊、和雑誌は6万数千点程度を受け入れている。

他方、関西館の蔵書構成の弱点であった刊行年の古い資料を所蔵していない点については、平成23(2011)年に提供を開始した「国立国会図書館のデジタル化資料」(現在の国立国会図書館デジタルコレクション)において、大規模デジタル化事業により昭和43(1968)年以前受入の和図書、平成12(2000)年以前刊行の和雑誌をデジタル化し、館内限定公開したことにより(2章3節4参照)、関西館に来館すれば閲覧し、複写も申し込めるようになった。

平成29(2017)年度の来館利用者アンケートでは、関西館の国内刊行資料の所蔵に対する不満足の割合は7%であった。

(2) 関西館ならではの所蔵資料

「関西館開館に伴う図書館資料の分散配置体制について」(以下「分散配置体制」)に基づき東京本館と分担して資料を受け持つ関西館には、前述の国内刊行資料以外にも、基本機能である文献提供サービスとアジア情報サービスに必要な関西館ならではの資料を配置した。具体的には、洋雑誌、外国科学技術関係資料、国内博士論文及び文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書と、アジア言語資料である。

洋雑誌は、東京本館が国会サービスや専門室のサービスで必要とする年鑑類、一部の人文・社会科学関係誌及び科学技術関係抄録索引誌を除いてすべて関西館への配置とした。関西館開館時点で約4万タイトルを東京本館から移送し、開館後には科学技術分野等の学術誌を中心として購入・寄贈・国際交換により収集してきたが、学術情報流通の電子媒体への移行と雑誌価格の高騰によって当初の収集方針を大きく変更せざるを得なくなった(2章2節2(1)参照)。平成30(2018)年度末の所蔵タイトル数は約4.5万タイトルである。

外国科学技術関係資料は、東京本館の科学技術資料室から移送した資料群で、海外博士論文、欧文会議録、学協会ペーパー、テクニカルレポート、規格資料等からなる。この資料群も電子化の影響を受けてテクニカルレポートの購入を取りやめるなど、収集方針を変更しているが、関西館開館後も科学技術関係資料費による収集を続けている。

国内博士論文は、国際子ども図書館の開館まで支部上野図書館(5章1節参照)に配置していた関東大震災(大正12(1923)年)以降の博士論文を移送し、開館時点で約42万人分を所蔵していた。平成25(2013)年4月1日から、博士論文は原則としてインターネットを利用して電子媒体で公表することになったため、平成26(2014)年から電子媒体の博士論文の収集を行っている(2章2節2(2)iv)参照)。平成30(2018)年度末の所蔵点数は紙媒体が約59.6万人分、電子媒体が約5.5万人分である。

文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書は、昭和53(1978)年以降に国立国会図書館に納入されたものを関西館に移送し、開館時点で約10万冊を所蔵していた。開館後も収集を続けているが、平成20(2008)年度以降は電子媒体による簡易な報告書が国立情報学研究所(NII)の運営する科学研究費助成事業データベース(KAKEN)に掲載されることをもって冊子形態の報告書の提出義務が廃止されたことに伴い、納入点数が減少している。平成30(2018)年度末の所蔵は約16.9万タイトルである。

アジア言語資料は、中国語、朝鮮語をはじめとするアジア・中東の諸言語で書かれた資料で、東京本館にあったアジア資料室が所管していた図書約23万冊と年鑑、雑誌及び新聞の逐次刊行物約7000タイトルを関西館アジア情報室に移送した。

アジア情報室では東京本館時代と比べてアジア言語資料の収集を強化しており、新聞は1国1紙、雑

誌は各国主要誌の収集を目標に立てて充実をはかった結果、アジア言語逐次刊行物の所蔵タイトル数は平成30（2018）年度までに約9000タイトルに増加した。また、平成17（2005）年に中国、平成21（2009）年及び平成30（2018）年に韓国の学術論文全文データベースの購読契約を結び、利用可能なタイトル数を増やした。

アジア言語図書は、関西館開館時点では昭和61（1986）年以降に受け入れたものに限られていたが、購入、国際交換、寄贈等によって所蔵点数が順調に増加した。とりわけ国内書店を通じた安定的な収集が難しい諸言語資料については、平成10（1998）年から平成30（2018）年まで米国議会図書館が他の図書館と協力して現地で資料を購入している「東南アジア共同収集プログラム」に参加し、東南アジア地域の諸言語の資料を充実させてきたことが特筆される。

平成26（2014）年度には、後述する資料移送の一環として昭和60（1985）年以前に受け入れた中国語及び朝鮮語図書を関西館に移送し、刊行年代の古い図書も増加した。平成30（2018）年度末の所蔵冊数は中国語約36万冊、朝鮮語約5万冊、その他の諸言語約4.6万冊となっている。

(3) 東京本館からの資料移送

これまで述べてきたように、関西館は、平成8（1996）年に決定し、平成12（2000）年に改正した「分散配置体制」に基づいて東京本館と所蔵する資料の配置を分担した。この方針では、関西館開館後の分散配置について、5年ごとに東西両施設の書庫収蔵割合を点検し、東京本館所蔵の経年資料等を段階的に関西館に移送することも定めていた。

平成17（2005）年に最初の東西両施設の書庫調査を行ったが、この時点で資料の増加率が平成12（2000）年の予測よりも上昇し、東京本館書庫は、関西館への資料移送を行わない場合、平成23（2011）年度には収蔵能力の限界を迎える見込みとなった。このままでは東京本館に新たに受け入れた資料を排架することが困難になるため、2回に分けて関西館に資料移送を行うことを決定した。

東京本館書庫における資料移送の準備

平成21（2009）年、第一次移送として、関西館開館以来7年ぶりの大規模な資料移送を実施した。第一次移送の対象としたのは、和図書の複本約9万冊、科研費報告書の複本約2万冊、そして媒体変換済み原資料約28万冊であった。媒体変換済み原資料は「分散配置体制」で東京本館に配置するとしていた和図書等の正本であるが、その大部分を占める明治期・大正期刊行図書はデジタル化を終えて近代デジタルライブラリーで利用が可能になっており（2章3節2参照）、これらの資料を関西館に移送しても東京本館のサービスにはほとんど影響を及ぼさないことから、移送の対象に選定した。

平成23（2011）年には第二次移送を実施し、媒体変換済み原資料約34万冊、国内特許公報等約16万冊、学術文献録音テープ等約3万点を関西館に移送した。

移送と並行して平成21（2009）年から書庫調査を行い、平成24（2012）年からの5年間に追加の移送を行うことを決定した。これにより、平成25（2013）年には保存用のマイクロネガフィルム約10万リール、平成26（2014）年には媒体変換済み原資料約39万冊、昭和60（1985）年以前受入れの中国語及び朝鮮語図書約9万冊とマイクロネガフィルム約5万リールを移送した。

平成21（2009）年から平成26（2014）年までの4度にわたった大規模移送により、100万冊以上の所蔵資料を東京本館から関西館へ移送したことで、国立国会図書館全体の書庫機能の延命が可能となった。これらの移送の結果、関西館には平成14（2002）年の開館時点の移送対象には含まれていなかった複本やアジア言語図書が補充され、新たにデジタル化済みの原資料やマイクロネガフィルムを長期保存する機能を担うことになった。

3. インターネットを活用したサービスの展開

(1)「インターネット事業主体」としての関西館

関西館は、これまで述べてきた文献提供サービス、アジア情報サービスに加えて、図書館協力事業と電子図書館事業を基本機能の柱として掲げ、さまざまな事業を展開した。

図書館協力事業としては、平成10（1998）年以来運営してきた総合目録ネットワーク（6章2節参照）、図書館に関する調査研究（6章4節参照）、障害者図書館協力（6章6節参照）を東京本館から事業部図書館協力課に移管したほか、新たに全国の図書館員を対象とする研修（6章5節参照）を開始した。

電子図書館事業としては、電子展示会の企画・運営を東京本館から引き継ぐとともに、平成14（2002）年10月の関西館開館にあわせて近代デジタルライブラリーの提供を開始し（3章2節2（2）参照）、11月には許諾により収集したウェブサイトを提供するインターネット資源選択的蓄積実験事業（WARP。2章1節3（1）参照）と、深層ウェブで収集できないデータベースを紹介するデータベースである国立国会図書館データベース・ナビゲーション・サービス（Dnavi。2章1節コラム参照）を実験事業として公開した。事業部電子図書館課がこれらのシステムの開発と運用を所管し、また電子情報の長期保存に関する研究開発に着手した。

電子図書館課はさらに、レファレンス協同データベースの開発に実験事業として着手し（平成14（2002）年）、平成17（2005）年に事業化にこぎつけた（6章3節参照）。その後、レファレンス協同データベースの運用は、実験事業から正規の事業とする際に図書館協力課に、電子展示会の企画・運営はノウハウの確立後に東京本館の主題情報部にそれぞれ移管し（平成18（2006）年4月）、電子図書館課は、国立国会図書館のインターネットを介したサービスの事業において、言わば「ラボ（実験室）」の役割を果たした。

このようなインターネットを介したサービスの展開と並行して、インターネットを通じた情報発信も急速に拡大した。

図書館協力課は、平成14（2002）年10月から図書館に関する短報を掲載する「カレントアウェアネス-E」、平成15（2003）年10月から図書館に対するサービス等、図書館協力に関する情報を広報する「図書館協力ニュース」と、メールマガジンの発行を開始した。平成18（2006）年には図書館に関する調査研究の情報発信のプラットフォームとしてカレントアウェアネス・ポータルを公開し（6章4節3参照）、図書館員向けのe-ラーニング講座である遠隔研修（6章5節2参照）を開始した。

資料部アジア情報課も、関西館の基本機能であるアジア情報サービスの一環として、情報発信に積極的に取り組んだ。開館前の平成10（1998）年に策定していた「アジア文献情報センター（仮称）開設準備検討報告」に基づいて、平成14（2002）年10月の関西館開館とともにアジア情報室ホームページを開設し、アジア言語OPACを公開した。

アジア情報室ホームページはアジア情報発信の窓口として、関係機関リンク集や調べ方案内を提供した。平成17（2005）年3月には、アジア言語資料の所蔵機関に関するサービス、所蔵資料、検索手段等の情報をまとめた「アジア情報機関ダイレクトリー」を公開した。平成19（2007）年4月にはアジア情報室ホームページのリニューアルを行い、アジアの国別・地域別情報資源リンク集「AsiaLinks―アジア関係リンク集―」を拡充した。

アジア言語OPACは、多言語を表現できる文字コードである「ユニコード」を採用することで、従

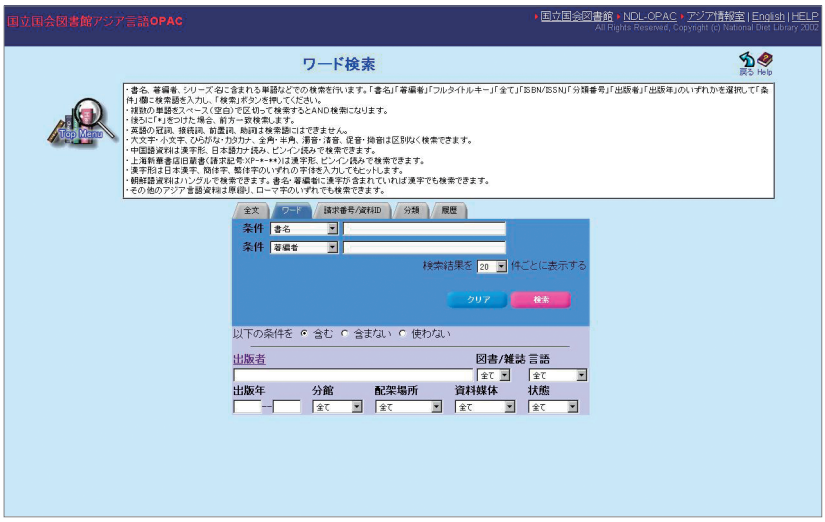

上から、AsiaLinks―アジア関係リンク集―、
アジア言語 OPAC トップページ、検索結果画面

来の書誌データベースでは入力できなかったアジア諸国の言語で書かれた資料の書誌データを提供するサービスであった。当初中国語、朝鮮語のみであった収録言語を順次拡大し、平成22（2010）年には14言語の図書と中国語、朝鮮語の雑誌、新聞が検索できるようになっていた。平成24（2012）年、NDL-OPACをユニコード化したことに伴い、アジア言語OPACはNDL-OPACに統合されてその役割を終えた（3章1節2（3）参照）。

ここまで見てきたように、国立国会図書館のインターネットによる情報発信とインターネットを介したサービスの立ち上げにおいて、開館から数年間の関西館には多くの成果が見られた。当時、関西館の事業を紹介する際に用いたフレーズ「関西館はインターネットの事業主体」（『国立国会図書館月報』556号　平成19（2007）年7月）は、この時期の雰囲気を象徴している。

(2)「デジタルアーカイブの拠点」

関西館は、利用者サービスの模索を続ける中で、インターネットを通じた事業のより一層の強化を指向し、平成16（2004）年から電子図書館課で開発を進めてきた次世代の電子図書館サービスであるデジタルアーカイブ事業を中核に、「デジタルアーカイブの拠点」となる方針を打ち出した（平成18（2006）年12月策定の「関西館中期基本計画」）。

デジタルアーカイブ事業の基盤となるNDLデジタルアーカイブシステムは、蓄積したインターネット情報と、国立国会図書館の所蔵資料をデジタル化した資料を統合して収集・組織化・保存する仕組みであり、平成22（2010）年以降、電子図書館サービスを支えるシステム基盤として運用している。

平成18（2006）年には、今後インターネット情報の収集、蓄積と提供がデジタルアーカイブ事業の中で最も発展する分野であるとの想定の下で、WARPとDnaviを本格事業へと移行させた。

平成22（2010）年4月、国等のインターネット資料の制度収集の開始に伴い、収集したインターネット資料の中から図書、雑誌等の刊行物に相当するものを抽出し、メタデータを付与して提供する作業を電子図書館課で行うことになった（同年5月にWARP（著作別）のサービス名称で公開（2章1節3（1）iv)参照））。

デジタル化資料の提供については、平成18（2006）年4月に東京本館と国際子ども図書館で行っていた著作権処理業務（2章3節コラム参照）を電子図書館課に集約した。平成22（2010）年9月には、著作権未処理の戦前の和図書を館内限定公開として近代デジタルライブラリーに収載し、デジタル化資料の提供冊数は一挙に増加した（3章2節2（2）参照）。

また、デジタルアーカイブの案内窓口として構築された国立国会図書館デジタルアーカイブポータル（PORTA。3章2節4（1）参照）の管理運営を平成22（2010）年4月に東京本館から電子図書館課に移管し、館内外のデジタルアーカイブを統合的に提供する機能を関西館に集約した。

このような拡大の一途をたどるデジタルアーカイブ業務を支えるため、人員を再配置し、電子図書館課の増員を行った。

4. 地域と向き合う関西館

(1) 広報と対外コミュニケーションの強化

関西館は平成14（2002）年の開館以来、所蔵資料とサービスを充実させてきたが、その一方では来館者数の低迷という課題を抱え続けていた。開館から数年を経ると、地元紙で関西館の来館者数が批判的に取り上げられるようになり、「アクセス悪く入館者半減…電子化裏目に」（『毎日新聞』大阪版 平成19（2007）年1月28日）、「寂しき「知の殿堂」」（『読売新聞』大阪版 平成21（2009）年11月22日）といった見出しが並んだ。

関西館にとっては、来館サービスだけではない存在の意義を学研都市の近隣をはじめ関西地方の広域、ひいては全国で知ってもらうこと、そのために関係機関との連携協力を深化させて存在感を高めることが何よりも重要になっていた。

このような問題意識を背景に、平成18（2006）年12月に策定した「関西館中期基本計画」においては、広報と対外コミュニケーションを強化する目

標を掲げた。対外コミュニケーションとは、関西館が各種の事業やサービスを展開するにあたって必要となる外部の研究者、研究機関等との交流のことである。

広報の強化策としては、イベントの開催にこれまで以上に力を入れた。講演会や展示会の回数を増やし、東京本館で開催される講演会等を、テレビ会議システムを利用して、関西館でも一般の人が聴講できるようにする機会を設けた。近隣住民からの認知度を高め、親しんでもらうため、毎年11月の日曜日に開かれる地元のイベントである「せいか祭り」にあわせて平成16（2004）年から実施してきた「関西館見学デー」は、大人も子どもも楽しめ、関西館の理解が深まるよう年々内容に工夫を重ねた。また、東京本館で平成18（2006）年に開催した国立国会図書館のインターネットを介したサービスと情報発信を紹介するイベント「データベースフォーラム」を、平成19（2007）年から関西館でも開催するようにした。

平成19（2007）年11月には、広報効果を高めることを目的として、関西館職員にアイデアを募って関西館のシンボルマークを制定した。このマークは、デジタルアーカイブ、図書館協力、遠隔サービス、アジア情報発信といった関西館の多様な事業の広がりを表す地球と図書館を象徴する本にリボンをかけた姿を表したもので、利用者と関西館を「結ぶ」意味を込めている。

対外コミュニケーションの強化策として、関西館は、アジア情報サービス、図書館協力事業、電子図書館事業に関して、アジア情報関係機関懇談会、総合目録ネットワーク事業フォーラム、レファレンス協同データベース事業参加館フォーラム、デジタル情報資源ラウンドテーブル等、全国、そして海外の関係機関や研究者との交流を実施してきた。

こうした活動を機動的に推進することができた背景として、関西館は、50年以上の歴史を有する国立国会図書館の中でも東京から500km離れた新しい土地に作られた若く新しい組織であり、既存の業務とは異なる、新しい実験的な事業を積極的に試みていこうとする機運が組織の中にみなぎっていた。また、平成19（2007）年4月、定員削減（補章3節参照）の一環として1課2部制を廃止し、関西館の6課を関西館長に直属させたことにあわせて、組織内での情報共有や、課横断で取り組むイベント実施の体制を整備することができたことも幸いした。

関西館事業の新展開であったインターネットを通じた情報発信も、関西館の実験的な事業を積極的に試みていこうとする機運が取組みを後押しした。

関西館は平成20年代初頭（2000年代後半）から隆盛したソーシャルネットワークへの対応も早く、平成21（2009）年にカレントアウェアネス、平成22（2010）年にレファレンス協同データベースと総合目録ネットワークが相次いでツイッターのアカウントを開設した。特に参加する各種図書館が登録し

関西館見学デー（平成25（2013）年11月）

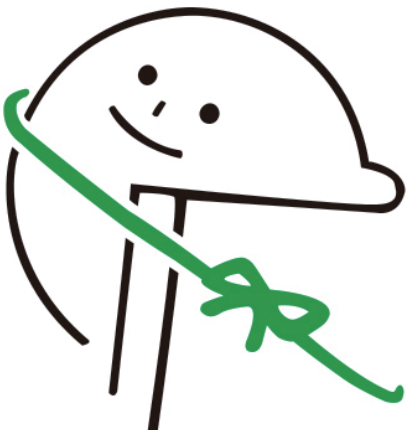

関西館シンボルマーク

たレファレンス事例を紹介するレファレンス協同データベースのアカウントは多くのフォロワーを集め、事業への注目度を高めるのに役立てられた（6章3節2参照）。

(2) 地域との連携

関西館は、新施設の立ち上げが一段落ついた平成17（2005）年頃から、広報と対外コミュニケーションに取り組む一環として、地域に立地する関係諸機関との連携を改めて重視し始めた。

関西地方の公共図書館との協力では、図書館関係の会合、研修会等により積極的に参加するようにした。平成24（2012）年10月に関西館開館10周年を記念して開催した展示会は「関西の図書館100年、関西館の10年」と題し、関西館の設立構想から現在に至るまでの歩みとともに、関西地方の府県立図書館の協力も得て、明治時代から現在に至るまでの関西地域の図書館の歴史についても紹介する構成とした。展示会の構成は好評を受け、作成した展示パネルの大阪府立中央図書館及び京都府立図書館での貸出展示も実現した。

学研都市との協力も重視した。関西館は、開館以前から関西文化学術研究都市推進機構等の諸機関と、関西館と学研都市を活性化させることを目的として緊密に協議を行ってきたが、こうした学研都市内での議論を通じて、関西館が情報という強みを生かして学研都市発展の基盤づくりに貢献しようとする機運が生じてきた。平成28（2016）年には、その具体的な方策のひとつとして、関係機関に資料の寄贈を募って総合閲覧室内に「けいはんな学研都市コーナー」を設置した。また、平成29（2017）年には、学研都市建設プロジェクト関係者から、関西学術研究都市調査懇談会（奥田懇談会）の会議資料や調査報告書の寄贈を受けた（寄贈後に提供準備作業を行い、平成30（2018）年に関西文化学術研究都市アーカイブとして公開）。

また、「けいはんなビジネスメッセ」「けいはんな情報通信フェア」等、学研都市のイベントに関西館が出展者として参加する機会を増やした。

平成24（2012）年には、関西館10周年記念として学研都市に立地する大学が連携して実施する市民公開講座を共催し、これをきっかけに毎年、関西館を会場として講座を開催している。

関西館は、学研都市に立地する近隣施設との連携も重視し、来館サービスの項で述べたように、近隣施設を訪問して交流を行い、サービスの改善に生かしてきた。

関西館の地域との交流はこれ以外にも、近隣大学の情報リテラシー教育と連携した学生向けガイダンスの実施等、多岐にわたっている。

関西館は、地域との交流を深め、地域の一員として貢献してきた。

「関西の図書館100年、関西館の10年」会場の様子

けいはんな学研都市コーナー

コラム

関西との人事交流

国立国会図書館は東京本館、関西館、国際子ども図書館の３施設に勤務する職員を一括して採用して施設間で人事異動を行い、また東京本館では衆参両議院の事務局・法制局をはじめ主に在京機関との人事交流を行っているが、関西館では地元の機関との人事交流も行ってきた。

関西地方の機関との人事交流は立地府である京都府とのものがもっとも古く、平成７（1995）年に関西館の建設が事業化して以来、関西館準備室に地元との連絡調整を担当するため実務研修員（元の所属機関の職員として在籍したまま実務研修を目的として派遣機関に勤務する職員）として京都府職員１名が２年交代で派遣されていた。

関西館開館直後の平成 15（2003）年には、地元からの応援として、京都府からは府庁、府立図書館と府立総合資料館（現在の府立京都学・歴彩館）の３名の職員、大阪府からは府庁と府立中央図書館の２名の職員、奈良県からは平成 17（2005）年に開館する県立図書情報館の開館準備のための研修も兼ねて県立図書館の２名の職員の出向を受けていた。また、地方公共団体以外でも、京都大学からは図書館職員、国土交通省からは近畿地方整備局営繕部職員の出向を受けた。関西館の立ち上げに地元から出向した職員の果たした役割は大きい。

こうした地元との縁はその後も続いており、地元３府県との間では国立国会図書館職員を府立図書館等に実務研修員として派遣または出向させる機会も設けられ、図書館職員相互の人事交流を長年にわたって継続してきた。京都大学の図書館と国土交通省の近畿地方整備局営繕部からの関西館への職員の出向も、途切れることなく継続している。

春の関西館

第3節　関西館の機能強化

1. 基本機能の再確認

(1) 問われる関西館の役割

平成23（2011）年10月、国立国会図書館は組織改編を行い、電子情報関係の業務を統括する電子情報部を東京本館に設置し、同部に、関西館を含む各部局に分かれていた電子情報に関する計画の策定と情報システムに関係する事務を集約した（補章3節参照）。

関西館の電子図書館課は電子情報部に統合しなかったが、同部に情報システムに関する調査研究をつかさどる次世代システム開発研究室を新設し、同室にこれまで電子図書館課が担ってきた電子図書館に関する研究開発機能の一部を移した。これに伴い、電子図書館課が所掌する調査研究は、電子情報の長期保存に関する研究開発のみとなった。

また、デジタルアーカイブの窓口である国立国会図書館デジタルアーカイブポータル（PORTA）をこの年の末に廃止し、後継サービスである国立国会図書館サーチ（NDLサーチ）（3章2節4（2）参照）の運営を電子情報部の所管とした。

東京本館に電子情報に関する事務を集約し、関西館において事業の中核として拡張してきた電子図書館課の所掌事務の範囲を見直したことで、これまで関西館が目標として掲げてきた「デジタルアーカイブの拠点」の意義を再定義する必要が生じた。

そして、この年には、新サービスである「国立国会図書館のデジタル化資料」（現在の「国立国会図書館デジタルコレクション」）を公開し、主として東京本館で実施した大規模デジタル化事業（2章3節4参照）によりデジタル化した資料を収載した（3章2節2（3）参照）。デジタルコンテンツの収集から利用に関する事業が急拡大する中で、事業を効率的に進める上で、東京本館から約500km離れた関西館の任務をどのように位置づけるかも課題となっていた。

関西館が遠隔地に建設された意義と効果を再確認させられる出来事もこの年に起こった。平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災において、東京本館は震災で多数の資料が一時期利用不能となったが（3章コラム「東日本大震災当日と書庫復旧」参照）、関西館はごくわずかな揺れを感じただけで、全く被害がなかった。震災の直後には、関西館が所蔵する資料を必要に応じて東京本館に送り、利用に供することができた。

(2) 関西館の機能強化

平成24（2012）年、関西館が東京本館との間で分担する事業のあり方について、再編と縮小を選択肢に含めた議論を行った。その結果、構想段階から関西館が分担するものとされてきた機能を踏まえて今後のあり方の方向づけを行うことになった。

すなわち、従来、関西館が拠点として担う重要な目標として掲げてきたデジタルアーカイブについて、デジタルコンテンツの収集から利用に関する事業を、電子情報部や関西館の単独ではなく、国立国会図書館が全体として推進するものとした。その上で、関西館は主にデジタルコンテンツを保存し活用する任務を担い、デジタル化資料の著作権処理や他機関がデジタル化した資料の収集、インターネット資料とオンライン資料（2章1節3参照）の収集に関する機能を引き続き担う拠点として位置づけた。平成25（2013）年、図書館向けデジタル化資料送信サービス（3章2節2（5）参照）の窓口が関西館におかれた。

東日本大震災の経験を踏まえて、関西館における東京本館のバックアップ機能も改めて重視することにした。首都圏直下型地震で東京本館が被災する非常事態であっても、業務継続計画（BCP）に基づいて国立国会図書館が機能を維持できるように連絡体制を整備し、被災時のバックアップのために必要な国会サービスに役立つ資料を重点的な収集の対象に加えた。

東西での事業の分担も再整理し、それまで東京本

館に置かれていた文書レファレンスと電話レファレンスの窓口を、関西館を遠隔サービスの窓口とする考えのもとに、平成26（2014）年から平成27（2015）年にかけて順次関西館文献提供課に移管した。

このように、位置づけの見直しと事業分担の調整を経ながら、関西館は国立国会図書館の3施設のひとつとして、設立までの20年間に練り上げられた基本機能に基づいて、館の事業を分担してきた。開館から十数年の歴史において、草創期、転換期を経て、関西館の果たす重要な役割は定着している。

2. 書庫の増設

(1) 関西館第2期工事

関西館は600万冊を保管できる大規模収蔵施設として建設されたが、開館から18年が経過する平成31（2019）年度末には、東京本館・関西館・国際子ども図書館の3施設の全体を合わせても書庫の収蔵能力が限界となり、新たに受け入れた資料を排架することが困難になることが予想された。このため、平成6（1994）年の国立国会図書館建築委員会勧告で計画されていたとおり、平成20（2008）年度までに取得した用地に第2期施設を建設し、収蔵能力1400万冊の書庫を確保することが必要になった。

平成25（2013）年度予算に関西館第2期施設整備設計費の計上が認められたことにより、国立国会図書館は第2期施設を3段階に分けて整備する方針を立てて、平成26（2014）年に基本設計に着手した。そして、同年11月17日、国立国会図書館建築委員会が、関西館第2期施設の第1段階の建設を国会に対して勧告した。

「国立国会図書館関西館第2期施設の第1段階の建設について（勧告）」は、第2期施設の延床面積を約6万3000㎡とし、第1段階として、地上7階地下1階建てで500万冊を収蔵できる約2万5300㎡の書庫棟を平成31（2019）年度までに建設するとした。この勧告は、平成27（2015）年2月5日に衆議院議院運営委員会図書館運営小委員会及び議院運営委員会で、2月10日に参議院議院運営委員会図書館運営小委員会でそれぞれ協議、了承され、勧告に沿った関西館第2期第1段階施設整備費の計上が平成28（2016）年度予算に認められた（平成31年度までの4か年、約143億円）。

設計は平成28（2016）年に完了し、同年9月に着工した。第2期第1段階として建設される書庫棟は、建築の大部分を地上とするが、原地形が傾斜した丘陵地であったために建設用地の地盤が関西館本館書庫よりも高くなっており、既存の書庫と平面を揃える掘削工事及び擁壁工事に10か月を要した。躯体の工事は平成29（2017）年に開始した。

(2) 書庫棟竣工後の関西館の機能

関西館書庫棟は、令和2（2020）年2月に竣工する。

国立国会図書館は、書庫棟の建設に先立つ平成28（2016）年に書庫棟の完成による収蔵能力の拡大を前提とした「国立国会図書館資料の収蔵方針」を策定した。この方針は、平成8（1996）年に策定されてから長年にわたり関西館開館以降の資料配置を規定してきた「関西館開館に伴う図書館資料の分散配置体制について」（以下「分散配置体制」）に代わるもので、平成29（2017）年度からおおむね15年間の東京本館・関西館・国際子ども図書館3施設の資料収蔵の方針を示したものである。

新しい収蔵方針では、3施設が提供するサービスに応じた資料を分担して収蔵するという基本的な考え方は「分散配置体制」から変更なく踏襲しているが、関西館については、国立国会図書館全体の中での大規模収蔵施設としての役割を明記した。

すなわち、大規模収蔵施設である関西館には、刊行から年数が経過した和洋の図書・雑誌（経年資料）と媒体変換済み原資料を将来的に配置する。この考え方に基づき、東京本館の書庫容量が一定であるため、おおむね5年ごとに東西両施設の書庫収蔵割合を点検し、収蔵割合に応じて段階的に東京本館所蔵の媒体変換済み原資料・経年資料等を関西館へ移送する方針とした。令和2（2020）年2月の書庫棟竣工後、収蔵方針に基づいた大規模資料移送及び関西館内での書庫棟への資料再配置を行う。

関西館は、最終的な収蔵能力2000万冊規模（東京本館の約1.7倍）の書庫を建設可能な敷地面積を

有し、また地盤の安定した京都府郊外の丘陵地帯に立地する優位性を持っている。書庫棟の建設により、関西館は媒体変換済み原資料に加えて、刊行から年数が経過した資料を永く保管し、将来の利用に備える長期収蔵拠点としての機能を強化する。

上から、関西館書庫棟（本館の左）完成図、書庫棟建設の様子（平成 30（2018）年 6 月 25 日）

参考文献

第1節

山口和之「開館迫る国立国会図書館関西館―構想から20年, その経緯, 組織, 蔵書, サービス等―」『図書館雑誌』96(9) 2002.9

井上裕雄「第二国立国会図書館構想について」『経済人』37(9) 1983.9

佐藤由美, 西村好文「国立国会図書館関西館（仮称）建築設計競技　その特徴と入賞作品」公共建築協会『公共建築』(152) 1997.4

「国立国会図書館関西館（仮称）建築設計競技の終了について」『国立国会図書館月報』(428) 1996.11

国立国会図書館関西館事業記録編集委員会 編『国立国会図書館関西館　事業記録』国土交通省近畿地方整備局営繕部 2002

「新たなる環境の再生　陶器二三雄インタビュー」『建築文化』51(601) 1996.11

大滝則忠「国立国会図書館関西館（仮称）建設計画の現段階」『図書館雑誌』89(4) 1995.4

富窪高志「国立国会図書館のアジア情報の収集と提供―関西館アジア文献情報センター（仮称）設立に向けて―」『国立国会図書館月報』(458) 1999.5

寺井豊「国立国会図書館関西館開館に伴う資料移転の概要」『国立国会図書館月報』(506) 2003.5

安江明夫「離陸した国立国会図書館関西館」『国立国会図書館月報』(500) 2002.11

第2節

二木麻里「ルポ　やるじゃないか、国会図書館　関西館と「電子化」が動きだした」『季刊・本とコンピュータ 第二期』(6) 2002.冬

「新たな一歩を踏み出す関西館―草創期から飛躍・成長期へ―」『国立国会図書館月報』(556) 2007.7

「開館三周年を迎えた関西館」『国立国会図書館月報』(536) 2005.11

南亮一, 木目沢司, 鈴木昭博他「関西館の10年：構想段階と現況とを対比して」『カレントアウェアネス』(313) 2012.9.20

山崎治「開館10周年を迎えた国立国会図書館関西館」『図書館雑誌』106(10) 2012.10

第3節

石川武敏「国立国会図書館関西館　開館10周年を迎えて」『国立国会図書館月報』(619) 2012.10

第5章

国際子ども図書館

国際子ども図書館は、上野公園に隣接し、動物園や博物館、美術館といった文化施設に囲まれる場所に平成12（2000）年5月5日に開館した、我が国初の国立の児童書専門図書館である。支部上野図書館の建物の再利用という契機と児童書関係団体からの要望を踏まえながらの設立から、平成27（2015）年から平成28（2016）年にかけてのアーチ棟建設とリニューアルに至るまでの歩みをたどっていきたい。

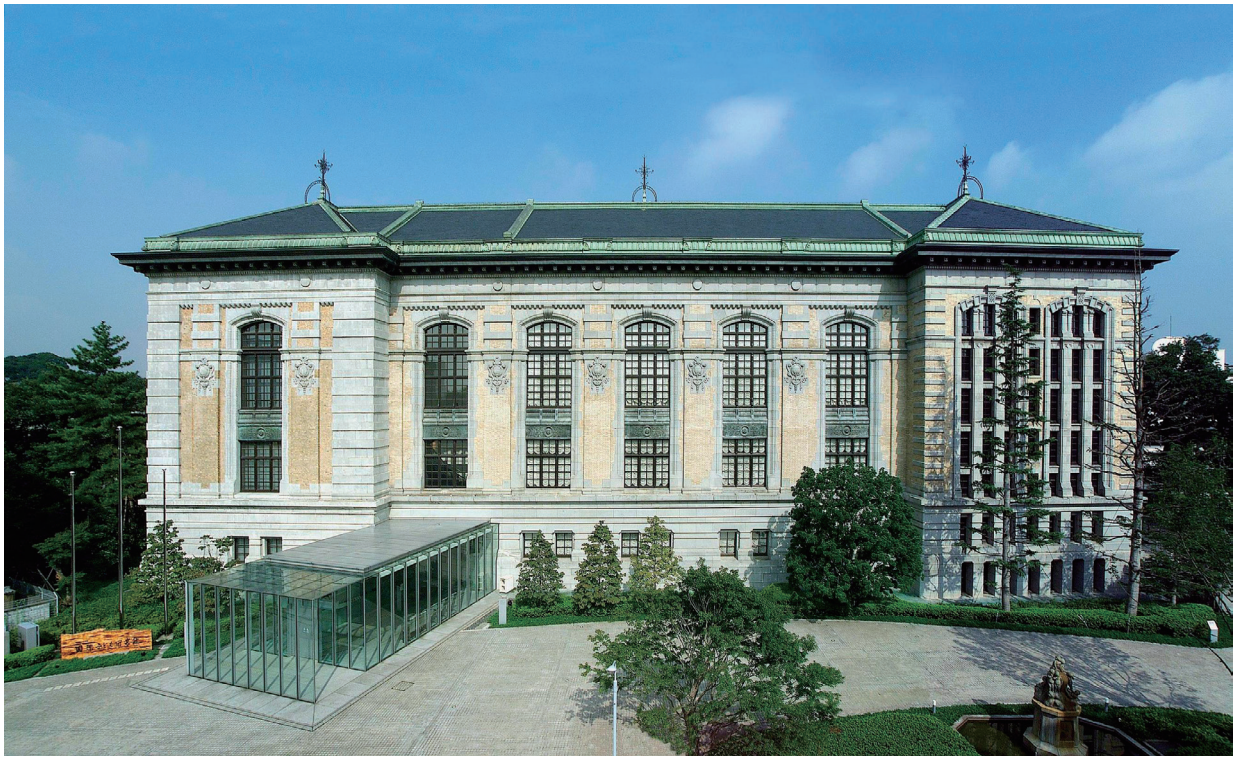

国際子ども図書館外観

国際子ども図書館シンボルマーク

第1節　国際子ども図書館の誕生

1. 上野図書館の活用

(1) 時代背景

平成元（1989）年、第44回国連総会において、児童の権利に関する条約（通称「子どもの権利条約」）が採択された。平成6（1994）年に我が国が批准した、非常に多岐にわたる内容を規定するこの条約の第17条には「児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する」とあり、子どもの知る権利や、健やかな成長のために、資料へのアクセスを保障している。

子どもの権利条約に応じた子どもへの権利保障という世界規模の流れがあった一方で、日本国内においては子どもの“活字離れ”が問題となっていた。全国学校図書館協議会と毎日新聞社が毎年行っている「学校読書調査」では、たとえば1990年代以降、不読率、すなわち1か月に1冊も本を読まないと回答した中学生の割合が過半数に達することが多くなっており、子どもの頃から読書に親しむ環境の整備が喫緊の課題とされた。「本を読まない若者」が批判的に扱われるのと並行して、マスメディアでは凶悪な少年犯罪がクローズアップされ、1990年代中盤以降は「キレる若者」が問題視されるようになった。

このような背景の下、子どもたちがたくさんの本と出会い、楽しく豊かな読書体験ができるように、

それぞれの立場を尊重し、創意を生かして協力しあうことを目的として、平成5（1993）年3月、作家・文化人たちが「子どもと本の出会いの会」（会長：井上ひさし）を結成した。同年12月には、超党派の国会議員で構成される「子どもと本の議員連盟」（会長：鳩山邦夫、事務局長：肥田美代子）も発足した。同議員連盟の活動計画には、学校図書館のより一層の充実を図るため、学校図書館法の改正を目指すとともに、子どもの本を通じた国際交流、「国立・子どもの本の館（仮称）」の設置が掲げられた。

(2) 国立の児童書センターを

「子どもと本の議員連盟」発足以前から、国立の児童書センターを求める声は存在していた。例えば、昭和54（1979）年に図書館情報学者の草野正名氏により提唱された「国立の国際児童図書館」等である。ドイツのミュンヘン国際児童図書館や、米国議会図書館の児童書センター、あるいは旧ソ連にあった児童文学作家・画家と子どもの読者との交流施設のように、海外には国が運営に携わる「子どもの本の館」が存在しており、子どもの読書に携わる多くの人々にとって、このような「館」を日本に建設することは、長年の悲願であった。この「館」が、国立国会図書館、さらには支部上野図書館と結びついたのは、以下のような事情があった。

支部上野図書館の建物は、明治39（1906）年に帝国図書館として建てられたが、昭和22（1947）年に国立図書館となり、昭和23（1948）年の国立国会図書館設立により昭和24（1949）年に国立国会図書館の支部となった。東京都には日比谷図書館以外に当時大規模な図書館がなかったため、できる限り速やかに東京都へ移管する旨、国立国会図書館法で明記された。上野図書館は東京都への移管を予定していたため、建て替えや大規模改修を行うための本格的な予算要求ができない状態に置かれ、最低限の施設補修のみ行っていた。そのため内装も外装も大きく変わることなく、良くも悪くも旧帝国図書館時代の雰囲気を保ち続けた。永田町に本館（現在の東京本館の本館）が竣工し、所蔵資料の大多数を本館へ移転した後は、博士論文や個人コレクション

支部上野図書館

（左、右上）支部上野図書館公開書架室、（右下）同第三閲覧室

といった専門資料を閲覧に提供していたものの、資料の閲覧よりは、自習のために閲覧室の座席を利用する利用者が大半を占めるという状況であった。

しかし、東京都は昭和48（1973）年に中央図書館、昭和62（1987）年に多摩図書館を開館し、既存の日比谷図書館（当時）と合わせた3館体制を確立し、平成5（1993）年12月、東京都との話し合いを行った結果、上野図書館の都への移管は中止となった。翌平成6（1994）年7月に国立国会図書館法が改正され、支部上野図書館は「図書及びその他の図書館資料を一般公衆の利用に供することを主たる目的とする支部図書館」と定められ、国立国会図書館において上野図書館の今後のサービスのあり方について、検討をはじめた。

国立国会図書館の内部では昭和50年代から、上野図書館をマイクロ資料の自動出納のような実験的サービスを行う場とする構想や、音楽映像資料を集めた図書館とする案、周囲の美術館や博物館となじむような印刷の博物館、あるいは美術書の図書館にする案、図書館研究所兼研修所とする案といったさまざまな案があった。そのような中で、「子ども」に焦点を当てた児童書専門図書館とする案が浮上した。平成6（1994）年の秋、「子どもと本の議員連盟」の肥田美代子事務局長が上野図書館を視察し「あそこならば、ミュンヘンの国際児童図書館に劣らないすばらしい図書館ができる」と思った、と記している（『出版ニュース』平成7（1995）年7月中旬号）。帝国図書館の面影のある落ち着いたルネサンス様式の建物が、まさに「子どもと本の館」にふさわしいとされたのである。

(3) 従来の児童書の扱い

納本により収集する資料は、大人向けの出版物だけでなく絵本をはじめとする児童書も含まれるが、

国立国会図書館は長らく、利用対象を満20歳以上（赤坂本館時代は満15歳以上、平成14（2002）年以降は満18歳以上）としてきた。赤坂本館時代には児童閲覧室（満10歳以上～15歳未満）を設置していたが昭和25（1950）年に短期間で閉室した。その後、児童書は昭和30（1955）年までは一般図書と同様に提供し、昭和31（1956）年から昭和35（1960）年までは、公共図書館等への特別貸出制度を行っていた。いずれも所蔵児童書の有効活用の一環ではあったが、一般図書よりも優先順位が低く、扱いについて一定の方針がなかった。そのため閲覧用の目録を作成していない時期もあり、昭和30（1955）年以降は利用者が調査研究のために閲覧することができない状態であった。昭和43（1968）年、児童文学研究者の滑川道夫氏の新聞投書が発端となり、関係団体からの要望を受けて、申請をすれば閲覧できるようにし、同時に児童書の書誌整備を進め、冊子体の目録を刊行するに至った。それでもなお、目録の刊行は約5年ごとのペースであり、その間に受け入れた児童書は、新しい目録が刊行されるまで効率的に検索できない状態であった。

2. 児童書センター（仮称）から国際子ども図書館へ

(1) サービス対象と名称

平成6（1994）年11月には早くも「国際子ども図書館設立の申入れ書」が「子どもと本の議員連盟」から国立国会図書館長宛に提出された。また村山富市内閣総理大臣宛には25団体の連名で「国立国際児童図書センター設立に関する要望書」が提出された。支部上野図書館を「図書及びその他の図書館資料を一般公衆の利用に供することを主たる目的とする」という同年7月の国立国会図書館法の改正趣旨を踏まえた上で、同年11月に開催された衆議院議院運営委員会図書館運営小委員会では、支部上野図書館に子ども図書館を設置する必要があるとの意見が大勢を占め、検討を進めることを了承した。これを受けて、平成7（1995）年度予算に調査費が計上された。この国会内でのスピーディな決定の背景には、いわゆる「自社さ」連立政権下で、参議院議院運営委員会図書館運営小委員長であった自由民主党・村上正邦議員と日本社会党・肥田美代子議員との間の、党派を越えた協力があった。平成7年5月には「子どもと本の出会いの会」を母体に、作家や出版社等の児童書関係者で構成される「国立の国際子ども図書館設立を推進する全国連絡会」（会長：永井道雄、のち井上ひさし。以下「全国連絡会」）が設立された。

また同年6月には「子どもと本の議員連盟」が「国際子ども図書館設立推進議員連盟」（会長：村上正邦）へと改組し、関係者の間で新図書館設立の機運は盛り上がった。

それに合わせて、国立国会図書館内部の動きも本格化した。平成7（1995）年1月、支部上野図書館長と8名の班員からなる「児童書の図書館」構想検討会を設置し、以後、12回の検討、関係各所訪問、関係者ヒアリングを経て、同年3月末には「「児童書の図書館」構想（試案）」が完成した。この構想では、東京本館で保管する児童書を支部上野図書館に移送し、かつ新たな蔵書構築を行い、児童書やその関連書を利用に供する組織を設置すること、その名称を「国立国会図書館児童資料センター」とすることを掲げた。同年7月には、外部有識者からなる「国立国会図書館に設置する児童書等の利用に係る施設に関する調査会」（会長：栗原均）を設置し、11月17日には、調査会からの答申が出された。答申は、アジア資料の重点的収集、電子図書館化の推進、非来館型サービス（遠隔サービス）の拡大等を提言し、また名称については「国立国際子ども図書館」が望ましいとした。この答申を受ける形で翌平成8（1996）年1月には、国立国会図書館内部に「児童書の図書館」基本計画策定委員会及び作業部会を設けて、5月には「「児童書センター」（仮称）基本計画」（以下「基本計画」）を策定し、基本的役割を、資料・情報センター、第一線の児童サービスの支援、関係諸機関との連携・協力、子どもへのサービスは電子図書館機能や展示・イベント等の実施、とした。

子どもへの直接サービス等、国立国会図書館が従来提供してきたサービスとは大きく異なる新しい取

組みに対しては、国立国会図書館内部では依然として慎重論が強かった。また、所蔵資料を児童書に限定してしまうのではなく、音楽映像資料等、児童書以外の専門資料群をも将来的には所蔵可能とできるよう含みを持たせるべき、といった意見もあった。この時点で新図書館の仮称は「児童書の図書館」「児童書センター」等で、「子どもの本に関わる大人向けの資料・情報センター」として調査・研究を支援するものとしており、あくまで資料利用対象のメインは成人とし、子どもの利用は限定的なものとしていた。

基本計画には子どもへの直接サービスの目玉となるものがなく、時代を先取りした電子図書館の宣伝が、かえって子どもと本との物理的接点が希薄なイメージを生み、「「児童書センター」という名称はデパートの配送センターみたいだ」(「児童書のメッカどう活用　国会図書館が上野に設置　「大人だけ閲覧」巡り両論」『読売新聞』平成8(1996)年9月2日朝刊)等、国会議員や有識者からの批判が相次いだ。特に平成8(1996)年12月25日に全国連絡会から提出された「「児童書センター」(仮称)基本計画への要望書」は「「児童書センター(仮称)基本計画」には子どもへの視点が欠落している」とし、「子ども図書館ではなくて児童書資料館という性格が強く出ている」「今、世界各地で子どもに身のまわりのものを手で触って、見せることができるハンズ・オンの時代を実現させつつあり(中略)時代に逆行すべきではない」と述べるなど、「児童書センター」の性質そのものに異議を唱えるものであった。

また、議員連盟や民間団体からは、海外、特にアジア圏の児童書を収集するとともに、図書館を子どもたちの異文化理解、国際交流の拠点とする、すなわち、「国際」子ども図書館とする、という要望が寄せられた。その要望の背景には、第二次世界大戦を生き延びたドイツのジャーナリスト、児童文学者イエラ・レップマン(Jella Lepman)が「子どもの本は他の何にもまして人間愛という共通基盤を持っている」との確信に立ってミュンヘン国際児童図書館を創設したように、児童書は子どもにとっての精神の栄養の源であり、来たるべき21世紀を担う子どもたちに世界各国から集めた児童書を提供することは、大人にとっての使命である、という考え方があった。

とりわけ児童文学の出版や研究が発達している欧米地域のみならず、児童書の流通基盤が脆弱で散逸しやすいアジア地域の資料をも一堂に集め、アジアの児童書センターとしての機能を持ったものにすることへの期待が高まっていた。

国立国会図書館では、平成8(1996)年末に正式名称を、調査会答申で望ましいとされた「国立国際子ども図書館」、全国連絡会の要望書に示された「国立の国際子ども図書館」を踏まえ、これらの要望を考慮に入れて、所蔵資料の「児童書」ではなく利用主体である「子ども」を取り入れて、「国際」を加え、「国立国会図書館国際子ども図書館」と決定した。年明けには東京本館内に国際子ども図書館準備室を設置し、新図書館の開館準備を開始した。

子どもの資料利用については、内部での慎重な意見は相変わらず根強かったが、平成9(1997)年7月には、図書館員の実践・研修の場ともなる子どもへの来館サービス(閲覧、読書相談等)を行うことを決め、「本に親しむコーナー」「子ども室」として子どもが直接児童書や絵本を手に取って見られるコーナーを設置することにした。その後も、どのように運営すれば、国の図書館として資料の長期的な保存と両立させる形で、子どもにも大人にも満足してもらえるサービスを提供できるかについて、内部での検討が続いた。

そもそも経験もノウハウもない国立国会図書館において児童サービスを実施するためには、大阪国際児童文学館や東京都立日比谷図書館(のち千代田区に移管され、都立図書館の児童サービスは都立多摩図書館が担うようになった)等、先行する大規模な児童サービス提供施設や、個人文庫をもとに設立された私立の東京子ども図書館との連携協力関係を構築する必要があった。児童サービスがそのような段階にあったにもかかわらず、全国の児童図書館に対する児童サービス支援の拠点となることを目指すことは至難の業といえた。

なお、このほかに上記の平成8(1996)年に全国

連絡会からの要望書にあった児童書に関する研究室を置く、絵本の原画を展示する等は、開館時には実現困難なものとして実施は見送られたが、のちに、児童文学連続講座の開催や、他の機関との展示会の共催、学校図書館セット貸出し等、形を変えて少しずつ実現した。

(2) 児童書の収集

前述の平成7（1995）年の「「児童書の図書館」構想（試案）」では、外国資料収集にあたっては「特にアジア地域の出版物に配慮する」とした。しかし、ただでさえ消耗品として扱われ、古書の流通も少ない児童書の海外での入手は困難であるうえ、アジア地域の児童書を扱う書店は国内にほとんどなかったため、職員が直接現地に買い付けに行くことも検討したが実現しなかった。議員連盟は国会議員に対し、外遊先で入手した児童書を国際子ども図書館に寄託するよう呼びかけを行った。

欧米児童書もまた、国立国会図書館の従来の収集対象から外れていたため、購入や寄贈によって受け入れることとした。平成9（1997）年7月の「21世紀に向けた蔵書の緊急整備計画」の策定を機に、これまで収集対象としていなかった海外児童書を、新刊書に限定せず3万冊程度収集することを目標として、世界各国・諸言語の児童書の収集を進めた。イギリスのヘレフォード大聖堂主教座名誉参事会員エドワード・ヘンリー・ウィニングトン＝イングラム（Edward Henry Winnington-Ingram）師が、ヴィクトリア朝の道徳的、精神的価値観に沿った児童文学をテーマに収集した資料群であるイングラムコレクションのように、一括して購入した資料群もある。またイギリスのアイオナ＆ピーター・オピー夫妻（Iona Opie、Peter Opie）が収集した17世紀から20世紀にかけての約2万点の児童書からなるオピーコレクションはマイクロフィッシュの形で購入した。

国内刊行資料のうち児童雑誌については未所蔵のタイトルや巻号が多かったため、寄贈等によって補充を目指した。また、図書資料は、平成3（1991）年3月末の時点で約10万冊の所蔵があった。戦前期に刊行された児童書についてもその一部を所蔵していたものの、戦前、戦後を通して未所蔵・未納本の資料が多く、納入督促や古書の購入を継続的に行った。

収集対象は、絵本や読み物といった児童書とその関連書とした。学校教科書や教師用指導書の収集を開始したのは、全面開館直前の平成14（2002）年4月以降である（2章2節（3）i)参照）。全面開館後に順次、東京本館から国際子ども図書館へ移送した。

(3) 施設整備

国際子ども図書館の開館は、「21世紀の幕開けに間に合うように」という趣旨で、平成12（2000）年とした。建物の改修にあたっては建築家の安藤忠雄氏が加わり、安藤忠雄建築研究所と株式会社日建設計が国際子ども図書館の設計を担当することとなった。

上野図書館は平成8（1996）年9月末をもって一般閲覧を休止していたが、平成9（1997）年8月の前述基本計画において施設を段階的に改修する方針を定めた。建物全体の約3分の1に相当する昭和期部分の建物のみを使って博士論文と蘆原コレクションのみ予約制として部分開館し、平成10（1998）年2月に再度全面休館した。休館後、10月まで博士論文をはじめとする支部上野図書館所蔵資料の東京本館への移送を行った。明治期部分に付設されていた書庫（昭和27（1952）年建築）は先行して平成8年に解体しており、改修工事は平成10年3月から開始した。

開館前年の平成11（1999）年には、衆参両議院で国際子ども図書館が開館する平成12（2000）年を「子ども読書年」とすることが決議され、子どもの読書活動推進の社会的ムーブメントが高まっていった。平成11年3月31日に国立国会図書館法が改正され、平成12年1月1日をもって国際子ども図書館が設置され、それに伴い支部上野図書館は半世紀あまりの歴史に幕を閉じた。東京本館から上野への児童書・児童雑誌等の移送や、事務室の移転作業等は、国際子ども図書館の開館約1か月前の同年3月末までの間に急ピッチで行った。全面開館に至る総工事費は約91億円であった。

3. 部分開館

平成12（2000）年の5月5日、こどもの日に、国際子ども図書館は開館を迎えた。しかし、図書館の建物の約3分の2を占める明治期部分は改築中であったため、残る3分の1の昭和期部分のみという限られた空間でサービスを提供することとなった。改修工事中のために殺風景にならないよう、明治期部分の工事の覆いには、青空が描かれた本のイラストをあしらった。

開館記念式典は、国際子ども図書館の館内に適当な場所がなかったため、隣接する東京藝術大学の奏楽堂を会場とした。皇后陛下の臨席を賜り、内閣総理大臣、衆参両議院議長、最高裁判所長官の三権の長をはじめ、国内外の招待者470名（うち子ども87名）が出席した。ゲストの由紀さおり、安田祥子姉妹による歌が披露され、式典後のレセプションでは、聖学院小学校の児童らによるハンドベルの演奏が行われた。

図書館業務がスタートした翌5月6日（土曜日）の入館者は2320名、初の日曜開館日となった7日の入館者は2244名であった。当時の東京本館の平均来館者数を上回る数であり、人々の関心の高さがうかがえる。国際子ども図書館の全職員29名（当時・非常勤3名を含む）でこれだけの来館者に対応することは困難が予想されたため、開館当初は東京本館から応援要員を派遣した。東京本館が土曜日（第1・3土曜日を除く）・日曜日は休館であったのに対し、国際子ども図書館は土曜日・日曜日を開館、月曜日を休館とした（ただし資料室は日曜休室）。

3階の上部にあるロフト状の空間（当時「4階」と呼ばれた）に子どものへや、3階にはミュージアム、2階に資料室、そして1階にはエントランスとカフェテリア、事務室を設置した。子どものへやは、子どもへの直接サービスを行う部屋で、子どもが自由に手に取って読める約3000冊の児童書を開架した。3階は支部上野図書館時代には閲覧室であったが、閲覧卓や椅子を撤去した上で改装を行い、国内外の児童書の企画展示を行うミュージアムとした。かつて公開書架室があった2階には、天井まで届く壁面書架を備えた資料室を設けた。国内外で刊行された児童書や、児童文学研究に必要な児童書関連書約4万冊に加え、雑誌・新聞約600タイトルを排架した。従来、国立国会図書館では所蔵する資料の外

部分開館式典時の外観

装（カバー）を廃棄していたが、国際子ども図書館で所蔵する児童書のうち、平成９（1997）年の新規受入分の途中から、初めてカバーを残した原装保存を行った。資料室は利用資格を満 18 歳以上とし、児童書の調査研究のための空間とした。

しかし、スペースに限りがあるため、開館後しばらくは土曜日・日曜日を中心に入場制限を行い、建物の入り口には、入館を待つ人々が列を作ることもあった。しかも、建物の中に入ると「国際子ども図書館」という名称から思い浮かぶイメージに比して思いのほか狭隘であり、子どもが自由に本を読むスペースも限られていた。また、荷物をロッカーに預け、利用申込書を記入しないと資料室へ入室できないことに対し、戸惑いを覚える利用者も存在した。このような状況に対し苦情が寄せられることもあった。

なお、１階の事務室は、職員１人１台の机を置くスペースがなかったため、管理職者以外には「フレキシデスク」と称する長机を複数配置し、１台あたり３～４名分の執務卓とした。救護室を設置していたが、来館者の授乳等で利用が重なることが多く、その場合は授乳のために館長室内の応接セットを提供した。全面開館後に２階の明治期部分にもうひと

部分開館時の配置図

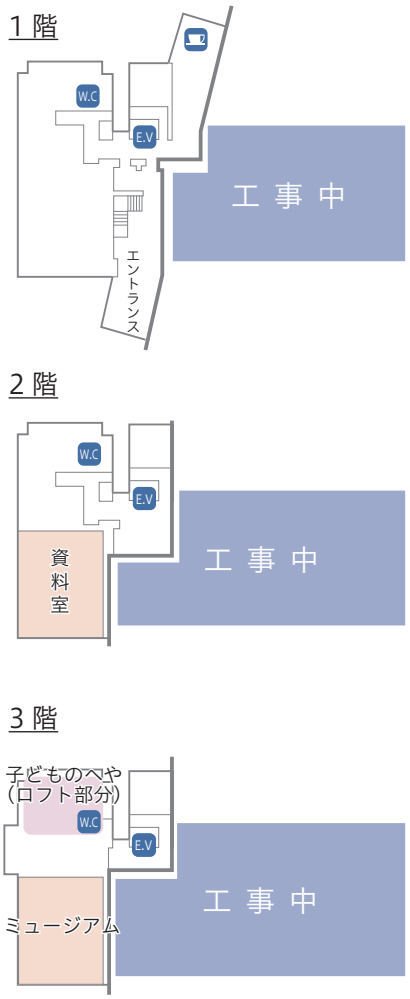

部分開館時の子どものへや

開館記念展示「子どもの本・翻訳の歩み展」の看板と会場の様子

つの事務室が完成してもなお、事務スペースの狭さは解消されなかった。

児童書の一分野を占める絵本は、本そのものがひとつの美術作品でもある。そうした絵本をはじめとした児童書の魅力を伝え親しんでもらうことを目的として、開館時から継続的に展示会を開催した。開館記念展示「子どもの本・翻訳の歩み展」を皮切りに、6月には「なつかしのえほん―昭和20年代～30年代の子どもたちへ」、7月には「アジアを知ろう―アジアの絵本と絵日記展」、10月には「本に拍手を！―アメリカ児童図書週間ポスター展」、12月には「絵本が映し出すオーロラ―北欧の作家と絵本展」等、開館初年のみで6回もの展示会を入れ替わりで開催した。「子どもの本・翻訳の歩み展」は日本国際児童図書評議会（JBBY）と共催で行い、展示内容をもとにした『図説子どもの本・翻訳の歩み事典』が出版された。

開館準備にあたり収集したイングラムコレクション、オピーコレクション等の欧米の貴重書やマイクロ資料について、電子図書館として公開することを目指した（3節参照）。国内資料については、『コドモノクニ』の多数の消息のつかめない著作権者に対し、初の「著作権者不明等の場合の裁定制度」（文化庁長官裁定。2章3節コラム「著作権処理」参照）を行って、電子展示会として公開した。

平成13（2001）年6月には、開館から1年余りで早くも来館者数がのべ10万人を突破した（さらに平成20（2008）年10月には来館者数100万人を突破した）。

4. 全面開館

部分開館からの2年を経て、建物の明治期部分の改修が終わり、いよいよ国際子ども図書館は平成14（2002）年5月5日、こどもの日に全面開館を迎えた。延床面積は2600㎡から6600㎡に増加し、所蔵資料は図書約20万冊、逐次刊行物約1600タイトルに増加した。それまでは所蔵資料の多くが開架であったが、明治期部分に6層からなる40万冊収容可能な書庫が完成したことで、ようやく納本図書館としての機能を果たすことができるようになった。

3階のミュージアムはホールとしてイベントや音楽会で使用することとし、一角には、『コドモノクニ』『幼年画報』等のデジタルデータで電子図書館を気軽に楽しめる「メディアふれあいコーナー」を設置した。

ホールと明治期部分とは新設したガラス張りのラウンジによって結ばれ、新たな展示専用スペースとして「本のミュージアム」を設けた。

2階の資料室は第一資料室と名称を改め、日本・アジアの児童書と関連資料を開架した。一方、新たに明治期部分に設けた第二資料室には主に欧米の児童書と関連資料を開架した。2つの資料室は原則として利用資格を満18歳以上とし、児童書の調査研究のためのスペースとした。

1階には「子どものへや」と「世界を知るへや」「おはなしのへや」を新設した。世界を知るへやは、国際子ども図書館の「国際」という観点から、子どもたちが世界に興味関心を抱き、国際理解を深めるという趣旨で、世界の子どもたちの暮らしがわかる本や、海外に翻訳された日本の児童書を並べた。帝国図書館時代に貴賓室であった部屋の内装をそのまま残し、落ち着いて読書を楽しむ空間とした。子どものへやは、天井からまんべんなく明かりが照らされる光天井で、部屋のどこにいても影ができない、読書に最適な空間として設計され、木製の丸い書架に囲まれた中心部に子ども向けの丸い閲覧卓を置いた。開架資料は3000冊から7000冊となった。当初、子どものへやは冬季期間中は午後4時で閉室していたが、平成16（2004）年1月以降は通年で午後5時まで開室するようになった。おはなしのへやでは、「おはなし会」や「ちいさな子どものための絵本の時間」といった職員による子どもへの読み聞かせ会を行った。

なお、全国連絡会は平成12（2000）年10月に「国際子ども図書館を考える全国連絡会」と名称を変更して、設立を支えた関係者とのつながりはその後平成29（2017）年度末まで続き、国際子ども図書館の増築リニューアル等、一定の役割を果たしたとして解散した。

全面開館時のテープカット

3階 ホール（手前にメディアふれあいコーナー）

上から、3 階 本のミュージアム、
2 階 第二資料室、1 階 子どものへや

全面開館時の配置図

1階

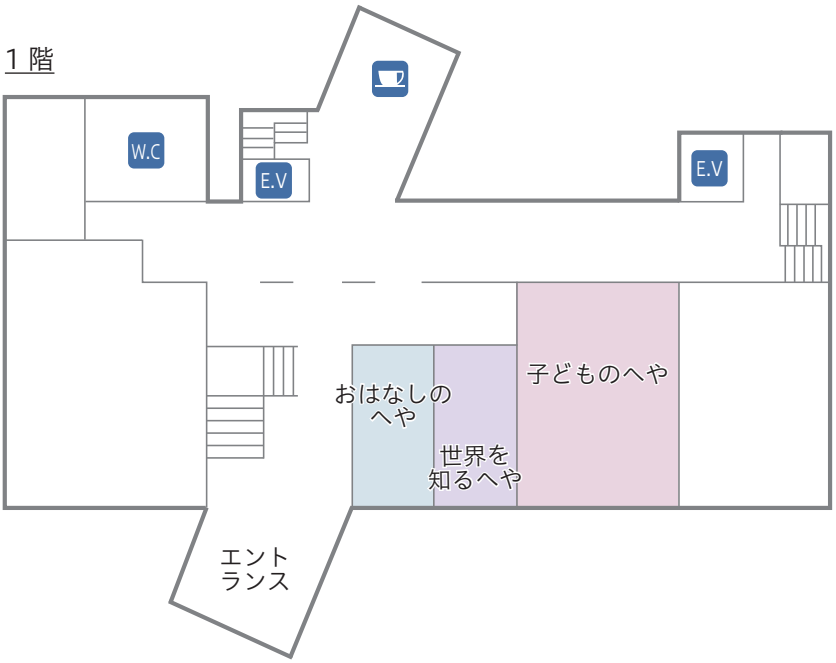

2階

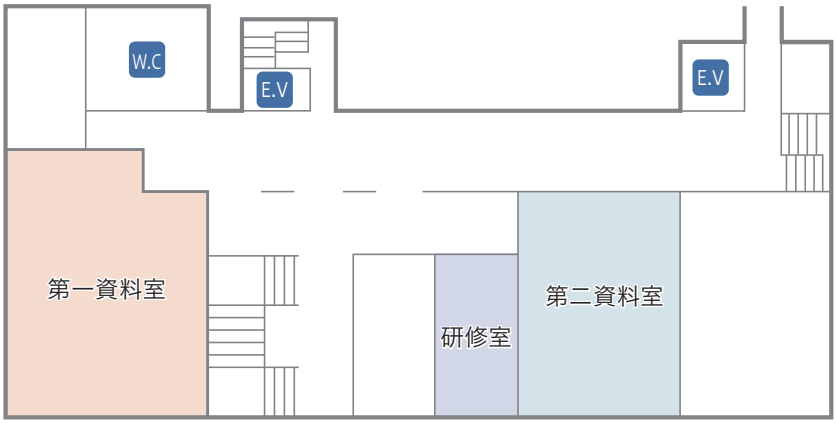

3階

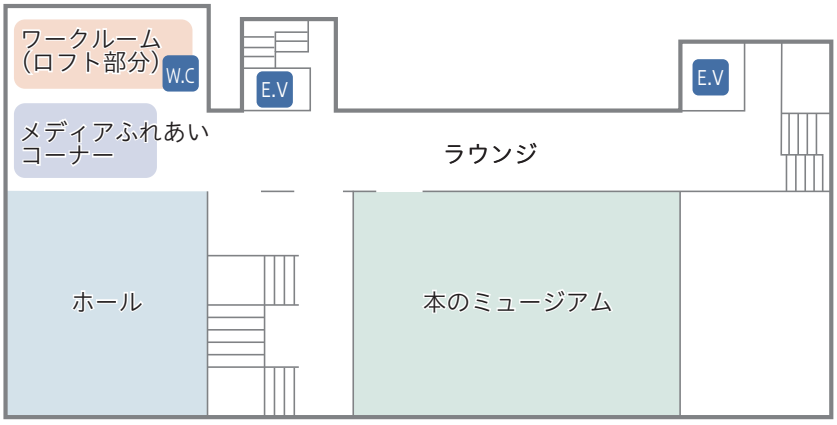

コラム

建物の改修

国際子ども図書館となった旧帝国図書館の建物は、道路側すなわち東京国立博物館側から見ると、左右非対称の構造となっていることがわかる。これは、当初の計画では、中庭を持つ巨大な建築物として「東洋一の図書館」を目指して計画されたものの、戦争等で工事が中断されて以降そのままとなり、当初計画の約3分の1が完成した状態の「未完成」な建物であるためである。計画とは異なる箇所に仮の玄関を設けた格好で、本来の正面玄関は、現在の東京藝術大学の敷地内に設置されるはずであった。残りの3分の2部分の建設予定地には、今は東京藝術大学音楽学部の事務棟や奏楽堂が建ち並んでいる。

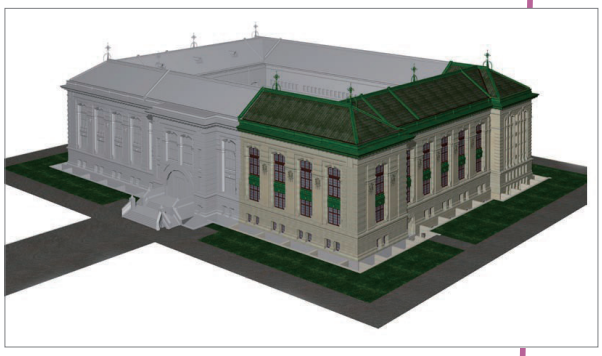

帝国図書館の完成予想図

ルネサンス様式の荘厳な建物は、明治期の国家的建築の設計を主導したジョサイア・コンドル（Josiah Conder）に師事した文部省技師、久留正道、真水英夫らによって設計されたものである。

国際子ども図書館の設立が決定した時点で、建物はすでに建築から90年以上経過していた。しかし大規模な改修を行っておらず、天井の漆喰が剥がれ落ちる等、老朽化が進んでいた。平成5（1993）年度から平成7（1995）年度にかけて建物の構造調査を実施し、さらに建設省（現在の国土交通省）が建物の耐震強度について調査したところ、地震で建物が2つに分裂するおそれがあるという調査結果が出た。初期に造られた箇所（明治期部分）がレンガ造であるのに対し、昭和4（1929）年に増築した箇所（昭和期部分）は鉄筋コンクリート造であり、異なる工法でできている建物を接合して成り立っているため、強度面で不安があったのである。

昭和期の鉄筋コンクリート造の部分を取り壊して新たに建物を造る案も検討されたが、東京都の歴史的建造物にも指定されている旧帝国図書館の建物をそのまま活用

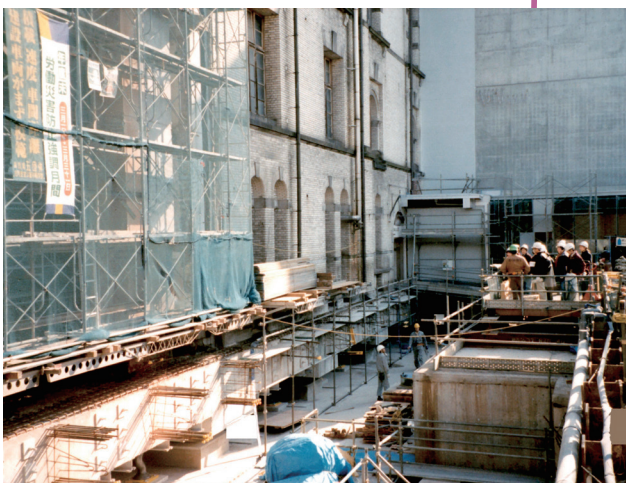

工事の様子

免震装置（左：積層ゴムアイソレーター、右：鉛ダンパー）

することとした。建物の外観を損ねることなく状態を維持しながら、国際子ども図書館として安全に使用する方法を検討した結果、「免震レトロフィット」という工法を用いて、地面と建物本体との間に免震層を設ける構造を採用することにした。平成7（1995）年に発生した阪神淡路大震災において、免震構造の建築物の有効性が実証されたことも、この工法を採用した理由のひとつである。建物の下部を掘削し、建物全体をジャッキで支えつつ、免震装置を設置していくという難工事であった。なお、国立国会図書館で免震構造を採用しているのは、国際子ども図書館のこの建物（レンガ棟）のみである。平成27（2015）年に完成したアーチ棟や、東京本館、関西館では、耐震構造が採用されている。

歴史的建造物の保存という観点から、神戸芸術工科大学名誉教授の坂本勝比古氏の指導の下、内装については、耐火性に配慮した上で、漆喰や木材の張替え、照明の交換等を行った。関東大震災後の補修工事記録を参考にしつつ、下地の材料に至るまで忠実に再現した。ガラス窓や照明については一部、建設当時のものを使用している箇所もある。大階段の手すり等は、安全面にも配慮しつつ、建設時の意匠を可能な限り保持した作りとなっている。エレベーターを完備し、段差のない床面とするなど、バリアフリーにも配慮した。

また、国際子ども図書館開館にあたり、新たに増築を行った箇所もある。平成12（2000）年の部分開館の際には、ガラス張りのエントランスとカフェテリアを、それぞれ明治期部分を斜めに横切るような形で増築し、重厚な建物に明るい空間をプラスした。平成14（2002）年の全面開館にあたっては、建物の西側（建物正面の反対側）の全体を囲うようにガラス張りの建物を増築し、建物の中にいながら帝国図書館当時の外壁に触れることができるというユニークな構造となっている。設計した安藤忠雄氏によれば、「古いものの中に新しいものを組合させる、つまり老人が子どもを抱いているイメージ」（嶋袋ワカ子「建築家　安藤忠雄氏の特別講演会『子どもと国際子ども図書館』」『国立・国際・子ども図書館』6号）なのだという。

なお、国際子ども図書館の開館に先立ち、平成10（1998）年4月には東京都と台東区の両教育委員会によって、一帯が寛永寺末寺の明王院境内であった建物周囲の遺跡の試掘が行われた。さらに6月から8月にかけて台東区教育委員会による発掘が進められ、江戸時代の皿や瓦等の生活品が出土した。

開館後の平成18（2006）年には、旧帝国図書館建築100周年を記念した展示会やセミナーを開催した。

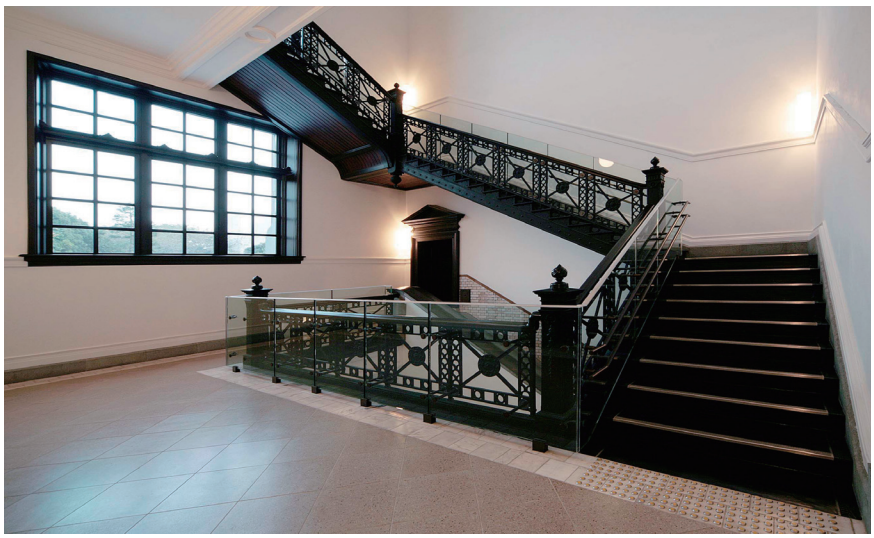

上から、手すりをガラスで覆った大階段、修復された天井の漆喰、ガラス張りのエントランス

第2節　国際子ども図書館のサービスのあゆみ

このように、「おおむね十八歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書館資料に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館」（国立国会図書館法第22条）として誕生した国際子ども図書館であるが、これまでもっぱら大人のために図書館活動を展開してきた国立国会図書館には、開館当初は子どもをも相手にする事業を行うことに戸惑いがあり、周囲の熱意ある支援に後押しされるところもあった。

開館から約20年の間、国際子ども図書館は、児童書のナショナル・センターとして国内外の児童書や児童書関連資料の収集・保存・提供、書誌情報や専門情報の発信、各種の展示会開催等に取り組むとともに、子どもへの直接サービスや学校図書館を対象とするサービス等を通じて、子どもの読書活動推進に努めてきた。ここではその歩みを3つの側面から概観する。

1.「児童書専門図書館」として

前述のように、平成8（1996）年策定の「「児童書センター」（仮称）基本計画」（同年12月に「国際子ども図書館基本計画」に名称変更。以下「基本計画」）では、国際子ども図書館の第一義的な任務は子どもの本にかかわる大人向けの「資料・情報センターとしての役割」とした。すなわち、国内外の児童書や関連資料を広範に収集・保存・提供し、調査研究、研修、情報発信等を通して児童書や子どもの読書にかかわる多様な活動を支援することをその任務としたのである。

まずは、あらゆるサービスの基盤となる蔵書の構築を行うため、国内外の資料を収集した（1節2（2）参照）。開館後、外国の資料については外部専門家に基本的な児童書と関連資料の「ウォント・リスト」（収集すべき図書をリストアップしたもの）の作成を依頼して購入する、寄贈資料を受け入れる等、「国際」を冠する子ども図書館の名に相応しいよう積極的な蔵書構築を行った。平成18（2006）年から平成22（2010）年にかけて、米国メリーランド大学図書館プランゲ文庫において、戦後占領期時代の児童書のカラーマイクロフィルム化による収集にも取り組んだ。

そうした着実な積み重ねにより、当初4万冊であった資料室の図書は、平成30（2018）年3月の児童書研究資料室では書庫資料を含めて40万冊へと大幅に増加した。

蔵書基盤の構築と同時に進めたのが、児童書の書誌データベースの整備である。国際子ども図書館が開館するまで、国立国会図書館では、児童書について利用に供するための十分な書誌情報を提供していないと指摘されていた（1節1（3）参照）。書誌情報を充実することもナショナル・センターとしての重要な課題とされ、平成7（1995）年から国内刊行児童書の遡及入力を行い、データを整備した。また、開館前は児童書の収集が十分ではなく、未収資料が多数あるとの観点から、多くの児童書を所蔵する大阪国際児童文学館や神奈川近代文学館、東京都立日比谷図書館といった諸機関との連携を進め、「児童書総合目録」を作成した。これは電子図書館機能の根幹をなす重要な位置を占めることになった（3節2参照）。

こうした蔵書と書誌を基盤として、平成12（2000）年の部分開館と同時に18歳以上の者に対する閲覧サービスを開始した。平成14（2002）年の全面開館後にはさらに拡大し、東京本館から図書約13万冊、雑誌約800タイトル等の資料を移転し、日本・アジアの児童書と関連資料を所蔵する第一資料室と、主に欧米の児童書と関連資料を所蔵する第二資料室に分けて利用サービスを開始した。さらに平成23（2011）年7月には東京本館から約5年遅れて「館内電子情報提供サービス」（館電）を開始し、平成24（2012）年1月には東京本館、関西館と同時に「館内サービスシステム」（KSS）を導入し、利用者の利便性の向上を図った。これにより、国際子ども図

書館でも国立国会図書館デジタルコレクションや契約データベースの閲覧が可能になった（3章3節1(4)、(5)参照）。

こうした充実を図っていくことにより、国際子ども図書館は児童書を調査研究する際の拠り所となっていった。全面開館後、業務が軌道に乗りつつあった平成15（2003）年度の1年間で国際子ども図書館が受けたレファレンスの件数が6818件であったのに対し、平成30（2018）年度のレファレンス件数はその約2.7倍の1万8371件にも上った。

国際子ども図書館で回答する文書レファレンスのうち一定割合が「ストーリー・レファレンス」と呼ばれる、あらすじや一場面等の断片的な情報から作品を特定するものである。整備された児童書総合目録にはあらすじデータが付与されており、こうしたデータと種々の参考図書を利用して回答を作成する。外国語の蔵書に関するレファレンスや、外国語の参考図書での調査を前提としたレファレンス依頼が寄せられるのも、国際子ども図書館の特色である。

設置目的のひとつでもあった全国の図書館への児童サービス支援についても、さまざまな事業を企画、展開していった。平成16（2004）年10月に初めて開催した児童文学連続講座は、全国の児童サービス担当司書の専門性向上に資することを目的として開始したものである。児童書の専門家である客員調査員からアドバイスを受けながら日本や欧米諸国の児童文学、絵本、児童文学のマルチメディア化等、さまざまなテーマで企画・開催し、全国の児童サービス担当司書にとって学びの場を提供した。これは、全国の司書と国際子ども図書館職員が交流し学び合う場ともなり、平成30（2018）年現在も継続している。

さらにこの間、国内の児童サービス担当司書らと連携するイベントや事業も継続して行ってきた。国際子ども図書館が企画運営する「児童サービス連絡会」や、全国の児童サービス担当司書に情報共有と交流の場を提供する「児童サービス協力フォーラム」「子ども読書連携フォーラム」といったイベント等である。平成29（2017）年度に初めて開催した「児童サービス研究交流会」は、これまでの蓄積をもとに新たな形で開始した交流研修事業であり、全国の公共図書館・学校図書館司書から好評を得た。

また国際子ども図書館では、こうしたイベントや事業の成果をもとに、子どもの読書活動推進の現場での活動の参考となる調査研究プロジェクトを実施してきた。平成22（2010）年の「児童サービス研修のいまとこれから」を嚆矢とし、「図書館による授業支援サービスの可能性」「学校図書館におけるコレクション形成」等、全国の児童サービス担当者のニーズに合った時宜を得た調査研究を発表している。

国際子ども図書館ホームページを通じた情報発信も強化しており、平成22（2010）年3月にはメールマガジンを創刊し、原則として毎月1回刊行し、国際子ども図書館で行われる展示会やイベント情報、国内外の子どもと本に関する情報を提供している。

2.「子どもと本のふれあいの場」として

平成9（1997）年7月、国立国会図書館は、基本計画に示されたサービスに加えて、図書館員の実践・研修の場ともなる児童サービス（閲覧、読書相談等）を実施するとし、来館した子どもへの直接サービスの考え方を決定した。

それまで50年にわたり蓄積されてきた国立国会図書館の経験は、「大人」向けの資料室に関しては十分生かすことができるであろうが、子どもへの直接サービスに関する部分は職員にとっても新しく勉強しなければならない部分であった。当時の戸張正雄館長をして、「ここに重点を置きすぎるくらいで結果的にバランスがとれている」と言わしめるほど、子どもへの直接サービスの準備は不足していると考えられていた。そんな状況の中、どのように試行錯誤を重ね、サービスの向上につなげていったのだろうか。

まずは「人」である。児童サービスの基本は、「本を知る」「子どもを知る」「子どもと本を結びつける方法を知る」といわれる。児童書を所蔵はしていても、児童サービスを提供したことがない国際子ども

図書館職員にとって、経験豊かな専門家の助けなしにその出発はありえなかった。

開館にあたって、東京都立中央図書館（平成12（2000）年から3年間）、浦安市立中央図書館（平成14（2002）年から2年間）、福岡県立図書館（平成16（2004）年から2年間）、また、私立の東京子ども図書館の協力を得て、それぞれの館の児童サービスの経験豊富な職員に出向、または実務研修員として勤務してもらい、国際子ども図書館の職員が日常的に指導を受けることができた。国際子ども図書館、東京本館から、浦安市立中央図書館や東京子ども図書館に職員を送り出し、実務経験を積ませた職員を国際子ども図書館に配属した。

前述のとおり、平成12（2000）年5月、部分開館時の子どもへの直接サービスは、当時「4階」と呼ばれた、ミュージアム（現在のホール）内の階段を登ったロフト状の小さなスペース「子どものへや」からはじまった。子どもへの直接サービスに供する資料は、閲覧用として別途、3000冊の複本を購入した。収容人数が少なかったため入室制限を行うこともあり、照明が暗くて圧迫感を感じるとの批判が寄せられる等、その時点での評価は決して高いとはいえないものだった。期待が大きかった分、失望が大きかったであろうことも想像に難くない。

そんな中、担当職員は、他機関から派遣されてきた児童サービスの経験が豊富な職員を中心として熱心に自主勉強会を重ね、子どもの本の選書やおはなし会等、児童サービスの基礎を学んでいった。勉強会は業務終了後に行われ、その勉強会の準備のために各自が週末や帰宅後に自宅で勉強するといった状況であった。

平成14（2002）年の全面開館時には、それまで企画協力課と資料情報課の二課体制だった国際子ども図書館に、児童サービス課を新設した。資料情報課児童サービス係が担当してきた児童に対する直接的・間接的なサービス業務について、係ではなく課として担当することになったのである。子どものへやは、部屋のどこにいても影ができないよう工夫された光天井を有する1階の明るい部屋に移設され、所蔵資料は7000冊に増加した。さらに隣接して「世

おはなしのへやにおけるおたのしみ会の様子

科学あそびの様子

世界を知るへや

界を知るへや」と「おはなしのへや」を新設した。子どものへやに開架する資料については、「児童サービスの基本は本を選ぶこと」という方針のもと、各種選定リスト等を参照しつつ選書を行った。「世界を知るへや」には世界の国や地域の地理、歴史、文化を紹介する本を取りそろえ、おはなしのへやでは土曜日・日曜日に定期的に「子どものためのおはなし会」を開催した。さらに、平成15（2003）年の10月の土曜日・日曜日に、3歳以下の子どもと保護者を対象に「ちいさな子どものための絵本の時間」を試行し、平成16（2004）年には毎月第三土曜日とそれに続く日曜日に定例化した（その後、名称や曜日を変更した）。また、学校の長期休業にあわせて科学あそび、ミニ絵本作り等の催物を行った。

こうした児童サービスの充実は、児童書の第一義的な読者は子どもであるという点を重視して、国際子ども図書館は子どもに開かれた図書館となることをめざすべきという当初の要請を反映するものとなった。

現場で重視したものとして、前述のおはなし会のほかに、カウンターから外に出て子どもたち一人ひとりと向き合うフロアワークがある。このフロアワークによって子どもが本と出会い、本の楽しみを知り、さまざまな読書体験ができるように子どもと本を結びつけることができるとされている。子どものへやのカウンターは子どもの多い時間帯は2名体制とし、フロアワークのひとつとして子どもに絵本の読み聞かせも行った。職員にとっては、子どもと1対1で接し、反応を見ることができる機会となり、直接にサービスできる子どもの数は少なくとも、こうした直接サービスの経験の蓄積は、より良い選書、図書館員に対する研修・支援等の間接サービスの充実につながっていくものと期待された。

国立国会図書館として、学校図書館に対する図書館協力を始めたのも、国際子ども図書館が開館してからである。国際子ども図書館が学校図書館に対する協力事業をスタートしたことで、ようやく国立国会図書館はあらゆる館種を対象とした図書館協力を展開することになった。

平成14（2002）年11月には、学校図書館セット貸出し事業を開始した。子どもの読書活動推進において重要な役割を担う学校図書館に対する支援を目的として、子どもたちの国際理解を促すため、特定の地域や国を定めて収集した児童書等をセットにして貸し出すサービスである。こうした国際理解の取組みは、国際子ども図書館設立の趣旨にも合致する。小学校から高校までの学校図書館（室）の総数が4万に上り、公共図書館に比して圧倒的に多い点を考慮に入れ、個別の依頼に応じる貸出しではなくセット貸出しを行っていくこととした。

平成14（2002）年はサッカーのFIFAワールドカップが日本と韓国で共催された年であり、急速に高まっていた韓国に対する関心に応え、「韓国セット」小学生用・中学生用各5セットからスタートした。翌平成15（2003）年には「北欧セット」、平成16（2004）年1月には「世界を知るセット」、同年9月には「カナダ・アメリカセット」といった具合に範囲を拡大、平成30（2018）年現在では国・地域別に9地域17種類、小学校低学年・小学校高学年・中学校に対象を分け、約40冊を1セットにした貸出しを行っている。平成22（2010）年からは、学校での活用事例を国際子ども図書館ホームページ上で公開している。また、子どもたちによる本の感想や紹介を次に同じセットを借りる学校に送る「読書郵便」を行っている。公共図書館と学校図書館等との連携のヒントとなることを意図した事業でもあり、貸出しセットを用意し、学校に貸し出す公共図書館も増えてきている。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災

学校図書館セット貸出しの例

に際しては、この学校図書館セット貸出しについて、通常、借受館が負担する返却時の送料を、被災地域については国際子ども図書館側が負担することで、わずかではあるが被災地を支援するよう取り組んだ。また「子どものへや」に来室した子どもたちに、被災地の学校への応援メッセージを書いてもらい、それをポスター仕立てにして被災地域の学校への貸出資料に同梱することも行った。

国際子ども図書館設立後、国立国会図書館の新たな挑戦としてこうした児童サービスを繰り広げるなか、来館した子どもへの直接サービスと、図書館協力等の間接サービスのバランスについては、開館当初から現在に至るまで変わらぬ課題として残っている。本来、国立の図書館である国際子ども図書館がサービスすべきは全国の子どもたちであるが、直接サービスできる子どもの数は非常に限られてしまう。はたしておはなし会やフロアワークのような「地域の公共図書館が行うサービス」を、国立である国際子ども図書館が来館可能なごく限られた子どもたちに行うのは適切なのか、直接サービスよりも全国の子どもたちに資する間接サービスを充実させるべきではないかという主張がある一方で、そうした「公共図書館が行うサービス」を職員が行わない組織が提供する間接サービスは地に足がついたものになり得ず、職員にとって直接サービスの蓄積は必須であるとの主張もある。限られたマンパワーで、直接サービスと間接サービスのバランスをいかにとっていくべきかという議論は、平成30（2018）年現在もなお模索中の課題といえるだろう。

3. 展示会やイベントの開催

展示は、国際子ども図書館の設置目的に合致したさまざまな活動を総合的に組み合わせて展開していく事業である。国内外の関係機関との連携・協力、収集した蔵書の紹介あるいは展示に際した資料の収集、関連するシンポジウムや講演会・イベントの開催により、その時々のテーマを深く掘り下げ、児童サービス担当者の支援ともなる。国際子ども図書館は、この展示の機能について、図書館資料の積極的な発信の場として、また子どもの本との出会いやふれあいの場のひとつとして力を入れてきた。

後述する平成17（2005）年に出された「国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会」の答申でも、展示に関して「図書館とは、従来は利用者が何かを調べにくるところだったが、展示は図書館が自らの資源を開いてその広さ、深さをみせていくという仕事であり、これからの図書館における新たな活動の一つである」という考え方が示されている。

部分開館当初、展示は3階の決して広いとはいえないスペースで展開されていたが、平成14（2002）年の全面開館時に、2つの大きな円柱とそれを取り

「不思議の国の仲間たち」会場の様子

「子どもの本・翻訳の歩み展」図録表紙

囲む展示ケース（下写真参照）を有する本のミュージアムへと場所を移した。展示は、児童書の調査研究の成果を共有するとともに、収集した内外の児童書を広く紹介し、我が国の児童文化理解の促進や異文化の相互理解に資する機会ともなった。平成14年の全面開館記念展示会「不思議の国の仲間たち―昔話から物語へ」、平成22（2010）年には開館10周年と国民読書年を記念して「日本発☆子どもの本、海を渡る」を開催するなど、多数の企画展示を開催してきた。

平成23（2011）年2月から平成27（2015）年10月まで、本のミュージアムでは「日本の子どもの文学―国際子ども図書館所蔵資料で見る歩み」を開催した。平成27（2015）年のリニューアル（4節参照）にマンパワーを振り向ける必要があり、10回の展示替えを行いながら長期の展示会を開催した。終了後、展示資料を再構成したものを、リニューアル後の平成28（2016）年2月から、常設の「児童書ギャラリー」の一部として展示している（4節2(3)参照）。

展示事業と連携しつつ、積極的に行ってきたのが講演会やシンポジウムといった各種の児童書関連イベントである。開館当初のシンポジウムや、複数回にわたって開催したイベント「本！ほん！！ホン！！！」をはじめ、平成15（2003）年には展示会「国際アンデルセン賞　受賞作家・画家展」にあわせてシンポジウム「国際アンデルセン賞の軌跡」等、多種多様なイベントを開催してきた。

こうしたイベントは、平成13（2001）年12月の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布とともに読書活動推進の文脈で行うこともあり、また近年、上野公園地区にある近隣文化施設との協力関係に基づく連携事業が増えているのも特徴的である。平成16（2004）年3月に開催した「はらぺこあおむし」で有名なエリック・カール（Eric Carle）の展示会「いろのまほうつかい―エリック・カール絵本の世界―」と、それにあわせて開催した講演会やワークショップは、国際子ども図書館と「子どもの文化交流体験事業」実行委員会との共催事業であった。現在では東京文化会館と共催で子どものための音楽会を年に数回開催し、上野の山文化ゾーンフェスティバルや、さらに東京都美術館や東京藝術大学による「あいうえの」連携のアート事業に参加するなど、近隣組織との連携を深めている。各国大使館との連携による各種のイベントや講演会、日本ペンクラブとの共催による「いま、世界の子どもの本は？」等、イベントを共催する機関も多様化している。

国際子ども図書館が展示会やイベントの開催に力を入れてきたのは、新しい図書館の存在を対外的にアピールするためでもあった。20年を経過した今では、展示や各種の催物は、国際子ども図書館ならではの活動として一定の評価を得ながら定着したといえるだろう。

平成18（2006）年開催「北欧からのおくりもの―子どもの本のあゆみ」会場の様子

コラム

国際交流とアジアとの連携

名称に「国際」を冠することが示すように、国際子ども図書館は世界に開かれた図書館であり、日本の子どもたちが本や読書を通して海外に目を向け、国際理解・異文化理解を深めてもらう役割を担っている。開館広報パンフレットのタイトルとして書かれ、以後、活動理念として掲げるようになった「子どもの本は世界をつなぎ、未来を拓く！」には、「子ども」と「本」、双方に対する信頼と世界平和への希求が込められている。

そうした名称や理念の下、国際子ども図書館では、世界の国や地域の地理、歴史、文化を紹介する本を排架した「世界を知るへや」を設置し、国際シンポジウムや海外の児童作家らの講演会、各国大使館との共催イベント等を開催してきた。展示会においても、アジア、アメリカ、北欧、カナダと各国地域の子どもの本の紹介を行ってきた。国際図書館連盟（IFLA）児童・ヤングアダルト図書館分科会には職員を継続的に常任委員として派遣し、子どもの本に関わる人々が世界中から集まる場である国際児童図書評議会（IBBY）世界大会にも国際子ども図書館長や国際子ども図書館の職員が必ず出席、各国の児童図書館員と交流し最新の情報を得ている。また、IFLA の「絵本で世界を知ろうプロジェクト」により集められた 43 か国・地域 365 冊の絵本の寄贈を受け、国内及びアジア・オセアニア地域の図書館の展示会のために貸出しを行っている。

このような国際交流の歴史を振り返ってみると、開館当初の文献には「アジア地域との連携協力を積極的に進める」「特にアジア諸国の中での役割が期待される」といったアジア諸国との連携を主眼とする文言が目につく。開館前の平成 11（1999）年 3 月には国際子ども図書館準備室が「アジア子ども図書館関係者グループ招へい事業」を実施し、アジア地域 9 か国（中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）から児童図書館、児童書関連機関に所属する専門家 10 名が参加し、国内関連施設の視察のほか「21 世紀のアジアの子どもと本の未来のために」としてワークショップも開催している。

その後の 20 年間でアジアの状況は大きく変化した。しかし、国立国会図書館では中国国家図書館、韓国国立中央図書館と継続して業務交流を行っている。韓国では平成 18（2006）年に韓国国立中央図書館の下に国立子ども青少年図書館が、中国では平成 22（2010）年に中国国家図書館の下に国家図書館少年児童館が開館した。平成 21（2009）年から開始した韓国国立子ども青少年図書館との業務交流では、自国の子どもたちに人気の絵本を双方紹介しあい、お互いの国を理解するための小展示なども行った。

「国際」「アジア」は国際子ども図書館の事業に定着しているといえるだろう。

第3節　電子図書館と国際子ども図書館

平成10（1998）年の「国立国会図書館電子図書館構想」（以下「電子図書館構想」）では、国際子ども図書館の電子図書館にも1章が割かれ、3つの目標として「(1) 児童書等の一次情報及び二次情報の電子化とその提供、(2) 子どもの文化の特性を考慮したマルチメディア情報サービスの実施、(3) 児童書等を通信ネットワークを介して相互に利用するための国内・国外の関係機関との連携・協力の推進」を掲げていた。

国立国会図書館は、国際子ども図書館のサービスを実現し拡充するためには電子図書館機能が重要であり、高度情報化が進展する21世紀において不可欠と認識していた。活字の本の読書推進とのバランスに留意しつつ、種々のデジタルコンテンツを充実させ、ネットワークを通じて全国の学校や図書館の現場に提供することの意義は大きく、国際子ども図書館にもっとも期待されている事業のひとつだった。

国際子ども図書館における電子図書館機能は、当初から大きく「アーカイブ」と「ミュージアム」という2つの枠組みの中で進めてきた。20年間の国際子ども図書館における電子図書館事業の展開を紐解いてみたい。

1. パイロット・プロジェクトの実施

国際子ども図書館の設立にあたっては、国立国会図書館全体の「電子図書館構想」の萌芽と連動した動きが見られた。「電子図書館構想」が策定される3年前、平成7（1995）年の「国立国会図書館に設置する児童書等の利用に係る施設に関する調査会答申」では、直接来館できない全国の子どもにも等しくサービスを受ける機会を保証し、かつ資料や情報を有効活用するために「電子図書館機能」を重要課題と位置づけていた。そうした関係から、構想策定と同時期の平成7年から平成8（1996）年にかけて、電子図書館モデル開発事業の一環として、「児童書の電子図書館パイロット・プロジェクト」（以下「パイロット・プロジェクト」）を実施した。

このプロジェクトには、のちにデジタル・アーカイブ機能に発展する「基盤系システム」事業と、デジタル・ミュージアム機能に発展する「実験系システム（子ども向けマルチメディア）」事業の2つがあった。「基盤系システム」事業は、書誌データベースを構築して、関連する資料をデジタル化するなどの「基盤整備」を行うことで、書誌情報のみならず、児童書のデジタル画像を作成し検索利用できる先進的なシステムを構築することを目指したものであった。他方の「実験系システム」事業は、子ども向けマルチメディア・コンテンツの課題を洗い出すことを目的とした。

「基盤系システム」事業では、昭和51（1976）年までに受け入れた児童書の書誌データ約4万件を冊子体目録をもとに遡及入力し、入力済であった約13万件の書誌データ、及び昭和25（1950）年以前

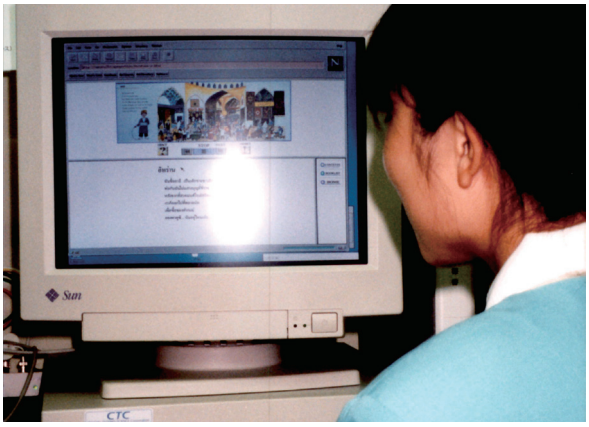

左から、児童書多言語提供システム トップページ、詳細画面を閲覧する様子

（絵本については昭和30（1955）年以前）刊行の児童図書約8300冊の画像情報を提供する「電子図書館モデルシステム」を構築した。

他方の「実験系システム」事業では、子ども向けマルチメディア・コンテンツとして、複数の小規模な実験システムを構築した。具体的には、11か国語の本文と音声データを備えた児童書多言語提供システム（ユネスコ・アジア文化センターと協力）、イラストや音声ガイドでナビゲーションする児童書検索システム「ほんのもり」、視覚障害者を支援する音声対話型検索システムである。平成10（1998）年にはプロジェクトの評価・検証の第一段階として、関係諸機関にモニターを依頼してデモンストレーションを実施した。しかし、子ども向けサービスにこうした「マルチメディア情報」活用を模索する実験プロジェクト、なかでも子どもに自動で本を推薦する「ほんのもり」に対しては、児童サービス関係者から、図書館司書の専門性の否定につながるものだとして、極めて否定的な反応が示された。機械に「人」の代替を求めることに対し、関係者の多くが慎重な立場を取った。

2. デジタル・アーカイブ機能

平成9（1997）年に国立国会図書館内部に設置された電子図書館推進委員会は、このパイロット・プロジェクトを受けて国際子ども図書館における電子図書館のあり方について検討を進め、「国際子ども図書館電子図書館実施計画」を策定して、デジタル・アーカイブ機能とデジタル・ミュージアム機能の2つの電子図書館機能の充実を図っていった。

デジタル・アーカイブの機能は、書誌情報や資料をデジタル化し、ネットワークで提供するための基盤を整備することで、これらの情報資源の保存と利用の両立を目指すものであった。パイロット・プロジェクトの「基盤系システム」事業に相当するものである。

デジタル・アーカイブ機能の実現を目的とする「国際子ども図書館電子図書館システム」は、平成9（1997）年度から開発に着手し、平成12（2000）年の部分開館時から本格運用を開始した。このシステムの中核となったのが、前述の児童書総合目録である（2節1参照）。

児童書総合目録は、国立国会図書館（国際子ども図書館及び東京本館）のほか、大阪国際児童文学館、神奈川近代文学館、三康文化研究所附属三康図書館、日本近代文学館、東京都立日比谷図書館の5機関が所蔵する児童書・関連資料の情報を一元的に検索できるものとして構築した。

散逸しやすいため希少となっている児童書の所在情報を国内で共有するため、主要類縁機関における書誌・所在情報の収集、提供を目的とした。前述の

児童書総合目録 検索画面

ように、国立国会図書館ではそれまで、児童書に関して十分に収集が行われていなかった面があり、散逸した戦前・戦後の未収本を広く収集することは大きな課題であった。児童書資料の収集と書誌の不備を解消するために開始されたのが、戦前期を中心とする古い時代の児童書も豊富に所蔵するこれらの機関を対象として構築する児童書総合目録だったのである。年を追うごとに収録データの整備を図り、平成15（2003）年には梅花女子大学図書館が、平成17（2005）年には白百合女子大学図書館が参加したことで児童書総合目録の加入機関は合計7機関となり、掲載する資料の数も拡大した。

この児童書総合目録は、平成24（2012）年1月にNDLサーチに吸収統合され、より広範な資料を対象とする検索機能の一部として、提供することとなった。NDLサーチは、国立国会図書館をはじめ、全国の公共図書館やその他の機関が提供する資料、デジタルコンテンツを統合的に一元検索できるシステムである（3章2節4(2)参照）。NDLサーチで「児童書」を選択すると、この児童書総合目録に蓄積された約72万件の書誌データを検索することができる。

デジタル・アーカイブの枠組みの中で、デジタル化された児童書の画像の蓄積も進めた。既出の「電子図書館構想」においても、国内の希少な児童書等を相互に利用可能にすることを目的として、刊行年の古い資料を中心にデジタル化を進めることに言及していた。既に平成10（1998）年の時点で、保存・利用の観点から、昭和25（1950）年以前に受け入れられた児童書は、著作権使用許諾を得たものについて、絵本はカラーで、その他の資料は白黒（挿絵の一部のみカラー）でデジタル化していた。これは国立国会図書館において、資料のデジタル化の作業手順等がまだ確立されていない段階に取り組んだ先駆的な試みであった（2章3節コラム「著作権処理」参照）。当時は、蔵書の不足をデジタル化で補うため、デジタル化対象を他の機関や個人研究者の所蔵する国立国会図書館未所蔵資料にも広げ、全国的な資源の共有化を図ることを計画していた。

また児童書は、『もじゃもじゃペーター』の著書ハインリヒ・ホフマン（Heinrich Hoffmann）が「子どもの本は破かれるためにある」と述べているように、子どもの利用と保存は両立し難い。すべての資料について利用用と保存用の複数冊を用意できない以上、デジタル化は、破損・汚損しやすい児童書の保存には適した手段であった。

平成12（2000）年の部分開館時には、こうしてデジタル化した画像のうち、昭和30（1955）年以前の児童書で著作権者の許諾を得たものについて館内の利用端末での閲覧サービスを開始した。平成14（2002）年にはインターネットを通じて広く一般に公開するためのシステム開発を行い、平成15（2003）年4月に「児童書デジタルライブラリー」として公開した。

平成21（2009）年から平成23（2011）年にかけて実施した大規模デジタル化事業（2章3節4参照）では、国際子ども図書館の全蔵書の2割弱（児童書25万冊のうち4万冊、児童雑誌8万冊のうち2万冊）をデジタル化した。デジタル化した資料のうち、著作権保護期間満了もしくは著作権者不明等の場合の裁定（文化庁長官裁定）済み資料については、インターネット上に公開し、それ以外については館内の利用端末（東京本館・関西館を含む）で利用に供した。

児童書デジタルライブラリー トップページ

この児童書デジタルライブラリーも、より広範な資料を収蔵するデータベースの一部とすべく、平成23（2011）年2月には国立国会図書館の近代デジタルライブラリーに統合した。平成31（2019）年3月現在では、国立国会図書館デジタルコレクションで提供している（3章2節2参照）。

以上のように、デジタル・アーカイブの充実を目指した国際子ども図書館の取組みは、当初、国立国会図書館全体の電子図書館事業に先行してスタートし、その後、国立国会図書館全体の電子図書館事業を整備する中で最適化を図り、より大きな情報基盤にその一部として順次統合していった。

また、国際子ども図書館独自に開発したものもある。小学生向けインタフェースの蔵書検索システムである「国際子ども図書館子ども OPAC」を平成24（2012）年1月に本格稼働した。これは NDL サーチのシステムの一部として開発したもので、識字や各種知識の習得途上にある児童が無理なく使える工夫を盛り込んでいる。

3. デジタル・ミュージアム機能

デジタル・ミュージアム機能は、マルチメディアコンテンツの魅力的な特性を発揮できる分野やテーマを選び、各種の資料のデジタル化画像に音声を加え編集加工して、新しい発見や知的魅力にあふれた世界を視聴できるコンテンツを提供する試みである。いかにテーマを選択し、画像や音声といった素材を的確に編集加工するか、子どもの利用に適したものを開発するかは、世界的にも未知の領域であり、当初は「実験システム」として出発することとした。前述したパイロット事業に対する批判的な意見を考慮に入れながら構築し、「絵本ギャラリー」を生み出した。

「絵本ギャラリー」は、絵本というメディアが国や文化を越えて互いに影響し合いながら発展した歩みを、絵本の萌芽がみられる18世紀から黄金期とされる1930年代まで、国内外の貴重な絵本のデジタル画像をたどる電子展示会（3章2節2参照）である。

国際子ども図書館では、「絵本ギャラリー」のパイロット・システムを、平成10（1998）年度補正予算に計上した電子図書館情報システムの開発経費で構築し、翌年、デジタル化された資料の一部を使い、専門家の企画・監修のもと編集加工し、解説を付した展示プログラム「絵本は舞台　19世紀英国の3人の絵本作家による お話しと童謡と詩の世界」を作成した。このプログラムは、歌や物語の朗読も聴くことができ、平成12（2000）年の国際子ども図書館開館と同時に3階ミュージアムに設置した端

公開当初の国際子ども図書館子ども OPAC トップページ

末で視聴できるようにした。また、その一部はインターネットを通じて国内外でも視聴できるようにした。

その後も、戦前を代表する絵雑誌でありながら国立国会図書館未所蔵の『コドモノクニ』287冊と、『幼年画報』89冊について、所蔵する大阪国際児童文学館等の類縁機関の協力を得て、デジタル化及び著作権処理等を行い、新規の展示プログラム「コドモノクニ―1920年代の日本　子どもたちを見つめた画家のまなざし」として公開した。継続して「ユーゲントシュティルと絵本画家たち」を平成17(2005)年度に、「江戸絵本とジャポニズム」「子どもの本イメージの伝承」を平成18(2006)年度に公開するなど、数々のデジタル・ミュージアムを構築した。いずれもShockwaveやFlashといったマルチメディアデータを再生するプラグインを用いたことが特徴で、たとえば「コドモノクニ」では掲載された童謡の演奏を、「江戸絵本とジャポニズム」では朗読音声を搭載した。

これらのデジタル・ミュージアムの成果は、全面開館時に3階ホールに設置された「メディアふれあいコーナー」で公開し、著作権処理が済んだものについてはインターネット上で、順次公開していった。

また、「絵本ギャラリー」とともにパイロット・システムとして開発され、提供されていた「子ども映像百科」は、既存の各種映像素材を再編集したものに、音声やテキストによる解説や関連図書情報を付加し構築したマルチメディア百科事典であった。平成12(2000)年の部分開館時から、前述の3階ミュージアムに設置した端末で、全面開館後はメディアふれあいコーナーにおいて提供を開始した。既存の映画・テレビ放送・市販ビデオ、研究用映像資料、官公庁製作資料を素材にして、各テーマの専門家が編集・製作したものである。当初「乗り物編」と「文学名作編」、その後「動物編」を製作した。しかし、メディアふれあいコーナーは平成27(2015)年8月末をもって廃止し、使用している素材や技術が時代遅れとなった等の理由のため「子ども映像百科」も提供を取りやめた。

このほか、マルチメディア・コンテンツではないが、平成22(2010)年には、国際子ども図書館ホームページ上での電子展示会「日本発☆子どもの本、海を渡る」の提供を開始し、以後、平成25(2013)年に「ヴィクトリア朝の子どもの本　イングラムコレクションより」、平成26(2014)年には「日本の子どもの文学―国際子ども図書館所蔵資料で見る歩み」「中高生のための幕末・明治の日本の歴史事典」を公開した。

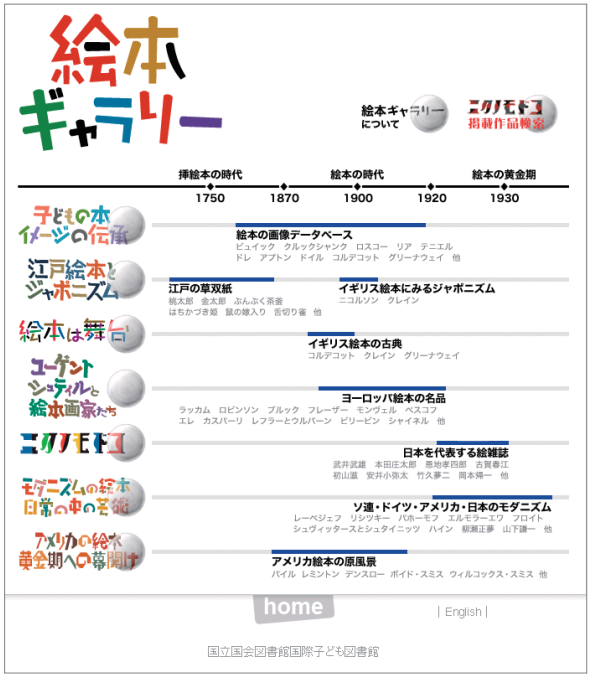

絵本ギャラリーの一覧ページ

「絵本は舞台」トップページ

第4節　国際子ども図書館のリニューアル

1. リニューアルの背景

国際子ども図書館では、平成12（2000）年の部分開館以降、納本や寄贈、購入により、年々蔵書数が増加し、書庫の収蔵能力は限界に近づいていた。

手書きの資料請求票によって行っていた書庫資料の請求は、平成24（2012）年以降、東京本館や関西館と同様、原則端末で行うようになった。しかし第一・第二の2つに分かれた資料室は利用者にとっても職員にとっても使いづらいものであった。

また、子どものへやの開架資料は多くが未就学児から小学生を読者層とするものである一方、東京本館の利用対象は原則満18歳以上であり、その間で疎かになりがちであった中高生、すなわちヤングアダルト（YA）向けのサービスの拡充は、開館以来の課題であった。

さらに、国際子ども図書館の立地条件から、児童書の閲覧に来る図書館利用者だけでなく、上野公園一帯の文化的な観光スポットを訪れる家族連れ、高齢者や外国人の団体客等、多様な来館者に満足してもらえる施設とすることも課題となっていた。来館者からは「次はどのお部屋を見ればいいのかしら？」「見学順路が書いていないのでわかりづらい」といった声も寄せられており、歴史的建造物である施設の見学目的での来館にも配慮した、わかりやすい館内構成とすることが求められた。

収蔵能力の限界に近づく書庫

平成12（2000）年の子ども読書年を契機として、平成13（2001）年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、各地方自治体では「子ども読書活動推進計画」の作成に努めなければならないこととされた。国際子ども図書館には開館時から学校図書館との連携について要望が多く寄せられており、公共図書館員、学校図書館員や教職員といった、児童書に携わる大人に対し、子どもの読書に関する情報が得られる場を提供する必要性が高まっていた。

乳児を対象にしたブックスタート運動も広まりはじめており、小中学校では「朝の読書」が全国的に広がりつつあった。子どもの活字離れが問題となっていた、開館を模索していた時期に比べ、着実に読書活動の推進は広がりをみせていた。

平成16（2004）年に発足した、外部有識者による「国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会」では、こうした課題に対応すべく議論が重ねられ、平成17（2005）年には国立国会図書館長に「国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会答申」が提出された。すでにある40万冊収蔵の書庫に加え、100万冊規模の書庫の増設、総合閲覧室の新設、子どもの読書活動推進への支援体制づくり、ミュージアム機能の強化等の提言がなされた。

2. 新しいサービスの検討と増築

(1) 増築に向けて

平成17（2005）年の答申を受け、翌平成18（2006）年には「国際子ども図書館拡充基本計画」を策定した。国際子ども図書館の北側の敷地に大規模な増築棟を設け、サービスの拡充に備えることとした。北側の敷地内には昭和43（1968）年に建てられた職員宿舎2棟（単身用と世帯用）があったが、耐用年数の経過を機にすでに取り壊していた。増築棟は事務室に加え、調査研究や各種研修のスペースとし、

既存棟を子どもへのサービスやミュージアム等、子どもへの直接サービスのスペースとすることとした。延床面積は最大で1万6000㎡が設計可能とされた。

しかし延床面積には建築法規上の制約があったことや、逼迫した国の財政事情からの経費削減の要請に応えるため、規模を縮小した上で、平成19（2007）年12月に「国際子ども図書館の増築・改修計画（案）」を検討した。ここでは、地上3階地下4階、延床面積7500㎡としたが、その後さらに縮小し、延床面積6200㎡、地下は2階とした。

平成23（2011）年には「国際子ども図書館第2次基本計画」を策定し、国際子ども図書館の役割として「児童書専門図書館」「子どもと本のふれあいの場」「子どもの本のミュージアム」の3つを定めた。この3つの役割を実現する施設とするため、平成26（2014）年には増築後に提供するサービスを見据えた「平成27年度増築・改修後の国際子ども図書館サービス実施計画」を策定した。

コラム

東日本大震災と国際子ども図書館

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、国際子ども図書館における被害はほとんどなく、免震構造のため、揺れにより書架から資料が落下することもなかった。しかし地震発生当日は公共交通機関は運休、道路は渋滞し、公共交通が完全に麻痺したため、帰宅できない利用者約20名の受け入れを行った。また、震災以降、東北を中心とする被災地では、子どもの精神面でのケアが必要とされ、子どもの心をはぐくむ児童書の役割が再認識された。国際子ども図書館も、被災地への優先的な学校図書館セット貸出し（2節2参照）等を行った。

(2) 中高生を対象とするサービスの拡充

開館以来、中高生は未就学児や小学生と異なり、家族連れで来館するよりも、修学旅行や校外学習の訪問先のひとつとしてグループで来館するケースが多く見られた。平成16（2004）年頃から国際子ども図書館が提供すべきヤングアダルト向けサービスの在り方を模索し始め、平成17（2005）年3月の「国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会答申」には、対象を高校生まで広げること、「読む」ことから「調べる」ことへ、重点を置くテーマは国際理解と科学技術、といった内容が盛り込まれた。

折しも、平成12（2000）年以降、小中高の教育現場で導入されるようになった「総合的な学習の時間」では、子どもたちが自ら問題を発見し、解決することで「生きる力」を養う「調べ学習」が重要なウェイトを占めるものとして扱われていた。読書する場としてだけでなく、学習支援の場としての図書館の重要性が再認識されていったのである。

こうした議論の結果、本を使って「調べる」ことができる資料室の開設が検討され、平成23（2011）年の「国際子ども図書館第2次基本計画」に「調べものの部屋」が明記された。この新しい閲覧室にどのような資料を排架するかについても議論を進めた。開架冊数は中学校の学校図書館平均所蔵冊数をもとに1万冊程度を目安とし、学校図書館の蔵書構築のモデルとすることも想定した。平成24（2012）年度から平成25（2013）年度に行った「中高生向け調べものの部屋の準備調査プロジェクト」の結果（『学校図書館におけるコレクション形成：国際子ども図書館の中高生向け「調べものの部屋」開設に向けて』国際子ども図書館調査研究シリーズ第3号として刊行）、学校図書館の蔵書は、学校による違い

が予想以上に大きいことが明らかになった。これを受け、調べものの部屋の初期の蔵書構築は、中高生の関心事項や国際子ども図書館の特性をもとに、「上野」「職業」「部活動」等の重点収集分野を定め、さらに「世界遺産」「環境問題」「米」等、中高生が実際にレポートで取り上げたテーマから切り出したキーワードをもとに複数の本を選んでいく方法で行った。

(3) 新たな展示スペース

「調べものの部屋」に加え、常設の展示室「児童書ギャラリー」の設置もまた、増築に当たっての新たな取組みである。

検討段階では、資料室や書庫に排架されている海外児童書を一堂に集めた部屋を新たに作る案や、国際子ども図書館の建物や国立国会図書館の事業について学べる「国際子ども図書館を知る部屋」とする案があったが、「懐かしい本を手に取って読みたい」という多くの来館者の要望に応える形で、日本の児童文学の歴史をたどり、資料を手に取って読める「児童書ギャラリー」を設けることとした。荷物をロッカーに預け、入室手続きを経て、利用者端末を操作し、デジタル化資料の閲覧や書庫資料の請求を行うという従来の資料室の利用方法では、簡単に蔵書に触れることができず、「上野散策でたまたま立ち寄った」多くの来館者の要望に十分対応できていなかった。そこで、すでにデジタル化されている資料を含め、長期保存用の資料とは別に、複本や復刻版を用意することですぐに手に取って読める資料を構築することにした。

(4) 増築と移転

増築棟は児童書専門図書館としての機能、既存棟には子どもと本のふれあいの場とミュージアムの機能を持たせることで、それぞれの建物の役割を明確に分けた。増築棟をアーチ型の建物としたのは、本のページをめくる楽しさのような知的冒険心を刺激することを企図し、伸びやかで好奇心が広がっていくようなイメージを目指したものである。また、中庭にある100年前からある樹木を守るためでもあった。

建築に先立ち、敷地一帯は上野忍岡遺跡群に属していることから、平成10（1998）年の国際子ども図書館開館前に続き、再度の遺跡調査が行われた。調査は東京都埋蔵文化財センターによって行われ、主に中世から近代にかけての生活品等が発掘された。

増築棟の建設工事は平成24（2012）年2月から開始し、平成27（2015）年6月に完成した。総工事費は約36億円であった。工事中も既存棟では閲覧業務を継続し、かつ周囲には東京藝術大学や文部科学省の国立教育政策研究所等の施設があるため、騒音や震動、埃等への対策は万全を期す必要があった。また、限られたスペースでの工事は難航し、東

左から、発掘の様子、建設中の様子

京藝術大学の敷地を借りてクレーン作業を行うなどの苦労があった。

増築棟の完成後に行われる事務室や資料の引っ越しは、できる限り休館・休室期間を設けずに、サービス提供を継続しながら作業することとした。書庫資料の移送は急ピッチで行い、なかでも第一、第二資料室の開架資料約4万冊は、ほぼ1日という限られた時間で集中的に行った。増築棟書庫には、これまで既存棟書庫に収蔵していた児童書・児童雑誌のほとんどを移動した。

3. リニューアル開館

平成27（2015）年9月には国際子ども図書館新館完成記念式典を挙行し、平成28（2016）年3月からリニューアル記念展示会として「現実へのまなざし、夢へのつばさ：現代翻訳児童文学の半世紀」を開催した。これは部分開館の際に開催した1970年代以前の児童文学の翻訳作品を紹介した「子どもの本·翻訳の歩み展」の続編にあたるもので、「タブーへの挑戦」「家族像の変容」等のテーマごとに1970年代以降の児童文学の多様化を反映した翻訳作品を展示した。

リニューアルにあたり既存棟をレンガ棟と名付け、一方、増築棟は建物を上空から見ると円弧を描くようになっている曲線状の建物であるためアーチ棟と名付けた。レンガ棟とアーチ棟は2階の連絡通路で結ばれている。また、アーチ棟は屋上緑化や太陽光発電を取り入れており、環境にも配慮した作りとした。

新しくサービスを開始したアーチ棟1階の研修室は、従来レンガ棟3階ホールで行っていた講演会や各種研修を行うためのスペースである。流し台の設置や外部光の遮断等を施し、子どもを対象とした科学あそびや工作等のイベントにも対応できるようにした。

2階の児童書研究資料室は、従来レンガ棟にあった第一資料室と第二資料室を統合した新資料室である。約4万冊を開架資料としたほか、子どもの読書活動に関する国内外の資料を開架した読書活動推進支援コーナーを設けた。さらに、デジタル化された児童書の閲覧等のニーズにより一層応えるため、館内サービスシステム（KSS。3章3節1（5）参照）の利用者端末を14台から19台に増設した。その後、平成29（2017）年1月に行ったリプレースの際に、利用者端末を27台に増設し、視覚障害者用端末1台も設置した。

リニューアル前の第一、第二資料室は、日曜日は休室であったが、リニューアルを機に日曜日の開室を開始した。東京本館や関西館が休館である日曜日でも、児童書研究資料室では国立国会図書館デジタルコレクションの館内限定のコンテンツや契約データベースが利用できるということもあり、児童書以外のデジタルコンテンツの閲覧目的で来室する利用者も見られるようになった。資料室内に新設したグループ研究室は、複数人で話し合いながら資料を閲覧できるスペースであり、視覚障害者等の対面朗読などにも使用できる。のちに、室内に視覚障害者が来館した際に利用できる専用端末も設置した。なお、児童書研究資料室資料の18歳未満の利用は申請書の提出が必要であるが、調べものの部屋からの申込みにより、書庫資料を含む児童書研究資料室の資料の一部を申請書の提出なしでも利用できるようにしている。

リニューアルに合わせ、全面開館から10年以上経過していたレンガ棟の改修も行った。1階の子どものへやには、新たに靴を脱いで本を読めるスペー

児童書研究資料室開室に向けた準備

アーチ棟

スを設置した。また、狭隘だったレンガ棟1階と2階の事務スペースは、アーチ棟3階の広い空間に統合・移設を行った。レンガ棟1階の事務室跡地は、利用者のための休憩室とし、ベビーカー置き場、調乳室、授乳室、おむつ替えスペース等を設置した。

2階には前述の調べものの部屋と児童書ギャラリーが、平成28（2016）年2月、新たに開室した。

第一資料室を改修した調べものの部屋には、約1万冊の、主にノンフィクション系の児童書や一般書を日本十進分類法（NDC）に従って排架した。来館する中高生の利用に供するだけでなく、修学旅行や校外学習で訪問したグループに対して調べもの体験プログラム（予約制）を実施することとした。インターネットで簡単に情報を検索できてしまう現代の中高生に対し、本を使って調べものを行うことの面白さに気づいてもらうとともに、本の世界に関心を持ち、図書館の使い方やインターネット検索との使い分けにつながる体験などを持ち帰ってもらい、身近な学校図書館や公共図書館の利用につながることを目指した、独自のプログラムを組んでいる。

児童書ギャラリーは、第二資料室跡スペースを改修して開室した。平成23(2011)年から平成27(2015)年まで開催した展示会「日本の子どもの文学―国際子ども図書館所蔵資料で見る歩み」で展示した作品をもとに、明治から現代までの日本の子どもの本の歩みをたどる児童文学史と、絵本史それぞれについて、各時代の特色や代表的な作品を選択して展示している。帝国図書館時代は特別閲覧室や婦人閲覧室として使われていた落ち着きのある環境で、展示している資料を気軽に手に取って読むことができるほか、室内に設置された端末で「絵本ギャラリー」のコンテンツを視聴することができる。

3階ホールの一角にあった「メディアふれあいコーナー」は廃止し、そのスペースに建物の免震構造の説明パネルや旧帝国図書館の看板、目録カード等の歴史的図書館用品を展示している。高い天井を持つホールは、その特徴を活かし、現在も音楽会等で利用されている。

国際子ども図書館は開館以来、国内外の資料を収集し、地域や年齢等に関係なく幅広いサービスを提

供してきた。また、子どもの読書に関連する内外の諸機関との連携・協力に向けた取組みを続けてきた。しかし、子どもと子どもの本を取り巻く環境は日々変化している。今後も、時代の変化に適応したサービスの実現が求められる。特に、小中高校や特別支援学校及びその学校図書館との連携協力は課題となっている。

また、国際子ども図書館が開館した当初に比べ、インターネットや多文化教育を通じて、子どもたちが世界を知ることが容易になってきており、加えて、日本に滞在する外国人の数は増加し、日本の子どもが世界を知るための「国際」だけでなく、日本に在住する世界各国にルーツを持つ子どもたちにも開かれた図書館としての「国際」も一層求められている。

敷地概念図

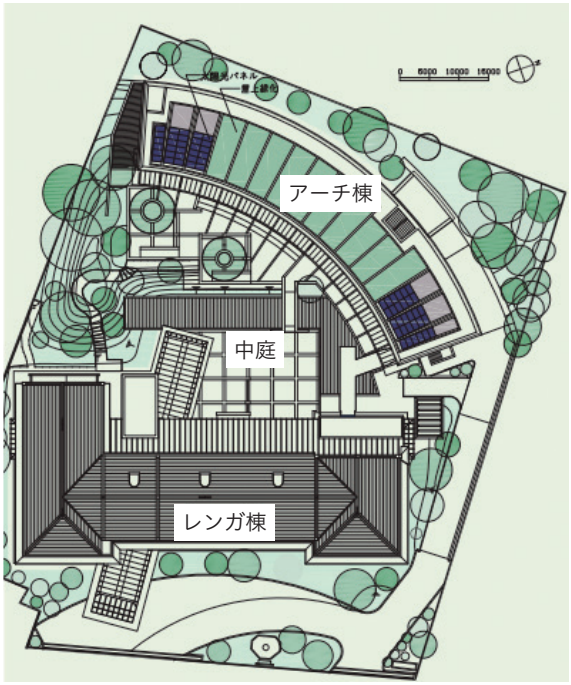

リニューアル後のレンガ棟 2 階配置図

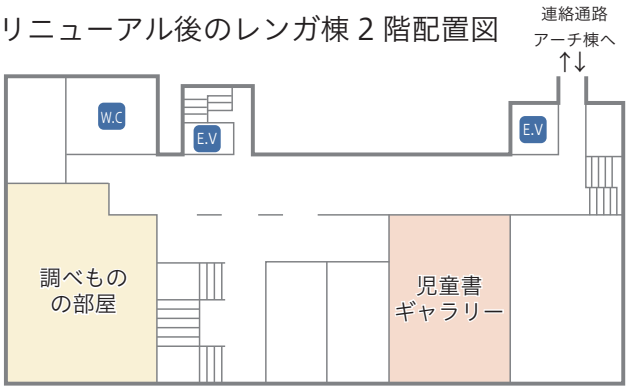

アーチ棟配置図

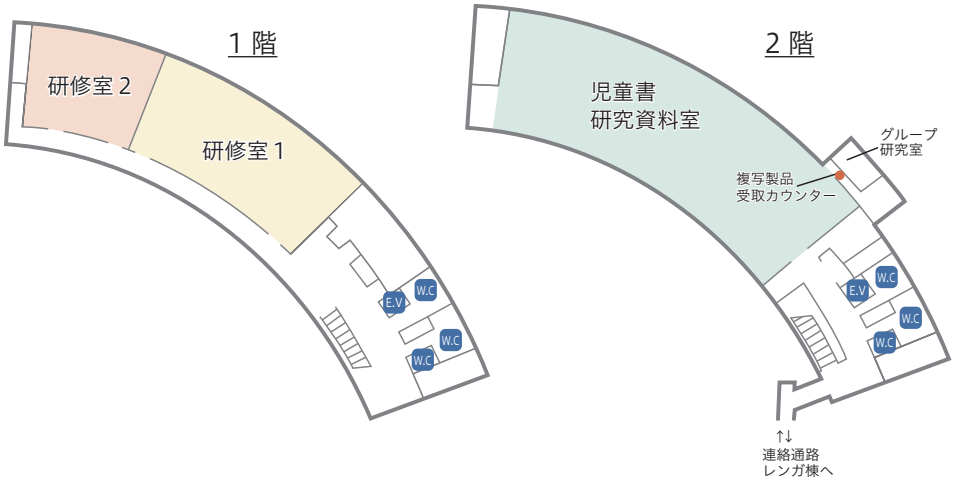

上から、児童書研究資料室、調べものの部屋

参考文献

第1節

『1994年版　読書世論調査　第47回読書世論調査／第39回学校読書調査』、『2001年版　読書世論調査　第54回読書世論調査／第46回学校読書調査』毎日新聞東京本社

亀田邦子「特別講演録　国際子ども図書館と私―児童書のナショナル・センター設立をめぐって―」『教育学雑誌　日本大学教育学会紀要』47巻　2012

田中久徳「児童書のナショナル・センター機能」日本図書館学会研究委員会 編『児童・ヤングアダルトサービスの到達点と今後の課題』（論集 図書館情報学研究の歩み 第17集）日外アソシエーツ 1997

肥田美代子「「国際子ども図書館」の設立をめざして」『出版ニュース』(1704) 1995.7

田中久徳「旧帝国図書館時代の児童書―歴史と課題―」『参考書誌研究』(48) 1997.10

岡田温「旧上野図書館の収書方針とその蔵書 (国立国会図書館の収書 第二部　歩み・研究)」『図書館研究シリーズ』(5) 1961.12

佐藤尚子「国際子ども図書館の児童サービス―子どもたちに本の楽しさを伝える」『国立国会図書館月報』(528) 2005.3

「「子どもと本と読書」―国際子ども図書館開館記念シンポジウム―（抄録）」『国際子ども図書館の窓』(1) 2001.3

田中久徳「国立国会図書館所蔵児童資料の概要」『こどもの図書館』38(9) 1991.9

「特集　最終号・巻頭メッセージ　これからの「国際子ども図書館」を考える」『国立・国際・子ども図書館』41号 2018

『国際子ども図書館事業記録集　明治の煉瓦建築「旧帝国図書館」の保存と再生』国土交通省関東地方整備局営繕部 2002

「国際子ども図書館の免震構造について」『国立国会図書館月報』(486) 2001.9

第2節

「子どもの本のナショナル・センターをめざして―国際子ども図書館設立計画の概要―」『国立国会図書館月報』(451) 1998.10

佐藤従子, 関口薫「児童書を調べる人たちの拠り所に」『図書館雑誌』102(4) 2008.4

堀川照代「児童サービス協力フォーラムの3年間」『国際子ども図書館の窓』(13) 2013.9

川上博幸「子どもを知る　子どもの本を知る　結びつける方法を知る」『こどもの図書館』46(11) 1999.11

佐藤尚子「国際子ども図書館の児童サービス―子どもたちに本の楽しさを伝える」『国立国会図書館月報』(528) 2005.3

坂梨秀子「福岡から上野に来て」『国際子ども図書館の窓』(6) 2006.3

脇谷邦子「課題問題山積みの国際子ども図書館―共に考え，共に育てよう―」『図書館雑誌』95(9) (934) 2001.9

張替惠子「小さな「民」から大きな「官」への異文化体験」『こどもとしょかん』(106) 2005. 夏

島本まり子「国際子ども図書館の児童サービスの現場から」『国際子ども図書館の窓』(4) 2004.3

富田美樹子「国際子ども図書館―全面開館後のサービス」『国立国会図書館月報』(490) 2002.1

「学校図書館セット貸出し―サービス開始から二年―」『国立国会図書館月報』(523) 2004.10

岸美雪「使う！使える！！国際子ども図書館――人と情報が集まる児童書のナショナルセンター――」『図書館雑誌』100(11) 2006.11

「「子どもと本と読書」国際子ども図書館開館記念国際シンポジウム（抄録）」『国際子ども図書館の窓』(1) 2001.3

第3節

「子どもの本のナショナル・センターをめざして―国際子ども図書館設立計画の概要―」『国立国会図書

館月報』(451) 1998.10
亀田邦子「「国際子ども図書館」計画と電子図書館化」『専門図書館』(167) 1998.1
田中久徳「「国際子ども図書館」計画をご存じですか?」『季刊・本とコンピュータ』(5) 1998.7
富田美樹子「国際子ども図書館―全面開館後のサービス」『国立国会図書館月報』(490) 2002.1
田中久徳「「国際子ども図書館構想」と電子図書館機能」『現代の図書館』35(3) 1997.9
齋藤友紀子「次の10年に向かって」『国際子ども図書館の窓』(11) 2011.3

第4節

汐崎順子『児童サービスの歴史　戦後日本の公立図書館における児童サービスの発展』創元社 2007
堤真紀「調べものの部屋の開室」『国際子ども図書館の窓』(16) 2016.9
「館内スコープ　国際子ども図書館に住む妖精　児童書研究資料室の移転」『国立国会図書館月報』(656) 2015.12
「次の時代に向けて――国際子ども図書館リニューアル」『国立国会図書館月報』(652/653) 2015.8/9
舟串宙「スマホ世代は非デジタルな情報探索を楽しめるのか～調べもの体験プログラムが試みたこと～」『国際子ども図書館の窓』(16) 2016.9
「児童書ギャラリーの開室」『国際子ども図書館の窓』(16) 2016.9

第6章
図書館協力

国立国会図書館は、設立以来、支部図書館部、連絡部、連携協力部といった図書館協力業務の中心となる部署を設置し、書誌情報の提供や図書館への図書貸出し（3章2節1コラム「図書館間貸出し」参照）等を行ってきた。情報通信技術が発展したこの20年間、図書館協力は、総合目録ネットワーク事業やレファレンス協同システム等の実現により、これまでの国立国会図書館から各図書館への個別の支援から、図書館相互の連携のための基盤を提供するものに変わってきた。第6章では、そのような図書館協力の20年間の変遷の過程を詳述する。

第1節　国立国会図書館における図書館協力について

1.「図書館協力」の範囲と特徴

図書館協力は、『図書館情報学用語辞典 第4版』では次のように定義されている。「設置者を異にする2館以上の図書館が、それぞれの図書館の機能を高め、利用者へのサービスを向上させるために図書館業務について行う公的な協力活動」「具体的な活動内容としては、相互貸借、相互利用、複写サービス、分担目録作業、レファレンス・サービスの協力、分担収集、分担保存等が一般的であるが、さらに職員の研修や人事交流等も含まれる」（日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編　丸善出版　平成25（2013）年。句読点は修正した）。

国立国会図書館における図書館協力は、海外の国立図書館等との協力と、日本国内の図書館との協力の2つに大きく分けることができる。前者は日本における国立図書館（国内の図書館事業の中央図書館）として各国の国立図書館や国際機関と、情報のやりとりや図書の交換等の活動を行っている（海外との協力については7節参照）。

一方、後者は、双方向の協力という面よりも、国立国会図書館からの一方的な支援という側面が強い。国立国会図書館法では、「あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府県の議会その他の地方議会、公務員又は図書館人を援助する。」（第21条第1項第2号）と規定されており、この条文をもとに国内の図書館へのサービスを行っている。この条文が起草されるにあたっては、「図書館協力」の言葉こそないが、実際の運用に際しては、「県立及びその他の図書館を通じて」全国民にサービスすることや、「民主的協力によって」指導的地位を占めることを示唆した、国立国会図書館の設立時にアメリカから来日した図書館使節団による覚書（昭和22（1947）年12月～昭和23（1948）年1月）が大きな意味を持った。

昭和23（1948）年の設立以来、支部図書館部、連絡部といった図書館協力業務の中心となる部署を設置し、納本された図書をもとに作成した図書館用目録カードである印刷カードの販売や、総合目録編さんの試み、図書館への図書貸出し（「図書館間貸出し」。3章2節1コラム参照）、各地で行われる図書館員への研修に依頼を受けて随時講師を派遣するなど、国内の各図書館と図書館関係団体に対して協力を行ってきた。

2. この20年の背景

この20年の図書館協力の歴史を振り返るにあたっては、昭和61（1986）年の図書館協力部の設置から説明したい。同部の設置は、新館の開館とともに組織機構、各種サービスを見直し、実務の上では、これまでばらばらだったレファレンス、貸出し、複写の国内の図書館からの問合せ窓口を一本化することが目玉の一つだった。当時、普及しはじめたファクシミリも導入してサービスの迅速化を図った。

この背景には、戦後の公共図書館運動に大きな影響を与えた「中小レポート」（『中小都市における公共図書館の運営』日本図書館協会 昭和38（1963）年）において国立国会図書館に対して全国の中小公共図書館への「援助を強化」することが求められ、その後1970～80年代に増加した国内の公共図書館から、国立国会図書館が援助を強化するよう望まれていたことがある。

国立国会図書館は、利用者が活用する身近な図書館を支援することで、図書館協力ネットワークの中での国立図書館としての役割を果たすこととした。同時に、国立国会図書館にとっては、身近な図書館でも目的を達することができるにもかかわらず国立国会図書館に来館する利用者を、身近な図書館に誘導することにより、多数の来館者で混雑する状況を緩和し、ラストリゾートとしての国立国会図書館本来の使命を果たすことが可能になるという目論見もあった。

しかしその後、関西館開館後には国立国会図書

館のドキュメント・サプライ機能を充実させるため、遠隔サービスはNDL-OPACを通じた郵送複写等、身近な図書館を経由しない形に移行し、昭和61（1986）年に設計した図書館経由のサービスモデルを変更した（3章2節1参照）。

3. 図書館へのサービスから連携協力へ

平成14（2002）年に関西館を設置するとともに、従来、図書館協力部で行っていた業務を、東京本館、関西館、国際子ども図書館の施設がそれぞれの機能に応じて実現していくこととなった。

主な図書館協力の部署を次のように再編し（次ページ表）、関西館を図書館協力の拠点とした。電子図書館事業とともに、国内の図書館協力事業として総合目録ネットワークや障害者サービスでの協力等を推進することを関西館の主要な任務とした。都道府県立・政令指定都市立図書館の蔵書を中心とする総合目録である「ゆにかねっと」（2節）や、図書館のレファレンス・サービスの記録を集積したデータベースである「レファレンス協同データベース」の構築（3節）は、情報通信技術の進展に伴って可能となったものである。

また、これらのサービスを行うに際しては、国立国会図書館と関係機関とで交流できる場、例えばレファレンス協同データベース事業参加館フォーラムなどの枠組みを設けた。さらに「ゆにかねっと」では、各図書館の間で、県域外の資料所蔵館に対しても、電子メールやファクシミリで相互貸借を依頼することを可能としており、国立国会図書館が各図書館へ一方向に支援するのではなく、各図書館相互の連携をも促進し、この方向の事業は一定の成果を収めている。

内外の図書館をめぐる状況の調査については、国立国会図書館のみが独自に行うというよりも、有識者を交えた編集体制により情報を発信することが多くなった（4節）。研修では、インターネットを用いた遠隔研修や、各図書館からの依頼によって行っていた派遣研修を、年度ごとに国立国会図書館から全体のメニューを設定して行うようにしたことが特筆されよう（5節）。

以下、図書館協力事業のうち、この20年間で特色あるものを取り上げていく。

『図書館協力ハンドブック』
昭和61（1986）年に初めて刊行。国立国会図書館が各種図書館に提供する、資料の複写、レファレンス等のサービスに必要な手続きをまとめたもの。現在は国立国会図書館ホームページ上で公開。

図書館協力部の業務再編

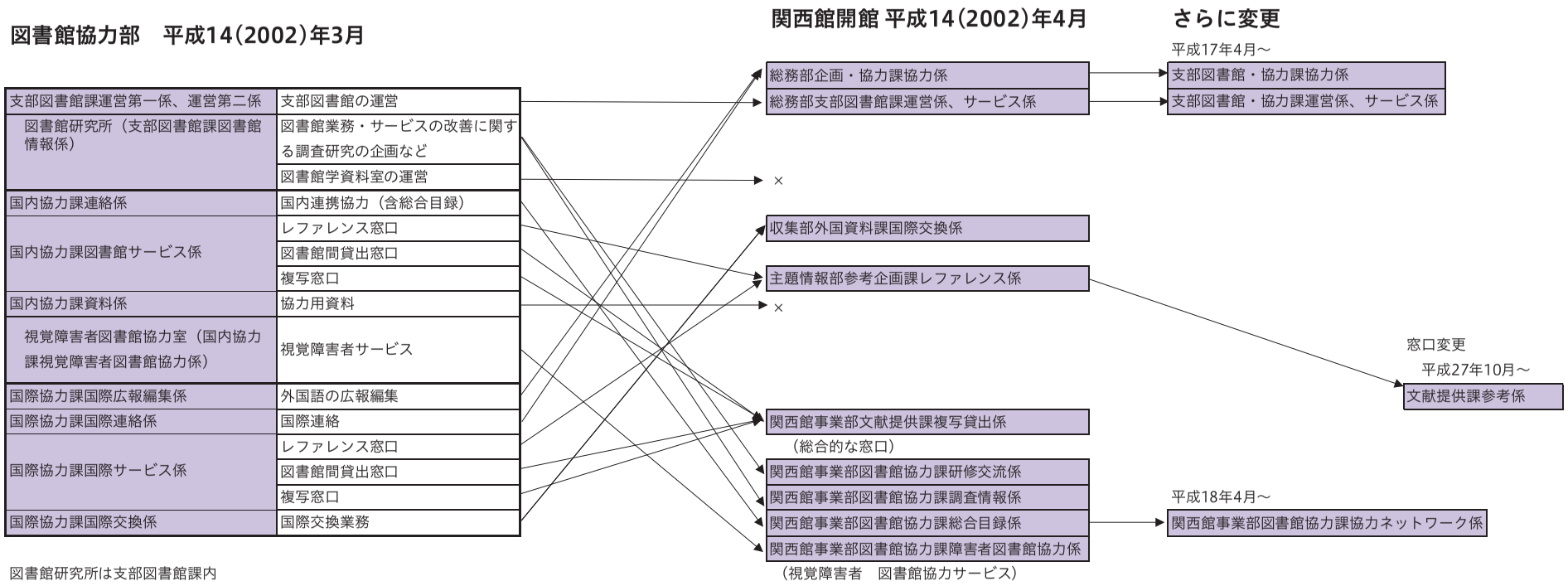

図書館研究所は支部図書館課内
視覚障害者図書館協力室は国内協力課内

＊児童書の対図書館サービスは国際子ども図書館で担当

その後の変更

平成17（2005）年4月　企画・協力課と支部図書館課：再編→企画課と支部図書館・協力課設置
平成19（2007）年4月　関西館の「部」を廃止
平成20（2008）年4月　収集部と書誌部：統合→収集書誌部設置
平成23（2011）年10月　資料提供部と主題情報部：統合→利用者サービス部設置

第2節　総合目録事業

1. 総合目録ネットワーク事業の誕生

総合目録は国立国会図書館法第21条第1項第4号に規定されていながら、長らく実現できていなかった。過去の試みとしては、全国的な総合目録の第一段として支部図書館の総合目録の編さんに着手し、『国立国会図書館行政・司法各支部図書館定期刊行物総合目録 昭和25年4月末現在』（1950）や、『国立国会図書館行政司法支部図書館図書総合目録 昭和27-33年度』（1954～1960）を作成、刊行した。また、日本図書館協会による『全国公共図書館逐次刊行物総合目録』（1963～1968）作成に協力して、その刊行を引き受けたことがあった。

図書や雑誌全般ではなく、分野を限った総合目録としては「児童書総合目録」（平成12（2000）年12月から提供開始。5章3節参照）や、『点字図書・録音図書全国総合目録』（1982～1998冊子版、平成15（2003）年から「NDL-OPAC点字図書・録音図書全国総合目録」としてインターネットで提供）、『全国マイクロ新聞所蔵一覧 昭和62年』、『全国複製新聞所蔵一覧』（平成6（1994）年）等を前身とする「全国新聞総合目録データベース」（平成15（2003）年2月から提供開始）等を作成している。

従来、総合目録の作成に際しては、図書の書誌の標準化が必要なうえに、各館の所蔵状況の把握は印刷カードの収集により行っており、その整理・編さんに多くの人員等を要していた。そのため総合目録の作成を実現することは困難であった。その後、書誌情報の管理の機械化が進むなど、情報を取り扱う技術環境も変化してきていた。平成3（1991）年から平成5（1993）年には関西館設立の検討（4章1節1（4）参照）の一環として総合目録ネットワークシステムのための委託調査を実施し、平成5年度には「総合目録ネットワーク・パイロット・プロジェクト」に着手した。平成6（1994）年度からは情報処理振興事業協会（IPA）の「パイロット電子図書館プロジェクト」との共同事業（2章3節1（2））の中で、平成9（1997）年度まで、総合目録のデータフォーマットを整えた上で、作成、管理、検索等の実験を行った。この実験では、参加館を都道府県立及び政令指定都市立を主とする公共図書館とし、資料の範囲を和図書に限定した。ここでは「緩やかな統合を目指す」というコンセプトがあり、データ提供館が所蔵する和図書の書誌データを機械的に突き合わせて同定することが特色であった。そのため、同じ図書が1つのデータにまとまらずに分かれて存在してしまうこと（書誌割れ、重複レコード）も発生するが、誤った同定を防ぐために、同じ図書に複数の書誌データが発生することは許容していた。平成6（1994）年度には、活動報告と参加館相互の情報交換・交流を行う場として「総合目録ネットワークフォーラム」を開催し、以後も継続した。

平成10（1998）年には「総合目録ネットワーク・パイロット・プロジェクト」の結果を受け、国立国会図書館総合目録ネットワーク事業を開始した。この事業の主な目的は国内の公共図書館における図書館資料資源の共有化、書誌サービスの標準化と効率的利用、また、公共図書館の県域を越える全国的な相互貸借等を支援することであった。相互貸借の支援とは、検索結果からメールかファクシミリで相互

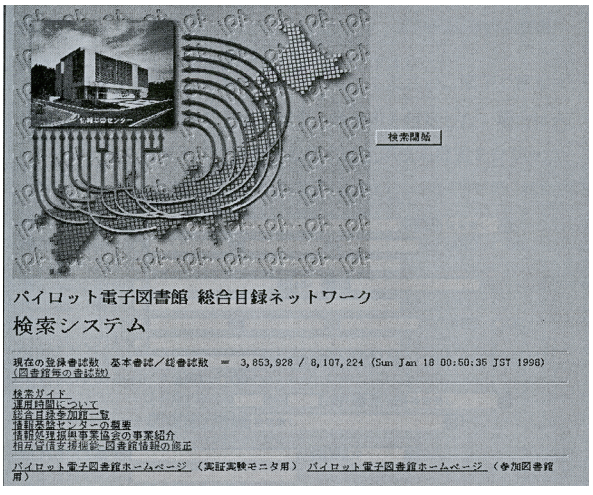

平成10（1998）年3月時点でのパイロット電子図書館総合目録ネットワーク検索システム トップページ（取扱説明書からスキャンしたためモノクロだが本来はカラー）

貸借を申し込めるというものである（ファクシミリは書式の表示のみ可能）。総合目録に書誌データを提供する「データ提供館」（ネットワーク事業を開始した平成10年度末に26館）と、書誌データは提供しないが検索や資料の相互貸借を利用する館を加えた参加館（平成10年度末に51館）で事業を開始した。

2. 国立国会図書館サーチへの統合

平成12（2000）年度に書誌同定の精緻化、運用管理機能の強化、簡易検索画面の開発等の改善を行った。平成13（2001）年度には、参加館の対象を市区町村立図書館まで拡大したことにより、参加館が大幅に増加した。

平成14（2002）年関西館設置後には、事業の所管を図書館協力部国内協力課から事業部図書館協力課に移管し、平成15（2003）年12月には「ゆにかねっと」という愛称を定め（総合目録ネットワークの英訳“UNIon CAtalog NETwork”から命名）、平成16（2004）年4月から、システムのリニューアルにあわせて使用を始めた。

平成16（2004）年12月に、検索機能を一般公開した。これにより、インターネット上で誰もが、国立国会図書館に所蔵していないものであっても、近隣の図書館で何を所蔵しているのかを横断的に検索できるようになった。

「ゆにかねっと」は平成24（2012）年1月までは専用システムを運用していたが、書誌情報から相互貸借までを1つのシステムで可能にし、参加館をはじめとする利用者の利便性の向上を実現し、また、当時のシステムに起因するデータ提供、検索機能、相互貸借支援機能等における問題点の改善を図るために、これ以降、国立国会図書館サーチ（NDLサーチ。3章2節4（2））にシステムを統合した。

また、前項で挙げた「児童書総合目録」「点字図書・録音図書全国総合目録」「全国新聞総合目録データベース」のそれぞれのシステムもNDLサーチへ統合し、書誌・所在情報をまとめて検索できるようにした。平成31（2019）年3月現在でデータ提供館は67館、参加館数は1148館である。

事業化後の総合目録ネットワークシステム トップページ（平成12（2000）年）

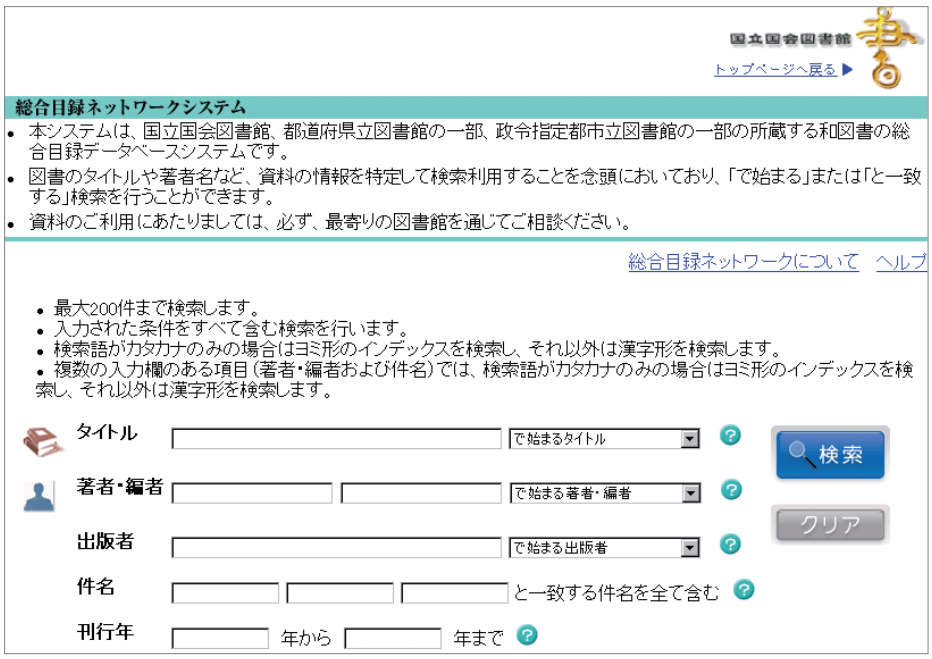

平成16（2004）年12月6日に公開した
総合目録ネットワークシステムの一般向け
検索画面

上から、参加館用検索画面、
詳細画面（所蔵館が下に表示されている）

第3節　レファレンス協同データベース事業

1. 成立

レファレンス協同データベースは、電子図書館事業に関わる国立国会図書館内外の関係者間で、総合目録である国立国会図書館総合目録ネットワークシステムが一息ついた頃、その次に行うものとして発想されたという（山崎博樹「レファ協の子どもたち」『国立国会図書館月報』563号 平成20(2008)年2月）。電子図書館事業を進めていた関西館事業部電子図書館課が開発を推進し、平成14（2002）年の計画時からレファレンス・サービス部門である主題情報部と緊密に連携を行った。

その頃、海外の事例として、『カレントアウェアネス』（4節参照）で紹介されていた米国のデジタル時代のレファレンス・サービスは、例えば米国議会図書館の共同デジタルレファレンスサービス（Collaborative Digital Reference Service：CDRS、1999-）のように複数の館が共同で回答を作成するオンラインレファレンスサービスであった。これに対し、国立国会図書館のレファレンス協同データベースは、その名称が示すように、各館の質問・回答事例を集積することに機能を限定した。

レファレンス協同データベースは、関西館における電子図書館サービスのひとつの事業として、平成14（2002）年度から平成16（2004）年度までを実験期間とし、平成17（2005）年度から、390館（公共266、大学93、専門26、国立国会図書館支部3、国立国会図書館、その他1）の参加によって本格的に事業を開始した。

もととなるレファレンス･サービスにおける質問･回答例のデータの蓄積がないところからの出発であり、まずは、事例の入力を増やすことを優先した。そのため、回答の質について国立国会図書館があえて審査を行わない方針を取った。一方で、データの

レファレンス協同データベース トップページ（平成21（2009）年頃か）

質の向上についての検討を館外有識者の協力を得て進め、平成17（2005）年にはデータの作成・公開に関するガイドラインを公開した。

大学図書館、公共図書館と専門図書館といった異なる館種が共通のシステムのなかで事業を行ったのも特色である。

実験期間最終年度の平成17（2005）年2月には、「レファレンス協同データベース事業参加館フォーラム」を開催し、今後の普及拡大も含めて、報告とディスカッションを行い、同フォーラムはその後も参加館の交流する重要な場として継続的に開催している。

2. 普及へ

3か年の実験事業段階を終え、平成17（2005）年4月に本格的に事業を開始した後は、参加館フォーラムや研修会の継続的な開催、普及活動も行った。同時期には、事業の広報用キャラクター「れはっち」を作成し、以後研修会やフォーラムの資料に、さらにはウェブサイトやツイッターのアイコンにも使用している。

同年12月にはインターネット上で一般公開を開始した。翌年に企画協力員（国立国会図書館が図書館情報学研究者、図書館員等の外部有識者に委嘱）制度を設け、平成21（2009）年2月には登録館へのデータ登録数・アクセス数等で一定の基準を満たした機関に国立国会図書館長の名前で礼状を贈呈することとした。2年後の平成23（2011）年2月には礼状の基準とは別に大きな貢献をした館に対する企画協力員賞の授与も始めた。未参加の図書館等を対象に、平成26（2014）年から「レファレンス協同データベース事業説明会」（翌年からは「全国書誌データ・レファレンス協同データベース利活用研修会」）を開催し、レファレンス協同データベースの概要や事業に参加する利点の紹介、データ登録を実体験してもらっている。

れはっち

平成20（2008）年には、当時、社会的に学校図書館への注目が高まりつつあるなかで、実験的に学校図書館の参加館を認め、その後、平成25（2013）年には正式に参加できるように改めた。また、学校単位ではなく団体（地域ごとの学校図書館員の研究会等）としても参加が可能なことが参加を促進した。平成23（2011）年2月にはサポーター登録制度を導入し、個人でこの事業を盛り立てたいという人を募ることとした。サポーター制度は、レファレンス協同データベースの活用・普及活動を自由に行ってもらうことを意図していた。具体的には、登録データへコメントを付けることや、同システムの掲示板を使ってディスカッションをすることなども期待された。これは、図書館やその関係団体の間での協力というこれまでの形を越えて、利用者その他関心を持つ個人が参加することができるという新しい試みであった。

レファレンス協同データベースの利活用方法としては、個別のレファレンス質問を解決するのに参照されるにとどまらず、各図書館において研修や人材育成にも用いられている。また、大学における司書課程のレファレンス・サービスの授業で素材として活用されている（「レファレンス協同データベースを用いた授業での活用」レファレンス協同データベース　コラム集　平成26（2014）年度）。平成30（2018）年度末現在、登録データ数は22万件を超え、このように研修の教材としても使われているが、ネット上の利用者が疑問に思ったことについてレファレンス協同データベースからなんらかのヒントを得られるようにするためには、「少なくとも30万件から40万件、50万件くらいの事例のデータベースにしていかなければ」ならないと見られている（平成22（2010）年2月の第6回レファレンス協同データベース事業フォーラムにおける長尾真館長開会挨拶）。

レファレンス協同データベースの個々の事例は、

国立国会図書館サーチ（NDL サーチ）や Google によっても検索可能であり、図書館関係者以外の一般のネットユーザの目にも触れやすくなっている。平成 22（2010）年 4 月から始めた公式ツイッターアカウントのフォロワーは、平成 26（2014）年 8 月に 1 万人、平成 28（2016）年 10 月に 2 万人を突破した。レファレンス・ライブラリアンを描いた漫画『夜明けの図書館』第 4 巻（埜納タオ 平成 28（2016）年 5 月、初出『Jour　すてきな主婦たち』平成 27（2015）年 7 月号）にも登場した。レファレンス協同データベースが注目されるようになったのは、国内の図書館関係者によるレファレンス・サービスへの関心の高まりに加えて、図書館に関心を持つ人々が公式ツイッターや『夜明けの図書館』を通じて、図書館のレファレンス・サービスを知るようになったためと思われる。また、入力方法やデータの公開範囲を参加各館の事情に合わせて選択できること等が各図書館に任されており、参加へのハードルが低いことも、現在の継続、成功につながる要因のひとつではないだろうか。

平成 29（2017）年には、「図書館だけのものであったレファレンス・サービスを可視化・公共財化した点を高く評価する」として「知的資源イニシアティブ」から Library of the Year 2017 ライブラリアンシップ賞を得ている。図書館協力事業として出発したレファレンス協同データベース事業は、図書館の関係者の枠を越えて受け入れられたといえる。

レファレンス協同データベース トップページ

Library of the Year 2017
ライブラリアンシップ賞のトロフィー

第4節　調査研究事業

1. 図書館研究所の調査研究事業

昭和61（1986）年に設立された図書館研究所は、国内外の図書館を取り巻く動向に関する調査研究や、国立国会図書館職員に対する研修の企画・実施をその任務とした。平成4（1992）年から同研究所で開始した「図書館情報学調査研究プロジェクト」は、研究成果を主に国立国会図書館の政策立案や業務の向上に活かし、もって図書館界にも資する事業であった。

関西館開館後の新体制の検討の中では、このような図書館研究所による調査研究・研修事業に代わる新たな調査研究事業とその実施組織の在り方についての検討も行った。成案を得るまでにはさまざまな案が出された。当初は、図書館研究所の機能を受け継ぎ、深化させる組織として、「研究開発センター」あるいは「図書館総合研究所」と仮称される一大センターを設置する案が有力であった。この案では、センターは図書館情報学に関する研究開発を電子図書館や資料保存等の分野ごとに並行して進めることができる規模と機能をもち、あわせて国内外の情報の収集と編集・提供、図書館員の研修・交流を推進する、としていた。案には研修参加者のための宿泊施設の整備も盛り込まれていた。

しかし、この案に対しては、館外の諸機関と機能が重複する問題に加え、そもそもこのような事業を実施することが、国立国会図書館法の解釈上難しいのではないかという意見が出された。国立国会図書館法第21条第1項第2号では、国立国会図書館が図書館の組織及び図書館サービスの改善について図書館人を援助する旨が規定されているが、その目的は国立国会図書館の図書館サービスや資料が最大限利用されることに限定されるという意見である。この解釈によれば、館外向けに研修事業を展開し、サービスや資料の提供から切り離してノウハウのみ伝播させることは、権限を逸脱することになる。研究開発事業についても、同様の問題を抱えていた。

その後、さまざまな議論を経て最終的には、調査研究事業を図書館協力事業の一環として位置づける形で決着した。規模を縮小し、もっぱら研究開発事業を担う部局または課レベルの組織を立ち上げることは断念し、調査研究事業を障害者図書館協力や総合目録ネットワーク等の図書館協力事業を所掌する1課の所掌に含めた。こうして図書館研究所の所掌であった調査研究事業は関西館事業部図書館協力課調査情報係が所掌し、国立国会図書館を含む図書館界全体へ還元される一般性と実用性をもつ諸課題を取り上げて調査研究を行うこととした。

2. 関西館開館後の調査研究事業

関西館への移管を機に、調査研究事業を資料面から支えていた図書館研究所所管の図書館学資料室は廃止となり、それに代わるものは整備しなかった。そのため、幅広い情報収集をどのように行うかが課題となり、『カレントアウェアネス』（後述）編集過程で収集した情報をもとに図書館をめぐる動向を把握するとともに、図書館情報学研究者等から聴取した意見を参考にして情報収集を行うことにした。また調査研究を行う上で、担当部署の縮小に加えて、業務が関西館へ移管されたことにより東京本館の職員が調査研究を分担することが難しくなるために、それに代わり、国立国会図書館が企画立案した調査について、その実施を外部機関に委託し、その分野を専門とする研究者による研究会が研究報告を執筆する体制を主に採ることにした。

新体制での調査研究事業は平成14（2002）年度から開始し、毎年、近年図書館界で重要度の増している課題をテーマとして取り上げてきた。一度取り上げたテーマについても、状況の変化に応じて再度取り上げて情報を更新していく形を採っている。テーマとしては、電子書籍（平成20（2008）年度）やデジタルアーカイブ（平成21（2009）年度）、高齢者サービス（平成28（2016）年度）等、障害者サー

調査研究事業成果物一覧

企画年度	成果物タイトル	刊行媒体・年月
平成10(1998)	国立国会図書館における研究・研修機能の充実に向けて－国立図書館としての役割－（～平成12年度）	図書館研究シリーズ（36），平成12（2000）年3月
平成11(1999)		
平成12(2000)	国の情報と図書館－行政情報の電子化を中心として－	図書館研究シリーズ（37），平成14（2002）年1月
平成13(2001)		
平成14(2002)	デジタル環境下における視覚障害者等図書館サービスの海外動向	図書館調査研究リポート（1），平成15（2003）年8月
平成15(2003)	電子情報環境下における科学技術情報の蓄積・流通の在り方に関する調査研究（平成15年度）	図書館調査研究リポート（2），平成16（2004）年7月
	図書館職員を対象とする研修の海外の状況調査	図書館調査研究リポート（3），平成16（2004）年7月
	デジタル環境下におけるILL，ドキュメント・デリバリーとその運用基盤（～平成16年度）	図書館研究シリーズ（38），平成17（2005）年11月
	パッケージ系電子出版物の長期的な再生可能性について（～平成16年度）	図書館調査研究リポート（6），平成18（2006）年3月
平成16(2004)	電子情報環境下における科学技術情報の蓄積・流通の在り方に関する調査研究（平成16年度）	図書館調査研究リポート（4），平成17（2005）年8月
	図書館職員を対象とする研修の国内状況調査	図書館調査研究リポート（5），平成17（2005）年8月
平成17(2005)	蔵書評価に関する調査研究	図書館調査研究リポート（7），平成18（2006）年7月
	スマトラ沖地震・津波による文書遺産の被災と復興支援　平成17年度国立国会図書館公開セミナー記録集	図書館研究シリーズ（39），平成18（2006）年9月
	国立国会図書館所蔵和図書（1950－1999年刊）の劣化に関する調査研究（～平成18年度）	図書館調査研究リポート（8），平成20（2008）年3月
平成18(2006)	地域資料に関する調査研究	図書館調査研究リポート（9），平成20（2008）年3月
	米国の図書館事情2007　2006年度 国立国会図書館調査研究報告書	図書館研究シリーズ（40），平成20（2008）年10月
平成19(2007)	子どもの情報行動に関する調査研究	図書館調査研究リポート（10），平成20（2008）年6月
平成20(2008)	電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究	図書館調査研究リポート（11），平成21（2009）年3月
	中国国家図書館の現況（～平成21年度）	図書館調査研究リポート（12），平成22（2010）年11月
平成21(2009)	文化・学術機関におけるデジタルアーカイブ等の運営に関する調査研究	調査研究報告書，平成22（2010）年3月
平成22(2010)	公共図書館における障害者サービスに関する調査研究（平成22年度）	調査研究報告書，平成23（2011）年3月
平成23(2011)	東日本大震災と図書館	図書館調査研究リポート（13），平成24（2012）年3月
平成24(2012)	日本の図書館におけるレファレンスサービスの課題と展望	図書館調査研究リポート（14），平成25（2013）年3月
平成25(2013)	地域活性化志向の公共図書館における経営に関する調査研究	図書館調査研究リポート（15），平成26（2014）年3月
平成26(2014)	図書館利用者の情報行動の傾向及び図書館に関する意識調査	※「カレントアウェアネス・ポータル」でのデータ公開，平成27（2015）年3月
平成27(2015)		
平成28(2016)	超高齢社会と図書館 ～生きがいづくりから認知症支援まで～	図書館調査研究リポート（16），平成29（2017）年3月
平成29(2017)	公共図書館における障害者サービスに関する調査研究（平成29年度）	図書館調査研究リポート（17），平成30（2018）年8月

ビス関連については平成14（2002）年度、著作権法改正を機にして平成22（2010）年度、いわゆる障害者差別解消法施行後の平成29（2017）年度に、と繰り返し取り上げている。また、平成23（2011）年度の「東日本大震災と図書館」では、当時の状況についての記録や記憶が風化しないうちに調査して遺すよう、速やかに対処した。

調査研究の成果は、広く図書館界で共有するという目的から、平成15（2003）年に新たに刊行を開始した『図書館調査研究リポート』で主に発表している。『図書館調査研究リポート』には、1つのテーマに関する調査結果を論述したリポート数編を掲載している。その他、平成26（2014）年度の「図書館利用者の情報行動の傾向及び図書館に関する意識調査」のようにデータそのものを広く活用してもらうためにデータのみを「カレントアウェアネス・ポータル」（後述）に掲載したものもある。

3. カレントアウェアネスの一新と、図書館関係メディアとしての確立

国立国会図書館は、図書館や図書館情報学に関する最近の動向を広く伝えるための刊行物として、『カレントアウェアネス』（以下『CA』）を昭和54（1979）年から編集し、月刊で刊行してきたが、近年の情報メディアの変化の中で、その刊行形態を多様化させてきた。5本程度の短報を原則として月2回配信する形式で刊行するメールマガジン「カレントアウェアネス-E」（以下「CA-E」）を、平成14（2002）年9月から職員向けの試行版として、10月からは正式に館外配信を開始した。

『CA』は、従来、主に職員が執筆していたが、有識者にも編集企画や執筆に参加してもらうことによって、外部に開かれた編集体制とするとともに、解説記事の充実を中心に内容の刷新を図った。また、「動向レビュー」記事に加えて、平成15（2003）年9月から図書館情報学に関する「研究文献レビュー」を掲載することで、レビュー誌としての役割を持たせた。それまで図書館や図書館情報学に関する本格的なレビュー誌が不在であった日本において、国内の研究動向を簡便に追うことができる有用な情報源となった。さらに、海外の動向を伝えるなどの従前からの特色を維持しながら、記事の質の向上を図るため、刊行頻度を月刊から季刊に変更した。

メールマガジン「CA-E」は、登録者は伸びていたが、さまざまなメディアからそのウェブサイトを通じて迅速かつ大量に情報が発信されるようになるにつれて、月2回の刊行では速報性の点や掲載する情報の量が多くなりすぎる点で対応しきれなくなってきた。そのため、効率的な情報発信のプラットフォームとして、平成18（2006）年、ウェブサイト「カレントアウェアネス・ポータル」（以下「CAポータル」）を公開し、ほぼ毎日10本程度のニュースを随時掲載するサービス「カレントアウェアネス-R」（以下「CA-R」）を「CAポータル」上で開始した。公開当初から多くのアクセスを得て、読者の反応は良好であった。またこれによりアクセスの動向から読者のニーズを測ることができるようになった。「CAポータル」は、各刊行形態のカレントアウェアネスの記事を結び付け、かつ集約することが可能なアーカイブとしての機能を果たすようになった。また、「CA-R」の登場により、掲載ニュースを土台に「CA-E」の記事にまとめ、さらに紙媒体として刊行する『CA』での論考へと練り上げていくという編集方法が確立した。

こうした取組みにより、「カレントアウェアネス」シリーズは、読者の支持を受けて、図書館関係メディアとして一定の地位を得ている。

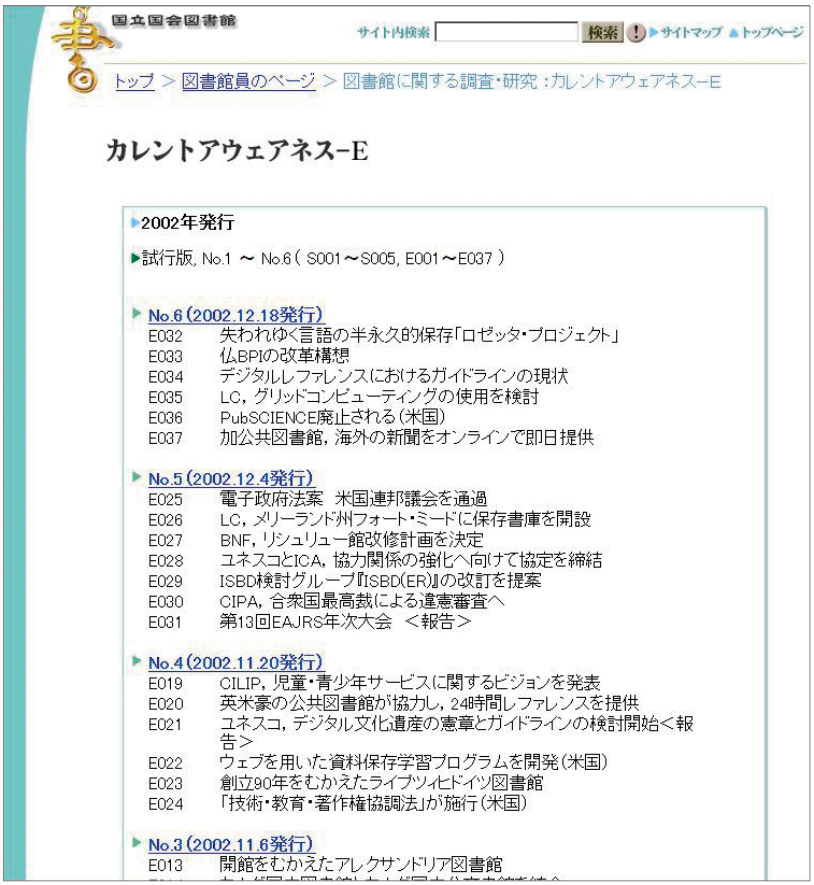

カレントアウェアネス -E
（平成 15（2003）年 1 月）

カレントアウェアネス・ポータル
（平成 19（2007）年 7 月）

第5節　図書館員向けの研修

1. 内部向け（職員研修・研鑽）から館外向けへ

国立国会図書館は、図書館員向けの研修を関西館開館後の事業として実施する以前は、「日本研究上級司書研修」等を除き、主に自館職員を対象とした研修を行ってきた。これとは別に昭和62（1987）年度から平成12（2000）年度まで、国立国会図書館の対図書館サービスを円滑に進めるために同サービスの利用方法を利用者である各種図書館員向けに説明する「図書館協力セミナー」を毎年開催してきたが、当初こそ所蔵資料群の紹介やレファレンス・サービスのノウハウのプログラムも取り入れていたものの、平成5（1993）年度から平成7（1995）年度にかけてもっぱら利用方法の説明に特化したプログラムとして定着していた。

しかし、前述のように関西館開館以降の体制においては、調査研究事業を図書館協力事業の一環として位置づけ、国内外の図書館関係者に対する研修の企画･実施を当該調査研究の中の重点的事業とした。

図書館研究所は、平成10（1998）年度から、関西館開館に向けて、新たな事業となる館外の図書館員を対象とする研修についての調査研究のため、3年間にわたるプロジェクトを立ち上げた。このプロジェクトは、平成10年度の予備調査ののち、平成11（1999）年度には全国の都道府県立・政令指定都市立図書館を対象とした調査を行い、研修のニーズや実態を明らかにした。この調査の結果、図書館を取り巻く状況の変化と業務の高度化に対応した人材育成のために、これらの図書館において研修への需要が高まっていることが明らかになった。平成12（2000）年度には実態調査を受け、モデル事業としてレファレンス・サービスの研修（レファレンス特別研修）を試行した。

この「レファレンス特別研修」は、レファレンス実務だけでなく、利用者対応等も含めたプログラムを組み、成功裏に終わった。

前述のとおり、研修参加者のための宿泊施設の整備等は実現しなかったが、平成14（2002）年の関西館開館以降は、各種図書館員向けに、資料保存の方法といった要望が強いテーマと、アジア情報や法令議会資料等の国立国会図書館の所蔵資料の使い方を紹介するプログラムで、研修を開始した。こうした研修は、参加した図書館員にとって図書館員同士の交流の機会にもなった。

2. 研修メニューの多角化

研修のさらなる充実を期して、平成15（2003）年度には海外の図書館における研修に関する状況、平成16（2004）年度には国内の図書館における状況を調査し、それぞれ『図書館調査研究リポート』で報告した。特に平成10（1998）年度からの調査（前述）で対象としなかった大学図書館も含めて行った後者の調査では、国立国会図書館に対し、受講者が一堂に会して実施する研修（集合研修）だけでなくe-ラーニング（インターネットを用いた研修）の実施や、各館での研修への講師派遣を期待する声があることが明らかになった。

(1) 遠隔研修

e-ラーニングは、予算や人員が厳しい状況にある各種図書館にとって研修参加のハードルを下げることができるとともに、多くの受講者を受け入れることができるという利点をもっている。そのため、関西館開館当初から検討をし、「遠隔研修」という名称で準備を進めてきた。平成16（2004）年度から平成17（2005）年度にかけて教材の提供と学習の進捗を管理する遠隔研修システムの開発と教材の作成を行い、平成18（2006）年度初頭の内部での試験運用によるレビューを経て、公開を開始した。

「資料保存の基本的な考え方」を初回に、年間1～2本程度のペースで新規教材を追加していった。これらの教材は、集合研修で使用された研修資料を

もとに、講義を撮影した動画、図表や音声、アニメーション、解説文等の素材を組み合わせて作成した。

しかし、受講には受講登録を必要とし、受講期限も設けていたことから、受講を希望しながら受講することができなかった者が少なからずいたと推測された。そこで、平成23（2011）年から一部の講座を登録不要とし、学習管理を行わない代わりに受講期限を設けず通年公開とした。また、上記のような手法で作成した教材は内容の改訂を柔軟に行うことができず、改編には費用もかさみ、陳腐化が進むという問題を抱えていたため、平成23年度の「資料デジタル化の基礎」以降では、集合研修等を撮影して簡易な編集を加えただけの講義動画も教材として使用するようになった。細かく作り込んだ以前の教材と比べて簡易なものではあるが、作成期間が短く、作成費用も低額で済むことから教材のバリエーションを大幅に増やすことができるようになった。平成27（2015）年度には英語字幕を付与した海外の日本研究司書を主な対象にする海外向けコンテンツも公開した。

(2) 講師派遣型研修

国立国会図書館では、各種図書館が主催する地域での研修会等への講師の派遣については、依頼に応じてその都度対応していたが、図書館協力事業を一層発展させるため、研修会を実施する図書館等が講師派遣の依頼をしやすいよう、あらかじめ講師を派遣する用意のある研修科目を公表して派遣を希望する図書館を募るという方式を取ることにした。平成20（2008）年度の開始当初は、各種図書館からのニーズが高いと考えられるにもかかわらず、遠隔研修でも未実施の分野だった、レファレンス業務に係る研修への講師を派遣することにし、レファレンス業務を担う主題情報部（平成23（2011）年10月に利用者サービス部に改編）が運営した。当初は2テーマ（レファレンス・ツール、ビジネス支援）のみだったが、年々科目や派遣可能件数を増加させ、平成27（2015）年度には、全国書誌データの利活用や資料デジタル化といったレファレンス以外の図書館業務の科目も新設し、それに合わせて運営部局を利用者サービス部から研修事業全般を担う関西館図書館協力課に変更した。この他個別の派遣も含め、平成30（2018）年度には43機関への講師派遣を行っている。

講師派遣型研修の様子

3. 海外向け研修事業の模索

海外の大学図書館等で日本語資料・日本関係情報の収集や研究者等への提供を専門とする日本研究司書に対する、日本に関する参考図書や書誌データベース、電子情報等の情報資源の利用、資料の保存・修復、日本関係情報を提供する各種機関のサービスに関する研修は、各国における日本関係資料や情報の充実と研究者等へのサービス向上に寄与する目的で、国立国会図書館や関係機関、あるいはその共同で実施されてきた。

国立国会図書館では、平成8（1996）年度から、国際交流基金が主催する「日本研究上級司書研修」に参画し、学術情報センター（現在の国立情報学研究所（NII））や国際文化会館とともに、研修のカリキュラムの作成と当日の講師を担当した。同研修は平成10（1998）年度に「日本研究司書研修」と改称され、平成12（2000）年度まで継続した。研修参加者は国際交流基金によって招へいされ、研修期間は正味15日間であった。

次いで平成14（2002）年度からは、「日本研究情報専門家研修」として、研修の一般事務を担当する国際交流基金と、研修プログラムの企画・実施を担当する国立国会図書館とが共催し、国立情報学研究

所（NII）が研修プログラム面で、国際文化会館が研修ニーズの把握等の面でそれぞれ協力を行う運営体制で実施した。この研修の実施にあたり、参加資格を司書に限らずさまざまな立場で日本関係情報の提供に従事する専門職が参加できるよう改めた。当初3年で終了することを予定していたが、継続の要望が多く出たため、平成17（2005）年度からさらに3年実施した。

この「日本研究情報専門家研修」の後継研修として、国立国会図書館が関係機関との間で調整を行った結果、国際交流基金の助成を受け、国立国会図書館と国際文化会館とが共催する形で、平成22（2010）年度から平成24（2012）年度までの3か年にわたり同一の参加者が継続して参加する「日本専門家ワークショップ」を実施した。現代日本文化への関心の高まりを反映して、日本映画に関する講義を取り入れるなどカリキュラムに工夫を凝らし、研修期間も所属機関を離れて研修に参加する負担を緩和するため、各年7日程度とした。3年目にあたる平成24年度には、参加者から1年目・2年目に研修を受けた後の所属機関等での活動状況を報告してもらう形でシンポジウムを開催した。

このシンポジウムを通して、日本研究支援の意義やその一環としての研修の有用性が改めて確認されたものの、関係機関それぞれの事業方針の相違や費用分担等の面で、この「日本専門家ワークショップ」を国立国会図書館と関係機関との共催体制で研修の実施を継続することが難しくなった。他方、中国や韓国等を含む東アジア研究の一環としての日本研究へと海外での日本研究の枠組みが変わりつつあることも指摘され、国立国会図書館において新たな研修プログラムを実施することが要望された。

そこで、国立国会図書館では、平成26（2014）年度に従来の集合研修に加えて、海外の日本研究司書団体の会合への研修講師派遣及び前述の英語字幕を付けた遠隔研修教材の作成という3本柱で研修を実施する方針を打ち出した。その際、国立国会図書館には特に図書館との連携や図書館への支援が求められていることから、日本研究者ではなく日本研究司書を主な対象者として研修を実施することとした。

この方針に基づき、平成27（2015）年度から、「海外日本研究司書研修」という名称で見学・実習先として関係機関からの協力を得て新しく集合研修を実施した。主な対象者を日本研究司書とした点については、日本史や日本文学等を専攻する研究者がその後日本研究司書に就く例が増えている実情を踏まえて、平成29（2017）年度には「司書と研究者のための日本関係資料研修」と名称を改め、日本研究者を再び対象者に加えた。

海外の日本研究司書団体の会合への研修講師派遣としては、東亜図書館協会（CEAL）、日本資料専門家欧州協会（EAJRS）への派遣を行い国立国会図書館のサービス等の紹介を行った。また、ドイツの日本資料図書館連絡会と英国の日本研究司書グループからの要請を受けて、英国のロンドンとドイツのミュンヘンへの派遣も行った。

第6節　障害者サービス

国立国会図書館が行う障害者サービスは、図書館協力の一環として各種図書館の障害者サービスを支援し、利用者に間接的に奉仕する障害者図書館協力事業として行ってきた。障害者への直接的サービス、すなわち来館サービスと遠隔サービスについては、インターネットでのデータ送信を始めるまでは、来館利用のための閲覧用機器を整備する以外、長らく健常者に対してと同一のサービスを提供し、特段のサービスを提供してこなかった。ここでは、障害者図書館協力事業を中心に、直接サービスを含めた国立国会図書館の障害者サービス全体について記述する。

視覚障害者等サービスは、国の障害者関連の法整備、関係団体・機関間の連携・協力の進展、情報通信技術の革新によって、特にこの約10年間で大きな発展を遂げた。本節ではこの20年の展開を大よそ時系列に沿って見ていく。

1. デジタルへの移行と著作権法改正に伴うサービス拡張

国立国会図書館では昭和50（1975）年から、権利者の許諾を得て、アナログのテープレコーダーを用いて学術文献録音図書を製作してきたが、平成14（2002）年から録音を再生する際の頭出し機能等の操作性に優れた、活字による読書が困難な人のための国際規格であるDAISYの仕様に従ってデジタル録音図書（音声DAISY）の製作を始めた。

平成20（2008）年12月からは、図書館における障害者サービスの基礎的な知識・技術を習得することを目的として、日本図書館協会と国立国会図書館の共催により、「平成20年度障害者サービス担当職員向け講座」を開催、現在も実施している。

平成22（2010）年1月に施行された著作権法改正法（平成21年法律第53号）により、従来は視覚障害者のために点字図書館のみに許されていた、権利者の許諾を得ないでの著作物の録音による音訳が、識字障害や知的障害で視覚による表現の認識が困難な者も対象に加え、国立国会図書館、公共図書館、大学図書館、学校図書館でも可能となった。また、利用者の必要に応じた形式（たとえばテキストデータ）での複製も行うことができるようになった。

この法改正を受けて、同年2月には権利者団体の理解の下に、国公私立大学図書館協力委員会等各種図書館団体が「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」を共同で策定した。国立国会図書館もこのガイドラインに準拠する形で方針の検討を進め、同年7月から全国視覚障害者情報提供施設協会（全視情協）をはじめとする関係団体との協議を行い、平成23（2011）年7月に「視覚障害者等サービス実施計画」（以下「実施計画」）を策定した。

この実施計画では、利用者からリクエストのあった書籍について視覚障害者等用資料・データ（音声DAISY、プレーンテキスト等）を製作し、公共・大学図書館等への貸出し、あるいは国立国会図書館のシステムを通じたインターネット送信サービスに

学術文献録音図書の録音風景（平成10（1998）年頃）

DAISY図書再生機

視覚障害者等用データの収集と送信の概念図

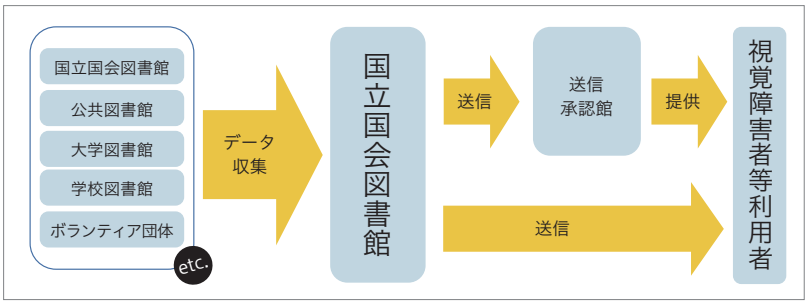

加え、他の図書館等が製作するデジタルデータの収集、保存、提供を行うこととした。また、ガイドラインの規定に準拠し、肢体障害がある者等についても「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」に該当するとみなし、サービス対象とした（なお、平成30（2018）年5月に公布された著作権法改正法（平成30年法律第30号）で、音訳等を提供できる障害者の範囲について、肢体不自由等、障害によって書籍を読むことが困難な者が対象となるよう規定が明確にされた。）

2. データ送信、サピエ図書館との連携

国立国会図書館では、視覚障害者等の視覚障害者等用データへのアクセスを容易にするため、平成21（2009）年度からインターネットを通じて送信するサービスについて、模索し始めた。平成23（2011）年10月に、全視情協が運営する全国規模の点字図書・録音図書書誌データベースであるサピエ図書館へ、国立国会図書館が製作した音声DAISYの搭載を開始した。平成24（2012）年1月には、国立国会図書館サーチ（NDLサーチ）で「点字図書・録音図書全国総合目録」とサピエ図書館の目録情報の統合検索を実現した。これらの動きと並行して平成26（2014）年1月には、国立国会図書館へ直接インターネットアクセスを行う利用者にも同じく視覚障害者等用データを提供できるシステムを完成した。これは、図書館を経由せず利用者個人に直接サービスするという点で、国立国会図書館の障害者サービスにおいて新しい局面であった。

平成25（2013）年2月には、日本点字図書館で行われた懇談会において、サピエ図書館と国立国会図書館のシステムそのものを連携させて、いずれの入り口から入っても両システムのコンテンツを利用できるようにする構想が提案された。視覚障害者等へのサービス提供基盤と多数の利用者を抱えるサピエ図書館と、視覚障害者等用データを多量に蓄積することができるストレージとして既存のシステムを活用できる国立国会図書館という、それぞれの強みを融合しようとする提案であった。同趣旨の要望は、公共図書館で働く視覚障害職員の会（なごや会）等からもなされた。この提案に基づくシステム連携の結果、平成26（2014）年6月には、サピエ図書館に国立国会図書館の当該システムへのアクセス権限を与えることにより、国立国会図書館が製作した点字データや公共図書館から収集した音声DAISY・点字データについても、利用者がサピエ図書館を通じて利用できるようになった。

3. テキスト化と送信

前述のとおり、平成22（2010）年1月の著作権法改正法の施行により、視覚障害者等の用に供するために権利者の許諾を得ないで、著作物の音声化・点字化以外に、テキスト化を行うことができるようになった。国立国会図書館では、平成22年10月から、先行事例等の調査を踏まえた上で、出版社や視覚障害者関係団体等の協力の下にテキスト化実証実験を開始した。実験が一区切りした平成23（2011）年3月時点で、画像データからのOCRを用いたテキストデータの作成においては、コスト、効率性、構造化等の課題が多いことが明らかとなった（2章3節4（3）参照）。

平成25（2013）年1月には、関連企業と提携して研究を進めている東京大学や慶應義塾大学とそれぞれ覚書を交わし、両大学と連携協力してOCRを

用いた処理の精度の向上を目指した。検索や読み上げといったテキストデータ提供に関する検証を行うため、同年11月に視覚障害者等へのサービスを行っている関係機関の職員（視覚障害者を含む）にモニターとして参加してもらい、テキストデータ送信実験を行った。

平成27（2015）年3月には、日本点字図書館と覚書を交わし、共同で事業にあたることとした。日本点字図書館では、平成25（2013）年10月から、「アクセシブルな電子書籍製作実験プロジェクト」として、OCRで作成したデータのインターネット上での共同校正や、OCRの処理精度を可能な限り100％に近づけるため、複数のOCRの認識結果を突合し、テキスト精度の向上と校正者の作業負荷の低減を図る図書校正システム（EBIS）を用いたテキスト化を試みていた。平成27年6月にEBISを用いた校正の実験を行ったところ、単一のOCRでのテキスト精度88.94％から、EBISを用いた校正により96.14％に上がった例もあった。しかし、表組み等は校正前のOCR処理の時点で文字認識されずEBISでの校正対象から外れてしまうこと、旧字で記述された資料に対してはOCRの認識結果が芳しくないために校正者の作業負荷が大きくなることも判明し、EBISの利用効果は限定的であることが明らかになった。

4. 他の図書館が作成したデータの収集

国立国会図書館では、平成25（2013）年8月から、公共図書館等からの協力を得てその作成したデータ収集の試行を始めた。記録メディアの送付による録音・点字データの収集、各図書館等と締結する覚書の調整や運用フローの確認を行った。この試行を経て、平成26（2014）年1月から本格事業化した。一方で、収集対象機関の拡大と、マルチメディアDAISY（音声に加えて、画像やテキストを一体のものとして提供するDAISY資料）への対応、「サピエ図書館」でサーバ容量の都合から搭載しなくなった雑誌のバックナンバー等の録音・点字データの収集といった課題が残っていた。

本格事業化から2年余りを経て業務が定常化したため、平成28（2016）年3月に収集対象機関を大学図書館等にも広げるとともに、マルチメディアDAISY、テキストDAISY、プレーンテキストの各種データをも収集することとし、収集したデータは同年4月から送信に供した。同年7月には媒体送付による収集と並んでオンラインでのデータの収集を始め、各機関からのデータ提供が進んでいる。

5. 障害者差別解消法以後の展開

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」。平成25年法律第65号）が平成25（2013）年6月に公布され、国等の機関は社会的障壁を取り除くために合理的な配慮に取り組むことが一層具体的に求められるようになった。国立国会図書館でも「実施計画」の期間満了を迎えるにあたり、法律の趣旨を踏まえた後継計画を検討し、平成26（2014）年3月、「視覚障害者等サービス実施計画2014-2016（以下「実施計画2014」）」を策定した。「実施計画2014」では、学術文献録音図書の製作等従来の事業の継続に加えて、前述したとおり、公共図書館等からの視覚障害者等用データの収集や、デジタル化資料から作成したテキストデータを視覚障害者等へ送信するためのシステムの開発を目指すこととした。

国立国会図書館では、障害者に対しては図書館を通じたサービスを主として、直接的なサービスについては長らく積極的に取り組んでこなかった。来館した視覚障害者への対面朗読の要望が寄せられてきたが、機器の整備による対応にとどめてきた。しかし、インターネットによるデジタルデータの提供が可能になったことを受けて、インターネットによる障害者個人へのサービスについては、前述のように平成26（2014）年1月に、登録した障害者個人への視覚障害者等用資料・データのインターネット送信サービスを開始し、積極的に進めている。平成28（2016）年4月には、利用のハードルとなっていた、視覚障害者等用資料・データの利用に係る登録申請を本人が来館して現認を受ける必要があるとし

ていた手続きを改め、郵送やウェブフォームからの申請を可能とした。来館サービスにおいては、障害者差別解消法の成立を受けて「国立国会図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、平成30（2018）年4月には東京本館の新館2階に障害者閲覧室を設置し、障害者用の端末も設置した。

ここまで述べてきたように、国立国会図書館は、障害者図書館協力事業を順次拡張してきたが、図書館資料には印刷資料や映像資料等、視覚を通して認識するものが多いことやサービスの歴史的な経緯から、もっぱら視覚障害者等を主眼としてきた。しかし、障害者差別解消法でも想定されるとおり、視覚に限らず、さまざまな心身の機能の障害があるために紙の墨字の本の読書に支障のある人々にとっても、図書館サービスは等しく受けられるようにしなければならない。この趣旨の下平成28（2016）年4月の同法の施行後の同年5月から、「実施計画2014」に代わる計画の検討を開始した。意見を聴取したのは日本図書館協会のほか、なごや会、日本点字図書館、全視情協といった視覚障害者関係機関であったが、これらの機関の意見を考慮した上で立案し、平成29（2017）年3月に「障害者サービス実施計画2017-2020」を策定した。この計画では、視覚障害者等用資料の利用資格から年齢制限を撤廃するなどの取組みを行うこととした。この計画に基づき、関係機関等との連携協力によりサービスを充実させ、障害の特性に応じた図書館利用支援を行えるよう、継続的な取組みを進めている。

障害者閲覧室

コラム

NII、JST、国文研との連携協力

国立情報学研究所（NII）や科学技術振興機構（JST）とはさまざまな形で連携協力を行っているが、進展著しいのが「ジャパンリンクセンター（JaLC）プロジェクト」と研究データの利活用の分野である。JaLCプロジェクトは、電子化された論文等の学術コンテンツに国際標準の識別番号（DOI：Digital Object Identifier）を付与し、所在情報とともに一元的に管理する仕組みである。平成20（2008）年度にJSTからの提案を受けて、NII、JST、物質・材料研究機構（NIMS）、国立国会図書館の4機関で検討を進め、平成24（2012）年度に共同運営を開始した。平成26（2014）年度には、研究データへのDOI付与が新システムの下で可能となった。それを受けて、研究データの利活用をともに推進する方向へ展開し、平成27（2015）年度には研究データ同盟東京大会の開催を機に「研究データとオープンサイエンスフォーラム」をNII、JSTとの共催で実施した。翌年度からは研究データ利活用協議会へも共同で参画している。

また、国文学研究資料館（国文研）とは古典籍資料等のデジタル化と利活用の促進における協力を密にしている。平成28（2016）年には両館の連携・協力に関する協定を結んだ。同年から2年連続で「歴史的典籍オープンデータワークショップ」を共催し、オープンデータに関する分野でも共同で事業を進め、連携協力の幅を広げている。

コラム

災害復興支援

平成23（2011）年3月の東日本大震災以来、国立国会図書館は被災地の文化財保護を通じた復興支援に力を尽くしてきた。

その具体的な方策のひとつが、被災資料復旧支援である。東日本大震災では、発災から2か月後の5月に文化庁が主導する文化財レスキュー事業に加わり、資料保存担当職員を岩手・宮城・福島の各県立図書館に派遣し、津波や地震が原因で汚破損した資料を補修するための助言や技術指導を行った。こうした現地での技術指導は平成25（2013）年まで毎年繰り返し行った。また、岩手県の野田村立図書館や陸前高田市立図書館への支援では、「吉田家文書」等、被災郷土資料の一部を東京本館に移送して補修を行った。

その他にも、平成27（2015）年9月の関東・東北豪雨で浸水被害を受けた茨城県の常総市立図書館や、平成28（2016）年4月の熊本地震で被災した熊本県立図書館からの救援要請に応じて、資料の補修や現地での技術指導を行い、復旧に寄与している。

被災資料復旧のノウハウは海外への協力にも活かしている。平成24（2012）年にはタイ洪水後の災害対策ワークショップ、平成28（2016）年にはネパール大地震後の資料保存研修等、積極的な取組みを行っている。

（復興支援のもうひとつの方策である「東日本大震災アーカイブ構築プロジェクト」については2章1節コラム参照）。

修復前の吉田家文書

第７節　国際協力

主な協定や業務交流について地図で示す。

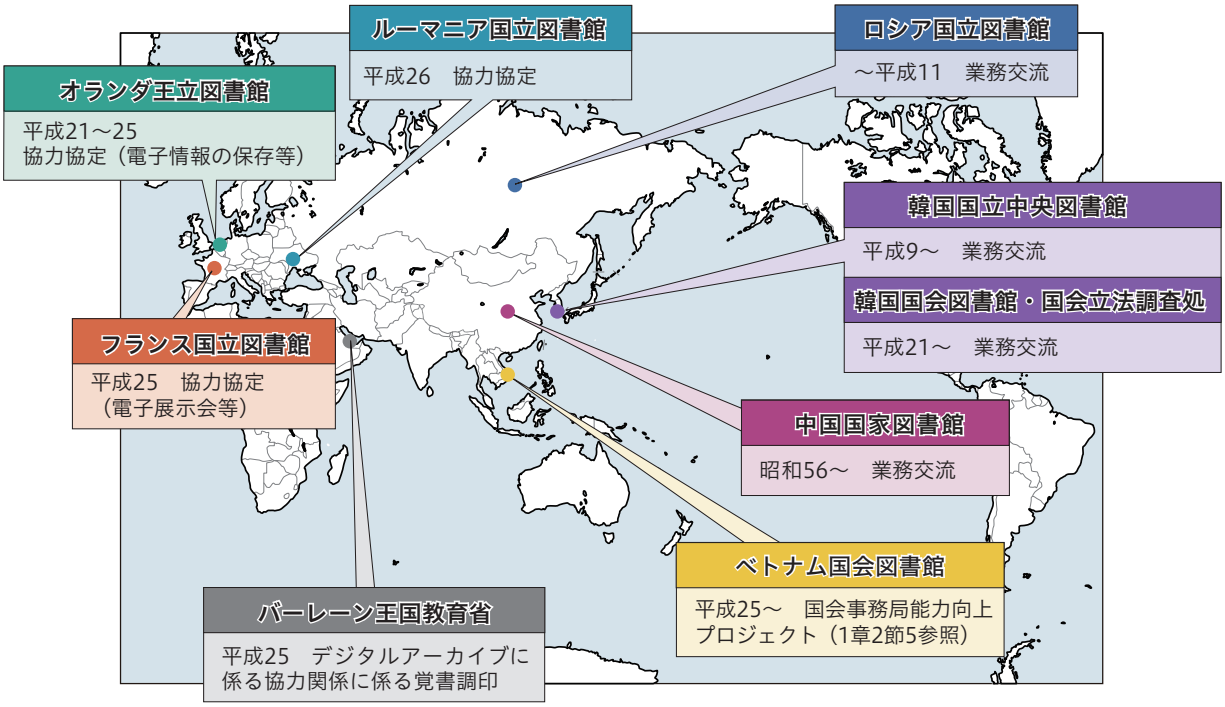

参考文献

第2節

「全国新聞総合目録データベースについて」『国立国会図書館月報』(483) 2001.6

第3節

「おーるあばうと　レファレンス協同データベース」『国立国会図書館月報』(683) 2018.3

第4節

「『カレントアウェアネス』関連年表」『カレントアウェアネス』(300) 2009.6.20

橋詰秋子「動向レビュー誌『カレントアウェアネス』の役割と新たな展開」『情報の科学と技術』54(3) 2004.3

村上泰子「『カレントアウェアネス』の10年：レビュー誌への道、課題、そして展望」『カレントアウェアネス』(315) 2013.3 CA1787

村上泰子「『カレントアウェアネス』『カレントアウェアネス-E』―編集に携わって」『国立国会図書館月報』(512) 2003.11

上田貴雪，村上浩介，筑木一郎「図書館の「いま」をどのように伝えるか―国立国会図書館の「Current Awareness Portal」の試み」『情報管理』49(5) 2006.8

依田紀久，林豊，菊池信彦「カレントアウェアネス・ポータルのいまを“刻む”：情報収集活動と未来へのアイデア」『カレントアウェアネス』(315) 2013.3 CA1788

第5節

「図書館協力事業の展開」『国立国会図書館月報』(574) 2009.1

田村俊作「レファレンス特別研修の試行」『国立国会図書館月報』(483) 2001.6

児玉史子「図書館協力業務の再編成」『国立国会図書館月報』(508) 2003.7

成田亮子「国立国会図書館レファレンス特別研修を受講して」『カレントアウェアネス』(260) 2001.4 CA1387

国立国会図書館関西館事業部図書館協力課 編『図書館職員を対象とする研修の国内状況調査』（図書館調査研究リポート no.5）2005

日置将之「国立国会図書館の遠隔研修　その現状と課題について」『情報管理』52(12) 2010.3

樋口恵子「「日本研究情報専門家研修」事業について」『大学図書館研究』(74) 2005.8

江上敏哲『本棚の中のニッポン　海外の日本図書館と日本研究』笠間書院 2012

「なぜ今、海外日本研究支援か？―日本専門家ワークショップ」『国立国会図書館月報』(627) 2013.6

「海外の日本研究を知る―英国・ドイツでの日本研究司書へのレファレンス研修を通じて」『国立国会図書館月報』(664/665) 2016.8/9

第6節

宮代信子「ごぞんじですか？　国立国会図書館視覚障害者図書館協力室」『専門図書館』(146) 1993

「学術文献録音図書の製作と提供」『国立国会図書館月報』(646) 2015.1

常世田良「「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」の成立過程とその意味するもの」『大学図書館研究』(108) 2018.3 ＞ https://doi.org/10.20722/jcul.1711（最終アクセス日 2020.12.22）

佐藤聖一「「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」と障害者サービス」　DINF 障害保健福祉研究情報システム ＞ http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/copyright/sato_jla1007.html（最終アクセス日 2020.12.22）

青木留美子「被災した紙資料に対する国立国会図書館の保存協力活動」『文化財の虫菌害』(75) 2018.6

第7章

行政・司法の支部図書館

行政各府省庁と最高裁判所には、国立国会図書館の支部図書館が置かれている。各支部図書館は、その図書館が所属する府省庁・裁判所の職員に対して図書館サービスを提供するほか、相互に連携して資料の貸借、交換・寄贈等を行っている。第7章では、「分散型総合目録データベース」の構築等、主に情報通信技術の発展に対応してきた行政・司法支部図書館のこの20年間の歩みについて述べる。

第１節　中央省庁等改革に伴う支部図書館の再編

平成 13（2001）年１月、中央省庁等の大規模な再編が行われた。

国立国会図書館（中央館）は、再編後の支部図書館を引き継ぐ府省庁に対して、組織令に支部図書館を分掌する組織を規定し、支部図書館の専任職員や予算を確保するよう依頼し、各府省庁で対応が行われた。

再編前に 35 館あった支部図書館は、平成 13（2001）年１月時点で 26 館に統合され、そのうち 10 館は新たな名称を付して発足した。さらに同年４月に支部金融庁図書館が設置され、27 館となった。

支部図書館やその分館が所属する組織が独立行政法人に移行する場合、当初は支部図書館を継続して置くことを想定し、中央省庁等改革推進本部事務局や関係府省庁と協議を行った。しかし、国から独立して運営される法人の図書館を行政各部門の支部図書館と位置づけることは困難であったため、各法人と相互協力に関する申合せを締結して協力関係を継続することとした。平成 13（2001）年４月及び５月に次の５法人と申合せを行った。

・独立行政法人航空宇宙技術研究所（旧支部科学技術庁図書館航空宇宙技術研究所分館）
・独立行政法人物質・材料研究機構（旧支部科学技術庁図書館金属材料技術研究所分館）
・独立行政法人放射線医学総合研究所（旧支部科学技術庁図書館放射線医学総合研究所分館）
・独立行政法人土木研究所（旧支部建設省図書館土木研究所分館）
・独立行政法人建築研究所（旧支部建設省図書館建築研究所分館）

中央省庁等改革に伴う支部図書館の再編とその後の変遷を次ページ表に示す。なお、再編前後の支部図書館の対応関係、再編に伴い支部図書館ではなくなった館の状況について特筆すべきものを以下に挙げる。

・支部内閣府図書館

旧支部内閣文庫のうち総理府庁舎分室と、旧支部経済企画庁図書館を引き継いだ。旧支部内閣文庫の古書部門は独立行政法人国立公文書館に引き継がれた。

・支部経済産業省図書館

旧支部通商産業省図書館と旧支部工業技術院図書館が統合された。旧支部通商産業省図書館を所管していた通商産業研究所が独立行政法人経済産業研究所に移行したことに伴い、経済産業省大臣官房情報システム厚生課の所管となった。平成 15（2003）年５月に同研究所と相互協力に関する申合せを締結した。

・支部特許庁図書館

特許庁総務部特許情報課職員閲覧室を引き継ぎ、新たに支部特許庁図書館とした。旧支部特許庁図書館であった工業所有権総合情報館は独立行政法人となり、支部図書館ではなくなった。

・支部郵政事業庁図書館

旧支部郵政省図書館を引き継いだが、平成 15（2003）年４月、郵政事業庁が日本郵政公社に移行したことに伴い支部図書館は廃止され、同年５月に日本郵政公社との間で相互協力に関する申合せを締結した。

第２節　情報基盤の整備と電子情報の進展

平成 10（1998）年５月、中央館と支部図書館を情報通信ネットワークで結ぶ「国立国会図書館中央館・支部図書館ネットワークシステム」の運用を開始した。これにより、支部図書館から中央館への納本に関する事務処理、業務統計の集計等をシステム化した。また、各支部図書館が所蔵する和雑誌をま

中央省庁等改革後の支部図書館の変遷

平成12(2000)年3月31日以前	平成12年4月1日～	平成13(2001)年1月6日～	平成13年4月1日～	平成14(2002)年4月1日～	平成15(2003)年4月1日～	平成19(2007)年1月9日～	平成22(2010)年4月7日～	平成27(2015)年10月1日～
支部会計検査院図書館								
支部人事院図書館								
支部内閣法制局図書館								
支部内閣文庫		支部内閣府図書館	(独立行政法人国立公文書館)					
支部経済企画庁図書館								
支部日本学術会議図書館								
支部宮内庁図書館								
支部公正取引委員会図書館								
支部警察庁図書館								
			支部金融庁図書館					
							支部消費者庁図書館	
支部総務庁図書館		支部総務省図書館						
支部自治省図書館								
支部総務庁統計図書館		支部総務省統計図書館						
支部郵政省図書館		支部郵政事業庁図書館			(日本郵政公社)[1]			
支部法務図書館								
支部外務省図書館								
支部大蔵省文庫		支部財務省図書館						
支部文部省図書館		支部文部科学省図書館						
支部科学技術庁図書館								
支部科学技術庁図書館航空宇宙技術研究所分館		支部文部科学省図書館航空宇宙技術研究所分館	(独立行政法人航空宇宙技術研究所)[1]					
支部科学技術庁図書館金属材料技術研究所分館		支部文部科学省図書館金属材料技術研究所分館	(独立行政法人物質・材料研究機構)[1]					
支部科学技術庁図書館放射性医学総合研究所分館		支部文部科学省図書館放射性医学総合研究所分館	(独立行政法人放射線医学総合研究所)[1]					
支部厚生省図書館		支部厚生労働省図書館						
支部労働省図書館								
支部農林水産省図書館								
支部農林水産省図書館農業総合研究所分館			支部農林水産省図書館農林水産政策研究所分館					
支部農林水産省図書館農林水産技術会議事務局筑波事務所分館								支部農林水産省図書館農林水産技術会議事務局つくば分館
支部林野庁図書館								
支部通商産業省図書館		支部経済産業省図書館[2]						
支部工業技術院図書館								
支部工業技術院図書館名古屋工業技術研究所分館		支部経済産業省図書館名古屋工業技術研究所分館	(独立行政法人産業総合研究所 中部センター)					
支部特許庁図書館								
			(独立行政法人工業所有権総合情報館)					
支部建設省図書館		支部国土交通省図書館						
支部運輸省図書館								
支部国土庁図書館								
支部北海道開発庁図書館								
支部建設省図書館土木研究所分館		支部国土交通省図書館土木研究所分館	支部国土交通省図書館国土技術政策総合研究所分館					
			(独立行政法人土木研究所)[1]					
支部建設省図書館建築研究所分館		支部国土交通省図書館建築研究所分館	(独立行政法人建築研究所)[1]					
支部建設省図書館国土地理院分館		支部国土交通省図書館国土地理院分館						
支部北海道開発庁図書館北海道開発局分館		支部国土交通省図書館北海道開発局分館						
支部気象庁図書館								
支部海上保安庁図書館								
支部海上保安庁図書館水路部分館				支部海上保安庁図書館海洋情報部分館				
支部環境庁図書館		支部環境省図書館						
支部防衛庁図書館	支部防衛庁図書館					支部防衛省図書館		
支部防衛施設庁図書館								
支部最高裁判所図書館								

注
(1) 独立行政法人または公社に移行した各機関と相互協力に関する申合せを締結した。
(2) 旧支部通商産業省図書館を所管していた通商産業研究所は、平成 13 年 1 月 6 日に経済産業研究所（経済産業省内の組織）、同年 4 月 1 日に独立行政法人経済産業研究所に移行した。同研究所と相互協力に関する申合せを締結した。

とめて検索できる共同利用データベース機能も備えた。これは、平成4（1992）年度から国立国会図書館オンライン情報検索システム（NOREN。補章4節参照）の一部として作成・提供していた「支部図書館所蔵和逐次刊行物総合目録データベース」をウェブ上のシステムに移行し、簡便に検索できるようにしたものである。

各支部図書館においては、蔵書目録データベースを自府省庁・裁判所内の職員に提供することを共通の目標とし、端末機器の整備や書誌情報の電子化を進めた。さらに、それを実現した館では、霞が関WAN（府省庁等のLANを相互接続する広域ネットワーク。平成25（2013）年1月に「政府共通ネットワーク」に移行した）やインターネットを通じて外部にも目録を提供することを目指した。これらの取組みを通じて、行政・司法各部門の職員が組織の枠を越えて図書館資料を相互に利用する基盤を整えていった。

平成14（2002）年度からは次期システムの検討及び開発を行い、平成16（2004）年4月に「国立国会図書館中央館・支部図書館総合システム」に移行した。このシステムは、システム面と業務面双方の合理化を図り、シンプルで使いやすいものを目指した。例えば、以前のシステムでは納本に関する事務処理や業務統計の集計を行う機能を設けていたが、これらの業務はシステムを使用しない手順に改め、専用機能の開発を行わないこととした。

一方で共同利用データベース機能を大きく発展させ、「分散型総合目録データベースシステム」として再構築を行った。これは、各館が個々に霞が関WANに公開した目録データベースを横断的に検索するはじめての仕組みであり、当初は5館の目録を検索対象とした。次第に横断検索の範囲を広げ、平成31（2019）年3月現在19館の目録をまとめて検索することが可能である。このシステムの実現により、支部図書館ネットワーク全体で書誌情報を共有でき、相互の資料貸出し等を円滑に行うことができるようになった。

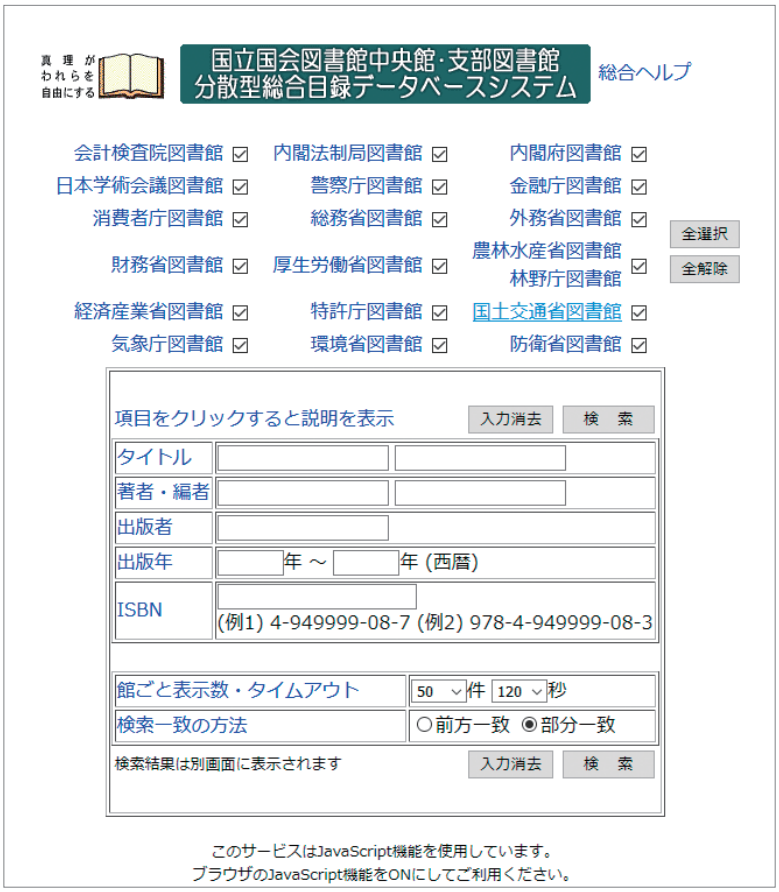

分散型総合目録データベース トップページ

また、平成16（2004）年10月に中央館が「電子図書館基盤システム」（補章4節参照）を全面稼働したことに伴い、中央館所蔵資料の支部図書館への貸出手続きをシステム化した。

中央館で、平成21（2009）年度と平成22（2010）年度の補正予算で所蔵資料の大規模なデジタル化を行った際に（大規模デジタル化事業）、支部図書館4館（支部法務図書館、支部国土交通省図書館、支部環境省図書館、支部最高裁判所図書館）の所蔵資料約5100冊もその対象とした。また、各館独自の取組みとしても、自組織の刊行物、劣化の恐れがある資料等を中心にデジタル化を進めている。

中央館がデジタル化した資料のうち、絶版等で入手困難なものについては、平成26(2014)年1月以降、「図書館向けデジタル化資料送信サービス」（図書館送信）により公共図書館等への送信を行っており、各支部図書館も送信の対象となっている。

第3節　支部図書館制度の運営

1. 兼任司書の全館配置

中央省庁等改革に伴う支部図書館の再編を機に、平成13(2001)年2月からすべての館に兼任司書（支部図書館の実務責任者として国立国会図書館司書に任命される行政・司法部門の職員）を配置した。再編前の兼任司書の配置は35館中14館にすぎなかったが、全館に配置したことにより、相互の連携を密にする体制が整った。

2. サービス基本計画及び運営指針

平成13（2001）年3月に「行政・司法各部門に対する図書館サービス基本計画」を策定した。これは、業務のシステム化、情報通信ネットワークの普及、電子情報の流通等が進展したことを踏まえ、情報環境の変化に適応した図書館サービスを提供するために中央館と支部図書館が実施する活動を挙げたものである。さらに、この計画を充実させるものとして、平成19（2007）年4月に「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2007」を策定し、平成23（2011）年度までの5年間で取り組む施策の方向性を示した。以後も、平成24（2012）年度からの5年間、平成29（2017）年度からの4年間を対象として中期的運営の指針を定めた。平成24年度以降は、中央館及び各支部図書館がこの指針に基づいて年度計画を作成し、支部図書館の運営、各府省庁・裁判所の職員への図書館サービスを行っている。

3. 支部図書館の予算

支部図書館の予算は、各府省庁・裁判所の予算の中に国会図書館支部庁費として計上され、主に図書館資料の購入に充てられている。平成17（2005）年度までは、中央館が窓口となって全支部図書館が統一的に支部庁費を要求し、財務省による査定も統一的に行われてきた。しかし、平成18（2006）年度の予算編成から財務省の方針が変更され、全館の支部庁費を一括して予算総括担当が査定する従来の方式を改め、当該支部図書館が所属する府省庁・裁判所を担当する主計局の各係が個別に査定することとなった。また、支部庁費以外にも資料購入費が計上されてきた実績がある場合は、支部庁費に一本化することが求められた。この方針変更は平成18年度予算編成の過程でなされたため、同年度の予算要求は例年どおり統一的に行い、査定は個別に受ける方式が取られた。平成19（2007）年度予算からは、各府省庁・裁判所が個別に要求し、個別に査定を受ける方式に変更された。

第４節　『びぶろす』の電子的提供

支部図書館と専門図書館の連絡情報誌である『びぶろす』は、平成 10（1998）年 8 月で冊子体の刊行を終了した。同年 10 月から国立国会図書館ホームページを通じて電子媒体による提供を行っている。

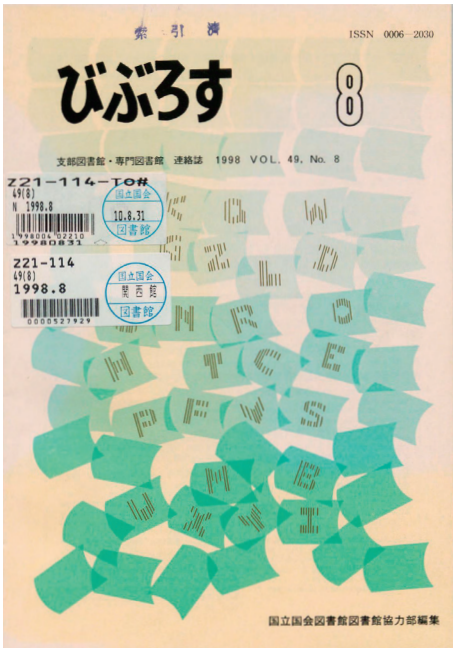

冊子体『びぶろす』表紙

PDF 版「びぶろす」

参考文献

第２節

大塚奈奈絵「国立国会図書館中央館・支部図書館ネットワーク—支部図書館各館の現状—」『国立国会図書館月報』(455) 1999.2

大塚奈奈絵「支部図書館ネットワークシステムの運用開始」『びぶろす』49(8) 1998.8

総務部支部図書館課「国立国会図書館中央館・支部図書館総合システム」『びぶろす』電子化 24 号 2004.4 国立国会図書館デジタルコレクション >https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3526002（最終アクセス日 2020.12.22）

第４節

大竹光治「『びぶろす』刊行のひとつの区切り」『びぶろす』49(8) 1998.8

補章

組織運営

第１節　活動評価制度の導入と使命・役割の再確認

平成 16（2004）年 4 月から、国立国会図書館の活動内容を広く国民に説明し、サービスを向上するため、活動評価制度を導入した。平成 13（2001）年 6 月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が可決したことを踏まえたものである。

並行してビジョンの策定も検討した。平成 14（2002）年に関西館を開館し、国際子ども図書館も全面開館し大きく変貌した後に何を目指すのか、外部に対して説明する必要があった。また職員にとっては、よりどころとなる指針も必要であった。各国の国立図書館のビジョンを参考にしつつ中堅職員の意見聴取も行い、ビジョンを策定した。あわせてビジョンに基づき年度ごとの目標を定め、年度終了後にその評価結果を公表するという体系に整理し、平成 16（2004）年 6 月 4 日に、国立国会図書館ホームページにビジョンと目標等を掲載した。

こうした動きには、1990 年代から欧米の図書館情報学で図書館経営論が隆盛していたという背景がある。例えば、英国図書館では 1985 年に最初の戦略計画書 *Advancing with Knowledge—The British Library Strategic Plan 1985-1990* を策定し、1994 年に活動実績評価を開始している。

ビジョン策定後の平成 17（2005）年 4 月に、国立国会図書館法中、国務大臣と同等とされていた館長の待遇についての規定が削除されるとともに、国会職員の給与等に関する規程が改正され、衆参法制局長と同額とされた（その後、衆参事務総長、法制局長、国立国会図書館長が同額と改正）。平成 18（2006）年 2 月には、自由民主党行政改革推進本部が国会事務局の改革を提言し、その中で国立国会図書館を独立法人化する提案がなされた（1 章 1 節コラム「国会改革」参照）。結局、独立法人化することはなかったが、このような提案がなされる背景には、国立国会図書館として自らの使命と役割を国会議員ひいては国民に広く知らしめる努力が足りなかった部分があったと反省し、平成 18 年に「広報強化方針」を定め、能動的広報の強化を明記した。

以下、その後制定されたビジョンの一覧をあげる。

ビジョン一覧

公　開	名　称
平成 16（2004）年 6 月	国立国会図書館ビジョン 2004
平成 19（2007）年 11 月	国立国会図書館 60 周年を迎えるにあたってのビジョン（長尾ビジョン）
平成 24（2012）年 7 月	私たちの使命・目標 2012-2016
平成 28（2016）年 12 月	国立国会図書館中期ビジョン「ユニバーサル・アクセス 2020」

第2節　外部委託の拡大

昭和61（1986）年の新館開館時には、図書館の専門的な知識や判断を必要とするか否かを判断基準とし、従来の清掃、複写等に加えて逐次刊行物の出納を外部委託した。平成14（2002）年以降の関西館、国際子ども図書館の全面開館にあたっては、外部委託しない範囲を、政策立案、法令に基づく権限に係る業務（法規、会計、人事等）、外部との連絡調整、国立国会図書館に固有な専門的な業務と限定し、それ以外の分野において外部委託を拡大した。主なものとしては、関西館開館の平成14年から東京本館新装開館の平成16（2004）年にかけて、雑誌の受入れ、出版情報･書誌情報入力、関西館の書庫出納、東京本館では雑誌に加えて図書の出納、東西ともにカウンター対応、機器操作支援、入退館ゲート事務を外部委託することとした。平成24（2012）年に東京本館入り口に移設した利用者登録カウンターも外部委託である。

なお、こうした活動評価、独立法人化、外部委託の動きは、1980年代半ばから各国で採用された新自由主義を背景とした新公共経営（New Public Management）に対応したものである。民間企業の経営手法を公的部門に適用し効率化をはかる改革で、日本ではやや遅れて導入された。国立国会図書館でも、平成9（1997）年から平成10（1998）年にかけて「経営」をテーマに検討が行われ、ビジョン策定や活動評価、外部委託の拡大について議論を行った。

第3節　組織改編

昭和61（1986）年の改編による図書部、逐次刊行物部といった資料種別による部編成は、受入れや書誌作成から利用までを資料ごとに一貫して把握できるメリットがあったが、サービス面の調整において関係者が多くなり、合理的ではない面があった。そのため、平成14（2002）年の関西館、国際子ども図書館の全面開館にあたっては、収集部、書誌部、資料提供部、主題情報部といった機能別の編成を行った。さらに、急激な内外環境の変化に迅速かつ的確に対応して意思決定を行うため、各部の筆頭に企画調整を担う課を置いた。

定員面では、平成14（2002）年度の関西館開館と国際子ども図書館の全面開館、平成16（2004）年度の開館日・開館時間の拡大で、平成17（2005）年度には平成10（1998）年と比べると約90名の増員となったが、平成18（2006）年度からは、行政機関の定員の純減計画に準じて、5年間で50名の純減を行った。人件費削減の一環で指定職の定数を減らすために、平成19（2007）年4月には、副館長の下にあった国会分館長（副部長級）を廃止し、調査及び立法考査局長の下に国会分館長（課長級）を置いた。また､関西館の資料部長及び事業部長(副部長級）を廃止して次長（副部長級）を置き、関西館の6課すべてを関西館長直属とした。

さらに平成20（2008）年4月には、収集部と書誌部を合併し1部を削減し、収集書誌部とした。組織改編を行うとともに、外部MARCを導入し、受入れから整理までの業務を効率化することにより、この削減に対応した。

これらの人件費削減の動きとは別に、平成23（2011）年10月、デジタル情報資源を活用したサービスの拡充と高度化、また情報システム関連業務の一元化による業務の効率化及び円滑化を図るため、電子情報部を新設した。また、利用者サービス業務を集約しその効率化を図るため、資料提供部と主題情報部を合併した。

部局の変遷

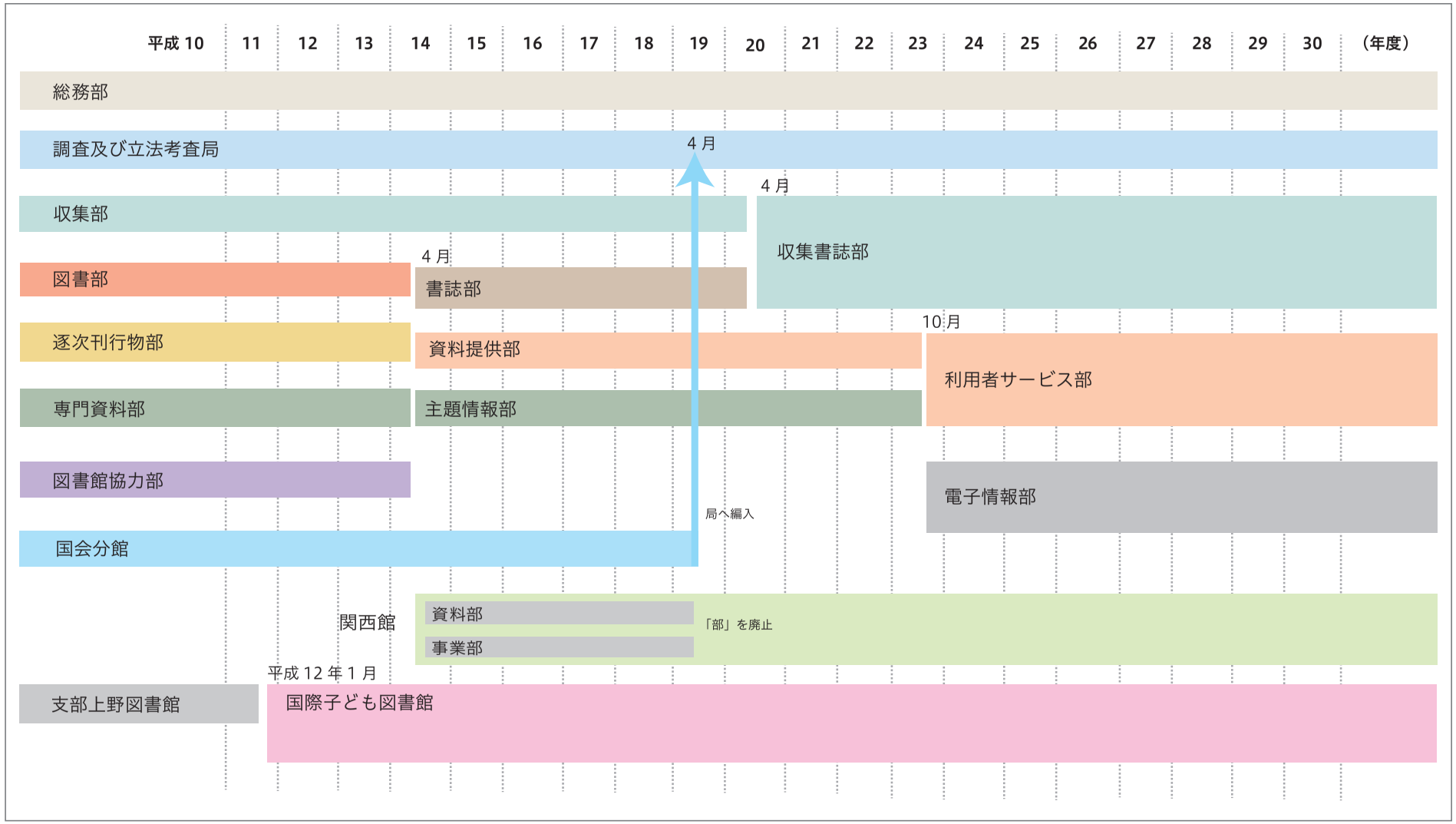

※この図は簡略化したもので、すべての業務がこのように移行したわけではない。

第4節　システム構築

1970年代から国会会議録索引や書誌の機械化を行ったのは、メインフレーム（大型汎用コンピュータ）上で、目的ごとに個別のシステムを構築し、書誌データは入力年代別に複数のデータベースに納めていた（国立国会図書館オンライン情報検索システム（NOREN））。しかし、高度情報化社会に対応するため、平成14（2002）年の国際子ども図書館全面開館、関西館開館にあわせて、個別のシステムを統合することとした。.資料の受入れや書誌作成、利用者の入退館、OPACでの検索から複写の申込みまでを一体として管理するものである。

開発は、当時のオープン化の流れにのって、メインフレームではなくオープンシステム（クライアントサーバシステム）で行った。また、仕様設計のために、設計を受託したコンサルティング会社が国立国会図書館のすべての業務の分析を行った。プロジェクト管理の手法等、それまでとは業務の進め方が大きく変わった。

このシステムは「電子図書館基盤システム」と名付けられ、当初はデジタル化画像を提供するサービス（近代デジタルライブラリー等）をも包含することを想定していたが、連携の難しさ、スケジュールを勘案して、最終的にはそれらは別のシステムとして開発した。電子図書館基盤システムは、従来の図書館利用に関するシステムを統合したものとなり、入力年代によって何十もに分かれていた書誌データベースをすべて移行するのに多大な労力を費やした。メインフレームが完全に稼働を停止したのは、データ移行を終えた平成16（2004）年3月である。「電子図書館基盤システム」は平成23（2011）年12月まで稼働し、平成24（2012）年1月からはパッケージソフトを使って新たに開発したシステムを用いている。

国立国会図書館独自の小さなシステムから大きなシステムへの移行という点では、府省庁システムへの合流もあった。給与システムは平成23（2011）年6月分から、任用システムは8月分から、国立国会図書館独自のシステムから府省共通の「人事・給与関係業務情報システム」に移行した。文書管理システムは平成17（2005）年1月から平成22（2010）年10月まで館が独自開発したものを用い、平成22（2010）年11月から府省共通の「一元的な文書管理システム」に移行した。

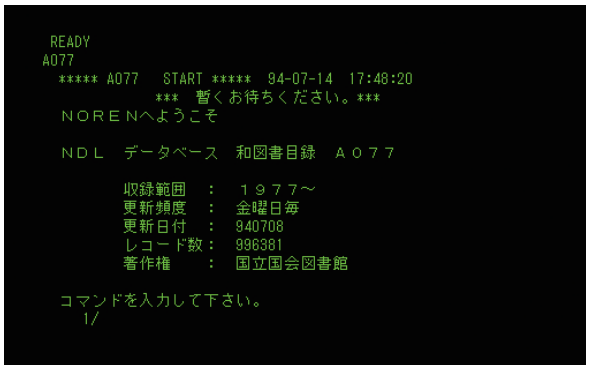

国立国会図書館オンライン情報検索システム（NOREN）の画面（再現）

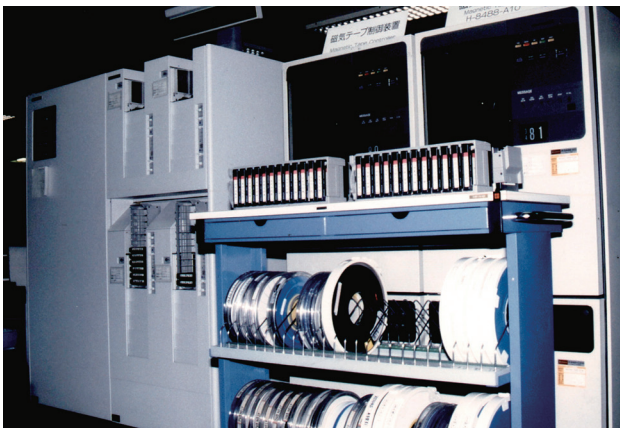

メインフレームのコンピュータ。右は磁気テープ制御装置

コラム

働く上でのIT化

平成2（1990）年には、書誌作成のためにメインフレームの端末を116台設置していた。また、この頃には各課に文書の清書のためにワードプロセッサーを数台ずつ置いていた。90年代中頃からPCを導入し、平成7（1995）年3月にLANを敷設した。まずは調査及び立法考査局からPC1人1台を実現し、平成11（1999）年7月時点での充足率は69%であった。全館で1人1台を実現したのは平成14(2002)年度末である。

平成8（1996）年4月には、職員間の連絡用としてイントラネットソフトウェアを導入した。メールもこのソフトウェア上でやりとりし、情報共有のために掲示板機能に文書を格納していた。平成14（2002）年1月に別のソフトウェアに変更した際、インターネットのメールアドレスの使用が前提であったため、職員全員にインターネットのメールアドレスを与え、一般的なメールソフトを用いるようにした。現在では、インターネット・メールでのやりとりが主となったが、ブラウザを用いたイントラネット（館内ホームページ）で会議室予約や文書格納等を行っている。

参考文献

第1節

柳与志夫「図書館における戦略経営の実際―BLに見るベストプラクティス―」『カレントアウェアネス』(266) 2001.10.20 CA1424

「コラム　世界の国立図書館にみる評価―パフォーマンス指標を中心に―」『国立国会図書館月報』(556) 2007.7

宮崎文彦「日本におけるNPM（ニュー・パブリック・マネジメント）「公共性」の観点からの再評価」『現代の図書館』51(3) 2013.9

第4節

杉山時之「ホストコンピュータの30年を振り返る」『国立国会図書館月報』(502) 2003.1

田村貴代子「国立国会図書館の業務機械化の現状について」『国立国会図書館月報』(346) 1990.1

索引

・事項と主な団体名を採録した。
・対象は、口絵、用語、本文、画像キャプション、図表（ただし組織改編と刊行物に関する表、館内配置図はのぞく）である。
・五十音順とし、欧文で始まるものは最後に ABC 順で並べた。
・特にその事柄について説明しているページは太字で示した。
・同じ事柄への参照は「→」で、参考としての参照は「⇒」で示した。
・冊子体の刊行物のみ『』を付した。

あ

アーカイブワーキングチーム　→文化庁文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会アーカイブワーキングチーム
アーチ棟……口絵 , 27, 234, 251, 252,
あいうえの……241
赤坂本館……23, 25, 28, 31, 223
赤坂離宮……14, 24, 25, 28
アクセシブルな電子書籍製作実験プロジェクト……276
アジアカウンター　→カウンター
アジア言語 OPAC……口絵 , 117, 209, 210, 211
アジア子ども図書館関係者グループ招へい事業……242
アジア情報課……197, 198, 209
アジア情報機関ダイレクトリー……209
アジア情報室……86, 143, 197, 200, 204, 207
　⇒カウンター＞アジアカウンター
　――ホームページ……209
アジア資料室……86, 174, 197, 207
アジア太平洋議会図書館長協会　→ APLAP
アジア太平洋文献情報センター……197
アジア文献情報センター……191, 196, 197
蘆原コレクション……225

い

遺跡調査……250
一元的な文書管理システム……291
一次合意　→資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会第一次合意事項
一括代行機関……83, 84
一般研究室……31, 161, 163, 165, 171
いま、世界の子どもの本は？……241
依頼調査……16, 17, 42, 43, 44, 45, 46
イングラムコレクション……225, 229, 247
印刷カード……35, 36, 37, 155, 258, 261
インターネット限定登録利用者　→登録利用者
インターネット資源選択的蓄積実験事業　→ WARP
インターネット情報（普通名詞としての）……44, 49, 142, 147, 168
インターネット情報（収集対象としての）……6, 67, 211
　⇒インターネット資料（収集対象としての）
インターネット情報選択的蓄積事業　→ WARP
インターネット情報の収集・利用に関する制度化基本方針……67
インターネット資料（国立国会図書館のデジタル化資料）　→国立国会図書館のデジタル化資料（インターネット資料）
インターネット資料（収集対象としての）……口絵 , 21, 67, 69, 71, 72, 76, 89, 211, 215
　⇒インターネット情報（収集対象としての）
インターネット資料収集保存事業　→ WARP
　――（著作別）　→ WARP（著作別）
イントラネット……69, 292
インフォメーション……169
　⇒総合案内
インフォメーションカード……141, 142, 145

う

上野図書館……25, 28, 29, 221, 222, 225
上野の山文化ゾーンフェスティバル……241
浦安市立中央図書館……238

え

英国図書館……24, 196, 288
映像資料……6, 62, 78, 80, 82, 84, 89, 90, 99, 120, 277
永続的識別子……135, 154
絵本ギャラリー……101, 246, 247, 252

絵本で世界を知ろうプロジェクト……242
エミュレーション　→電子情報の長期保存
遠隔研修　→研修
遠隔サービス……112, 113, 114, 116, 117, **120,** 122, 147, 152, 159, 160, 171, 197, **205,** 206, 212, 216, 223, 259, 274
遠隔複写　→複写

お

欧州議会調査局　→ EPRS
欧州議会テクノロジーアセスメント　→ EPTA
大阪国際児童文学館……224, 236, 244, 247
オープンデータ……113, 157, 277
奥田懇談会……189, 213
おはなし会……229, 238, 239, 240
おはなしのへや……229, 238, 239
オピーコレクション……225, 229
オランダ王立図書館…… 279
音楽・映像資料室……62, 174
音声 DAISY……274, 275
音声対話型検索システム……244
オンライン出版物……6, 71, 72
オンライン資料……口絵 , 6, 21, 71, 72, 73, 76, 89, 117, 134, 183, 185, 215
　――収集制度……73, 78, 134
　――の補償に関する小委員会……73
オンラインデータベース……6, 52, 78, 85, 141, 168
オンライン複写　→複写

か

カーテンウォール……193, 200
カード発行機……166, 171, 202
カードボックス……32, 114, 162
カード目録……32, 33, 110, 113, 114, 115, 141, 161, 163
海外日本研究司書研修　→研修
開館 50 周年……93, 158
　⇒国立国会図書館開館 50 周年記念貴重書展
開館時間……32, 161, 163, 164, 165, 167, 173, 179, 182, 183, 204, 289
開館日……31, 32, 160, 163, 164, 165, 167, 182, 289
『会議録総索引』……18, 53
　⇒『国会会議録総索引』
外国雑誌……24, 86
『外国の立法』……17
『外国の立法　立法情報・翻訳・解説』……42, 51
ガイダンス……178, 203, 213
　調べ方――……178
　（関西館の）――……203, 213
　利用――……178, 203
外部委託……143, 164, 166, 197, 198, 289
外部 MARC……289
カウンター……30, 163, 166, 173, 239, 289
　アジア――……204
　雑誌――……163, 174, 182
　出納――……19, 31, 33, 110
　図書――……163, 174, 182
　入退館――……202
　複写――……30, 174
　プリントアウト――……174
　利用者登録――……172, 289
科学あそび……238, 239, 251
科学技術関係資料整備審議会……24, 86, 141
科学技術・経済情報室……168, 174
科学技術室……48
科学技術資料室……85, 141, 174, 207
科学技術振興機構　→ JST
科学技術に関する調査プロジェクト……43, 46, 47, 48
科学技術レファレンス情報システム……141, 142, 145
学術情報センター……34, 38, 121, 272
　⇒ NII
学術文献録音図書……274, 276
過去小委　→文化庁文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会
過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理……95, 100
過去の著作物等の利用の円滑化のための方策について（中間総括）……95, 100
（仮称）関西研究学園建設基本構想案概要……189
霞が関 WAN……69, 284
カセットテープ……6, 21, 62, 89, 90
　⇒録音資料
仮想参考図書室……143
学研都市　→関西文化学術研究都市
学校教科書　→教科書
学校図書館セット貸出し……225, 239, 240, 249
活動評価……166, 288, 289
神奈川近代文学館……236, 244
カレントアウェアネス……152, 212, 269
『カレントアウェアネス』……264, 267, 269

カレントアウェアネス -E.....口絵 , 209, 269, 270
カレントアウェアネス -R.....269
カレントアウェアネス・ポータル.....209, 269, 270
韓国国立中央図書館.....152, 242, 279
韓国国会図書館.....49, 279
韓国国会立法調査処.....49, 279
関西学術研究都市調査懇談会　→奥田懇談会
関西館運営実施計画.....196, 197
関西館開館に伴う図書館資料の分散配置体制について.....195, 196, 207, 208, 216
関西館見学デー.....212
関西館準備室.....196, 197, 198, 214
関西館小展示　→展示
関西館資料等移転
——実施計画.....198
——実施本部.....198
——準備班.....198
関西館中期基本計画.....203, 211
関西研究学園（仮称）懇談会準備会.....189
関西プロジェクト
——調査会　→国立国会図書館関西プロジェクト調査会
——調査班.....189
関西文化学術研究都市.....27, 190, 192, 193, 197, 199, 200, 203, 211, 213
関西文化学術研究都市アーカイブ.....213
関西文化学術研究都市建設促進法.....190
関西文化学術研究都市推進機構.....213
『官庁刊行物総合目録』.....37
官庁・国際機関資料室.....174
官庁出版物.....37, 43, 60, 63, 79, 82, 84, 88, 89, 138
館長の待遇.....44, 288
館電.....口絵 , 131, 140, 163, 168, 174, 178, 236
館内限定公開.....口絵 , 33, 112, 131, 132, 135, 207, 211
館内サービスシステム　→ KSS
館内電子情報提供サービス　→館電
館内利用カード.....164, 165, 166, 171, 202
⇒利用カード（磁気）
館内利用サービス.....95, 125, 164, 169, 170, 173
⇒来館サービス

き

議院運営委員会　→衆議院議院運営委員会、参議院議院運営委員会
議員要望調査.....46, 52
議会官庁資料室.....174
議会テクノロジーアセスメント機関.....48
企画協力員.....265
企画協力課.....238
機器操作支援.....166, 169, 289
記事掲載箇所調査.....117, 123
気送管.....110, 162, 163
貴重書画像データベース.....口絵 , 94, 112, 126, 127, 128, 129, 132, 140, 150, 159, 185
基本情報シリーズ.....51
脚本・台本.....87, 134
脚本アーカイブズ推進コンソーシアム.....87
⇒日本脚本アーカイブズ推進コンソーシアム
休館日.....31, 32, 163, 165
教科書.....84, 85, 225
教師用指導書.....84, 225
行政・司法各部門に対する図書館サービス基本計画.....285
業務継続計画.....215
近代デジタルライブラリー.....口絵 , 33, 57, 58, 94, 95, 98, 99, 101, 112, 117, 122, 126, **128,** 129, 130, 131, 132, 134, 135, 140, 150, 151, 159, 168, 185, 208, 209, 211, 246, 291

く

熊本県立図書館.....278
クローラ.....63, 65, 67, 69, 73

け

慶應義塾大学.....275
経済危機対策大規模デジタル化実施本部.....97
けいはんな学研都市コーナー.....213
契約データベース.....6, 33, 85, 86, 87, 117, 122, 167, 168, 183, 237, 251
ゲート
（関西館の）.....199, 202
（東京本館の）.....172
入退館——.....289
研究開発（図書館についての）.....191, 196, 197, 267
⇒調査研究事業（図書館についての）
研究開発センター.....197, 267
研究データとオープンサイエンスフォーラム.....277

研究データ利活用協議会……277
研修……191, 196, 197, 198, 209, 214, 224, 236, 237, 239, 248, 251, 258, 259, 265, **267,** 268, **271, 272, 273**
遠隔――……209, 259, 271, 272, 273
海外向け研修事業……272
海外日本研究司書――……273
司書と研究者のための日本関係資料――……273
日本研究司書――……272
日本研究上級司書――……271, 272
日本研究情報専門家――……272, 273
日本専門家ワークショップ……273
講師派遣型――……272
集合――……271, 272, 273
レファレンス特別――……271
研修室（国際子ども図書館の）……251
原子力資料……23, 24
憲政資料……22, 127, 134, 139, 196
憲政資料室……174
建設省近畿地方建設局……192
原装保存……88, 227
兼任司書……285
憲法課……45
憲法室……45
憲法調査室……16, 45
憲法調査特別室……45

こ

公共図書館で働く視覚障害職員の会　→なごや会
講師派遣型研修　→研修
公衆無線 LAN……170
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部　→ IT 戦略本部
広報強化方針……288
国際インターネット保存コンソーシアム　→ IIPC
国際協力機構　→ JICA
国際建築設計競技……192
国際交換……43, 79, 86, 92, 207, 208
国際交流基金……272, 273
国際子ども図書館拡充基本計画……248
国際子ども図書館基本計画……236
国際子ども図書館準備室……224, 242
国際子ども図書館設立推進議員連盟……223
国際子ども図書館設立の申入れ書……223
国際子ども図書館第 2 次基本計画……249
国際子ども図書館電子図書館システム……244
国際子ども図書館電子図書館実施計画……244
国際子ども図書館の増築・改修計画（案）……249
国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会答申……240, 248, 249
国際子ども図書館ホームページ……6, 237, 239, 247
国際子ども図書館を考える全国連絡会……229
⇒国立の国際子ども図書館設立を推進する全国連絡会
国際児童図書評議会　→ IBBY
国際図書館連盟　→ IFLA
国際図書館連盟（IFLA）児童・ヤングアダルト図書館分科会……242
国際標準逐次刊行物番号　→ ISSN
国際標準図書番号　→ ISBN
国際文化会館……272, 273
国政課題に関する調査研究……17, 42
『国政の論点』……51
国調立資料……17
国土交通省近畿地方整備局……192, 214
国内協力課……262
『国内出版物目録』……35, 155
国文学研究資料館……277
国文研　→国文学研究資料館
国民読書年……241
国立教育研究所附属教育図書館……85
国立教育政策研究所教育図書館……85
国立公文書館……19, 68, 69, 150, 282
国立国際子ども図書館……223, 224
国立国際児童図書センター設立に関する要望書……223
国立国会図書館 60 周年を迎えるにあたってのビジョン……288
国立国会図書館オンライン……口絵 , 111, 117, 119, 122, 123, 146, 147, 160, 170
国立国会図書館オンライン情報検索システム　→ NOREN
国立国会図書館開館 50 周年記念貴重書展……126, 158
⇒開館 50 周年
国立国会図書館科学技術情報整備基本計画……141
⇒第四期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画
国立国会図書館関西館（仮称）建設基本計画概要……191

国立国会図書館関西館（仮称）建設基本計画原案.....195
国立国会図書館関西館（仮称）建設準備委員会.....195
国立国会図書館関西館（仮称）建築設計競技審査会.....192
国立国会図書館関西館（仮称）設立に関する第一次基本構想.....190, 195
国立国会図書館関西館（仮称）設立に関する第二次基本構想.....94, 191, 195, 197
国立国会図書館関西館（仮称）の建設について（勧告）.....191, 216
国立国会図書館関西館第２期施設の第１段階の建設について（勧告）.....216
国立国会図書館関西プロジェクト調査会.....189
『国立国会図書館行政司法支部図書館図書総合目録』（昭和 27-33 年度版）.....37, 261
『国立国会図書館行政・司法各支部図書館定期刊行物総合目録 昭和 25 年 4 月末現在』.....37, 261
国立国会図書館検索・申込オンラインサービス　→国立国会図書館オンライン
国立国会図書館建築委員会.....191, 216
国立国会図書館件名標目表.....146
――（Web 版）　→ Web NDLSH
『国立国会図書館件名標目表』.....157
国立国会図書館サーチ　→ NDL サーチ
国立国会図書館児童資料センター.....223
国立国会図書館資料デジタル化の手引.....97, 99
国立国会図書館資料の収蔵方針.....216
国立国会図書館総合目録ネットワーク.....口絵 , 38, 123, 150, 152, 259, 261, 262, 263, 264
国立国会図書館蔵書検索・申込システム　→ NDL-OPAC
国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述（2011 年 12 月版）　→ DC-NDL
国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述要素　→ DC-NDL
国立国会図書館中央館・支部図書館総合システム.....284
国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針 2007.....285
国立国会図書館中央館・支部図書館ネットワークシステム.....282
国立国会図書館中期ビジョン.....288
国立国会図書館データベース・ナビゲーション・サービス　→ Dnavi
国立国会図書館デジタルアーカイブポータル　→ PORTA
国立国会図書館デジタルアーカイブポータルのサービス実施方針.....149
国立国会図書館デジタル化資料.....口絵 , 73, 131, 132, 134, 135, 137, 140
⇒国立国会図書館のデジタル化資料、国立国会図書館デジタルコレクション
国立国会図書館デジタルコレクション.....口絵 , 58, 71, 74, 78, 99, 102, 111, 117, 126, **132, 134,** 135, **140,** 147, 152, 154, 183, 185, 207, 215, 237, 246, 251
⇒国立国会図書館のデジタル化資料、国立国会図書館デジタル化資料
国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画.....89
国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス　→ Web NDL Authorities
国立国会図書館電子図書館構想.....口絵 , 63, 74, 86, 92, 94, 112, 113, 126, 127, 184, 243, 245
国立国会図書館電子図書館中期計画 2004.....66, 68, 148, 149, 150, 154, 156
国立国会図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領.....277
国立国会図書館に設置する児童書等の利用に係る施設に関する調査会.....223
――答申.....243
国立国会図書館のデジタル化資料.....口絵 , 71, 122, 131, 132, 133, 134, 140, 207, 215
⇒国立国会図書館デジタル化資料、国立国会図書館デジタルコレクション
――（インターネット資料）.....71
――（古典籍資料（貴重書等））.....132, 133
国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項.....100, 138
国立国会図書館ビジョン 2004.....288
国立国会図書館分類表　→ NDLC
国立国会図書館法改正法
（平成 12 年法律第 37 号）.....口絵 , 62, 167
（平成 19 年法律第 10 号）.....156
（平成 21 年法律第 73 号）.....口絵 , 69
（平成 24 年法律第 32 号）.....口絵 , 72
国立国会図書館ホームページ.....6, 51, 65, 67, 71, 74, 84, 98, 110, 111, 116, 117, 123, 126, 128, 141,

142, 143, 146, 152, 156, 157, **158,** 259, 286, 288
国立国会図書館メタデータ記述要素　→NDL メタデータ
国立子ども青少年図書館……242
国立情報学研究所　→NII
国立図書館（固有名詞としての）……20, 221
国立図書館（普通名詞としての）……24, 60, 61, 65, 79, 114, 172, 188, 189, 196, 258, 288
国立の国際子ども図書館設立を推進する全国連絡会……223, 224
⇒国際子ども図書館を考える全国連絡会
後日郵送複写　→複写
後日来館複写　→複写
個体管理……165
個体情報……116, 117
国会 WAN……51
国会改革……43, 44
国会会議録……口絵 , 18, 53, 56, 58, 78, 291
――（のフルテキスト化）……18, 53
⇒フルテキスト・データベース・システム
国会会議録研究会……53
国会会議録検索システム……18, 19, 52, 53, 54, 55, 56, 158
国会会議録索引システム（行政管理庁）……18
国会会議録索引データベース……18
『国会会議録総索引』……53
⇒『会議録索引』
国会サービス……15, 25, 42, 43, 46, 52, 180, 196, 205, 207, 215
――基本計画……43
――の指針……43
国会職員の給与等に関する規程……44, 288
国会分館……48, 51, 86, 206, 207, 289
国会分館 OPAC……51
国会レファレンス課……16
国家図書館少年児童館……242
古典籍資料……21, 97, 126, 127, 128, 129, 134, 138, 277
古典籍資料室……127, 174
子ども映像百科……247
子ども読書年……225, 248
子ども読書連携フォーラム……237
子どもと本の議員連盟……221, 222, 223
子どもと本の出会いの会……221, 223
『コドモノクニ』……101, 229, 247
子どもの権利条約……220
子どものための音楽会……241
子どもの読書活動推進……225, 236, 237, 239, 248
子どもの読書活動の推進に関する法律……241, 248
「子どもの文化交流体験事業」実行委員会……241
子どものへや……226, 227, 229, 231, 238, 239, 240, 248, 251

さ

裁定実績データベース……102
⇒文化庁長官裁定
雑誌記事索引……112, 115, 117, **125,** 136, 147, 150, 157, 161, 166, 173, 196, 205, 206
――記事採録基準……125
――採録誌……125, 136, 196, 205, 206
――採録誌選定基準……125
『雑誌記事索引』CD-ROM 版……121, 125
冊子体目録……32, 37, 110, 113, 162, 163, 243
サピエ図書館……275, 276
参議院議院運営委員会……192, 216
参議院議院運営委員会図書館運営小委員会……192, 216
参考図書室……174
三康文化研究所附属三康図書館……244
三省懇　→デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会
三全総　→第三次全国総合開発計画
参謀本部陸地測量部……25, 28

し

視覚障害者等サービス実施計画……274, 276
視覚障害者等サービス実施計画 2014-2016……276
視覚障害者等用資料……274, 276, 277
視覚障害者等用データ……275, 276
事業部（関西館）……198, 209, 262, 264, 267, 289
司書と研究者のための日本関係資料研修　→研修
次世代システム開発研究室……215
施設基本計画プロトタイプ作成経費……191
実務研修員……214, 238
自動公衆送信……124, 137
児童サービス課……238
児童サービス協力フォーラム……237
児童サービス研究交流会……237
児童サービス連絡会……237
児童書ギャラリー……241, 250, 252
児童書研究資料室……236, 251, 254

児童書検索システム……244
自動書庫……200, 201
児童書センター……221, 223, 224
「児童書センター」（仮称）基本計画……223, 224, 225, 236
「児童書センター」（仮称）基本計画への要望書……224
児童書総合目録……口絵, 152, 236, 237, 244, 245, 261, 262
児童書多言語提供システム……243, 244
児童書デジタルライブラリー……口絵, 131, 140, 245, 246
児童書の電子図書館パイロット・プロジェクト……101, 243
児童書の図書館……27, 224
「児童書の図書館」基本計画策定委員会……223
「児童書の図書館」構想（試案）……223, 225
「児童書の図書館」構想検討会……223
児童の権利に関する条約……220
児童文学連続講座……225, 237
自費出版……81
支部上野図書館……25, 27, 28, 86, 206, 207, 221, 222, 223, 225, 226
支部図書館所蔵和逐次刊行物総合目録データベース……284
支部図書館部……37, 258
市民公開講座……213
社会労働調査室・課……16, 17
ジャパンサーチ……99, 153
ジャパンリンクセンター　→JaLC
衆議院改革に関する調査会……44
衆議院議院運営委員会……15, 192, 216
衆議院議院運営委員会図書館運営小委員会……192, 216, 223
集合研修　→研修
収集書誌部……289
収集整理課……198
収集部……289
自由民主党行政改革推進本部……44, 288
自由民主党政務調査会 e-Japan 重点計画特命委員会デジタル・アーカイブ小委員会……66, 148
自由民主党政務調査会 u-Japan 特命委員会デジタル・アーカイブ小委員会……68
手稿譜……87, 134
主題情報部……209, 264, 272, 289
主題データベース……141, 142, 143, 145
出向……214, 238
出版取次会社……80, 82, 83, 84
出版取次懇和会……20, 83
　⇒日本出版取次協会
出版物の利活用の在り方に関するワーキングチーム……136
障害者サービス実施計画 2017-2020……277
障害者サービス担当職員向け講座……274
障害者差別解消法……269, 276, 277
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律……276
商業出版物……80, 81, 84
常設展示　→展示
常総市立図書館……278
情報処理振興事業協会　→IPA
書庫環境……88, 91
書庫棟（関西館）……27, 216, 217
書庫棟（東京本館）……27, 104
書誌情報提供サービス……156
　⇒全国書誌提供サービス
書誌部……289
書誌レコードの機能要件　→FRBR
調べ方案内……113, 141, 142, 143, 145, 146, 147, 209
　⇒テーマ別調べ方案内
調べ方ガイダンス　→ガイダンス
調べものの部屋……249, 250, 251, 252, 254,
白百合女子大学図書館……245
資料移送……81, 199, 208, 216
　⇒第一次移送、第二次移送
資料収集の指針……63, 86
資料収集方針書……86
資料情報課……238
資料請求票……30, 33, 110, 162, 163, 165, 180, 248
資料提供部……289
資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会……96, 98, 100, 131, 132, 136, 137
　——第一次合意事項……96, 100, 131, 132
資料デジタル化基本計画……98
資料配送サービス……16, 52
資料部（関西館）……198, 205, 209, 289
資料保存……88, 94, 95, 120, 123, 128, 267, 271, 278
新・利用者サービス 2009……112, 168
新館雑誌カウンター　→カウンター
新館複写カウンター　→カウンター

新館プリントアウトカウンター　→カウンター
新館ホール……166, 169, 170
　⇒目録ホール
新公共経営……289
人事・給与関係業務情報システム……291
人事交流……214, 258
『新収洋書総合目録』……37, 38
新世代通信網実験協議会　→ BBCC
人文総合情報室……174

す

出納
　――カウンター　→カウンター
　――委託業者……180, 289
　――冊数（1 人あたりの）……30, 182, 183
　予約――……164
　昼休み時間帯の――……30, 164
スタンドアロン……113, 114, 127
ストーリー・レファレンス　→レファレンス

せ

精華・西木津地区……27, 190, 192, 193
政策セミナー……42, 43, 46, 48, 49
政治議会調査室・課……16, 17
制度収集……63, 65, 66, 67, 68, 69, 71, 72, 73, 211
政府共通ネットワーク……284
政府系ネットワーク情報収集制度化骨子案……69
世界の中のニッポン……126, 127
世界を知るへや……229, 238, 239, 242
ゼロックス　→複写＞電子式複写
全国視覚障害者情報提供施設協会　→全視情協
全国書誌……155, 156, 157, 272
全国書誌提供サービス……156
　⇒書誌情報提供サービス
全国書誌データ・レファレンス協同データベース利活用研修会……265
全国新聞総合目録データベース……口絵 , 152, 261, 262
全国連絡会　→国立の国際子ども図書館設立を推進する全国連絡会、国際子ども図書館を考える全国連絡会
全視情協……274, 275, 277
『全日本出版物総目録』……35, 155
専門室……33, 62, 141, 142, 143, 145, 146, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, **174,** 178, 179, 207

そ

総合案内……169, 204
総合閲覧室（関西館の）……197, 200, 204, 206, 213
総合実態調査……17
総合調査……17, 42, 43, 46, 47, 49, 51
総合調査室……17, 46, 51
総合調整室……46, 51
総合目録……35, 36, 37, 38, 150, 151, 258, 259, 261, 262, 264
総合目録ネットワーク・パイロット・プロジェクト……38, 93, 261
　⇒国立国会図書館総合目録ネットワーク
総合目録ネットワーク事業フォーラム……212
　⇒総合目録ネットワークフォーラム
総合目録ネットワークフォーラム……261
　⇒総合目録ネットワーク事業フォーラム
遡及入力……115, 236, 243
即日複写　→複写
ソノシート……90
　⇒録音資料

た

第 1 期工事（関西館）……191
第 1 期工事（東京本館）……25, 26, 27, 40
第 2 期工事（関西館）……27, 216
第 2 期工事（東京本館）……27
第 2 期マイクロ化計画……98
第一次移送……208
　⇒資料移送、第二次移送
第一次基本構想　→国立国会図書館関西館（仮称）設立に関する第一次基本構想
第一次合意　→資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会第一次合意事項
第一次小委員会　→ネットワーク系電子出版物小委員会
第一資料室……229, 236, 251, 252
大規模デジタル化事業　→デジタル化
第三閲覧室（東京本館の）……62, 167, 173
　⇒電子メディア室
第三次近畿圏基本整備計画……189
第三次全国総合開発計画……188, 189
耐震改修……104, 106
第二国立国会図書館……188, 189, 190

第二国立国会図書館（仮称）設立計画本部.....190, 191, 197
第二次移送.....208
⇒資料移送、第一次移送
第二次基本構想　→国立国会図書館関西館（仮称）設立に関する第二次基本構想
第二次小委員会　→ネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会
第二資料室.....229, 231, 236, 251, 252
第四期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画.....86
⇒国立国会図書館科学技術情報整備基本計画
タグクラウド.....146
脱酸性化処理.....89

ち

ちいさな子どものための絵本の時間.....229, 239
逐次刊行物部.....289
知的財産推進計画 2008.....68
知的財産戦略推進事務局.....68
知的財産戦略本部.....68, 153
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定　→ TRIPS 協定
中央省庁等改革推進本部事務局.....282
中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」.....72
中間答申「電子的な媒体の出版物の納入に関する制度及び運用の在り方について」.....61
中高生向け調べものの部屋の準備調査プロジェクト.....249
中国国家図書館.....242, 279
中性紙使用率調査.....88
調査及び立法考査局.....15, 17, 18, 25, 42, 43, 44, 45, 46, 48, 51, 52, 289, 292
調査及び立法リファレンス局.....15
調査企画課連携協力室.....49
調査研究事業（図書館についての）.....267, 271
⇒研究開発（図書館についての）
調査資料.....17
『調査資料』.....42, 51
『調査と情報 -ISSUE BRIEF-』.....17, 42, 45, 51, 93
調査の窓.....44, 49, 51, 52
調査連絡課.....16
著作権処理.....97, 98, 101, 102, 121, 124, 131, 211, 215, 247
著作権法改正法.....96, 131, 137, 139, 274, 275
（平成 21 年法律第 53 号）.....口絵 , 96, 100, 131, 274
（平成 24 年法律第 43 号）.....口絵 , 100, 137
（平成 30 年法律第 30 号）.....100, 137, 139, 275

つ

ツイッター.....73, 212, 265, 266

て

定員.....198, 212, 289
帝国議会会議録.....55, 78
帝国議会会議録検索システム.....18, 53, 55, 56
帝国図書館.....20, 21, 25, 28, 85, 221, 222, 229, 233, 234, 252
ディジタル貴重書展.....口絵 , 93, 126, 127, 128, 129, 158
データベースフォーラム.....212
テーマグラフ.....146
テーマ別コーナー.....204
テーマ別調べ方案内.....口絵 , 142, 143, 145, 146, 147, 159
テキスト DAISY.....276
テキスト化.....18, 54, 55, 60, 93, 95, 96, 98, 99, 100, 129, 131, 137, 275, 276
――実証実験.....98, 100, 137, 275
テキストデータ送信実験.....276
デジタル・アーカイブ小委員会　→自由民主党政務調査会 e-Japan 重点計画特命委員会デジタル・アーカイブ小委員会、自由民主党政務調査会 u-Japan 特命委員会デジタル・アーカイブ小委員会
デジタル・アーカイブの推進に向けた申入れ―「デジタル文明立国」に向けて―.....68
デジタルアーカイブ事業.....66, 211
デジタルアーカイブの推進に関する関係省庁連絡会議.....66
デジタル遺産の保存に関する憲章.....61
デジタル化.....20, 63, 66, 88, 93, 101, 103, 147, 148, 206, 208, 272
原資料からの――.....94, 98, 99, 131
古典籍資料の――.....126, 128, 277
児童書の――.....243, 245
支部図書館資料の――.....285

大規模――事業..... 口絵 , 33, 91, 96, **97,** 98, 99, 100, 102, 112, **131,** 132, 134, 136, 137, 140, 168, 182, 184, 207, 215, 245, 285
他機関所蔵の――資料.....99
――資料.....口絵 , 6, 33, 78, 89, 98, 99, 112, 113, 122, 126, 129, 131, 132, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 168, 169, 173, 174, 178, 182, 183, 184, 195, 205, 211, 215, 250, 251, 276
――資料の提供　→近代デジタルライブラリー、国立国会図書館のデジタル化資料、国立国会図書館デジタル化資料、国立国会図書館デジタルコレクション
――資料の複写制限　→複写
――済原資料.....124, 209
図書館向け――資料送信サービス　→図書館送信
博士論文の――.....97
保存のための――.....95, 96, 98, 100, 131, 168
マイクロフィルムからの――.....93, 94, 95, 98, 99
マイクロフィルムの――.....93, 94
歴史的音源の――.....21, 87
⇒歴史的音源
録音資料、映像資料の――.....89, 90
デジタル化資料に係る図書館間貸出しに代わる臨時的措置.....100, 137
デジタル化資料の図書館間貸出しの特例の試行.....100, 137
デジタル貴重書展　→ディジタル貴重書展
デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会.....100, 136, 137
デジタル録音図書　→音声 DAISY
典拠データ.....113, 157
展示.....126, 127, 146, 204, 212, 213, 223, 225
関西館小――.....204
（国際子ども図書館の）――.....226, 228, 229, 234, 236, 237, 240, 241, 242, 246, 247, 250, 251, 252
常設――.....146
電子式複写　→複写
電子ジャーナル.....6, 78, 85, 86, 117, 119, 163, 167, 168, 169, 174, 205
電子情報の長期保存.....89, 209, 215
エミュレーション.....89, 99
マイグレーション.....89, 99
電子情報部.....129, 215, 289
電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業.....73
電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議
→文化庁電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議
電子資料室.....62, 163, 167, 173, 174
電子透かし.....93
電子展示会.....93, 98, 101, 126, 127, 129, 146, 158, 209, 229, 246, 247, 279
⇒本の万華鏡
電子図書館課.....198, 209, 211, 215, 264
電子図書館基盤システム.....116, 150, 165, 285, 291
電子図書館構想　→国立国会図書館電子図書館構想
電子図書館サービス実施基本計画.....63, 66, 74, 94, 154
電子図書館事業.....63, 68, 129, 209, 212, 243, 246, 259, 264
電子図書館実証実験プロジェクト.....93
電子図書館推進委員会.....244
電子図書館モデルシステム.....244
点字図書・録音図書全国総合目録.....261, 262, 275
『点字図書・録音図書全国総合目録』.....261
電子メディア室.....62, 167, 173
――複写センター.....167
電中 2004　→国立国会図書館電子図書館中期計画 2004

と

東亜図書館協会　→ CEAL
当館作成データベースの提供方針.....158
東京藝術大学.....226, 233, 241, 250
東京子ども図書館.....224, 238
東京出版販売株式会社.....20
⇒トーハン
東京大学.....99, 275
東京大学文献情報センター.....37
東京電力福島第一原子力発電所事故.....45
東京都美術館.....241
東京都立中央図書館.....238
東京都立日比谷図書館　→日比谷図書館
東京文化会館.....241
東京本館内利用サービス実施詳細計画（案）.....164
東京本館リニューアル本部.....166
東京本館利用者サービス実施計画（案）.....164,

171
東西間での来館遠隔複写　→複写
答申「21 世紀を展望した我が国の納本制度の在り方―電子出版物を中心に―」……61, 62, 63, 65
答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」……71, 72
答申「国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）第 2 項第 2 号に規定する納入の一括代行事務に要する金額の見直しについて」……83
答申「国立国会図書館法に規定する図書館の組織および図書館奉仕の改善を目的として、関西地域に設置すべき施設およびその機能について」……189
答申「独立行政法人等の出版物の納入義務の在り方について」……85
答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」……66, 67, 69, 71
東南アジア共同収集プログラム……208
東北大学災害科学国際研究所……77
登録利用者……117, 121, 122, 138, 165, 169, 171, 172, 202
　インターネット限定――……122
登録利用者カード（IC カード）……31, 111, 171, 172
登録利用者カード（PET カード）……164, 165, 171
登録利用者制度……口絵 , 121, 122, 164, 165, 169, 171, 172, 202
トーハン……20
　⇒東京出版販売株式会社
ドキュメント・サプライ
　――・サービス……86, 120, 121, 195, 196
　――・センター……195, 196, 197
　――用和雑誌……196, 205, 206, 207
読書郵便……239
督促（納入の）……82, 83, 84, 85, 225
特別資料室……62, 167, 173, 174
独立法人化……44, 288, 289
図書館運営委員会……14, 15, 25
図書館運営小委員会　→衆議院議院運営委員会図書館運営小委員会、参議院議院運営委員会図書館運営小委員会
図書館学資料室……174, 267
図書館間貸出し……35, 37, 96, 98, 100, 110, 111, 112, 116, 120, **123,** 124, 136, 137, 138, 139, 190, 197, 205, 258
図書館間貸出ワーキングチーム……100, 136, 137
図書館協力課……198, 209, 262, 267, 272
図書館協力事業……209, 212, 259, 266, 267, 271, 272, 274, 277
図書館協力セミナー……271
図書館協力ニュース……209
図書館協力部……63, 189, 197, 258, 259, 262
図書館経営論……288
図書館研究所……222, 267, 271
図書館情報学調査研究プロジェクト……267
図書館総合研究所……267
図書館送信……口絵 , 100, 111, 124, 136, 137, 138, 139, 215, 285
　――参加館……138
　（海外への）――……100, 138
図書館調査研究リポート……268, 269, 271
図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン……274
図書館への限定送信に関するワーキングチーム……100, 137
図書館向けデジタル化資料送信サービス　→図書館送信
図書議員連盟……189
図書校正システム　→ EBIS
図書部……289
土曜開館……31, 32, 163, 164, 165, 226, 227

な

長尾構想……103
なごや会……275, 277
ナレッジ提供サービス……143
「ナレッジデータベース」構想……142, 143

に

21 世紀に向けた蔵書の緊急整備計画……86, 225
日本科学技術情報センター　→ JICST
日本関係資料……92, 272
日本脚本アーカイブズ推進コンソーシアム……87
日本近代文学館……244
日本研究司書研修　→研修
日本研究上級司書研修　→研修
日本研究情報専門家研修　→研修
日本国際児童図書評議会　→ JBBY

日本十進分類法　→NDC
日本出版取次協会……20, 83, 84
　⇒出版取次懇和会
日本出版販売株式会社……20, 36
日本資料専門家欧州協会　→EAJRS
日本資料図書館連絡会……273
『日本全国書誌』……35, 36, 37, 155, 156
『日本全国書誌　週刊版』……35, 155
日本全国書誌ホームページ版……156
日本専門家ワークショップ　→研修
日本蓄音機レコード協会……21
　⇒日本レコード協会
日本点字図書館……275, 276, 277
日本図書館協会……36, 38, 95, 157, 200, 258, 261, 274, 277
日本ペンクラブ……96, 241
日本法令沿革索引審議会……56, 57
日本法令索引……口絵 , 18, 19, 53, 55, 56, 57, 58
『日本法令索引〔旧法令編〕』……56
『日本法令索引〔現行法令編〕』……56
日本法令索引〔明治前期編〕……19, 55, 57, 58
『日本目録規則 2018 年版』……157
日本レコード協会……21, 81, 87
　⇒日本蓄音機レコード協会
入館制限……28, 30, 31, 182
入手可能性調査……138
入退館……151, 163, 164, 291
　――カウンター　→カウンター
　――管理システム……31
　――ゲート　→ゲート

ね

ネットワーク系情報……62, 63, 65, 66, 67, 68, 69, 74
ネットワーク系電子出版物 ……6, 61, 62, 63, 65, 66, 67, 71, 154
ネットワーク系電子出版物小委員会……65, 66
ネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会……65, 67
ネットワーク系電子情報の収集・組織化・保存・提供等に係る実施計画……63, 74

の

納入出版物代償金委員会……20
納入率調査……83, 84
『納本月報』……35, 155
『納本週報―国内出版物目録―』……35, 155
納本制度……**20,** 21, 42, **60,** 61, 62, 63, 65, 66, 71, 78, 79, 81, 82, 84, 85, 86, 87, 91, 155, 159, 167, 195, 206
　――に関する懇談会……62
　――の日……82
納本制度審議会……65, 66, 69, 71, 72, 73, 74, 85
　――代償金部会……83
納本制度調査会……61, 62, 65, 74
　⇒納本制度審議会
野田村立図書館……278

は

バーチャル国際典拠ファイル　→VIAF
ハーバード大学ライシャワー日本研究所……77
バーレーン王国教育省……279
梅花女子大学図書館……245
媒体変換……78, 88, 90, 91, 92, 94, 98, 99, 101, 189, 191
　――済み原資料……208, 216, 217
　⇒マイクロ化、デジタル化
パイロット電子図書館プロジェクト……38, 93, 127, 261
博士論文……24, 78, 87, 97, 102, 117, 134, 135, 138, 139, 140, 165, 196, 207, 221, 225
　デジタル形態の――……78, 87, 99, 134, 207
パッケージ系電子出版物……6, 21, 61, 62, 72, 78, 81, 84, 89, 99, 125, 163, 167, 168
パブリックコメント……67, 69

ひ

東日本大震災……45, 47, 49, 76, 77, 85, 97, 99, 104, 134, 179, 215, 239, 249, 269, 278
東日本大震災アーカイブ……口絵 , 76, 77, 99, 154
　――構築プロジェクト……76, 278
　――収集等実施計画……85
東日本大震災特別調査班……45
光ディスク……18, 53, 54, 98, 189
被災資料復旧支援……278
ビジョン……288, 289
ビデオテープ……21, 62, 89
　⇒VHS テープ、映像資料
ひなぎく　→東日本大震災アーカイブ
日比谷図書館……221, 222, 224, 236, 244
『びぶろす』……286

非来館型サービス　→遠隔サービス

ふ

ファクシミリ……18, 31, 121, 122, 123, 258, 259, 261, 262
フォト CD……127
福岡県立図書館……238
複写…… 24, 29, 30, 31, 35, 37, 38, 53, 84, 91, 92, 113, 116, 124, 135, 137, 138, 139, 161, 164, 170, 171, 173, 178, 189, 289, 291
遠隔――……34, 111, 112, 113, 117, **120, 121, 122,** 123, 125, 147, 165, 171, 173, 195, 196, 197, **205,** 206, 207
⇒郵送複写
（国会サービスにおける）……16, 42, 44, 45, 46, 52
デジタル化資料の――制限……96, 131, 132
電子式――……16, 29, 183
図書館間貸出しにおける――……123
プリントアウト（電子から紙への打ち出し）……6, 34, 44, 45, 62, 67, 69, 72, 96, 98, 111, **122,** 131, 135, 138, 167, 168, 169, **173, 174,** 183, 184, 206
郵送――……31, 33, 34, 110, 120, 258, 259
⇒遠隔複写
（来館サービスにおける）……166, 167, 168, 169, **173,** 183
オンライン――……125, 166, 173
後日郵送――……173
後日来館――……173
即日――……32, 166, 173, 183
東西間での来館遠隔――……165, 173
――の受付時間……32, 173
複写提供ワーキングチーム……131
複本……85, 86, 88, 195, 196, 205, 206, 208, 209, 238, 250
物質・材料研究機構……277, 282
フットプリント……96, 131, 132
プランゲ文庫　→メリーランド大学図書館プランゲ文庫
フランス国立図書館……61, 279
プリントアウト　→複写
フルテキスト・データベース・システム……53
⇒国会会議録検索システム
フロアワーク……239, 240
フロッピー・ディスク……21, 89
文化財レスキュー事業……278
文化庁……87, 98, 136, 278
――文化審議会……95
――文化審議会著作権分科会……95, 99, 100, 136, 137, 139
――文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会……95, 96, 100, 102, 136
――文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会アーカイブワーキングチーム……95, 98
――文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会……139
――電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議……100, 137
文化庁長官裁定……95, 97, 101, 102, 129, 229, 245
文教科学技術課……48
文献提供課……198, 205, 216
文献提供サービス……34, 94, 120, 197, 207, 209
分散型総合目録データベースシステム……284
分散配置……87, 195, 205, 208
分散配置体制　→関西館開館に伴う図書館資料の分散配置体制について

へ

米国議会図書館……14, 15, 22, 36, 60, 61, 98, 99, 127, 208, 221, 264
――議会調査局　→ CRS
――立法レファレンス局……15, 17, 18
平成 11 年答申　→答申「21 世紀を展望した我が国の納本制度の在り方―電子出版物を中心に―」
平成 15 年度から 17 年度における所蔵資料のメディア変換に関する実施計画……98
平成 16 年答申　→答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」
平成 20 年度障害者サービス担当職員向け講座……274
平成 21 年度以降の当館所蔵資料の媒体変換基本計画……88, 98
平成 22 年答申　→答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」
平成 24 年 1 月以降の館内利用者サービス（東京本館・関西館）に関する基本計画……168, 171, 173
平成 24 年中間答申　→中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用

の内容について」
平成 27 年度増築・改修後の国際子ども図書館サービス実施計画……249
ベトナム国会事務局能力向上プロジェクト……50, 279
ベトナム国会図書館……50, 279
ベルヌ条約……96

ほ

防災科学技術研究所……77
法律政治・官庁資料室……143, 174
法令議会資料室……32, 53, 174
——ホームページ……143, 145
『法令索引』……18
ポータルサイト……6, 76, 148
保存のためのデジタル化　→デジタル化
本館図書カウンター　→カウンター
本館複写カウンター　→カウンター
本館プリントアウトカウンター　→カウンター
本館ホール……32, 114, 166, 169, 170
⇒目録ホール
本の万華鏡……145, 146
本のミュージアム　→ミュージアム（国際子ども図書館の）
ほんのもり……244

ま

マイグレーション　→電子情報の長期保存
マイクロ化……78, 91, 92, 93, 95, 98, 99, 131
マイクロ資料……6, 34, 78, 91, 92, 94, 122, 163, 173, 183, 222, 229
⇒マイクロフィッシュ、マイクロフィルム
マイクロフィッシュ……18, 23, 91, 92, 163, 225
マイクロフィルム……20, 23, 33, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 98, 99, 135, 236
マルチメディア DAISY……276

み

ミニガイダンス　→（関西館の）ガイダンス
ミニ電子展示　→本の万華鏡
三宅坂分室……25, 28, 31, 40
ミュージアム（国際子ども図書館の）……226, 229, 231, 238, 241, 243, 246, 247, 249, 250
ミュンヘン国際児童図書館……221, 224
民間出版物……80, 82, 83, 84, 88, 89, 206

め

明治期刊行図書……33, 91, 93, 94, 101, 102, 128
メインフレーム……115, 291, 292
メールマガジン……209, 237, 269
メタデータ……6, 63, 74, 89, 98, 99, 128, 150, 152, 153, 154, 211
⇒ NDL メタデータ、DC-NDL
メディアふれあいコーナー……229, 230, 247, 252
メディア変換　→媒体変換
メリーランド大学図書館プランゲ文庫……20, 92, 99, 236
免震構造……234, 249, 252

も

目次検索システム……141, 142, 143
⇒目次データベース
目次データ……33, 99, 117, 122, 129, 136, 147, 183
目次データベース……117, 143, 145, 146, 147
⇒目次検索システム
目録カード……32, 37, 38, 155, 252, 258
目録ホール……32, 113, 114, 162, 163, 166
⇒新館ホール、本館ホール

ゆ

郵送複写　→複写
ゆにかねっと　→国立国会図書館総合目録ネットワーク
ユニコード……209, 211
ユニバーサル・アクセス 2020……288
ユネスコ・アジア文化センター……244

よ

洋図書オンライン閲覧目録（OPAC）……34
『幼年画報』……101, 229, 247
吉田家文書……278
予測調査　→国政課題に関する調査研究
読み聞かせ会……229

ら

来館サービス……口絵 , 29, **112,** 113, 114, 117, 120, 160, **161,** 163, 164, 165, 168, 169, 171, 172, 179, 196, **202,** 205, 206, 211, 213, 224, 274, 277
来館者管理システム……163, 169, 202
ライブラリアンシップ賞……266

り

陸前高田市立図書館……278
リサーチ・ナビ……口絵 , 117, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 151, 152
『リファレンス』……17
利用カード（磁気）……110, 161, 163, 171
⇒館内利用カード
利用ガイダンス　→ガイダンス
利用資格年齢……161, 171, 172
利用者サービス部……272
利用者数……28, 29, 30, 31, 33, 161, 172, 181, 202, 206
利用者登録……34, 111, 112, 121, 122, 138, 169, 171, 172, 289
利用者登録カウンター……172, 289
利用者による機器の持込……170

る

ルーマニア国立図書館……279

れ

レーザーディスク……62, 90
⇒映像資料
れきおん　→歴史的音源
歴史的音源……口絵 , 78, 87, 99, 132, 133, 134, 140
歴史的音盤アーカイブ推進協議会　→ HiRAC
歴史的典籍オープンデータワークショップ……277
歴史的図書館用品……252
レコード……20, 21, 62, 87, 89, 132
⇒録音資料
『れじすめいと』……46
れはっち……265
レファレンス……15, 31, 35, 53, 112, 123, 141, 142, 143, 146, 151, 161, 204, 213, 237, 258, 259, 264, 265, 266, 271, 272
口頭――……33, 146
ストーリー・――……237
電話――……216
文書――……31, 34, 143, 146, 216, 237
『レファレンス』……17, 42, 51
レファレンス協同データベース……口絵 , 146, 152, 209, 212, 213, 259, 264, 265, 266
レファレンス協同データベース事業参加館フォーラム……212, 259, 265
レファレンス情報システム……141, 142, 143, 145, 151
レファレンス特別研修　→研修
レンガ棟……234, 251, 252
連携協力課……49
連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）……14, 20, 25, 35
連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）文書……92
連絡部……37, 258

ろ

録音・映像資料　→映像資料、録音資料
録音・映像資料デジタル化実施計画 2018-2020……90
録音資料……6, 78, 84, 87, 89, 99, 120
録音資料デジタル化実施計画……89
ロシア国立図書館……279

わ

私たちの使命・目標 2012-2016……288
和図書オンライン閲覧目録（OPAC）……34, 115, 163

ABC

API……37, 150, 151, 152, 153, 156
APLAP……49, 50
AsiaLinks―アジア関係リンク集―……209, 210
AURORA on CD-ROM……60
BBCC……93, 94, 127
BCP　→業務継続計画
BL　→英国図書館
『CA』　→『カレントアウェアネス』
CA-E　→カレントアウェアネス -E
CA-R　→カレントアウェアネス -R
CA ポータル　→カレントアウェアネス・ポータル
CD（音楽）……21, 62, 81
⇒録音資料
CD-ROM……6, 19, 21, 60, 61, 85, 113, 114, 167
――目録（J-BISC）　→ J-BISC
――データベース……167, 173
CEAL……273
CRS……49
DC-NDL……154
⇒ NDL メタデータ
Dnavi……口絵 , 65, 68, 74, 75, 154, 209, 211
DOI……113, 135, 277
DRM……21, 72, 73
DVD……6, 21, 60, 61, 62

⇒映像資料
EAJRS……139, 273
EBIS……276
e-Japan 重点計画……148
——特命委員会デジタル・アーカイブ小委員会
→自由民主党政務調査会 e-Japan 重点計画特命委員会デジタル・アーカイブ小委員会
e-Japan 戦略……66, 148
EPRS……49
EPTA……49
e デポ　→オンライン資料収集制度
e- ラーニング　→研修＞遠隔研修
FRBR……152, 157
GHQ/SCAP　→連合国最高司令官総司令部
Google Books……96, 97, 100, 103
HiRAC……21, 87, 132
IBBY……242
IFLA……90, 157, 242
IIPC……61
IPA……38, 93, 94, 127, 261
ISBN……72, 135
ISSN……135
IT 戦略本部……66, 148
JaLC……277
JAPAN/MARC……36, 37, 156, 157
⇒ J-BISC
JBBY……229
J-BISC……33, 37, 114, 156, 158, 161, 162, 163
JICA……49
JICST……24, 34, 85
⇒ JST
JOIS……34
JST……24, 34, 85, 277
⇒ JICST
KSS……口絵 , 131, 140, 152, 169, 174, 182, 236, 251
LAN……170, 284, 292
LC　→米国議会図書館
Linked Open Data……157
MARC……36, 37, 155, 156, 289
⇒ JAPAN/MARC
NACSIS/NDL-ILL……121
NACSIS-CAT……37, 38
NACSIS-ILL……34, 121, 123
NDC……150, 252
NDLC……150, 204
NDL-ILL……121, 122, 123
NDL-OPAC……口絵, 33, 34, 37, 112, 114, 115, **116, 117,** 118, 119, 121, 122, 123, 125, 129, 141, 142, 147, 150, 153, 156, 159, 163, 164, 165, 169, 173, 182, 184, 202, 205, 206, 211, 259
NDL サーチ……口絵 , 37, 38, 148, 150, 151, 152, 153, 154, 156, 160, 169, 215, 245, 246, 262, 266, 275
NDL デジタルアーカイブシステム……89, 154, 211
NDL メタデータ……154
⇒ DC-NDL
NII……34, 37, 69, 87, 207, 272, 273, 277
NIMS　→物質・材料研究機構
NLK　→韓国国立中央図書館
NOREN……115, 141, 284, 291
OCLC……157
OCR……54, 98, 137, 275, 276
OPAC……52, 113, 114, 115, 117, 141, 151, 156, 159, 164, 165, 166, 179, 291
PB リポート……22, 23, 24, 91
PORTA …… 口絵 , 37, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 156, 211, 215
RDA……157
REX……146
RSS 配信……160
TRIPS 協定……96
u-Japan 特命委員会・デジタル・アーカイブ小委員会　→自由民主党政務調査会 u-Japan 特命委員会・デジタル・アーカイブ小委員会
VHS テープ……21, 62, 90
⇒ビデオテープ、映像資料
VIAF……157
WARP（ウェブサイト別）……69, 70, 71, 99, 134, 151, 152, 160
（インターネット資源選択的蓄積実験事業）……口絵 , 63, 64, 65, 66, 68, 74, 154, 159, 209
（インターネット情報選択的蓄積事業）……口絵 , 68, 69, 74, 211
（インターネット資料収集保存事業）……口絵 , 69, 70, 71, 73, 78, 85, 99, 134, 151, 152, 154
WARP （著作別）……口絵 , 69, 70, 71, 132, 140, 211
Web NDL Authorities……154, 157
Web NDLSH……157
Web-OPAC…… 口 絵 , 31, 33, 37, 51, 114, 115, 116, 156, 159, 163, 182
WorldCat……157

国立国会図書館七十年記念館史編さん委員会委員一覧

編さん委員長

山田敏之（～令和２年６月）
田中久徳（令和２年７月～）

委員（編さん企画・監修）（五十音順）

大場利康、小寺正一、諏訪康子、竹内秀樹、田中久徳（～令和２年６月）、
豊田透（～令和２年３月）、原田圭子（～平成30年３月）、堀純子

委員（調査・執筆）（五十音順）

大塩勇生、小川那瑠、木下竜馬（～平成30年12月）、工藤豊、小坂昌、小林昌樹、
清水直樹、白井京、鈴木宏宗、田幡琢磨、帖佐廉史、長尾宗典（～平成30年３月）、
夏目雅之、旗手優、林瞬介、平岡章夫、廣瀬淳哉、松井一子、松﨑宏樹、
松澤貴弘（～平成30年３月）、松永しのぶ、山本直樹

委員（資料編等）（五十音順）

飯田晃子、中川紗央里、福井祥人

編集

総務部総務課編集係（岩嵜依子、鈴木典子、古野朋子）

デザイン

小川那瑠

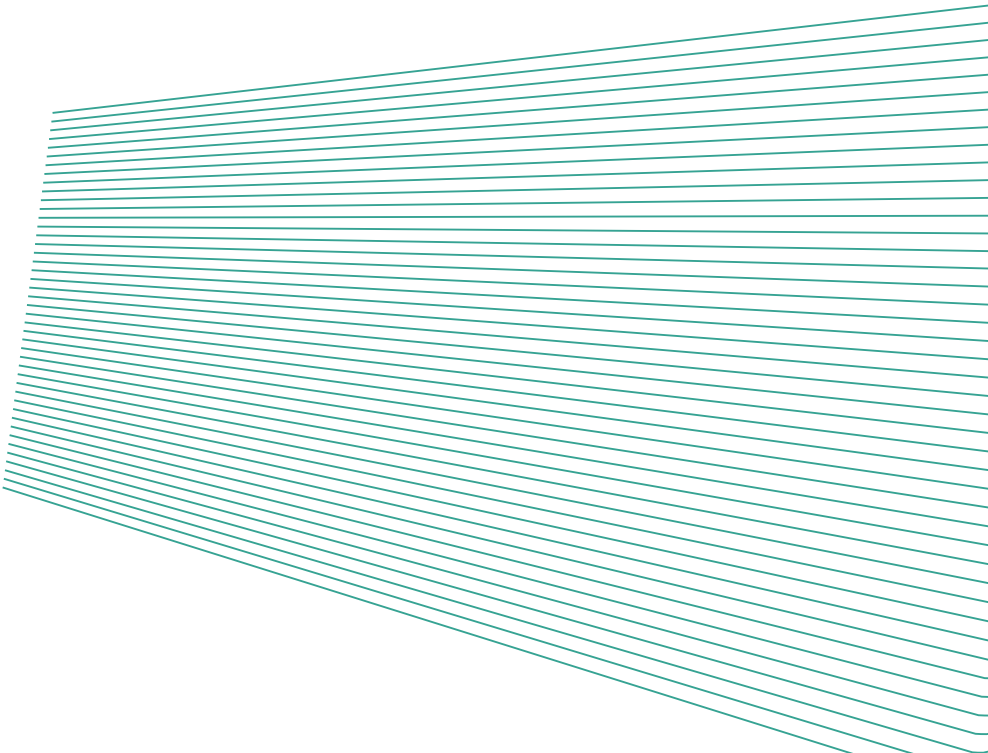

国立国会図書館七十年記念館史　デジタル時代の国立国会図書館　1998-2018

発行日　令和 3 年 3 月 31 日
発行　　国立国会図書館
　〒 100-8924　東京都千代田区永田町 1-10-1
　電話　03-3581-2331
編集　　国立国会図書館七十年記念館史編さん委員会
印刷・製本　丸井工文社

ISBN 978-4-87582-871-6

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。